官報
号外
国会会議録
令和七年六月十三日

○国会第二百十七回 参議院会議録第二十七号

令和七年六月十三日　参議院会議録第二十七号

令和七年六月十三日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十八号
令和七年六月十三日
午前十時開議
第一　スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第二　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）
第三　信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出）
第六　環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、日程第一より第七まで
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告
一、外交・安全保障に関する調査の報告
一、国民生活・経済及び地方に関する調査の報告
一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の報告
一、情報監視審査会の調査及び審査の報告

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。
日程第一　スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長堂故茂君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔堂故茂君登壇、拍手〕

○堂故茂君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、衆議院文部科学委員長の提出によるものであり、スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記しようとするものであります。
委員会におきましては、国のスポーツ予算の拡充の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十八
賛成	二百三十五
反対	三

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　**日程第二　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）**を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長牧山ひろえ君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕

○牧山ひろえ君　ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、令和七年四月十四日から令和九年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。
委員会におきましては、北朝鮮に対する制裁の効果、対北朝鮮政策に関する政府の姿勢等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　二百三十一
反対　六

よって、本件は承認することに決しました。

（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第三　信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長三宅伸吾君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔三宅伸吾君登壇、拍手〕

○三宅伸吾君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公益信託に関する法律により公益信託に係る行政庁による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業の免許又は信託契約代理業の登録等に係る信託業法の規定の適用を除外しようとするものであります。

委員会におきましては、公益信託に対する監督体制の在り方、公益信託の受託者の要件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主・社民・無所属を代表して勝部賢志委員、各派に属しない議員の梅村みずほ委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　百八十九
反対　四十八

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第四　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第五　手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。内閣委員長和田政宗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔和田政宗君登壇、拍手〕

○和田政宗君　ただいま議題となりました両法律案のうち、まず、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年増加する金属製物品の窃取を防止するには窃取された物品の処分の防止が重要であることに鑑み、一定の金属くずの買受けを行う営業について都道府県公安委員会への届出、相手方への本人確認等を義務付けるとともに、犯行に使用されるおそれが大きい一定の金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、金属盗の実態及び急増の背景、金属くず買受け業者に対する規制の在り方、本人確認や犯行用具規制の運用における配慮の必要性、警察による盗難防止に資する情報の周知、いわゆる金属くず条例の運用と本法律案との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、れいわ新選組の大島委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

次に、手話に関する施策の推進に関する法律案につきまして、内閣委員会を代表いたしまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

近年、地方公共団体において手話の普及や理解の増進等を目的とする条例を制定する動きが全国に広がり、国においても手話に関する施策の総合的推進が求められております。

また、デフリンピックが本年十一月に我が国で初めて開催されるのを前に、手話に関する国民の関心が高まってきております。

本法律案は、手話に関する施策を総合的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、基本理念として、手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されること、第二に、国及び地方公共団体は手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること、第三に、手話に関する基本的施策として、手話を必要とすることもの手話の習得の支援、学校における手話による教育等について規定しております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は、内閣委員会におきまして全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

まず、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　二百三十
反対　七

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、手話に関する施策の推進に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　二百三十六
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第六　環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長青山繁晴君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○青山繁晴君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、風力発電事業等に係る工作物の建て替えに関する環境影響評価手続の見直しを行うこと、環境影響評価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、宮城県へ委員派遣を行うとともに、参考人から意見を聴取したほか、建て替え事業における適切な環境配慮の確保の必要性、環境影響評価図書の継続公開の在り方、環境影響評価制度の意義と改善の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局いたしましたところ、本法律案に対し、れいわ新選組を代表して山本委員より、建て替え事業に係る配慮書手続の対象となる既存工作物から、地熱発電所を除く火力発電所及び原子力発電所を除外すること等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下理事より修正案及び原案に反対、れいわ新選組を代表して山本委員より修正案に賛成、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十七
賛成　二百十八
反対　十九

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第七　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長柘植芳文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○柘植芳文君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、次期財政検証において、将来の基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金及び報酬比例部分のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとすること等の規定を追加する修正が行われました。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、基礎年金の給付水準を底上げするための措置の趣旨、被用者保険の更なる適用拡大の必要性、第三号被保険者制度の在り方、年金制度に関する分かりやすい情報発信の必要性等について、石破内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本維新の会を代表して猪瀬直樹委員より反対、国民民主党・新緑風会を代表して田村まみ委員より反対、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対、れいわ新選組を代表して天畠大輔委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。猪瀬直樹君。

〔猪瀬直樹君登壇、拍手〕

○猪瀬直樹君　日本維新の会の猪瀬直樹です。

会派を代表して、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案、いわゆる年金法改正案について、反対の立場で討論いたします。

現在、我が国の医療、年金を始めとした社会保障費の膨張は、昭和十六年当時の軍事費の膨張とパラレルであり、このままではこの国が滅びかねない深刻な事態であることを、そして、これを救うために抜本的な社会保障制度改革が必要であることを、質疑を通じて石破総理にも度々申し上げてきました。

ところが、今回の年金法改正案は、実に中途半端な小手先の修正や、制度間の不公平を助長するような施策ばかりが目立ち、それらがかえって抜本的な改革を遠ざけてしまうことで、これでは時間切れで我が国はいよいよ沈没してしまうんじゃないかと強い危機感を持っています。

まず、在職老齢年金制度の見直しです。

我が国の深刻な人手不足を補うために必要な高齢者の就業促進、これは、仕事を続けて健康を維持して医療費を減らし、さらに経済成長にも貢献する、言わば一石三鳥の大きなメリットがあります。ところが、これを妨げてきた高齢者は働くと年金を減らされて損をするという国民の認識は、今回の月額五十万円から六十二万円への上限額引上げという中途半端な妥協案では払拭できません。そうではなく、これまで厚労省においても度々検討されてきた在職老齢年金制度の廃止、これに今こそ踏み込むべきなんであります。

続いて、厚生年金の適用拡大についてですが、これもまた、まさに中途半端と言わざるを得ません。第三号被保険者という言わば逃げ道を残したままで中途半端に適用範囲を拡大しても、前回の適用拡大と同様、労働時間を減らし、その適用を回避する動きが出ることは間違いありません。これを政府は様々な支援を付けて回避を防ぐといいますが、そのためにますます制度は複雑化し、国民から分かりにくくなっています。

現在の政府方針である小手先の適用拡大を続けて第三号被保険者の自然減を待つというやり方では、数十年たっても根本的な問題は解消されません。保険料を払わずに基礎年金が受け取れるという、不公平で、かつ、女性の働き控えの根本的な原因であるこの制度を廃止すれば、制度間の不公平も解消され、女性の就業率や労働時間も更に自由にのびるはずなんです。この第三号被保険者の制度の廃止こそが抜本的な改革であります。

さらに、国民年金の納付期間を六十五歳まで、現在の四十年間から四十五年間に延長する案が、今回の法律案には含まれていませんでした。これだけ仕事を持つ高齢者が増えている中、七十歳まで納付が続く厚生年金との公平性を考えても、この案は妥当であり、基礎年金の財政を改善し給付額を増やすためには是非とも必要な改正であったはずですが、昨年七月に見送りになってしまいました。

先日、厚労委員会の参考人質疑の際に、この件がこれまでどのように検討されたかと質問したところ、ある参考人は、審議会でもこれは進めるべきだという意見が多かったが、ある日突然この件は検討しないことになったと言われたと、理由はこちらが聞きたいぐらいだと、そういう発言がありました。

この納付期間延長案は、昨年七月の財政検証結果においても、今回の法案にある厚生年金積立金の流用案よりも所得代替率の改善効果が高いことが示されています。しかも、受け取る年金額も延長した期間分が増えるわけです。それなのに、なぜ見送りになったのか。国民に分かりやすい六十五歳までの納付期間延長より、複雑な厚生年金積立金流用の方をあえて採用したのは、選挙が近い中、高齢者の反発を恐れて本来あるべき改革から逃げた結果ではないかと怪しんでいます。

我が国の持続可能性に関わる非常に重要な年金制度を言わば党利党略で私物化するこのような進め方に対して、我々日本維新の会は強く反対いたします。

この厚生年金積立金流用案は、被保険者間の不公平を拡大させ、国民の制度全体に対する信頼感を更に損ねるおそれがあります。政府はこの間、一貫して、これは流用ではないと主張してきましたが、厚生年金を長年払い続けてきた加入者からすれば、基礎年金の負担割合が厚生年金財政の側でこれまでより増え、そしてその恩恵を自分たち以外も受けるのであれば、これはまさに流用そのものであります。

また、追加的に必要となる毎年一兆から二兆円の公費負担の恒久的な財源については、この間の質疑を通じても一向に明確ではありませんでした。これが将来の現役世代の負担増となるならば、ただでさえその社会保険料負担の高さのために血まみれになっている若い世代、結婚して子供を産み育てるという普通の夢すら諦めざるを得なくなってしまっているそういう将来世代に、更なる負担を強制することになります。

年金の支給開始年齢の見直しについても、政府は抜本的な改革から目を背けていると言わざるを得ません。日本の基礎年金の所得代替率は既に先進国の中でも最低水準にありますが、諸外国では給付水準を維持する代わりに、長寿化に合わせて支給開始年齢を六十代後半に引き上げています。

老後の安心な暮らしを支える制度の構築を最優先とするなら、給付額を更に減らし制度を形だけ持続させるのではなく、長寿化により延びる受給期間を支給開始年齢の引上げによって中立化し、受給額を維持する仕組みを構築すべきです。この件もまた、高齢者の反発を恐れて逃げ続けるのではなく、現実を正面から受け止め、党利党略を離れた議論を進めていくべきと考えます。

現行の国民年金制度における第一号被保険者の未納者、免除者、猶予者の増加は深刻であり、実

質的な納付率は五割を下回っています。様々な事情があるにせよ、ルールどおりに支払えない人が半分以上ならば、そもそもこの制度設計自体がもはや破綻していると言わざるを得ず、この問題を放置したままでは制度の持続可能性は確保できません。

そこで、基礎年金に老後の生活を安心して支えることができる十分な給付額を確保した最低保障年金を構築し、保険料による拠出を廃止して税方式に移行する方法や、現行の二階部分を積立方式に移行することを含めた抜本的な制度改革を検討すべきです。

年金制度改革は、医療費の削減や全面的なライドシェア解禁などの構造的な課題と比較して、既得権を持つ圧力団体の影響を受けずに超党派で本質的な議論が行える数少ない分野と考えます。これを政争の具とせず、本当にこの国の将来のためだけを思い、真摯な議論を行うことが立法府の責任ではありませんか。

一昨日の党首討論において我が党の前原共同代表も言及しました社会保障国民会議を設置し、る指摘、提案してきました抜本的な制度改革について、与野党を超えた国会議員とともに民間の専門家等が参加し、議論を開始することを改めて提案いたします。

先日発表された昨年の出生数は、七十万人を割り込みました。年金の制度設計の前提である政府の人口推計では二〇三九年とされていた事態が、実に十五年も早く到来したわけです。にもかかわらず、このように大幅に狂った人口推計を前提としている本改正案は、この審議中のまさに今、その実現性に疑問符が付いてしまうということになりました。

小手先の改革ではなく、年金法改正案を廃案とし、我々日本維新の会は、引き続き、年金、医療、介護を含めた我が国の社会保障制度改革の持続可能性を、なものとするためにこれからも頑張っていきたいと思います。

以上で反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　高木真理君。

〔高木真理君登壇、拍手〕

○高木真理君　立憲民主・社民・無所属の高木真理です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に対し、賛成の立場から討論を行います。

まず冒頭、年金という極めて国民生活に大事な法案が、重要広範議案であるにもかかわらず衆議院に通常より二か月も遅く提出されたことは、許し難いと申し上げなければなりません。三月十四日という国会提出期限だけでなく、四月中下旬に提出するという約束も守られませんでした。

ただでさえ年金は、制度が複雑であるため、国民の皆さんに正しく理解していただくのが難しいものです。しかし、国民誰にとっても大事な制度であるため、より十分な時間を掛けて議論をすべきものであります。それが二か月近く遅れた上、全国民に関わる基礎年金の底上げという一番重要と思われる中身が抜け落ちた状態で衆議院に提出されました。まさに、あんこのないあんパンでした。そして、この事態に至った原因が、自民党内で、近づく参議院選挙への影響を考えたからというからあきれます。党利党略も甚だしい。

年金制度については、その重要性ゆえ、政争の具にすることなく、真摯に話し合い、全ては国民のために長期的な視野に立って決めていくことが必要と言われています。それを選挙のためにねじ曲げたとあっては、もはや責任政党とは呼べないと申し上げなければなりません。こんなことは金輪際あってはならない。断固抗議申し上げます。

さて、ようやく提出された政府の法案には、ただいま述べましたように、一番の重要事項、マクロ経済スライドにより将来の基礎年金が三割目減りしてしまうことに手当てをする年金底上げ措置が抜け落ちていました。

政府は、就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議を立ち上げ、就職氷河期世代の支援を強化するとしていますが、就職氷河期世代は、非正規雇用でしか働けなかった期間の長さなどによって被用者保険に十分な期間加入できず、老後の生活を基礎年金のみに頼らざるを得ない方が多くいらっしゃいます。将来の基礎年金が三割目減りすることによって就職氷河期世代が老後の貧困に陥ってしまうことを放置するのは、明らかに矛盾した政策です。

我々立憲民主党は、就職氷河期世代や今の現役世代の老後の貧困を防がなくてはいけない、国民生活に直結する年金制度改革を政争の具にしてはいけないとの思いから、年金の目減りに歯止めを掛けるため、年金底上げ措置を復活させる修正を提案をいたしました。自民、公明両党との三党合意で衆議院での修正となりました。本来であれば、他の野党も含めて様々な論点について十分な修正協議を行いたかったのですが、政府の提出遅れにより、限られた国会期の中では時間がなかったことが残念でなりません。

基礎年金の目減りは、低年金である方ほど、また男性より女性について大きく影響し、生活困窮につながることが懸念されます。また、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金についても給付水準が低下してしまいます。低年金により生活に困窮する方が増えると、生活保護に頼らざるを得ない人の増加が見込まれ、財政が悪化するだけでなく、保険料未納者の増加による年金制度の崩壊にもつながりかねません。

今回の修正では、厚生年金受給者を含めた全ての方の基礎年金の目減りが食い止められると試算しており、今申し述べた様々な懸念を防ぐためにも重要な修正が行われたと考えています。

特に、障害のある方にとっては、就労の場が限られている中で、障害年金が非常に重要な役割を果たしています。現在でも十分な年金額であるとは言えない中、三割も目減りしては、更に生活が苦しくなってしまいます。

今回の修正では、将来の障害基礎年金の額が減ることを食い止め、逆に少し額が増えるという非常に重要な効果があります。さらに、今回の法案には子供がいる障害年金受給者への加算が二割増額される改正も含まれており、この点は評価できるものと考えます。

次に、遺族厚生年金の見直しについてです。

今回の法案では、遺族厚生年金において男女差を解消する見直しが行われますが、その内容が国民の皆さんに正しく伝わっておらず、ＳＮＳなどでは給付が大幅にカットされるような誤解も広がっています。

既に遺族厚生年金を受給している方には見直しの影響がないこと、子のない男性への給付が拡大すること、子のない女性への給付期間の見直しは二十年掛けて進めること、有期給付の場合は受給額の加算があり、所得が低い方には給付継続の措置も創設されることなど、今回の改正はプラスの要素や様々な配慮措置が盛り込まれています。また、障害年金と同様に、子供がいる遺族年金受給者への加算が拡充されます。

こうした前向きな改正を実現することが重要であると同時に、このことを正しく理解していただくために、政府が分かりやすい周知広報に取り組むことは引き続き重要な課題です。

今回の修正による年金底上げ措置について、厚生年金の積立金の流用であるという誤解がまだ拭い切れていないようです。昭和六十年改正による基礎年金創設以来、国民年金積立金、厚生年金積立金から基礎年金財政へと拠出するルールとなっており、法にのっとった支え合いの仕組みで拠出するにもかかわらずであります。

この基礎年金の底上げ措置は、全国民共通の基礎年金の給付水準を底上げするものであり、厚生年金の人も国民年金だけの人もほとんどの人の給付水準を上げるものです。現在、五十歳以下では九五％以上、三十八歳以下では九九・九％以上の厚生年金受給者の年金が増えます。モデル年金の場合は、男性六十二歳以下、女性六十六歳以下という就職氷河期世代より高い年代の厚生年金受給者でも増えます。

底上げ措置で厚生年金が減る方も一部にはいらっしゃいますが、今回の修正ではそのような方々への影響を緩和する措置も盛り込んでいます。

現役世代や若い世代を中心とした多くの方々の給付水準を上げるための底上げ措置であるにもかかわらず、誤った情報の拡散等により、プラスの影響を受ける方々にも正しく理解していただけていない状況は非常に残念です。しかし、誤解を恐れて年金底上げ措置を行わず、二十年後、三十年後の将来のことについて見て見ぬふりをすることが責任ある政治家の姿勢とは言えません。

年金制度は複雑ではありますが、政府はもとより、我々国会議員も正しい情報を分かりやすく伝えていく姿勢が求められていると考えます。

本法案は、給付水準を引き上げ、再分配機能を強化する改正内容が盛り込まれていますが、物足りないと感じる部分があることも事実です。

まず、短時間労働者への被用者保険の適用拡大に関して、企業規模要件を撤廃することとしていますが、これを十年掛けて段階的に撤廃することとしています。

十年という期間は働く期間の四分の一程度にもなり、この間に適用されないことで不利益を被る方も出てきてしまいます。周知期間の長さだけではなく、事業主への支援をしっかり行うことで適用拡大のハードルを下げるなどして、適用拡大を前倒しして実施することも検討すべき課題と考えます。

このほかにも、法案の附則で示されているように、基礎年金拠出期間の延長、第三号被保険者制度の在り方など、引き続き検討すべき大きな課題は山積しています。

改めて申し上げますが、国民生活に直結する年金制度改革は政争の具にしてはなりません。こうした課題を解決していくためには、国会での議論だけでなく、政府の改正内容検討段階においても、与野党を超えて議論していく場を速やかに設置することが必要であると考えます。

立憲民主党は、将来世代の安心を確保するために努力を惜しまない覚悟であることを申し上げ、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（関口昌一君）　田村まみ君。

〔田村まみ君登壇、拍手〕

○田村まみ君　国民民主党・新緑風会の田村まみです。

会派を代表して、ただいま議題となりました本法律案に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、本案原案は、与党審査において改正内容を後退させた上に、提出を二か月も遅らせたことについて、政府・与党は猛省いただきたいという思いです。

昨年の財政検証では、経済が順調に推移しない限り、基礎年金の給付水準が三割減少するという結果が既に出ています。就職氷河期世代を始め、厚生年金に比べ基礎年金の割合が大きい人たちほど、適用拡大の先送りや限定的な対策では将来の年金給付に大きな影響を与えます。

政府は、まずは経済成長を目指すや、経済動向を見て検討するなどと楽観的な見通しで悠長に構えるのではなく、経済状況が厳しい場合でもセーフティーネットが機能する備えを講じるべきです。

国民民主党は、厚生年金に加入できなかった就職氷河期世代への給付の拡充、第三号被保険者制度の廃止の検討、中低所得者のｉＤｅＣｏへの拠出支援、また財源適正化へのクローバックの導入など、雇用・労働政策も含めた議論を、議論などを含めた様々な提案を盛り込んだ修正案を衆議院に提出しましたが、残念ながら十分議論がされませんでした。

また、与党と野党第一党が合意したからといって、国民の十分な理解と納得が得られていない状態で、重要広範議案としては異例の短期間、短時間で審議を終わらせることに強く抗議します。

以下、マクロ経済スライド調整の一本足打法で、働き方に中立な年金制度の構築に向け踏み込み不足の政策について指摘し、反対の理由を述べます。

まず、政府原案唯一の年金受給額底上げ施策であった被用者保険の適用拡大への踏み込み不足について指摘をします。

一つ目は、企業規模要件の撤廃を十年後に先送りしたことです。

本法案は、短時間労働者への被用者保険の適用拡大における企業規模要件について十年間掛けて段階的に撤廃するとしていますが、そんなに時間を掛けるのは一体誰のためでしょうか。

政府は、今まで以上に小規模の企業や個人事業所を適用拡大の対象とするため、事業主負担への配慮として準備期間を設けると、事業主のための答弁をしましたが、最長十年の準備期間を設けると事業主負担の工面ができるという見通しが立つのでしょうか。また、任意適用を進めるとも答弁していますが、十年もの準備期間を必要とするような企業や個人事業所において任意適用が大幅に進むとは到底考えられません。

二つ目は、労働時間要件の見直しが全く盛り込まれていないことです。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大における労働時間要件は現在週二十時間以上とされていますが、同じく週二十時間以上を要件としている雇用保険では、令和十年十月に要件を週十時間以上に変更することが既に決まっています。政府の審議会でも、被用者保険の労働時間要件を週十時間以上にすべきとの意見が多数で、慎重意見はごく少数でした。それにもかかわらず、本法案には労働時間要件の見直しが盛り込まれなかったことに疑問を呈さざるを得ません。

この点、政府は、対象企業への影響が大きいことから今回の法律案に含めていないと答弁していますが、見直しが行われないことは、加入ができない労働者への影響が多いということを理解しているのでしょうか。また、他制度の在り方についても留意して議論を進めるとの答弁がありましたが、雇用保険で見直しが行われた今回こそ議論を深めるタイミングです。

複雑で難解な労働者を取り巻く制度を分かりやすく、社会保障における被用者の公平性、また三号被保険者の在り方について冷静な議論を行うためにも、労働時間要件を週十時間以上とし、労働参画を促すべきです。

思い出してください。五十一人以上の企業への適用拡大が施行された令和五年十月、法改正から四年もあったにもかかわらず、急に対応ができない、このままでは負担に耐えられないという事業主の声から突如、年収の壁・支援強化パッケージ等の支援策が準備されたことは記憶に新しいです。専任の労務担当者を置けない中小企業の多くは、いざ対象になるというところまで準備はできないのです。

長過ぎる準備期間や中途半端で申請が複雑な支援ではなくて、年金制度改正のベースとなる財政検証が少なくとも五年ごとに行われることを踏まえて、企業規模要件の完全撤廃は五年後に完了し、その後の適用拡大も大いに進めるべきだと考えております。

三つ目は、参考人質疑の中で指摘があったマクロ経済スライドの調整の一致には、厚生年金の積立金を活用した方法と適用拡大を最大限図る方法、この二つの方法があり、各方法による生じる効果は似ているという明言もあったにもかかわらず、適用拡大の最大化を諦めてしまった点です。

今回の改正で約二百万人の被用者の適用拡大を見込むとありますが、年金部会で四つ示されたオプションのうち二番目に小さい拡大という中途半端なものにとどまりました。適用拡大対象者が八百六十万人という週十時間以上の全ての被用者への適用拡大を選択せずに、時期も範囲も、そして働き方に中立な制度、全世代型の社会保障制度への道筋を先延ばしにしてきました。基礎年金の底上げについて、適用拡大こそが厚生年金も合わせた受給の引上げの効果と財源確保への効果がいかに有用か明白にもかかわらず、事業主負担への配慮をすることが優先されてしまっています。

最後に、十一日の参考人質疑で明らかになった、審議会での議論を途中で打ち切った基礎年金拠出期間の四十五年化を見送ったことです。

今回の財政検証及びオプション試算では、基礎年金の拠出期間の四十年間を六十五歳までの四十五年間に延長することが年金給付水準の改善に大きな効果があると示されました。

それにもかかわらず、厚生労働省は審議会において、前回の財政検証より改善が見られることを建前に、保険料負担増に対する批判を一掃できていないことを理由として、拠出期間の五年延長を早々に断念することを表明し、法案への反映に向けた本格的な議論は行われませんでした。

時の批判的世論を理由に四十五年化を見送る一方で標準報酬月額の上限引上げを行う今回の法案は、保険料を取れるところから取ろう、こういう考えが透けて見えます。

給付増のために広く負担を求める必要があるのであれば、そこから逃げず、理解を得るために説明を尽くして実現に向けて取り組むことが政府の責務です。しかし、この説明から逃げる行動が、結果的に年末のマクロ経済スライドの調整策を法案から削除することにつながった証左です。

だからこそ、年金制度を始めとする国民に理解される年金制度、社会保障制度について、与野党を超えて検討、協議をする場を設け、議論することが必要です。各党からもその求めがありましたが、昨日の総理との質疑では、総理は最後まで必要性に理解を示しつつも設置を明言されず、今後の改正の在り方が不透明なまま、改正の検討項目を置いているこの法案には賛成できません。

引き続き、現実的な提案を続けることを申し添え、反対討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　倉林明子君。

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君　日本共産党の倉林明子です。

会派を代表し、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案に反対の討論を行います。

法案に反対する最大の理由は、多くの年金生活者の今の困窮に背を向けてマクロ経済スライドを継続し、今後十数年にわたり年金水準が下がり続けるからです。物価高騰に多くの国民が苦しんでいます。特に年金で暮らす高齢者、障害者は、節約では追い付かず、食費を削り、入浴の回数を減らし、猛暑の夏もエアコンなしなど、健康、命に関わる出費の切り詰めを強いられています。

事務所には、障害者雇用がなかなか決まらず、就労移行支援の二年間は無収入、障害年金が最後のとりでです、障害年金だけは守ってほしいとの声も寄せられました。

今必要なのは、現在困窮する人たちの暮らしを支えるために、物価高騰に見合う年金額の引上げです。総理は自民党に対し、二〇四〇年までに平均所得を五割以上昇させることを参議院選挙の公約に掲げるよう指示したと報道されました。そうであるならば、実人数で四千万人に上る年金生活者を決して例外にすべきではありません。速やかに年金額の思い切った引上げをすべきです。

マクロ経済スライドは年金の自動引下げ案であり、導入からこの二十年間で公的年金の給付水準は実質約一割も削減されました。法案は衆議院で修正されたものの五年後に再度検討するものであり、たとえマクロ経済スライドの早期終了措置を発動したとしても、今後十年以上年金削減が継続することになります。年金水準は更に実質一割下がり、就職氷河期世代を含む全ての世代の打撃となるものです。年金底上げには値せず、到底容認できるものではありません。

今の年金生活者の暮らしを守るとともに、現役世代の大幅減額を避けるために、マクロ経済スラ

イドを直ちに廃止し、物価高騰に見合った年金額に引き上げることを求めるものです。

女性の低年金は放置できない問題です。女性の年金額は平均月額七万円弱、十万円を切る受給者は八五％に上ります。二割の方は、国民年金だけしか受給していません。大部分の高齢女性が年金では到底暮らしていけない水準に置かれています。

厚労省が公表する相対的貧困率は、二〇一二年をピークに低下しています。その中で、唯一例外が高齢女性です。貧困率は上昇を続け、高齢男性との差は拡大しています。単身高齢女性の貧困率は四四％に上っています。

こうした日本の実態に対し、二〇一三年に国連社会権規約委員会は、受給資格基準に達していない高齢女性に与えている貧困の影響への懸念を述べ、二〇一六年、二〇二四年の女性差別撤廃委員会からは、ジェンダーギャップがもたらす生活水準格差を懸念し、最低生活水準の保障が求められています。これら国連の人権機関からの要請に直ちに応えるべきです。

低年金の最大の要因は、現役時代の低賃金にあります。非正規労働者の拡大、第三号被保険者制度、家族従業者を評価しない所得税法五十六条、無償のケア労働の押し付けなど、女性の働き方に壁をつくり、男性の補助的労働にとどめ、女性を低賃金に押しとどめる構造を政治がつくってきたのです。これらの解消、廃止と併せて最低保障年金制度がなければ、女性の低年金は解決しません。二十六万人いると言われる無年金者の解決も含め、最低保障年金制度の実現に踏み出すべきです。

障害年金の見直しは、またも見送られました。障害当事者、関係者から、長年放置され続けていることに批判の声が上がっています。多くの無年金障害者が生み出されている大きな要因が、医学モデルに偏り、障害者の実態に合わない認定基準です。

全国心臓病の子どもを守る会のアンケートでは、六五％が障害年金を受給できていません。先天性の心疾患を持つ子供たちは、成人になっても根治することはなく、生涯にわたり治療を継続しながら暮らしています。それでも、在宅酸素で三割、就労できなくても四割以上の人が年金を受けられていません。

真に支援が必要な人に障害年金が支給されるよう、医学モデルに偏重した認定基準を社会モデルに改め、認定システムを根本的に見直すことが必要です。

低過ぎる障害年金の見直しも急がれます。障害基礎年金の額は四十年間据え置かれたままです。きょうされんが行った実態調査では、八割が相対的貧困に置かれ、年収二百万円以下で暮らす人は九七・二％に上っています。生活保護の受給率は全体との比較で七倍を超えています。少ない年金、少ない工賃で働く障害者が給料が増えたら缶コーヒーを買いたいと希望を語り、支える親は、将来のことを思うととてつもない不安に襲われて苦しくてどうしようもなくなることがあると訴えています。

障害年金の水準について、政府は老齢年金と同水準であることを合理化していますが、障害を持つ人たちは、働く機会、所得を得る機会を十分に得ることができず、年金、工賃と親や家族の援助によって生活が成り立っているのが現実です。

年金水準について、障害者権利条約の総括所見は、市民の平均所得に比べ障害年金が著しく低額であることに懸念を示し、障害者団体と協議の上で障害年金の額に関する規定の見直しを求めています。親に依存せず、社会的に自立した生活ができるよう、大幅に引き上げるべきです。

参考人質疑では年金部会委員である駒村康平参考人からも、障害年金について踏み込んだ改革はされていない旨の発言がありました。年金部会には障害当事者は参加していません。制度上、運用上の喫緊の課題を解決し、制度を抜本的に見直すため、当事者、専門家の参加する集中した議論をすぐ開始すべきです。

障害年金の不支給問題は、年金機構の調査では全容が解明されたとは言えません。三月の報道を受け、認定医の審査過程で不支給と見込まれた事案を障害年金センターの常勤医師が確認した結果、約一割が支給となったとされています。徹底した調査、公表とともに、必要な再判定、救済措置が実施されるべきです。

被用者保険の適用拡大と同時に必要なのは、中小企業への直接支援です。コロナ禍の打撃、インボイスの導入によって、税や社会保険料の負担は経営に重くのしかかり、社保倒産と言われるほど中小企業の社会保険料を含む税金滞納倒産は過去最多を記録しています。雇用の七割を支える中小企業の倒産を増やすことがあってはなりません。

巨額の年金積立金を計画的に活用する、高額所得者の年金保険料の頭打ちを見直すなどの改革を行い、高齢者も現役世代も減らない年金にすることこそ緊急に求められることを指摘し、討論といたします。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　百八十三
反対　五十一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　行政監視委員長から、**行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の中間報告**として行政監視の実施の状況等に関する報告を求められております。

この際、報告を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。行政監視委員長福島みずほ君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔福島みずほ君登壇、拍手〕

○福島みずほ君　行政監視委員会における行政監視の実施の状況等について、御報告申し上げます。

平成三十年の参議院改革協議会報告書において、行政監視機能の強化に参議院全体として取り組むとされたことを受け、本委員会は行政監視機能の強化の具体化に取り組んでまいりました。

委員会においては、政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人からの意見聴取及び質疑を行いました。

委員会においては、国と地方自治体における政策評価やＥＢＰＭの効果的な活用と実施の在り方、総務省行政評価局による調査の必要性や調査結果に関連した各府省の取組、各府省における諸施策の実態把握の在り方や課題、行政における国と地方の連携や役割分担、災害対策など諸施策の地域における適正な実施を支える国の支援など、多岐にわたる議論が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

このほか、行政評価・行政相談及び更生保護の実情に関する視察を行うとともに、参議院のホームページに開設した行政に対する苦情窓口を通して苦情を受け付けるなどの取組を進めました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　この際、外交・安全保障に関する調査会長から、**外交・安全保障に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。外交・安全保障に関する調査会長猪口邦子君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔猪口邦子君登壇、拍手〕

○猪口邦子君　外交・安全保障に関する調査会における調査報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、三年間の調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」とし、三年目においては、「中東情勢をめぐる現状と諸課題」、「ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題」及び「包摂的平和（Ｉｎｃｌｕｓｉｖｅ　Ｐｅａｃｅ）の実現に向けた課題と方策」について、参考人からの意見聴取・質疑を行ったほか、今期の調査を踏まえ委員間の意見交換を行った後、調査報告を取りまとめ、去る四日、議長に提出したところであります。

以下、提言部分について、その主な内容を御報告いたします。

まず、新たな国際秩序の在るべき姿とその構築に向けたアプローチについては、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が重大な危機にさらされている中で、自由と法の支配を擁護し、多様性・包摂性・開放性を尊重するとの理念に基づき、包摂的平和（Ｉｎｃｌｕｓｉｖｅ　Ｐｅａｃｅ）の実現に向けた取組を進めるべきであり、その構築に向けたアプローチとして、抑止と対話の両輪による現実的な平和主義の重要性を踏まえ、常設的な多国間の安全保障対話の枠組みとしてアジア版ＯＳＣＥ（安全保障協力機構）の創設に向けた取組を進めるなど、多角的・重層的な外交を展開していくべきであるとしております。

次に、核軍縮・不拡散をめぐる対応については、唯一の戦争被爆国である日本が、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を着実に進められるよう主導していくべきであり、短期的には、核兵器不使用の継続に向けて戦略対話を進め、危機管理や信頼醸成、透明性の向上を図り、中期的には、核戦力の増強を続ける中国を核軍備管理の枠組みに取り込み、多極化等を織り込んだ核軍備管理の在り方を模索していくべきであるとしております。

次に、対人地雷禁止条約等をめぐる対応については、同条約等からの脱退の動きがある中で、本年十二月に開催される同条約締約国会議において、加盟国と非加盟国との非対称性への対応を重点的に議論していくべきであるとしております。

次に、ＡＩの軍事利用、自律型致死兵器システム（ＬＡＷＳ）規制をめぐる対応については、国際人道法を含む国際法の遵守を確保する観点から、日本がＡＩの安全保障利用に係る国際的なルール作りに関する議論を主導するとともに、実効性あるＬＡＷＳ規制を実現するため、規制に慎重な立場をとる当該技術を持つ国々を含む主要国の参加を得られる形で、ルール作りを進めていくべきであるとしております。

次に、人道主義をめぐる対応については、紛争下において紛争当事者の双方に対する国際人道法遵守の働きかけを行うとともに、二国間・多国間フォーラム等においても、公平な人道援助が実施されるよう、国際社会の取組を主導していくべきであるとしております。

次に、気候変動が安全保障に及ぼす影響をめぐる対応については、国連開発計画との連携強化、建造中の北極域研究船を国際研究プラットフォームとする北極域での研究開発、海洋に関わる人材育成、北極政策における国際連携の推進等を進めるほか、気候変動の影響による海面上昇への対応として、領海基線（ベースライン）の維持を可能とする国際法解釈を国際社会で広めていくための外交的な働きかけや合意形成に取り組んでいくべきであるとしております。

次に、国連改革をめぐる対応については、国連を中核とするマルチラテラリズムの強化が必要との観点から、グローバル・サウス諸国や関係国と連携しつつ、安保理改革の機運を高め、早期に具体的成果を出すよう、安保理改革の実現に取り組んでいくべきであるとしております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　この際、国民生活・経済及び地方に関する調査会長から、**国民生活・経済及び地方に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。国民生活・経済及び地方に関する調査会長福山哲郎君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔福山哲郎君登壇、拍手〕

○福山哲郎君　国民生活・経済及び地方に関する調査会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本調査会は、第二百十回国会の令和四年十月三日に設置され、三年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定し、鋭意調査を進めてまいりました。

三年目は「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について調査を行うこととし、「希望が持てる雇用・労働環境の整備」、「希望が持てる地域社会の実現」及び「誰も取り残さないための支援」について参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、委員間の意見交換を行いました。

さらに、調査会決議としては平成十五年以来二十二年ぶりとなる「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議」を全会一致で行うことができました。その内容は、あらゆる世代、特に就職氷河期世代等への切れ目のない支援の実施、地域公共交通における官民の役割分担の見直し、障がい者の政策審議の場への参画促進等であります。

そして、今般、提言を含む報告書を取りまとめ、去る六月四日、これを議長に提出いたしました。

以下、報告書の主な内容について、御報告申し上げます。

提言の第一は、「雇用・労働環境の改善」についてであります。

男女間の賃金や待遇の格差是正には、個別の紛争を公正に解決するための基準や仕組みづくり、企業の人的資本情報の開示範囲拡大に向けた取組が重要であります。

また、女性や障がい者等の就業を継続するための労働環境の整備、男性の育児休業取得の促進、過重労働対策の推進等も求められます。

提言の第二は、「地域社会の活性化及び再生」についてであります。

地域公共交通の在り方に関しては、官民の役割分担、地域公共交通に対する国の果たす役割の強化等について、改めて議論し、所要の見直しを図る必要があります。

また、地域経済の活性化には、移住者や投資を呼び込む取組等が求められるほか、地域コミュニティの再生、地域におけるエッセンシャルワーカーの確保、地方への女性の定着等も重要であります。

提言の第三は、「子ども・若者、経済的困難者等への支援」についてであります。

貧困対策に関しては、特に、中高年となる就職氷河期世代等について、就労が困難な人を社会参加に導いて潜在力が発揮できるよう引き続き支援するとともに、就労支援にとどまらず、福祉の拡充という側面からセーフティネットの在り方を検討することが不可避であります。

また、身寄りのない要支援者を対象とする福祉の在り方、若者の孤独・孤立対策及び若者支援の充実、子どもの自殺対策等も重要であります。

提言の第四は、「障がい者の障壁の解消」についてであります。

障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、障がい者に関連する国内法制及び政策の障害者権利条約との調和に向けた検討が求められます。中でも、障がい者の家族依存からの脱却、地域移行を含めた脱施設化は大きな論点と考えられます。

また、インクルーシブ教育の推進、優生思想を払拭するための対応、聴覚障がい者の情報保障等も求められます。

以上が報告書に盛り込まれた提言の主な内容であります。

政府及び地方自治体におかれましては、提言及び決議の趣旨を十分に理解され、これらの実現に努められるよう要請するものであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　この際、資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長から、**原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長宮沢洋一君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔宮沢洋一君登壇、拍手〕

○宮沢洋一君　資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会の調査報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、この三年間を通じ、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」をテーマとして調査を行ってまいりました。

この間、八回にわたり、計二十四名の参考人から、ロシアのウクライナ侵略による新たな局面と資源エネルギー情勢、資源エネルギーの新たな局面と日本への影響、エネルギーや気候変動などＳＤＧｓをめぐる日本の情勢、エネルギー安全保障の確立に向けた論点及び方策、脱炭素社会の実現に向けた論点及び方策、資源エネルギー分野のイノベーション等の各般にわたる事項について、意見を聴取し質疑を行いました。

これらを踏まえ、政府から説明を聴取し質疑を行うとともに、委員間における意見の交換を経て調査報告書を取りまとめ、去る六月四日、議長に提出いたしました。

本報告書におきましては、本年行った「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」についての調査を中心に記すとともに、政府及び関係者に要請を行うものとして、提言を盛り込んでおります。

この提言におきましては、「エネルギー安全保障の確立」、「脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の在り方」、「イノベーションの推進」、「需要側の取組の推進」、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」、「公正な移行」、「持続可能社会の実現に向けた地域の取組」及び「人材の育成・確保」を柱として掲げております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　この際、情報監視審査会会長から、**情報監視審査会の調査及び審査の報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。情報監視審査会会長有村治子君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○有村治子君　情報監視審査会は、去る六月六日、審査会規程第二十二条第一項に基づき、本審査会における調査及び審査の経過及び結果を記載した年次報告書を作成し、会長から議長に提出をいたしました。

本報告書の対象期間は、令和六年六月一日から本年四月三十日までであり、以下、この概要について御報告を申し上げます。

行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査では、まず、昨年七月に防衛省が公表した特定秘密漏えい事案等について、同省から説明を聴取し、質疑を行いました。

その結果、昨年四月公表の漏えい事案など、同省において多数の情報保全事案が立て続けに生じたことを重く受け止め、国会法第百二条の十六の規定に基づき、防衛大臣に対し、防衛省・自衛隊の情報保全体制の抜本的見直し等について措置すべきものと勧告し、報告を求めることを決定いたしました。

次に、政府が国会に提出した年次報告等について説明を聴取し、質疑を行うとともに、特定秘密を指定する各行政機関から指定等の状況について説明を聴取し、質疑を行いました。

また、昨年十二月に防衛省が公表した漏えい事案等及び再発防止策について同省から説明を聴取し、質疑を行いました。

さらに、防衛省への委員派遣を行い、特定秘密の提示を受け、その利用状況や管理状況を視察したほか、特定秘密に係る適性評価と特別防衛秘密等に係る適格性の確認の実施状況について説明を聴取しました。

その後、防衛大臣から勧告の結果とられた措置について報告があったことを受け、防衛省から説明を聴取し、質疑を行いました。

この中で、防衛省本省及び防衛装備庁において、適性評価及び適格性の確認の双方の対象となる約十二万人に対し、調査事項が全く同一であるにもかかわらず調査が別々に行われており、現場にとって少なからず負荷となっていることが明らかになりました。

最後に、城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、それぞれ締めくくり的な質疑を行いました。

本審査会における議論を踏まえ、報告書では、防衛省における累次の情報保全事案を踏まえた同省及び政府全体における再発防止策の実施、防衛省本省及び防衛装備庁における適性評価及び適格性の確認に係る業務の効率化・関係者の負担軽減による持続可能な情報保全体制と実効性のある運用の確立を始めとする七項目を「主な指摘事項」として取りまとめ、政府に適切な対応を求めています。

なお、委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等の審査の要請等はございませんでした。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議長	関口　昌一君		
副議長	長浜　博行君		
議員			
伊藤　岳君	吉良よし子君	石井　章君	平木　大作君
仁比　聡平君	青島　健太君	新妻　秀規君	豊田　俊郎君
大門実紀史君	柳ヶ瀬裕文君	浅田　均君	上田　勇君
岩渕　友君	山添　拓君	若松　謙維君	横山　信一君
串田　誠一君	紙　智子君	松沢　成文君	山本　博司君
井上　哲士君	倉林　明子君	里見　隆治君	伊藤　孝江君
高木かおり君	山下　芳生君	秋野　公造君	滝波　宏文君
小池　晃君	石井　苗子君	竹谷とし子君	石川　博崇君
山口　和之君	猪瀬　直樹君	谷合　正明君	西田　実仁君
柴田　巧君	金子　道仁君	山口那津男君	青木　一彦君
竹内　真二君	松野　明美君	山本佐知子君	吉井　章君
髙橋　次郎君	窪田　哲也君	友納　理緒君	長谷川英晴君
中条きよし君	安江　伸夫君	寺田　静君	生稲　晃子君
高橋　光男君	嘉田由紀子君	加藤　明良君	小林　一大君
下野　六太君	塩田　博昭君	今井絵理子君	赤松　健君
藤巻　健史君	三浦　信祐君	白坂　亜紀君	小川　克巳君
宮崎　勝君	佐々木さやか君	三浦　靖君	岩本　剛人君
片山　大介君	河野　義博君	加田　裕之君	船橋　利実君
杉　久武君	矢倉　克夫君	比嘉奈津美君	山田　太郎君
		松川　るい君	長峯　誠君
		羽生田　俊君	堀井　巌君
		舞立　昇治君	堂故　茂君
		柘植　芳文君	滝沢　求君
		酒井　庸行君	阿達　雅志君
		松下　新平君	猪口　邦子君
		佐藤　信秋君	長谷川　岳君
		高橋　克法君	古賀友一郎君
		中田　宏君	山谷えり子君
		野上浩太郎君	尾辻　秀久君
		三原じゅん子君	浅尾慶一郎君
		福岡　資麿君	神谷　宗幣君
		大島九州男君	梅村みずほ君

宮口　治子君　　山本　太郎君
鈴木　宗男君　　大野　泰正君
ながえ孝子君　　田中　昌史君
若林　洋平君　　山本　啓介君
清水　真人君　　高橋はるみ君
本田　顕子君　　宮崎　雅夫君
藤木　眞也君　　星　北斗君
進藤金日子君　　自見はなこ君
三宅　伸吾君　　こやり隆史君
宮本　周司君　　森屋　宏君
上月　良祐君　　馬場　成志君
北村　経夫君　　太田　房江君
大家　敏志君　　佐藤　正久君
牧野たかお君　　石井　準一君
磯﨑　仁彦君　　藤川　政人君
古川　俊治君　　岡田　直樹君
松山　政司君　　武見　敬三君
山本　順三君　　末松　信介君
髙良　鉄美君　　齊藤健一郎君
伊波　洋一君　　浜田　聡君
平山佐知子君　　藤井　一博君
永井　学君　　古庄　玄知君
臼井　正一君　　越智　俊之君
梶原　大介君　　神谷　政幸君
佐藤　啓君　　小野田紀美君
朝日健太郎君　　青山　繁晴君
山下　雄平君　　吉川ゆうみ君
山田　宏君　　和田　政宗君
石田　昌宏君　　石井　正弘君
赤池　誠章君　　江島　潔君
片山さつき君　　西田　昌司君
森　まさこ君　　山田　俊男君

石井　浩郎君　　上野　通子君
松村　祥史君　　宮沢　洋一君
有村　治子君　　櫻井　充君
鶴保　庸介君　　衛藤　晟一君
山崎　正昭君　　中曽根弘文君
山東　昭子君　　奥村　政佳君
大椿ゆうこ君　　村田　享子君
三上　えり君　　水野　素子君
高木　真理君　　古賀　千景君
柴　愼一君　　横沢　高徳君
塩村あやか君　　羽田　次郎君
田島麻衣子君　　岸　真紀子君
石垣のりこ君　　石川　大我君
井上　義行君　　小沢　雅仁君
勝部　賢志君　　木戸口英司君
小西　洋之君　　杉尾　秀哉君
熊谷　裕人君　　徳永　エリ君
渡辺　猛之君　　吉川　沙織君
斎藤　嘉隆君　　石橋　通宏君
中西　祐介君　　川田　龍平君
牧山ひろえ君　　田名部匡代君
水岡　俊一君　　木村　英子君
橋本　聖子君　　青木　愛君
辻元　清美君　　福山　哲郎君
福島みずほ君　　堂込麻紀子君
竹詰　仁君　　鬼木　誠君
田村　まみ君　　芳賀　道也君
小沼　巧君　　礒﨑　哲史君
浜口　誠君　　打越さく良君
森屋　隆君　　浜野　喜史君
上田　清司君　　古賀　之士君
森本　真治君　　川合　孝典君

伊藤　孝恵君　　野田　国義君
広田　一君　　榛葉賀津也君
舟山　康江君　　天畠　大輔君
舩後　靖彦君

国務大臣

文部科学大臣　あべ　俊子君
厚生労働大臣　福岡　資麿君
経済産業大臣　武藤　容治君
環　境　大　臣　浅尾慶一郎君
国　務　大　臣（国家公安委員会委員長）　坂井　学君
国　務　大　臣（内閣府特命担当大臣（金融））　加藤　勝信君
国　務　大　臣（内閣府特命担当大臣（共生・共助））　三原じゅん子君

議長の報告事項

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　藤井　一博君　武見　敬三君
山田　太郎君　浅尾慶一郎君
古賀　千景君　小沼　巧君

法務委員

辞任　古庄　玄知君　高橋はるみ君
谷合　正明君　山口那津男君
嘉田由紀子君　石井　章君

外交防衛委員

辞任　若林　洋平君　補欠　吉川ゆうみ君
山口那津男君　谷合　正明君

文教科学委員

辞任　舩後　靖彦君　補欠　天畠　大輔君

厚生労働委員

辞任　石田　昌宏君　補欠　永井　学君
衛藤　晟一君　豊田　俊郎君
高橋　次郎君　塩田　博昭君
天畠　大輔君　舩後　靖彦君

農林水産委員

辞任　佐藤　啓君　補欠　田中　昌史君
藤木　眞也君　石井　準一君

経済産業委員

辞任　浅尾慶一郎君　補欠　山田　太郎君
田中　昌史君　佐藤　啓君

国土交通委員

辞任　高橋はるみ君　補欠　古庄　玄知君
豊田　俊郎君　衛藤　晟一君
永井　学君　石田　昌宏君
吉川ゆうみ君　若林　洋平君
小沼　巧君　古賀　千景君
石井　章君　嘉田由紀子君

環境委員

辞任　　補欠

石井　準一君　　藤木　眞也君

武見　敬三君　　藤井　一博君

塩田　博昭君　　髙橋　次郎君

国家基本政策委員

辞任　　補欠

高橋　克法君　　吉井　章君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員

辞任　　補欠

越智　俊之君　　松山　政司君

山下　雄平君　　青山　繁晴君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

国家基本政策委員会

理事　小池　晃君（小池晃君の補欠）

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会

理事　下野　六太君（下野六太君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之君外五名提出）（衆第五〇号）

衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一君外五名提出）（衆第五一号）

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史君外八名提出）（衆第五二号）

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（重徳和彦君外九名提出）（衆第五三号）

同日議長は、次の衆議院提出案を文教科学委員会に付託した。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四八号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案

日本学術会議法

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士君外一名提出）

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二君外八名提出）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

消費減税の実施に要する期間に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一七七号）

原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一七八号）

医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一七九号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

就職氷河期世代支援に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一四七号）

日米貿易交渉に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一四八号）

米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一四九号）

ねんきん定期便への事業主負担額記載の方針及び意思決定プロセスに関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一五〇号）

補助金不正事案等に対する総務省の告発及び監督責任に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一五一号）

日本最南端に位置する沖ノ鳥島への航空拠点整備に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一五二号）

難民該当性判断の手引に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一五三号）

教科書検定基準における近隣諸国条項及び中立性の確保に関する質問主意書（神谷宗幣君提出）（第一五四号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

日本学術会議法

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

同日議長は、モンコン・スラサッジャ・タイ王国上院議長より、三月二十八日に発生した地震により同国に及んだ被害に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。

同日議長は、ヌーマン・クルトゥルムシュ・トルコ共和国大国民議会議長再任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠

浅尾慶一郎君　　山田　太郎君

武見　敬三君　　藤井　一博君

小沼　　巧君　　古賀　千景君

山本　博司君　　里見　隆治君

法務委員

辞任　　補欠

小川　克巳君　　赤池　誠章君

高橋はるみ君　　古庄　玄知君

山口那津男君　　谷合　正明君

石井　　章君　　嘉田由紀子君

外交防衛委員
辞任　補欠
吉川ゆうみ君　若林　洋平君
谷合　正明君　山口那津男君

財政金融委員
辞任　補欠
三原じゅん子君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　森屋　宏君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

文教科学委員
辞任　補欠
赤池　誠章君　小川　克巳君
天畠　大輔君　船後　靖彦君

厚生労働委員
辞任　補欠
豊田　俊郎君　衛藤　晟一君
永井　学君　石田　昌宏君
船後　靖彦君　天畠　大輔君

農林水産委員
辞任　補欠
石井　準一君　藤木　眞也君
進藤金日子君　吉川ゆうみ君
田中　昌史君　佐藤　啓君
窪田　哲也君　佐々木さやか君

経済産業委員
辞任　補欠
佐藤　啓君　田中　昌史君
山田　太郎君　浅尾慶一郎君

国土交通委員
辞任　補欠
石田　昌宏君　永井　学君

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出）
同日委員長から次の報告書が提出された。
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四八号）審査報告書
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第三号）審査報告書
信託業法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）審査報告書
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（閣法第四九号）審査報告書
環境影響評価法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）審査報告書
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五九号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一八〇号）
消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一八一号）
期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一八二号）
誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問主意書（浜田聡君提出）（第一八三号）
行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問主意書（齊藤健一郎君提出）（第一八四号）

環境委員
辞任　補欠
藤井　一博君　武見　敬三君
藤木　眞也君　石井　準一君

国家基本政策委員
辞任　補欠
吉井　章君　高橋　克法君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
外交防衛委員会
理事　若林　洋平君（若林洋平君の補欠）
財政金融委員会
理事　杉　久武君（杉久武君の補欠）
国土交通委員会
理事　朝日健太郎君（朝日健太郎君の補欠）
同日委員長から次の議案が提出された。
手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出）（参第九号）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第五二号）
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三号）

審査報告書

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
令和七年六月十二日
文教科学委員長　堂故　茂
参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、スポーツを取り巻く環境の変化に対応するため、スポーツ基本法について、前文及び基本理念の見直し、地方スポーツ推進計画に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるとともに、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律について、国等が連携を図る関係者として一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構を明記しようとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和七年六月十日

衆議院議長　額賀福志郎

参議院議長　関口　昌一　殿

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律

（スポーツ基本法の一部改正）

第一条　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三節　競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）」を「第三節　競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条の五）」に、「第三十五条」を「第三十六条」に改める。

前文のうち第二項中「下に」の下に「、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を加え、「が確保されなければならない」を「、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない」に改め、第五項中「高めるものである」の下に「。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである」を加え、「また、スポーツの」を「さらに、スポーツの」に改め、第七項中「の重要性」を「は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性」に、「二十一世紀の」を「将来における」に改める。

第二条第一項中「鑑み」の下に「、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず」を、「すること」の下に「により、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会を実現すること」を加え、同条第三項中「となる」の下に「ことなどにより、地域振興に資する」を加え、同条第四項中「図られる」の下に「とともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資する」を加え、同条第五項中「障害者」の下に「をはじめとする全ての国民」を、「程度」の下に「その他の事由」を、「しつつ」の下に「、共生社会の実現に資することを旨として、」を加え、同条第六項中「（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）」を削り、「パラリンピック競技大会」の下に「、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会」を加え、同条第八項中「スポーツは」の下に「、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）その他の関係法律の規定を踏まえ」を、「旨として」の下に「、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ」を加える。

第五条第二項を次のように改める。

２　スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

第五条第三項を削る。

第七条中「及び」の下に「スポーツ、文化芸術その他の分野の」を加える。

第十条第一項中「は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。

第十二条に次の一項を加える。

３　国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

第十四条中「整備」の下に「、スポーツの実施のための環境の整備」を加え、同条に次の一項を加える。

２　国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第十六条第一項中「歯学」の下に「、薬学」を、「生理学」の下に「、栄養学、法学、経済学、社会学」を加え、「力学」を「倫理学、教育学」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用）

第十六条の二　国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

２　地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

３　スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。

（発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保）

第十六条の三　国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応

じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七条の次に次の三条を加える。

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二　地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

２　国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

（高等学校の生徒のスポーツの推進）

第十七条の三　国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（大学におけるスポーツの推進等）

第十七条の四　国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

第十八条中「又は競技水準の向上」を「、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興」に改め、「鑑み」の下に「、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう」を加える。

第二十一条中「住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）」を「地域スポーツクラブ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保）

第二十一条の二　国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実）

第二十四条の二　国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

２　スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

第二十六条の見出し中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改め、同条第一項中「以下」を「第三項及び第二十九条の五第一項において」に、「共同して」を「共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して」に改め、「とする」の下に「とともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする」を加え、同条第二項中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に、「共同して」を「共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して」に改め、「とする」の下に「とともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする」を加え、同条第三項中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改める。

第二十七条第二項中「をいう」の下に「。第二十九条の五第一項において同じ」を加え、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」を「公益財団法人日本パラスポーツ協会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

第二十八条の見出し中「、大学」を削り、同条中「又は競技水準の向上」を「、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興」に改め、「のスポーツチーム」及び「、大学」を削り、同条の次に次の節名を付する。

第四節　スポーツの公正及び公平の確保等

第二十九条を次のように改める。

（暴力等の防止）

第二十九条　国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）

第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

２　スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

第三章中第二十九条の次に次の四条を加える。

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二　国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条の三　国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第二十九条の四　国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

２　スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等）

第二十九条の五　国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

２　スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

第三十三条第一項第一号中「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める。

本則に次の一条を加える。

（スポーツの振興のために必要な資金等）

第三十六条　国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

２　国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。

３　前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

（スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部改正）

第二条　スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「日本アンチ・ドーピング機構」の下に「、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構（平成三十年十一月十六日に一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中スポーツ基本法第二十六条の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定（「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。）及び同条第三項の改正規定（「全国障害者スポーツ大会」を「全国パラスポーツ大会」に改める部分に限る。）並びに同法第三十三条第一項第一号の改正規定は、令和十三年一月一日から施行する。

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月十二日

経済産業委員長　牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年六月十日

衆議院議長　額賀福志郎

参議院議長　関口　昌一殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（令和七年四月八日閣議決定）に基づき、令和七年四月十四日から令和九年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

審査報告書

信託業法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月十二日

財政金融委員長　三宅　伸吾

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公益信託に関する法律により公益信託に係る行政庁による認可制度及び受託者規制等が設けられることを踏まえ、公益信託の引受け又は公益信託に係る信託契約の締結の代理若しくは媒介について、信託業法第三条の規定による信託業の免許又は同法第六十七条の規定による信託契約代理業の登録等に係る規定の適用を除外するものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

信託業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年六月五日

衆議院議長　額賀福志郎

参議院議長　関口　昌一殿

信託業法の一部を改正する法律案

信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十条」を「第九十条の二」に改める。

第六章に次の一条を加える。

（適用除外）

第九十条の二　公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。次項において同じ。）の引受けについては、第三条の規定は、適用しない。

２　公益信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介については、第六十七条の規定は、適用しない。

附　則

この法律は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。

審査報告書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月十二日

内閣委員長　和田　政宗

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一　本法において、規制の対象となる特定金属の範囲については、金属価格の変動・金属盗による被害の状況等を踏まえ、適時適切に検討し、周知を行うこと。

二　特定金属くず買受業者については、継続的に指導監督を行うほか、その実態の把握に努めるとともに、本法の運用状況を踏まえ、許可制の導入、現金取引の禁止、取引時の本人確認及び記録保存の一層の厳格化等の買受業者に対する規制的措置の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三　特定金属くず買受業者として特定金属くずを業として買い受ける全ての事業者に対し、本法の措置の内容について効果的な周知を行うこと。その際、外国籍の事業者に対しては、資料を多言語化するなど十分配慮すること。

四　買受け時の本人確認を始めとする手続の煩わしさにより、適法な特定金属くず買受業者の利用が避けられる事態とならないよう、本法の措置の内容及びその必要性について、国民や事業者の十分な理解を得られるよう周知啓発を行うこと。また、少額取引の本人確認の在り方については、施行後の実態を踏まえ検討すること。

五　盗難特定金属製物品の処分を防止するため、ＡＩ等のデジタル技術等の最先端技術等を活用した対策について、その技術開発の支援も含めた在り方を将来的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

六　指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止規定の運用に当たっては、人権を不当に侵害することのないよう、判断基準を明確化し、全国で斉一的な運用が行われるよう徹底すること。

七　太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗について、犯罪グループ等が犯行に及んでいる実態が認められることに鑑み、組織的に金属盗を敢行する犯罪について、実行犯の募集や盗難特定金属製物品の流通経路等の実態を解明するとともに、効果的な取締り等の対策を講ずること。また、外国人による犯罪については、留学生や外国人コミュニティ等の協力を得るなどして、外国語によるインターネット上の違法・有害情報に対し適切に対応するとともに、犯罪防止に資する情報発信を外国語を用いて積極的に行うこと。あわせて、取締りを通じて外国人差別の風潮を助長することとならないよう十分留意すること。

八　太陽光発電施設における金属ケーブルの窃盗を始めとする金属盗の発生状況、手口及び有効な防止策について、不断の情報収集及び分析を行い、関係事業者等と警察とで広域的に共有するための官民情報プラットフォームを、関係業界と連携して速やかに構築し、運用するとともに、関係事業者等に対し、盗難防止に資する情報を積極的に周知すること。

九　監視カメラやセンサーライトの設置、転売防止のためのマーキング等の自主防犯対策を講ずる事業者等に対する支援措置を講ずる都道府県に対して、必要な助言、支援等を行うこと。

十　いわゆる金属くず条例の中には、金属くず買受業者の許可制を導入するとともに、銅以外の金属も規制対象とするものなどがあることを踏まえ、本法の趣旨に反しない限りにおいて、条例による規制を妨げることのないようにすること。

右決議する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月二十七日

衆議院議長　額賀福志郎

参議院議長　関口　昌一殿

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置（第三条―第十四条）
第三章　指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止（第十五条）
第四章　特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知（第十六条）
第五章　雑則（第十七条―第二十条）
第六章　罰則（第二十一条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止すること等により、特定金属製物品の窃取の防止に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定金属製物品　特定金属（銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を使用して製造された物品のうち、主として特定金属により構成されているものをいう。

二　盗難特定金属製物品　窃取された特定金属製物品をいう。

三　特定金属くず　主として特定金属により構成されている金属くず（物品を製造する過程において生ずるもの及び古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物に該当するものを除く。）をいう。

四　特定金属くず買受業　特定金属くずの買受け（買受けの対価として金銭以外の財産上の利益を提供する場合を含む。以下同じ。）を行う営業をいう。

五　指定金属切断工具　ケーブルカッター、ボルトクリッパーその他の特定金属を切断することができる工具であって、一般消費者が通常生活の用に供することが少ないと認められ、かつ、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

第二章　盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置

（特定金属くず買受業の届出）

第三条　特定金属くず買受業を営もうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所（特定金属くずの買受けを行う営業所をいう。第十三条第一項を除き、以下同じ。）ごとに、氏名又は名称、住所、営業所の所在地その他国家公安委員会規則で定める事項を、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

２　前項の規定による届出をした者は、当該営業所の所在地における特定金属くず買受業を廃止したとき、又は同項の規定により届け出た事項（営業所の所在地を除く。）に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。この場合において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（届出番号等の通知）

第四条　公安委員会は、前条第一項の規定による届出があったときは、当該届出に係る営業所を識別するための番号、記号その他の符号（次条第一項において「届出番号等」という。）を当該届出をした者に通知しなければならない。

（氏名等の表示）

第五条　第三条第一項の規定による届出をした者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、その氏名又は名称、届出をした公安委員会の名称及び届出番号等（次項において「氏名等」という。）を表示しなければならない。

２　第三条第一項の規定による届出をした者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、その氏名等を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第十六条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六条　第三条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に特定金属くず買受業を営ませてはならない。

（本人確認）

第七条　特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、国家公安委員会規則で定める方法により、買受けの相手方の本人特定事項（当該相手方が自然人である場合にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で国家公安委員会規則で定めるものにあっては、国家公安委員会規則で定める事項）及び生年月日をいい、当該相手方が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。次条第一項において同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。ただし、過去に買受けの相手方となったことがある者からの買受けを行う場合であって当該買受けに係る代金の支払をその者の預金又は貯金の口座への振込みにより行うときその他の国家公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。

２　特定金属くず買受業を営む者は、買受けの相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定金属くず買受業を営む者との間で買受けに係る取引を行うときその他の当該特定金属くず買受業を営む者との間で現に当該取引の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該相手方の本人確認に加え、当該取引の任に当たっている自然人についても、前項の国家公安委員会規則で定める方法により、本人確認を行わなければならない。

３　買受けの相手方が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他政令で定める者である場合には、当該相手方のために当該特定金属くず買受業を営む者との間で現に当該買受けに係る取引の任に当たっている自然人を買受けの相手方とみなして、第一項本文の規定を適用する。

（本人確認記録の作成等）

第八条　特定金属くず買受業を営む者は、本人確認を行った場合には、直ちに、国家公安委員会規則で定める方法により、当該本人確認に係る本人特定事項、当該本人確認のためにとった措置その他の国家公安委員会規則で定める事項に関する記録（次項において「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

２　特定金属くず買受業を営む者は、本人確認記録を、当該本人確認に係る買受けの行われた日から三年間保存しなければならない。

（取引記録の作成等）

第九条　特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、直ちに、国家公安委員会規則で定める方法により、当該買受けの相手方の氏名又は名称、当該買受けの期日及び内容その他の国家公安委員会規則で定める事項に関する記録（次項において「取引記録」という。）を作成しなければならない。

２　特定金属くず買受業を営む者は、取引記録を、当該買受けの行われた日から三年間保存しなければならない。

（警察官への申告）

第十条　特定金属くず買受業を営む者は、取引の態様その他の事実に照らして、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めたときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならない。

（指示）

第十一条　公安委員会は、特定金属くず買受業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者（次条及び第二十五条において「代理人等」という。）がその営み、又は従事する特定金属くず買受業に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分を防止するため必要があると認めるときは、当該特定金属くず買受業を営む者に対し、本人確認の確実な実施を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（営業停止命令）

第十二条　公安委員会は、特定金属くず買受業を営む者若しくはその代理人等がその営み、若しくは従事する特定金属くず買受業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは他の法令の規定に違反したと認める場合において当該特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分を防止するため特に必要があると認めるとき、又は特定金属くず買受業を営む者が前条の規定による指示に違反したと認めるときは、当該特定金属くず買受業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該特定金属くず買受業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第十三条　公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定金属くず買受業を営む者に対し、その営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、営業所若しくは特定金属くずの保管場所に立ち入り、特定金属くず、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（盗難特定金属製物品に関する情報の提供）

第十四条　公安委員会は、特定金属くず買受業を利用した盗難特定金属製物品の処分の防止に資するため、第三条第一項の規定による届出をした者に対し、盗難特定金属製物品に関する情報を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）の送信、印刷物の配布その他の適切な方法により提供するよう努めなければならない。

第三章　指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止

第十五条　何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定金属切断工具を隠して携帯してはならない。

第四章　特定金属製物品の盗難の防止に資する情報の周知

第十六条　警視総監又は道府県警察本部長、方面本部長及び警察署長は、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信の利用、印刷物の配布その他の適切な方法により、太陽光発電設備を設置する者その他の特定金属製物品につき盗難に遭うおそれが大きい者に周知するよう努めなければならない。

第五章　雑則

（方面公安委員会への権限の委任）

第十七条　この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

（経過措置）

第十八条　この法律の規定に基づき政令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（国家公安委員会規則への委任）

第十九条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（条例との関係）

第二十条　この法律の規定は、地方公共団体が、この法律に規定するもののほか、金属くずの買受けに関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第六章　罰則

第二十一条　第十二条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条　第十五条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第一項の規定による届出をしないで特定金属くず買受業を営んだとき。

二　第六条の規定に違反したとき。

第二十四条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の規定による届出に関し虚偽の記載のあるものを提出したとき。

二　第三条第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であって虚偽の記載のあるものを提出したとき。

三　第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　第一章、第三章、第四章、第十八条、第十九条及び第二十二条並びに附則第五条及び第六条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、引き

続き当該特定金属くず買受業を営むことができる。

２　前項の場合における第三条第一項の規定の適用については、同項中「特定金属くず買受業を営もうとする者は」とあるのは、「この法律の施行の際現に特定金属くず買受業を営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに」とする。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、第二章の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第五条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第九号の二中「罪又は」を「罪、」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第　号）第二十二条の罪に」に改める。

第二十四条第四号の二、第二十四条の三第三号、第六十一条の二の二第一項第二号及び第六十一条の二の四第一項第八号中「罪又は」を「罪、」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪に」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法第二十二条の四第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に二号を加える改正規定中「罪又は」を「罪、」に、「罪に」を「罪又は盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二十二条の罪に」に改める。

手話に関する施策の推進に関する法律案

右の議案を提出する。

令和七年六月十二日

提出者

内閣委員長　和田　政宗

参議院議長　関口　昌一殿

手話に関する施策の推進に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　基本的施策（第六条―第十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策（以下「手話に関する施策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。

二　手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

三　全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（障害者基本計画等との関係）

第四条　政府が障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

（財政上の措置等）

第五条　政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本的施策

（手話を必要とすることもの手話の習得の支援）

第六条　国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とすることも及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、手話を必要とすることもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条に

おいて同じ。）の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校における手話による教育等）

第七条　国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用するこどもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

３　国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（大学等における配慮）

第八条　国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条において同じ。）において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（職場における環境の整備）

第九条　国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようとする事業主における手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における生活環境の整備等）

第十条　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（その他の手話の習得の支援）

第十一条　国及び地方公共団体は、第六条に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（手話文化の保存、継承及び発展）

第十二条　国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

（国民の理解と関心の増進）

第十三条　国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（手話の日）

第十四条　国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設ける。

２　手話の日は、九月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（人材の確保等）

第十五条　国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十六条　国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流の推進）

第十七条　国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映）

第十八条　国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2　この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

環境影響評価法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月十二日

環境委員長　青山　繁晴

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、環境影響評価法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、工作物の新設又は増改築の事業であって現に存在する工作物の撤去及び当該工作物と類似の工作物の新設を目的とするものについて環境影響評価方法書の作成前の手続の見直しを行うこと、環境影響評価に係る書類の公開を環境大臣が行うこと等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法成立後、建替えの要件を政令で定めるに当たっては、環境負荷の回避・低減と環境影響評価手続の合理化が共に実現できるよう、事業特性や技術革新の動向等を踏まえ適切な基準を定めること。また、当該政令の適用に当たっては、ガイドラインを作成するなど、建替事業実施後の新設工作物に関して、確実に環境負荷の低減が確保されるよう事業者への周知に努めること。

二、建替事業による環境影響の可能な限りの回避・低減及び手続の円滑化に資するよう、事業者が計画段階環境配慮書に記載すべき環境配慮の内容について、主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項及び主務省令等において明確に示すとともに、事業者への周知を図ること。

三、適正な環境配慮を行っている事業者に向けては、建替事業の際の環境影響評価項目の絞り込み等更なる手続の合理化を図ること。また、我が国の環境影響評価制度は法律と条例が一体となって運用されていることを踏まえ、本法による建替事業の手続合理化の趣旨を、地方公共団体に対し十分に周知すること。

四、環境影響評価手続において事業者等が作成する環境影響評価図書の公開について、事業者等から同意が得られるよう制度趣旨等について十分に周知するとともに、同意を促す方策を検討するほか、事業者等に過度な負担が生じない運用とすること。

五、環境影響評価図書について、公開期間を十分に確保するとともに、国が保有するデータベースへの統合も視野に入れ、国民や他の事業者等が有用な情報を十分に利活用できる方策を検討すること。また、今後の事業による環境影響の低減に資するため、国において、当該図書についての分析を進めること。

六、風力発電及び太陽光発電は、環境影響の程度が規模ではなく立地に依拠する場合があることを踏まえ、小規模な風力発電及び太陽光発電についても適正な環境配慮が確保される施策を早期に検討し、所要の措置を講ずること。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域制度を活用するとともに、環境を保全する地域を設定するなど、環境への影響が小さいとされる適地へ事業を誘導していくため、ゾーニングの実施に係る課題を抽出し、地方公共団体の取組を支援すること。

七、環境影響評価制度を始めとする対話プロセスを通じて、早期の段階より地域住民等からの不安や懸念の声に真摯に応えるとともに、多様な意見の尊重に努めるよう事業者等への周知を十分に行うこと。

八、特定の地域に複数の事業が集中することによる累積的な環境影響については、標準的な評価手法が定まっていない現状に鑑み、統一的な基準となるガイドライン策定のための調査を開始し、早急に策定すること。

九、現行法の環境保全措置の実施状況の報告にとどまらず、事業開始後に顕在化した環境影響が確認された場合には、事業計画や環境保全措置の見直し・変更を促す仕組みを早急に検討すること。

十、諸外国等で実施されている、個別事業の計画・実施の枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階における戦略的環境影響評価の導入に向け、具体的な検討を早急に開始すること。

十一、事業内容に変更等があった場合に事業者による環境配慮手続を再実施すること等を確実に担保するための方策や、法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保等について速やかに措置する必要性に鑑み、本法附則第四条に基づく検討時期を待つことなく不断に見直しを行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月二十日

衆議院議長　額賀福志郎

参議院議長　関口　昌一殿

環境影響評価法の一部を改正する法律案

環境影響評価法の一部を改正する法律

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第六十三条」に改める。

第二条第二項第一号ロ中「の新築、」を「及び」に改める。

第三条の三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　既存工作物（第二条第二項第一号イからヘまで及びチからワまでに掲げる事業に係る工作物であって現に存するものをいう。以下この項において同じ。）について、当該既存工作物を除却し、又はその使用を廃止し、当該既存工作物が設置されている区域又はその近接区域（当該既存工作物が設置されている区域の境界から政令で定める距離までの区域をいう。）において当該既存工作物と同種の工作物（当該工作物の規模に係る数値の既存工作物の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。）の新設を当該工作物に係る第一種事業として実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、前項第三号及び第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成しなければならない。

一　事業実施想定区域

二　当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容

第三条の四第一項中「書類」の下に「（前条第二項の規定により第一種事業を実施しようとする場合にあっては、同項の規定により作成した配慮書）」を加える。

第五条第一項第四号中「第三条の三第一項第四号」の下に「（対象事業が同条第二項の規定により実施する第一種事業である場合にあっては、同項第二号）」を加える。

第二十一条第二項中「第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において」を削る。

第三十八条の六第一項及び第二項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に改め、同条第三項中「第三条の三第二項」を「第三条の三第三項」に、「第三条の四第一項」を「同条第二項中「第一種事業として実施しようとする者」とあるのは「都市計画第一種事業として実施しようとする場合には、当該都市計画に係る都市計画決定権者」と、同項第二号中「第一種事業」とあるのは「都市計画第一種事業」と、第三条の四第一項中「第一種事業を実施しようとする者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「より第一種事業」とあるのは「より都市計画第一種事業」と」に、「と、「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、」を「と、同項並びに」に、「中「都市計画第一種事業」とあるのは「都市計画第二種事業」と、第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される」を「及び第二項、第三条の四第一項並びに」に改める。

第四十一条第五項中「都市計画決定権者は、」の下に「第三十八条の六第一項又は」を加える。

第四十八条第二項中「、「以下第二十六条まで、第二十九条」とあるのは「第二十七条」と」を削る。

第四十九条中「事業者等」の下に「（事業者、都市計画決定権者及び港湾管理者をいう。第五十二条において同じ。）」を、「による」の下に「公表、」を加える。

第六十二条を第六十三条とし、第五十六条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第五十五条第二項中「第五十五条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十四条第二項中「第六十条」を「第六十二条」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条の前の見出しを削り、同条第一項第一号中「配慮書」の下に「（同条第二項の規定により実施しようとする第一種事業にあっては、同項の規定により作成した配慮書）」を加え、同条を第五十四条とし、同条の前に見出しとして「（命令の制定とその経過措置）」を付し、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開）

第五十二条　環境大臣は、事業者等が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者等の同意を得なければならない。

一　第三条の四第一項（第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた配慮書

二　第七条（第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた方法書

三　第十六条（第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた準備書

四　第二十七条（第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四十八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた評価書

五　第三十八条の三第一項（第四十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた報告書

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十一条第五項の改正規定及び附則第三条の規定　公布の日

二　目次の改正規定、第二十一条第二項の改正規定、第四十八条第二項の改正規定、第四十九条の改正規定、第六十二条を第六十三条とし、第五十六条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げる改正規定、第五十五条第二項の改正規定、同条を第五十六条とする改正規定、第五十四条第二項の改正規定、同条を第五十五条とする改正規定、第五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条を第五十四条とし、同条の前に見出しを付する改正規定、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に一条を加える改正規定及び附則第五条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の環境影響評価法（以下この条において「旧法」という。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われている事業であって、旧法第三条の四第一項の規定による計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類の送付又は環境影響評価法第六条第一項の規定による環境影響評価方法書及びこれを要約した書類の送付がされたものに係る当該手続については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第五条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

審査報告書

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年六月十二日

厚生労働委員長　柘植　芳文

参議院議長　関口　昌一　殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度及び遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ、企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金の拠出限度額の拡充等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、企業規模要件の撤廃などの適用拡大に伴う経過措置として実施する、事業主が労使折半を超えて社会保険料を負担し、労使折半を超えて負担した社会保険料を制度的に支援する特例措置が円滑に行われるよう、必要な措置を講ずること。とりわけ、この特例措置が、事業主及び保険者に多大な事務負担を課すものとならないよう、システム改修等を含めた事務負担の軽減に配慮すること。また、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業及び小規模企業者に対しては、政府が実施する各種の支援措置の十分な周知に努めること。

二、被用者保険の適用拡大により被用者保険に加入することとなる標準報酬月額の比較的低い短時間労働者の中には、国民年金の第一号被保険者から第二号被保険者になることで社会保険料の被保険者負担が軽減する者がいることから、被用者保険制度内で財源を賄うこととしている被用者保険の適用拡大に伴う経過措置として行われる事業主支援を一律に行うことは合理性に問題があるのではないかとの指摘があることを考慮しつつ、第一号被保険者の中には、就業調整をすることで被用者保険の加入を回避しようとする者や国民年金保険料の免除制度利用者など被用者保険に加入することに伴い社会保険料負担が増加する者もいることなどを踏まえ、支援を受ける中小企業及び小規模企業者の実務的な課題も整理しながら、支援の対象となる第二号被保険者の範囲について整理すること。

三、短時間労働者への被用者保険の適用拡大について、企業規模要件の撤廃を待つことなく早期に任意の適用を進めるための方策について検討を加え、必要な措置を講ずるよう努めること。また、国民健康保険制度の在り方等に留意するとともに、雇用保険の加入要件が令和十年十月から週十時間以上になることなどを踏まえ、労働時間要件の週十時間以上への引下げ等、更なる短時間労働者の被用者保険への適用拡大について検討を加え、必要な措置を講ずること。

四、遺族厚生年金の見直しについては、見直しの対象者や給付への影響等の具体的内容に加えて、配慮が必要な者には有期給付の原則五年間の支給期間経過後に継続給付が行われること等について、国民への分かりやすい周知・広報を行い、不安の解消に努めること。

五、子どもの権利やジェンダー平等の観点から社会通念上妥当性を欠くことのないよう、遺族年金制度の見直しを引き続き検討すること。

六、障害年金の判定に際しては、恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること。併せて、「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」を踏まえ、就労継続支援Ｂ型事業所又は障害者雇用で働く者等について、就労していても、その状況等を考慮し、二級などの可能性がないかを検討した上で等級を判断すること。また、障害年金制度については、医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと。

七、低所得者及び中堅所得者の高齢期における所得の確保を図るための方策を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、高額所得による老齢基礎年金の国庫負担相当分の支給停止について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

八、老齢基礎年金と老齢厚生年金の給付水準の調整を同時に終了するために必要な措置及び当該措置により老齢基礎年金と老齢厚生年金の合計額が減少する者への影響を緩和するために必要な措置を講ずるに当たっては、その安定した財源を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

九、次期財政検証では、四十年を超えた厚生年金被保険者期間の基礎年金における取扱いを含め、基礎年金の四十年から四十五年への拠出期間の延長について、その実施に伴う安定した財源の確保も含めて速やかに検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。

十、第三号被保険者制度の在り方の見直しについては、国民的な議論に資するような実情に関する調査研究を行うこととし、調査研究に当たっては、現行制度に関わる当事者の意見を聴取す

るよう努めること。

十一、年金制度改革は五年に一度の財政検証後に遅滞なく行うことを検討すること。

十二、次期財政検証に当たっては、今回の財政検証の前提は楽観的過ぎるとの指摘を踏まえ、出生率、経済成長、女性の社会進出などについてより厳しい前提で検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を検討するとともに、令和二年法改正時の附帯決議で指摘があったように、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下での結果を示すこと。

十三、次期年金制度改正に向けては、年金制度が国民生活に深く関わるものであるという認識の下、広く国民的な議論を喚起するような進め方について工夫すること。

十四、年金制度の基本的な仕組みや本法の趣旨及び内容について、国民への分かりやすい周知・広報を行うとともに、学校教育段階での年金制度を含むワークルール教育の推進について取組の強化を行うこと。

十五、日本国内にある約百八十か国・地域の外国公館（大使館・領事館など）で働く日本採用の労働者の多くが長年にわたって被用者保険に加入していない状況を踏まえ、被用者保険の適用について、本件に係る昭和三十年厚生省通知の見直しや、被用者保険を強制適用にすることも含めて検討し、その結果に基づき、関係省庁等との調整を行った上で速やかに必要な措置を講ずること。

右決議する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年五月三十日

衆議院議長　額賀福志郎

参議院議長　関口　昌一　殿

（小字は衆議院修正）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第三十六条の四」を「第三十六条の五」に改める。

第二十七条第八号中「除く」の下に「。第二十七条の六第二項第五号において同じ」を加える。

第二十七条の五の次に次の一条を加える。

（加算額）

第二十七条の六　老齢基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて第三十条第二項に規定する障害等級（以下この条において単に「障害等級」という。）に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、第二十七条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ二十六万九千六百円に改定率（第二十七条の三及び前条の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。次項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。次項において同じ。）を加算した額とする。ただし、当該子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　日本国内に住所を有しないとき（外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）。

二　厚生年金保険法第四十四条第一項又は第六十二条の二第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われている子であるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

2　前項の規定により加算する額は、次に掲げる月数を合算した月数が三百に満たない者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額に、当該合算した月数を三百で除して得た数を乗じて得た額とする。

一　保険料納付済期間の月数

二　保険料四分の一免除期間の月数

三　保険料半額免除期間の月数

四　保険料四分の三免除期間の月数

五　保険料全額免除期間の月数

3　受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が生まれたときは、第一項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、その生まれた日の属する月の翌月から、老齢基礎年金の額を改定する。

4　第一項の規定によりその額が加算された老齢基礎年金については、子のうちの一人又は二人以上が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、その該当するに至つた子の数に応じて、年金額を改定する。

一　死亡したとき。

二　受給権者による生計維持の状態がやんだとき。

三　婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。

四　受給権者の配偶者以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。

五　離縁によつて、受給権者の子でなくなつたとき。

六　十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七　障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただ

し、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八　二十歳に達したとき。

5　第一項又は前項第二号の規定の適用上、老齢基礎年金の受給権者によつて生計を維持していたこと又はその者による生計維持の状態がやんだことの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項ただし書中「年金たる保険給付（老齢を支給事由とするものを除く。）」を「障害厚生年金」に改め、同条第四項中「第二十七条」の下に「及び前条」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同条第五項第二号中「当該」を「六十五歳に達した日から当該」に、「以前に」を「までの間において」に、「であつた」を「となつた」に改める。

第三章第二節に次の一条を加える。

（加算額の支給停止）

第二十九条の二　第二十七条の六第一項の規定により子についてその額が加算された老齢基礎年金については、政令で定めるところにより、受給権者の配偶者その他政令で定める者（以下この条において「配偶者等」という。）が次の各号のいずれにも該当するときは、その該当する期間、同項の規定により当該子について加算する額（配偶者等に支給する第一号に規定する加算の額に限る。）に相当する部分の支給を停止する。

一　当該子について第二十七条の六第一項若しくは第三十三条の二第一項又は厚生年金保険法第四十四条第一項若しくは第五十条の二第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われているとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

二　当該子について主として生計を維持しているとき。

2　前項第二号の規定の適用上、配偶者等によつて主として生計を維持していることの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三条の二第一項中「七万四千九百円」を「二十六万九千六百円」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの」を「その」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　日本国内に住所を有しないとき（外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）。

二　厚生年金保険法第四十四条第一項、第五十条の二第一項又は第六十二条の二第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われている子であるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

第三十三条の二第三項を次のように改める。

3　第二十七条の六第四項の規定は、第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金について準用する。

第三十三条の二第四項中「前項第二号」を「前項において準用する第二十七条の六第四項第二号」に改める。

第三章第三節に次の一条を加える。

第三十六条の五　第二十九条の二の規定は、第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金について準用する。

第三十七条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第三十九条第一項中「同じくした」を「同じくしていた」に、「七万四千九百円」を「二十六万九千六百円」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの」を「その」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　日本国内に住所を有しないとき（外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）。

二　厚生年金保険法第六十二条の二第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われている子であるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

第三十九条第二項中「同じくした」を「同じくしていた」に改め、同条第三項第二号中「（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第三十九条の二第一項中「七万四千九百円」を「二十六万九千六百円」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「そのうち一人については、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの」を「その」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間、その子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　日本国内に住所を有しないとき（外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）。

二　厚生年金保険法第六十二条の三第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金その他死亡を支給事由とする年金たる保険給付であつて政令で定めるものを受給しているとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

第四十一条第二項中「、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるとき」を削る。

第四十六条第二項中「」とあるのは、」を「及び前条」とあるのは」に、「読み替える」を「、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替える」に改める。

第五十二条の二第三項を削る。

第五十二条の三第一項ただし書を削り、同条

第二項中「（前項ただし書に規定するものを除く。次項において同じ。）」を削る。

第百二条第二項中「前項」の下に「に規定する年金給付を受ける権利」を加える。

第百四条中「障害基礎年金」を「老齢基礎年金、障害基礎年金」に改める。

第百七条第二項中「ときは」の下に「、障害等級に該当する障害の状態にあることにより老齢基礎年金の額が加算されている子」を加える。

第百九条の四第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　第二十七条の六第五項及び第二十九条の二第二項の規定による認定

第百九条の四第一項第十号中「規定」の下に「及び第三十六条の五において準用する第二十九条の二第二項の規定」を加える。

第百九条の十第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二　第二十七条の六第一項ただし書及び第二十九条の二第一項の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）

八の三　第二十七条の六第三項及び第四項の規定による老齢基礎年金の額の改定に係る事務（同条第五項の規定による認定及び当該改定に係る決定を除く。）

第百九条の十第一項第十号中「。）」の下に「並びに第三十三条の二第一項ただし書の規定及び第三十六条の五において準用する第二十九条の二第一項の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）」を加え、同項第十一号中「及び第三項」を「の規定及び同条第三項において準用する第二十七条の六第四項の規定」に改め、同項第十四号中「。）」の下に「並びに第三十九条第一項ただし書及び第三十九条の二第一項ただし書の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）」を加える。

第百三十八条の表第百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）、第四項ただし書及び第五項を除く。）の項中「、第四項ただし書」を削る。

附則第九条第一項中「合算対象期間を」を「合算対象期間並びに六十五歳に達した日の属する月以後の厚生年金保険の被保険者期間を」に改め、「及び第四号」を削る。

附則第九条の二中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の規定による老齢基礎年金の額については、同条第一項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」と、「の規定にかかわらず、同条」とあるのは「及び附則第九条の二第四項の規定にかかわらず、これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」とする。

附則第九条の二の二第六項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第三項の規定による老齢基礎年金の額について、第二十七条の六の規定を適用する場合においては、同条第一項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」と、「の規定にかかわらず、同条」とあるのは「並びに附則第九条の二の二第四項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した」とあるのは「附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金の受給権者が六十五歳に達した」とする。

附則第九条の三の二第一項第一号中「住所を有する」を「滞在する」に改め、同項第三号中「日本国内に住所を有していた」を「第一号又は前号に該当していた」に、「日本国内に住所を有しなくなつた」を「第一号又は前号のいずれにも該当しなくなつた」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十六条の三第一項の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合を含む。）を受けているとき。

附則第九条の三の二第三項中「被保険者期間に係る」を「被保険者期間（に、「のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち」を「に限る。）に属する月のうち同日の前日における」に改める。

附則第九条の五第二項中「当該債権の回収が終了する」を「令和九年三月三十一日」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第二条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表中

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満

を

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	

第二十条第二項中「全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が」を削り、「最高等級の標準報酬月額」を「最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の四」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の三を下回つてはならない。

第四十四条の三第五項第二号中「当該」を「当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から当該」に、「以前に」を「までの間において」に、「であつた」を「となつた」に改める。

第四十六条第三項中「四十八万円と」を「六十二万円と」に改め、同項ただし書中「四十八万円」を「六十二万円」に、「平成十七年度」を「令和七年度」に改める。

第五十八条第一項第四号中「老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）又は」を削る。

第七十八条の二第一項ただし書中「二年」を「五年」に改める。

第八十四条の六第三項第二号中「合計額の予想額に」を「予想額に」に改める。

第百条の二第二項中「法人の」を削り、同条に次の一項を加える。

6　厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、銀行、信託会社その他の機関に対し、第一号厚生年金被保険者又は第一号厚生年金被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を求めることができる。

第百条の四第一項第三十七号中「。」の下に「及び同条第六項の規定による報告の求め」を加える。

附則第十四条第一項中「合算対象期間を」を「合算対象期間並びに六十五歳に達した日の属する月以後の被保険者期間を」に改める。

附則第二十三条第一項中「当分」を「令和八年度まで」に改める。

附則第二十八条の三第三項中「第五十八条第一項（第四号に限る。）及び」を削る。

附則第三十一条第二項中「当該債権の回収が終了する」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第三条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第三章の四　二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第七十八条の二十二―第七十八条の三十七）」を「第三章の第三章の四　被保険者と死別した場合における配偶者で二以上の種別の被保険者であつた期間を有あつた期間についての特例（第七十八条の二十する者の特例（第七十八条の二十二―第七十八一の二―第七十八条の二十一の八）条の三十八）」に改める。

第三条第二項中「、「夫」及び「妻」」を削る。

第十二条第五号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号中ロを削り、ハをロとする。

第二十条第一項の表中

第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上
を		
第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上　六九五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上

第二十八条の二第三項中「又は第七十八条の十四第四項」を「、第七十八条の十四第四項又は第七十八条の二十一の二第六項」に改める。

第二十九条第一項中「並びに第七十八条の十四第二項及び第三項」を「、第七十八条の十四第二項及び第三項並びに第七十八条の二十一の二第三項及び第五項」に改める。

第三十七条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第四十四条第一項中「（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）」及び「。第三項において同じ。」を削り、「又は子」を「があるとき（当該月数が二百四十以上であるときに限る。）又は受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたその者の子」に、「若しくは」を「又は」に、「あるときは」を「あるとき（当該月数が百二十以上であるときに限る。）は」に改め、同項ただし書中「国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われている子があるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されている」を「当該子が日本国内に住所を有しないとき（当該子が外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者である」に改め、同条第二項中「は二十二万四千七百円」を「は二十万二千二百円」に、「）とし、同項」を「以下この項において同じ。）とし、前項」に、「七万四千九百円」を「二十六万九千六百円」に改め、「（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）」を削り、同条第三項中「年金」を「老齢厚生年金」に改め、同条第四項第三号中「婚姻」の下に「（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同項第五号中「の養子」の下に「（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第四十四条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（支給の繰下げ）」を付し、同条第一項中「（以下この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第四十四条の四　老齢厚生年金の受給権を有する者（その受給権を取得した日以後に遺族厚生年金の受給権を有する期間がある者に限る。）であつて一年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかつたものは、前条第一項の規定によるほか、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（障害厚生年金又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。次号において同じ。）の受給権者であつたとき。

二　当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から一年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたとき。

三　当該申出の前に当該遺族厚生年金の請求をしたとき。

2　前条第二項から第五項までの規定は、前項の申出について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「給付の」とあるのは、「給付（障害厚生年金又は国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の」と読み替えるものとする。

第四十四条の五　前条第一項の申出をすることができる者が、第四十四条の三第一項の申出をすることができる場合であつて、その者の選択により、これらの申出のうち、いずれか一の申出をしたときは、他の申出をすることはできないものとする。

第四十六条第一項中「第四十四条の三第四項」の下に「（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「同条第四項」を「第四十四条の三第四項」に改め、同条に次の二項を加える。

7　第四十四条第一項の規定により子についてその額が加算された老齢厚生年金については、政令で定めるところにより、受給権者の配偶者その他政令で定める者（以下この条において「配偶者等」という。）が次の各号のいずれにも該当するときは、その該当する期間、同項の規定により当該子について加算する額（配偶者等に支給する第一号に規定する加算の額に限る。）に相当する部分の支給を停止する。

一　当該子について第四十四条第一項若しくは第五十条の二第一項又は国民年金法第二十七条の六第一項若しくは第三十三条の二第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われているとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

二　当該子について主として生計を維持しているとき。

8　前項第二号の規定の適用上、配偶者等によつて主として生計を維持していることの認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十条の二第一項中「配偶者」の下に「又は受給権者によつて生計を維持しているその者の子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子に限る。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

　ただし、当該子が日本国内に住所を有しないとき（当該子が外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

第五十条の二第二項中「加給年金額は、」の下に「同項に規定する配偶者については」を加え、「とする。）」を「とする。以下この項において同じ。）とし、前項に規定する子については一人につき二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額」に改め、同条第三項中「の配偶者」の下に「又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子に限る。）」を、「当該配偶者」の下に「又は当該子」を加え、同条第四項中「（第五号から第十号までを除く。）」を削る。

第五十四条第三項中「第四十六条第六項」の下に「から第八項まで」を加える。

第五十九条第一項中「失踪（そう）」を「失踪」に、「維持した」を「維持していた」に改め、同項ただし書中「妻」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫、」を削り、「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた六十歳未満である配偶者は、前項の規定にかかわらず、遺族厚生年金を受けることができる遺族とする。

第六十条第一項第一号中「。）」の下に「又は同条第二項に規定する遺族」を加え、同項第二号ロ中「第六十四条の二」を「第六十四条の二第一項」に改める。

第六十二条第一項を次のように改める。

　遺族厚生年金の受給権を取得した当時、六十歳未満の配偶者であつて、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金（以下この項、第六十五条第一項各号、第六十六条第二項及び第七十八条の二十一の二において単に「遺族基礎年金」という。）の受給権を有する期間がないもの又は遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、六十歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したものに支給される遺族厚生年金（以下「六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」という。）については、第六十条第一項第一号に定める遺族厚生年金の額に死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間（第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族厚生年金であつて、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数を三百として計算したものであるときは、これを三百とする。）を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の一に相当する額を加算する。

第六十二条第二項中「廃止すべき」を「停止すべき」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第六十二条の二　配偶者に支給する遺族厚生年金の額は、配偶者がその権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた子（第五十九

条第一項に規定する要件に該当する子に限る。次項において同じ。）があるときは、第六十条第一項の規定にかかわらず、同項に定める額に加給年金額を加算した額とする。ただし、当該子が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する期間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

一　日本国内に住所を有しないとき（外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）。

二　第四十四条第一項の規定による加算その他政令で定める加算が行われている子であるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）。

2　前項の加給年金額は、子一人につき二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3　配偶者が遺族厚生年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、その子は、配偶者がその権利を取得した当時第五十九条第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくしていた子とみなし、その出生の月の翌月から、遺族厚生年金の額を改定する。

4　配偶者に支給する遺族厚生年金については、第一項に規定する子が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、当該子に係る同項の加給年金額を加算しないものとし、その該当するに至つた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

一　死亡したとき。

二　婚姻をしたとき。

三　配偶者以外の者の養子となつたとき。

四　離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者の子でなくなつたとき。

五　配偶者と生計を同じくしなくなつたとき。

六　十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき。ただし、障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。

七　障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき。ただし、その子が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるときを除く。

八　二十歳に達したとき。

第六十二条の三　子に支給する遺族厚生年金の額は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族厚生年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第六十条第一項第一号及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。ただし、その子が日本国内に住所を有しないとき（その子が外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者であるときを除く。）は、その間、その子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

2　前項の加給年金額は、同項に規定する子のうち一人を除いた子につきそれぞれ二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

3　第一項の場合において、遺族厚生年金の受給権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた日の属する月の翌月から、遺族厚生年金の額を改定する。

第六十三条第一項第二号中「（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）」を削り、同項第三号中「（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、同項第五号を削り、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号のいずれかに該当する場合のほか、六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権は、その受給権者（以下「特定受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、消滅する。

一　第六十五条第三項の規定による六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の全部の支給の停止が二年間継続したとき。

二　老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

三　六十五歳に達したとき。

第六十四条の二中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2　遺族厚生年金は、その受給権者が第四十四条の四第一項の申出（同条第二項において準用する第四十四条の三第五項の規定により第四十四条の四第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）をしたときは、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全額の支給を停止する。当該遺族厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から当該申出をした日の属する月までの月分の当該遺族厚生年金についても、同様とする。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日から起算して五年を経過した日（以下この条において「基準日」という。）の属する月の翌月以後の月分について、特定受給権者の前年（一月から九月までの月分については、前々年とする。次項において同じ。）の所得が、国民年金法第九十条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる所得の額を勘案してその者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する扶養親族（次項第一号において単に「扶養親族」という。）の有無及び数に応じて政令で定める額（次項において「第一所得基準額」という。）を超えるときは、支給停止額に相当する部分の当該遺族厚生年金の支給を停止する。

一　特定受給権者が遺族基礎年金の受給権を有する期間がない場合（次号に掲げる場合を除く。）　六十歳に達する前に支給すべき

事由が生じた遺族厚生年金の受給権を取得した日

二　特定受給権者が遺族基礎年金の受給権を有する期間がなく、かつ、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくしていた場合　当該子（当該子が二人以上あるときは、その全ての子）の当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

三　特定受給権者が遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、六十歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合　当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

2　前項の支給停止額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　特定受給権者の前年の所得が第一所得基準額を超え、国民年金法第九十条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により国民年金の保険料の四分の一を納付することを要しないものとされる所得の額を勘案してその者の扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額（次号において「第二所得基準額」という。）以下である場合　前年の所得の額から第一所得基準額を控除して得た額に三分の一を乗じて得た額

二　特定受給権者の前年の所得が第二所得基準額を超える場合　第二所得基準額から第一所得基準額を控除して得た額に三分の一を乗じて得た額と前年の所得の額から第二所得基準額を控除して得た額に二分の一を乗じて得た額の合計額

3　第一項の支給停止額が六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の額を超えるときは、当該遺族厚生年金の全部の支給を停止する。

4　特定受給権者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する間、前三項の規定は、適用しない。

一　障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金（障害認定日又は同法第三十条第一項に規定する障害認定日が基準日から起算して二年を経過する日前であつて、当該二年を経過する日（当該障害厚生年金又は当該障害基礎年金の請求をすることが困難である場合として政令で定める場合により請求することができなかつたときにあつては、政令で定める日）前に請求があつたものに限る。）の受給権者であつて、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害に係る傷病が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し、又は当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る傷病が同条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するとき。

二　第三十八条第一項、第六十四条又は次条第二項の規定により六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の支給が停止されているとき。

三　天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

5　六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の支給が次条第二項の規定により停止されている特定受給権者が同項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日から起算して五年を経過した日を基準日とみなして、当該遺族厚生年金について、第一項から第三項までの規定を適用する。

6　前各項に定めるもののほか、六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の全部又は一部の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

7　第一項及び第二項に規定する所得の範囲及びその計算方法は、政令で定める。

第六十五条の二を削る。

第六十六条第一項ただし書中「前条本文、次項本文」を「次項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　特定受給権者が、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくするに至つたときは、六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の支給を停止する。ただし、当該子（当該子が二人以上いるときは、その全ての子）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日以後は、この限りでない。

一　直系血族又は直系姻族（特定受給権者である直系姻族を除く。）の養子となつたとき。

二　特定受給権者と生計を同じくしなくなつたとき。

第七十七条第二号中「障害等級」の下に「若しくは国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級」を加え、「の規定によりその者について加算が行われている子」を「、第五十条の二第一項、第六十二条の二第一項若しくは第六十二条の三第一項の規定により加算が行われている者」に改める。

第七十八条の十一の表及び第七十八条の十九の表中「。以下この項において同じ」を削り、「以上」を「未満」に改める。

第七十八条の二十八の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（老齢厚生年金の支給の繰下げの特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第七十八条の二十八の二　第四十四条の四第一項及び同条第二項において準用する第四十四条の三第二項から第五項までの規定は、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2　前条第二項及び第三項の規定は、二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者に係る老齢厚生年金について前項の規定を適用する場合について準用する。

第七十八条の二十九中「（第四十四条の三第四項」の下に「（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を、「する第四十四条の三第四項」の下に「（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第七十八条の三十二第二項中「の規定」を「及び第六十二条第一項の規定」に改め、同条第三項中「第六十二条第一項の規定による加算額」を「第六十二条の二第一項又は第六十二条の三第一項の規定により加算が行われている子があるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときを除く。）」に改める。

第七十八条の三十五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の標準報酬の改定又は決定の特例）」を付する。

第三章の四中第七十八条の三十七を第七十八

条の三十八とし、第七十八条の三十六の見出しを削り、同条の次に次の一条を加える。

第七十八条の三十七　二以上の種別の被保険者であつた期間を有していた者について、第七十八条の二十一の二第一項又は第二項の規定を適用する場合においては、各号の厚生年金被保険者期間のうち一の期間に係る標準報酬についてのこれらの規定による請求は、他の期間に係る標準報酬についての当該請求と同時に行わなければならない。

2　前項の場合においては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者であつた期間を合算し、一の期間又は当該一の期間に係る被保険者期間のみを有していた者とみなして第七十八条の二十一の二第一項又は第二項の規定を適用し、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに同条第三項から第五項まで及び附則第十七条の十三の四の規定を適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第三章の四を第三章の五とし、第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四　被保険者と死別した場合における配偶者であつた期間についての特例

（死別配偶者についての標準報酬の特例）

第七十八条の二十一の二　死亡した被保険者（被保険者であつた者を含む。以下「死亡被保険者」という。）が被保険者であつた期間中に配偶者を有していた場合において、当該死亡被保険者の配偶者（以下「死別配偶者」という。）が特定受給権者であるとき、又は特定受給権者であつたときは、当該死別配偶者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日（当該各号のうち二以上に該当する場合においては、いずれか早い日）から、実施機関に対し、婚姻等対象期間（当該死亡被保険者と当該死別配偶者との婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間であつた期間をいう。以下同じ。）の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、当該従前標準報酬月額とし、標準報酬月額を有しない月にあつては、零とする。以下この条において同じ。）及び標準賞与額（標準賞与額を有しない月にあつては、零とする。以下この条において同じ。）の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該各号に定める日から五年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一　遺族基礎年金の受給権を有する期間がない場合（遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくする場合又は次号に掲げる場合を除く。）　六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日

二　遺族基礎年金の受給権を有する期間がなく、かつ、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくしていた場合　当該子（当該子が二人以上あるときは、その全ての子。以下この号において同じ。）が直系血族若しくは直系姻族（特定受給権者である直系姻族を除く。）の養子となつた日、特定受給権者と生計を同じくしなくなつた日又は当該子の有する遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して五年を経過した日

三　遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、六十歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合　当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して五年を経過した日

四　第六十三条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号の規定により六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権が消滅した場合　当該遺族厚生年金の受給権が消滅した日

2　遺族厚生年金及び遺族基礎年金の受給権が六十歳に達する日前に同時に消滅したときは、これらの受給権を有していた死別配偶者は、これらの受給権が消滅した日から、実施機関に対し、婚姻等対象期間の標準報酬月額及び標準賞与額の改定又は決定を請求することができる。ただし、これらの受給権が消滅した日から五年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

3　実施機関は、第一項又は前項の規定による請求があつた場合には、婚姻等対象期間のうち、死別配偶者が国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者であつた期間（第五項において「特定第三号被保険者期間」という。）以外の期間の各月ごとにおいて、当該死別配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額について、それぞれ次の各号に定める額に改定し、又は決定することができる。

一　標準報酬月額　当該死別配偶者の標準報酬月額に、死亡被保険者の婚姻等対象期間標準報酬総額が、死亡被保険者及び死別配偶者の婚姻等対象期間標準報酬総額の合計額の二分の一になるよう厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額を加えて得た額

二　標準賞与額　当該死別配偶者の標準賞与額に、死亡被保険者の標準賞与額に算定率を乗じて得た額を加えて得た額

4　死別配偶者の婚姻等対象期間標準報酬総額が、死亡被保険者の婚姻等対象期間標準報酬総額以上である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、改定又は決定前の標準報酬月額及び標準賞与額を、同項の規定により改定され、又は決定された標準報酬月額及び標準賞与額とする。

5　実施機関は、第一項又は第二項の規定による請求があつた場合には、死別配偶者の特定第三号被保険者期間の各月ごとにおいて、当該死別配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額として、死亡被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に二分の一を乗じて得た額に決定することができる。

6　第三項及び前項の場合において、婚姻等対象期間のうち死亡被保険者の被保険者期間であつて死別配偶者の被保険者期間でない期間については、当該死別配偶者の被保険者期間であつたものとみなす。

7　第三項及び第五項の規定により改定され、又は決定された死別配偶者の標準報酬は、第一項又は第二項の規定による請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

8　第三項第一号及び第四項において「婚姻等対象期間標準報酬総額」とは、死亡被保険者又は死別配偶者ごとに、婚姻等対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、死亡被保険者又は死別配偶者を受給権者とみなして婚姻等対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額をいう。

（記録）

第七十八条の二十一の三　実施機関は、厚生年金保険原簿に前条第六項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間（以下この条及び第七十八条の二十一の六第二項ただし書において「死別配偶者みなし被保険者期間」という。）を有する者の氏名、死別配偶者みなし被保険者期間、死別配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬その他主務省令で定める事項を記録しなければならない。

（通知）

第七十八条の二十一の四　実施機関は、第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定による標準報酬の改定又は決定を行つたときは、その旨を死別配偶者に通知しなければならない。

（省令への委任）

第七十八条の二十一の五　前三条に定めるもののほか、第七十八条の二十一の二第一項又は第二項の規定による請求並びに同条第三項及び第五項の規定による標準報酬の改定又は決定の手続に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（老齢厚生年金等の額の改定の特例）

第七十八条の二十一の六　老齢厚生年金の受給権者について、第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定による標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第四十三条第一項の規定にかかわらず、婚姻等対象期間に係る被保険者期間の最後の月以前における被保険者期間及び改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、第七十八条の二十一の二第一項又は第二項の規定による請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

2　障害厚生年金の受給権者について、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間に係る標準報酬が第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定により改定され、又は決定されたときは、改定又は決定後の標準報酬を基礎として、同条第一項又は第二項の規定による請求のあつた日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、第五十条第一項後段の規定が適用されている障害厚生年金については、死別配偶者みなし被保険者期間は、その計算の基礎としない。

（標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付の特例）

第七十八条の二十一の七　第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定（他の法令において、これらの規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

第四十四条第一項	被保険者期間の月数が二百四十未満	被保険者期間（第七十八条の二十一の三に規定する死別配偶者みなし被保険者期間（以下「死別配偶者みなし被保険者期間」という。）を除く。）の月数が二百四十未満
第四十六条第一項	の標準賞与額	の標準賞与額（第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定による改定前の標準賞与額とし、これらの規定により決定された標準賞与額を除く。）
第五十八条第一項	被保険者であつた者が次の	被保険者であつた者（第四号に該当する場合にあつては、死別配偶者みなし被保険者期間を有する者を含む。）が次の

（政令への委任）

第七十八条の二十一の八　この章に定めるもののほか、被保険者と死別した場合における配偶者であつた期間についての特例に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十七条第一項中「障害等級」の下に「若しくは国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級」を加え、「の規定によりその者について加算が行われている子」を「、第五十条の二第一項、第六十二条の二第一項若しくは第六十二条の三第一項の規定により加算が行われている者」に、「これらの者」を「当該者」に改める。

第百条の二第三項中「ときは、」の下に「受給権者の資産若しくは収入の状況又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「につき、」の下に「官公署又は」を加える。

第百条の四第一項第十三号中「の規定」を「及び第四十六条第八項の規定」に改め、同項第十四号中「第四十四条の三第一項」の下に「及び第四十四条の四第一項」を加え、同項第十五号の二中「規定」の下に「及び第五十四条第三項において準用する第四十六条第八項の規定」を加え、同項第十八号中「第五十九条第四項」を「第五十九条第五項」に改め、同項第二十六号の次に次の二号を加える。

二十六の二　第七十八条の二十一の二第一項及び第二項の規定による請求の受理並びに同条第三項及び第五項の規定による標準報酬の改定又は決定

二十六の三　第七十八条の二十一の四の規定による通知

第百条の四第一項中第四十三号を第四十四号とし、第四十号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　附則第四条の六第二項及び第五項の規定による申出の受理

第百条の十第一項第十号中「同項第四十一号」を「同項第四十二号」に改め、同項第十一号中「第四十四条第一項ただし書に規定する当該」を削り、「）並びに」を「）、」に改め、「老齢厚生年金の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）」の下に「並びに第四十六条第七項の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）」を加え、同項第十三号中「第四十九条第一項、」を「第四十九条第一項並びに」に改め、「並びに同条第三項において準

用する第四十六条第六項」を削り、「。」の下に「、第五十条の二第一項ただし書の規定及び第五十四条第三項において準用する第四十六条第七項の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）並びに第五十四条第三項において準用する第四十六条第六項の規定による配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）」を加え、同項第十七号中「含む。）」の下に「、第六十二条の二第三項及び第四項並びに第六十二条の三第三項」を加え、同項第十八号中「第六十四条」を「第六十二条の二第一項ただし書及び第六十二条の三第一項ただし書の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）並びに第六十四条」に改め、同項第二十八号の次に次の二号を加える。

二十八の二　第七十八条の二十一の三の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

二十八の三　第七十八条の二十一の六第一項の規定による老齢厚生年金及び同条第二項の規定による障害厚生年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

第百条の十第一項第三十七号中「第百条の四第一項第四十二号」を「第百条の四第一項第四十三号」に改める。

附則第四条の五の次に次の一条を加える。

（適用除外の特例）

第四条の六　当分の間、適用事業所に使用される、七十歳未満の短時間労働者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつて、その者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第二十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、第九条の規定にかかわらず、被保険者としない。

2　特定減額特例対象者は、主務省令で定めるところにより実施機関（厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。第五項において同じ。）に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、被保険者となることができる。

3　前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、同項の規定による被保険者の資格を取得する。

4　第九条の規定による被保険者が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の事業所に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至つた日に、同項の規定による被保険者となつたものとみなす。

5　第二項の規定による被保険者（前項の規定により当該被保険者とみなされた者を含む。次項において同じ。）は、いつでも、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をし、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6　第二項の規定による被保険者は、第十四条各号（第三号を除く。）又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき、又は同条第五号に該当するに至つたとき は、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一　第八条第一項の認可があつたとき。

二　前項の申出が受理されたとき。

三　特定減額特例対象者でなくなつたとき。

7　第二項の申出は、健康保険法附則第八条の三の二第二項の申出をすることができる特定減額特例対象者にあつては同項の申出と、第五項の申出は、同条第五項の申出をすることができる特定減額特例対象者にあつては同項の申出と、それぞれ同時に行わなければならない。

8　第一項から第六項までに規定するもののほか、被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項において「短時間労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十二条各号のいずれにも該当しないものをいう。

一　一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（第十二条第五号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条第五号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二　一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

附則第七条の三第六項中「又は第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に、「若しくは第三項」を「第四十三条第二項若しくは第三項」に改め、「附則第七条の三第五項」と」の下に「、「同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第二項若しくは第三項又は附則第七条の三第五項」と」を、「当該月数が」の下に「、配偶者についてはを、「月から」の下に「、子については百二十以上となるに至つた月から」を加える。

附則第九条の二第三項中「第四十三条第三項」と」の下に「、「同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と」を加え、「「同条」を「「同条に」に、「これらの規定」を「これらの規定に」に改める。

附則第九条の三第二項中「。第三項において同じ。」を削り、「当時」と」の下に「、「当時（その権利を取得した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と」を加え、「同条」を「同条に」に、「これらの規定」を「これらの規定に」に改め、同条第四項中「。第三項において同じ。」を削り、「から起算して一月を経過した当時」と、「第四十三条の」を「。以下この条において同じ。）から起算して一月を経過した当時」と、「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「同項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、「第四十三条の」に、「「同条」を「「同条に」に、「これらの規定」を「これらの規定に」に、「（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過した当時」と、平成二十五年改正法」を「から起算し

て一月を経過した当時」と、平成二十五年改正法」に改める。

附則第九条の四第三項中「第四十三条第三項」と」の下に、「同条第二項又は第三項」とあるのは「同項」と」を加え、「同条」を「同条に」に、「これらの規定」を「これらの規定に」に改め、同条第五項中「第四十三条第三項」と」の下に、「同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第三項」と」を加え、「及び附則第九条の四第四項」を「及び第九条の四第四項」に、「「同条」を「「同条に」に、「これらの規定」を「これらの規定に」に改める。

附則第十二条中「の規定は」を「及び第四十四条の四の規定は」に改める。

附則第十三条の四第七項中「第四十四条第一項中「」を「第四十四条第一項中「は、」に、「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳（」を「は、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳（」に改め、「。第三項において同じ」を削り、「又は第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に、「「若しくは第三項」を「「第四十三条第二項若しくは第三項」に改め、「第六項」」と」の下に、「又は受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「又は附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢とする。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十三条第二項又は第三項若しくは第三項又は附則第十三条の四第六項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、第四十三条第三項又は附則第十三条の四第六項」に、「当該月数が」の下に、「配偶者については」を、「月から」の下に、「子については百二十以上となるに至つた月から」を加える。

附則第十六条第一項中「二百四十以上である」を「百二十以上である」に、「当時。第三項において同じ。」を「当時」に、「当該被保険者期間の月数」を「当該月数」に、「引き続き。第三項において同じ。」を「引き続き」」と、「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上となるに至つた当時」とあるのは「受給権者から附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた当時、当該月数が百二十未満であつたときは、当該月数が百二十以上となるに至つたときから引き続き」に改め、同条第二項中「二百四十以上である」を「百二十以上である」に、「当時。第三項において同じ。」を「当時」に、「当該被保険者期間の月数」を「当該月数」に、「引き続き。第三項において同じ。」を「引き続き」」と、「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上となるに至つた当時」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の二第一項の請求があつたときから引き続き（当該請求があつた当時、当該月数が百二十未満であつたときは、当該月数が百二十以上となるに至つたときから引き続き」に改め、同条第三項中「二百四十以上である」を「百二十以上である」に、「当時。第三項において同じ。」を「当時」に、「当該被保険者期間の月数」を「当該月数」に、「引き続き。第三項において同じ。」を「引き続き」」と、「その権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、同条第二項又は第三項の規定により当該月数が百二十以上となるに至つた当時」とあるのは「附則第八条の規定による老齢厚生年金に係る附則第九条の三第三項若しくは第五項又は第九条の四第四項若しくは第六項の規定による年金額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日（第十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた日にあつては、その日）から起算して一月を経過したときから引き続き（当該一月を経過した当時、当該月数が百二十未満であつたときは、当該月数が百二十以上となるに至つたときから引き続き」に改める。

附則第十七条の四第二項中「及び附則第十七条の九第一項」を「並びに附則第十七条の九第一項及び第十七条の十三の三第一項」に改め、同条第三項中「及び附則第十七条の九第二項」を「並びに附則第十七条の九第二項及び第十七条の十三の三第二項」に改め、同条第四項中「及び附則第十七条の九第三項」を「並びに附則第十七条の九第三項及び第十七条の十三の三第三項」に改め、同条第五項中「及び附則第十七条の九第四項」を「並びに附則第十七条の九第四項及び第十七条の十三の三第四項」に改め、同条第六項中「及び附則第十七条の九第五項」を「並びに附則第十七条の九第五項及び第十七条の十三の三第五項」に改め、同条第七項中「及び附則第十七条の九第六項」を「並びに附則第十七条の九第六項及び第十七条の十三の三第六項」に改める。

附則第十七条の十三の次に次の四条を加える。

（死亡被保険者の特例）

第十七条の十三の二　第七十八条の二十一の二第一項又は第二項の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「被保険者であつた者」とあるのは、「被保険者であつた者又は附則第四条若しくは他の法令の規定により被保険者であつた期間とみなされた期間を有する者」とする。

（婚姻等対象期間標準報酬総額の計算の特例）

第十七条の十三の三　婚姻等対象期間標準報酬総額（第七十八条の二十一の二第八項に規定する婚姻等対象期間標準報酬総額をいう。以下この条において同じ。）を計算する場合において、船員保険の被保険者であつた期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて計算する。

2　婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属

する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

3　婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。

4　婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧国家公務員共済組合員期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当該旧国家公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十二条第一項の規定により当該旧国家公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

5　婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当該旧地方公務員共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。ただし、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

6　婚姻等対象期間標準報酬総額を計算する場合において、昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間については、第七十八条の二十一の二第四項の規定にかかわらず、当該旧私立学校教職員共済加入者期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて計算する。

（死別配偶者である期間についての特例の規定の適用）

第十七条の十三の四　第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定により標準報酬が改定され、又は決定された者に対する保険給付について、附則第二十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「被保険者期間」とあるのは、「被保険者期間（第七十八条の二十一の三に規定する死別配偶者みなし被保険者期間を除く。）」とする。

第十七条の十三の五　国民年金法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入される婚姻等対象期間に係る被保険者期間についての第七十八条の二十一の二第五項の規定による標準報酬の決定並びに保険給付の額の計算及び改定に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十八条の二第二項中「及び第六十二条第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第四条　厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　常時五人以上の従業員を使用する事業所

二　前号に掲げる事業所のほか、常時従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所

第二十条第一項の表中

第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上
第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上　七三〇、〇〇〇円未満

を

第三五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三十二条中「並びに附則第二十三条の三」を削る。

第八十四条の六第四項第一号中「年金特別会計」を「厚生年金勘定の積立金額（年金特別会計」に、「（以下「厚生年金勘定の積立金額」という。）」を「をいう」に改める。

第八十四条の五第二項中「並びに附則第二十三条第二項第一号」を削る。

第百条の五第六項及び第七項中「又は事務所」を削る。

附則中第二十三条から第二十三条の四までを削り、第二十三条の五を第二十三条とする。

附則第二十九条第一項第一号中「住所を有する」を「滞在する」に改め、同項第三号中「日本国内に住所を有していた」を「第一号又は前号に該当していた」に、「日本国内に住所を有しなくなつた」を「第一号又は前号のいずれにも該当しなくなつた」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十六条第一項の規定による再入国の許可（同法第二十六条の二第一項（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第二十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十六条の三第一項の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合を含む。）を受けているとき。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十三条中「及び同法第五十条の二に規定する加給年金額、同法」を「、第五十条の二、第六十二条の二及び第六十二条の三に規定する加給年金額、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　号。以下この条において「令和七年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「第四十四条及び同法第五十条の二に規定する加給年金額、同法」を「第四十四条、第五十条の二、第六十二条の二及び第六十二条の三に規定する加給年金額、令和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七

年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「及び第四号」を削り、同条第八項中「、第三十七条第三号及び第四号」を「及び第三十七条第三号」に改める。

附則第十二条第一項中「及び第四号」を削る。

附則第十八条第五項中「とする」を「と、「六十五歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日」とする」に改める。

附則第二十条中「令和八年四月一日」を「令和十八年四月一日」に改める。

附則第三十一条第一項中「第三十七条第四号」を「第三十七条第三号」に改める。

附則第六十四条中「令和八年四月一日」を「令和十八年四月一日」に改める。

附則第七十四条第四項中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

第七条　国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「第二十七条」の下に「及び第二十七条の六第二項」を加え、同条第四項中「及び第二十七条」を「、第二十七条及び第二十七条の六第二項」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項中「国民年金法第二十七条」の下に「、第二十七条の六」を加える。

附則第十七条第一項中「同法第二十七条」の下に「及び第二十七条の六」を加え、「同条」を「これらの規定」に改め、同条第二項中「第二十八条第四項中「同条」を「第二十八条第四項中「これらの規定」に改める。

附則第十八条第二項及び第三項中「及び第五項」を「、第五項において読み替えられた同法第二十七条の六及び第六項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十七条の六の規定の適用については、同条第一項中「その権利を取得した」とあるのは「六十五歳に達した日以後に被保険者期間を有するに至つたことにより国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三項において「昭和六十年改正法」という。）附則第十八条第一項各号のいずれかに該当することとなつた」と、同条第三項中「その権利を取得した」とあるのは「六十五歳に達した日以後に被保険者期間を有するに至つたことにより昭和六十年改正法附則第十八条第一項各号のいずれかに該当することとなつた」とする。

附則第三十二条第五項中「国民年金法」の下に「第二十九条の二、」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第三十二条第九項中「附則第九条の二第五項」を「附則第九条の二第六項」に、「附則第九条の二の二第六項」を「附則第九条の二の二第七項」に改める。

附則第五十四条第五号中「新厚生年金保険法」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号。以下「令和七年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十四条の三第四項（二の下に「同法第四十四条の四第二項において準用する場合及び」を加える。

附則第六十条第二項中「次の表の上欄に掲げる者に支給する」を削り、「それぞれ同表の下欄に掲げる額」を「十四万九千二百円に改定率（国民年金法第二十七条の五及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。）を乗じて得た額」に改め、同項の表を削る。

附則第六十二条第一項中「第四十四条の三第四項に規定する加算額」を「第四十四条の三第四項（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する加算額」に、「、第四十四条の三第四項に規定する」を「、第四十四条の三第四項（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する」に、「同条第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」を「第四十四条の四第二項において準用する場合及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第七十三条第一項中「厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金」を「令和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　国民年金法第三十八条に規定する遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）

附則第七十三条第二項中「厚生年金保険法」を「令和七年改正法附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同条第三項中「厚生年金保険法」を「令和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

附則第七十四条第一項中「及び第六十二条第一項」を「並びに第六十二条の二第一項及び第二項並びに令和七年改正法附則第十五条第二項の

規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項」に改め、「及び第三十九条第一項」を削り、同条第二項中「第二項」の下に「並びに第六十二条の三第一項及び第二項」を加え、「及び第三十九条の二第一項」を削り、同条第三項中「第三十九条第二項及び第三項、第三十九条の二第二項、」を削り、同条第四項中「新厚生年金保険法」を「令和七年改正法附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「同法」を「令和七年改正法附則第十四条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第七十八条第二項の表旧厚生年金保険法第三十四条第五項の項を次のように改める。

旧厚生年金保険法第三十四条第五項	加給年金額は、第四十三条第一項及び第六十条第一項に規定する加給年金額にあつては、二十二万四千七百円に改定率（国民年金法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額とし、その計算の基礎となる配偶者については、十八万円に改定率を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とする。）とし、第五十条第一項に規定する加給年金額にあつては、その計算の基礎となる子のうち、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で別表第一に定める一級又は二級の障害の状態にある子については一人につき二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額とし、二十歳以上で同表に定める一級又は二級の障害の状態にある子については一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額）

附則第七十八条の三の次に次の一条を加える。

第七十八条の四　厚生年金保険法第四十六条第七項及び第八項並びに第五十条の二第一項ただし書の規定は、旧厚生年金保険法による障害年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第八十二条第三項中「。」の下に「又は同法第四十四条の四第一項の規定による申出（同条第二項において準用する同法第四十四条の三第五項の規定により同法第四十四条の四第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第八十四条第三項及び第四項において同じ。）」を加える。

附則第八十四条第三項及び第四項中「よる申出」の下に「又は同法第四十四条の四第一項の規定による申出」を加える。

附則第八十七条第三項の表旧船員保険法第四十一条ノ二第一項の項を次のように改める。

旧船員保険法第四十一条ノ二第一項	十八万円 二十二万四千七百円ニ改定率（国民年金法第二十七条の三及第二十七条の五ノ規定ノ適用ナカリシモノトシテ改定シタル改定率トス以下此ノ項ニ於テ同ジ）ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）

子一人アルトキハ六万円、子二人アルトキハ十二万円、子三人以上アルトキハ十二万円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付二万四千円	
ニ付テハ十八歳以上ト雖モ之ヲ加給ス	
子一人ニ付二十六万九千六百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）	
（以下此ノ項ニ於テ子ト称ス）ニ付テハ十八歳以上ト雖モ之ヲ加給スルモノトシ二十歳ニ満ツル月ノ翌月ヨリ加給スル場合ニ於テハ其ノ子ニ在リテハ子一人アルトキハ二十二万四千七百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）、子二人アルトキハ四十四万九千四百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）、子三人以上アルトキハ四十四万九千四百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付七万四千九百円ニ改定率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十円以上百円未満ノ端数アルトキハ之ヲ百円ニ切上グルモノトス）ヲ加ヘタル金額ヲ同条各項ノ金額ニ加給ス	

附則第八十七条の三の次に次の一条を加える。

第八十七条の四　厚生年金保険法第四十六条第七項及び第八項並びに第五十条の二第一項ただし書の規定は、旧船員保険法による障害年金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（退職特例年金給付の繰下げの申出の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条の三　厚生年金保険法第四十四条の四第一項、同条第二項において準用する同法第四十四条の三第二項から第五項まで及び同法第四十四条の五の規定は、旧適用法人施行日前期間を有する者の特例年金給付について適用する。この場合において、必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第四項中「。）」の下に「又は同法第四十四条の四第一項の規定による申出（同条第二項において準用する同法第四十四条の三第五項の規定により同法第四十四条の四第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第二十三条第三項及び第二十四条第五項において同じ。）」を加える。

附則第二十条第一項及び第二十一条第二項中「第四十四条の三第四項（」の下に「同法第四十四条の四第二項において準用する場合及び」を加える。

附則第二十三条第三項及び第二十四条第五項中「申出」の下に「又は同法第四十四条の四第一項の規定による申出」を加える。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第十条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項中「厚生年金保険法」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）附則第十四条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「令和七年改正前厚年法」という。）」に改め、同条第三項中「厚生年金保険法」を「令和七年改正前厚年法」に、「同法に」を「令和七年改正前厚年法に」に、「同法第四十七条第二項」を「厚生年金保険法第四十七条第二項」に改め、同条第四項中「厚生年金保険法」を「令和七年改正前厚年法」に、「同法に」を「令和七年改正前厚年法に」に、「同法第四十七条第二項」を「厚生年金保険法第四十七条第二項」に、「同法第六十五条の二」を「令和七年改正前厚年法第六十五条の二」に改める。

附則第十六条第四項の表廃止前農林共済法第四十二条第三項及び第四十五条の九の項の次に次のように加える。

廃止前農林共済法第四十三条第一項	配偶者	配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満で第三十九条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子に限る。）

附則第十六条第四項の表廃止前農林共済法第四十三条第二項の項中「二十二万四千七百円」を「同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円」に、「。」を「。以下この項において同じ。」とし、前項に規定する子については一人につき二十六万九千六百円に改定率を乗じて得た額」に改め、同条第十三項中「の規定は」を「、同法第四十四条の四第一項、同条第二項において準用する同法第四十四条の三第二項から第五項まで及び同法第四十四条の五の規定は」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第二項中「令和十二年六月」を「令和十七年六月」に改め、同項ただし書中「配偶者」の下に「（国民年金法第五条第七項に規定する配偶者をいう。）」を加える。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第一項中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に、「第一号」を「、第一号」に、「及び附則第四条の三第一項」を「並びに附則第四条の三第一項並びに第四条の六第二項及び第四項」に改め、同条第二項中「特定適用事業所」を「令和十七年九月三十日までの間、特定適用事業所」に改め、同項第一号中「及び」を「、厚生年金保険法附則第四条の六第一項に規定する特定減額特例対象者（当該厚生年金保険の被保険者を除く。）及び」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改め、同条第五項中「特定適用事業所」を「令和十七年九月三十日までの間、特定適用事業所」に改め、同条第八項中「第五項」を「令和十七年九月三十日までの間、第五項」に改める。

附則第十七条の二第一項中「当分の間、」を削り、「（に、「同じ。）及び」を「同じ。）を除く」とする。ただし、令和十七年九月三十日までの間の同項及び同法第八条第二項の規定の適用については、同法第六条第四項中「を除く」とあるのは「（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十六条の規定により第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。第八条第二項において同じ。）及び」に改め、同条に次の四項を加える。

4　令和十二年度から令和十四年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における適用事業所（当該適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定労働者をいう。）の総数が五十人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者（同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）」とする。

5　令和十五年度及び令和十六年度における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における適用事業所（当該適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定労働者をいう。）の総数が五十人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者（同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）」とする。

6　令和十七年度から令和十九年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における適用事業所（当該適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定労働者をいう。）の総数が十人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者（同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）」とする。

7　令和二十年度から令和二十二年度までの間における厚生年金保険法第四十三条の二の規定の適用については、同条第一項第二号イ中「及び年齢別構成」とあるのは、「、年齢別構成及び所定労働時間別構成（被保険者における適用事業所（当該適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七条第十二項に規定する特定労働者をいう。）の総数が二十人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者（同条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいい、被保険者の資格を有する者に限る。）に相当する者又はその者以外の者の構成をいう。）」とする。

附則第十七条の三中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の三の二　次の表の上欄に掲げる期間における附則第十七条第十二項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人	
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人	
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人	

附則第四十一条を次のように改める。

（私立学校教職員共済法の規定による掛金の負担の割合及び納付義務に関する特例）

第四十一条　附則第十七条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に相当する学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この条において同じ。）その他の学校法人等であって政令で定めるもの及び当該学校法人等に使用される加入者（同法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者をいう。以下この条において同じ。）（附則第十七条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者である厚生年金保険の被保険者に相当する加入者であって政令で定めるものに限る。）に係る同法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、当分の間、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号。次項において「令和七年改正法」という。）附則第二十二条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る厚生年金保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、私立学校教職員共済法の規定による掛金（同法第二十条第二項に規定する退職等年金給付に係るものに限る。）の負担の割合及び納付義務の特例を設けることができる。

２　附則第四十六条第一項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所に相当する学校法人等その他の学校法人等であって政令で定めるもの及び当該学校法人等に使用される加入者（同項に規定する特定四分の三未満短時間労働者である健康保険の被保険者に相当する加入者であって政令で定めるものに限る。）に係る私立学校教職員共済法第二十八条第一項及び第二十九条第一項の規定の適用については、当分の間、令和七年改正法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、私立学校教職員共済法の規定による掛金（同法第二十二条第二項に規定する短期給付等事務に係るものに限る。）の負担の割合及び納付義務の特例を設けることができる。

附則第四十六条第一項中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に、「第一号」を「、第一号」に、「、同項」を「、同項並びに同法附則第八条の三の二第二項及び第四項」に改め、同条第二項及び第五項中「特定適用事業所」を「令和十七年九月三十日までの間、特定適用事業所」に改め、同条第八項中「第五項」を「令和十七年九月三十日までの間、第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二　次の表の上欄に掲げる期間における前条第十二項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人	
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人	
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人	

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）又は」を削り、「者」とあるのは「」の下に「老齢厚生年金の受給権者（」を加える。

第十四条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」を「（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する加算額を除く。以下この項において同じ」に改め、「第四十四条の三第四項（」の下に「第四十四条の四第二項において準用する場合及び」を加え、「）の規定又は他の法令の規定で同項」を「）の規定又は他の法令の規定で第四十四条の三第四項」に改める。

附則第二十一条中「及び第六十二条」を「及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号。以下「令和七年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の令和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項」に改める。

附則第三十五条第一項中「老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）」とあるのは「老齢厚生年金」を「あるとき（当該月数が二百四十以上であるときに限る。）」とあるのは「あるとき」と、「あるとき（当該月数が百二十以上であるときに限る。）」とあるのは「あるとき」に、「同法第六十二条第一項」を「令和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十二条第一項」に改める。

附則第四十五条及び第七十一条中「その額（」の下に「令和七年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた令和七年改正法第三条の規定による改正前の」を加える。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部を次

のように改正する。

附則第五条第一項第一号中「第三項まで及び第四項本文」を「第四項まで」に改め、同条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十一条第一項第二号の項中「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号。以下「令和二年改正法」という。）第四条の規定による改正後の厚生年金保険法」を削り、同表改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第百三十一条第二項	申出をした者に	申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この項において同じ。）又は第四十四条の四第一項の規定による申出（同条第二項において準用する第四十四条の三第五項の規定により第四十四条の四第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。以下この項において同じ。）をした者に
	申出をしたとき	申出又は第四十四条の四第一項の規定による申出をしたとき
	当該申出の月	これらの申出のあつた月
	第四十三条第三項	第四十三条第二項又は第三項
	申出をした者で	申出又は第四十四条の四第一項の規定による申出をした者で

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十二条第四項及び第百三十三条の項中「及び第百三十三条」を削り、「令和二年改正法第五条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十四条の三第五項」を「同条第五項」に改め、「。」の下に「又は第四十四条の四第一項の規定による申出（同条第二項において準用する第四十四条の三第五項の規定により第四十四条の四第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加え、同項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百三十二条第五項	とする

とし、第七十八条の二十一の二第三項の規定により死亡被保険者（同条第一項に規定する死亡被保険者をいう。）の死別配偶者（同条第一項に規定する死別配偶者をいう。）の標準報酬月額及び標準賞与額の改定が行われた場合における第二項の規定の適用については、同項中「各月の標準報酬月額」とあるのは「第七十八条の二十一の二第三項の規定による改定前の標準報酬月額」と、「標準賞与額」とあるのは「第七十八条の二十一の二第三項の規定による改定前の標準賞与額」とする

改正前厚生年金保険法第百三十三条	申出	申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）又は第四十四条の四第一項の規定による申出（同条第二項において準用する第四十四条の三第五項の規定により第四十四条の四第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項の項を次のように改める。

改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項	第四十四条の三第四項（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。）	第四十四条の三第四項（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。）
	申出	申出（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）又は第四十四条の四第一項の規定による申出（同条第二項において準用する第四十四条の三第五項の規定により第四十四条の四第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）

附則第五条第二項の表改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第三項	申出	申出又は第四十四条の四第一項の規定による申出

附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第二十条の項中「改正後確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改め、「厚生年金保険法」の下に「（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）」を加え、同表確定拠出年金法第五十五条第二項第四号の二の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第六十二条第一項第五号	又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの	、同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第一項の規定による脱退一時金相当額（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）の移換の申出をしようとするもの
確定拠出年金法第六十二条第四項第八号	又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者	、同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百四十四条の六第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとする者

附則第三十八条第一項中「第四項本文」を「第四項」に改め、同条第三項の表改正後確定拠出年金法第五十四条の二第一項の項中「改正後確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に、「確定給付企業年金法」を「同法」に改め、「第五十九条」の下に「に規定する積立金をいう。第六十二条第一項第五号及び第四項第八号において同じ。」を、「いう」の下に「。以下同じ」を、「附則第五十七条第一項」の下に「に規定する積立金をいう。」を加え、同表中確定拠出年金法第五十四条の五及び第五十四条の七の項の次に次のように加える。

確定拠出年金法第六十二条第一項第五号	又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの	、同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金（同法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとするもの、平成二十五年改正法附則第五十六条第一項の規定による年金給付等積立金等の移換の申出をしようとするもの又は平成二十五年改正法附則第五十九条第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとするもの
確定拠出年金法第六十二条第四項第八号	又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者	、同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金（同法第五十九条に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとする者、平成二十五年改正法附則第五十六条第一項の規定による年金給付等積立金等の移換の申出をしようとする者又は平成二十五年改正法附則第五十九条第一項の規定による積立金（平成二十五年改正法附則第五十七条第一項に規定する積立金をいう。）の移換の申出をしようとする者

附則第八十六条第一項の表に次のように加える。

第四十六条第五項	第四十四条の三第四項に規定する加算額を除く	第四十四条の三第四項（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する加算額を除く
	）及び第四十四条の三第四項	）及び平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えられた第四十四条の三第四項（第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。）

附則第八十七条中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「の規定の」を「（同法第四十四条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の」に、「同項」を「同法第四十四条の三第四項」に改める。

（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「令和十二年六月」を「令和十七年六月」に、「又は第一号被保険者であった者」を「等（第一号被保険者又は第一号被保険者であった者をいう。次条第一項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「配偶者」の下に「（同法第五条第七項に規定する配偶者をいう。）」を加える。

附則第十五条第一項中「国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であった者」を「第一号被保険者等」に改める。

（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十九条の見出し中「支払」を「支払等」に改め、同条第一項を次のように改める。

独立行政法人福祉医療機構は、独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項に規定する業務のほか、令和九年四月一日から当分の間、同法附則第五条の二第十三項ただし書に規定する貸付金の弁済に充当した後の残余の金銭の支払を行う業務その他同条第二項第一号に規定する業務に関連する業務として厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「関連業務」という。）を行うことができる。

附則第三十九条第二項中「前項各号に掲げる業務」を「関連業務」に、「改正後機構法」を「独立行政法人福祉医療機構法」に改め、同条第三項中「第一項各号に掲げる業務は、改正後機構法」を「関連業務は、独立行政法人福祉医療機構法」に、「ついては、改正後機構法」を「ついては、同法」に改める。

附則第四十四条中「附則第四十二条の規定による改正後の」を削り、「附則第十八条第五項」を「附則第十八条第六項」に改める。

附則第四十五条中「附則第四十三条の規定による改正後の」を削り、「附則第十八条第五項」を「附則第十八条第六項」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第十八条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「振替加算等」を「加算等」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金又は障害基礎年金の当該者の子について加算する額に相当する部分の支給の停止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第一項中「この条」の下に「及び第三十二条第六項」を加え、同条第三項中「より」の下に「障害基礎年金に」を、「この条」の下に「及び第三十二条第六項」を加え、同条第六項中「の規定に」を「において準用する同法第二十七条の六第四項の規定に」に、「の規定の例」を「において準用する同法第二十七条の六第四項の規定」に改める。

第十六条第一項中「この条及び第二十二条において」を削り、同条第二項第一号イ中「とその者の保険料免除期間と」を「及び保険料免除期間並びにその者が六十五歳に達した日の属する月以後の厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第三項中「遺族基礎年金に」の下に「係る」を、「より」の下に「遺族基礎年金に」を加え、「の額」を「（第二十二条及び第三十三条の二第三項において「遺族基礎年金の加算」という。）の額」に改め、同条第四項中「遺族厚生年金に加算する額であって政令で定めるもの」を「昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金（第二十七条の規定により支給するものに限る。）に加算する額」に、「中高齢寡婦加算等」を「経過的寡婦加算」に改める。

第十八条第一項中「」とする」を「」と、「六十五歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日」とする」に改める。

第二十条第一項第四号中「第四号並びに」を削る。

第二十二条中「又はこれに国民年金法第三十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分」を「若しくは第二十条第一項の規定により支給する遺族基礎年金又はこれらに係る遺族基礎年金の加算」に、「又は当該加算する額に相当する部分」を「若しくは同項の規定により支給する遺族基礎年金又は当該遺族基礎年金の加算」に改める。

第二十六条の見出し中「任意単独加入」を「任意単独加入等」に改め、同条中「の規定」を「並びに附則第四条の六第二項及び第四項の規定」に改める。

第二十七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第三十一条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第三項を次のように改める。

3　第二十七条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有する者が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において厚生年金保険の被保険者である場合（基準日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した場合を除く。）の当該老齢厚生年金の加給の額は、基準日の属する月前の厚生年金保険の被保険者であった期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。ただし、基準日が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日から再び厚生年金保険の被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該厚生年金保険の被保険者の

資格を喪失した日から再び厚生年金保険の被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の厚生年金保険の被保険者であった期間を同条の規定により支給する老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加給の額を改定する。

第三十一条第四項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条第五項中「、第三項の規定にかかわらず」を削り、同条に次の一項を加える。

6　第一項の規定による老齢厚生年金の加給（当該老齢厚生年金の加給の受給権を有する者の子について支給されるものに限る。以下この項において同じ。）の額は、当該者が当該老齢厚生年金の加給の支給を受けることができることにより、第十条第一項の規定により支給する老齢基礎年金に国民年金法第二十七条の六第一項の規定により加算する額に相当する部分その他の年金たる給付に加算する額であって政令で定めるものに相当する部分（以下この項において「老齢基礎年金の加算等」という。）の支給が停止されている場合において、当該老齢厚生年金の加給の額が当該老齢基礎年金の加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の加給の額に相当する額とする。

第三十二条第四項中「により」の下に「障害厚生年金に」を、「第六項」の下に「及び第七項」を加え、「配偶者加給」を「加給」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「配偶者加給」を「加給」に改め、「第四項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項の規定による障害厚生年金の加給（特例による障害厚生年金の受給権を有する者の子について支給されるものに限る。以下この項において同じ。）の額は、当該者が当該障害厚生年金の加給の支給を受けることができることにより、特例による障害基礎年金又は第十九条第一項の規定により支給する障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の支給が停止されている場合において、当該障害厚生年金の加給の額が当該障害基礎年金の加算の額より低いときは、第四項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

第三十三条の見出し中「遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第一項中「第四十三条」を「次条第一項」に改め、「第二項の規定による額」の下に「並びに特例による遺族厚生年金に係る同法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分（第四十条第七項第一号及び第四十三条において「六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算」という。）の額」を加え、同条第三項中「加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係る」に改め、「厚生年金保険法第六十二条第一項又は」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第六項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（遺族厚生年金の加給の額の計算の特例）

第三十三条の二　特例による遺族厚生年金又は第二十七条の規定により支給する遺族厚生年金（次項及び第四十三条において「特例による遺族厚生年金等」という。）に係る厚生年金保険法第六十二条の二第一項又は第六十二条の三第一項の規定により遺族厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分（以下「遺族厚生年金の加給」という。）の額は、同法第六十二条の二第二項及び第六十二条の三第二項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、按分率を乗じて得た額とする。

2　前項の按分率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　前条第二項第一号に掲げる場合　イに掲げる期間の月数を、イ及びロに掲げる期間の月数（ロに掲げる期間の月数が零である場合にあっては、イ及びハに掲げる期間の月数）を合算した月数で除して得た率

イ　特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者期間であった期間であって政令で定めるものを合算したもの

ロ　昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間（イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）

ハ　当該特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるもの

二　前条第二項第二号又は第三号に掲げる場合　前号イに掲げる期間の月数を、当該月数と特例による遺族厚生年金等の支給事由となった死亡に係る者の相手国期間であって政令で定めるものの月数とを合算した月数で除して得た率

3　第一項の規定による遺族厚生年金の加給（厚生年金保険法第六十二条の二第一項の規定により遺族厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分に限る。以下この項において同じ。）の額は、同条第一項に規定する配偶者が当該遺族厚生年金の加給の支給を受けることができることにより、特例による遺族基礎年金又は第二十条第一項の規定により支給する遺族基礎年金に係る遺族基礎年金の加算その他の年金たる給付に加算する額であって政令で定めるものに相当する部分（以下この項において「遺族基礎年金の加算等」という。）の支給が停止されている場合において、当該遺族厚生年金の加給の額が当該遺族基礎年金の加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金の加給の額に相当する額とする。

4　第三十二条第九項の規定は、第一項の場合について準用する。

第三十四条中「おける」の下に「当該老齢厚生年金又は障害厚生年金の」を加え、同条に次の一項を加える。

2　この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢厚生年金又は障害厚生年金の当該者の子について加算する額に相当する部分の支給の停

止及び支給の調整に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条第二項中「第八項」を「第九項」に、「第六項」を「第七項」に改める。

第三十九条第二項中「第八項」を「第九項」に改める。

第四十条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条第七項中「及び第七号」及び「厚生年金保険法第六十二条第一項の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算に係る加算の要件又は」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項第一号中「額」の下に「及び同項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に係る六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算の額」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は」を「係る」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項の規定により支給する遺族厚生年金に係る遺族厚生年金の加給の額　第三十三条の二

第四十条中第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

第四十三条中「遺族厚生年金又はこれに加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」を「遺族厚生年金等若しくは第四十条第一項の規定により支給する遺族厚生年金又はこれらに係る六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算、遺族厚生年金の加給」に、「遺族厚生年金又は当該遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」を「遺族厚生年金等若しくは同項の規定により支給する遺族厚生年金又は当該六十歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の加算、遺族厚生年金の加給」に改める。

第四十四条、第四十六条、第五十条及び第五十五条中「第三十二条第八項」を「第三十二条第九項」に、「（第四十条第八項」を「及び第三十三条の二第四項（これらの規定を第四十条第七項」に、「及び第三十九条第二項」を「並びに第三十九条第二項」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十九条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の表中

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

を

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	

附則第十二条第三項中「附則第十四条の二第二項」を「附則第十四条の二の二第二項」に改める。

附則第十四条の二を附則第十四条の二の二とし、附則第十四条の次に次の一条を加える。

（国に使用される組合員以外の組合員に係る費用負担に関する特例）

第十四条の二　国に使用される組合員以外の組合員のうち社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）附則第二十四条第十一項に規定する短時間被保険者に相当するものとして政令で定める者に係る第九十九条第二項（第一号及び第五号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、同法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、掛金及び負担金の割合の特例を設けることができる。

第二十条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の表中

第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満

を

第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように改正する。

第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	

を

第三四級	七一〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三五級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上	

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十二条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表中

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	

を

第三一級	六二〇、〇〇〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満

に改め、同表に次のように加える。

第三二級	六五〇、〇〇〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第三三級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上	

附則第三十一条の二の次に次の一条を加える。

（国又は地方公共団体に使用される組合員以外の組合員に係る費用負担に関する特例）

第三十一条の三　国又は地方公共団体に使用される組合員以外の組合員のうち社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）附則第二十四条第十一項に規定する短時間被保険者に相当するものとして政令で定める者に係る第百十三条第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定の適用については、当分の間、同項の規定にかかわらず、同法附則第二十四条の規定による同条第一項に規定する短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより、掛金及び負担金の割合の特例を設けることができる。

第二十三条　地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表中

第三三級	六八〇、〇〇〇円

を

第三三級	六八〇、〇〇〇円

に

	六六五、〇〇〇円以上

を

	六六五、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三四級	七一〇、〇〇〇円

を

第三四級	七一〇、〇〇〇円

に

	六九五、〇〇〇円以上

を

	六九五、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三五級	七五〇、〇〇〇円

を

第三五級	七五〇、〇〇〇円

に

	七三〇、〇〇〇円以上

を

	七三〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三十二級	六五〇、〇〇〇円
第三十三級	六八〇、〇〇〇円

を

第三十二級	六三五、〇〇〇円以上　六六五、〇〇〇円未満
第三十三級	六六五、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三十四級	七一〇、〇〇〇円
第三十五級	七五〇、〇〇〇円

を

第三十四級	七一〇、〇〇〇円
第三十五級	七三〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三十六級	七六〇、〇〇〇円

を

第三十六級	七六〇、〇〇〇円

に

	七五〇、〇〇〇円以上

を

	七五〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三十七級	七九〇、〇〇〇円

を

第三十七級	七九〇、〇〇〇円

に

	七七〇、〇〇〇円以上

を

	七七〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三十八級	八二〇、〇〇〇円

を

第三十八級	八二〇、〇〇〇円

に

	七九〇、〇〇〇円以上

を

	七九〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第三十九級	八五〇、〇〇〇円

を

第三十九級	八五〇、〇〇〇円

に

	八二〇、〇〇〇円以上

を

	八二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十級	八八〇、〇〇〇円

を

第四十級	八八〇、〇〇〇円

に

	八五〇、〇〇〇円以上

を

	八五〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十一級	九一〇、〇〇〇円

を

第四十一級	九一〇、〇〇〇円

に

	八八〇、〇〇〇円以上

を

	八八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十二級	九四〇、〇〇〇円

を

第四十二級	九四〇、〇〇〇円

に

	九一〇、〇〇〇円以上

を

	九一〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十三級	九七〇、〇〇〇円

を

第四十三級	九七〇、〇〇〇円

に

	九四〇、〇〇〇円以上

を

	九四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十四級	一、〇〇〇、〇〇〇円

を

第四十四級	一、〇〇〇、〇〇〇円

に

	九七〇、〇〇〇円以上

を

	九七〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十五級	一、〇三〇、〇〇〇円

を

第四十五級	一、〇三〇、〇〇〇円

に

	一、〇〇〇、〇〇〇円以上

を

	一、〇〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十六級	一、〇七〇、〇〇〇円

を

第四十六級	一、〇七〇、〇〇〇円

に

	一、〇三〇、〇〇〇円以上

を

	一、〇三〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十七級	一、一〇〇、〇〇〇円

を

第四十七級	一、一〇〇、〇〇〇円

に

	一、〇七〇、〇〇〇円以上

を

	一、〇七〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十八級	一、一四〇、〇〇〇円

を

第四十八級	一、一四〇、〇〇〇円

に

	一、一〇〇、〇〇〇円以上

を

	一、一〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第四十九級	一、一八〇、〇〇〇円

を

第四十九級	一、一八〇、〇〇〇円

に

	一、一四〇、〇〇〇円以上

を

	一、一四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十級	一、二二〇、〇〇〇円

を

第五十級	一、二二〇、〇〇〇円

に

	一、一八〇、〇〇〇円以上

を

	一、一八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十一級	一、二六〇、〇〇〇円

を

第五十一級	一、二六〇、〇〇〇円

に

	一、二二〇、〇〇〇円以上

を

	一、二二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十二級	一、三〇〇、〇〇〇円

を

第五十二級	一、三〇〇、〇〇〇円

に

	一、二六〇、〇〇〇円以上

を

	一、二六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十三級	一、三四〇、〇〇〇円

を

第五十三級	一、三四〇、〇〇〇円

に

	一、三〇〇、〇〇〇円以上

を

	一、三〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十四級	一、三八〇、〇〇〇円

を

第五十四級	一、三八〇、〇〇〇円

に

	一、三四〇、〇〇〇円以上

を

	一、三四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十五級	一、四二〇、〇〇〇円

を

第五十五級	一、四二〇、〇〇〇円

に

	一、三八〇、〇〇〇円以上

を

	一、三八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十六級	一、四六〇、〇〇〇円

を

第五十六級	一、四六〇、〇〇〇円

に

	一、四二〇、〇〇〇円以上

を

	一、四二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十七級	一、五〇〇、〇〇〇円

を

第五十七級	一、五〇〇、〇〇〇円

に

	一、四六〇、〇〇〇円以上

を

	一、四六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十八級	一、五四〇、〇〇〇円

を

第五十八級	一、五四〇、〇〇〇円

に

	一、五〇〇、〇〇〇円以上

を

	一、五〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第五十九級	一、五八〇、〇〇〇円

を

第五十九級	一、五八〇、〇〇〇円

に

	一、五四〇、〇〇〇円以上

を

	一、五四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十級	一、六二〇、〇〇〇円

を

第六十級	一、六二〇、〇〇〇円

に

	一、五八〇、〇〇〇円以上

を

	一、五八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十一級	一、六六〇、〇〇〇円

を

第六十一級	一、六六〇、〇〇〇円

に

	一、六二〇、〇〇〇円以上

を

	一、六二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十二級	一、七〇〇、〇〇〇円

を

第六十二級	一、七〇〇、〇〇〇円

に

	一、六六〇、〇〇〇円以上

を

	一、六六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十三級	一、七四〇、〇〇〇円

を

第六十三級	一、七四〇、〇〇〇円

に

	一、七〇〇、〇〇〇円以上

を

	一、七〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十四級	一、七八〇、〇〇〇円

を

第六十四級	一、七八〇、〇〇〇円

に

	一、七四〇、〇〇〇円以上

を

	一、七四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十五級	一、八二〇、〇〇〇円

を

第六十五級	一、八二〇、〇〇〇円

に

	一、七八〇、〇〇〇円以上

を

	一、七八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十六級	一、八六〇、〇〇〇円

を

第六十六級	一、八六〇、〇〇〇円

に

	一、八二〇、〇〇〇円以上

を

	一、八二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十七級	一、九〇〇、〇〇〇円

を

第六十七級	一、九〇〇、〇〇〇円

に

	一、八六〇、〇〇〇円以上

を

	一、八六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十八級	一、九四〇、〇〇〇円

を

第六十八級	一、九四〇、〇〇〇円

に

	一、九〇〇、〇〇〇円以上

を

	一、九〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第六十九級	一、九八〇、〇〇〇円

を

第六十九級	一、九八〇、〇〇〇円

に

	一、九四〇、〇〇〇円以上

を

	一、九四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十級	二、〇二〇、〇〇〇円

を

第七十級	二、〇二〇、〇〇〇円

に

	一、九八〇、〇〇〇円以上

を

	一、九八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十一級	二、〇六〇、〇〇〇円

を

第七十一級	二、〇六〇、〇〇〇円

に

	二、〇二〇、〇〇〇円以上

を

	二、〇二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十二級	二、一〇〇、〇〇〇円

を

第七十二級	二、一〇〇、〇〇〇円

に

	二、〇六〇、〇〇〇円以上

を

	二、〇六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十三級	二、一四〇、〇〇〇円

を

第七十三級	二、一四〇、〇〇〇円

に

	二、一〇〇、〇〇〇円以上

を

	二、一〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十四級	二、一八〇、〇〇〇円

を

第七十四級	二、一八〇、〇〇〇円

に

	二、一四〇、〇〇〇円以上

を

	二、一四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十五級	二、二二〇、〇〇〇円

を

第七十五級	二、二二〇、〇〇〇円

に

	二、一八〇、〇〇〇円以上

を

	二、一八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十六級	二、二六〇、〇〇〇円

を

第七十六級	二、二六〇、〇〇〇円

に

	二、二二〇、〇〇〇円以上

を

	二、二二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十七級	二、三〇〇、〇〇〇円

を

第七十七級	二、三〇〇、〇〇〇円

に

	二、二六〇、〇〇〇円以上

を

	二、二六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十八級	二、三四〇、〇〇〇円

を

第七十八級	二、三四〇、〇〇〇円

に

	二、三〇〇、〇〇〇円以上

を

	二、三〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第七十九級	二、三八〇、〇〇〇円

を

第七十九級	二、三八〇、〇〇〇円

に

	二、三四〇、〇〇〇円以上

を

	二、三四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十級	二、四二〇、〇〇〇円

を

第八十級	二、四二〇、〇〇〇円

に

	二、三八〇、〇〇〇円以上

を

	二、三八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十一級	二、四六〇、〇〇〇円

を

第八十一級	二、四六〇、〇〇〇円

に

	二、四二〇、〇〇〇円以上

を

	二、四二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十二級	二、五〇〇、〇〇〇円

を

第八十二級	二、五〇〇、〇〇〇円

に

	二、四六〇、〇〇〇円以上

を

	二、四六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十三級	二、五四〇、〇〇〇円

を

第八十三級	二、五四〇、〇〇〇円

に

	二、五〇〇、〇〇〇円以上

を

	二、五〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十四級	二、五八〇、〇〇〇円

を

第八十四級	二、五八〇、〇〇〇円

に

	二、五四〇、〇〇〇円以上

を

	二、五四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十五級	二、六二〇、〇〇〇円

を

第八十五級	二、六二〇、〇〇〇円

に

	二、五八〇、〇〇〇円以上

を

	二、五八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十六級	二、六六〇、〇〇〇円

を

第八十六級	二、六六〇、〇〇〇円

に

	二、六二〇、〇〇〇円以上

を

	二、六二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十七級	二、七〇〇、〇〇〇円

を

第八十七級	二、七〇〇、〇〇〇円

に

	二、六六〇、〇〇〇円以上

を

	二、六六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十八級	二、七四〇、〇〇〇円

を

第八十八級	二、七四〇、〇〇〇円

に

	二、七〇〇、〇〇〇円以上

を

	二、七〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第八十九級	二、七八〇、〇〇〇円

を

第八十九級	二、七八〇、〇〇〇円

に

	二、七四〇、〇〇〇円以上

を

	二、七四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十級	二、八二〇、〇〇〇円

を

第九十級	二、八二〇、〇〇〇円

に

	二、七八〇、〇〇〇円以上

を

	二、七八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十一級	二、八六〇、〇〇〇円

を

第九十一級	二、八六〇、〇〇〇円

に

	二、八二〇、〇〇〇円以上

を

	二、八二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十二級	二、九〇〇、〇〇〇円

を

第九十二級	二、九〇〇、〇〇〇円

に

	二、八六〇、〇〇〇円以上

を

	二、八六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十三級	二、九四〇、〇〇〇円

を

第九十三級	二、九四〇、〇〇〇円

に

	二、九〇〇、〇〇〇円以上

を

	二、九〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十四級	二、九八〇、〇〇〇円

を

第九十四級	二、九八〇、〇〇〇円

に

	二、九四〇、〇〇〇円以上

を

	二、九四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十五級	三、〇二〇、〇〇〇円

を

第九十五級	三、〇二〇、〇〇〇円

に

	二、九八〇、〇〇〇円以上

を

	二、九八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十六級	三、〇六〇、〇〇〇円

を

第九十六級	三、〇六〇、〇〇〇円

に

	三、〇二〇、〇〇〇円以上

を

	三、〇二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十七級	三、一〇〇、〇〇〇円

を

第九十七級	三、一〇〇、〇〇〇円

に

	三、〇六〇、〇〇〇円以上

を

	三、〇六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十八級	三、一四〇、〇〇〇円

を

第九十八級	三、一四〇、〇〇〇円

に

	三、一〇〇、〇〇〇円以上

を

	三、一〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第九十九級	三、一八〇、〇〇〇円

を

第九十九級	三、一八〇、〇〇〇円

に

	三、一四〇、〇〇〇円以上

を

	三、一四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百級	三、二二〇、〇〇〇円

を

第百級	三、二二〇、〇〇〇円

に

	三、一八〇、〇〇〇円以上

を

	三、一八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百一級	三、二六〇、〇〇〇円

を

第百一級	三、二六〇、〇〇〇円

に

	三、二二〇、〇〇〇円以上

を

	三、二二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二級	三、三〇〇、〇〇〇円

を

第百二級	三、三〇〇、〇〇〇円

に

	三、二六〇、〇〇〇円以上

を

	三、二六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百三級	三、三四〇、〇〇〇円

を

第百三級	三、三四〇、〇〇〇円

に

	三、三〇〇、〇〇〇円以上

を

	三、三〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百四級	三、三八〇、〇〇〇円

を

第百四級	三、三八〇、〇〇〇円

に

	三、三四〇、〇〇〇円以上

を

	三、三四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百五級	三、四二〇、〇〇〇円

を

第百五級	三、四二〇、〇〇〇円

に

	三、三八〇、〇〇〇円以上

を

	三、三八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百六級	三、四六〇、〇〇〇円

を

第百六級	三、四六〇、〇〇〇円

に

	三、四二〇、〇〇〇円以上

を

	三、四二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百七級	三、五〇〇、〇〇〇円

を

第百七級	三、五〇〇、〇〇〇円

に

	三、四六〇、〇〇〇円以上

を

	三、四六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百八級	三、五四〇、〇〇〇円

を

第百八級	三、五四〇、〇〇〇円

に

	三、五〇〇、〇〇〇円以上

を

	三、五〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百九級	三、五八〇、〇〇〇円

を

第百九級	三、五八〇、〇〇〇円

に

	三、五四〇、〇〇〇円以上

を

	三、五四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十級	三、六二〇、〇〇〇円

を

第百十級	三、六二〇、〇〇〇円

に

	三、五八〇、〇〇〇円以上

を

	三、五八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十一級	三、六六〇、〇〇〇円

を

第百十一級	三、六六〇、〇〇〇円

に

	三、六二〇、〇〇〇円以上

を

	三、六二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十二級	三、七〇〇、〇〇〇円

を

第百十二級	三、七〇〇、〇〇〇円

に

	三、六六〇、〇〇〇円以上

を

	三、六六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十三級	三、七四〇、〇〇〇円

を

第百十三級	三、七四〇、〇〇〇円

に

	三、七〇〇、〇〇〇円以上

を

	三、七〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十四級	三、七八〇、〇〇〇円

を

第百十四級	三、七八〇、〇〇〇円

に

	三、七四〇、〇〇〇円以上

を

	三、七四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十五級	三、八二〇、〇〇〇円

を

第百十五級	三、八二〇、〇〇〇円

に

	三、七八〇、〇〇〇円以上

を

	三、七八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十六級	三、八六〇、〇〇〇円

を

第百十六級	三、八六〇、〇〇〇円

に

	三、八二〇、〇〇〇円以上

を

	三、八二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十七級	三、九〇〇、〇〇〇円

を

第百十七級	三、九〇〇、〇〇〇円

に

	三、八六〇、〇〇〇円以上

を

	三、八六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十八級	三、九四〇、〇〇〇円

を

第百十八級	三、九四〇、〇〇〇円

に

	三、九〇〇、〇〇〇円以上

を

	三、九〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百十九級	三、九八〇、〇〇〇円

を

第百十九級	三、九八〇、〇〇〇円

に

	三、九四〇、〇〇〇円以上

を

	三、九四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十級	四、〇二〇、〇〇〇円

を

第百二十級	四、〇二〇、〇〇〇円

に

	三、九八〇、〇〇〇円以上

を

	三、九八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十一級	四、〇六〇、〇〇〇円

を

第百二十一級	四、〇六〇、〇〇〇円

に

	四、〇二〇、〇〇〇円以上

を

	四、〇二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十二級	四、一〇〇、〇〇〇円

を

第百二十二級	四、一〇〇、〇〇〇円

に

	四、〇六〇、〇〇〇円以上

を

	四、〇六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十三級	四、一四〇、〇〇〇円

を

第百二十三級	四、一四〇、〇〇〇円

に

	四、一〇〇、〇〇〇円以上

を

	四、一〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十四級	四、一八〇、〇〇〇円

を

第百二十四級	四、一八〇、〇〇〇円

に

	四、一四〇、〇〇〇円以上

を

	四、一四〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十五級	四、二二〇、〇〇〇円

を

第百二十五級	四、二二〇、〇〇〇円

に

	四、一八〇、〇〇〇円以上

を

	四、一八〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十六級	四、二六〇、〇〇〇円

を

第百二十六級	四、二六〇、〇〇〇円

に

	四、二二〇、〇〇〇円以上

を

	四、二二〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十七級	四、三〇〇、〇〇〇円

を

第百二十七級	四、三〇〇、〇〇〇円

に

	四、二六〇、〇〇〇円以上

を

	四、二六〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十八級	四、三四〇、〇〇〇円

を

第百二十八級	四、三四〇、〇〇〇円

に

	四、三〇〇、〇〇〇円以上

を

	四、三〇〇、〇〇〇円以上

に改め、同表に次のように加える。

第百二十九級	四、三八〇、〇〇〇円

を

第百二十九級	四、三八〇、〇〇〇円

に

	四、三四〇、〇〇〇円以上

を

| | |

第二十三条第一項中「（簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあっては、二以上）」を削る。

第五十条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条に次の一項を加える。

２　厚生労働大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告書の記載事項のうち厚生労働省令で定めるものを公表するものとする。

第五十四条の二第一項中「又は」を「第六十二条第一項第五号及び第四項第八号において同じ。）又は」に、「確定給付企業年金法第五十九条」を「同法第五十九条」に、「）をいう」を「第六十二条第一項第五号及び第四項第八号において同じ。）をいう」に改める。

第六十二条第一項第二号中「第四項第六号」を「第五号及び第四項第七号」に改め、同項に次の一号を加える。

五　前各号に掲げる者に該当しない六十歳以上七十歳未満の者であって、申出の日の前日において個人型年金加入者であったもの若しくは個人型年金運用指図者であったもの、第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をしたもの、確定給付企業年金法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとするもの、同法第八十二条の四第一項の規定による残余財産（同法第八十九条第六項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）の移換の申出をしようとするもの又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとするもの（企業型掛金拠出者等を除く。）

第六十二条第二項第二号を次のように改める。

二　国民年金法の規定による老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けた者

第六十二条第四項中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に、「とする」を「とし、第八号に該当するに至ったときは、厚生労働省令で定める期間を経過した日とする」に改め、同項第二号中「とき（」の下に「当該資格を喪失した日に第五号加入者（個人型年金加入者であって、第一項第五号に掲げるものをいう。以下同じ。）である場合及び」を加え、同項第八号中「第二項第二号に掲げる者となった」を「国民年金法の規定による老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けた」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第五号加入者（確定給付企業年金法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出をしようとする者、同法第八十二条の四第一項の規定による残余財産の移換の申出をしようとする者又は同法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出をしようとする者に限る。）が個人型年金加入者の資格を取得した後、厚生労働省令で定める期間内に、これらの申出をしなかったとき。

第六十二条第四項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第五号加入者が七十歳に達したとき。

第六十二条第五項中「は、」を「及び前項第八号に該当することにより個人型年金加入者の資格を喪失した者は、」に改める。

第六十四条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同条第五項中「第六十二条第五項の規定」の下に「（同条第四項第八号に該当することにより個人型年金加入者の資格を喪失した者に係る部分を除く。）」を加える。

第六十八条の二第六項中「厚生労働大臣及び」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

第六十八条の二第七項中「厚生労働大臣及び」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

第六十八条の二第七項中「厚生労働大臣及び」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

第六十九条中「又は第四号加入者」を「、第四号加入者」に、「の区別」を「又は第五号加入者の区別」に改める。

第七十条第二項及び第七十一条中「第二号加入者」の下に「及び第五号加入者のうち厚生年金保険の被保険者」を加える。

第七十四条の二第一項中「（確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する残余財産をいう。以下同じ。）」を削る。

第七十九条第一項中「、第四項ただし書」を削る。

第百十三条第一項中「が死亡したとき」を「（以下この条において「企業型年金運用指図者等」という。）が死亡したとき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働省令で定める企業型年金運用指図者等の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

第百十三条第二項を次のように改める。

２　連合会は、前項本文の規定による届出があったとき又は同項ただし書に規定する届出があったことを知ったときは、速やかに、企業型年金運用指図者等（企業型年金運用指図者であって当該企業型年金に個人別管理資産があるものを除く。）の死亡の事実を個人型年金加入者等が指定した個人型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。

第百二十三条第五号中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

（石炭鉱業年金基金法の一部改正）

第三十条　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　解散及び清算に関する事項

第二十七条中「積立金」の下に「（第三十六条の三において「積立金」という。）」を加える。

第三十二条に次の一項を加える。

5　基金が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、その解散を命ずることができる。

第三十六条を次のように改める。

（解散）

第三十六条　基金は、次に掲げる理由により解散する。

一　基金の事業の継続の困難

二　第三十二条第五項の規定による解散の命令

2　基金は、前項第一号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

第三十六条の次に次の八条を加える。

（基金の解散による年金たる給付等の支給に関する義務）

第三十六条の二　基金は、解散した日までに支給すべきであつた坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付であつてまだ支給していないものに関して支給すべき義務を負う。

（解散時の掛金の一括拠出）

第三十六条の三　第三十六条の規定により基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、基金が負う坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務その他当該給付の支給に係る事情を考慮して厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回るときは、会員は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

（清算中の基金の能力）

第三十六条の四　解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人等）

第三十六条の五　基金が第三十六条第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

2　次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。

一　前項の規定により清算人となる者がないとき。

二　清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。

三　基金が第三十六条第一項第二号の規定により解散したとき。

3　前項の場合において、清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

（清算人の職務及び権限）

第三十六条の六　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の分配

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第三十六条の七　清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4　第一項の公告は、官報に掲載してする。

（期間経過後の債権の申出）

第三十六条の八　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（残余財産の帰属）

第三十六条の九　解散した基金の残余財産は、基金が負う坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する義務その他当該給付の支給に係る事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い定款に定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

（石炭鉱業年金基金法の廃止）

第三十一条　石炭鉱業年金基金法は、廃止する。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第三十二条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の二第二項第一号を次のように改める。

一　令和九年三月三十一日までの期間　年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号。以下「令和二年改正法」という。）第二十八条の規定による改正前の第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務

附則第五条の二第九項を削り、同条第十項中「第八項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とし、同条第十二項中「第八項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第十三項を第十二項とし、同条第十四項中「年金担保債権管理回収業務を終えたときは、」を「令和九年四月一日に」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　機構は、令和九年三月三十一日までに回収を完了しなかつた第二項第一号に規定する債権がある場合において、同日後に当該債権に係る債務者又はその相続人から当該債権に係る債務の弁済を受けたときは、これを承継債権管理回収勘定に帰属させるものとする。

附則第五条の二第十六項中「第十三項」を「第

十二項」に改め、同条第十七項の表第十六条第一項の項中「及び附則第五条の二第二項各号」を「並びに附則第五条の二第一項及び第二項各号」に改め、同表第十六条第二項の項中「規定する」の下に「承継債権管理回収勘定」を加え、同条第十九項から第二十一項までの規定中「又は第九項」を削る。

（健康保険法の一部改正）

第三十三条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、同条第三項各号を次のように改める。

一　常時五人以上の従業員を使用する事業所

二　前号に掲げる事業所のほか、常時従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所

第百九十九条第一項中「法人の」を削り、「提供を」の下に「求め、又は銀行、信託会社その他の機関に対し、被保険者若しくは被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を」を加える。

第二百四条第一項第二十号中「求め」の下に「及び報告の求め」を加え、同項中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　附則第八条の三の二第二項及び第五項の規定による申出の受理

附則第八条の三の次に次の一条を加える。

（適用除外の特例）

第八条の三の二　当分の間、適用事業所に使用される、短時間労働者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であって、その者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、第三条第一項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、被保険者となることができない。

2　特定減額特例対象者は、厚生労働省令で定めるところによりその事業所に使用される被保険者の保険を管掌する者（当該者が協会である場合にあっては、厚生労働大臣）に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、被保険者となることができる。

3　前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日から、同項の規定による被保険者の資格を取得する。

4　被保険者が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の事業所に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至った日から、同項の規定による被保険者となったものとみなす。

5　第二項の規定による被保険者（前項の規定により当該被保険者とみなされた者を含む。次項において同じ。）は、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をし、当該被保険者の資格を喪失することができる。

6　第二項の規定による被保険者は、第三十六条各号のいずれかに該当するに至った日又は次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）から、当該被保険者の資格を喪失する。

一　前項の申出が受理されたとき。

二　特定減額特例対象者でなくなったとき。

7　第二項の申出は、厚生年金保険法附則第四条の六第二項の申出をすることができる特定減額特例対象者にあっては同項の申出と、第五項の申出は、同条第五項の申出をすることができる特定減額特例対象者にあっては同項の申出と、それぞれ同時に行わなければならない。

8　第一項から第六項までに規定するもののほか、被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項において「短時間労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、第三条第一項各号のいずれにも該当しないものをいう。

一　一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（第三条第一項第九号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項第九号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二　一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

（船員保険法の一部改正）

第三十四条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条中「提供を」の下に「求め、又は銀行、信託会社その他の機関に対し、被保険者若しくは被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を」を加える。

第百五十三条第一項第十四号中「求め」の下に「及び報告の求め」を加える。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第三十五条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「厚生年金保険法」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）第四条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「事務所を除く。）」を「ものを除く。以下この項において単に「事業所」という。）」に、「事業所又は事務所に同項」を「事業所に同条第一項に、」の規定」を「次項において同じ。）の規定」に、「事業所若しくは事務所」を「事業所」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　厚生年金保険法第六条第一項第一号に掲げ

る事業所に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が当該事業所に同項の規定が適用されるに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなして第十三条の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所に使用されなくなった日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十一条及び附則第三条第一項第一号 第四十五条第三項	保険料納付済期間等 次に掲げる期間を合算した期間

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国民年金法第二十八条第五項第二号、第三十七条及び第百二条第二項並びに附則第九条第一項及び第九条の三第三項の改正規定、第二条中厚生年金保険法第四十四条の三第五項第二号、第五十八条第一項第四号、第八十四条の六第三項第二号、第百条の二及び第百条の四第一項第三十七号並びに附則第十四条第一項、第二十三条第一項及び第二十八条の三第三項の改正規定、第六条、第十一条、第十三条及び第十六条の規定、第十八条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第十六条第二項第一号イ、第十八条第一項、第二十条第一項第四号及び第三項から第五項までの改正規定、第二十八条中確定給付企業年金法第八十二条の四（見出しを含む。）の改正規定、第三十三条中健康保険法第百九十九条第一項及び第二百四条第一項第二十号の改正規定並びに第三十四条の規定並びに次項及び第三項並びに次条第二項から第四項まで、附則第三条、○第二条の二、○第四十条及び第四十一条の規定、附則第四十二条中雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百三十九条第二項の改正規定、附則第四十四条中社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）附則第十四項の改正規定（「附則第二十九条第五項」を「附則第二十九条第六項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十五条の規定　公布の日

二　第三十条の規定　令和七年十月一日

三　第一条中国民年金法附則第九条の五第二項の改正規定、第二条中厚生年金保険法附則第三十一条第二項の改正規定、第十七条中年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「令和二年改正法」という。）附則第三十九条（見出しを含む。）の改正規定及び第三十二条の規定並びに附則第四十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条中厚生年金保険法第七十八条の二第一項ただし書の改正規定及び附則第十条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第一条中国民年金法附則第九条の三の二第三項の改正規定、第十二条中公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「平成二十四年機能強化法」という。）附則第四十一条の改正規定、第十九条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第二十二条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第二十二条から第二十五条までの規定　令和八年十月一日

六　第二条中厚生年金保険法第二十条の改正規定、第十九条中国家公務員共済組合法第四十条第一項の表の改正規定、第二十二条中地方公務員等共済組合法第四十三条第一項の表の改正規定及び第二十五条の規定並びに附則第九条第一項から第三項まで、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定　令和九年九月一日

七　第十二条の規定（第五号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第六条第三項から第五項までの規定　令和九年十月一日

八　第一条中国民年金法の目次の改正規定、同法第二十七条第八号の改正規定、同法第二十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第二十八条第一項ただし書及び第四項の改正規定、同法第三章第二節に一条を加える改正規定、同法第三十三条の二の改正規定、同章第三節に一条を加える改正規定並びに同法第三十九条、第三十九条の二第一項、第四十一条第二項、第四十六条第二項、第五十二条の二第三項、第五十二条の三、第百四条、第百七条第二項、第百九条の四第一項及び第百九条の十第一項並びに附則第九条の二及び第九条の二の二の改正規定、第三条の規定（次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）、第五条、第七条から第十条まで及び第十四条の規定、第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第二項の表、第八十六条第一項の表及び第八十七条の改正規定、第十七条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第十八条の規定（第一号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条、第五条、第六条第一項、第七条、第十一条から第十六条まで、第二十条、第二十一条及び第二十八条の規定　令和十年四月一日

九　第三条中厚生年金保険法第十二条第五号の

改正規定、同法第百条の四第一項第四十三号を同項第四十四号とし、同項第四十号から同項第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十九号の次に一号を加える改正規定並びに同法第百条の十第一項第十号及び第三十七号の改正規定並びに同法附則第四条の五の次に一条を加える改正規定、第十二条中平成二十四年機能強化法附則第十七条第一項の改正規定（「及び附則第四条の三第一項」を「並びに附則第四条の三第一項並びに第四条の六第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定及び平成二十四年機能強化法附則第四十六条第一項の改正規定（「、同項」を「、同項並びに同法附則第八条の三の二第二項及び第四項」に改める部分に限る。）、第十五条中平成二十五年改正法附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定、第十八条中協定実施特例法第二十六条（見出しを含む。）の改正規定、第二十九条中確定拠出年金法第四条第一項第三号の二、第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに第三十三条の規定（第一号及び第十四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十七条、第三十三条及び第三十八条の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十　第三条中厚生年金保険法第二十条第一項の表の改正規定、第二十条、第二十三条及び第二十六条の規定並びに附則第九条第四項から第六項まで、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定　令和十年九月一日

十一　第四条の規定（次号から第十四号までに掲げる改正規定を除く。）　令和十一年四月一日

十二　第一条中国民年金法附則第九条の三の二第一項の改正規定、第四条中厚生年金保険法附則第二十九条第一項の改正規定並びに附則第八条及び第十九条の規定　公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

十三　第四条中厚生年金保険法第二十条第一項の表の改正規定、第二十一条、第二十四条及び第二十七条の規定並びに附則第九条第七項から第九項まで、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十一条第三項の規定　令和十一年九月一日

十四　第四条中厚生年金保険法第六条第一項及び第百条の五の改正規定、第三十三条中健康保険法第三条第三項の改正規定並びに第三十五条の規定並びに附則第十八条、第二十六条、第二十七条、第三十七条及び第三十九条の規定　令和十一年十月一日

十五　第二十八条中確定給付企業年金法第百条の前の見出し及び同条の改正規定、第二十九条中確定拠出年金法第五十条（見出しを含む。）及び第百二十三条第五号の改正規定並びに第三十一条の規定並びに附則第三十六条及び第四十三条の規定、附則第四十四条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四十五条から第五十四条までの規定　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

2　第一条の規定（国民年金法附則第九条第一項の改正規定（「及び第四号」を削る部分を除く。）に限る。）による改正後の同項の規定、第二条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第十四条第一項の規定及び第十八条の規定による改正後の協定実施特例法第十六条第二項第一号イの規定は、平成二十九年八月一日から適用する。

3　第十八条の規定による改正後の協定実施特例法第三十一条第三項から第五項までの規定は、令和四年四月一日から適用する。

（検討等）

第二条　政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（次項から第四項までに定める事項を除く。）について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、国民健康保険制度の在り方等に留意しながら、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について引き続き検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3　政府は、高齢者の就業の実態等を踏まえ、将来の基礎年金の給付水準の向上等を図るため、所要の費用を賄うための安定した財源を確保するための方策も含め、国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者の被保険者期間を延長することについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4　政府は、第三号被保険者（国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この項において同じ。）の在り方について国民的な議論が必要であるという認識の下、その議論に資するような第三号被保険者の実情に関する調査研究を行い、その在り方について検討を行うものとする。

第三条　令和六年における国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、令和二年改正法附則第二条第一項及び第三項の規定による検討を引き続き行うに際して今後の社会経済情勢の変化を見極めるため、この法律の公布の日の属する年度の翌年度から、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しが同

日以後初めて作成される年度（次項において「次期財政検証作成年度」という。）の翌年度までの間は、同法第三十四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する調整期間とする。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

第四十三条の四第一項	同じ。）	同じ。）に一から調整率を控除して得た率に三分の二を乗じて得た率を加えて得た率（以下「経過的軽減調整率」という。）
第四十三条の四第二項第一号ロ及び第三項第二号	調整率に	経過的軽減調整率に
第四十三条の四第五項第二号	調整率を	経過的軽減調整率を
	調整率）	経過的軽減調整率）
第四十三条の五第一項第二号、第二項第一号ロ及び第三項第二号	調整率に	経過的軽減調整率に
第四十三条の五第五項第一号ロ	調整率	経過的軽減調整率

２　政府は、前項の調整期間を終了するに当たって、次期財政検証作成年度の翌年度が、同項の規定を適用しなかった場合における厚生年金保険法第三十四条第二項に規定する調整期間の終了年度として見込まれる年度の翌年度以後である場合には、当該翌年度から次期財政検証作成年度の翌年度までの間における前項の規定の適用による同法による保険給付への影響を勘案して必要と認められる措置その他の所要の措置を講ずるものとする。

（法制上の措置等）

第三条の二　政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しと厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しとの間に著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により国民年金法による老齢基礎年金（以下この条において単に「老齢基礎年金」という。）の給付水準の低下が見込まれる場合には、老齢基礎年金又は厚生年金保険法による老齢厚生年金（次項において単に「老齢厚生年金」という。）の受給権者の将来における老齢基礎年金の給付水準の向上を図るため、国民年金法第十六条の二第一項の調整と厚生年金保険法第三十四条第一項の調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。

２　政府は、前項の法制上の措置を講ずる場合において、老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかったとしたならば支給されることとなる老齢基礎年金の額及び老齢厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（国民年金法における加算に関する経過措置）

第四条　第一条の規定（附則第一条第一項第八号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の国民年金法（以下「第八号改正後国年法」という。）第二十七条の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第八号施行日」という。）前において老齢基礎年金の受給権を有する者については、適用しない。

２　第八号改正後国年法第三十六条の五において準用する第八号改正後国年法第二十九条の二第一項の規定は、附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「第八号改正前国年法」という。）第三十三条の二第一項（第七条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（附則第十二条第四項及び第二十条第一項において「第七条改正前昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第五項において準用する場合を含む。第四項及び附則第十二条第七項において同じ。）の規定によりその額が加算されている障害基礎年金の受給権を有する者（政令で定める者を除く。）については、適用しない。

３　第八号改正後国年法第三十三条の二第一項（第七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律（以下「第七条改正後昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第五項において準用する場合を含む。次項及び第五項において同じ。）、第三十九条第一項及び第三十九条の二第一項の規定は、令和十年四月以後の月分のこれらの規定により子について加算する額について適用し、同年三月以前の月分の子について加算する額については、なお従前の例による。

４　第八号改正後国年法第三十三条の二第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）、第三十九条第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条の二第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第八号改正前国年法第三十三条の二第一項の規定により子（附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に日本国内に住所を有しないものに限る。以下この項において同じ。）について同号に掲げる規定の施行の際現にその額が加算されている障害基礎年金又は第八号改正前国年法第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項の規定により子について同号に掲げる規定の施行の際現にその額が加算されている遺族基礎年金の受給権を有する者については、適用しない。ただし、これらの子が第八号施行日以後に日本国内に住所を有するに至った日以後、初めて日本国内に住所を有しなくなった日（外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者（附則第十二条第二項ただし書において「留学をする学生等」という。）に該当す

るに至った場合を除く。）の属する月の翌月からこれらの子が日本国内に住所を有するに至った日の属する月までの間、これらの子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

5　第八号改正後国年法第三十三条の二第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）、第三十九条第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）及び第三十九条の二第一項ただし書（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和十年四月以後の月分のこれらの規定に規定する子について加算する額に相当する部分の支給停止について適用し、同年三月以前の月分の当該子について加算する額に相当する部分の支給停止については、適用しない。

6　厚生労働大臣の第四項ただし書の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「規定する事務、同法」とあるのは「規定する事務、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第四条第六項に規定する事務、国民年金法」と、同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。

（老齢基礎年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第五条　第八号改正後国年法第二十八条第一項の規定は、第八号施行日の前日において、遺族厚生年金の受給権を有しない者（令和二年改正法附則第六条に規定する者に限る。）及び遺族厚生年金の受給権を有する者（同日において六十五歳に達していない者に限る。）について適用し、同日において、遺族厚生年金の受給権を有する者（同日において六十五歳に達している者に限る。）については、なお従前の例による。

（遺族基礎年金の支給停止等に関する経過措置）

第六条　第八号改正後国年法第四十一条第二項の規定は、令和十年四月以後の月分の遺族基礎年金の支給停止について適用し、同年三月以前の月分の遺族基礎年金の支給停止については、なお従前の例による。

2　遺族基礎年金（第八号施行日の前日までに支給事由が生じたものに限る。）の受給権を有する子（当該遺族基礎年金が同日において第八号改正前国年法第四十一条第二項の規定によりその全額につき支給が停止されていたものに限る。）と生計を同じくするその子の父又は母が、当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による死亡一時金の支給を受けたときは、政令で定める場合を除き、前項の規定にかかわらず、令和十年四月以後の月分の当該遺族基礎年金の支給を停止する。

3　第八号施行日において第八号改正後国年法第四十一条第二項の規定が適用されることにより年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十条第一項に規定する遺族年金生活者支援給付金（以下この条において単に「遺族年金生活者支援給付金」という。）の支給要件に該当すべき者（遺族基礎年金が第八号施行日の前日において第八号改正前国年法第四十一条第二項の規定によりその全額につき支給が停止されている者に限る。）は、第八号施行日にその要件に該当することを条件として支給されることとなる当該遺族年金生活者支援給付金について、第八号施行日前においても年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二十二条第一項の規定による認定の請求の手続をとることができる。

4　前項の手続をとった者が、第八号施行日に当該手続に係る遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該遺族年金生活者支援給付金の支給は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二十四条において準用する同法第六条第一項の規定にかかわらず、第八号施行日の属する月から始める。

5　第八号施行日に遺族年金生活者支援給付金の支給要件に該当している者（遺族基礎年金が第八号施行日の前日において第八号改正前国年法第四十一条第二項の規定によりその全額につき支給が停止されていた者に限る。）が、第八号施行日から起算して三月を経過する日までの間に年金生活者支援給付金の支給に関する法律第二十二条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する当該遺族年金生活者支援給付金の支給は、同法第二十四条において準用する同法第六条第一項の規定にかかわらず、第八号施行日の属する月から始める。

（国民年金法による死亡一時金の支給要件並びに遺族の範囲及び順位に関する経過措置）

第七条　第八号改正後国年法第五十二条の二並びに第五十二条の三第一項及び第二項の規定は、国民年金法第五十二条の二第一項に規定する死亡した者の死亡日が第八号施行日以後である場合について適用し、第八号施行日前において支給事由の生じた同法による死亡一時金の支給要件並びに遺族の範囲及び順位については、なお従前の例による。

（国民年金法による脱退一時金の支給の請求に関する経過措置）

第八条　第一条の規定（附則第一条第一項第十二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の国民年金法（次項において「第十二号改正後国年法」という。）附則第九条の三の二第一項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び附則第十九条において「第十二号施行日」という。）以後に行われる同項の規定による脱退一時金の支給の請求について適用し、第十二号施行日前に行わ

れた第一条の規定による改正前の国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金の支給の請求については、なお従前の例による。

２　国民年金法附則第九条の三の二第一項本文に規定する者であって、第十二号施行日において六十歳以上であるものが第十二号施行日以後に行う第十二号改正後国年法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金の支給の請求については、同項ただし書及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（厚生年金保険法における標準報酬月額に関する経過措置）

第九条　附則第一条第一項第六号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第六号施行日まで引き続きその資格を有する者のうち、令和九年九月の標準報酬月額が六十五万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。）の当該標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第六号施行日において実施機関（厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、同月から令和十年八月までの各月の標準報酬月額とする。

２　前項の規定は、厚生年金保険法第四十六条第二項の七十歳以上の使用される者の標準報酬月額に相当する額（第五項及び第八項において「標準報酬月額相当額」という。）を算定する場合について準用する。この場合において、前項中「厚生年金保険の被保険者の資格を取得して」とあるのは「厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「その資格を有する」とあるのは「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であった七十歳以上の」と読み替えるものとする。

３　第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による実施機関（厚生労働大臣に限る。第六項及び第九項並びに附則第十二条第十項、第二十条第四項及び第二十二条第十項において同じ。）の標準報酬月額の改定に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「係る事務、同法」とあるのは「係る事務及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。

４　附則第一条第一項第十号に掲げる規定の施行の日（以下「第十号施行日」という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者のうち、第十号施行日において現に第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の厚生年金保険法第二十条第一項の規定により定められている標準報酬月額が六十八万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十九万五千円未満である者を除く。）の当該標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第三条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十号施行日において実施機関が改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、令和十年九月から令和十一年八月までの各月の標準報酬月額とする。

５　前項の規定は、標準報酬月額相当額を算定する場合について準用する。この場合において、同項中「厚生年金保険の被保険者の資格を取得して」とあるのは「厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「その資格を有する」とあるのは「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であった七十歳以上の」と読み替えるものとする。

６　第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定による実施機関の標準報酬月額の改定に係る事務については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第三項」とあるのは、「附則第九条第六項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

７　附則第一条第一項第十三号に掲げる規定の施行の日（以下「第十三号施行日」という。）前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、第十三号施行日まで引き続きその資格を有する者のうち、第十三号施行日において現に第四条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の厚生年金保険法第二十条第一項の規定により定められている標準報酬月額が七十一万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。）の当該標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第四条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において実施機関が改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬月額とする。

８　前項の規定は、標準報酬月額相当額を算定する場合について準用する。この場合において、同項中「厚生年金保険の被保険者の資格を取得して」とあるのは「厚生年金保険法第二十七条の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「その資格を有する」とあるのは「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であった七十歳以上の」と読み替えるものとする。

９　第七項（前項において準用する場合を含む。）

の規定による実施機関の標準報酬月額の改定に係る事務については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第九条第三項」とあるのは、「附則第九条第九項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

（離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例に関する経過措置）

第十条　附則第一条第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の厚生年金保険法第七十八条の二第一項に規定する離婚等をした場合における同項の規定により標準報酬の改定又は決定を実施機関に請求することができる期間の制限については、なお従前の例による。

（未支給の保険給付に関する経過措置）

第十一条　第三条の規定（附則第一条第一項第八号に掲げる改正規定に限る。次条第二項において同じ。）による改正後の厚生年金保険法（以下「第八号改正後厚年法」という。）第三十七条第二項の規定は、厚生年金保険法第三十七条第一項の場合において、第八号施行日以後に死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である配偶者であったときについて適用し、同項の場合において、第八号施行日前に死亡した者が遺族厚生年金の受給権者である妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。附則第十五条において同じ。）であったときについては、なお従前の例による。

（厚生年金保険法における加給年金に関する経過措置）

第十二条　第八号改正後厚年法第四十四条第一項本文（第八号改正後厚年法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（厚生年金保険法附則第九条の三第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（厚生年金保険法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）（子について加算する額に係る部分に限る。）の規定は、第八号施行日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者について適用し、第八号施行日前に老齢厚生年金の受給権を取得した者については、なお従前の例による。

2　第八号改正後厚年法第四十四条第一項ただし書、第五十条の二第一項ただし書、第六十二条の二第一項ただし書（第一号に掲げる部分に限る。）及び第六十二条の三第一項ただし書の規定は、第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「第八号改正前厚年法」という。）第四十四条第一項（第八号改正前厚年法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（厚生年金保険法附則第九条の三第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（厚生年金保険法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）において準用する場合を含む。第四項及び第六項において同じ。）の規定により子（附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に日本国内に住所を有しないものに限る。以下この項及び第十項において同じ。）に係る加給年金額が同号に掲げる規定の施行の際現に加算されている老齢厚生年金、子に係る加給年金額が加算された障害厚生年金（第七項の規定によりその額が改定されたものに限る。）又は子に係る加給年金額が加算された遺族厚生年金（第九項の規定によりその額が改定されたものに限る。）の受給権を有する者については、適用しない。ただし、これらの子が第八号施行日以後に日本国内に住所を有するに至った日以後、初めて日本国内に住所を有しなくなった日（留学をする学生等に該当するに至った場合を除く。）の属する月の翌月からこれらの子が日本国内に住所を有するに至った日の属する月までの間、これらの子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。

3　附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第八号改正前厚年法第四十四条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する子について加算する額に相当する部分の支給を停止されている老齢厚生年金の受給権を有する者については、令和十年四月以後は、同項ただし書の規定による同項ただし書に規定する子について加算する額に相当する部分の支給の停止を行わない。

4　第八号施行日前において第八号改正前厚年法第四十四条第一項の規定により配偶者に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金の受給権を有する者については、同条第二項（第八号改正前厚年法附則第九条の二第三項、第九条の三第二項及び第四項（厚生年金保険法附則第九条の三第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項及び第五項（厚生年金保険法附則第九条の四第六項においてその例による場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第七条改正前昭和六十年改正法附則第六十条第二項の規定は、適用しない。

5　第八号改正後厚年法第四十四条第二項の規定は、令和十年四月以後の月分の子に係る加給年金額について適用し、同年三月以前の月分の子に係る加給年金額については、なお従前の例による。

6　第八号改正後厚年法第四十六条第七項の規定は、附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第八号改正前厚年法第四十四条第一項の規定により子に係る加給年金額が加算されている老齢厚生年金の受給権を有する者（政令で定める者を除く。）については、適用しない。

7　障害厚生年金（障害の程度が厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する者に支給するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の受給権を有

する者が、附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第八号改正前国年法第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算されている障害基礎年金の受給権を有するときは、第八号施行日において第八号改正後厚年法第五十条の二第一項本文に規定するときに該当するものとみなして、同条第三項の規定にかかわらず、令和十年四月から、実施機関が障害厚生年金の額を改定する。この場合において、第八号改正後厚年法第五十四条第三項において準用する第八号改正後厚年法第四十六条第七項の規定は、当該改定された障害厚生年金の受給権を有する者（政令で定める者を除く。）については、適用しない。

8　附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に障害厚生年金の受給権を有する者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が、第八号施行日において第八号改正後厚年法第五十条の二第一項本文に規定するときに該当するときは、同条第三項の規定にかかわらず、令和十年四月から、実施機関が障害厚生年金の額を改定する。

9　遺族厚生年金の受給権を有する者が、附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第八号改正前国年法第三十九条第一項又は第三十九条の二第一項の規定によりその額が加算されている遺族基礎年金（当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。）の受給権を有するときは、第八号施行日において第八号改正後厚年法第六十二条の二第一項本文又は第六十二条の三第一項本文に規定するときに該当するものとみなして、令和十年四月から、実施機関が遺族厚生年金の額を改定する。

10　実施機関の第二項ただし書の規定による子について加算する額に相当する部分の支給の停止に係る事務（当該支給の停止に係る決定を除く。）及び前三項の規定による年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「規定する事務、同法」とあるのは「規定する事務、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第十二条第十項に規定する事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。

（老齢厚生年金の支給の繰下げに関する経過措置）

第十三条　第八号改正後厚年法第四十四条の四の規定は、第八号施行日の前日において、遺族厚生年金の受給権を有しない者（令和二年改正法附則第八条に規定する者に限る。）及び遺族厚生年金の受給権を有する者（同日において六十五歳に達していない者に限る。）について適用する。

（遺族厚生年金の支給に関する経過措置）

第十四条　第八号改正後厚年法第六十二条の規定は、第八号施行日以後に支給事由の生じた遺族厚生年金について適用する。

2　第八号施行日前において支給事由の生じた遺族厚生年金の遺族の範囲、失権及び支給停止に係る規定の適用については、なお従前の例による。

（妻に支給する遺族厚生年金に関する経過措置）

第十五条　第八号施行日から令和三十年三月三十一日までの間に夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）が死亡した場合における当該死亡の当時六十歳未満である妻に対する第八号改正後厚年法第五十九条第二項、第六十二条第一項及び第七十八条の二十一の二第一項の規定の適用については、第八号改正後厚年法第五十九条第二項中「配偶者」とあるのは、「配偶者（平成元年四月二日以後に生まれた者に限る。第六十二条第一項及び第七十八条の二十一の二第一項において同じ。）」とする。

2　令和三十五年四月一日までに支給すべき事由が生じた妻に対する遺族厚生年金については、第八号改正前厚年法第六十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第八号施行日以後の同条第一項の規定の適用については、同項中「する。）」とあるのは、「する。）に、当該遺族厚生年金を支給すべき事由が生じた日が属する社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）附則別表第一の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

3　前項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第八号改正前厚年法第六十二条第一項の規定による加算の額については、第八号改正前厚年法第六十五条及び第七十八条の三十二第三項並びに附則第二十八条の二第二項の規定は、なおその効力を有する。

（被保険者と死別した場合における配偶者であった期間についての特例に関する経過措置）

第十六条　第八号改正後厚年法第七十八条の二十一の二第一項及び第二項の規定は、第八号施行日前に遺族厚生年金の支給事由が生じた場合については、適用しない。

2　第八号改正後厚年法第七十八条の二十一の二第三項及び第五項の規定により標準報酬月額及び標準賞与額が改定され、又は決定された者について、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。附則第二十条及び第二十一条において「昭和六十年国年法等改正法」という。）附則第八条第二項第一号の規定を適用する場合においては、同号中「含む」とあるのは、「含み、厚生年金保険法第七十八条の二十一の二第六項の規定により厚生年金保険の被保険者期間であつたものとみなされた期間を

除く」とするほか、厚生年金保険法による保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定その他政令で定める規定の適用に関し必要な読替えは、政令で定める。

（厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第十七条　平成二十四年機能強化法附則第十六条の規定により厚生年金保険法第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定を適用しないこととされた者であって、附則第一条第一項第九号に掲げる規定の施行の日（以下「第九号施行日」という。）まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するものについては、第三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の厚生年金保険法（附則第二十三条第三項において「第九号改正後厚年法」という。）附則第四条の六の規定は、第九号施行日以後引き続き平成二十四年機能強化法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（附則第三十八条において「年金機能強化法第五号施行日」という。）において使用されていた事業所又は事務所に使用されている間は、適用しない。

（厚生年金保険の適用事業所に関する経過措置）

第十八条　附則第一条第一項第十四号に掲げる規定の施行の際現に存する第四条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の厚生年金保険法第六条第一項第一号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所又は事務所（同項第二号に該当する事業所又は事務所を除く。）については、当分の間、第四条の規定による改正後の厚生年金保険法（附則第二十三条第一項及び第二十六条において「第十四号改正後厚年法」という。）第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、厚生年金保険法第六条第三項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一　第十二条第一号から第四号までのいずれかに該当する者	
二　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される第十二条第五号に規定する通常の労働者（以下この号及び次号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいい、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十六条の規定により第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。次号において同じ。）	
三　その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者	事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号。以下この項において「令和七年改正法」という。）附則第一条第一項第十四号に掲げる規定の施行の際現に存する令和七年改正法第四条（同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）の規定による改正前の第一項第一号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所であつて、常時五人以上の従業員（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）を使用するもの（令和七年改正法第四条の規定による改正前の第一項第二号に該当する事業所又は事務所を除く。）の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

（厚生年金保険法による脱退一時金の支給の請求に関する経過措置）

第十九条　第四条の規定（附則第一条第一項第十二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の厚生年金保険法（次項において「第十二号改正後厚年法」という。）附則第二十九条第一項ただし書の規定は、第十二号施行日以後に行われる同項の規定による脱退一時金の支給の請求について適用し、第十二号施行日前に行われた第四条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求については、なお従前の例による。

2　厚生年金保険法附則第二十九条第一項本文に規定する者であって第十二号施行日において六十歳以上であるものが第十二号施行日以後に行う第十二号改正後厚年法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求については、同項ただし書及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（昭和六十年国年法等改正法及び昭和六十年国年法等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び障害年金の加給年金に関する経過措置）

第二十条　附則第一条第一項第八号に掲げる規定の施行の際現に第七条改正前昭和六十年改正法附則第七十四条第一項又は第二項の規定によりその額が加算されている遺族厚生年金の受給権を有する者は、第八号施行日において第八号改正後厚年法第六十二条の二第一項本文又は第六十二条の三第一項本文に規定するときに該当するものとみなして、令和十年四月から、実施機関が遺族厚生年金の額を改定する。

2　第七条改正後昭和六十年改正法附則第七十四条第一項及び第二項の規定は、令和十年四月以後の月分の遺族厚生年金について適用し、同年三月以前の月分の遺族厚生年金については、なお従前の例による。

3　第七条改正後昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年国年法等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第五項の規定は、令和十年四月以後の月分の子に係る加給年金額について適用し、同年三月以前の月分の子に係る加給年金額については、なお従前の例による。

4　実施機関の第一項の規定による年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「規定する事務、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第二十条第四項に規定する事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。

（昭和六十年国年法等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金の加給金に関する経過措置）

第二十一条　第七条改正後昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年国年法等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定は、令和十年四月以後の月分の子に係る加給する額について適用し、同年三月以前の月分の子に係る加給する額については、なお従前の例による。

（短時間被保険者に係る厚生年金保険料に関する経過措置）

第二十二条　次の各号に掲げる厚生年金保険の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この項及び次条第一項において単に「適用事業所」という。）の事業主（既にこの項の申出をした事業主を除く。以下この条において同じ。）は、それぞれ当該各号に定める日（第四項及び第五項において「基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより実施機関（厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。第五項及び次条第一項において同じ。）に申出をした場合は、厚生年金保険法第八十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、適用事業所に使用される短時間被保険者に係る事業主の負担すべき同法第八十一条第一項に規定する保険料（同法第二十四条の四第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び同法第八十六条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下この項及び第七項において「短時間被保険者に係る厚生年金保険料」という。）の負担の割合を、附則別表第二各号に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（以下この条及び次条第一項並びに附則別表第二において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間被保険者に係る厚生年金保険料の額のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に同法第八十一条第四項に規定する保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額（第四項及び第十一項において「保険料調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。

一　令和八年十月一日以後に平成二十四年機能強化法附則第十七条第五項に規定する申出をした事業主の適用事業所　当該申出が受理された日

二　事業主が同一である一又は二以上の適用事業所に使用される平成二十四年機能強化法附則第十七条第十二項に規定する特定適用事業所となった適用事業所（第一号に掲げる適用事業所を除く。）　当該特定適用事業所となった日

四　その他政令で定める適用事業所　政令で定める日

2　次の表の上欄に掲げる期間における前項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十五人以下
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
令和十七年十月一日		令和十四年十月一日
	令和十七年十月一日	令和九年十月一日
	令和十七年十月一日	令和十一年十月一日

3　第一項の申出は、附則第二十四条第一項の申出をすることができる事業主にあっては、同項の申出と同時に行わなければならない。

4　第一項に規定する適用事業所ごとの保険料調整額が零である場合（当該保険料調整額が零である月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該保険料調整額が零である月以後の

期間における当該適用事業所に係る同項の規定の適用を停止するものとする。

5　事業主は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から、基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより実施機関に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

6　前項の解除の申出は、附則第二十四条第五項の規定による同項の解除の申出をすることができる事業主にあっては、同項の解除の申出と同時に行わなければならない。

7　第一項の規定は、同項の申出があった日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間被保険者に係る厚生年金保険料について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

8　政府は、最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。附則第二十四条第八項において同じ。）の動向等を参酌して、政令で、附則別表第二各号の表の上欄に掲げる厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額等級（第十二項及び次条第三項並びに附則別表第二において単に「標準報酬月額等級」という。）の最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定及び同表の下欄に定める増加負担割合の改定（百分の二十五を上限とする。）を行うことができる。この場合において、第十二項中「第六級まで」とあるのは、「政令で定める等級まで」とするほか、この項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員（平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百二十二条に規定する加入員をいう。）を使用する事業所の事業主が第一項の申出を行った場合における附則別表第二各号の表の下欄に定める増加負担割合については、政令で定める。

10　第一項及び第五項の規定による実施機関の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）」と、同法第二十六条第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第二十二条第十項に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八条第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。

11　前各項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収を行うことを要しなかったものとみなされた保険料調整額に相当する額の還付その他必要な事項は、政令で定める。

12　この条において「短時間被保険者」とは、平成二十四年機能強化法附則第十七条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、七十歳未満である厚生年金保険の被保険者（標準報酬月額等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。）であるものをいう。

第二十三条　令和十七年十月一日以後に第十四号改正後厚年法第六条第三項の規定により適用事業所となった事業所又は事務所の事業主その他政令で定める事業所又は事務所の事業主（既にこの項の申出をした事業主を除く。以下この項において同じ。）は、当該適用事業所となった日（当該政令で定める事業所又は事務所の事業主にあっては、政令で定める日）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより実施機関に申出をした場合は、厚生年金保険法第八十二条第一項及び前条の規定にかかわらず、当分の間、適用事業所に使用される短時間被保険者に係る事業主の負担すべき厚生年金保険料（同法第二十四条の四第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び同法第八十六条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下この項において「短時間被保険者に係る厚生年金保険料」という。）の負担の割合を、増加負担割合に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間被保険者に係る厚生年金保険料の額のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に同法第八十一条第四項に規定する保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。

2　前条第三項から第十一項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3　この条において「短時間被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、第九号改正後厚年法第十二条各号のいずれにも該当しないもの（平成二十四年機能強化法附則第十六条の規定により第九号改正後厚年法第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。）であり、かつ、七十歳未満である厚生年金保険の被保険者（標準報酬月額等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。）であるものをいう。

一　一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所に使用される通常の労働者（第九号改正後厚年法第十二条第五号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同条第五号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二　一月間の所定労働日数が同一の事業所又は事務所に使用される通常の労働者の一月間の

所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

（短時間被保険者に係る健康保険料に関する経過措置）

第二十四条　次の各号に掲げる健康保険の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この項及び次条第一項において単に「適用事業所」という。）の事業主（既にこの項の申出をした事業主を除く。以下この条において同じ。）は、それぞれ当該各号に定める日（第四項及び第五項において「基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、厚生労働省令で定めるところにより保険者等（全国健康保険協会が管掌する健康保険にあっては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあっては当該健康保険組合をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に申出をした場合は、健康保険法第百六十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、適用事業所に使用される短時間被保険者に係る事業主の負担すべき同法第百五十五条第一項に規定する保険料（同項に規定する健康保険事業に要する費用（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による納付金及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金並びに健康保険組合が管掌する短時間被保険者である場合にあっては、健康保険法第百七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用に限る。）に充てられるもの、同法第四十五条第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び同法第百八十条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下この項及び第七項において「短時間被保険者に係る健康保険料」という。）の負担の割合を、附則別表第三各号に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（以下この条及び次条第一項並びに附則別表第三において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間被保険者に係る健康保険料の額のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に同法第百六十条第一項に規定する一般保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合（同法第百六十二条の規定により健康保険組合が事業主の負担すべき一般保険料額の負担の割合を増加している場合にあっては、増加負担割合から同条の規定により増加している分の割合を控除した割合（当該割合が零を下回る場合には、零とする。）を乗じて得た額（第四項及び第十項において「保険料調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。

一　令和八年十月一日以後に平成二十四年機能強化法附則第四十六条第五項に規定する申出をした事業主の適用事業所　当該申出が受理された日

二　事業主が同一である一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時十人以下の適用事業所（前号及び次号に掲げる適用事業所を除く。）　令和十七年十月一日

三　事業主が同一である一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五十人以下の適用事業所であって、令和九年十月一日以後に平成二十四年機能強化法附則第四十六条第十二項に規定する特定適用事業所となった適用事業所（第一号に掲げる適用事業所を除く。）　当該特定適用事業所となった日

四　その他政令で定める適用事業所　政令で定める日

2　次の表の上欄に掲げる期間における前項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十五人以下
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
	令和十七年十月一日	令和九年十月一日	令和十四年十月一日

3　第一項の申出は、附則第二十二条第一項の申出をすることができる事業主にあっては、同項の申出と同時に行わなければならない。

4　第一項に規定する適用事業所ごとの保険料調整額が零である場合（当該保険料調整額が零である月が基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該保険料調整額が零である月以後の期間における当該適用事業所に係る同項の規定の適用を停止するものとする。

5　事業主は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から、基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

6　前項の解除の申出は、附則第二十二条第五項の規定による同項の解除の申出をすることができる事業主にあっては、同項の解除の申出と同時に行わなければならない。

7　第一項の規定は、同項の申出があった日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間被保険者に係る健康保険料について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

8　政府は、最低賃金の動向等を参酌して、政令で、附則別表第三各号の表の上欄に掲げる健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級（第十一項及び次条第三項並びに附則別表第三において単に「標準報酬月額等級」という。）の最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定及び同表の下欄に定める増

加負担割合の改定（百分の二十五を上限とする。）を行うことができる。この場合において、第十一項中「第九級まで」とあるのは、「政令で定める等級まで」とするほか、この項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第一項及び第五項の規定による保険者等（厚生労働大臣に限る。）の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「、船員保険法」とあるのは「若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）、船員保険法」と、同法第二十六条第二項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第二項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第二十四条第九項に規定する権限に係る事務、健康保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」と、同法第四十八条第一項中「健康保険法」とあるのは「健康保険法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。

10　前各項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収を行うことを要しなかったものとみなされた保険料調整額に相当する額の還付その他必要な事項は、政令で定める。

11　この条において「短時間被保険者」とは、平成二十四年機能強化法附則第四十六条第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、健康保険の被保険者（標準報酬月額等級のうち第一級から第九級までに該当する者に限る。）であるものをいう。

第二十五条　令和十七年十月一日以後に健康保険法第三十一条第一項の規定により適用事業所となった事業所の事業主その他政令で定める事業所の事業主（既にこの項の申出をした事業主を除く。以下この項において同じ。）は、当該適用事業所となった日（当該政令で定める事業所の事業主にあっては、政令で定める日）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をした場合は、同法第百六十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、当分の間、適用事業所に使用される短時間被保険者に係る事業主の負担すべき同法第百五十五条第一項に規定する保険料（同項に規定する健康保険事業に要する費用（介護保険法の規定による納付金及び子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金並びに健康保険組合が管掌する短時間被保険者である場合にあっては、健康保険法第百七十三条の規定による拠出金の納付に要する費用に限る。）に充てられるもの、同法第四十五条第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び同法第百八十条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下この項において「短時間被保険者に係る健康保険料」という。）の負担の割合を、増加負担割合に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間被保険者に係る健康保険料の額のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に同法第百六十条第一項に規定する一般保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合（同法第百六十二条の規定により健康保険組合が事業主の負担すべき一般保険料額の負担の割合を増加している場合にあっては、増加負担割合から同条の規定により増加している分の割合を控除した割合（当該割合が零を下回る場合には、零とする。）を乗じて得た額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。

2　前条第三項から第十項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3　この条において「短時間被保険者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、第三十三条の規定（附則第一条第一項第九号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の健康保険法（以下この項及び附則第三十八条において「第九号改正後健保法」という。）第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの（平成二十四年機能強化法附則第四十五条の規定により第九号改正後健保法第三条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。）であり、かつ、健康保険の被保険者（標準報酬月額等級のうち第一級から第九級までに該当する者に限る。）であるものをいう。

一　一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（第九号改正後健保法第三条第一項第九号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項第九号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）

二　一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

（厚生年金保険における従業員の範囲に関する経過措置）

第二十六条　第十四号改正後厚年法第六条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「従業員」とあるのは、「従業員（第十二条第一号から第四号までのいずれかに該当するもの又はその一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される同条第五号に規定する通常の労働者（以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）若しくはその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十六条の規定により第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。）を除く。以下同じ。）」とする。

（健康保険における従業員の範囲に関する経過措置）

第二十七条　第三十三条の規定（附則第一条第一項第十四号に掲げる改正規定に限る。附則第三

十七条において同じ。）による改正後の健康保険法（附則第三十七条において「第十四号改正後健保法」という。）第三条第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「従業員」とあるのは、「従業員（第一項第二号から第五号までのいずれかに該当するもの又はその一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあっては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下同じ。）若しくはその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十五条の規定により同項（第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。）を除く。以下同じ。）」とする。

（協定実施特例法による遺族厚生年金の支給に関する経過措置）

第二十八条　附則第十五条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第八号改正前厚年法第六十二条第一項の規定による加算の額については、第十八条の規定（附則第一条第一項第八号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の協定実施特例法第十六条第四項（協定実施特例法第二十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条（第六号に係る部分に限る。）、第三十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十三条第三項、第四十条第五項、第七項及び第八項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）並びに第四十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

（国家公務員共済組合法における標準報酬に関する経過措置）

第二十九条　第六号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第六号施行日まで引き続きその資格を有する者（国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）のうち、令和九年九月の標準報酬の月額が六十五万円である者（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が六十四万五千円未満である者を除く。）の標準報酬については、当該基礎となった報酬月額を第二十条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第十号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、令和十年九月から令和十一年八月までの各月の標準報酬とする。

2　第十号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者（国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第六号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、同月から令和十年八月までの各月の標準報酬とする。

3　第十三号施行日前に国家公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第十三号施行日まで引き続きその資格を有する者（国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）のうち、第十三号施行日において現に第二十一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第四十条第一項の規定により定められている標準報酬の月額が七十一万円である者（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。）の標準報酬については、当該基礎となった報酬月額を第二十一条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬とする。

（地方公務員等共済組合法における標準報酬に関する経過措置）

第三十条　第六号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第六号施行日まで引き続きその資格を有する者（地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）のうち、令和九年九月の標準報酬の月額が六十五万円である者（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。）の標準報酬については、当該基礎となった報酬月額を第二十二条の規定（附則第一条第一項第六号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方公務員等共済組合法第四十三条第一項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第六号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、同月から令和十年八月までの各月の標準報酬とする。

2　第十号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者（地方公務員等共済組合法第四十三条第一項の規定により定められている標準報酬の月額が六十八万円である者（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。）の標準報酬については、当該基礎となった報酬月額を第二十三条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第十号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、令和十年九月から令和十一年八月までの各月の標準報酬とする。

３　第十三号施行日前に地方公務員共済組合の組合員の資格を取得して、第十三号施行日まで引き続きその資格を有する者（地方公務員等共済組合法第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。）のうち、第十三号施行日において現に第二十四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十三条第一項の規定により定められている標準報酬の月額が七十一万円である者（当該標準報酬の月額の基礎となった報酬月額が七十三万円未満である者を除く。）の標準報酬については、当該基礎となった報酬月額を第二十四条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬は、令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬とする。

（私立学校教職員共済法における標準報酬月額に関する経過措置）

第三十一条　第六号施行日前に私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（次項及び第三項において「加入者」という。）の資格を取得して、第六号施行日まで引き続きその資格を有する者（同法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者（次項及び第三項において「任意継続加入者」という。）を除く。）のうち、令和九年九月の標準報酬月額が六十五万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十六万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十五条の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二条第一項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬月額とする。

２　第十号施行日前に加入者の資格を取得して、第十号施行日まで引き続きその資格を有する者（任意継続加入者を除く。）のうち、第十号施行日において現に第二十六条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十二条第一項の規定により定められている標準報酬月額が六十八万円である者（当該標準報酬月額の基礎となった報酬月額が六十九万五千円未満である者を除く。）の標準報酬月額については、当該基礎となった報酬月額を第二十六条の規定による改正後の同項に規定する標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、第十三号施行日において改定するものとし、当該改定した標準報酬月額は、令和十一年九月から令和十二年八月までの各月の標準報酬月額とする。

（簡易企業型年金に関する経過措置）

第三十二条　この法律の施行の際現に第二十九条の規定による改正前の確定拠出年金法（以下この条において「旧確定拠出年金法」という。）第三条第一項の承認を受けている同条第五項に規定する簡易企業型年金については、旧確定拠出年金法第十九条第二項及び第二十三条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧確定拠出年金法第十九条第二項及び第二十三条第一項中「簡易企業型年金」とあるのは「簡易企業型年金（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）第二十九条の規定による改正前の確定拠出年金法第三条第五項に規定する簡易企業型年金をいう。）」と、旧確定拠出年金法第十九条第二項中「政令で定める基準に従い」とあるのは「定額であって」とする。

（個人型年金加入者に関する経過措置）

第三十三条　第九号施行日から起算して三年を経過する日までの間は、次の各号のいずれかに該当する者であって、申出の時点で日本国内に住所を有する六十歳以上七十歳未満のもの（第二十九条の規定（附則第一条第一項第九号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の確定拠出年金法（以下この条において「第九号改正後確定拠出年金法」という。）第六十二条第一項第二号に規定する企業型掛金拠出者等を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第九号改正後確定拠出年金法第六十二条第一項の規定にかかわらず、連合会（確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会をいう。）に申し出て、個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。以下この条において同じ。）となることができる。この場合において、当該個人型年金加入者は、第九号改正後確定拠出年金法第六十二条第一項第五号に掲げる者とみなす。

一　第九号施行日において現に第九号改正後確定拠出年金法第六十二条第一項各号に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、第九号施行日までの間において国民年金の被保険者であった者

二　第九号施行日から起算して一年以内に第九号改正後確定拠出年金法第六十二条第一項第一号から第四号までに掲げる者のいずれにも該当しなくなった者

２　前項の規定により個人型年金加入者となることができる者に係る第九号改正後確定拠出年金法第六十二条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「前項の規定にかかわらず」とあるのは「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号。次項において「令和七年改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定にかかわらず」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「令和七年改正法附則第三十三条第一項」とする。

（石炭鉱業年金基金から企業年金基金への移行等）

第三十四条　石炭鉱業年金基金（石炭鉱業年金基金法第二条に規定する石炭鉱業年金基金をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、確定給付企業年金法第三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、総会（石炭鉱業年金基金法第十二条に規定する総会をいう。）の議決を経て、厚生労働大臣の認可を受けて、企業年金基金（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。以下この条において同じ。）となることができる。

2　前項の認可を受けようとするときは、石炭鉱業年金基金は、会員（石炭鉱業年金基金法第七条に規定する会員をいう。次項及び第九項において同じ。）に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て企業年金基金の規約を作成し、その他企業年金基金の設立に必要な行為として確定給付企業年金法に定める行為（同法第三条第一項第二号の規定による認可の申請を除く。）をしなければならない。

3　会員の厚生年金保険の適用事業所が二以上であるときは、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

4　第一項の認可に当たっては、確定給付企業年金法第十二条第一項第四号及び第五号の規定は適用しない。

5　第一項に規定する企業年金基金は、石炭鉱業年金基金が同項の認可を受けた時に成立する。

6　石炭鉱業年金基金は、前項の企業年金基金の成立の時において解散し、その解散の際現に石炭鉱業年金基金が有する権利及び義務のうち、石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条までに規定する坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に係る業務に関するもので政令で定めるものは、その時において当該企業年金基金（以下この条及び次条において「承継企業年金基金」という。）が承継する。

7　前項の規定により承継企業年金基金が権利及び義務を承継する場合においては、石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条までに規定する坑内員及び坑外員への年金たる給付及び一時金たる給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（第三十条の規定による改正後の石炭鉱業年金基金法（次項及び第十項において「第三十条改正後石炭基金法」という。）第二十七条に規定する積立金をいう。第九項において同じ。）の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（第九項において「必要積立金額」という。）を移換するものとする。

8　第六項の規定により石炭鉱業年金基金が解散した場合の清算については、第三十条改正後石炭基金法第三十六条の四から第三十六条の九までの規定を適用する。

9　前項に規定する場合において、当該解散する日における積立金の額が、必要積立金額を下回るときは、会員は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

10　第六項の規定により石炭鉱業年金基金が解散した日までに支給すべきであった年金たる給付及び一時金たる給付であってまだ支給していないものの支給並びに同日までに徴収すべきであった掛金及び徴収金であってまだ徴収していないものの徴収に関しては、承継企業年金基金を石炭鉱業年金基金とみなして、石炭鉱業年金基金法第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二条まで及び第三十三条から第三十五条までの規定並びに第三十条改正後石炭基金法第三十六条の二の規定を適用する。この場合において、石炭鉱業年金基金法第十六条第二項に規定する定款は、第六項の規定により石炭鉱業年金基金が解散した際現に存する定款とする。

11　承継企業年金基金に関する確定給付企業年金法第十六条第三項及び第三十六条第二項の規定の適用については、同法第十六条第三項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と、同法第三十六条第二項第一号中「六十歳以上七十歳以下」とあるのは「六十歳以上七十歳以下（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）第三十一条の規定による廃止前の石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員又は同法第十八条第一項に規定する坑外員であった者にあっては、七十歳以下）」とする。

12　第六項の規定により石炭鉱業年金基金が解散した日までにされた石炭鉱業年金基金による処分に関する不服申立てについては、なお従前の例による。この場合において、承継企業年金基金を石炭鉱業年金基金とみなす。

13　前各項に定めるもののほか、石炭鉱業年金基金から企業年金基金への移行に関し必要な事項は、政令で定める。

（移行後の石炭鉱業年金基金が支給する死亡を支給理由とする一時金たる給付の取扱い）

第三十五条　前条第六項の規定により石炭鉱業年金基金の権利義務を承継した承継企業年金基金が給付を行う死亡を支給理由とする一時金たる給付（前条第一項の認可を受けた日において石炭鉱業年金基金の死亡を支給理由とする一時金たる給付の受給権を有する者に支給するものに限る。）については、当該死亡を支給理由とする一時金たる給付を石炭鉱業年金基金が支給する死亡を支給理由とする一時金たる給付とみなして、石炭鉱業年金基金法第二十条において準用する厚生年金保険法第四十一条の規定を適用し、確定給付企業年金法第三十四条の規定は適用しない。

2　前項に規定する死亡を支給理由とする一時金たる給付に関する不服申立てについては、なお従前の例による。この場合において、承継企業年金基金を石炭鉱業年金基金とみなす。

（廃止前石炭基金法の効力等）

第三十六条　第三十一条の規定による廃止前の石炭鉱業年金基金法（以下この条において「廃止前石炭基金法」という。）の規定による石炭鉱業年金基金であって、第三十一条の規定の施行の際現に存するもの（清算中のものを含む。以下この条及び附則第五十四条において「旧石炭鉱業年金基金」という。）については、廃止前石炭基金法の規定（罰則を含む。）は、附則第一条第一項第十五号に掲げる規定の施行の日（附則第四

十一条及び第五十四条において「第十五号施行日」という。）から当該旧石炭鉱業年金基金の清算結了の登記の時までの間は、なおその効力を有する。

２　旧石炭鉱業年金基金については、廃止前石炭基金法第三十六条の規定により解散する場合を除き、前二条の規定を適用する。この場合において、附則第三十四条第一項中「石炭鉱業年金基金法第二条」とあるのは「附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた第三十一条の規定による廃止前の石炭鉱業年金基金法（以下この条及び次条において「廃止前石炭基金法」という。）第二条」と、「石炭鉱業年金基金法第十二条」とあるのは「廃止前石炭基金法第十二条」と、同条第二項及び第六項並びに前条第一項中「石炭鉱業年金基金法」とあり、並びに附則第三十四条第七項中「第三十条の規定による改正後の石炭鉱業年金基金法（次項及び第十項において「第三十条改正後石炭基金法」という。）」とあるのは「廃止前石炭基金法」と、同項中「石炭鉱業年金基金法第十六条」とあるのは「廃止前石炭基金法第十六条」と、同条第八項中「第三十条改正後石炭基金法」とあるのは「廃止前石炭基金法」と、同条第十項中「石炭鉱業年金基金法」とあるのは「廃止前石炭基金法」と、「まで及び」とあるのは「まで、」と、「の規定並びに第三十条改正後石炭基金法」とあるのは「及び」とする。

（健康保険の適用事業所に関する経過措置）

第三十七条　附則第一条第一項第十四号に掲げる規定の施行の際現に存する第三十三条の規定による改正前の健康保険法第三条第三項第一号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所（同項第二号に掲げる事業所を除く。）については、当分の間、第十四号改正後健保法第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合における健康保険法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一　第三条第一項第二号から第五号までのいずれかに該当する者 二　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあっては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号及び次号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいい、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十五条の規定により第三条第一項第九号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。次号において同じ。） 三　その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者	同項中「石炭鉱業年金基金法第十六条」とあるのは「廃止前石炭基金法第十六条」と、同条第八項中「第三十条改正後石炭基金法」とあるのは「廃止前石炭基金法」と、同条第十項中「石炭鉱業年金基金法」とあるのは「廃止前石炭基金法」と、「まで及び」とあるのは「まで、」と、「の規定並びに第三十条改正後石炭基金法」とあるのは「及び」とする。

（健康保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第三十八条　平成二十四年機能強化法附則第四十五条の規定により第九号改正後健保法第三条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定を適用しないこととされた者であって、第九号施行日まで引き続き健康保険の被保険者の資格を有するものについては、第九号改正後健保法附則第八条の三の二の規定は、第九号施行日以後引き続き年金機能強化法第五号施行日において使用されていた事業所に使用されている間は、適用しない。

（独立行政法人農業者年金基金法の厚生年金保険における従業員の範囲に関する経過措置）

第三十九条　第三十五条の規定による改正後の独立行政法人農業者年金基金法（次項において「新農年基金法」という。）附則第九条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「従業員」とあるのは「従業員（厚生年金保険法第十二条第一号から第四号までのいずれかに該当するもの又はその一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所に使用される同条第五号に規定する通常の労働者（以下この項において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この項において同じ。）若しくはその一月間の所定労働日数が同一の事業所又は事務所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機

事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

事業所又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号。以下この項において「令和七年改正法」という。）附則第一条第一項第十四号に掲げる規定の施行の際現に存する令和七年改正法第三十三条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の第三条第三項第一号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所であって、常時五人以上の従業員（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）を使用するもの（令和七年改正法第三十三条の規定による改正前の第三条第三項第二号に掲げる事業所を除く。）の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第十六条の規定により厚生年金保険法第十二条（第五号に係る部分に限る。）の規定が適用されない者を除く。）を除く。）」と、「同条第一項」とあるのは「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項」とする。

２　新農年基金法附則第九条第二項の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「当該各項」とあるのは「同項」とする。

（任意加入被保険者の特例）

第四十条　昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。）は、同項の規定にかかわらず、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。ただし、その者が同法による老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権を有する場合は、この限りでない。

一　日本国内に住所を有する六十五歳以上七十歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）

二　日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない六十五歳以上七十歳未満のもの

２　前項第一号に該当する者が同項の規定による申出を行おうとする場合には、預金若しくは貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座若しくは貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（以下この項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。

３　国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者（昭和四十年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者に限る。）が六十五歳に達した場合において、第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を有しないときは、前二項の申出があったものとみなす。

４　第二項（第一項第二号に掲げる者にあっては、同項）の規定による申出をした者は、その申出をした日（前項の規定により申出があったものとみなされた者にあっては、六十五歳に達した日）に国民年金の被保険者の資格を取得するものとする。

５　第一項の規定による国民年金の被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申出をし、当該被保険者の資格を喪失することができる。

６　第一項の規定による国民年金の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第二号、第四号又は第五号に該当するに至ったときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一　死亡したとき。

二　厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき。

三　第一項ただし書に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。

四　七十歳に達したとき。

五　前項の申出が受理されたとき。

７　第一項第一号に掲げる者である国民年金の被保険者は、前項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第一号に該当するに至った日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一　日本国内に住所を有しなくなったとき。

二　保険料を滞納し、国民年金法第九十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

三　国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき。

８　第一項第二号に掲げる者である国民年金の被保険者は、第六項の規定によって当該被保険者の資格を喪失するほか、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に国民年金の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、当該被保険者の資格を喪失する。

一　日本国内に住所を有するに至ったとき。

二　日本国籍を有しなくなったとき。

三　保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく二年間が経過したとき。

９　第一項の規定による国民年金の被保険者としての国民年金の被保険者期間は、国民年金法第五条第一項の規定の適用については同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（以下この項において単に「第一号被保険者」という。）としての国民年金の被保険者期間と、同法第五十二条の二から第五十二条の五まで及び附則第九条の三の二の規定の適用については第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間と、それぞれみなす。

10　第一項の規定による国民年金の被保険者については、国民年金法第八十八条の二から第九十条の三までの規定は適用しない。

11　第一項、第二項及び第五項の規定による厚生労働大臣の申出の受理の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第　　号）」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第四十条第十一項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、同法第四

十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」とする。

12　国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の申出の受理の権限について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

13　第一項、第二項及び第五項の規定による厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

14　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十一条　この法律（附則第一条第一項第十五号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における第十五号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十二条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第百三十九条第一項中「及び第九項」を削り、同条第二項中「第百十一条第五項若しくは第七項」を「第百十一条第四項若しくは第六項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「、石炭鉱業年金基金」を削る。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第四十四条　社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十三条第一項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三条第一項中「若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」を削り、同項第二号中「、石炭鉱業年金基金」を削る。

第九条第一項中「石炭鉱業年金基金、」を削る。

第十九条中「、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」及び「、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」を削る。

第三十条第一項中「（石炭鉱業年金基金の行う事業を含む。）」及び「（石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。）」を削る。

第三十二条第一項中「若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」を削り、同条第二項中「、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」を「及び」に改める。

第四十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「、石炭鉱業年金基金」を削る。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第四十四条　社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十三条第一項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三条第一項中「若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」を削り、同項第二号中「、石炭鉱業年金基金」を削る。

第九条第一項中「石炭鉱業年金基金、」を削る。

第十九条中「、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」及び「、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」を削る。

第三十条第一項中「（石炭鉱業年金基金の行う事業を含む。）」及び「（石炭鉱業年金基金法第十六条第一項に規定する坑内員及び同法第十八条第一項に規定する坑外員を含む。第三十九条第二項において同じ。）」を削る。

第三十二条第一項中「若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項」を削り、同条第二項中「、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項」を「及び」に改める。

第三

（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の一部改正）

第五十一条　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十八号」を「第十七号」に改め、同条第二項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五十二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表七十六の項を次のように改める。

七十六	削除

（厚生労働省設置法の一部改正）

第五十三条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九十六号中「、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金」を「及び国民年金基金連合会」に改める。

（地方税法等の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条　旧石炭鉱業年金基金については、附則第四十三条の規定、附則第四十四条の規定（附則第一条第一項第十五号に掲げる改正規定に限る。）及び附則第四十五条から前条までの規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、第十五号施行日から当該旧石炭鉱業年金基金の清算結了の登記の時までの間は、なおその効力を有する。

一　地方税法第七十二条の五第一項第五号（石炭鉱業年金基金に係る部分に限る。）

二　社会保険審査官及び社会保険審査会法第一条第一項、第三条第一項、第九条第一項、第十九条、第三十条第一項並びに第三十二条第一項、第二項及び第五項並びに附則第十四項

三　所得税法第三十一条第二号、第三十五条第三項第一号及び別表第一石炭鉱業年金基金の項

四　法人税法別表第二石炭鉱業年金基金の項

五　登録免許税法別表第三の十四の項

六　住民基本台帳法別表第一の七十七の八の項

七　社会保険労務士法別表第一第二十八号

八　消費税法別表第三第一号の表石炭鉱業年金基金の項

九　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第一項及び第二項第十五号

十　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表七十六の項

十一　厚生労働省設置法第四条第一項第九十六号

（政令への委任）

第五十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則別表第一

令和十年四月一日以前	一・〇〇〇
令和十年四月二日から令和十一年四月一日まで	〇・九六二
令和十一年四月二日から令和十二年四月一日まで	〇・九二三
令和十二年四月二日から令和十三年四月一日まで	〇・八八五
令和十三年四月二日から令和十四年四月一日まで	〇・八四六
令和十四年四月二日から令和十五年四月一日まで	〇・八〇八
令和十五年四月二日から令和十六年四月一日まで	〇・七六九
令和十六年四月二日から令和十七年四月一日まで	〇・七三一
令和十七年四月二日から令和十八年四月一日まで	〇・六九二
令和十八年四月二日から令和十九年四月一日まで	〇・六五四
令和十九年四月二日から令和二十年四月一日まで	〇・六一五
令和二十年四月二日から令和二十一年四月一日まで	〇・五七七
令和二十一年四月二日から令和二十二年四月一日まで	〇・五三八
令和二十二年四月二日から令和二十三年四月一日まで	〇・五〇〇
令和二十三年四月二日から令和二十四年四月一日まで	〇・四六二
令和二十四年四月二日から令和二十五年四月一日まで	〇・四二三
令和二十五年四月二日から令和二十六年四月一日まで	〇・三八五
令和二十六年四月二日から令和二十七年四月一日まで	〇・三四六
令和二十七年四月二日から令和二十八年四月一日まで	〇・三〇八
令和二十八年四月二日から令和二十九年四月一日まで	〇・二六九
令和二十九年四月二日から令和三十年四月一日まで	〇・二三一
令和三十年四月二日から令和三十一年四月一日まで	〇・一九二
令和三十一年四月二日から令和三十二年四月一日まで	〇・一五四
令和三十二年四月二日から令和三十三年四月一日まで	〇・一一五
令和三十三年四月二日から令和三十四年四月一日まで	〇・〇七七
令和三十四年四月二日から令和三十五年四月一日まで	〇・〇三八

附則別表第二

一　附則第二十二条第一項及び第二十三条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十
第三級	百分の十四
第四級	百分の九
第五級	百分の五
第六級	百分の二

二　附則第二十二条第一項及び第二十三条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

附則別表第三

一　附則第二十四条第一項及び第二十五条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十
第三級	百分の十四
第四級	百分の九
第五級	百分の五
第六級	百分の二
第七級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合

二　附則第二十四条第一項及び第二十五条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第七級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

調査報告書

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

右の件については調査を終わらないが、本調査のうち行政監視の実施の状況等について、別紙のとおり報告する。

令和七年六月四日

参議院議長　関口　昌一　殿

行政監視委員長　福島みずほ

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

行政監視の実施の状況等に関する報告書

令和７年６月

参議院行政監視委員会

目　次

Ⅰ　参議院における行政監視機能の強化に向けた取組
Ⅱ　調査の経過と概要
１．調査の経過
２．行政監視委員会における調査の概要
（１）政府からの説明聴取
（２）政府に対する質疑
（３）参考人からの意見聴取及び質疑
Ⅲ　行政に対する苦情

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

Ⅰ　参議院における行政監視機能の強化に向けた取組

平成29年２月、参議院では、院の組織及び運営の改革に関する諸問題について調査検討を行う参議院改革協議会が設置された。議長の諮問機関として各会派の代表者により構成される同協議会では、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」が検討項目の一つとして選定され、協議が重ねられた結果、平成30年６月には、各会派の合意に基づき「参議院における行政監視機能の強化」について報告書が取りまとめられた。

同報告書では、参議院が「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。

同報告書を踏まえた参議院規則の改正を受け、令和元年８月、行政監視委員会の委員数は30名から35名となった。また、少なくとも毎年１回、行政監視の実施の状況等を議院に報告することとされた。

行政監視委員会は、理事会等において参議院改革協議会報告書における行政監視機能の強化の具体化に向けた取組について検討を行い、平成31年３月、「行政に対する苦情窓口」を設置し、参議院ホームページ等を通じた苦情の受付を開始した。また、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの充実のため、人事交流等を開始した。さらに、理事会等において、行政監視機能の強化の在り方に関する協議を重ね、令和２年４月、行政監視機能の強化に関する申合せを行った。

令和２年６月、行政監視委員会は「行政監視の実施の状況等に関する報告書」を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議において行政監視委員長が報告を行った。また、同月、本会議において「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」について政府からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。以後、参議院改革協議会報告書において求められた新たな行政監視の年間サイクルが積み重ねられている。

Ⅱ　調査の経過と概要

１．調査の経過

第213回国会（常会）において、令和６年６月４日、「令和５年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」が政府から国会に提出された。６月21日、参議院本会議において、同報告について総務大臣からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。

総務大臣からの報告においては、政策評価制度の意義、令和５年度の政策評価の実施状況、各府省等と共同した政策効果分析の取組、効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの策定のほか、政府の行政評価・監視機能等と立法府による行政監視機能があいまって行政運営の改善が図られることの意義等について述べられた。

質疑においては、政策評価の取組に関連して、政府の政策形成と評価に関する改革の取組と参議院の行政監視との連携、各府省における政策評価の適切な実施に関する総務省の把握状況、効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドラインの活用促進のための取組などについて問われるとともに、真に必要な案件に政策評価の対象を絞る必要性が指摘された。ＥＢＰＭ（エビデンスに基づく政策立案）に関連して、国や地方自治体におけるＥＢＰＭに関する政策能力向上のための取組、設置後１年が経過したこども家庭庁におけるＥＢＰＭの実践状況が問われた。また、国と地方の行政の役割分担に関連して、新型コロナウイルス感染症対応に関する国と地方の対等な関係性を踏まえた総務省行政評価局による事後検証、地方自治体等に負担を強いた定額減税の実施に要したコストの検証などについて必要性が指摘されたほか、災害時の対応に関し、災害復旧時の建設機材等の確保や人材派遣における地方自治体間の協力の推進、能登半島地震の被災地復旧に向けた国と地方自治体が連携したボランティアへの支援が求められた。さらに、子供や家庭への支援に関連して、ヤングケアラーに必要な支援を確実に届けるための取組方針が議論されるとともに、フリースクール等に通う家庭・生徒への国による経済的支援の必要性などについて問われた。ジェンダー平等に関連

して、社会全体における男女の地位の平等感が目標値から乖離している要因、選択的夫婦別姓制度の導入、困難を抱える女性への支援を大幅に拡充する必要性などについて議論がなされた。

行政監視委員会は、第217回国会（常会）において、令和７年４月14日、政府からの説明聴取及び質疑を行い、令和７年５月12日、政府に対する質疑を行った。また、令和７年２月26日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

行政監視委員会では、個別の施策や国と地方の行政の在り方について多岐にわたる議論がなされ、政策評価や行政監視について、国と地方自治体における政策評価やＥＢＰＭの効果的な活用と実施の在り方や、国会や国民を通じた行政監視の在り方について質疑がなされた。また、行政運営の改善に関連し、総務省行政評価局による調査の必要性や個別の調査結果に関連する各府省の取組について問われるとともに、各府省における諸施策の実態把握の在り方や課題と対応等について議論がなされた。国と地方の行政の在り方については、国と地方の連携の在り方や役割分担に関する質疑がなされ、災害対策など諸施策の地域における適正な実施を支える国の支援の在り方について様々な課題や論点が示された。

このほか、行政評価・行政相談及び更生保護に関する実情調査のため、令和７年４月21日、埼玉県において、関東管区行政評価局及びさいたま保護観察所の視察を行った。

２．行政監視委員会における調査の概要

（１）政府からの説明聴取

第217回国会において、令和７年４月14日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、政府から説明を聴取した。

（２）政府に対する質疑

第217回国会において、令和７年４月14日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、村上総務大臣等に対し、５月12日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、あべ文部科学大臣、村上総務大臣、中野国土交通大臣、三原内閣府特命担当大臣、浅尾環境大臣、坂井国家公安委員会委員長等に対し、それぞれ質疑を行った。

質疑においては、官公需における適切な価格転嫁の実施、農業用ため池の防災・減災対策の対応に当たる小規模自治体への支援、就職氷河期世代への支援を行政運営改善調査のテーマに選定する必要性、災害教訓の伝承に関する行政運営改善調査の結果を受けた取組、林野火災に関してたき火を許可制又は届出制とする必要性、病院等に設置するスプリンクラー設備の安価な消火設備による代替、ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）の規制基準を世界水準に合わせる必要性、いじめ問題解決に向けて効果的な取組を行う必要性、会計年度任用職員の処遇改善や制度改革の実施の必要性、民間団体による海外への特別養子縁組のあっせん事案に関する政府の認識、ＪＲＡＴ（一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会）の体制整備に関する支援、全国学力・学習状況調査を廃止又は抽出調査とする必要性、新型コロナウイルス感染症の５類移行後の影響緩和措置を継続する必要性、外国人労働者の住民税未納に対する総務大臣の認識と取組方針、学校給食摂取基準を充足しつつ食育の推進により注力し得る予算の必要性、地方議会の３月議決の予算で７月より前に水害対策工事を完了する方法、高校授業料無償化の対象に朝鮮学校を加える必要性、水俣病患者の救済、道路標識の視認性の全国的な点検、

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

査証免除措置停止の効果とトルコに対する査証免除措置停止の検討状況などについて議論がなされた。概要は以下のとおりである（○：委員の発言、□：政府の答弁）。

（官公需における適切な価格転嫁の実施）

○賃上げのための官公需における適切な価格転嫁の実施に向けた内閣府の見解を伺う。

□弱含んでいる個人消費を後押ししていくためには実質賃金を上げることが重要である。特に地方においては官公需への依存度が非常に高いので、価格転嫁を適正に実施して、賃上げの原資を確保してもらうことが重要である。令和７年６月までに新たに官公需における価格転嫁のための施策パッケージを策定し、官公需における価格転嫁等を抜本的に強化したい。関係省庁一丸となって全力で取り組んでいきたい。

（農業用ため池の防災・減災対策の対応に当たる小規模自治体への支援）

○総務省の調査において重要な指摘が見られた農業用ため池の防災・減災対策の対応に当たる小規模自治体への国の支援の必要性について伺う。

□地方自治体は、ため池の防災・減災対策の推進に重要な役割を果たす一方、人材不足等により対策の推進に支障を来しかねない状況と認識している。農林水産省は、ため池サポートセンターへの支援や、管理保全や防災工事等に関する手引の作成等を通じ、技術面等の支援をしている。また、ため池の劣化状況等の評価、防災工事の実施計画の策定、防災工事それ自体等に対し、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策等を活用して財政面でも支援している。

（就職氷河期世代への支援を行政運営改善調査のテーマに選定する必要性）

○就職氷河期世代への支援を行政運営改善調査のテーマに選定する必要性に対する総務大臣の見解を伺う。

□行政運営改善調査のテーマは、国民生活等へ大きく影響し改善の必要性が高いものや、各府省単独で対処困難な課題等を中心に政策評価審議会での意見等を踏まえ選定している。就職氷河期世代は不本意ながら非正規雇用で働くなど様々な課題に直面しており、そうした困窮している人に必要な支援を届けることが重要である。総務省としては、引き続き関係府省の施策の実施状況等を注視した上で、必要に応じて行政運営改善調査の実施について検討していきたい。

（災害教訓の伝承に関する行政運営改善調査の結果を受けた取組）

○災害教訓の伝承に関する総務省の調査結果を受けた内閣府の取組を伺う。

□内閣府においては、内閣府のウェブサイト「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）」、広報誌「ぼうさい」等での災害教訓に関する情報発信に加え、令和６年度には新たに災害の教訓を伝承する活動などをＮＩＰＰＯＮ防災資産として認定する制度を創設するなど、災害教訓の伝承活動が普及していくための支援を行っている。今後も、各地域における過去の災害の記憶を継承する活動を促進することにより、住民の防災意識の向上に努めていく。

（林野火災に関してたき火を許可制又は届出制とする必要性）

○林野火災に関してたき火を許可制又は届出制として消防機関による事前把握を可能とする必要性について伺う。

□たき火には、落ち葉たきやキャンプでの飯ごう炊さんなど様々な火の使用行為が含まれており、許可制又は届出制として一律に規制することは非常に慎重な検討が必要と考えている。現在、総務省消防庁では大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催しているところであり、同検討会において、関係省庁と連携して既存の仕組みの実態等も踏まえながら、たき火の扱いも含め、より効果的な火災予防等の在り方について検討していきたい。

（病院等に設置するスプリンクラー設備の安価な消火設備による代替）

○病院等が令和７年６月末までに設置しなければならないスプリンクラー設備を安価な消火設備で代替することの可否について総務大臣の見解を伺う。

□平成26年の消防法令改正に伴い新たなスプリンクラー設備が必要となる場合については一定の緩和措置を設けており、例えば、小規模な施設には比較的簡易なスプリンクラー設備を設置することが可能となっている。緩和措置の適用については、市ごとの消防本部に相談してほしい。

（ＰＦＡＳの規制基準を世界水準に合わせる必要性）

○ＰＦＡＳの規制基準を世界水準に合わせる必要性について伺う。

□飲料水の規制値を見ても各国で多様な議論が行われているのが現状である。日本では、内閣府食品安全委員会において、各国、各機関が参照した最新の知見も含め評価をしている。令和６年６月の同委員会の評価書では、耐容一日摂取量を踏まえた対応が取られることが重要との提言がなされており、環境省としては、まずは飲用に供する水道の水質基準への引上げについて令和７年の春をめどに方向性を取りまとめることとしている。

（いじめ問題解決に向けて効果的な取組を行う必要性）

○いじめ問題解決に向けて教員が子供に接する時間をつくるため、ＩＣＴや民間のノウハウの活用等、従来のやり方から抜本的に転換した効果的な取組を行う必要性について伺う。

□学校現場において、子供同士、教師と子供、教師同士といった形の様々な交流やコミュニケーションを通じて人間的な関係を構築していくことで、いじめ問題の解決に向け、効果が出ると考えられる。様々な教育活動を展開していくことは非常に重要ではあるが、文部科学省としては、引き続き、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止ということで総合的に取り組んでいきたいと考えている。

（会計年度任用職員の処遇改善や制度改革の実施の必要性）

○鳥取方式短時間勤務正職員制度を参考に、総務大臣主導による会計年度任用職員の処遇改善や制度改革を実施する必要性に対する所見を伺う。

□複雑化、多様化する行政需要に対応するため、常勤職員に加え非常勤職員も地方行政の重要な担い手であると認識している。会計年度任用職員に対する処遇改善については、期末手当に加え勤勉手当の支給を可能とする法改正等に取り組んだほか、客観的能力の実証を経た再度の任用が可能であることなどについて地方自治体に通知してきた。今後も、会計年度任用職員を含む地方公務員が十分に力を発揮できる環境や制度の整備に懸命に取り組む。

（民間団体による海外への特別養子縁組のあっせん事案に関する政府の認識）

○民間団体が行っていた海外への特別養子縁組のあっせん事案に関する政府の認識について伺う。

□民間団体が突然事業を停止した当該事案については、把握できる限りの養子等に関する情報を地方自治体が引き継ぎ、養親や養子に対して養子縁組に係る情報提供などを行うとともに、国も当該自治体に相談支援を依頼するなどしてきた。当該自治体が引き続き適切に対応すると承知しており、国も助言等を行っていく。また、日本人の養子と海外の養親の間の特別養子縁組は、日本の家庭裁判所の許可が必要とされており、人身売買に悪用されることは想定されない。

（ＪＲＡＴの体制整備に関する支援）

○ＪＲＡＴの体制整備について、十分な支援を実施する必要性について伺う。

□ＪＲＡＴは、被災地での居住環境の整備や避難所等でのリハビリテーションの実施といった重要な取組を行っていると認識している。ＪＲＡＴ体制整備事業として、令和７年度予算において3,900万円を計上し、ＪＲＡＴ隊員への専門的な研修の実施や、災害等発生時におけるＪＲＡＴ活動に対する支援・連絡調整等に要する費用の補助を行っている。災害時においても、被災者に対して必要なリハビリテーションが提供されるよう、引き続き必要な支援を実施する。

（全国学力・学習状況調査を廃止又は抽出調査とする必要性）

○行政が平均点向上に躍起になり、児童生徒が充実感を得られない全国学力・学

習状況調査を廃止又は抽出調査とする必要性について伺う。

□本調査に対する全国知事会のアンケート結果において、今後も全ての学校において継続的に悉皆で実施することが重要という肯定的な意見が多くあり、文部科学省としても同様に考えている。

（新型コロナウイルス感染症の５類移行後の影響緩和措置を継続する必要性）

○新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後の感染状況等に鑑みて公費支援等の影響緩和措置を継続する必要性について伺う。

□令和６年４月以降、通常の医療体制への移行に伴い、公費支援は終了した。令和６年度においては、新型コロナワクチンの特例臨時接種から定期接種への移行に伴う激変緩和措置として、地方自治体に助成する事業を実施した。令和７年度は、前年度の接種状況等を踏まえて、低所得者に対する接種費用相当として地方財政措置を講じた上で、新型コロナワクチンの定期接種の地方自治体助成を実施しないこととした。現時点ではこの扱いを変えることは考えていない。

（外国人労働者の住民税未納に対する総務大臣の認識と取組方針）

○帰国する外国人労働者の住民税未納に対する総務大臣の認識と取組方針について伺う。

□外国人の中には、地方税制度を含め日本の社会制度に対する理解が十分でなく、意図せず公的義務を履行していない人や必要なサービスを享受できていない人も存在しており、そうした方に社会制度を理解してもらうことが重要である。地方税制度を所管する総務省として、外国人への周知や制度の活用を促すとともに、地方自治体の実情の把握に努めたい。その上で、取り得る対応策について徴収実務を担う地方自治体の意見も聞きながら検討する必要がある。

（学校給食摂取基準を充足しつつ食育の推進により注力し得る予算の必要性）

○給食無償化に当たり学校給食摂取基準を充足しつつ食育の推進により注力し得る予算を確保する必要性について伺う。

□子供たちが食に関する正しい理解、適切な判断力、望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校において食育を推進することは重要であり、文部科学省は、これまでも食に関する指導の手引を作成するなど、学校における取組を促してきたところである。給食無償化に関しては、給食の質の向上を始めとして様々な論点が示されており、安定的な財源の確保と併せて十分な検討を行いながら、意義あるものとなるようにしっかりと取り組んでいきたい。

（地方議会の３月議決の予算で７月より前に水害対策工事を完了する方法）

○地方議会の３月議会で議決される予算で７月より前に水害対策の工事を完了する方法について伺う。

□水害対策事業については、出水期までの実施に向け、年度当初から事業に着手できるよう、適切な予算措置や発注事務を行う必要がある。総務省は、国土交通省と連携し、各地方自治体の関係部局に対し、前年度予算で債務負担行為を設定し、前年度中に契約を締結することで事業着手を可能とすることや、前年度の設計、積算の前倒しにより年度当初の発注を可能とすること等の取組を要請している。また、これらの取組状況について毎年フォローアップをしている。

（高校授業料無償化の対象に朝鮮学校を加える必要性）

○高校授業料無償化の対象に朝鮮学校を加える必要性について伺う。

□朝鮮学校が高等学校等就学支援金制度の対象に指定されなかったことについては、法令の趣旨にのっとって判断したものであり、文部科学省としては、今後の高校授業料無償化の検討課題であるとは認識していない。引き続き、各所管の制度について、法令に基づき適切に運用していきたい。

（水俣病患者の救済）

○胎児性水俣病患者の救済について水俣市での意見交換を受けての環境大臣の認識について伺う。

□二度とこのような被害を起こしてはならない。安心して必要な医療・福祉サー

ビスを受けられる環境の整備は重要な課題の一つと認識しており、患者や家族の要望を聞きながら、胎児性・小児性患者とその介護者の高齢化の状況を踏まえたデイサービス、外出支援等の生活支援、家族と生活できる施設の整備などを行ってきた。さらに、胎児性・小児性患者の外出支援の拡充について、熊本県と共に検討を始めている。今後も医療・福祉の充実に取り組んでいきたい。

（道路標識の視認性の全国的な点検）

○劣化した道路案内等の標識の視認性について全国的に点検・検証し、改善する仕組みの必要性について伺う。

□道路案内標識の視認性については、各道路管理者において、道路巡視による目視確認等を踏まえて順次修繕を行っている。一方、視認性に関する具体的な点検方法の策定について様々な意見があることから、今年度より、視認性の判定区分や健全性の診断区分等を記載した点検要領案を作成し、全国の地方整備局等の直轄国道において試行を開始する予定である。また、直轄国道での試行結果を踏まえて、地方自治体を含めた全国展開に向けて取り組んでいく。

（査証免除措置停止の効果とトルコに対する査証免除措置停止の検討状況）

○イランに対する1990年代の査証免除措置停止の効果に対する評価とトルコに対する査証免除措置停止の検討状況について伺う。

□イラン国籍者の不法就労問題を背景に、平成４年に同国への査証免除措置を一時停止している。同措置については、両国の情勢等が一定ではなく、一様に評価することは困難であるが、一時停止以降、不法在留者数や検挙人数は減少傾向にある。トルコとの査証免除措置は、日・トルコ間の人的交流を通じた友好的な関係に貢献している。同国とは出入国在留管理上の懸念解消に向け、対話、協力を進めており、査証免除措置を直ちに停止する必要はないと考えている。

（３）参考人からの意見聴取及び質疑

第217回国会において、令和７年２月26日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、慶應義塾大学大学院法務研究科教授飯島淳子君、明治大学公共政策大学院教授西出順郎君及び京都府立大学学長特別補佐・公共政策学部教授窪田好男君から意見を聴取し、各参考人に対し質疑を行った。

質疑においては、政策の有効性等に関する評価とデータ活用の在り方、災害対策における国と地方の役割分担原則の発展可能性、地方自治法が想定する役割分担原則と現状、ＥＢＰＭに基づく評価を行う対象を整理する必要性、京都市の政策評価における工夫、新型コロナウイルス感染症対応における国の事務連絡、国会の行政監視機能、地方の活力をつくり出すための国の支援の在り方、国民が行政監視に参加しＥＢＰＭに取り組むことに対する所見などについて議論がなされた。各参考人の意見及び議論の概要は、以下のとおりである。

【参考人の意見の概要】

飯島　淳子　参考人（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

国と地方の行政の役割分担というテーマに照らして、地方自治法上の基本原則について確認した上で、地方創生を素材として若干の検討を行いたい。

役割分担原則は、第一次地方分権改革によって地方自治法の基本原則として掲げられ、国の事務を限定し、地方公共団体の事務を増やす意味に加え、地方公共団体に配分された事務に対する国の関与を抑制する意味を有している。

役割分担原則は、近時は大きく二つの方向での議論がなされている。

一つは、危機管理における国の役割の強化が必要だとするものである。コロナ禍において、国と地方の役割分担が不明確、不透明で、調整等が十分に機能しなかったとして、感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、地方自治法が改正された。

もう一つは、役割分担原則の根本的な見直しを要求するものである。例えば、全国知事会は、事務配分に関し、全国一律で実施する事務について国の直轄事務化、国の立法権の関与に関しては、自治立法権の拡充を主張している。

このように、役割分担原則の見直しが行われる中、その本来の意味、意義が試されることがある。その例として地方創生を取り上げたい。

まち・ひと・しごと創生法は、基本法的法律としての性格を有し、トップダウンの計画体系とＫＰＩ（重要業績評価指標）に基づく評価によって、人口減少と東京圏への一極集中を制御しようとするものである。そして、地方創生総合戦略は、交付金を通じたコントロールを伴いつつ、広域連携や公共私の連携も手段として実現されることになっている。

地方創生は人口減少への対応に大きな意義を有するが、課題も指摘されている。

一つは、国による緩やかな地方自治体の動員であるというものであり、計画と交付金による集権化が懸念されている。

もう一つは、事業としての行政という性格から、その統制が難しいという問題である。事業としての行政は、地域社会ないし国民社会全体に視点を置き、事業全体の適正な実施、運営を目指すものであり、法的規律密度が低く、特定の人の権利義務に関わるものではないため、行政による私人の権利利益の侵害に対し、裁判所が救済を図る裁判的統制は必ずしも十分には機能し得ない。

こうした課題を抱えた地方創生が、2.0という名の下で再始動されようとしているが、これについて若干の検討を加えたい。

地方創生2.0の掲げる国づくりやこの国の在り方という言葉は、これまでの改革の成果、その内容の是非という問題提起を含んでいる。内容を充填することは一つの正当な選択であるが、地方創生もかたちが整っていなければ、その内容は融通無碍に流れてしまう。そこで、地方創生のかたちを点検しておきたい。

地方創生のかたちを読み取るために用語に注目すると、「自治体」は、自治体による調達の促進と自治体同士の広域連携という文脈でしか用いられず、国と並ぶ行政主体という意味合いでは登場しない。自治体は、官として官民連携や産官学金労言の協働に組み込まれているようにも見える。官民連携がまちづくりや人づくりの主体とされ、産官学金労言はステークホルダーとして協働するとされている。民の役割の重視、生活者ではなく事業者である民の位置付けは地方創生2.0の一つの特徴であるようだ。仮に自治体は、官として産学金労言ないし民と同列であるとすると、地方創生施策の決定、実施について誰が責任と権限を負うのかという問題が残る。

また、「人の流れ」という言葉は、関係人口に着目する文脈で用いられており、特に、若者や女性に焦点が当てられている。東京圏への一極集中の主な要因として、若者や女性を施策の重点対象とすることは合理的かもしれないが、若者・女性というカテゴリーが施策によって誘導されること、若者・女性とそれ以外の者とが区別されることは法的検討の対象になり得る。この点に関連し、魅力ある働き方、職場づくりを起点とした地域社会の変革が必要であるという考え方について、若者・女性が仕事の側面から重視されると、官民連携や産官学金労言の協働とは符合するが、人も経済政策に吸収されかねない。これが「楽しい日本」という価値観の転換に沿うものか、考えてみる必要があるだろう。

地方創生2.0として最も難しいのは統制の仕組みである。総合戦略の策定、実施、評価、見直しという行政のＰＤＣＡと、予算の配分、執行、統制、是正という財政のＰＤＣＡが連動して事業が決定、実施される。行政プロセスと財政プロセスが連動する事業を統制する役割は、国会が担うのにふさわしいように思う。そして、実体面の統制としては、役割分担原則は一つの規範となり得るだろう。また、手続面の統制としては、行政に説明責任と見直し義務を果たさせなければならず、それは国会の出番ではないかと考えている。

西出　順郎　参考人（明治大学公共政策大学院教授）

国と地方の役割分担、政策評価、行政経営の三つの視点から意見を述べたい。国のみならず地方自治体でもＥＢＰＭの定着が重要であり、そのためにはオールジャパンで協働を推進し、効力を発揮していく必要がある。そのための一つとして、全国の地方自治体がＥＢＰＭを共有できるよう、「ＥＢＰＭデータバンク」の設置が大事であると考えている。

ＥＢＰＭの定着化はどの地方自治体も望んでおり、国においても、積極的に推進されている。しかし、実態として、まだまだ工夫が必要な状況である。小規模な地方自治体でも数百、大規模な地方自治体では千～二千を超える政策手段が存在している。それらについて信頼性のあるエビデンスをどのように確保するかが大きなボトルネックとなっている。一つや二つのエビデンスを準備することは可

能かもしれないが、地方自治体の政策としての全体最適を実現するためには、相応の数のエビデンスのデータが必要である。

現在、エビデンスがつくられない要因は二つある。一つ目は、データ収集に掛かる費用である。二つ目は、集めたデータを客観的かつ科学的に統計的な作法にのっとって解析する人材の不足である。この２点をどう乗り越えていくのかがＥＢＰＭを定着させるための課題だと考えられる。

地方自治体の職員は政策手段の実施に時間を掛けており、一人が複数の事務事業を担当している。その中で評価を行い、それを踏まえて翌年度の政策の基本的な方向性を議論し、予算要求、査定、編成という流れを毎年繰り返しており、更にエビデンスをつくるために時間とお金を割くのは現実的ではなく、二の足を踏んでしまう。

こうした課題を解決するために、全国の地方自治体が協力してエビデンスを作成し、共有する仕組みを構築してはどうかと考えている。極端に言えば、一つの地方自治体が１年に一つエビデンスをつくれば、１年で1,741のエビデンスが確保できる。日本の地方自治体は、地域性や独自性はあるものの、類似した事務事業を実施している場合が多い。したがって、ある地方自治体で作成されたエビデンスが他の地方自治体でも活用できる可能性は非常に高い。

この仕組みを実現するために、国と地方の役割分担が必要である。国はエビデンスをつくるための財源を拠出し、地方自治体はその財源を元にエビデンスを確保するための分析を行う。そして、国は集めたエビデンスを一元管理し、使い勝手のよいデータベース、すなわち「ＥＢＰＭデータバンク」として全国の地方自治体に提供する。もちろんその情報は各府省でも有効に活用される情報となる。

例えば、各府省の地方自治体向けの補助事業に関しては、地方自治体にエビデンス確保のデータ分析作業を行ってもらう制度設計にすることが考えられる。事業予算のほかに、データ分析をするための予算を確保することが大事である。

具体的なイメージとして、まず、各府省が地方自治体にデータ分析してもらう補助金制度を選ぶ。そして、選んだ補助金制度に対して、地方自治体から事業申請があり、各府省が採択した事業の中からエビデンスをつくってもらう対象事業

をＥＢＰＭデータバンクが取捨選択して、予算を付けて各地方自治体にエビデンスの作成を依頼する。各地方自治体は様々な手法を用いてエビデンスを作成し、ＥＢＰＭデータバンクに提出する。ＥＢＰＭデータバンクはそれを活用しやすい形に加工し提供する。そうしたスキームが実現できないかと考えている。

最近の報道でも地方創生の交付金のエビデンスの問題が連載で取り上げられるなど、地方におけるエビデンスに基づく政策立案への期待は高まっている。その期待に応えるためにも、国と地方自治体が協力・連携してエビデンスを作成し活用する基盤を築くことが必要であり、エビデンスさえそろえば、地方自治体はそれに基づいてＥＢＰＭを実現できると考えている。

窪田　好男　参考人（京都府立大学学長特別補佐・公共政策学部教授）

地方の現場において行政改革、地方創生、デジタル田園都市国家構想の実現、大学の地域貢献等に取り組む中で直面している課題とそれに対する改革のビジョンから、国と地方の役割分担についてどのようなことが求められているかについて述べる。

私は公共政策学の研究者として、政策評価や約30年前に三重県事務事業評価システムに始まった地方自治体の自治体評価の研究と実践を行っている。自治体評価に関しては、事務事業や施策ごとに評価表を作成し、外部評価者を集め、意見をまとめて行政をチェックするといった取組を行っている。また、その結果を社会に伝えるために冊子や動画を作成し、分かりやすく伝える工夫をしている。加えて、ケースメソッドやゲーミングといった新しい手法を用いた政策人材の育成にも注力をしているほか、地方創生やデジタル田園都市国家構想に関する取組として、地域の高校生を対象とする高校生ユーチューバー養成講座や小学生向けのドローン飛行体験イベントなども行っている。さらに、大学による地域貢献として、京都府北部にサテライトオフィスを設置し、産学官連携や高大連携に取り組んでいる。

国と地方の課題について述べると、これから数十年掛けて人口が激減するという日本にとって初めてと言ってもよいような体験をしていく。その中では少子高

齢化が進み、更には単身高齢世帯の増加等の問題に直面すると言われ続けている。また、多くの人々は都市に住みたがり、地方に住む人が減る中で無居住地域が増えるのではないかと危惧されており、今までどおりの社会の在り方を維持することは難しいのではないか、そこにどう取り組むのかという問題に直面している。

国と地方が協力した上での対応策として、未来の鍵と表現されているものが５つある。まずは女性の活躍である。人手不足だから活躍すべきという文脈になってはならないが、女性の活躍を増やしていくことで減少する人口への対応策としたい。次に外国籍住民の活躍や、年を取っても可能な限り働いていく生涯活躍、さらに一人二役、三役を担っていく二地域居住や多地域居住、最後にＡＩ、自動運転、ドローンの活用等のデジタル化が挙げられており、研究されてきている。

これからの国と地方の役割について述べれば、自治体評価や政策評価を用いた国や地方の行政改革、政策人材の育成は重要である。しかし、同時に限界もあると考えている。自治体評価にどのような意味があるのか、30年近くに及ぶ研究や実践を通じて改めて考えると、国や地方自治体がどのような公共政策を行っており、どのような成果を上げているかを社会と共有する点に大きな意味がある。また、施策や事務事業の中に極めて非合理的なものがあれば発見できるという効果があり、地方自治体と国の公共政策を可視化していくものである。

地方の政策人材にはもちろん期待しており、引き続きその育成に力を尽くしたいが、どうしても地方で活動するという立場から視野が限られてしまいがちであり、なかなか日本全体のことを考えたり未来を見たりすることは難しく、未来を創造する大胆なビジョンと公共政策を構想するというよりも、身近な周囲のために既存の制度を利用し尽くすというような発想になりがちである。そうした中で問題に対応できるかといったら、難しく思うところでもある。

私の研究や体験の中からは、いよいよ地方がもたないときが来ているのではないか、そのような思いを持たざるを得ない。国と地方の役割ということで言えば、改めて国による大胆なビジョンと公共政策が必要と考える。

【議論の概要】（○：委員の発言、△：参考人の答弁）

（政策の有効性等に関する評価とデータ活用の在り方）

○ＥＢＰＭにおける政策の有効性等に関する評価とデータ活用の在り方について伺う。

△評価のための予算を付けても、事業に対する良しあしの議論をされてしまうため、地方自治体は二の足を踏んでしまう。したがって、あえて評価とは言わず、価値判断を伴わないデータ収集と分析にこだわり、データを何にどのように使うかは地方自治体に任せることで、お手盛り的な意味合いの作業を排除したい。事業の有効性の評価につながる直接的な情報を拠出するような分析にはならないことを心掛けていく方が大事であると考える。

（災害対策における国と地方の役割分担原則の発展可能性）

○災害対策における国と地方の役割分担原則の発展可能性について伺う。

△災害対策基本法は市町村を主体としつつも、市町村が対応し得ない場合には都道府県や国との連携も定めている。また、最近の個別法では個人が支えられないところを地域社会が補うことを期待するものが多いと思われる。地域が衰退している中で地域に責務を与えていることに矛盾を感じつつも、地域の役割を踏まえた市町村の役割という観点から役割分担原則の可能性を追求したい。

（地方自治法が想定する役割分担原則と現状）

○2000年に地方自治法が想定していた役割分担原則に照らした現状に対する所見を伺う。

△最近の議論として、危機時における国の役割の強化のほか、デジタル化による集権も指摘されている。デジタルは区域を超えるものであり、そもそも集権的な傾向を帯びている。これまでは、地方自治体それぞれでシステム開発をしてきたが、現在は、デジタル化について国の役割が求められている。小規模自治体からの事務の返上など、デジタル化の中で役割、事務の配分を見直す必要はあるが、役割分担原則に沿って変えていくべきであると考えている。

（ＥＢＰＭに基づく評価を行う対象を整理する必要性）

○ＥＢＰＭに基づく評価を行う対象を整理する必要性について伺う。

△全ての政策を科学的根拠で価値判断することはできない。例えば大学の価値や効果を測る際には、就職状況、個々人の論理的思考やプレゼンテーション能力の向上への寄与など様々な観点がある。これらを評価しようとすれば一つの物差しでは測れない。しかし、評価をしようとすると、物差しの数を限定しなければならず、それで教育を測れるのかという議論がある。無理をして全ての政策を一律に評価することは結果的に無駄を生じさせるということは考えられる。

（京都市の政策評価における工夫）

○課題に対する政策手段の不合理を解決するための京都市の政策評価における工夫について伺う。

△政策、施策、事務事業の必要性、これらの評価に掛けるコスト、用いる手法といった価値判断においては民意が極めて重要なのではないかと思う。科学的に分かったことと民意とでは相違があるとは思うが、それぞれがそれぞれとして尊重されるべきであろう。政策の必要性の価値判断は、人によって様々な正しさというものがあるので、政策評価に関わる制度では民意と科学的な手法の両方が重要であることを強調したい。

（新型コロナウイルス感染症対応における国の事務連絡）

○新型コロナウイルス感染症対応において国が事務連絡を乱発したことの法的な問題点について伺う。

△国レベルにおいても極めて資源が制約されている中では、まず目の前の課題に対応するために、法規という形には至らない事務連絡というインフォーマルな手段を用いざるを得ない状況はあっただろう。ただ、地方自治体側としては実質的には従わざるを得ない状況はあった。国の関与という意味において、法的拘束力のないもので実質的には強制するという、非常に大きな問題をはらんでいたものと認識している。

（国会の行政監視機能）

○日本の国会の行政監視機能に対する所見を伺う。

△二つの院がそれぞれの立場から行政を監視していく意味はあり、二院制の下での審議と選挙を通じて行政に対するコントロールが利いていると考えている。そうした中で、行政評価を使いながら行政監視を行う委員会が設けられていることは、行政評価等の研究を行う立場から非常に有り難く思っている。

（地方の活力をつくり出すための国の支援の在り方）

○日本全国の活力が失われていることに関して、地方の活力をつくり出すための国の支援の在り方について伺う。

△地方に活力がなくなっている原因として、住民、地方自治体職員、民間の働き手の圧倒的な不足が挙げられる。そして、デジタル化等を進めていく中でも、都市部では当たり前になっているものでも、疲弊している地方では導入できず、ますます人が来てくれないということがある。デジタル化やＡＩなど、標準的に必要となるものについては、国のビジョンと政策で強力に進めてもらいたい。

（国民が行政監視に参加しＥＢＰＭに取り組むことに対する所見）

○国民が行政監視に参加しＥＢＰＭに取り組むことに対する所見を伺う。

△欧米で最近注目を浴びている言葉でシチズンサイエンスというものがあり、政策への活用を前提として、行政や大学機関の研究活動に一般市民も参加するものである。その目的は、情報の透明性を高めること、参加している市民の一般的なリテラシーを高めること、市民も参加して結論を導くことにある。このような市民にも政策立案活動に参加してもらおうという取組は、今後の日本においても参考になると考えている。

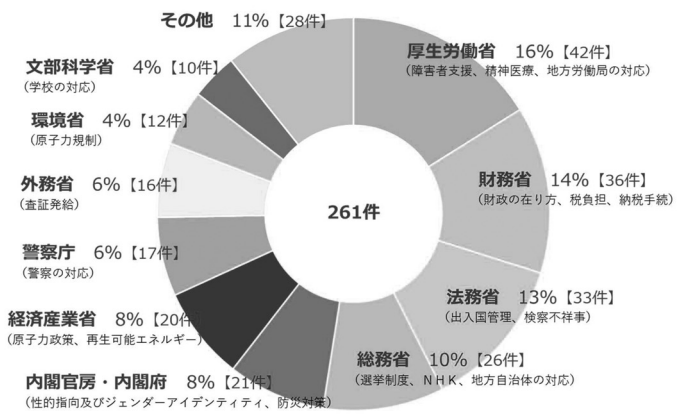
Ⅲ　行政に対する苦情

平成30年６月の参議院改革協議会報告書において「参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する」とされたことを踏まえ、参議院ホームページ等を通じて寄せられた行政に対する苦情を行政監視委員会における調査の基礎的な資料の一つとするべく、平成31年３月、「行政に対する苦情窓口」を設置した。

同窓口において、令和６年５月から令和７年４月までに受理した行政に対する苦情は261件であり、所管府省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管府省庁別内訳】（令和６年５月～令和７年４月）

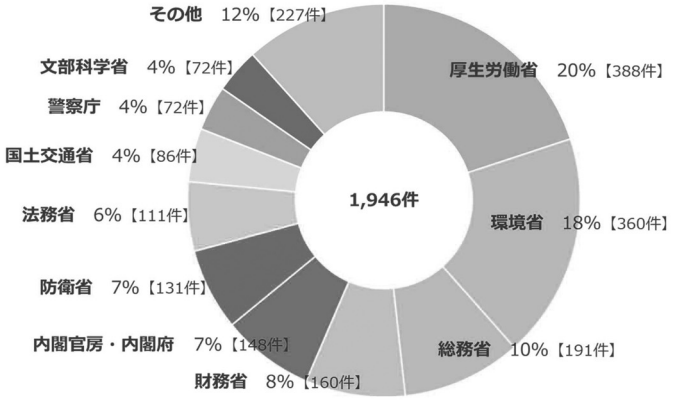
※（　）は主な案件



＜参考＞

同窓口を設置した平成31年３月から令和７年４月までに受理した行政に対する苦情は1,946件であり、所管府省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管府省庁別内訳】（平成31年３月～令和７年４月）



調査報告書

外交・安全保障に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

令和七年六月四日

外交・安全保障に関する調査会長　猪口　邦子

参議院議長　関口　昌一　殿

外交・安全保障に関する調査報告

令和７年６月

参議院外交・安全保障に関する調査会

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

目　　次

一　調査の経過……1
二　調査の概要……3
１．中東情勢をめぐる現状と諸課題……3
（１）参考人の意見概要……4
（２）主要論議……10
２．ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題……20
（１）参考人の意見概要……21
（２）主要論議……27
３．包摂的平和（Inclusive Peace）の実現に向けた課題と方策……37
（１）参考人の意見概要……38
（２）主要論議……44
４．21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～（委員間の意見交換）
……55
三　提言……62
参考　主な活動経過……74

一　調査の経過

参議院の調査会は、参議院に解散がなく、議員の任期が６年であることに着目し、国政の基本的事項について、３年間にわたって長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられる参議院独自の機関である。2022（令和４）年10月３日、第210回国会（臨時会）において、「外交・安全保障に関する調査会」は、外交・安全保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うことを目的として設置された。その後、本調査会は、３年間を通じた調査テーマを「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」とすることに決定した。

１年目の調査では、まず、３年間の調査を始めるに当たり、「戦争防止のための要件」について、参考人からの意見聴取及び質疑を行った後、個別テーマとして「軍縮・不拡散①（ＮＰＴ・ＣＴＢＴ・ＦＭＣＴ・ＩＮＦ・新ＳＴＡＲＴ）」、「軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等）」、「国連改革（安保理改革・専門機関の強靭化）」及び「持続的な防衛基盤整備の在り方」について、参考人からの意見聴取、質疑を通じて調査を進めるとともに、委員間の意見交換を行った上で、2023（令和５）年６月７日、調査報告書（中間報告）を決定し、議長に提出した。

２年目の調査では、「ＬＡＷＳ（自律型致死兵器システム）に関する国際的なルール作り及び対人地雷禁止条約の履行確保に係る取組と課題」、「武力紛争等と人道主義の実践・再構築に向けた取組と課題」、「ＦＭＣＴ（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始への取組と課題」、「気候変動や武力紛争等の影響を踏まえた国際的な食料・エネルギー安全保障及び人間の安全保障の確保等に向けた取組と課題」及び「気候変動が海洋法秩序に及ぼす影響への対策と取組の在り方」について、参考人からの意見聴取、質疑を通じて調査を進めるとともに、委員間の意見交換を行った上で、2024（令和６）年６月５日、調査報告書（中間報告）を決定し、議長に提出した。

そして、本報告書が主に扱う３年目の調査では、第217回国会（常会）において、１年目及び２年目における調査を踏まえた上で、現実に目の前で生じている問題

に焦点を当てた調査が必要であるとの観点から、「中東情勢をめぐる現状と諸課題」及び「ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題」について、また、今期３年間の調査の総括として、「包摂的平和（Inclusive Peace）の実現に向けた課題と方策」について、各回３名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った（2025（令和７）年２月12日、同19日、同26日）後に、今期３年間の調査を踏まえた委員間の意見交換を行った（同年４月16日）。

二　調査の概要

１．中東情勢をめぐる現状と諸課題（2025（令和７）年２月12日）

中東地域は、世界の石油埋蔵量の約５割、天然ガス埋蔵量の約４割を占める世界最大のエネルギー資源の供給地であるとともに、地政学上も、アジア、欧州、アフリカの結節点かつシーレーンの要衝という極めて重要な地域となっている。とりわけ、食料やエネルギーの多くを海外からの輸入に依存し、原油の９割以上を同地域から輸入する日本にとって、同地域における平和と安定やシーレーンの確保は、エネルギー安全保障などの観点からも、極めて重要となっている。

一方、中東地域は、歴史的に様々な紛争や対立が存在し、多くの不安定要因を抱えている。2023年10月７日のハマス等によるイスラエルへのテロ攻撃を端緒に、ハマスが拠点とするガザ地区に対するイスラエル国防軍（ＩＤＦ）による大規模な空爆と地上作戦が開始され、同地区では、４万人を超える民間人が犠牲となり、住民の約９割が避難を強いられ、主要なインフラも破壊されるなど、極めて深刻な人道危機が生じてきた。その中では、イスラエルとハマス双方による国際人道法違反なども指摘されており、2024年11月、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）は、人道に対する罪及び戦争犯罪で、イスラエルのネタニヤフ首相やハマス指導者らに対して逮捕状を発付したことを発表した。また、国際人道法の適用の在り方をめぐって国際的な議論が行われている中で、ＩＤＦによるＡＩを活用した軍事行動やそれに伴う民間人等への被害も指摘されている。

また、イスラエル北部とレバノン南部の国境地帯では、ＩＤＦとレバノンの反政府勢力であるシーア派組織ヒズボッラー等との間の武力衝突が激化し、2024年10月にはＩＤＦがレバノンへ地上侵攻を開始、翌11月にはイスラエル・レバノン両政府間で停戦が発効したものの、ＩＤＦはレバノン南部での駐留を続けている。さらに、イスラエルとイランの間でも、2024年10月にイスラエルに対するイランの弾道ミサイルを使用した大規模攻撃、イランの軍事施設に対するイスラエルの攻撃がそれぞれ行われたほか、イエメンのホーシー派によるアラビア半島周辺海

域における民間船舶に対する攻撃が続くなど、ガザ情勢を受けた一連の動きが生じていることに加え、2024年12月にはシリアのアサド政権が崩壊するなど、中東情勢は不安定化している。

このような点等も踏まえ、本調査会では、参考人から、2025年１月のガザ停戦合意の成立背景と今後の課題、イランの核開発問題と米国及びイスラエルの動向、イスラエルによるハマスに対する攻撃等におけるＡＩの軍事利用の実態、ＡＩの軍事利用におけるリスクと民間人の付帯被害などの人道法上の問題、現代国際社会における国際法遵守確保の規範状況、イスラエル・パレスチナ紛争をめぐるＩＣＣの活動等について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、ガザ紛争が大規模化した理由、ガザの停戦と復興に向けた課題と日本の役割、メディア報道に対する評価、イラン国内の変化とアサド政権崩壊後のシリアの見通し、ＡＩの軍事利用をめぐる状況、ＩＣＣの役割と今後の課題、中核犯罪をめぐる日本の課題、新たな国際秩序の在り方等について、議論が行われた。

（１）参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

立山良司参考人（防衛大学校名誉教授）

ガザの状況、イランの核開発問題、そして中東全体をどのように考えればよいか、という３点について説明したい。

ガザの状況については、イスラエルとハマスによる３段階から成る停戦合意が１月19日に発効した。第１段階（42日間）では、戦闘の停止、イスラエル軍の人口密集地からの撤退、ハマスによる人質33人及びイスラエルによるパレスチナ人拘束者それぞれの段階的解放・釈放、大規模な人道支援の開始、第２段階に向けた交渉を行うこととされた。実際、これまでに人質16人等の解放、パレスチナ人拘束者766人の釈放、イスラエル軍の人口密集地からの撤退、避難民の帰還、人道支援物資の搬入が行われる一方、第２段階に向けた正式な交渉は始まっていない。

2024年５月末に当時のバイデン大統領が提示した案とほぼ同様の内容で今回合意に達した理由としては以下が挙げられる。イスラエル側には①人質の生命への危険、②ハマスの抗戦継続、③イスラエル軍の撤退に関するハマスの一定の譲歩、④戦争長期化による負担増、⑤トランプ氏からの圧力があった。また、ハマス側にも①イスラエルの攻撃継続、②相当数の幹部殺害による組織存続の危機、③パレスチナ住民によるハマス批判への懸念、④連帯してきたイランとヒズボッラーの弱体化、⑤「戦後」にハマスが関与する可能性という事情がある。

今後の課題は、停戦の維持、第２段階への進展の可否である。イスラエル連立政権内の強硬派はハマス壊滅までの戦闘継続を主張し、第２段階に進めば政権から離脱するとしており、その場合、ネタニヤフ政権は過半数割れとなる。一方、イスラエル国内には人質の全員解放を目指し停戦を続けるべきとの意見もある。

もう一つの課題は、今後ガザをどうするかである。非常に狭い範囲に大量の瓦れきがある状態で、緊急人道支援を行い、復旧復興を進めていくには、誰がどうガザの秩序を維持していくのかを考える必要がある。パレスチナ自治政府による統治の再開という考えもあるが、イスラエルはそれを認めておらず、具体的な案もない。そうした中、トランプ大統領はガザを「中東のリビエラ」とする構想を示したが、約220万の住民が居るガザで強制的にそれを行えば完全に国際法違反であり、荒唐無稽としか思えない。また、ハマスは大規模攻撃を行う以前、ガザを実効支配し、様々な行政サービスを担う職員を抱えていたが、停戦後、そうした職員がまた行政サービスを担うようになっている。日本などはハマスをテロ組織として接触をしないというノーコンタクトポリシーをとってきたが、実効支配している組織と接触せずに支援や復旧復興を図ることはできないので、今後どう対応するか真剣に考えるべきである。

次に、イランの核開発問題については、イランは、2021年頃からウラン濃縮のスピードを加速化する一方、核兵器を持たないとした教令（イスラム法学上の裁定）を理由に自国の核開発は平和利用であるとしてきた。しかし、①シリアのアサド政権崩壊とヒズボッラーの弱体化による前方防衛戦略の破綻、②2024年４月・10月のイスラエルの攻撃による防空システムの機能不全という二つの要因から、

イランがこの半年間で大きく弱体化したことで、同国内では核抑止力を見直すべきとの議論が出てきている。また、イランには核兵器起爆装置の研究・開発の疑いも指摘されている。トランプ大統領は、イランとの戦争は好まずディールをすると言うが、核開発の停止などがディールに入ってくると成立しない可能性が高い。他方、イスラエルの国防相は脅威を取り除く最大のチャンスと言うが、イランとは片道2,000キロあり、核開発施設が地下にある状況で軍事的行動が可能か疑問である。

最後に、中東が不安定な一番の要因は、長い間植民地支配され、人工的につくられた国家であり、国内に様々な民族、宗教、宗派を抱えているため、その国のあるべき姿として国民の間で完全に共有されたものがなく、国家として凝集性が非常に欠けていることである。それでも政権を維持する必要があることから強権的になり民主主義が育たず、その一方で国境は人、モノ、カネが移動する浸透性の高い状況にあり、さらにはパレスチナ問題の存在も不安定要因となっている。

日本は90％以上の原油を中東に依存している中で、ガザへの支援等を行っていくべきだが、日本が外交政策の根幹に据えている法の支配、法に基づく秩序を中東においてどう実現していくのか、その中で日本がどのように声を上げていくのかということが最も重要である。

佐藤丙午参考人（拓殖大学教授）

2025年１月にグーグル社が同社のＡＩ倫理原則からＡＩの軍事利用に関する項目を削除したことが話題になっている。これは同社がＡＩの軍事利用拡大に転換したのではなく、軍事分野におけるＡＩ利用が極めて一般的な現象になっている現実を踏まえた反応である。実際、ＡＩの軍事利用は、イスラエルのハマスへの攻撃で注目を集めており、2023年10月以降、複数の米国紙は、ＩＤＦがハマス構成員の情報を収集、ＡＩで分析し攻撃に利用していると報じている。

軍事分野におけるＡＩ活用には複数の段階が想定され、特定通常兵器使用禁止制限条約（ＣＣＷ）などでは、攻撃に至るまでの段階を、司令官の目的明確化、標的の探索、追跡、標的、攻撃、攻撃後の評価などに分類し、各段階におけるＡＩ活用に関する規制の可否を検討している。イスラエルは、機械学習の機能を使用して標的を特定する「ゴスペル」、人的な標的の特定と行動把握を可能にする「ラベンダー」と呼ばれるＡＩを利用していると報じられている。いずれも、攻撃実施の判断はＩＤＦ司令官により行われることから、これらのＡＩは攻撃の意思決定支援システムであり、兵器そのものではない。衛星や通信など複数の情報源からの情報収集、標的特定を目的にしているゴスペルは、リアルタイムで大量のデータを分析し攻撃に活用するというＡＩの軍事利用における特徴の一つを示している。

生成ＡＩなどの開発の進展により、多くの国が攻撃の意思決定支援システムとしてＡＩの活用を拡大することが予想され、また、ＡＩの軍事利用の可能性は、攻撃支援に限らず、攻撃の意思決定前の段階での標的探索、行動予測による標的の発見、一般的な意味での意思決定支援システムなど幅広く存在する。難しい点は、ＡＩは軍事的に利用されているが、そもそもの開発意図や技術は必ずしも軍事利用に特化したものではなく、また、イスラエルだけが行っているものではないということである。

急速に進むＡＩの軍事利用には、民間人の付帯被害という人道法上の問題がある。ジュネーブ諸条約第一追加議定書の下で一定の付帯被害の発生は想定されているが、被害の程度の判断は各国の決定に委ねられ、解釈の幅は極めて大きい中、ガザの戦闘でイスラエルが設定した標的と付帯被害の割合は１対20ともそれ以上とも報じられている。また、ＡＩの直接的な兵器利用や意思決定システムでの活用に対し、同追加議定書第36条の兵器の合法性審査で、ＡＩの技術や用途をどの範囲、どの程度まで審査することが必要十分かの検討も急務になっており、合法性審査の普遍化に関しては、国際協調が必要である。

さらに、ＡＩによる情報収集とその正確性には一定の限界があり、誤った情報に基づく誤った判断が発生し得るほか、ＡＩのアルゴリズム自体にバイアスが存在するといった、ＡＩの信頼性の問題がある。そのため、ＣＣＷにおいても、また、グテーレス国連事務総長による政策概要「新たな平和への課題」や、オランダと韓国が進めてきたイニシアティブ「軍事領域における責任あるＡＩ利用（Ｒ

ＥＡＩＭ）」においても、ＡＩの軍事利用は避けられないことを前提に、兵器システムにおける人間の関与を確実に担保することの重要性が強調されている。

ＣＣＷでは、自律型致死兵器システム（ＬＡＷＳ）規制の検討が進められ、2019年までに人道法の遵守を強調する指導原則が合意されているが、ＩＤＦによるＡＩの軍事利用が指摘される中、改めてこの問題での国際合意に関する議論の活性化が必要である。

こうした状況を踏まえると、日本は、ＣＣＷで議論されているような禁止と規制の二段階アプローチを精緻化し、国際的な合意が得られる内容へと進化させることが必要であり、ＡＩの軍事利用は止められないことを前提に、どうすれば人道法のより良い遵守が可能かを検討してもらいたい。ＡＩの軍事利用を加速化するとともに規制の議論で国際社会をけん引している韓国の状況から、軍事利用と規制両面での貢献があって初めて国際的に実効力ある議論を主導できると思われる。日本は、これらの問題に対処し、ＡＩの規制を促進する施策をＩＤＦの事例等から学び、政策の検討につなげてほしい。

越智萌参考人（立命館大学国際関係学部准教授）

国際社会における国際法遵守メカニズムは、従来、国家の義務と責任が主として論じられてきたことから、相互主義に基づく返報、対抗措置、国際裁判、評判が主流であり、国内法遵守の基本である刑事制裁は余り考慮されてこなかった。しかし、実際に国際法を守るかどうかを決めるのは政策決定権者等の特定の人間であるため、国際法違反に対する制裁は、国家という国際責任主体と個人に対するものの二段構えにする必要があった。そのため、現代では、国際法遵守確保の手段として刑事制裁の措置があり、個人に対する刑罰抑止は、主にＩＣＣなどの国際機関と国家機関の両者で補完し合いながら運営されている。国際法違反の中でも重大な「中核犯罪（ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略の罪）」を行った個人に対してはＩＣＣが刑事制裁を科す一方、国際規制条約では「国際規制犯罪（ジェノサイド、戦争犯罪、拷問、組織犯罪、テロ等）」が定義され、各国による訴追義務が定められている。

現代では、国家の立法・政策決定段階で、特に中核犯罪の該当性について次の三つを考慮する必要がある。第一に、国自体が中核犯罪を行わない義務を負うことである。ジェノサイド条約やジュネーブ諸条約等が国に中核犯罪を行わない義務を課している。また、いかなる逸脱も認められない強行規範として、拷問の禁止等が挙げられることがある。第二に、中核犯罪の被疑者が自国にいる場合、捜査、訴追を行う義務が発生することである。ＩＣＣ加盟国は、ＩＣＣから逮捕状が出ている人物を国内で発見した場合、逮捕、引渡しを行う義務を負っており、ほとんどのケースで締約国はこの義務を守っている。現代では、通信や記録、捜査技術が飛躍的に向上し、外国犯罪でも刑事訴追を行うことが技術的に可能になりつつあるほか、市民社会が情報網やオープンソースを利用して得た証拠を通じて、刑事司法当局が捜査、訴追を開始する事例が増加しており、こうした刑事司法の網による違法行為の国際的取締りの中で、非協力が中核犯罪への加担とみなされている。第三に、中核犯罪行為への協力は義務違反であるとの法解釈の拡大が見られることである。ニカラグアは2024年３月、ドイツによるイスラエルへの武器輸出について、武器輸出を通じてジェノサイドや国際人道法違反に協力することは犯罪防止義務に違反するなどとして国際司法裁判所（ＩＣＪ）に提訴しており、今後、新たな国際法解釈が示される可能性がある。

ＩＣＣは2024年11月、イスラエル・パレスチナ紛争において、イスラエル側２名、ハマス側１名について、逮捕状を発付した。ネタニヤフ首相に対する逮捕協力姿勢については、ＩＣＣ加盟国か否かに加え、ＩＣＣ非加盟国であるイスラエルに国際法上の国家元首免除の規制が適用されるか否かで立場が分かれているため、各国の姿勢は二分されている。また、国による訴追としては、2023年10月のハマスによる襲撃事件に関し、ハマス指導者に対して米国が逮捕状を出している。一方、イスラエルは逮捕状を一切出していないが、これは人質交換の対象にするためと言われている。イスラエル側被疑者に関しては2025年１月、ブラジルで休暇中のＩＤＦ元兵士に対してＮＧＯ等からの通報で国内捜査が始まるなど、国際的な包囲網がある。

これらを踏まえた今後の日本の取組の在り方に関しては、第一に、中核犯罪の

被疑者がロシアからの旅行客やシリア等からの難民に紛れて入国する可能性が年々高まっており、捜査、逮捕する場合のシミュレーションをしておく必要がある。また、国家元首等が日本に滞在する際、人的免除と中核犯罪訴追のどちらを優先するか国際法上難しい決断を迫られる可能性があり、対応を事前に決めておく必要がある。第二に、ＩＣＣ規程上は犯罪だが国内法では処罰できない行為で、レアケースとして想定されていなかった事例が実際に生じており、また、近年ＩＣＣで判例変更が幾つかあり、中核犯罪の文脈的要件を日本の刑法に取り込まなければ、日本人がＩＣＣで裁判される事態が現実的に想定されるため、こうした概念を立法で取り込む議論を始めることが必要である。さらに、ＩＣＣや外国、市民社会から特定の中核犯罪について捜査、訴追の義務を指摘された場合に備え、教育プログラムを作成し、訓練しておく必要がある。

（２）主要論議

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（ガザ紛争が大規模化した理由）

○イスラエルによる報復が大規模化した現実に対し、ハマスが攻撃開始時点で想定していた報復の規模や着地点について伺う。

●イスラエルはハマスの攻撃準備を把握していたが、事前に十分な対応をとっていなかったため、攻撃がハマス自身の想定以上の大規模なものとなり、甚大な被害を与えてしまった。その結果、イスラエル社会において、ハマスを壊滅するという主張が正当性を持ってしまったということだと思う。ハマスは攻撃がここまでうまくいくとは思っていなかったのではないか。

（ガザの停戦と復興に向けた課題と日本の役割）

○ガザで停戦合意に至った理由とその履行を確保していくための条件・課題について伺う。

●合意に至った明確な理由は特定し難いが、15か月間の戦闘で両者が疲弊したことが根底にある。そうした中、イスラエルでは人質解放を求める運動が高まっており、直近では大統領就任式を間近に控えたトランプ氏が中東特使をネタニヤフ首相の下に派遣して説得したことが影響していると思われる。

○ガザでの停戦を恒久化し、復興につなげていく上で重要な点について伺う。

●ガザ地区に再びハマスの戦闘員を入れない保障をしていくことが重要である。ただし、イスラエルが、個人の行動把握を可能とするＡＩ「ラベンダー」に依存した形で攻撃を行っている場合、ハマスや元ハマスの人間も協力するガザ地区の復興に向けた行動自体がテロ組織の再建ととられてしまう可能性もあり、イスラエルもパレスチナもその問題を注意深く考えながら復興を目指していくのが望ましい。

○各国の相互認識ギャップが大きく、被害者意識を持つ国もあるという中東地域の構造がある中、ガザにおける停戦を維持していく上で、力による平和、米国の関与の必要性について伺う。

●ハマスは軍事だけでなく、行政サービスも担っていることに加え、占領という実態に抵抗していることから、パレスチナ人から一定の支持を得ている。こうした状況である限り、他国が力でハマスに停戦合意を守らせることはできない。

○今後のガザについて、米国がリーダーシップを握ることになるのか伺う。

●米国は、過去に何度も行われてきたガザの復旧復興でリーダーシップをとったことはほとんどなく、イスラエルとの関係でガザ支援に積極的ではないため、欧州諸国、日本、アラブ諸国がリーダーシップをとっていく必要がある。

○トランプ大統領によるガザのリビエラ化発言の真意について、どのように考えるか。

●トランプ大統領は、米国がガザを所有する、戦闘終了後にイスラエルから米国

に引き渡される、住民を永遠に追放すると言っているが、ガザはＩＣＪ等でもパレスチナ国家の領土とされていることに加え、地主との関係や住民の居住権をどう考えているのか理解できない。

○ガザ停戦を維持する上で重要な役割を担う国家及び人物について伺う。

●イスラエル、ハマス双方の政治指導者に加え、どこまで期待できるか不明だが、イスラエルとサウジアラビアの関係正常化を実現するために、前提となるガザの停戦状態を維持するよう圧力をかける可能性があるトランプ米大統領であろう。

○ガザ復興においてパレスチナ自治政府が主体的にハマスと連携するような枠組みを構築できる可能性について伺う。

●ハマスとパレスチナ自治政府の主体であるファタハはライバル関係にあるが、中国の仲介で統一政府をつくる宣言を行い、エジプトの仲介で党派性のないテクノクラート組織の創設によるガザ復興を議論しており、可能性はある。しかし、多くの支援国はハマスと接触しない方針であり、ハマスを復興主体に入れると、支援・協議ができなくなる。また、イスラエルや米国はテロリストのハマスを入れていいのかと主張するのは確実なので、第三者的立場にある日本がハマスを入れることの是非について議論をリードしてほしい。

○国連パレスチナ難民救済事業機関（ＵＮＲＷＡ）が果たしている役割とガザへの大規模な人道支援再開の重要性について伺う。

●ＵＮＲＷＡには、トラックの運転手、学校の先生、医師・看護師など様々なスタッフがいるので、届いた支援物資の配給もできる。これは他の国連機関では不可能であり、その活動は重要である。2025年１月に発効した、占領地である東エルサレムを含むイスラエル国内でのＵＮＲＷＡの活動及びイスラエル政府機関とＵＮＲＷＡの接触を禁止する法律をイスラエルが厳格に適用すれば、ＵＮＲＷＡの活動に支障を来し、ガザの支援、復旧復興において大きな障害となる。

○中東和平実現に向けて日本に期待される役割について伺う。

●緊急支援を行う際には、長期的にパレスチナ人をどう支えていくかという視点で、教育や医療体制といった将来の復興を見据えた支援も含めて行っていくことが必要である。

（メディア報道に対する評価）

○メディアの報道により国民や政府が誤った判断をする懸念がある中で、中東情勢に関するメディアの報道の仕方に対する評価について伺う。

●ガザをめぐる報道を全体的に見ると、多数の民間人殺害、飢餓状態、米国が限りなくイスラエルを支援し続けるといった問題に対し、鋭い指摘があった。一定の現実を伝えることにおいて、日本のメディアは役立っている。

（イラン国内の変化とアサド政権崩壊後のシリアの見通し）

○イラン国内における核抑止議論の活性化、協調派の新大統領選出、中東での影響力低下という状況下でのイラン国内における変化の兆しについて伺う。

●石油輸出に係る制裁や通貨安、急激な物価上昇による経済的に困難な状況に加え、抑圧的な体制など様々な問題が累積していることが、2024年７月の改革派大統領の当選というポジティブな変化の原動力になった。ただ、イランの核政策は、最高指導者の下でイスラム革命防衛隊が進めているとされ、イラン大統領と米側による対話の行方はイランの国内政治の力関係にもよると思われる。

○中東情勢においてシリアの安定が重要である中で、アサド政権崩壊後の同国の見通しと日本の支援の在り方について伺う。

●シリアは十数年にわたる内戦により、復興だけで2,000億ドル以上かかると推定され、人口の半分以上が国外に逃れた難民と国内避難民となっており、何らかの安定が必要である。他方で、政権崩壊で力の空白状態が起き、様々な民族や

宗派の組織が分断支配していることから、外からの介入に弱い状況にある。中東、特に東アラブ地域において同国の安定化が重要であることを踏まえ、日本は資金拠出と同時に、人づくりなどに関する支援を長期的な視点から行っていくことが必要である。

（ＡＩの軍事利用をめぐる状況）

○軍事力のＡＩ化により予想される変化及び我が国が対応する上での課題について伺う。

●兵隊の装着物のネットワーク化、前線のロボット化、兵たんに係る活用、兵器の小型化などの変化が想定される。その中で、コンピューターソフトの開発などの能力が今後の兵士に必要な素質とされており、兵士の資質が一番大きく変化すると言われている。

○自衛隊におけるＡＩの活用状況について伺う。

●自衛隊はＡＩ活用を積極的に進める方針を出し、重点的にＡＩ研究を行っているとも聞くが、どういう形で、なぜＡＩを使うのかは十分説明されておらず、そこに日本のＡＩ活用における課題が示されている。その中でも、どういったデータ、情報をＡＩに処理させるかということが一番重要な課題であり、その入手経路が大きな問題となる。

○ＡＩの軍事面での活用に係る日米間での連携状況について伺う。

●同じプログラムでも、日米間で用いる情報が異なると、異なる結論をＡＩが出すことが想定され、情報の利用方法について日米間の法制度が異なる中で協力を進めようとしても、そこには一定程度の限界があるのではないか。

○ガザの状況を踏まえたＡＩの軍事利用に対する信頼性について伺う。

●ガザの状況を見る限り、イスラエルがＡＩを使用して効率的に破壊を行ったとは考え難く、イスラエルの軍事行動には誤爆を含めて様々なミスがあったと考

えられる。軍事技術開発におけるエラーから生じる人道的被害から目を背けてはならず、イスラエル、パレスチナと一定の関係を持つ日本が、イスラエルの軍事行動に関するアフター・アクション・レポートのようなものを検討し、将来の規制若しくは技術開発のコントロールに関わる議論につなげていくことが、多くの犠牲を無駄にしないためにも重要である。

○中国製のＬＡＷＳがグローバル・サウスに輸出されるという脅威が生じ得る可能性について伺う。

●グローバル・サウスはＬＡＷＳの規制を求めると同時にその技術や物資の輸出管理に反対している。Ｇ７でも誰も取り残さないということをＡＩの原則の一つとしており、グローバル・サウスも先進国側もＡＩ開発において差別的措置を行うことには反対だと思われる。一方で、ドローンを含む先端兵器をグローバル・サウスが調達、使用している事実もあるため、技術的に発展した国からそうでない国への技術流出を防止する従来の安全保障貿易管理は、少なくともＡＩに関しては不適切であるが、どのような形で安全を図っていくかグローバル・サウスと共に考える必要がある。

○日本も戦争をする国に変わってきている中で、民間人への付帯被害の問題に関する国内での検討状況について伺う。

●実際の現場で戦闘行為に関わらざるを得ない防衛省・自衛隊にとって、この問題は極めて深刻である。自衛隊がどのようにジュネーブ諸条約追加議定書を守り、民間人の付帯被害を最小限にできるかについての議論が、参議院において活性化されることを期待している。

○民間企業の運用するＡＩが、有事において軍事目的のためにあえて間違った情報を流す可能性について伺う。

●十分にあり得る話であり、そういう能力自体は既に存在するということを踏まえて対応する必要がある。

（ＩＣＣの役割と今後の課題）

○トランプ大統領がＩＣＣ職員への制裁を可能とする大統領令に署名したことに対し、ＩＣＣの赤根所長が深い遺憾の意を表明し、79の国と地域が共同声明で非難を行った際、日本が声明に加わらなかったことは問題と考えている。ＩＣＣが現在の中東情勢で果たしている役割と今後の課題について伺う。

●国際社会に刑事制裁という形で法遵守の仕組みがあることを認識するためにも、まずは制度が存在し続けることが重要である。また、ＩＣＣにより移送された被疑者がしばらくの間政権からいなくなることで国内の改革が進む事例もあるので、今後はＩＣＣ本来の罪を犯している人を捕まえて排除するという物理的な力の制度を支援していくことが重要である。ＩＣＣが日本政府の代弁者に見えないように、日本政府と赤根所長の役割は切り離して考える必要がある。

○国際法を守らせるためのＩＣＣによる刑罰や課題について伺う。

●ＩＣＣの刑事裁判で有罪になった場合は、最高で終身刑、最長30年の拘禁刑、罰金刑、個人資産を差し押さえて賠償金として提供させるといった刑罰がある。身体的な罰より精神的・政治的な罰を与えることが制度の目的であり、この期間は本人が政治の場から退くということが重要である。国政に関わる一人一人が罰を受ける可能性を念頭に置くことで国際法を守らせる制度になっている。

○米中露の未加盟がＩＣＣを機能させる上で障害となり得る中で、今後の加盟の可能性について伺う。

●米露はＩＣＣを創設した際にその根拠となるローマ規程に署名しており、その後撤回したが制度自体には賛同していたと言える。ＩＣＣが各国と友好的な関係を築き協力できる機関になっていけば、相互不信も減っていく可能性がある。これは、国内の政治、ＩＣＣの国際機関としての正当性、振る舞い方に影響される問題と考えている。

○ＩＣＣによるネタニヤフ首相等への逮捕状請求に対する反発等を踏まえた日本の対応の在り方について伺う。

●ＩＣＣが、情報を提供して協力しているイスラエルに対して、サプライズのような形で逮捕状を請求したことは、独裁政権の国でＩＣＣと全くコミュニケーションをとらなかったロシアに対するものと同様の対応であり、問題があった。日本からＩＣＣに対して、対話が成立している相手とは関係性を重視した対応をするといった外交の進め方等について提案できるのではないか。

（中核犯罪をめぐる日本の課題）

○中核犯罪のうち国内法で処罰できない行為について、今後日本が法定刑を定める必要性、その中で器物損壊罪の未遂犯のような刑が軽いものをＩＣＣが規定した趣旨について伺う。

●ＩＣＣ加盟時、日本はＩＣＣで規定する重大犯罪の根本となる行為はほぼ日本の刑法に含まれると理解した。また、未遂犯について単独の訴追例はほぼ無く、形式上含まれるとの理解もあったが、ウクライナ紛争で国境を越えてミサイルが撃たれ、電力インフラやダムの破壊などが実際に生じたことから、日本や国際社会は立法事実と認識した。未遂犯が個別の犯罪ごとでなく網羅的な形で規定されていることも踏まえると、日本は国際社会で成立している犯罪概念自体を受け止め、立法に反映させていく必要がある。

○国家間の連携により、中核犯罪被疑者の入国を防止できる可能性について伺う。

●入国管理の観点からすると、査証が必要な国であれば事前に把握できるが、難民の受入れを想定すると不可能である。ウクライナでは、多くの市民団体が残虐行為を行ったロシア兵の顔、名前、行為内容をデータベース化して追跡している。こうした場合に、市民団体から国が把握していない戦争犯罪者の情報が先に出てくるケースが想定され、日本政府は当該者を逮捕・訴追するのか強制送還するのかシミュレーションしておくのが望ましい。

（新たな国際秩序の在り方）

○包摂性の高い国際社会の実現に向けた重層的・多角的な多国間枠組みを相互に補完させるアプローチの重要性及び日本の役割について伺う。

●包括性の高い枠組みを現在の国際秩序の下で実現するのは極めて困難である。しかし、様々な特定の課題において多国間の枠組みは存在し得るし、それが機能する場面も非常に多い。多国間枠組みを複数設け、その中の一つがうまく機能しなくなっても、別の枠組みでその課題に対応していくことが必要である。日本には、そうした枠組みの維持に必要な人的リソースの提供が求められる。

○ウクライナ、中東での戦争が終わった後、法の支配等により今後の世界秩序が保たれる可能性について伺う。

●中東には様々な不安定要因があるため、一定の暴力が起き、甚大な被害を引き起こす状況を完全に抑え込むこともできない状態が続くと思われる一方、法の支配の重要性を強調していく必要はある。また、ガザ問題で機能しなかった国連安保理をどう変えていくか、現在の国際秩序をグローバル・サウスがどう考えるかといった問題にも関わるので、今後も幅広い議論を行う必要がある。

●大国間の戦争がなくなる可能性はあり、理由としては①法の支配による規範の確立、②核兵器を含む軍事力による相互抑止という二つの説がある。ただし、法の支配による平和には、グローバル・サウスのような国が国力以上のパワーを国際秩序の中で得て、大国の不満をかき立て破綻する可能性がある。また、軍事力による平和も本来的に不安定で、国力以上のパワーを持つため核に手を出す国が出てくる可能性がある。いずれの説にも様々な問題があり、それを一気に解決する方策はなく、両者をいかにマネージしていくかが問われる。

●冷戦下では内戦が主流であったが、21世紀に入り、国家間戦争を目にするようになり、また、ＳＮＳや市民社会等を通じて暴力がよく見えるようになったのは大きな変化である。一方、従来のメディアが大国間戦争やネタニヤフ首相の逮捕状ばかりに注目し、今まで見えていなかった内戦などが余計に見えなくなっている。それらを見直す中で、戦争だけではない暴力に目を凝らしやすくなり、

それが政策に反映されやすくなったことは一つの進歩と考えている。

○基地整備や装備の積み増しのような戦争を前提とした取組でなく、戦争を回避するための取組を行うことの必要性について伺う。

●国際社会において外交は第一義的に考えるべき手段であるが、交渉する際の手段として軍事力が存在する。防衛力を強化することは、相手にとって脅威となることもあれば相手を抑制させる効果を生むこともあり、バランスをとることが重要である。防衛力強化の取組が過剰なのか、不十分なのか、十分なのかはその時々の状況によるので、参議院でも常に検討を加えてほしい。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

２．ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題（2025（令和７）年２月19日）

2022年２月24日のロシアによるウクライナ侵略開始以降、ウクライナ戦争は今日まで続いている。第二次世界大戦後の国際秩序においては、国連憲章第２条第３項及び第４項に紛争の平和的解決義務と武力不行使原則が定められるなど、力による一方的な現状変更は認めないとの規範が形成されてきた。しかし、ロシアによるウクライナ侵略は、国際の平和と安全の維持につき主要な責任を負う国連安保理の常任理事国があからさまな形でそうした規範を破る行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすものとなっている。また、同戦争では、ロシアによるブチャでの虐殺を始め、残虐かつ非人道的な行為が行われるなど、重大な国際人道法違反も生じているほか、侵略開始直後から核兵器による威嚇ともとれる言動がロシアによって繰り返されている。

こうした中、ＮＡＴＯは、2022年６月、その行動指針である新たな「戦略概念」を採択し、その中でロシアを、加盟国の安全保障と欧州・大西洋地域の平和と安定に対する最も重大かつ直接的な脅威と位置付け、抑止力と防衛能力の強化に取り組んでいる。さらに、従来中立政策をとってきたフィンランドやスウェーデンも、2023年４月、2024年３月にそれぞれＮＡＴＯに加盟するなど、ウクライナ戦争により欧州における安全保障環境は大きく変化している。

また、新たな「戦略概念」では、中露の戦略的関係の深化等も指摘しつつ、欧州・大西洋地域の安全保障に直接的な影響を及ぼし得ることから、インド太平洋地域をＮＡＴＯにとり重要な地域と位置付け、同地域におけるパートナーとの対話と協力の強化を掲げている。

なお、日本も、2022年以降、ＮＡＴＯ首脳会合等において「今日のウクライナは明日の東アジアかもしれない」との強い危機感を一貫して表明し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識を示している。

このような点等も踏まえ、本調査会では、参考人から、冷戦以降のＮＡＴＯの変容とウクライナ戦争をめぐる課題、ウクライナ戦争を踏まえた日本にとっての課題と日・ＮＡＴＯ協力の意義、古典的な国家間戦争としてのウクライナ戦争と核兵器の役割、ウクライナ戦争の日本にとっての含意、ウクライナ戦争におけるロシアによる武力行使の法的評価、ウクライナ戦争がもたらす国際法秩序への影響と国際社会における法の支配の確立に向けた日本の役割等について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、ウクライナ戦争の停戦をめぐる議論と公正な和平の実現、ウクライナ戦争を踏まえた国際法秩序の在り方、日本のウクライナへの関与の在り方、アジア版ＮＡＴＯ、ロシア経済への影響、ウクライナ戦争を踏まえた日本の安全保障上の課題と対応、ウクライナ戦争の機会に国際法を踏まえつつ北方領土を取り戻す方法の有無等について、議論が行われた。

（１）参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

広瀬佳一参考人（防衛大学校人文社会科学群教授）

ＮＡＴＯは、冷戦期は北大西洋条約第５条に基づく集団防衛により「冷たい平和」を支える基盤となっていたが、冷戦後は機能を拡大し、集団防衛に危機管理と協調的安全保障を加えた三つを主任務とするようになり、1990年代から2010年代前半頃までの協調的な国際秩序を支えてきた。しかし、ロシア・ウクライナ戦争で権威主義体制が再びルールに基づく秩序を脅かす状況となったことで、ＮＡＴＯは、東欧諸国の防衛体制を強化するとともに、加盟国の防衛費を現在の目標であるＧＤＰ比２％から増やす議論を進めており、その重心を再び集団防衛にシフトさせている。さらに、ＮＡＴＯが2022年に発表した戦略概念では、ロシアを脅威として明確に規定したほか、中国を警戒すべき挑戦として言及し、インド太平洋の問題が欧州大西洋に直接影響を及ぼすとの認識を示している。

この３年間、ＮＡＴＯはウクライナ支援に尽力してきたが、様々な課題が出てきた。第一に、東方拡大をめぐる問題がある。2008年のブカレスト首脳会議宣言でウクライナとジョージアの将来的なＮＡＴＯ加盟が明記されたことにプーチン大統領は強く反発しており、今回のウクライナ侵略の背景には同国のＮＡＴＯ加

盟問題もあると言われている。戦争開始後もＮＡＴＯはレトリックを変えるだけでこの問題は一歩も進んでおらず、結果として、ウクライナ側の加盟への期待値を上げる一方、ロシア側にはＮＡＴＯ拡大を戦争の元凶とするプーチン大統領の論理に正当性を与えている面もある。第二に、武器支援における欧米格差の問題がある。ウクライナに対する二国間軍事支援の状況を見ると、欧州全部合わせても米国一国の支援額より少なく、米国依存という構造は変わっていない。第三に、世論の動向がある。2025年２月に米国で行われた調査では、米国のウクライナ支援は過剰であるとの回答が最も多く、米国民全体として、特にトランプ政権を支える共和党系は支援に対して批判的である。また、2024年に欧州で行われた調査では、国による差もあるが、全体で見ると、米国の新大統領がウクライナ支援を劇的に減らした場合、米国に倣って支援を削減し交渉を促すべきとの回答が最も多く、支援疲れや厭戦機運と言われる雰囲気が2024年頃から漂っている。

停戦可能な条件を考える上では、明らかな侵略者と被害者がいる中でどのような停戦ラインを設定するのかという公正さの問題、将来ロシアの攻撃が行われないように誰が安全を保証するのかという持続的な平和の問題、ウクライナを欧州の中でどう位置付けるのかという問題の３点がポイントとなる。様々な停戦のプランの中で、①ゼレンスキー大統領が提唱した「平和の公式」は、1991年独立時の国境回復と停戦後のＮＡＴＯ及びＥＵ加盟を内容としていたが、同大統領は2024年12月にこれを断念している。②西ドイツモデルは、現時点の前線で一旦停戦し、ロシア支配地域以外のウクライナでＮＡＴＯ及びＥＵに加盟するとの考え方で、今のゼレンスキー大統領はこの考え方に一番近い。③フィンランドモデルは、ロシアと停戦し、ＮＡＴＯに加盟せず中立を宣言し、やがてＥＵに加盟するとの考え方である。④プーチン大統領の要求は、クリミアと南部・東部四州全域のロシア併合、ウクライナのＮＡＴＯ加盟断念、大統領選の実施などを内容としている。⑤トランプ政権の最大公約数的な構想は、停戦後の領土は現時点での前線になると思われるが、誰がその保証をするかは不明確で、ＥＵ加盟は許容するがＮＡＴＯ加盟は認めず、停戦監視も欧州中心で米国は参加しないとするもので、被害者と侵略者を同等に扱う点で公正さに問題があり、持続的な平和の実現も不透明である。

日本とアジアにとっての課題を考える上で、今日ウクライナで起きていることは明日東アジアで起きるかもしれないとの岸田前総理の問題意識は、ルールに基づく国際秩序を脅かす事態への危機感を欧州と共有する視点であると同時に、日本がウクライナ支援にどのようなコストとリスクをかけるべきか、東アジアで危機が生じた際に欧米にいかなるコストとリスクを期待するかを考える指標となる。日本を取り巻く地域の安全保障枠組みは、集団防衛としての日米安保が中核にあるが、最近では共通の価値と能力を持つ少数の国々との協力により安定化を図るミニラテラルな協力が一つの方向性として出てきている。これらの背景の下、ロシア・ウクライナ戦争で一気に協力が拡大した日・ＮＡＴＯ協力には二つの意義がある。多機能な同盟であるＮＡＴＯとの協力自体が抑止力の強化になることに加え、ＮＡＴＯと協力関係にあるＩＰ４（日本、韓国、豪州、ニュージーランド）のミニラテラルな協力が進む可能性を内包していることである。これらを推進し、協力領域を拡大・深化させることにより、ルールに基づく国際秩序を支えるアジア版安全保障協力というものにつながり、日米安保を強化することにもなるのではないか。

小泉悠参考人（東京大学先端科学技術研究センター准教授）

この３年間ロシアとウクライナとの間で行われている戦争は、四半世紀前には蓋然性が低いとされていた古典的な国家間戦争である。ロシア軍はすさまじい備蓄を背景に年間1,000万発の大砲を撃ち続けており、また、戦車も年間1,500両強失っているが、それでもなくならない理由は、ロシアの軍需産業の生産能力の大きさに加え、自衛隊ならばスクラップにするような古い装備を捨てずに保管していることがある。戦車保管基地の衛星画像を見ると、一番即応状態が高い予備戦車は戦争の初年のうちにほとんどなくなっており、もっと状態の悪いものも数が減っているが、ロシアには戦車のオーバーホールができるだけの能力がある。ロシアの軍需産業は大規模で、輸出もしているため売上高も大きいものの非効率であるため、ビジネスとしては完全に失敗であると言われてきたが、今回のような

巨大戦争では、その非効率性が有事における兵器の生産能力や修理能力となっている。また、ウクライナも旧ソ連第２位の軍事大国としてのポテンシャルをほぼ全力で生かし、応戦しているのである。

この戦争は核兵器の役割を再確認させた。核兵器は大国から小国への侵略を誘発する可能性があるとする安定・不安定パラドックスが以前から指摘されているが、大国は大国間戦争を防いでいるという理屈で核抑止に依存し続けている。ロシアは2000年代後半以降、戦略核戦力を持つことで旧ソ連圏内の紛争にロシアが介入しても米国が介入できないであろうとの安定・不安定パラドックスを逆手にとる考え方をしており、今回の戦争でもバイデン政権はロシアの核使用を危惧し、軍事援助に制限がかかってしまった。さらに、今のロシア国内では、西側をおびえさせるために抑止では不十分で、威嚇のための核使用が必要といった極端な議論も起こっている。また、トランプ大統領とプーチン大統領が話し合おうとしている停戦は、とてもウクライナには受け入れられない可能性が高く、ロシアが自国に有利な停戦を強要するため、脅しを目的に核実験を行う可能性はあると考えている。

現在の戦況に関する見方として、この１年強、ロシア軍は優勢を保ち続けてきたが、戦場における勝利を戦争そのものの勝利に結び付けられていない。ロシアの戦争目的は、プーチン大統領は開戦初日から言い続けている、①非ナチス化、②非軍事化、③中立化の３点が軸となる。①非ナチス化とは、ロシアは2014年のウクライナのマイダン革命を、米国に支援されたナチスによるクーデターと位置付けており、同革命以前のウクライナに戻すことを指すと思われる。②非軍事化とは、当初プーチンが「ある程度」の非軍事化として、2022年のイスタンブールでの和平交渉前にロシアは20万人以上いたウクライナ軍を５万人まで削減し、その中で将校を1,500人までとすることを要求していたことを踏まえれば、ウクライナを軍事的に無力な状態に追い込むことが目的と思われる。さらに、2024年６月のプーチンの演説では、「ある程度」という部分がなくなり、今や完全な非軍事化を要求しているようにも見える。③中立化に関しては、ウクライナのＮＡＴＯ非加盟だけではなく、ロシアに対するあらゆる国際訴訟の取下げと、全ての制裁

の解除を求めており、ロシアに逆らわない国であることを意味していると思われる。ロシアが戦場で幾ら勝っても、ウクライナにこうした条件をのませることができていないのは、戦術的優勢を戦略的優勢に結び付けられていないからだろう。そうした中で、トランプ政権はロシアの要求を相当程度のむことで戦争を終わらせる方針であるように見える。ウクライナ側からは、停戦というより降伏を強要されていると見え、ロシア側からは、好都合な米国が現れたと見えているのではないか。

日本についての含意として、第一に、我々が見ているのは21世紀型の一つの戦争の形であり、この戦争の在り方を取り入れて日本の安全保障政策をアップデートしなければ、抑止の信ぴょう性が保たれないことを懸念する。第二に、中国の核戦力が非常に早いペースで増えていることを踏まえ、米中露が対等の核超大国になったとき、台湾有事において中国が安定・不安定パラドックスの人為的な利用を図る可能性があることから、戦略的な核抑止は軍事超大国が担うとしても、域内における侵略の阻止、その策源をたたく能力は日本あるいは周辺国で協力して持っておかなければ、抑止の信ぴょう性に疑問が生じることになるだろう。

日本の対露政策の在り方については、国際秩序の維持が日本の安全保障にとって重要であるとすれば、その秩序を破壊しようとするロシアに対して、少なくともこの戦争の落とし前がつくまでは制裁を解除すべきではなく、また、生半可なことで中露は分断できないということも認識すべきである。

酒井啓亘参考人（早稲田大学法学学術院教授）

2022年２月に開始されたロシアによる「特別軍事作戦」は、ウクライナの主権や領土保全を侵害する違法な武力行使であり、ロシアが主張する自衛権等の援用による違法性阻却事由もその要件を充足しているとは言えない。

国際人道法は、武力紛争の端緒となる武力行使が国際法上合法か否かにかかわらず武力紛争の当事国間で平等に適用される。文民や民用物に対する攻撃の禁止、捕虜の虐待の禁止といった国際人道法の規則は、1949年のジュネーブ諸条約や1977年の同第一追加議定書等に明文化されており、締約国であるロシアとウクライナ

それぞれの条約違反が問われている。そうした中、この戦争では、ウクライナは2014年以降の同国内の事件について国際刑事裁判所（ＩＣＣ）の裁判管轄権を受諾していることから、ロシアの軍事活動についてＩＣＣの検察官の捜査が及ぶことになる。実際、プーチン大統領に対して児童の強制移動等の容疑で戦争犯罪の逮捕状が発出されている。

ロシアによる侵略行為に対し、ウクライナは個別的自衛権の行使と並行して、国際司法裁判所（ＩＣＪ）に提訴している。国際裁判は紛争当事者両方の同意があって初めて行うことができるが、本件では、ウクライナが、ロシアもウクライナも締約国であるジェノサイド条約の裁判条項を利用して一方的に付託し、これまで暫定措置命令等が出されている。また、欧米諸国を中心に、ウクライナによる提訴を側面から支援する行動として訴訟参加が行われている。

基本的に国際法は主権国家の合意によって形成され、その内容に同意した同じ主権国家によって履行されるところに最大の特徴がある。このため、往々にして国際法は、集権的な強制執行機関がない国際社会では、主権国家によって自由に破られると考えられがちだが、国家は自国の利益に適合する限りにおいて国際法規則を遵守しており、それが国際法の実効性の根拠とされてきた。しかし、20世紀初めから現在に至るまで、主権国家の国益とは区別される国際社会そのものの法益も認識され、それを保護するための国際法規則も発展していく過程にある。その過程で、国際法秩序において、国家間の合意による逸脱を許さない法原則である強行規範が登場し、主権国家が国際社会全体に対して負う対世的義務も認識されるようになってきた。侵略の禁止は強行規範の一例とされており、ロシアによるウクライナへの軍事活動は、この強行規範をないがしろにする結果になっている。ここで留意すべき点として、ロシア自身も自らに適用される武力行使禁止原則などの国際法の基本原則の存在と適用自体を否定しておらず、個別的自衛権等の違法性阻却事由による正当化を図っていることは重要である。しかし、特に国家の安全保障が関係する場合、こうした国際社会全体の利益とそれを保護するための諸規則が容易に軽視されやすい状況が生じることは否めない。

今後の国際法上の課題として、第一に、戦争終結に向けた交渉の結果として、

違法な手段による領域取得が可能とされることをどう考えるかという点がある。ウクライナが交渉に関与せず、その意思に反した条約の締結を求められた場合、国の代表に対する強制や武力による威嚇又は武力の行使による国に対する強制に該当するおそれがあり、ウィーン条約法条約に定める条約の無効原因事由となり得る。また、侵略の禁止という強行規範に違反した武力による領域取得は、国際社会全体に対する義務に違反し、国際社会を構成する主権国家はこれを承認しない法的義務を負うとされる。もし、関係当事者のみで領域移転が受諾され、他国の異議が受け入れられない場合、現代国際法において発展してきた強行規範概念とその違反行為の法的効果に対する重大な疑念が生じることになる。

第二に、米国によるＩＣＣへの制裁措置に反対する共同声明に日本が距離を置いたことは、国際社会における法の支配を体現している機関であるＩＣＣとその制度を保護する立場に立たないことを意味する。ルールに基づく国際秩序とそれに由来する国際社会全体の利益を犠牲にすることになれば、日本の中長期的な利益と国際社会におけるプレゼンスを損なうことにならないか吟味する必要がある。

この戦争における大国による国際法の軽視が国際法の役割への不信感を醸成している状況を踏まえ、日本には、現代国際法の発展に向け、国際法規則の形成に積極的に参加し、国際社会におけるルールの明確化に寄与することが求められる。その際、自国の国益の増進を図る観点のみならず、国際社会全体の法益を発展・強化させるため、積極的に協力・貢献することが重要となる。

（２）主要論議

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（ウクライナ戦争の停戦をめぐる議論と公正な和平の実現）

○トランプ政権によるウクライナ戦争の停戦をめぐる米露交渉の見通しを伺う。

●トランプ政権にはマルチの視点がなく、バイで交渉が行われることになると思われるが、仮にロシアとの間で交渉がうまくいったとして、それが国際社会に

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

向けてどのようなメッセージを持つのかは別問題になるだろう。

●トランプ大統領が言っていることは、ロシアの主張をほぼ丸のみした内容に見えるため、米露交渉はできると思われるが、これはウクライナでの戦争の問題であり、米露間で勝手に合意してもウクライナが同意しなければ停戦はまとまらないため、停戦そのものができるのかに関しては疑問がある。

●冷戦後の多国間協調が終わり、大国間のパワーポリティクスの時代になりつつある中で、小国や東欧の問題を米ソで決めた第二次世界大戦後のパターンが繰り返されることを危惧している。さらに、肝腎の欧州が倫理的に正しいことを言うものの、現実的代案を出せない状況は、米露で一旦は方向性を決めてしまう可能性を補強してしまっている。

○沖縄の経験からも一日も早く停戦をするべきとの立場から、ウクライナ戦争の停戦実現までの時間的な見通しを伺う。

●トランプ大統領はロシア側へかなり譲歩する気があり、少なくとも表面的にはウィン・ウィンに見えるものを作って解決することを考えていることや、４年間の任期中でほかにやりたいこともあるようなので、長くて６か月以内というタイミングではないか。また、ウクライナでも、一般の人々の犠牲が大きくなり、領土的に一定の譲歩をしても停戦したいとの方向に世論が変わってきており、トランプ大統領の解決方法には問題はあっても、他に代替案がない以上、意外と進むのではないか。

○戦争責任等の整理も不透明な中で、米露がルールに基づかない合意をし和平を結ぼうとしていることにより、独裁国家等に対して正当性を与えるようなネガティブな影響が懸念されることについて見解を伺う。

●冷戦後、各地で起きた内戦において和平を実現する際、指導者に対する免責が和平に盛り込まれることもあったが、それに対して国連が反対をするなど、和平と引換えに指導者を免責することは避けるべきとの流れはできている。現代のＩＣＣによる政治指導者の逮捕状の発出もその延長線上にあり、この流れは

大事にしなければならない。このことが和平交渉や合意の中でどの程度関係者に認識されるかに懸かっているが、今のところ不十分な部分が大きい。

○ウクライナという当事者の頭越しに停戦交渉が行われることはあり得ないと考えるが見解を伺う。また、公正な和平をウクライナ戦争において実現する上で必要なことは何か。

●欧州では、ウクライナからの難民にかかるコストは本来受入国の国民の社会福祉に与えられるものであったとの認識から反発が起き、ポピュリズムの一要因となっている。公正さを追求するだけでは解決にならないとの雰囲気があり、停戦を求める声を押し上げている。米露で合意した枠組みをウクライナが半ば強要される可能性は高いが、我々が容認できる犠牲は人道的にも限りがあり、欧州がより公正な代案を出せないのであれば、問題はあってもトランプ政権の手法に一定の期待をすることは決して不誠実ではない。

●トランプ政権が作ろうとしている平和はウクライナに対する降伏の強制であり、ウクライナが同意せず、同国軍が著しく不利な形で戦争を継続する選択肢もある。余りにも当事者の意向を無視し過ぎれば、結局まとまらないのではないか。トランプ政権が、ウクライナでの戦争を早く終わらせ、重視しているアジア太平洋に抑止力を移そうとしているとの見方は正しいが、米国の政権の意向次第で我々もウクライナと同じ立場に立つのかもしれないと考えると、そもそもどこかの大国に依存した安全保障には矛盾があるのではないか。

●国際法の観点からは、違法な武力行使によって得られた果実は無効にならざるを得ないことが公正さとなる。また、ウクライナ市民の意思を無視した和平合意や停戦合意も、自決権の否定とまで言うかはともかく、真正な意思をないがしろにするものと言わざるを得ない。

○仮に米国の関与の上でロシアに有利な形で和平が実現した場合、国際法の発展に対する姿勢との関係で、日本はどういう立場をとるべきか。

●国際法は国際社会の構成員の協力の下に作られてきたものであり、現状に合わ

せて発展させていく必要がある。国際法が行き過ぎた発展をしていると日本が考えるならば、将来的にはその方向に持っていくべきとの姿勢は取りつつも、現時点では具体的な国際法の規則が外交に資するものではないとして後ろ向きになることも国益の観点からは理解できる。

○侵略行為による土地の割譲にウクライナが合意した場合、国際法上どのように考えればよいか。

●武力行使禁止原則とその効果を否定した上で和平を実現することは現実にはあり得るし、停戦の必要性や犠牲者を増やさないという目的から一概には否定できない。しかし、それは国際法違反になるわけであり、国際法の発展への影響を踏まえ、同じような戦争を繰り返さないためにも、長期的にそれを糾弾していく姿勢は忘れてはならない。

○停戦をめぐる構想の中で、一番現実的なものはどれか見解を伺う。

●国際法的な厳格さを多少犠牲にしてでも現実的に考えるべきで、公正さと持続可能性が重要である。その観点から、ウクライナが暫定的にでも領土を一旦諦め、残る範囲だけＮＡＴＯに加盟し、その集団防衛に関する適用を受け、かつ武力不行使宣言を行う西ドイツモデルは、バイデン政権下で推進されていれば可能性はあった。次に考えられるのは、領土的及び政治的にはある程度ロシアに従いつつも中立かつ自主的な政策を行ったフィンランドモデルだが、指導者のステーツマンシップが問われ、また、ウクライナとフィンランドでは国の大きさも異なるので、一概には比較はできない。

○ゼレンスキー大統領に対する評価を伺う。

●戦争中のリーダーが戦後復興のリーダーとしてふさわしいとは限らない。第二次世界大戦中にあれだけリーダーシップを発揮した英国のチャーチル首相は、1945年の総選挙で負けた。ウクライナの世論調査では、領土的な問題があっても、そろそろ和平を交渉してほしいとの声があり、ゼレンスキー大統領の発言

とは少しずれているように感じる。

（ウクライナ戦争を踏まえた国際法秩序の在り方）

○ウクライナ戦争を踏まえた国際法秩序の在り方と国際社会における法の支配の強化に向けて日本が果たすべき役割について伺う。

●国際法は、領土保全原則など国家間を規律する伝統的な原則と人道法など国際社会の法益を中心に組み立ててきた現代的な法規則の二層構造となっており、日本は両方の発展と実施に注力すべきである。ロシアも伝統的な国際法規則を破るつもりはないと言っており、後者の発展が焦点となる。現代的な法規則が今回の戦争で仮に後退したとしても、行く行くは前進するように、日本が多数国間の枠組みにおいてロシアの行為を非難し続けることは決して無駄ではない。

○国連安保理の常任理事国のうち２か国が安全保障環境を困難にしており、国連に対する見方も厳しい中、国連憲章が守られていないことに対する見解を伺う。

●一番危機的な問題は、大国が本来守るべき価値や手段である国連とその目的がないがしろにされやすくなっている状況であるが、主権国家は自国の国益を中心に考えざるを得ない。国際法を作るのも実施するのも第一義的には主権国家であり、その主権国家自体の認識を変えない限りは国際法に過度な期待をしてはいけない。国連が通常の機能を果たすためには大国間の協調は欠かせないシステムになっており、その方向に持っていくのが現実的な課題である。

○大国のルールで世界が動いていく中で国際法を機能させるために何が必要か。

●迂遠な形であっても内容の正しい国際法規則を作り上げていく努力をしなければならないことである。その正当性は主権国家の同意や国際社会全体の価値など様々なところに求められなければならないにせよ、大国ではない日本にとっては、正しい国際法は何かを追求していくことが、最終的に国際法を実際に機能させていく正しいやり方なのではないか。

○大国による侵略に対し、国連憲章、国際法、国連決議などに基づく解決に国際社会が連帯して取り組むことの重要性について見解を伺う。

●国際法を動かす国際社会の構成員がルールに従って行動することを常に想起させることが重要である。実際には国際法はそれほど破られているわけではないが、究極的な状況において安全保障の面で破られる場合はある。しかし、それをそのままにしておくのではなく、国連や他の二国間・多数国間のフォーラムを駆使して国際法の原則を強調していくことは決して無駄ではない。

○米国が国際法違反を犯してでもウクライナ戦争の停戦を実現しようとする場合、米国以外で日本が連携し得る国際法遵守に対する意識が高い国はどこか。

●諸外国はその時々の国益に沿うようなルールを作り、国益に合致する限りにおいて遵守している。日本にはある意味で与えられた国際法規則を守っているという感覚が前提としてあるのかもしれないが、日本が諸外国と同様に、形成や実施の面で国際法を使うということになれば、今とは違った国際法に対する見方が出てくるかもしれない。

○「ヤルタ2.0」について、中国が３人目のプレーヤーの座を狙っているとの見方への評価も含め、ロシア国内における議論の現状を伺う。

●「ヤルタ2.0」は、米国中心の世界を解体して作る多極世界において、幾つかの極が各地域を取り仕切る勢力圏分割構想に近く、第二次世界大戦後の勢力圏分割をもう一度やろうとしている。そこで、おそらくロシアは、東欧を緩衝地帯とし、ＮＡＴＯを西欧以降に限定することを構想しているのだろう。その中で、アジアは中国の勢力圏でよいとロシアは考えているが、ウクライナ戦争の具体的な停戦プロセスに中国が入ることについての期待論はないと思われる。

（日本のウクライナへの関与の在り方）

○日本が期待されている復旧復興や国際法秩序の回復等の課題に取り組む上での制約や、その際の国益上の意義を含め、停戦後のウクライナへの日本の関与の在り方について伺う。

●地雷除去のような日本の得意技を生かした復興支援や人道支援、財政支援のほか、国連安保理決議の下で停戦が成立した場合には、停戦監視のために50万人ほどが必要ともされ、その体制づくりに苦労することが考えられることから、人的貢献が日本のこれからの支援の在り方に合致するのであれば、停戦監視に何らかの役割を果たすことを検討すべきである。

●米露間で停戦案に合意してもウクライナが抵抗を続けた場合に、日本は人命や社会活動を守るための支援を行うことができる。また、現在供与している建機は軍事転用が制限されているが、ウクライナ軍の前線での工兵能力が強化できれば、非殺傷かつ現在の戦線を維持させる戦略的インパクトの大きな支援になる。さらに、ウクライナの能力強化はロシアによる今後の侵略のコスト計算を変え得るので、紛争終了後にウクライナに対して軍事援助をすべきである。

○ウクライナにおける汚職・不正が欧州からの支援に影響し、戦争長期化の原因になったとも思えるが、日本はこの対策にどのように貢献できるのか。

●汚職よりはロシアとの核エスカレーション発生への懸念が欧州のウクライナ支援に影響したと思われる。ウクライナに深刻な汚職問題や二重経済があることは知られており、日本やＥＵからの援助は汚職対策とのセットでしか行っていないはずであり、引き続きしっかり行うべきである。

（アジア版ＮＡＴＯ）

○アジア版ＮＡＴＯの具体的なイメージと、今あるＮＡＴＯにアジアも入っていくとの考え方について見解を伺う。

●９・１１の頃の米ブッシュ政権では、日本や豪州を加入させ対テロ戦争への貢献を求めるとの「グローバルＮＡＴＯ」が構想されたが、欧州における脅威への対応が優先され縮小した。しかし、今日、中国や北朝鮮の問題などを背景に、インド太平洋との関連の重要性が認識されるようになっており、同地域で何らかのグループを作り、ＮＡＴＯとの間で協力を拡大・深化する方向性がＮＡＴ

Ｏに直接入るよりも現実的である。ＮＡＴＯという多機能同盟との協力自体が抑止力につながり、仲間を増やしていく結節点にもなる。

（ロシア経済への影響）

○ロシアがウクライナ戦争に投入する軍事費の財源は何か。また、戦争の長期化によるロシア国民の暮らしと経済への影響について伺う。

●2025年度のロシアの国防費は、平時の４倍、対連邦予算比で32.5％を占め、財政赤字も出ているが、西側も完全にロシアのガスやオイルを遮断できておらず、その財源となっている。軍事負担は重く、経済制裁も受けているが、少なくとも今は戦時景気にあり、実質賃金の伸び率がインフレを上回っており、ロシア人一般が戦争をやめるインセンティブを持てない。

（ウクライナ戦争を踏まえた日本の安全保障上の課題と対応）

○ロシアと北朝鮮の軍事的な結び付きが強まる中、朝鮮半島情勢の緊迫化が台湾有事と連動して東アジアの安全保障情勢が深刻な状況に陥るような事態を回避するために、日本はどのような方策をとるべきか伺う。

●ＮＡＴＯのインド太平洋における関心は中国に向けられており、必ずしも北朝鮮の問題を予期していなかったが、インド太平洋とのグローバルな安全保障の連関を認識したことで、その上に立って対処できるのではないか。ＩＰ４の枠組みは期せずして韓国を巻き込んでおり、日本や韓国がＮＡＴＯと協力することによって北朝鮮に対する一定の抑止力を発揮するという意味もある。

●今やロシア軍の火力の５～６割は北朝鮮由来とされており、北朝鮮の封じ込めを日本のみならず、韓国を含むアジア全体、さらに欧州の工業国家とも連携して行う必要がある。また、韓国、台湾からロシアへの工作機械の流出もあるため、取締りの連携を含め、改善する余地があるのではないか。

○ウクライナ戦争を踏まえた上で、安全保障の観点から日本がどのようなことを学び、今後に備えていくべきか伺う。

●いかに国際法違反であれ、日頃何も準備していない国は誰も助けてくれず、コストとリスクをかけてこそ、周りの国も協力してくれる。ウクライナ戦争を見れば前世紀的な戦争は今後も起こる可能性があり、東アジアでの有事を考えれば、日本として資金面での支援だけでは問題があることが、大きな教訓として示された。

○ウクライナ戦争を踏まえた日本の安全保障における今後の防衛力の在り方について、見解を伺う。

●米国という圧倒的な軍事大国が我々側にいることを前提にＮＡＴＯや日米安保、米韓安保が機能してきた。しかし、トランプ政権は欧州や韓国への関与に否定的で、日本や台湾は守るというが、たまたま米国の最重視正面にいるにすぎず、中露を含め、あらゆる大国を信用しないという基本姿勢に立つ必要がある。ただ、これは軍事的には核武装論とほぼ同義になるため、戦略レベルの核抑止は米国が担うのと引換えに、通常戦力レベルの域内抑止は自分たちで担うことで、現状を維持し、どの大国にも好きにさせない状態を作り出すべきである。

○安保三文書の下で沖縄あるいは日本全国を戦場にする準備がされているが、国内を戦場にするような戦争を日本で起こさないための方策について見解を伺う。

●沖縄に米軍基地が集中している現状は異常だが、抑止力と実際の戦闘遂行能力は外形的に区別することはできない。また、抑止以外で中国や北朝鮮との関係を外交的に根本的に変える方法があるとは思えない以上、安全保障専門家としての観点からは、安保三文書の路線で行くことはやむを得ない。

○国際法や国連の仕組みは戦争をしない国を守るものであり、また、日本は憲法９条を持っているにもかかわらず、日米間の合意で、日米安全保障条約を、日本が攻撃されても米軍は相手を攻撃せず、日本が守るように変え、軍備に依存し、戦争の準備をしていることに対する見解を伺う。

●日米安全保障条約やインド太平洋における安全保障の枠組み等の構築は、戦争

を準備するというよりも、自国を守る体制固めと言える。日本が戦場になるのではないか、あるいはいざというときに米国は本当に助けになるのかといった懸念はあるだろうが、少なくとも法的には、集団的自衛権の下で米国が日本を支援する枠組みは変わっていない。

（ウクライナ戦争の機会に国際法を踏まえつつ北方領土を取り戻す方法の有無）

○ウクライナ戦争の機会に、国際法を踏まえつつ北方領土を取り戻す方法はないか見解を伺う。

●ロシアが北方領土を占領し続けている軍事的理由は、オホーツク海を原子力潜水艦がパトロールするためである。ロシアが本当に厳しかった時期に日本は最大限妥協して働きかけを行ったが、それに応じなかったロシアが、ウクライナ戦争で少々立場が弱くなったからといって北方領土の返還交渉に応じるとは思えない。ソ連による主権侵害問題の落とし前をつけるための北方領土問題なのであって、島を人質に在日米軍の撤退など日本の主権条項に口を挟まれるのでは本末転倒であり、それならば100年でも正論を言い続ける方が国益になる。

３．包摂的平和（Inclusive Peace）の実現に向けた課題と方策（2025（令和７）年２月26日）

冷戦終結後、自由、民主主義、法の支配等の価値や原則に基づく国際秩序の維持・発展を、米国を始めとする自由民主主義諸国が主導する中で、国際協調の潮流が強まるとともに、経済のグローバル化と相互依存も進んでいった。そうした国際秩序の下、とりわけ中国が2000年代以降の経済発展を背景に国際社会における影響力・発言力を増すとともに、多くの途上国も経済発展を遂げ、インドを始め、いわゆるグローバル・サウスと呼ばれる新興国・途上国が台頭するなど国際社会の多様化が進み、パワーバランスの変化が生じている。

また、宇宙やサイバー等の領域における対応から、半導体や重要鉱物などのサプライチェーンの強靭性の確保、重要・先端技術の育成と保護などの経済安全保障上の取組、また本調査会の２年目の調査でも着目した気候変動が安全保障に及ぼす影響等までに見られるように、安全保障上の課題は広範化・多様化しており、国際社会における安全保障環境も大きく変化している。

さらに、グローバル化の負の側面として、先進国を含む多くの国々の国内において、経済格差の拡大を背景とするポピュリズムの台頭などにより政治的・社会的な緊張や対立が生じることで、民主的政治体制が不安定化することへの懸念も高まっている。

そうした変化の中で生じた、2022年２月以降のロシアによるウクライナ侵略は、冷戦後の国際秩序の在り方を根幹から揺るがしている。さらに、2023年10月以降のイスラエル・パレスチナ情勢の悪化、特にガザ地区における危機的な人道状況は、国際社会における対立を一層複雑なものとしている。

しかしながら、国際社会における喫緊の課題への対応が期待される国連、とりわけ国際の平和と安全につき主要な責任を負う安保理では、常任理事国間の認識が一致せず、これらの課題への対応が困難な状況にある。一方、国連総会では、ロシアによるウクライナ侵略をめぐって、これまでに累次にわたる決議が採択されてきたものの、そこでは棄権や反対に回る国も一定数あり、また各国の立ち位

置やロシアとの関係等も様々であり、国際社会で一致した対応がとられているとは必ずしも言い難い状況にある。

今日、国際秩序が動揺し、その在り方をめぐる各国それぞれの考え方が異なる中、日本は、自由と法の支配を擁護するとともに、誰も排除しない、陣営づくりをしない、価値観を押しつけない多様性、包摂性、開放性を尊重する「自由で開かれたインド太平洋（ＦＯＩＰ）」を提唱し、この考え方が国際社会において共有されるよう取り組んでいる。

このような点等も踏まえ、本調査会では、参考人から、ウクライナ戦争による第二次世界大戦後の国際秩序の動揺、日本がリベラルな国際秩序の擁護者として多様性・包摂性・開放性を基礎とした国際秩序構想を推進していくことの重要性、第２期トランプ政権の孤立主義・機会主義と多国間枠組みにおける米国のリーダーシップの危機、米国のリーダーシップが揺らぐ中で日本が多国間枠組みを通じて取り組むべき課題、民主主義・自由主義規範の弱体化の現状とその底流にあるポピュリズムの波の要因、民主主義をめぐる言説が権威主義国側と民主主義国側の双方から弱体化されている現状を踏まえて日本がとるべき手段等について、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

質疑においては、ウクライナ戦争と国際秩序、包摂的平和の実現に向けた多国間枠組みの在り方、第２期トランプ政権と自国第一主義、民主主義とポピュリズム、包摂的平和の実現に向けて日本が果たすべき役割等について、議論が行われた。

（１）参考人の意見概要

参考人の意見の概要は、以下のとおりである。

細谷雄一参考人（慶應義塾大学法学部教授）

戦争と平和の考え方が時代によって変化してきた中で、国連憲章第２条第３項及び第４項に明確に違反するウクライナ戦争は、第二次世界大戦後の国際秩序の根幹を大きく動揺させて、今後の世界政治を変質させる巨大なインパクトを持つ

ものとなる。国際社会は歴史的な転換点にあり、我々が奉じてきた自由で開かれた安定的な国際秩序は今、重大な危機にさらされている。

リベラルな国際秩序とは、第二次世界大戦を契機に米国を中心とした開放的で制度化された協調的な国際秩序であり、大西洋憲章、連合国宣言、国連憲章、北大西洋条約、国際人権規約、ヘルシンキ最終議定書等の国際的な規範を土台としている。国際秩序を維持するためには共通の利益と価値を持つ国家集団が共通の規則体系に拘束されていることが重要であるが、現在の国際秩序の動揺は、世界の分裂と対立で共通の価値が大きく崩れ、幾つかの大国が共通の規則体系に拘束されず自由に行動するようになったことが大きな原因である。また、リベラルな国際秩序の重要な要素として①経済的な開放性、②政治的な互恵性、③多国間の管理が挙げられるが、今のロシア、あるいはトランプ政権でロシアに歩み寄っている米国が、この三つの要素に対して大きな挑戦となっている。

国際秩序は時代や国際環境の変化に応じて変容していく。例えば、近年、非欧米の新興国の台頭、グローバル・サウス諸国の影響力拡大により、欧米が制度や規範づくりを独占することはもはやできない。また、今の世界は、各国が自国の国益を最優先する中で、国際社会を結束した一つの共同体として見る連帯主義的な理念が大きく後退し、リベラルな国際秩序の衰退につながっている。

リベラルな国際秩序は、現在、二つの方面から大きな挑戦を受けている。一つ目は外部からの挑戦である。中国やロシアといった権威主義的な大国が影響力を拡大し、グローバル・サウス諸国が一定程度それらに足並みをそろえることで、リベラルな国際秩序を守る意思を持つ国が国際社会の中でマイノリティとなっている。ウクライナ戦争が始まった直後の国連総会決議では140程度の国々がロシアの侵略を非難したが、今やその数が三分の二ほどに減っている。二つ目はそれぞれの国の内部からの挑戦である。米国ではリベラルな国際秩序に嫌悪感を示すトランプ大統領が誕生したように、それぞれの国の内部からリベラルな国際秩序を大きく動揺させる衝動が噴出している。

また、国際政治学におけるリアリズムの観点からの「リベラルな国際秩序」批判として、世界はリベラリズムではなくナショナリズムやリアリズムによって動

いているという指摘や、冷戦時代の平和もリベラルな国際秩序が守ったのではなく、米ソの核兵器を中心とした勢力均衡によってつくられたとの指摘がある。また、中国やロシアは大国としての地位と威信を確保するため、地域的な勢力圏を確立するという具体的な目標を追求しており、そのために軍事的な手段を用いるのは必然であるとの指摘もなされている。

いずれにせよ、かつてのような国際社会の連帯主義が弱まって各国が自己中心的な行動を起こすようになり、欧米の価値観が中心であった世界が崩れつつある中で、これまでのリベラルな国際秩序をより普遍的なものへと改革していくことは不可避である。その際、私たちがいかにグローバル・サウス諸国と連携し、その主張に耳を傾けるかが鍵となる。

2015年の安倍談話に示されたように、戦前の日本が国際秩序への挑戦者として行動したのに対して、戦後の日本はリベラルな価値を擁護する立場に立ち、平和国家としての道のりを歩んできた。そうした考え方はその翌年に発表された「自由で開かれたインド太平洋」（ＦＯＩＰ）構想に結実し、この構想は岸田政権の下で更に深化し、多様性・包摂性・開放性が重要な鍵となった。本調査会では包摂的平和（Inclusive Peace）を重要なテーマとしているが、今日の日本外交においても、かつてのような一体性が崩れている中で「多様性」を尊重する一方、全ての国を取り込むという「包摂性」、それぞれの国が閉鎖的にならないように維持していく「開放性」という考え方が重要な精神となっている。

近年、中国やロシア、さらにはトランプ政権下の米国も、大国主義的でパワーポリティクスに基づいた国際秩序を推進しようとしている中で、リベラルな国際秩序の擁護者としての日本の役割はかつてないほど高まっている。現在の石破政権でも引き続きこの多様性・包摂性・開放性を基礎とした国際秩序構想を推進しており、日本はこの方向性を堅持するべきである。

相良祥之参考人（公益財団法人国際文化会館地経学研究所主任研究員）

第２期トランプ政権は、自国を優先して対外関与を縮小し、外交・安全保障よりも国内政治を重視する「アメリカ・ファースト」の孤立主義と、多国間・複数

国間で議論するよりも二国間での取引を重視し、自らに有利なディールができれば手のひら返しもいとわない「トランプ・ファースト」の機会主義を特徴としている。最大の安全保障上の挑戦として、バイデン政権は中国を挙げていたが、トランプ政権は不法移民と薬物の違法流通対策を挙げており、アメリカ大陸により一層の注意が払われている。また、同政権はアフリカや南アジア、東南アジアへの関心もそれほど高くなく、それらの地域における米国の支援に懐疑的である。

このように、戦後米国が果たしてきたリーダーシップには現在、危機が感じられ、このことにより国際社会に「空白地帯」が生じつつあると言える。具体的な事例として、トランプ政権は世界保健機関（ＷＨＯ）と国連人権理事会から離脱する方針を掲げ、資金拠出の停止と米国政府職員の引揚げを求めている。これは国際保健や人権をめぐる国連の議場から米国のリーダーシップが失われることを意味する。また、トランプ大統領は就任初日に対外援助を90日間停止し、その内容を見直す大統領令に署名した。これにより二国間ＯＤＡで中心的な役割を果たしている米国国際開発庁（ＵＳＡＩＤ）の活動のほとんどが停止され、開発援助における米国の貢献が突然止まり、空白地帯が生じている。

トランプ政権の保護主義と関税引上げに着目し、1930年代に見られた排他的な経済ブロック化を懸念する議論があるが、現在の国際社会はこれと異なり、1990年代以降に急速に進展した経済や金融、情報、ＩＴのグローバル化を前提とした大国間競争を特徴としている。その中では、グローバルな政治・経済・社会を土台としながらも、戦略的に重要な領域においては、世界に分散していた財、資本、情報、人を集約化し、高い壁で取り囲む「飛び地化」の動きが進展している。

国際社会に空白が生じると、そこで「飛び地」を形成しようとする国も出てくる。中国は、多国間主義に生じた空白を見逃さず、積極的な外交を展開している。安保理の多国間主義をめぐる会合で、議長国である中国は、より公正で公平なグローバルガバナンスを構築するための努力を加速させる必要があると世界に発信している。同国は今や第２位のＰＫＯ予算拠出国であり、ＰＫＯへの軍や警察の人員の派遣数は第８位の規模である。また、国連への財政拠出や人員展開によりグローバルガバナンスにおいてリーダーシップをとろうと、硬軟織り交ぜた対応

をしているとともに、欧米主導の「リベラルな国際秩序」に対抗する国際秩序観として「人類運命共同体」という概念を掲げており、その背景には、欧米主導で形成されてきた多国間主義を中国流に上書きしようとの思わくが見られる。

ロシアによるウクライナ侵略に対して、2022年３月の国連総会では、侵略を非難し、ロシアの即時撤退を求める決議が賛成141という圧倒的多数で採択された。しかし、2025年２月24日の国連総会では、米国はロシアの侵略には言及せずに紛争の早期終結を要請する簡素な決議案を提出した。欧州、日本、ウクライナなどが提出した非難決議案は採択されたものの、グローバル・サウスの国々も棄権に回った結果、賛成は大幅に減少し93票にとどまった。ここでも、リーダーシップを発揮してきた米国が大きく方針転換したことで、空白地帯が生じている。

こうした状況下で日本が行うべき取組として５点申し述べたい。第一に、日本が世界に提唱してきた人間の安全保障について、人間の尊厳と併せて国際社会に訴えていくことが大事である。第二に、国際保健の空白を埋める資金動員である。米国によるWHOやＵＳＡＩＤなどを通じた開発援助の停止により、途上国や新興国では落胆と絶望が広がっており、国際機関への支援を今こそ強化すべきである。第三に、日本が強みを持ち、ＢＲＩＣＳも重要性を指摘するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成に向け、欧州やWHOなどとともにリーダーシップを発揮し続けることが極めて重要である。第四に、医療品・治療薬・ワクチンの社会実装と流通である。第五に、健康安全保障をめぐるインテリジェンス・サイクルと初動の確立について、感染症や病原体の監視体制が重要となる。合成生物学や生成ＡＩが急速に発展する中、生物兵器の脅威が質、量共に増幅するおそれもあり、それらの脅威を把握し、事態認定し、即応していく必要がある。

国際社会に空白が生じる中、多国間枠組みを通じて地球規模課題を解決すべく、米国のリーダーシップをできるだけ引き戻すこと、そして日本国民の命と健康を守り抜くことが、日本の守るべき国益である。

市原麻衣子参考人（一橋大学大学院法学研究科教授）

トランプ政権の発足以降、それが与える民主主義に対するダメージが報道されているが、民主主義に対するダメージというものはそれ以前からかなり深刻なものとなっていた。2000年代以降、国際社会では民主化の動きが弱体化する一方、権威主義化の動きが加速してきた。西欧民主主義国においても民主主義の制度と規範が弱体化し、民主主義への信頼が弱まっている。

そうした動きの根底には、世界的なポピュリズムの波が流れているが、その前提条件として、国民の間に存在している不満とＳＮＳに対する中毒症状がフィルターを通さない声の表出となることが挙げられる。特に、経済格差などから不満を抱える人々は、その現実逃避願望がＳＮＳの関心経済モデルと合わさったときに、偽情報や極端な感情を惹起させる情報に飛び付く傾向がある。そして、ポピュリズムの波の中でマイノリティがスケープゴートになり、その権利が侵害される傾向が強まっている。

こうしたポピュリズムの底流に流れる動きに加え、ここ数年で見られるようになった言説上の問題として２点指摘したい。第一に、非自由主義的民主主義国や権威主義国が、選挙、人権、法の支配、民主主義などの自由主義規範を恣意的に利用する傾向が強まっている。例えば、選挙自体が不正選挙であったり、野党を解党した状態あるいはメディアが抑圧されて政府批判ができない状態での選挙であったりした場合でも、選挙で選ばれた指導者であるとして正当化を図っていることがその典型である。また、中国は、民主主義国を名のる西側諸国は真に民主的ではないというナラティブを形成し、中国にとっては社会の発展こそが人権であり、国家の安全を重視してこうした発展を保護している中国に対し、他国は内政干渉するべきではないと主張している。第二に、民主主義国の中に自由主義規範の恣意的な利用が見られる。例えば、プラットフォーマー規制を「言論の自由に対する抑圧」とする批判は、事実に基づいた自由な言論空間を守るための規制を攻撃することであり、民主主義を偽善的な概念と印象を付ける効果がある。

これに加えて、民主主義諸国による民主主義言説の安全保障利用の問題もある。民主主義は、規範、制度、イデオロギーという三つの側面から構成されているが、ロシアによるウクライナ侵略を受けて「権威主義国から民主主義国を守る」という言説が形成され、イデオロギーの側面としての民主主義が戦争の文脈で前面に

出てきてしまった。実際にはロシアのウクライナ侵略は国家主権と生存への侵害であったが、民主主義諸国側は「民主主義が危機にさらされている」とのフレームワークを設定してきた。これは民主主義国側が民主主義の旗の下で結集するために重要な役目を果たしてきたが、グローバル・サウスの非自由主義的な民主主義国や権威主義国にとっては、国際社会から踏み絵を踏まされ、非常に難しい状況を形成するものとなった。さらに、米国がイスラエルを支援するため、イスラエルが人間の命に最も高い価値を置く民主主義国であるから防衛するのだという言説を用いている一方、同国がガザを攻撃していることが、グローバル・サウスにとっては民主主義を理解する上で居心地の悪い思いをさせるものとなっている。中国はこうした状況を利用し、グローバル・サウス向けに「Ｇ７は国連憲章には触れず、代わりに民主主義を強調しているが、これは西側諸国のイデオロギーと価値観に基づいて線を引き、地域対立をエスカレートさせる可能性がある」との言説を行っている。

民主主義をめぐる言説が、権威主義国家側と民主主義国家側の双方から弱体化させられている現状を踏まえ、次の３点が重要な対応策として挙げられる。第一に、カウンターナラティブの国際的な醸成が必要である。特に、米国内で現政権に忖度する動きが強化されてきたことに鑑み、民間アクターを前面に出した欧州と日本の協調が重要である。第二に、民主主義を国家間対立の文脈で語ることをやめて、制度と価値の文脈で語ることが必要である。戦争同意の旗印としては「主権」や「国家の生存」を使うということが重要である。第三に、日本は民主主義・自由・人権・法の支配を守る制度と、この規範を擁護する取組への支援を拡大できるのではないか。例えば、草の根無償支援の対象を政治的なＮＧＯにも拡大することや、民主活動家に対する支援、民主主義の規範を強化する言説を形成する議員連盟の設立などが考えられる。

（２）主要論議

質疑における主な議論は、以下のとおりである。なお、○は委員の発言、●は参考人の発言を示している。

（ウクライナ戦争と国際秩序）

○停戦合意という名の降伏がウクライナに強いられた場合のリベラルな国際秩序への影響について伺う。

●今まで我々は国連安保理常任理事国の善意に基づいて平和と安定を維持してきたが、常任理事国自らが軍事力で領土を膨張させるという第二次世界大戦後初めての状況の中で、これからの日本は、自分たちの国や安全を自分たちの力で守る自助に備えると同時に、日本が率先して国際社会の多数の国々と共に国連を基礎とするシステムを擁護するという二つの戦略を進める必要がある。大国が一方的な都合によって現状変更し、領土を膨張させることに対して国際的な正当性を持たせない外交努力が必要である。

○ウクライナでの戦争の解決に当たり、国連憲章、国際法、国連総会決議に基づく公正な和平を実現することの重要性について伺う。

●ウクライナ戦争は二国間の問題ではなく、戦後の国際秩序の根幹を大きく崩壊させかねない問題であり、国際社会は力による現状変更と領土拡大を認めてはならない。国連の中で何が正しいか分からない状況となっている中で、多くの国々が、平和国家として国際法に基づき行動してきた日本の行動を見ており、日本は、欧州の国々と連携しながら、国際社会における法の支配を今後も擁護するための積極的な役割を果たしていくことが重要である。

●国連総会決議の要請は重要だが、本来必要なのは和平交渉である。和平交渉では、停戦ラインの設定、ロシアが国家として認めているドネツクやルハンスクの扱い、ウクライナの中立とＮＡＴＯ・ＥＵ加盟の問題、統治体制、捕虜の解放、制裁等を全てパッケージで交渉していくことになるため、非常に緻密な交渉が必要になる。フィリピンや南スーダン等での平和構築の経験を持つ日本として、復興で貢献できることを国際社会に示していくことは一案である。

●ウクライナの主権を侵害された形での停戦の実現は、国際秩序の維持を難しくすることから、日本の役割として、水面下で米国等と交渉することが重要であ

る。その際、トランプ大統領へ影響を与える観点から議会関係者に働きかけることと、面目を潰すことなく妥協させる道を探すことが必要である。それに加え、既に日本国内で見られるようなウクライナの主権の重要性を前面に出した言説を国際社会に示していくことも必要である。

○中露が考える国際秩序の在り方とそこでの包摂的平和の実現の可能性を伺う。

●中露は、米国によって価値や利益を押し付けられない多極的な世界を求めてきた。また、中露は国家主権を重視し、チェチェンやウイグル、台湾といった国内問題に口を出すべきではないとの主張をしてきたが、ウクライナ東部４州への侵攻はこの主張と矛盾するものであり、ロジックが破綻している。他方で、欧米が自らの価値観を押し付けているという中露のロジックが、中東、イスラム諸国、アジア、アフリカで一定程度浸透している。これに対して、欧米ではない日本がアジアの一員として間に入り、欧米のロジックが普遍的な利益や価値を体現しているという形に転換を図っていく上で重要な役割を担っている。

○国際秩序という観点からの韓国による竹島の不法占拠問題の捉え方を伺う。

●各国でナショナリズムやポピュリズムが強まり、自国の利益に敏感となる中で、領土問題をめぐる激しい対立や衝突が起きやすい時代となったことを認識する必要がある。そうした中で、領土に関する認識を修正しようとする外国からの情報戦や心理戦に対して、領土や主権について国民を啓もうする取組を続けつつ、日本がどれだけ時間がかかっても主張を曲げず、かつ平和的な手段で紛争を解決するという姿勢を模範として示すことで、日本への信頼が高まると考える。

（包摂的平和の実現に向けた多国間枠組みの在り方）

○包摂的平和の実現に向けて重要と考えられる多国間枠組みの活用の在り方及びそこでの日本の役割について伺う。

●一層不透明さを増し、様々な要因が複合的に結び付く今日の世界に合わせて、

日本外交を重層的・多角的に展開する必要があり、日米同盟、有志国連携、多国間協力の三つの層を有機的に結び付けることが課題となる。その中で、仮に米国が国連を軽視し、中露が日本とは大きく異なるイデオロギー・価値観・利益を持つとしても、国連は様々な側面で重要な役割を担っており、国際社会の平和と安全のために努力するという国連憲章の精神を引き続き擁護する方向へ日本がけん引していくことが重要である。

●包摂的平和のための多国間枠組みとして、国連を再活性化すべきである。そのためにはグローバル・サウスから米国を含む幅広い国々を糾合する理念が必要であり、日本が提唱してきた、あらゆる人々の保護と能力強化の推進を内容とする人間の安全保障を広げ、その際、人間の尊厳に光を当てることは、一つの有効な方向性ではないか。

○米国の否定的姿勢により加速することが懸念される国際機関における中国の影響力の増大への対応について伺う。

●中国に居られないため国際機関で働く中国人も多数おり、国際機関の幹部が中国人だと中国流になるというシンプルな話ではないので、行政機関として緻密なアプローチをとる必要がある。

○力による平和ではなく、国連憲章等に基づく公正で包摂的な平和の実現に向けて国際社会が連帯して取り組むことの重要性について伺う。

●国際社会の連帯の重要性は今まで以上に高まっており、二つの領域に分けて連帯を形成していく必要がある。一つはＧ７を中心とした連帯の形成である。国際社会の中での意思決定の中心的なプラットフォームとしての役割を近年大きくしてきたＧ７において、日本がイニシアティブをとっていくことが必要である。もう一つは国連による連帯の形成である。民主主義以外の国々への働きかけの機会を維持していく点で、国連での動きも今後重要となる。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（第２期トランプ政権と自国第一主義）

○包摂的平和の文脈におけるトランプ政権のリスクとベネフィットの評価を伺う。

●まず、トランプ大統領を生み出した米国内の巨大な変化は無視してはいけない。その上で、第１次政権の時は、外交・安全保障のプロフェッショナルに囲まれ、大統領のイニシアティブが米国の国益や国際社会にとって好ましくない場合には軌道修正されていた。しかし、今のトランプ政権では大統領に忠誠心を持つ人物だけを周囲に集めたことによって、この修正機能が働かず、大統領が誤った判断を下した際にそのまま進んでしまうリスクが大きくなっている。

●第２期トランプ政権の孤立主義と機会主義という特徴を踏まえると、我が国にとっては米国産ＬＮＧの輸入増加といった可能性はあるものの、トータルとしては非常にリスクが大きい。米国には、包摂的平和の観点から、偉大で尊敬される国になるためにはどのような振る舞いをすべきかを考えてほしく、外交の中で日本からもそうした問いかけをしていくべきである。

●どこまで継続するか分からないが、現在の動きをベースに考えると、リスクとしては、人権、法の支配、自由といった規範がスケープゴートにされ、国際的に同様の動きが起き、日本においても排外主義的な動きが加速する懸念がある。一方、ベネフィットとしては、覇権国としての動きをやめようとする一連の政策は、米国一国にリードされてきた国際秩序から主体が多様化した国際秩序に転換していくということに気付かせ、日本や欧州が国際秩序を守るために何をすべきか考えて動いていく機会になっている。

○米国には他国から領土を購入した歴史もある中で、グリーンランドやパナマ運河に関するトランプ氏の主張についての評価を伺う。

●トランプ氏の主張は、特に欧州から領土拡張主義と批判されている。また、他国に金銭での領土の売買を持ちかけることは主権を尊重する現在の国際法体系の中で極めてイレギュラーなことであり、正当化の難しい要求である。

○米国によるパリ協定からの離脱が気候変動対策に及ぼす影響を伺う。

●気候変動問題の解決には、中国の協力が不可欠であり、米国もカーボンニュートラルの実現に向け、着実に取り組む必要がある。日本も、国際的な枠組みの中でＬＮＧ、太陽光発電、水素エネルギーなどの代替エネルギーの活用や、更なる技術革新を進めることが求められている。日本の貢献方策を具体的に検討し、欧米と連携し推進していくことが非常に重要になると考える。

○日本でトランプ政権における政府効率化省（ＤＯＧＥ）のような大胆な改革を行うにはリスクが伴うことを国民に伝える方策について伺う。

●ＤＯＧＥの前例として、アルゼンチンが同様の方法でインフレ率を改善したことはあるものの、ＵＳＡＩＤの職員98％削減のような措置は政府機能に大きなひずみを生じるので、そうした負の側面がもたらす影響には警戒すべきである。

○自国第一主義を克服するために必要な取組について伺う。

●自国中心主義の広まりは、1980年代以降の新自由主義とグローバル化がもたらした社会の様々な不平等、格差といった巨大なひずみに国家が対応できていないことに起因している。それらは本来、国際協力を通じて解決すべきだが、自国中心主義が協力を難しくするという悪循環が生じている。富が一部に偏在する現状の変革を求める声に対応する必要があり、包摂的平和の考え方は、新自由主義やグローバル化に取り残された人々へ恩恵をもたらし、問題を解決するためのヒントとなる。

（民主主義とポピュリズム）

○国家間対立の文脈において民主主義ではなく国家の主権などの普遍的価値の侵害という事実に焦点を当てるアプローチは権威主義国に適用可能か、また台湾有事でも説得力を持ち得るのか伺う。

●政治的な価値の違いを前面に出した言説の形成は、非民主主義の国々を我々と連携しにくい立場に追いやる。台湾有事に関しては、政治体制を共有する日米韓台の間で理念的な連携を起こしやすい一方、権威主義国や自由がかなり侵害

されている民主主義国との連携も必要であり、これらの国々にとっては、民主主義の文脈ではなく主権の文脈で語るのが効果的である。

○国際的な関与や貢献の重要性について日本国民の理解を深めるために、どのような言説が必要か伺う。

●日本は米国と比較して大きな政府を志向する社会であり、福祉重視が基底にあるため、経済的な不平等が表出しにくいものの、そうした不平等が拡大してきたことに間違いはなく、これを克服していかなければならない。これに関しては、オンライン空間を超えた対面での対話の加速と、ナラティブの面で相互理解の例を拡散していくといった小さな具体例の積み重ねが必要である。

○ＳＮＳがポピュリズムの源となり民主主義を根底から覆す可能性がある中で、力で抑える権威主義国が優位性を持ち得ることへの評価について伺う。

●ＳＮＳ上の言説を完全には規制しないことが重要であり、例えば、権威主義国において、抑圧された人々が真の情報を流す際、匿名性をある程度担保した上で情報が流せる空間は必要である。他方で、偽情報が拡散し、人々がエコーチェンバーの中で問題のある言説に取り込まれていく現状に対処するため、ファクトチェックやリテラシー教育に加えて、一人一人がカウンターナラティブを作っていくことが必要である。

○ポピュリズムの台頭が国家に及ぼす影響について伺う。

●ポピュリズムの台頭は、社会や国家を弱体化させる可能性が強い。ポピュリズムは、一時的には選挙で多数派形成をする上で有用だが、分断を生み、相互の不信感を強化することになるため、対人関係の強化や格差是正により克服する必要がある。

○立法府には国民の声を聞くポピュリズム的なところがある中で、ポピュリズムではない状態で選挙制度を維持していくための方策について伺う。

●ポピュリズムの波が国際的に強くなっており、これを完全に覆すことは難しい。ただ、日本社会は大きな政府志向や慣性を重視することによりポピュリズムのネガティブな影響が出にくいため、他国がポピュリズムの波にのまれているときでも日本がしっかりと政治を維持していることに光を当てるべきである。

○権威主義国が経済的発展をもたらすか否かの評価を伺う。

●学術的な分析での評価は分かれるところだが、権威主義国は、自国政府の正当性を主張するために、経済発展が自らの政治体制によってもたらされたとする言説を用いる傾向が強い。

（包摂的平和の実現に向けて日本が果たすべき役割）

○これまでロシア側に対するアプローチが少なかったと思われる日本が、ウクライナ戦争の停戦に向けて果たし得る役割について伺う。

●日本は、欧米とは異なりウクライナに攻撃的な兵器を提供していないので、Ｇ７の中で最もロシアにアプローチしやすい位置にあるものの、厳しい経済制裁を行っており、志を持つことは必要としても、ロシア側は対話の意欲を大幅に失っていることから容易ではない。また、積極的に戦地に行って兵力を展開することができない日本にとって、米国のようなやり方で和平に貢献することは容易ではないので、日本は、戦後復興等では民生的な役割を中心に貢献すべきである。

○国連が直面する限界にどう対処し、その中で日本がどのようなマルチ外交を展開すべきか、グローバル・サウスへの協力に関してＴＩＣＡＤでリーダーシップを発揮することもできると思うが、見解を伺う。

●国連の限界は、政治の場において決定ができない点に起因する。それゆえ、今回の総会で、日本が欧州やウクライナとともにロシアの侵略を非難する決議案を提出し、ウクライナ支援を明確に打ち出したことは、非常に重要であった。また、行政機関としての国連では、ＴＩＣＡＤなどにおいて、グローバルヘル

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

スを身近に考えられるように、日本企業の貢献や日本の国益とのつながりを訴えていくことが重要である。

○敗戦の痛みを知った日本こそが世界平和に貢献できることから、国連安保理の常任理事国入りを目指すべきと思うが、可能性とその道のりについて伺う。

●国際社会が結束しなければ安保理の拡大や改革は困難であることを踏まえると、短期的・中期的には、日本が常任理事国となることは難しい。一方、世界が混乱し、大国が軍事力を用いて利己的な行動をとる今日、戦後80年間の取組への評価として国際社会における日本への信頼はかつてなく高まっている。これは大きな資産であり、常任理事国入りを長期的に目指すと同時に、この資産の活用方法を考えていくことが必要である。

○国連の中で日本の発言力を高めていくことは国益にもつながると考えるが、そのために必要な対応について伺う。

●国連職員として勤務したスーダンでは、日本政府が人間の安全保障というビジョンを掲げながら、保健、水、衛生の支援に加え、きめ細やかな職業訓練も行い、感謝されていた。ニューヨークの国連本部で勤務した際に、そうした日本ならではの貢献を説明することは効果的だったので、日本の貢献を蓄積し、国際社会に継続して訴えることが、非常に有効なアプローチである。

○経済的相互依存関係を構築する上での日本の役割について伺う。

●経済的な相互依存が戦争を防ぐという考え方は、現在も有効であると考えられる。他方で、近年、相手国を自国の鉱物資源等の経済的な物資に依存させてそれを利用する「経済の武器化」という現象が生じている。経済的な相互依存によって平和を維持する思想を持ちつつ、経済の武器化に対して、経済安全保障推進法のような防衛的な取組を進めていくことが重要である。

○日本が経済的なパワーを失ってきている中で国際社会に影響力を及ぼしていく

方策を伺う。

●従来、日本は経済大国としてＯＤＡを中心とする支援を行ってきたが、ＧＤＰ比では十分な水準ではなく、さらにＵＳＡＩＤの廃止で生じる空白を埋める必要もある。しかし、人口減少と経済成長の鈍化を考えるとＯＤＡの額でアピールすることは難しい。その中で、日本は、お金以外でも、途上国における法整備を支援するといった様々な形で十分に貢献できる。また、今後日本同様に人口が減少し、経済成長が鈍化していく多くのアジア諸国では、日本の社会保障制度に関心が持たれており、日本の経験から貢献することもできるのではないか。

○自由を守るために日本が主体性を発揮してとるべき具体的な行動を伺う。

●日本は今まで国際社会で追随型の外交をしてきたところがあり、例えば草の根無償資金協力でも政治的なＮＧＯには支援しないなど、政治的影響に関して自らを縛ってきたが、それをやめるべきである。また、ミャンマーの内戦でも、日本は国軍との対話を重視する傾向があるが、民主派・少数民族ともしっかりパイプを持ち、両者の間で交渉していく必要がある。そのように国際秩序の維持に必要な規範が何かを日本自身が意識して行動することが必要である。

○日本のＯＤＡは保健分野に対する資金の量・割合が低いとの指摘についての見解を伺う。

●要請主義に基づく日本のＯＤＡでは、相手国のニーズと日本の得意な領域をマッチさせて拠出するので、一概に目指すべき拠出の割合を決めるのは難しい。ただ、現下のＷＨＯやＵＳＡＩＤをめぐる動きを見ると、国際保健分野における空白地帯は大きいため、このタイミングで、日本が強みを発揮できる分野で最大限の貢献をしていくことが望ましい。

○命を救う援助の活動と命を奪うパワーが同時に存在する矛盾の中、命を救う活動の重要性の理解を深め、抑止する力としていくための方策について伺う。

●国際社会では主権国家がそれぞれの常識や正義を持っている。また、スーダンやアフガニスタンといった紛争地では、戦闘当事者にとって家族等を失ったことへの復しゅうが彼らの「正義」になっているところがある。この残酷なリアリズムを踏まえた上で、子供たちに将来を見据えて希望を見せていくことが重要である。そのためには、日本が、フィリピン・ミンダナオにおいて、欧米諸国による和平調停に加え、ＪＩＣＡを通じた職業訓練等を実施し、希望のある未来に向けて銃を置かせる平和構築活動を行ったような取組を発展・継続させることが重要である。

４．21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～（委員間の意見交換）（2025（令和７）年４月16日）

委員間の意見交換において、表明された主な意見は、以下のとおりである。

（国際秩序と日本外交）

○今日、国際社会が歴史の大きな転換点にあり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が重大な危機にさらされている中、第二次世界大戦後、平和国家としての道のりを歩んできた我が国の、リベラルな国際秩序の擁護者としての役割は非常に重要なものとなっている。とりわけ、自由と法の支配を擁護するとともに、誰も排除しない、陣営づくりをしない、価値観を押し付けない、多様性、包摂性、開放性を尊重する「自由で開かれたインド太平洋」構想は、国際社会において共有され、今後の国際秩序における柱となり得る考え方であり、今後もこの考え方に基づいて日本外交を展開していくべきである。

○今後の日本外交の展開においては、日米同盟、有志国連携、多国間枠組みという三つの層を有機的に結び付け、それぞれの特徴や強みを生かしつつ、多角的・重層的な外交を展開していくアプローチが重要である。多国間枠組みについては、複数の枠組みを活用していくことが、特定の課題解決を図る上でも有用である。

○多国間枠組みである国連については、特に国際の平和と安全につき主要な責任を負う安保理が、ウクライナ戦争等において期待される役割を果たしていないなど、その機能不全が指摘されているが、国際社会における中心的なフォーラムであることに変わりはなく、包摂的平和を実現していくための枠組みとして再活性化を図っていくべきである。その際、日本外交の主要な柱である「人間の安全保障」は、人間を中心に据え、誰一人取り残さないという包摂性ゆえに、異なる価値観や利害を持つ国々を結集していく理念となり得る。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

○国連憲章において紛争の平和的解決と武力行使禁止原則を基本原則として定め、経済的な開放性、政治的な互恵性、多国間管理などを柱としたリベラルな国際秩序が、ロシアのみならず米国からも挑戦を受け大きく動揺している。今後、むき出しの暴力そのものが衝突し、軍事大国が自身の主張や正義を中小国に押し付けるような時代に逆戻りしかねない危機的状況を迎えていることを認識した上で、これまで培われてきた国際政治の原則をいかに維持・強化していくかが問われている。

○現在のような不確実性の時代においては、法の支配や人間の安全保障といった考え方を外交の重要な柱として推進してきた日本の役割は一層高まっている。これまでの日本外交は、ともすれば米国一辺倒とも見られてきたが、米国が内向きになり、独善的な外交を押し進めようとする今こそ、日本は米国依存ではなく、価値観を同じくする欧州の国々との連携強化やグローバル・サウス諸国との関係深化を含めた全方位外交を展開していくべきである。ウクライナ戦争や中東情勢においても、戦後、様々な開発協力の知見を積み重ねてきた日本だからこそ果たせる貢献が重要な意味を持つ。

○核兵器禁止条約や対人地雷禁止条約などの成立経緯を踏まえ、軍縮・不拡散を始めとする包摂的平和の実現に向けた取組において、市民社会との連携・協力を含む多国間協力の枠組みを推進していくことが重要である。

○朝鮮半島の緊張、中国の軍事力拡大など、アジアにおける安全保障環境が厳しさを増す中で、抑止と対話を両輪とする現実的な平和主義に基づく取組の重要性が一層高まっている。そうした観点から、日本は、米国、中国、ロシアを含めた常設的な多国間の安全保障対話の枠組みとして、アジア版ＯＳＣＥの実現に向けた取組を進めていくべきである。具体的には、大使級の各国代表が定期的に会合を開き、情報交換を行う常設的な枠組みを設けることで、いざというときでも相手の真意を正確に把握しリスクを低減することにより、紛争の拡大を予防する仕組みである。アジア版ＯＳＣＥの取組から始め、信頼醸成を制度化していくことは、アジア、ひいては国際社会全体の包摂的平和の実現に資するものであり、これらの取組を一歩ずつ進めていくことが重要である。

○国連憲章に明確に違反するウクライナ戦争は、第二次世界大戦後の国際秩序の根幹を大きく動揺させ、今後の世界政治を変質させる巨大なインパクトを持つとの参考人の指摘をしっかりと受け止めるべき。国際社会の連携に空白が生じている中、国際間の枠組みを通じた地球規模の課題への対応、多様性、包摂性、開放性を基礎とした国際秩序構想の推進など、日本のリベラルな国際秩序の擁護者としての役割は、かつてないほど高まっている。こうした認識の下、日本政府には、包摂的な平和の実現に向け積極的に取り組むことを求める。

○ロシアによるウクライナ侵略とイスラエルによるガザ攻撃が激化する状況の下、世界的な連帯が力を発揮し、その中で、平和憲法を持つ日本が対話による外交で力を発揮することが重要である。

（核軍縮・不拡散）

○核軍縮・不拡散を取り巻く国際環境が一層厳しさを増しているが、そうした状況だからこそ、唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器のない世界に向けた国際社会の取組を着実に進められるよう、粘り強くリードしていくべきである。

○我々は、核兵器を二度と使用してはならないという「核のタブー」が破られるおそれと、核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）を始めとする多国間枠組みや米露間の核軍縮・軍備管理条約を基軸とする国際的な核軍縮・不拡散体制が崩壊するおそれという「二つの危機」に直面している。これらの危機を乗り越え、核軍縮・不拡散体制の実効性を高めていくには、過去の国際合意や共同声明に立ち返り、核保有国と非保有国間の共有認識を改めて確認し、核保有国の歩み寄りを促す

ことが重要である。そのため、2026年に開催される第11回ＮＰＴ運用検討会議では、核保有国による「核の先制不使用」や、非保有国に対して核攻撃しないことを保証する「消極的安全保証」の強化を主な検討議題とするべきである。

○被爆者の方々の活動もあり、唯一の戦争被爆国である日本の行動や発言が国際社会で重く受け止められていることを認識し、日本は核兵器禁止条約にオブザーバー参加すべきである。2025年３月の同条約締約国会議には、これまでオブザーバー参加していたドイツなどが参加を見送り、欧州全体で核による抑止強化の議論が進んでいる。そうした中、日本がオブザーバー参加し、同条約に対する賛否が異なる国家間の議論を活性化して両者の橋渡しを担う意義・必要性はこれまで以上に高まっている。また、同条約が求める核兵器の実験・使用による被害者への援助と汚染地域の環境修復のための国際協力体制の構築については、条約の参加・不参加にかかわらず、知見を持つ日本こそが取組を主導していくべきである。

○2024年10月に日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した背景には、ウクライナ戦争においてロシアが核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返したことにより再び想起された核使用の恐怖がある。こうした危機的状況であるからこそ、唯一の被爆国である日本は、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加するなど、核兵器廃絶に向けた取組を一層進めていくべきである。

○核兵器用核分裂性物質生産禁止条約は、ＮＰＴなど国際的な核軍縮・不拡散体制の実効性を高める上でも有用であり、日本は、その早期交渉開始に向けた取組を進めるとともに、核兵器用分裂性物質の生産モラトリアムの普遍化や透明性の強化など、条約に基づかない非拘束的な措置の整備やその履行を促す取組も同時並行で進めていくべきである。

（ＡＩの軍事利用）

○軍事分野におけるＡＩの利用が現実的な課題として一般的な現象になっていることを重く受け止めることが重要である。ＡＩの軍事利用には民間人の付帯被害という人道上の問題も大きく、自律型致死兵器システムの規制等、日本政府としても、こうした問題に対し実態を踏まえた上で、今後の安全保障政策や各国との連携に対応していくべきである。

（日本の安全保障）

○日本の周囲には三つの核保有国が存在し、いずれも法の支配より力による秩序を追求する国家である。日本は非核三原則を掲げてきたが、世界最大の核保有国であり、我が国の同盟国でもある米国のアメリカ・ファーストの姿勢は、米国の核の傘に対する信頼性に一定の疑義をもたらしており、日本の平和や主権、国民の命を守り抜けるのか問われている。現実の国際政治では、核兵器が戦争を防ぐ手段として機能しており、国民的議論も喚起し、非核三原則の再評価、抑止力としての多角的自主防衛能力の確保に正面から向き合わなければならない。

○現実的な安全保障と理想としての人間の尊厳を守る努力、この両輪をもって外交、防衛に取り組むべきである。日本には、戦争を防ぐための抑止力と暴力からの被害者救済を切り離すことなく備え、責任を果たすことが求められる。

○2022年12月にいわゆる「安保三文書」が改定され、５年間で防衛費を43兆円に増額する方針が示された。その後３年が経過し、防衛費は拡大され、日本を戦場にしていく作業が着々と進んでいるにもかかわらず、国会ではそうした現実を実感できていない議論が行われている。これは安保三文書に対して審議がされてこなかったためであり、調査会で議論したような理念に日本が立ち返るには、この点をもう一度問い直さなければならない。

（ウクライナ戦争・中東情勢）

○ウクライナ戦争や中東情勢の今後の行方について、トランプ政権が公正中立な仲介者としてではなく、ロシア寄り、イスラエル寄りの立場から強引に解決を図ろうとすることがこの二つの紛争にどのような帰結をもたらすのか、注視していく必要がある。

○米国トランプ政権発足に伴い、ウクライナ戦争をめぐる環境は大きく変化したが、力による現状変更は許さないとの強い理念とＥＵを始めとする国際社会との連携の下、日本も戦争終結に向けて取り組んでいくべきである。また、ウクライナ戦争を通じて日本とＮＡＴＯの協力関係は深化しており、この協力関係を東アジアにおける安全保障・抑止力強化につなげていくことも重要である。

○ロシアの侵略行為は大国による国際法の軽視であり、国際法の役割への不信感を醸成している。日本としては、国際法規則の形成に積極的に参加し、国際社会におけるルールの明確化に向け、リーダーシップを発揮し貢献していくべきである。

○ロシアによるウクライナ侵略をめぐり、時間の経過とともに、ロシアによる占領地域の拡大、軍事支援と引換えにした米国によるレアアースの確保への試みが行われている。本来はこうした紛争を防止しなければならない大国による領土や資源などの利益を得るための紛争の誘発や、災害支援を行った場合に対価を求めるような世界情勢となる可能性を大変懸念するとともに、国連がこうした動きに歯止めをかけられなかったことは残念であり、日本はこうした諸点をしっかり主張してほしい。

○ガザ情勢については、イスラエルとハマスの三段階の停戦合意が発効したものの、その後の延長に向けた協議が行き詰まり、直近ではガザ地区への攻撃が再開されている。日本は国際社会と連携し、中東地域において日本の外交政策の根幹である法に基づく秩序の実現に向けて粘り強く、諦めることなく取り組んでいくべきである。

○侵略や攻撃に対し、国連憲章、国際法、国連決議に基づく公正な和平を実現するため、日本政府が国際社会と力を合わせてあらゆる努力を行うことが必要であり、それが求められている。

○ガザにおける人道危機や難民問題に見られるように、人間の安全保障という視点は極めて重要である。戦争や暴力の犠牲となるのは常に一般市民であり、日本は、中東支援においても、包摂的な平和の実現に向けての法の支配、人道支援、復興支援における具体的な貢献を果たすべきである。

（海洋に関する取組）

○日本や島嶼国を中心に深刻な影響をもたらす海面上昇については、島嶼国が領海基線の維持を可能とする海洋法の解釈を主張し、日本もその立場を支持している。グローバル・サウスの一角を占める島嶼国との協力・連携を通じた関係の深化にも資する観点から、日本は、そうした解釈を国際社会で広めていくための外交的な働きかけを行うとともに、国連総会決議を通じた解釈合意の採択など、国際社会における合意形成にも取り組んでいくことが有用である。

三　提言

本調査会は、３年間の調査を踏まえ「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」について、以下のとおり提言を行う。

１．新たな国際秩序の在るべき姿とその構築に向けたアプローチ

（国際秩序をめぐる現状）

第二次世界大戦後、国際秩序は、国連憲章第２条第３項及び第４項において定められた紛争の平和的解決義務と武力行使禁止原則、そして経済的な開放性、政治的な互恵性、多国間での管理等を柱として築かれてきた。

冷戦終結後、自由、民主主義、法の支配等の価値や原則に基づく国際秩序が発展する中で、国際協調、経済のグローバル化と相互依存が進んできた。その一方で、中国の影響力の増大や、インドを始めとするグローバル・サウスと呼ばれる新興国・途上国の台頭など国際情勢に大きな変化が生じていることに加え、先進国を含む多くの国々の国内における経済格差の拡大とポピュリズムの台頭により、政治的・社会的な緊張や対立の顕在化も見られる。

そうした中、2022年２月以降のロシアによるウクライナ侵略は、第二次世界大戦後の国際秩序の在り方を根本から揺るがし、2023年10月以降のイスラエル・パレスチナ情勢の悪化、特にガザ地区における危機的な人道状況は、国際社会における対立を一層複雑なものとしている。さらに、2025年１月に発足した米国の第２期トランプ政権は、アメリカ・ファーストの名の下、米国の国益を前面に出した政策を押し進めており、国際社会に大きな波紋を広げている。

（新たな国際秩序の在るべき姿）

本調査会では、このような現状に対し、今日、国際社会が歴史の大きな転換点にあり、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序が重大な危機にさらされていると指摘されてきた。第二次世界大戦後、平和国家としての道のりを歩んできた日本は、こうした国際秩序を擁護していく上で非常に重要な役割を果たし得る。とりわけ、日本が掲げている自由と法の支配を擁護し、誰も排除せず、陣営づくりをせず、価値観を押しつけない多様性・包摂性・開放性を尊重するとの理念は、国際社会において共有され、今後の国際秩序において柱となり得るものであり、この理念に基づいて日本外交を展開し、包摂的平和の実現に向けた取組を進めていくべきである。

この取組を進める上では、自由、民主主義、法の支配等の価値や原則を共有する欧州との緊密な連携が重要であることはもとより、グローバル・サウス諸国の声に耳を傾け、関係を深化し、連携を図ることを通じて、自由と法の支配の擁護、多様性・包摂性・開放性の尊重に基づく国際秩序を普遍化していくべきである。

また、ウクライナ侵略における公正な停戦の実現や、国際秩序の維持・発展を図っていく上で、米国の及ぼす影響は依然として大きい。加えて、経済的相互依存が戦争を防ぐという考え方は今なお有効な面があり、米国を含めた強靭かつ複合的・構造的な経済的相互依存の構築が、包摂的平和の実現にとって重要な要素となる一方、同時に、経済が武器化されることに対して適切に対応していくことも求められる。そのため、日本として、米国の置かれた立場やその考え方を十分理解した上で、米国と粘り強く協議していくべきである。

さらに、包摂的平和を実現していく上では、国際政治の現実として大国間での協調が不可欠であるとの観点も踏まえながら、国際秩序の維持・発展に向け、核軍縮・不拡散への取組などに中国やロシアをコミットさせていく方策を考えていくべきである。

（新たな国際秩序の構築に向けたアプローチ）

自由と法の支配の擁護、多様性・包摂性・開放性の尊重という理念を柱とする、新たな国際秩序の構築に向けた日本外交を展開していく上では、二国間協力、有志国連携、多国間枠組みという三つの層を有機的に結びつけ、それぞれの特徴や強みを生かしつつ、多角的・重層的な外交を展開していくアプローチが考えられる。さらに、多国間枠組みについては、複数の枠組みを活用していくことが、特定の課題解決を図る上でも有用と言える。

また、ウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがし、ガザ地区における深刻な人道危機を始めとする中東情勢が国際社会における対立を複雑化していることに

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

加え、アジアにおける安全保障環境も踏まえれば、抑止に偏ることなく、対話との両輪による現実的な平和主義に基づく取組の重要性も一層高まっている。そうした観点から、米国、中国、ロシアを含む常設的な多国間の安全保障対話の枠組みとして、アジア版ＯＳＣＥの創設、すなわち各国代表による定期的な会合を通じて情報交換を行い、いざというときでも相手の真意を正確に把握し、リスクを低減することで紛争を予防する仕組みを設けることが重要であり、その具体化に向けた取組を進めていくべきである。そうした取組を通じ、主要な大国を含む多国間での信頼醸成を制度化していくことは、アジアのみならず、国際社会全体の包摂的平和の実現に資するものであると考えられる。

さらに、多国間枠組みの中心である国連は、特に国際の平和と安全に主要な責任を負う安保理がウクライナ侵略等において期待される役割を果たしていないなど、本調査会でもその機能不全がしばしば指摘されたが、国際社会における中心的なフォーラムであることに変わりはなく、包摂的平和を実現していくための枠組みとして、再活性化を図っていくべきである。その際、日本外交の主要な柱である「人間の安全保障」は、人間を中心に据え、誰一人取り残さないという包摂性ゆえに、異なる価値観や利害を持つ国々を結集していく理念となり得るとの認識に基づき、取組を進めていくべきである。

２．核軍縮・不拡散をめぐる対応

ウクライナ侵略では、ロシアが核兵器による威嚇ともとれる言動を繰り返し、核戦争への恐怖が再び想起されることとなった。こうした中、被爆者の方々による国内外における粘り強い運動や訴えなどを通じて培われてきた、核兵器の使用を事実上のタブーとみなす国際的な規範が脅かされているとともに、核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）を始めとする多国間枠組みや米露間の核軍縮・軍備管理条約を基軸とする国際的な核軍縮・不拡散体制も危機にひんしている。

このように核軍縮・不拡散を取り巻く国際環境が一層厳しさを増している状況であるからこそ、唯一の戦争被爆国である日本が、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の取組を一歩ずつでも着実に進められるよう、主導していく必

要がある。そうした取組として、短期的には、核兵器不使用の継続に向けて、戦略対話を進め、危機管理や信頼醸成、透明性の向上を図るとともに、中期的には、核戦力の増強を続ける中国を、抑止とインセンティブを働かせることで核軍備管理の枠組みに取り込み、多極化等を織り込んだ核軍備管理の在り方を模索していくべきである。

とりわけ、ＮＰＴは国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるが、過去２回の運用検討会議では合意文書の採択ができず求心力が弱まっている状況にある。ＮＰＴ体制の重要性を再認識し、強化していくためには、核軍縮への取組など核兵器国側によるＮＰＴへのコミットメントを強化する一方、潜在的な核保有国への手当てを行うとともに、ＮＰＴにとどまるメリットを途上国メンバーに示していく必要がある。そうした取組の一環として、2026年に開催される第11回ＮＰＴ運用検討会議では、消極的安全保証の強化を、法的拘束力を持たせることも含め、検討議題として考えていくべきである。

また、核兵器の原料となる核分裂性物質の生産を禁止し、核兵器の量をこれ以上増やさないことを目的とする核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（ＦＭＣＴ）は、ＮＰＴを始めとする国際的な核軍縮・不拡散体制の実効性を高める上で有用であり、日本は、その早期交渉開始に向けた取組を一層進めるべきである。さらに、同時並行で、生産モラトリアムの普遍化や透明性の強化に向けた取組、核兵器用核分裂性物質の生産施設の破棄や転換の奨励、その在庫に関する情報提供の要請などの非拘束的な措置の履行、その履行確保のための監視メカニズムの制度化といった取組も進めるべきである。

核兵器の非人道性という観点から、その保有や使用の法的禁止などを定めた核兵器禁止条約（ＴＰＮＷ）については、日本を含め、核兵器国やその同盟国等は参加しておらず、核兵器の安全保障上の役割や核軍縮に向けたアプローチなどをめぐり、同条約締約国との間には意見の相違が見られる状況となっている。

本調査会でも、同条約締約国会議について、同条約は日米安保と両立せず、誤解や過剰な期待感を持たせることのないよう不参加の姿勢を貫くべきとの旨の指摘があった一方、国際社会の核廃絶に向けた取組の中で唯一の戦争被爆国である

日本の発言や行動が重く受け止められていること等を踏まえ、オブザーバーとして参加し、立場の異なる国々の橋渡しを担うべきとの旨の指摘も度々なされている。これらの指摘を踏まえつつ、日本が同条約にどのように関わっていくべきなのか、今後も引き続き検討を続けていくべきである。

また、ＴＰＮＷが定める被害者援助、環境修復及び国際援助については、同条約への参加・不参加にかかわらず、唯一の戦争被爆国としての経験、知見を有する日本は、その協力の在り方について検討するとともに、国際的な取組を主導していくことが望まれる。

３．対人地雷禁止条約等をめぐる対応

通常兵器に係る軍縮・不拡散の国際的な枠組みの中でも、対人地雷の使用・貯蔵・生産等の全面的な禁止等を定めた対人地雷禁止条約と、クラスター弾の使用・開発・生産等の禁止等を定めたクラスター弾に関する条約は、いずれも人道上の観点から、許容できない被害をもたらす兵器に対処する人道的軍縮のアプローチに基づく多国間枠組みであり、それらの成立に当たって重要な役割を果たした市民社会等との協力・連携を特徴としている。その一方で、これらの条約については、ウクライナ侵略における対人地雷やクラスター弾の使用のほか、非国家主体による対人地雷使用など、普遍性や規制の在り方、実効性の確保等が課題となっている。

このうち、特に対人地雷禁止条約への取組については、日本がこれまで大きな成果を挙げてきた分野であり、日本は、2024年７月に①リスク回避教育・啓発支援、②地雷除去支援、③地雷被害者支援の三つの支援を柱とする「地雷対策支援に関する包括的パッケージ」を発表し、同年11月の第５回検討会議では、第22回締約国会議議長に就任するとともに、同期間中（2024年12月～2025年12月）における優先テーマとして、１）地雷対策における「国家の主体性」の強化及び「能力構築」支援、２）新興技術を活用した対人地雷対策の促進、３）地雷対策におけるＷＰＳ（女性・平和・安全保障）との連携、４）普遍化の４点を掲げることを発表している。

本調査会では、地雷除去や探査等の地雷対策と被害者支援のバランス、地域配分のバランスの見直しが必要との指摘も行われており、そうした点にも留意しつつ、日本は、上記の取組を進めていくべきである。

一方、対人地雷禁止条約の実効性を高めていく上では、同条約の普遍化を進めていくことが不可欠だが、ロシアによるウクライナ侵略等による安全保障上の懸念の高まりから、2025年３月にはポーランドとバルト三国が、同年４月にはフィンランドが、相次いで同条約から脱退する方針を表明した。また、クラスター弾に関する条約についても、それらの国々の中で唯一の加盟国であったリトアニアが、2025年３月に同条約を脱退した。

この背景には、本調査会においても指摘された、対人地雷禁止条約等の非対称性の問題がある。この指摘の中では、ウクライナ侵略において、対人地雷禁止条約の非加盟国であるロシアと加盟国であるウクライナでは、対人地雷の使用等についてウクライナのみが条約違反になるため、今後、加盟国が不利な立場を回避するために同条約を脱退する可能性が懸念されていた。直近の動きは、正にそうした懸念が現実になりつつあることを示しており、2025年12月に開催される第22回締約国会議では、同条約の普遍化と関連し、消極的安全保証の検討も含めた、この非対称性への対応を重点的に議論していくべきである。

４．ＡＩの軍事利用、自律型致死兵器システム（ＬＡＷＳ）規制をめぐる対応

（ＡＩの軍事利用）

近年、ＡＩ技術の急速な発展を背景に、ＡＩの軍事利用に係る国際的な議論が活発化している。とりわけ、生成ＡＩなどの開発の進展により、攻撃の意思決定支援システムとして多くの国々がＡＩ活用を拡大することが予想されるほか、攻撃の意思決定前段階での標的探索、行動予測による標的の発見、一般的な意味での意思決定支援システムなど、ＡＩの軍事利用の可能性は幅広く存在していることが本調査会でも指摘されている。

このように、軍事分野におけるＡＩの利用が一般的な現象となり、現実的な課題となる中、2024年７月、防衛省は、同省としては初めて、ＡＩ活用推進の羅針

盤となる「防衛省ＡＩ活用推進基本方針」を策定した。同基本方針では、ＡＩの軍事利用に係る国際的なルール作りに関する議論について、人道上の視点と安全保障上の必要性を踏まえたバランスのとれた原則及び規範の策定を目指し、国際的な議論に積極的かつ建設的に貢献していく方針を掲げている。

本調査会の議論においては、ＡＩの軍事利用に係る国際人道法上の課題として、民間人の付随的被害（付帯被害）の問題及び兵器の合法性審査の問題が指摘されている。

民間人の付随的被害の問題については、ジュネーブ諸条約第一追加議定書における区別性、均衡性、軍事的必要性、無差別の禁止などの原則の下で一定の付帯被害の発生は想定されている一方、被害の程度の判断は各国に委ねられていることから、実際の運用がそれらの原則を満たすか否かの解釈の幅が大きい点が指摘されている。

また、兵器の合法性審査の問題については、同追加議定書第36条が、新兵器の研究、開発、取得又は採用に際し、当該兵器の将来における使用が関係国際法に抵触することのないよう、「一定の場合又はすべての場合に禁止されているか否か」を事前に審査する義務を締約国に課している一方、評価の基準等は具体的に明示しておらず、ＡＩ技術やその用途に係る審査の在り方を検討することが急務となっている点などが指摘されている。

これらの点に留意しつつ、日本は、国際人道法を含む国際法の遵守を確保する観点からＡＩの軍事利用に係る国際的なルール作りに関する議論を主導していくべきである。

（自律型致死兵器システム（ＬＡＷＳ）規制）

自律型致死兵器システム（ＬＡＷＳ）規制については、これまで特定通常兵器使用禁止制限条約（ＣＣＷ）の枠組みの下で議論が行われてきているが、イスラエル軍によるガザ地区でのＡＩの軍事利用が指摘される中で、改めてＬＡＷＳ規制に係る国際合意に向けた議論を活性化していく必要性が指摘されている。

本調査会では、ＬＡＷＳ規制は軍事大国の法規制が目的であり、そのための法的受皿を準備することが最重要課題であることから、法規制レベルは低いとしてもまずはソフトローとしての合意形成から取り組み、ハードローへと議論を進めていくべきである旨、ハードローについても、ＣＣＷ枠内で軍事大国が受入れ可能な人道法条約を作った上で、軍縮条約につなげていくことが必要である旨の指摘がなされている。

これらの指摘も踏まえつつ、日本は、実効性のあるＬＡＷＳ規制を実現するため、ＬＡＷＳ規制に慎重な立場をとる当該技術を持つ国々を含む主要国の参加を得られるような形でルール作りを進めていくべきである。

５．人道主義をめぐる対応

今日の国際社会では、国家間の対立や気候変動など様々な要因から、地域あるいは国内における武力紛争が数多く発生し、かつ長期化している。ロシアによるウクライナ侵略や、現在のガザ地区における人道危機を含め、そうした紛争下では、民間人の殺害や女性・児童に対する暴力を始めとする人道問題が生じるとともに、難民・避難民が発生し、2022年にはその数が初めて１億人を超えるなど、人間の安全保障を取り巻く状況は深刻なものとなっており、人道主義を実践・再構築し、人間の尊厳を確保していく必要性がかつてなく高まっている。

日本は、紛争及び人道危機への対応では、人道支援と開発協力に加え、平時から包摂的な社会を実現するための平和構築及び紛争再発防止が重要であるとの観点から、2023年６月に改定された開発協力大綱において、「人道・開発・平和の連携」（ＨＤＰネクサス）の考え方を明記し、国際社会と連携しながら、人道支援、貧困削減・経済開発支援、平和構築や紛争再発予防の支援に向けた取組を進めている。また、それらの取組のうち、特に人道支援については、関連する国際機関やＮＧＯ等の活動が重要な役割を果たしている一方、それらの活動を担保し、人道危機の状況を改善又は予防していく上で不可欠な国際人道法の遵守の確保が課題となっている。

本調査会では、そうした人道支援活動に係る課題として、紛争下において国際人道法の保護下にある医療施設等が攻撃にさらされていることや、国際人道法の履行確保のために国際事実調査委員会の制度等があるものの、違反に対する対処

が極めてぜい弱であることなどが指摘されている。

これらの指摘を踏まえ、日本は、主要ドナーとして開発支援を実施することで得てきた日本に対する信頼などをいかしつつ、紛争下において紛争当事者の双方に対する国際人道法遵守の働きかけを行うとともに、二国間あるいは多国間フォーラム等においても、そうした課題の解決に向けた議論を積極的に主導し、意見を取りまとめる役割を果たし、人々のニーズに真に基づいた公平な人道援助が実施されるよう、国際社会の取組を主導していくべきである。

６．気候変動が安全保障に及ぼす影響をめぐる対応

近年の気候変動による豪雨や洪水、干ばつや山火事などの大規模な自然災害の激甚化・頻発化は、被害を受ける人々の生存や尊厳を損なうのみならず、食料・エネルギー分野などにおける不安を拡大し、気候難民を発生させるなど、平和と安定にも影響を及ぼしており、新たな安全保障上のリスクとして懸念されている。また、融氷により北極海が今後主要な航路として航行可能になることが見込まれることへの対応なども新たな安全保障上の課題となっている。さらに、気候変動の影響による海面上昇は、日本や太平洋島嶼国を始めとする海洋に囲まれた国を中心に、領海や排他的経済水域等の外縁が変わることによる深刻な影響を生じさせ、海洋法秩序の安定性を損なわせ得るとともに、特に太平洋島嶼国にとり、その存続自体に関わる脅威となっている。

そうした新たな安全保障上のリスクや課題への対応について、本調査会では、紛争の拡散、気候変動による緊急事態の加速化、不平等の拡大などの深い混乱に直面し、分極化している世界において、マルチラテラリズムが重要な役割を果たす旨、今後見込まれている多くの気候難民の発生を予防するための対策を講じる必要がある旨、北極海が航行可能となる場合に備え、安全保障の観点からも港湾や補給地等の確保に取り組んでいく必要がある旨などの指摘がなされている。

これらの指摘を踏まえ、日本は、ＨＤＰネクサスの考え方を共有し、これまでも協力を積み重ねてきた国連開発計画（ＵＮＤＰ）との連携を一層強化していくとともに、現在建造中の北極域研究船「みらいⅡ」を国際研究プラットフォームとする北極域での研究開発や持続可能な利活用の探求、海洋に関わる人材育成、北極政策における国際連携の推進などを進めるべきである。

また、気候変動による海面上昇への対応について、本調査会では、法的な対応として基線の固定説が急速に支持を集めている一方、管轄権行使に関する問題などもあることから、解釈論的な観点からは注意が必要である旨、法的解釈等の形成に関して日本としての解釈論を積極的に打ち出していくことが重要である旨、太平洋島嶼国等とともに会議を開催し、法的な対応について協力の機運をつくることが大事である旨などの指摘がなされている。

これらの指摘を踏まえ、日本は、グローバル・サウスの一角を占める太平洋島嶼国との協力・連携を通じた関係の深化にも資するとの観点から、領海基線の維持を可能とする解釈を国際社会で広めていくための外交的な働きかけを進めるとともに、国連総会決議を通じた解釈合意の採択など、国際社会における合意形成にも取り組んでいくべきである。

７．国連改革をめぐる対応

国連（国際連合）は、世界のほぼ全ての国が加盟する最も普遍的な国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散といった国際平和に直接関わる分野のほか、貧困・開発、人権、難民問題、環境・気候変動、防災、保健を含む多様な分野の諸課題に取り組んでいる。その中で、安保理は、国際の平和及び安全の維持に主要な責任を負い、全加盟国に対して法的拘束力のある決定を行うことができる唯一の機関である。安保理は、５か国の常任理事国と10か国の非常任理事国で構成され、主要な大国の参加と一致した行動なしに集団安全保障の実効性が担保されないという国際連盟の教訓も踏まえ、いわゆる常任理事国による拒否権の仕組みが設けられている。

2022年２月のロシアによるウクライナ侵略に際し、安保理ではこれを批判し、ロシア軍の撤退を求める決議案が投票に付されたが、ロシアの拒否権行使により採択されず、同年３月、平和のための結集決議に基づき開催された国連総会の緊急特別会合において「ウクライナに対する侵略」決議が採択され、その後もウク

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

ライナ侵略に関して、累次の総会決議が採択されている。

こうした安保理の機能不全を背景に、国際社会では、安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び代表性を向上させるべきとの認識が高まっており、2024年９月に国連総会で開催された未来サミットでは、初めて安保理改革の「緊急」の必要性などに言及した成果文書「未来のための約束」が取りまとめられ、首脳レベルでの安保理改革に関する初めての具体的な成果文書となった。

本調査会では、日本にとって安保理の審議にできるだけ長く参加し、交渉に参加できることが重要であり、実現困難な常任理事国入りを目指し続けるのではなく、拒否権のない、再選可能で、長期間議席を保持し得る「準常任理事国」を新設する改革を追求すべき旨、拒否権の廃止は困難だが、常任理事国２か国が反対しなければ拒否権を行使できない制度の創設は取り組むに値する旨などの指摘がなされている。

これらの指摘も踏まえつつ、日本は、国際秩序における法の支配を強化、推進し、包摂的平和を実現していく上で、国連を中核とするマルチラテラリズムの強化が必要であるとの観点から、アフリカなどを含むグローバル・サウス諸国や関係国と連携しつつ、安保理改革の機運を高め、早期に具体的成果を出すよう、安保理改革の実現に取り組んでいくべきである。

本調査会は、国連などのマルチラテラリズムの再生を図ることが重要との観点から、この３年間、様々な角度から、今後の国際秩序の在るべき姿を模索してきた。しかし、この間、国際社会では、ロシアによるウクライナ侵略という、既存の国際秩序に対する重大な挑戦が続き、国際の平和と安全にとって深刻な脅威が存在し続けてきたとともに、イスラエル・パレスチナ情勢を始めとする中東情勢も不安定化し、とりわけガザ地区において今なお深刻な人道危機が続いており、それらの対応をめぐる国際社会の対立も複雑化するなど、極めて厳しい現実に直面してきた。

日本は、そうした国際社会の現実の中において、複雑かつ深刻な戦争と平和の

諸課題に今後も正面から取り組み、それらを解決するための方策を模索し続けなくてはならない。そうした取組を進めていく上で、本提言のほか、本調査会における議論において示された、新たな国際秩序の在るべき姿やその構築に向けたアプローチ、核軍縮・不拡散を始めとする政策課題への対応などは、日本が今後の国際社会においていかなる役割を果たしていくべきかを考える上で道標の一つとなり得るものである。

戦後、平和国家としての道のりを歩んできた日本には、その歴史的経験を基に、この困難な時代であるがゆえに、国際社会の包摂的平和の実現を主導していくことが期待される。そこで直面する諸課題に対し、本提言が、日本が「解決力」を発揮するための一助になることを切に願うものである。

参考　主な活動経過

（１年目）

国会回次及び年月日	調査会の主な活動等
第210回国会（臨）	
令和４年10月３日	・本会議において外交・安全保障に関する調査会設置 ・調査会長の選任（猪口邦子君（自民）） ・理事の選任
12月10日	・今期調査テーマの決定「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」
第211回国会（常）	
令和５年２月８日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、戦争防止のための要件） （参考人） 同志社大学法学部教授 浅　田　正　彦　君 香川大学法学部客員教授・上智大学大学院講師 植　田　隆　子　君 元海上自衛隊自衛艦隊司令官 香　田　洋　二　君
２月15日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、軍縮・不拡散①（ＮＰＴ・ＣＴＢＴ・ＦＭＣＴ・ＩＮＦ・新ＳＴＡＲＴ））
２月22日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、軍縮・不拡散②（核以外の大量破壊兵器、対人地雷・クラスター爆弾等））
	（参考人） 青山学院大学名誉教授・神奈川大学特任教授 羽　場　久美子　君 国際人権ＮＧＯヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表 土　井　香　苗　君 中央大学総合政策学部教授 目加田　説　子　君
４月12日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、国連改革（安保理改革・専門機関の強靱化））
	（参考人） 内閣府原子力委員会委員長代理・元軍縮会議日本政府代表部特命全権大使 佐　野　利　男　君 公益財団法人日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長 戸　崎　洋　史　君 長崎大学核兵器廃絶研究センター副センター長・教授 鈴　木　達治郎　君

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

	（参考人） 東京大学名誉教授 北　岡　伸　一　君 公益財団法人国立京都国際会館理事長 明　石　　康　君 国際基督教大学特別招聘教授・元国際連合日本政府代表部特命全権大使・常駐代表 吉　川　元　偉　君
４月26日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、持続的な防衛基盤整備の在り方） （参考人） 前内閣官房国家安全保障局国家安全保障参与・元マレーシア駐箚特命全権大使 宮　川　眞喜雄　君 拓殖大学顧問 森　本　　敏　君 公益財団法人未来工学研究所研究参与 西　山　淳　一　君
５月17日	・委員間の意見交換（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」）
６月７日	・調査報告書の決定及び議長への提出 ・本会議において報告を申し出ることの決定

（２年目）

国会回次及び年月日	調査会の主な活動等
第212回国会（臨）	
令和５年12月13日	・理事の補欠選任
第213回国会（常）	
令和６年２月７日	・理事の補欠選任 ・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、ＬＡＷＳ（自律型致死兵器システム）に関する国際的なルール作り及び対人地雷禁止条約の履行確保に係る取組と課題） （参考人） 前軍縮会議日本政府代表部特命全権大使 小笠原　一　郎　君 京都産業大学法学部客員教授・世界問題研究所長 岩　本　誠　吾　君 地雷廃絶日本キャンペーン代表理事 清　水　俊　弘　君
２月14日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、武力紛争等と人道主義の実践・再構築に向けた取組と課題） （参考人） 赤十字国際委員会（ＩＣＲＣ）駐日代表 榛　澤　祥　子　君 国境なき医師団日本事務局長 村　田　慎二郎　君

	名古屋大学名誉教授 松　井　芳　郎　君
２月21日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、ＦＭＣＴ（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）の交渉開始への取組と課題） （参考人） 一橋大学大学院法学研究科教授 秋　山　信　将　君 青山学院大学国際政治経済学部教授 阿　部　達　也　君 ピースボート共同代表 川　崎　　哲　君
４月17日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、気候変動や武力紛争等の影響を踏まえた国際的な食料・エネルギー安全保障及び人間の安全保障の確保等に向けた取組と課題） （参考人） 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 亀　山　康　子　君 公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所特別研究員 秋　元　一　峰　君 国連開発計画（ＵＮＤＰ）駐日代表 ハジアリッチ　秀子　君

５月15日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、気候変動が海洋法秩序に及ぼす影響への対策と取組の在り方） （参考人） 東京大学大気海洋研究所教授 原　田　尚　美　君 神戸大学大学院海事科学研究科准教授 本　田　悠　介　君 公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所太平洋島嶼国チーム主任研究員 塩　澤　英　之　君
５月22日	・委員間の意見交換（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」）
６月５日	・調査報告書の決定及び議長への提出 ・本会議において報告を申し出ることの決定

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（３年目）

国会回次及び年月日	調査会の主な活動等
第214回国会（臨） 令和６年10月９日	・理事の補欠選任
第215回国会（特） 令和６年11月14日	・理事の辞任及び補欠選任
第216回国会（臨） 令和６年12月24日	・理事の補欠選任
第217回国会（常） 令和７年２月12日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、中東情勢をめぐる現状と諸課題） （参考人） 防衛大学校名誉教授 立　山　良　司　君 拓殖大学教授 佐　藤　丙　午　君 立命館大学国際関係学部准教授 越　智　　萌　君
２月19日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、ウクライナ戦争をめぐる現状と諸課題） （参考人） 防衛大学校人文社会科学群教授 広　瀬　佳　一　君

	東京大学先端科学技術研究センター准教授 小　泉　　悠　君 早稲田大学法学学術院教授 酒　井　啓　亘　君
２月26日	・参考人からの意見聴取及び質疑（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」のうち、包摂的平和（Inclusive Peace）の実現に向けた課題と方策） （参考人） 慶應義塾大学法学部教授 細　谷　雄　一　君 公益財団法人国際文化会館地経学研究所主任研究員 相　良　祥　之　君 一橋大学大学院法学研究科教授 市　原　麻衣子　君
４月16日	・委員間の意見交換（「21世紀の戦争と平和と解決力～新国際秩序構築～」）
６月４日	・調査報告書の決定及び議長への提出 ・本会議において報告を申し出ることの決定

調査報告書

国民生活・経済及び地方に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

令和七年六月四日

国民生活・経済及び地方に関する調査会長　福山　哲郎

参議院議長　関口　昌一　殿

令和７年６月

国民生活・経済及び地方に関する調査報告

参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

目　　次

Ⅰ　調査の経過 …… 1

Ⅱ　調査の概要 …… 2
1　参考人からの意見聴取及び質疑 …… 2
（１）希望が持てる雇用・労働環境の整備（令和７年２月５日） …… 2
（２）希望が持てる地域社会の実現（令和７年２月12日） …… 21
（３）誰も取り残さないための支援（令和７年２月19日） …… 38
2　委員間の意見交換（令和７年４月９日） …… 60

Ⅲ　提言 …… 69

Ⅳ　決議 …… 79

（凡例）

会派の略称は、以下のとおりである。

（自民）……自由民主党
（立憲）……立憲民主・社民・無所属
（公明）……公明党
（維新）……日本維新の会
（民主）……国民民主党・新緑風会
（共産）……日本共産党
（れ新）……れいわ新選組

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）　（5分冊の3）

Ⅰ　調査の経過

参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会（令和４年10月３日）に設置された。

本調査会は、３年間を通じた調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」とし、１年目は「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について、また２年目は「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」について、調査を行った。

最終年に当たる３年目は、「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について調査を行うこととし、第217回国会においては、「希望が持てる雇用・労働環境の整備」（令和７年２月５日）、「希望が持てる地域社会の実現」（２月12日）及び「誰も取り残さないための支援」（２月19日）について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、本報告を取りまとめるに当たって、委員間の意見交換を行った（４月９日）。さらに、誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議を行った（６月４日）。

Ⅱ　調査の概要

１　参考人からの意見聴取及び質疑

（１）希望が持てる雇用・労働環境の整備（令和７年２月５日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員　高見　具広　参考人

○　2019年に施行された働き方改革関連法によって、労働時間関連の法政策は大きく変化した。一番のポイントは時間外労働の上限規制導入であり、当初は猶予されていた建設事業・自動車運転業務・医師等も2024年に適用対象となった。

○　働き方改革が求められる社会的背景としては、過労死等の労災認定事案の高止まり、少子高齢化による生産年齢人口の減少等があり、過重労働の是正のほか、多様な人材の活躍、ワーク・ライフ・バランスのための働き方の見直しが必要である。また、長時間労働が日本のホワイトカラーの生産性を低下させる一因と指摘されていることも挙げられる。

○　平均年間労働時間は、長期的な減少傾向にある。これには短時間労働者の増加等も影響しており、必ずしも正社員の労働時間が減少したことを意味しない。また、近年のデータはコロナ禍の影響も排除できず、労働時間の長い者は一定程度残存している。長時間労働は依然として重大な問題であることから、まず過重労働の状況と課題を説明する。

○　脳・心臓疾患、精神障がいの労災認定件数は高い水準が続いている。特に、精神障がいの労災請求と認定件数は増加が著しい。近年の労災認定基準の改正によって、脳・心臓疾患では、時間外労働に加え、拘束時間や休日のない連続勤務、不規則な勤務、交代制勤務、深夜勤務、勤務間インターバルといった勤務状況等、負荷要因を総合的に評価することが明確化された。精神障がいで

は、パワーハラスメントやカスタマーハラスメント等が負荷評価されるようになった。労災認定された事案が示すそれぞれの状況を踏まえた過重労働の防止策が重要である。

○　過労死等の労災認定事案の研究では、人手不足や繁忙期のために膨大な業務量が課されていた例、小売や飲食といった業態的な長時間労働や顧客都合により休めなかった例、専門性・個別性の高い業務特性のために業務を抱え込んでしまった例、業務責任者であるために休めなかった例等が確認された。

○　また、労働時間管理の問題として、自己申告制の中で過少申告の慣行が見られた例、管理職や専門性の高い業務等で労働実態の把握が不十分だった例、出勤の有無の確認のみで労働時間の把握が不十分だった例、タイムカードを使用しながらも打刻なしの残業・申請のない休日出勤・持ち帰り残業等で過重労働に陥った例等が確認された。

○　2020年にフルタイム労働者を対象に行ったアンケート調査では、企業による労働時間関連の取組として、ノー残業デーや年次有給休暇の取得促進、長時間労働の者に注意を促す、退勤を促すなどが挙げられた。また、こうした労働時間管理の取組と並行して、ペーパーワークの削減、会議の見直し、テレワーク、業務配分の均等化、進捗管理や情報共有等、業務遂行の方法の見直しが進められている。

○　反面、残業削減の取組を進める中で、職場管理の課題も見えている。部長・課長級の管理職を対象としたヒアリング調査では、企業の残業削減の取組による時間管理の厳格化で部下管理の負担が増えた例、一般社員の残業時間が制限される中で管理職が仕事を肩代わりして負担が増えた例があった。このほか、人材育成の時間が取れなくなっている例や、仕事の持ち帰りで残業の実態が見えなくなっている例もあった。

○　ただし、働き方改革という政策の方向性に問題があるわけではなく、前述の事例では、その運用に問題があると考える。働き方改革の基本は、誰もが働きやすい環境をつくって生産性を高めることであり、その原点に立ち返って職場の課題を克服する必要がある。

○　次に、家庭生活や余暇を含めた仕事と生活の両立の実現の観点から、働き方の課題を説明する。有業者の平日における生活時間の配分を男女別に調べると、男性は仕事、女性は家事や育児の時間が長い。これは国際的に見た日本の特徴でもある。また、日本は諸外国に比べフルタイム雇用者の余暇時間が短く、時間的ゆとりに課題がある。

○　仕事と生活の両立を考えるに当たっては、就業時間帯が重要である。例えば、夕方以降に仕事をした場合は家族と一緒に食事する機会が減る。また、子育てでは、食事・風呂・寝かし付けに適した時間帯があり、帰宅時刻によっては家事・育児への参加が制約される。日本の正社員の平均帰宅時刻は、男性が19時台半ば、女性も19時近くであり、欧米諸国に比べ遅い。

○　帰宅時刻には通勤時間の長さも大きく影響する。通勤時間には地域差があり、東京圏の通勤時間が際立って長く、近畿圏や中京圏の通勤時間も比較的長い。そして、通勤時間と睡眠時間の関連性を調べると、通勤時間が長い地域ほど睡眠時間は短い。通勤時間による労働者の生活時間・休息時間の制約を認識する必要がある。

○　生活時間・休息時間の確保に当たり、テレワークの活用は一つの方策となり得る。2020年以降のコロナ禍でテレワークが急拡大した。テレワーカーは通勤勤務者よりも家事・育児・余暇・睡眠の時間が長く、男女共に、テレワークには生活時間の配分にゆとりをもたらす効果がある。テレワークを選択肢として定着させていくためには、業務の生産性を保つことが必要である。また、テレワークは仕事と生活の境界が曖昧になりやすいとの指摘もあり、仕事から心理的に解放されにくい状況になると、仕事と生活の両立の観点から望ましい状態ではなくなるので、注意が必要である。

○　情報通信技術の発展に伴って、働く時間や場所を柔軟に選択できる余地が拡大している。しかし、曜日や時間を問わない頻繁な業務連絡は生活や健康を阻害する。つながらない権利という言葉もあるように、業務時間外の連絡に関する社内ルールを作るなど、働く者の生活や健康を守る取組が必要と考える。

○　総じて、これまでの日本社会は長時間労働を評価し、是認してきた。社会構

造や人々の意識が変化する中で、長時間労働を前提としない働き方に向けて社会や企業の意識変革が必要である。

東京大学社会科学研究所教授　近藤　絢子　参考人

○　私は、就職氷河期世代を始めとする各世代を次のとおり分類している。

○　バブル世代は、就職氷河期世代のすぐ上の世代である。1987年から1992年の好景気の時期に就職活動をした世代であり、現在、大卒では50代後半、高卒では50代前半である。この世代は更に上の世代と比べて必ずしも恵まれているわけではないが、就職氷河期世代よりも年収は高く、大企業の正社員である割合も高い。この世代までは大企業勤務で年収も安定していた者が多いと言える。

○　氷河期前期世代は、バブル経済が崩壊してから金融危機が起こる前までの間、1993年から1998年に卒業した世代である。この世代は下の世代よりも数値は良いが、すぐ上がバブル世代であることからギャップが大きく、非常に目立つ。大卒で50歳前後、高卒で40代後半に当たる。

○　氷河期後期世代は、2000年前後の一番失業率が高かった時期、すなわち1999年から2004年に卒業した世代であり、客観的な数値で見て、最も状況の悪い世代である。大卒で45歳前後、高卒で40代前半に当たる。

○　ポスト氷河期世代は、非常に誤解されやすい世代である。2005年から2009年にかけて、景気が回復し始めたと言われていた時期からリーマン・ショックまでの時期に卒業した世代であり、大卒で40歳前後、高卒で30代半ばに当たる。大卒の就職はやや回復したものの、大卒以外はそれほど回復しておらず、非正規雇用も減少していない。その後、リーマン・ショックが起こったため、状況が良くなったとは言えない世代である。

○　リーマン震災世代は、リーマン・ショックから東日本大震災頃の時期に就職活動を行った世代で、2010年から2013年に卒業している。この世代も若年期においては氷河期後期世代と同程度に厳しい状況であったが、まだ30代であり、この先どうなるかは分からない。

○　バブル世代と就職氷河期世代の間に境目があって、その後はいずれも同程度

に大変な状況になっているということが私の主張である。

○　次に、卒業からの年数と世代ごとの正規雇用比率及び平均年収の関係について説明する。

○　まず、男性を概観すると、バブル世代は他の世代よりも正規雇用比率・平均年収が明らかに高い。氷河期前期世代はバブル世代より低くなり、氷河期後期世代以降は更に低い水準にある。すなわち、バブル世代と氷河期前期世代の間に明確な差があり、氷河期前期世代と氷河期後期世代以降の間にも相当の差がある。

○　正規雇用比率に注目すると、高卒は卒業からの年数が経過しても世代間の差がなかなか縮まらないが、大卒・高専卒・短大卒は15年程度で上の世代に追い付いている。このことから、新卒時は非正規雇用が多かったものの、十数年すれば大半の者は正規雇用となっていることがうかがえる。一方、平均年収に注目すると、卒業後の年数にかかわらず世代間の格差は厳然として残っている。つまり、正規・非正規という雇用形態による差だけでなく、正規雇用であっても年収に差があることが示唆されている。

○　女性の場合、晩婚化や出産の高年齢化、子どもを持つ者の就業率の上昇、正社員として就業を継続する割合の上昇等の影響がある。下の世代ほど正規雇用を続けやすく、また、実際に正規雇用を継続する者が多いことから平均年収も高い。このため男性と異なり、卒業時点では正規雇用比率・平均年収共にバブル世代が一番高いが、その後は逆転する。この変化は大卒で顕著であり、下の世代で学歴が高い層のパフォーマンスが向上している。

○　続いて、世代の平均像ではなく、より困難な状況にある者について説明する。

○　ニートやスネップ（無業者のうち、普段家族以外と会わない人）の人口に占める割合は低下していない。

○　一方、別の概念として、親と同居かつ非正規雇用や失業中である者の状況を確認する。これらの者は、親と同居することで住居費や食費等を節約していたり、親にも年金収入があったりする者であるが、親の介護が必要になったり、

親が死去して年金収入を失ったりすることで、困窮する懸念がある。人口で見ると、就職氷河期以降の世代の５％程度、1970年代後半生まれの高卒男性に限れば10％を占めており、ニートやスネップより多い。

○　極端なケースとしては、80代の親が50代の引きこもりの子を支える8050問題がある。しかし、このイメージだけで問題を捉えると誤解が生じる。大多数の子は長期無業者ではなく、不安定ながらも就業しているワーキングプア層であると推測される。親の介護負担が生じると、非正規雇用者は未婚率が高いことから、家庭内分業をすることができず、破綻してしまう者が増えるおそれがある。

○　基本的に、就職氷河期世代活躍支援の柱は、ハローワークによる就職支援、無業者を対象としたサポートステーション、引きこもり等の相談サポートをする各種支援機関であり、就労支援がメインである。これらは2000年代につくられた若年向けの自立支援や就労支援の仕組みを延長したもののように見受けられ、40代・50代の就職氷河期世代向けというよりも、それより下の年齢層に有効な施策ではないか。

○　長期無業者を念頭に置いた社会参加の支援は充実してきており、それ自体は評価したい。一方で、大多数の不安定雇用者は低収入ながらも継続的に就労しており、次の段階の支援策として所得再分配が求められる。

○　現行の社会保障制度の弱点は、高齢層には年金による再分配がある一方で、現役世代の再分配が薄いことである。就職氷河期世代には就労による経済的自立が難しい者が一定数存在する。ワーキングプア対策としては、現役世代内の所得再分配を強化する必要がある。生活保護基準を満たすほど困窮してしまう前の施策が求められる。

○　人口が減る中で、多くの者が生産活動に従事するための政策は必要であるが、全ての者が老後の備えまで含めた十分な収入を得られるわけではない。若年期に不安定雇用だった者は、貯蓄がなく、年金の額も低い。現在の社会保障制度は、非正規雇用を継続している者が高齢となる状況を余り想定していないのではないか。就労施策だけでなく、老後の備えができない可能性も前提としたセーフティネットの構築、社会保障の変革が必要である。

早稲田大学名誉教授　浅倉　むつ子　参考人

○　国税庁の民間給与実態統計調査によれば、男性の平均給与を100としたとき、女性は55.5である。この賃金格差が女性の実感ではないか。

○　労働基準法第４条は、賃金に関する性差別を禁止している。ただし、同条に同一価値労働同一賃金原則は規定されていない。

○　労働基準法は、罰則付きの強行規定がある法律である。労働基準監督官が行政指導を行い、悪質と判断すれば送検するが、年に数件あるかないかであり、非常に少ない。また、労働基準監督官は未払賃金の徴収を行うわけではなく、労働者自身が民事訴訟を提起する必要がある。このように、実態として男女賃金格差の救済は難しい。

○　国連の女性差別撤廃委員会が2024年10月に行った対日審査の総括所見では、日本における同一価値労働同一賃金の原則の実施が不十分であることが留意されている。また、ジェンダー賃金格差を縮小してなくすためには、同一価値労働同一賃金原則を有効に実施すること、非差別的かつ主観的でない職務分類・職務評価方法を適用することが勧告された。

○　同一価値労働同一賃金原則とは、どのようなものか。1951年のＩＬＯ100号条約には、同一価値労働についての男女労働者への同一報酬に関する原則がうたわれているが、条約内に同一価値労働の明確な定義はない。その後、2008年にＩＬＯが出版したガイドブックによれば、二つの異なる職務の価値を比較するには職務評価が必要であり、数ある評価手法の中でも得点要素法が最適であるとしている。

○　得点要素法とは、知識・技能、負担、責任、労働環境の四つのファクターを使って職務を分析し、点数評価する仕組みであり、性に中立的な職務評価制度とされている。ただし、日本の場合、正規・非正規格差が大きいので、この点に触れないと男女間の賃金格差が把握できない。

○　日本は、1967年にＩＬＯ100号条約を批准した。その際、同一価値労働同一

賃金原則を深刻に捉えておらず、法改正を行わなかった。その後、この原則を十分に反映していないとして国際機関から繰り返し指摘され、対応を迫られている。

○　欧米では基本的に職務給が確立していることから、法制度の中に同一価値労働同一賃金原則を導入するのは当然と理解されている。一方、日本では大企業において主に職能給が運用されているため、同一価値労働同一賃金原則の実現は困難と考える研究者も多い。しかし、私は、日本においてもこの原則を導入すべきと考えている。自然に委ねていては実現しないからこそ、立法においてどのようにしたら実現できるかの知恵を絞るべきである。

○　まずは、男女間の賃金差別や正規・非正規間の賃金差別をめぐる個別紛争の解決手法として同一価値労働同一賃金原則を取り入れてはどうか。この原則が基準とするのは労働と職務であり、性と雇用形態に中立的な職務分析や職務評価システムを紛争解決の手法の中に組み込むことで、公正な解決が実現すると考える。

○　以下、２点提案したい。

○　一つ目は、個別的な紛争解決の事案を解決する法制度としての同一価値労働同一賃金原則の明文化である。例えば、労働契約法で規定する方法や賃金差別を禁止する労働基準法第４条に定める方法が考えられる。

○　また、個別紛争事案の解決制度に職務評価能力を有する独立専門家を置くことで、この専門家に価値比較の報告書の作成を依頼できるようにする仕組みも考えられる。さらに、パートタイム・有期雇用労働法を改正し、「基本給については、合理的と認められない相違の有無は、客観的で公平な職務評価を用いて判断されなければならない」と規定する方法がある。

○　二つ目は、賃金格差是正のプロアクティブモデルである。現在の日本では、個別救済を申し立てて賃金を取り戻そうとしても個人の負担が大きい上、その効果は本人に及ぶだけであることから職場全体の格差解消にはつながらない。

○　他方、プロアクティブモデルは、一定規模以上の事業主に賃金格差の是正を義務付けるものであり、ヨーロッパ等を中心に行われている立法政策である。

このモデルの一番の特色は個人の申立てを待たずに事業主が一定の作為をすることにあり、また、その効果は職場全体に及ぶことにある。

○　日本では2022年に女性活躍推進法の省令等を改正し、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対して男女間の賃金の差異の状況把握と公表を義務化した。これは一種のプロアクティブなシステムであると言えるが、課題も残されている。

○　まず、賃金の差異が、全労働者の中の男女比、正規労働者の中の男女比、非正規労働者の中の男女比で示されていることである。賃金の最高位は正社員の男性、最低位は非正規雇用の女性と考えられることから、その格差が比率として示されて初めて格差の実態が認識できるが、そうなっていない。また、男女の賃金の差異の縮小が行動計画で目標化されるべき項目に挙げられていないため、縮小が難しい。加えて、行動計画の実現が努力義務にすぎず、モニタリングの仕組みがない。

○　最後に、賃金格差の縮小に向けて、国際基準に一層沿った形のプロアクティブモデルを提案する。

○　第一に、事業主が、男女、正規・非正規の賃金格差の状況把握義務を負うこととする。その際、男性の多い職と女性の多い職に関し職務評価の手法を用いて比較すべきである。そして、格差が認められる場合には、その正当化理由の有無を確認してはどうか。さらに、正当化理由がない場合には、賃金格差を調整する義務を負うこととしてはどうか。

○　第二に、一定規模以上の事業主は「賃金格差調整行動計画」の策定義務を負うこととする。調整を一挙に行うのではなく、少しずつ格差を調整していくプログラムを組み、同計画に沿って格差調整を実施し、実現したか否かを企業内の労使委員会がモニタリングしてはどうか。

○　こうした仕組みは、日本の男女賃金格差の縮小に有益な立法政策になると考えている。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

質疑の概要は、次のとおりである。

問　仕事と生活の両立に係る課題の解決を企業に促す際に、行政が留意すべき点やアプローチ手法を伺いたい。

答　営利を目的としつつも、従業員の健康、ウエルビーイングを重視する企業もある。従業員の健康状態が悪化して生産性が下がれば企業活動に影響するほか、従業員が健康で満足して働くことができれば企業へのコミットメントが高まり、長期的に見て企業のプラスとなるからである。こうした取組の政策的な後押しに法規制はなじまないと考えているが、例えば、企業に労働時間等の状況を開示してもらい、労働市場の調整機能を働かせることで優れた企業が選ばれやすくし、企業の労務環境の改善を促すことが考えられる。その際、就職や転職等の外部向けだけでなく、企業内部に向けた情報開示も重要である。部下の残業時間を他部署と比較できるようになることで、管理職に問題の改善を促すことができるなど、取組の余地がある。

問　労働者にはそれぞれ家庭や人生があり、社会保障制度等に支えられている部分もある。キャリアの年数や経験等、様々な違いがある中で、男女間等の賃金格差があると考えるが、見解を伺いたい。

答　男女間の賃金格差の主な原因としては、勤続年数の違いと管理職であるかどうかの２点が挙げられる。そもそも勤続年数や管理職割合の男女差は、日本における性別役割分業の大きさに起因すると考えている。ヨーロッパ諸国において女性が家事労働に費やす時間は男性の1.3倍から1.8倍であるのに対し、日本では5.5倍と長く、その結果、長時間働くことができる男性が管理職を務めるという企業文化が根強い。男女間の賃金格差は、家庭等の様々な要因を踏まえて総括的に考えていかなければならない問題である。

問　経済的に自立できないまま親元で生活する就職氷河期世代について、将来親がいなくなった場合を想定した施策はどうあるべきか。

答　低賃金であるために転職やスキルアップのための投資をする時間もない者が一定数存在しており、親がセーフティネットとなっている現状がある。つまり

は金銭的な困窮が問題の本質である。これに関しては、本人の自助努力を妨げない仕組みを講じた上で、困窮しないように所得再分配を行う必要がある。同世代の中でも高所得者と低所得者がいることから、何らかの形で政府が所得再分配をしていかないと社会不安を招くおそれがあると考える。他方、再分配政策には政治的な抵抗が大きく、その実現は非常に難しい問題である。

問　公立の義務教育諸学校の教育職員は月平均で47時間の超過勤務を行っているにもかかわらず、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づく教職調整額として４％が支給されるのみとなっている。私立や国立の学校に労働基準法が適用されていることと対照的であるが、労働に関するこうした法制度の違いについて見解を伺いたい。

答　公立の学校と私立の学校で適用される法律が異なる結果、残業手当が十分に支給されない中で教員が長時間の労働をしている状況は問題だと考える。さらには、健康を害するようなレベルの残業も考えられ、その意味では、時間外労働の手当が支給されればよいというものではない。長時間労働自体に歯止めを掛ける規制が必要である。

問　教職員の自殺や病休が増加し、女性の教員希望者が減少している現状は法制度に問題があると考えるが、学校における働き方について参考人の見解を伺いたい。

答　教員は聖職者意識を持った者であるという古い考え方の下に法律が整備されているものと考えるが、そうした意識はもうなくすべきである。教員も労働者であり、適正な教員数と担当する生徒数、時間外労働に対する手当の支払といった当然の仕組みを整えるべきである。

問　定年延長や再任用の者の業務の水準と賃金配分の在り方について伺いたい。

答　統計によれば、大企業では60歳や65歳のタイミングで賃金カーブの下降が見られるが、中小企業ではそうした下降が見られない。中小企業は毎年数人しか定年延長等の対象者がおらず、その時々で交渉して処遇を決めることができる。しかし、大企業は何十人も対象となることから一律の規則で判断しないと不公平感が生じるおそれがあるからではないか。同じ業務を続けているにもか

かわらず、一定年齢で賃金が突然下がるのは不合理であり、徐々に是正されるべきではあるものの、規制してしまうと副作用や脱法的な行為の懸念がある。大企業では定年延長のみならず人事制度をいかに柔軟にするかという議論が進められており、大きな問題の一部として考えるべきではないか。

問　貧富の格差が拡大する中で、税や社会保障費を負担する能力のある者の役割について伺いたい。

答　名目のジニ係数は上昇しているが、高齢化等の人口構成の変化の影響もあるため、一概に経済格差が拡大しているとは捉えていない。ただし、統計によっては中間層が減少する形で所得の二極化が生じていることを示すものがあり、その点は危機感を持っている。また、統計に表れる客観的な格差に加え、人々がどのように格差を受け止めているのか、言わば格差感の把握が重要だと考えている。人々が格差の中でも努力して成功しようと思える社会であるのか、それとも諦めてしまうのか。悲観的な認識を持つと社会は活性化せず、個人にとっても良くないことから、人々の認識に注目する必要がある。

答　収入の手取り額を増やすという訴えには国に支払う金額を減らそうというニュアンスがあって、それは再分配の縮小も意味している。手取り額を増やそうという言い方をすると、徴収される金額が減る印象だけを受け、受益の減少に理解が及ばないことを危惧している。負担に当たっては応能負担の方向に進めていくべきであるが、政治はそのパッケージングを工夫する必要がある。一番好ましくない方法は一定の水準を超えると給付がゼロになるタイプの所得制限であり、境界となる中間層上位の者の不公平感が増すことになる。所得に応じて細かく滑らかに刻むことで高所得者が多く負担するスキームを幾つか用意し、給付措置には制限を設けずに全員に給付される形にすれば不公平感が減ると考えられる。

答　可能な限り拠出できるところから拠出し、それを再分配し、格差をなくしていくという方向性が税や社会保障の在り方として正しく、現在の足らざるところを修正していくことが大事である。

問　働き方改革の中で、管理職の働き過ぎを防ぐための望ましい仕組みを伺いたい。

答　時間外労働の上限がある一般社員の仕事が管理職に付加されたり、優秀な特定の者に付加されたりすることは本末転倒であって望ましい姿ではない。管理職に関しては現状の管理職と法律上の管理監督者が適合しているのかという法的な論点もあるが、そもそも働き方改革は誰もが働きやすい環境をつくり、生産性を上げることが本来の姿であり、管理職が取り残されることはあってはならない。

問　現役世代内での再分配を充実させるためのアイデアを伺いたい。

答　何らかの形の給付制度を創設して、その分、所得税の累進度を上げる方法が考えられる。ただし、給付付き税額控除の方がよりシンプルに所得に連動した形になるのではないか。

問　長時間労働が労働者のメンタルヘルスを悪化させている現状を改善するための方法を伺いたい。

答　長時間労働によって身体的な健康やメンタルヘルスが悪化することが知られており、長時間労働の防止が必要となるが、その際の課題はいわゆるワーカホリックの取扱いである。ワーカホリックは労働時間が長くなることで満足することから、本人が長時間労働をやめられない場合は上司や家族が歯止めを掛けるべきであり、そのためには本人の健康状態や生活状況等を把握する必要がある。周囲の者が適切に声掛けすることに加え、業務負荷を減らすなどの細やかなマネジメントが大事である。

問　テレワークにおいて、従業員の労働時間を適切に管理しつつ、適正に報酬等に反映させることについての所感を伺いたい。

答　ＰＣのログインや出退勤ボタンによってテレワークの労働時間管理をしている中で、例えば勤務時間帯に関係なく電子メールを受信し、対応を迫られる場合がある。また、仕事の負荷が高く、時間帯や平日、休日を問わず仕事に従事し、その結果、健康を害してしまう事案もある。事業場は、労働時間に加えて、業務負担やそのスケジュールにも目を配る必要があると考える。

問　第３号被保険者問題等において冷静な議論の基盤とするために実態把握を進

める際、必要となるデータと分析手法を伺いたい。

答　総務省統計局の労働力調査や就業構造基本調査等のベーシックなデータで十分に様々なことが分かる。厚生労働省の賃金構造基本統計調査も頻繁に活用している。政府統計については、クオリティを保ちつつ存続させることが非常に重要である。年収の壁問題の場合は、プロジェクトに参加した地方自治体から提供を受けた住民税のデータを用いている。国の保有する業務データを個人情報が漏れないように加工し、学術利用ができるようになれば、国全体の実像の理解・分析が進むと考える。

問　出産や育児を経て、キャリアを保って社会復帰するために必要となる制度の在り方を伺いたい。

答　妊娠・出産で一旦退職すると蓄積してきたキャリアが中断され、非正規でないと復帰できない点が女性の働き方の一番のネックになっている。短時間労働でありながら正社員としての身分を持続する新しい制度を全ての企業が導入していけば、出産に係る問題も将来的にクリアできるのではないか。

問　仕事と生活の両立の観点から、短時間正社員制度についての見解を伺いたい。

答　これまでの正社員は、企業拘束的で、残業・転勤・フルタイムがセットだった。この形以外の多様な選択肢は望ましいことである。ただし、処遇の公平性に留意した上で制度設計を行う必要がある。

問　現在の勤務間インターバルは11時間とされることが多い。疲労回復も考慮すると、12時間が適当ではないか。

答　生活時間・休息時間をいかに確保するかという趣旨でインターバルは大事な考え方である。時間外労働の規制は、月45時間・年360時間といった月単位・年単位である。しかし、実際の労働者の生活は１日単位であり、現状の規制は不十分であると考える。11時間のインターバルは、健康を確保する最低限のラインであって、家庭生活との両立、疲労の回復の観点からはもっと高いレベルを求めたい。インターバルが12時間になれば、余暇等の時間が増え、時間の使い方も変わってくるので、一つの望ましい時間設定と考える。

問　1935年生まれと1955年生まれの女性の生涯子なし率にはほぼ変化がないが、1975年生まれでは大きく上昇している。これは女性の社会進出だけが理由ではなく、経済や景気の影響があるのではないか。

答　1975年生まれ前後の女性に対して、就職氷河期が一番ひどかった1980年生まれ前後は若干回復しているという統計的事実があり、就職氷河期世代で少子化が加速したのではない。むしろ、1960年生まれに対して、1969年生まれの女性の生涯子なし率は大きく増加しており、この世代において少子化が進んでいった。当該世代の若年期はバブル景気であることから、この生涯子なし率増加の理由は雇用問題ではないと考えている。ただ、同じ世代の中では経済的に安定している者が子どもを持ちやすい傾向があり、特に若い世代で顕著となっている。また、1990年代生まれの女性は、アベノミクスの人手不足で良い雇用状況であったにもかかわらず、子どもを産んでいない。これには、何か異なる理由があるものと考えている。

問　人的資本の情報開示が義務化されたが、男女賃金格差に関する情報開示の有効性について伺いたい。

答　女性活躍推進法で賃金格差の公表義務が課せられた結果、コース別雇用等を導入している企業は格差が大きいといった状況が明らかになった。企業が開示した情報を労働組合や労使団体が積極的に活用して、社会を良くしていくことが必要であり、情報開示については積極的に評価している。

問　男性が多い総合職だけに家賃補助のある社宅制度を適用したことについて、間接的な女性差別と認めた判決があった。間接差別の禁止に向けて政治が取り組むべき課題は何か。

答　判決は、社宅制度は福利厚生であるから男女雇用機会均等法の適用範囲であって、同法第７条の間接差別禁止規定から推定すると違法であるとした。他方、賃金差別の禁止を定める労働基準法第４条には間接差別を禁止する規定がない。今後は、男女雇用機会均等法と労働基準法との整合性の確保を図り、賃金の間接差別禁止規定を盛り込んだ法改正が望まれる。

問　生活時間を確保し、ジェンダー平等を進めていくため、法定労働時間の見直

しを含め、労働時間を更に短縮することについて見解を伺いたい。

答　労働時間の更なる短縮には、法定労働時間の短縮、休日の増加、時間外労働の上限規制の強化といった方法が考えられる。1987年の労働基準法の改正で法定労働時間を短縮した結果、労働時間が一定程度減少した実績もある。しかし、健康の確保を考えたときには時間外労働の削減が必要であり、そのアプローチが大事と考える。法定労働時間の短縮は将来的に必要なことかもしれないが、まずは目の前の残業を減らす取組が必要であり、業務の進め方を効率化するなど、業務管理が求められる。

問　非正規雇用は政策的に増加させた面もあり、就職氷河期世代は選択を狭められた世代と言える。政策で利益を得た者と困難を強いられた者の不公正を正す意味において、税の取戻しによる是正では限界があるのではないか。

答　税を取り戻す方法では、税を納めていない者には戻せないという問題がある。負担できる者が再分配の財源を負担しないと国の財政は破綻するが、その施策には政治的な抵抗感が大きい。所得再分配の原資は、日本が直面している問題だと考える。他方、非正規雇用の増加は、専業主婦がパートタイムで働くようになったことの寄与が大きい。就職氷河期世代に関しては、正規雇用・非正規雇用の違いではなく、労働条件が悪い正規雇用者が多いことが問題と考えている。正規雇用の比率は年齢と共に上昇しているが、その正社員の中で格差がある。正規か非正規かに注目し過ぎて、正社員になりさえすればよいと認識されてしまうと、逆に危険である。

問　政府は、皇室典範についての勧告を理由に、女性差別撤廃委員会を拠出金の使途から除外すると国連機関に通告した。この対応についての見解を伺いたい。

答　女性差別撤廃委員会の勧告は60項目に及んでいる。そのうちの一つの項目を盾にして国連の委員会に拠出金を使わせないという判断は、国連の人権委員会の意義を理解していないものであり、撤回すべきと考えている。

問　障害者権利条約の選択議定書を批准し、個人通報制度の仕組みをつくるための取組について伺いたい。

答　障害者権利条約の選択議定書を批准して個人通報ができるようになれば、日本の司法は変わると思っている。全ての人権条約の選択議定書を早く批准し、国内で解決できない様々な差別を国連の委員会に通報できるような仕組みをつくるべきである。

問　障がい者や高齢者、家族が安心して働ける環境を整えるために、国はどのような施策を行うべきか。

答　介護労働者を確保できないという課題の解決を図らないと、次の課題には取り組めないと考えている。この人手不足は介護産業が低賃金産業であることに根本的な原因がある。つまり、介護保険制度の財源問題に帰着してしまうが、既に制度を維持できなくなりつつあることから、まず、この課題に着手すべきである。

問　長時間労働の是正の中、介護や育児等で短時間しか働けない者が十分な賃金を得るためにはどのような方策が必要か。

答　短時間しか働けない者であっても十分な処遇を得られるようにすることは大事な論点である。働き方改革は単なる残業削減ではなく、多様な人材が活躍できる土台をつくることが目的である。全ての企業に当てはまるわけではないが、日本的雇用システムは、フルタイムで長時間働ける、いつでも残業できる、転勤もできる、言わば無限定の正社員でなければ活躍できないようなモデルとされており、多様な人材が活躍できる十分な仕組みではない。このため、今のモデルを前提に短時間勤務制度を設計するのではなく、全体の働き方を変えていくことが日本社会にとって大事だと考える。

問　残業時間の規制がある一方で、もっと働きたいという意見もあることについて見解を伺いたい。

答　管理職にそうした考えの者がおり、若年層にも残業時間の削減で成長機会が奪われることを懸念している者がいる。こうした状況を踏まえると、一律の労働時間規制はなじまないという議論になりかねないが、個人の多様な志向とは別に、労働者の生活や健康を守るという視点も大事である。経営改善や業務改革を進め、最小限の残業であっても業務が滞らないように経営体制を変えてい

くことが本筋であり、働き方改革の基本だと考える。

問　比較的低賃金とされる高齢者や女性等の労働供給が増加することで、本来賃金を上げるべき労働者の賃金上昇が妨げられるおそれはないか。

答　全体として労働供給が増えている中で新たな労働者が参入した場合は、賃金水準低下の懸念がある。しかし、現在の日本は20歳から60歳程度までの人口が減少しており、その穴埋めをする形で70代まで働いている状況である。女性の労働供給も増えているが、これはパートタイムで働いていた者が正社員になり、専業主婦がパートタイムで就業するなど、同じく穴埋めをするような形である。恐らく平均的な賃金水準の引下げまでは行かず、ミクロでは処遇の公平性等の課題があり得るが、マクロでは賃金抑制の心配はないと考えている。

問　低所得の労働者に対し、就労支援で所得を向上させる取組と、福祉的支援で生活の自立度を上げてからリスキリングを促す取組のどちらが効果的か。

答　リスキリングを行うにはそのための時間を捻出できる程度の生活の余裕が必要であり、そうした仕組みが実装されているのが求職者支援制度だと考える。一方で、低所得者がより賃金の高い別の仕事に移った場合、それまで低所得者が行っていた業務を誰が担うのかという根本的な問題がある。所得補助等の何らかの形での福祉的な補助が必要と考えている。

問　同一価値労働同一賃金制度において、合理的と認められない賃金の相違を企業が判断する方法を伺いたい。

答　現状では裁判所が賃金の格差の不合理性を判断している。単に裁判所の判断に委ねず、何が合理的で何が不合理なのかを明確にする形で法の仕組みをつくるべきである。

問　日本版ジョブ型賃金の評価を伺いたい。

答　産業別の職務給制度が貫徹しているヨーロッパ諸国においても、年功を評価し、勤続年数が高い者に対しては手当を上積みしていると聞いている。全ての職務給が必ずしも年功を無視するような形で実施されているわけではなく、様々な賃金支払方法があると考えている。

問　公契約条例に基づく賃金水準まで最低賃金を引き上げるべきではないか。

答　公契約条例が最低賃金を引き上げるような形で機能することは、民間の賃金レベルを主導するものであり、公的な機関に課せられた一つの役割ではないかと考える。

問　労働時間を短縮して公共的な活動に充てる取組について、その活動をしている者や企業にインセンティブがないと取組は進展しないと考えるが、見解を伺いたい。

答　私は数年前から、「かえせ　生活時間」というキャンペーンを行っている。労働時間短縮という言葉を用いるより、生活時間を取り戻すと言った方が鮮明な印象を与えるのではないかと考えている。労働者に生活時間を大事にしてほしいという思いもあり、その言葉を使っている。また、生活時間には公共的な意味もあると考えている。

問　運輸業では、働き方改革による残業時間の減少によって手取り額が減少し、生活が成り立たずに離職した者もいる。解決策を伺いたい。

答　2024年問題と言われているが、猶予されていた運輸業等に時間規制が適用されたことで働きやすくなった一方、所得の面で苦しくなっている実情はある。中小企業でも同様に利益を出しにくいという問題が生じている。解決策としては、企業の生産性を上げるという本来の姿しかないと考える。限られた人員の中で自動化や省人化を進め、利益を出していく。中小企業であれば下請構造等の解決すべき問題はあるが、企業には命と健康を守る労働時間規制を遵守しつつ利益を出す構造をつくっていくことが求められる。

（２）希望が持てる地域社会の実現（令和７年２月12日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

株式会社日本総合研究所調査部上席主任研究員　藤波　匠　参考人

○　地方創生戦略は東京圏転入超過をゼロにするとの目標を掲げていたが、同戦略が実効的に始まった2015年以降も東京圏の転入超過は、非常に多い状態が続き、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したものの、現在は回復傾向にある。

○　地方創生戦略の取組の中で、移住者を獲得する取組が各基礎自治体間で積極的に行われた。しかし、ある県では移住者増に成功したように見えて、それよりも転出者が多く、移住者数は転出入の増減と全く連動していない。移住者は大きな人口移動の流れの中で全く別の力学で動いていると理解する必要がある。

○　地方創生戦略によって改めて判明したことは、人口移動はより良い雇用がどこにあるかによって大きな枠組みが決まってしまうことである。移住者支援は全く無意味ではないかもしれないが、大きな流れを変える力はなかった。

○　より良い雇用はどこにあるかという話の延長として、東京圏の年齢別転入超過グラフを見ると、18歳から29歳の新卒世代は2019年で全体の８、９割を占め、東京圏の経済に影響を受けやすい状況にある。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減ったものの、2023年の段階で2019年の水準に戻っている。

○　東京圏の転入超過の総数は2019年の水準に戻っていないが、若年層だけを見ると既に東京圏の転入超過は非常に多い状況にある。この状況が、雇用の強さによって特に若年層の人の移動が決まることを示している。

○　雇用についてより深く分析する。地方創生戦略が始まった頃の2014年から2019年までに増えた雇用の総数から、どの地域のどの産業が受皿となったかを見る。地域で見ると、東京圏の寄与率は45％となっており、ほかは東海と近畿が多く、三大都市圏が人を誘引していることが分かる。産業で見ると、製造業がほぼゼロで、サービス業が全般的に伸びていた。

○　新型コロナウイルス感染症の影響により、状況は一変した。2019年から2024年までの推移を同様に見ていく。地域で見ると、東京圏が58％と大きく伸びた一方、東海は製造業が中心であるからか、大きく落ち込んでいる。近畿は比較的伸びており、コロナ禍においては東京圏と関西圏が雇用の担い手であったことが分かる。

○　産業で見ると、製造業がマイナス12.6％で雇用が減少している。雇用が伸びているのは主にサービス業であり、情報通信業が48％近くと半数近くを占めている。リモートワークやＡＩが伸びる中で情報通信業は非常に多くの雇用を増やした。

○　結局、産業として成長に寄与しているのは情報通信業のみとなる中で、それを担うＩＴ人材が東京に集中し、東京に多くの若者が流入してきている。

○　情報通信業が成長すること自体は結構なことだが、問題として、ＩＴ人材と呼ばれる特殊技能を持つ人材がＩＴ企業に集中していることがある。

○　この点は日本の特殊性であり、ＩＴ人材の75％近くがＩＴ企業に集中している。アメリカを含む先進諸国では35％から50％に届かない水準であり、多くのＩＴ人材がＡＩ・ＩＴ関係以外の企業で働き、個々の企業で内発的なＤＸ推進の中心的担い手となっている。

○　日本では、ＩＴ人材がＩＴ企業に集約し、個々の企業に人材がいないため、ＤＸの推進に当たっては、外部にコンサルティングを依頼することが一般的となっている。この場合、契約の関係等でＤＸの推進に支障が生じる可能性もある。

○　もう一つの問題として、ＩＴ企業は東京に集中していることから、人材が東京に集まってしまう状況がある。東京圏への集中度は特に女性で高く、地方への若い人材、特に女性の定着について考えていく上で、ＩＴ人材を抱えていなかった企業にＩＴ人材を導入していけば、地方に若い経済人を誘導することができるのではないかと考える。

○　さらに、ジェンダーギャップの問題がある。産業ごとに、正規職で働いてい

る男女間の賃金や昇進スピードのジェンダーギャップの統合指標と、正規雇用比率のジェンダーギャップの関係を見ると、日本ではいずれの産業もどちらかが高い方に分布する傾向がある。

○　しかし、情報通信業を見ると、どちらのジェンダーギャップも比較的小さいことが分かる。新興産業として、より能力の高い人材を男女問わず採用したいという強い意向があり、ジェンダーギャップのない雇用慣行をつくっていると考えられる。他の産業でも、自らの立ち位置を理解してジェンダーギャップを改善していくことも、地域に女性を定着させる大きな方向性であると考える。

○　人口流出への対処について述べてきたが、目の前の転出超過に焦らないことが望ましいと考える。東京圏への転入超過をゼロにするという目標に注目してしまうと、基礎自治体レベルでは、人口を奪い合う状況が生じてしまう。移住促進に注力しても地域によっては、特に大都市では大きなリターンは得られない。消滅可能性自治体のような言葉に踊らされず、まずは地道に産業や企業の競争力を高めることが重要であり、高度人材の雇用、ＩＴ人材等の理系人材の育成、研究開発の促進への注力等が人材定着の大きな方向性である。

○　地方の企業が人材を雇う際に考えるべきことは、従来は地元地域から採用しようとしてきたが、リモートワーク等によって人材獲得競争が全国区になっていることである。地方の中小企業であっても、東京の企業と同じ土俵にのっていることを理解しなくてはならず、待遇やジェンダーギャップを改善していかなければならない。

○　国や地方自治体が考えるべきことは、理系人材の育成である。ＩＴ人材を含む研究開発ができる人材を、特に女性で増やしていくことが必要である。そのためには、大学の再編や中高のキャリア教育も検討するという意味で国の責務は大きいと考える。

○　また、人口問題は、狭いレベルでは移住促進のような話になってしまうため、なるべく広いエリアで考えることが望ましいと考えている。産業育成、雇用の創出については、基礎自治体にはやや荷が重いため、県や圏域レベルでどのような人材の定着を望むのか議論をすべきであり、県の責務は非常に大き

い。

○　地域企業の生産性向上は不可欠であり、人材を採用するためには高い賃金を払える企業になっていくことが必要である。研究開発等にしっかりと投資を行い、その際には、地元の経済界等と連携しながら、経営者の意識改革等を進めていくことが必要だと考える。

日本大学名誉教授

博士（商学）

桜井　徹　参考人

○　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）において、公共交通に関する目標が設定されている。2030年までに、ぜい弱な立場にある人々、女性、子ども、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大等を通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる持続可能な輸送システムへのアクセスを提供するとされている。地方で全ての人々がアクセスし得る持続可能な輸送システムが日本でなぜ確立されていないのか、その原因について述べる。

○　故宇沢弘文氏が「社会的共通資本論」で述べているように、市民の基本的権利である生存権を維持するためには道路、公共交通機関、電力、通信施設、上下水道等の社会的共通資本が重要である。その管理原則は、営利的な基準で管理してはならず、国民から信託を受けた専門的な人々による社会的管理が重要である。

○　また、宇沢氏は、歩行者用や自転車用の道路、鉄道サービスや公共交通の重要性を指摘する一方、自家用自動車については、個人の選択の範囲にあり、同時に環境問題、交通事故、騒音、渋滞等の社会的費用を発生させるため、これをなくすことが重要であるとしている。

○　これを踏まえて、移動手段を階層的に把握することが重要である。自分の力で移動するアクティブモビリティと、内燃機関等を用いて他の力で移動するパッシブモビリティとを区別することが、現在のヨーロッパでは一番重要とさ

れている。その上で、パッシブモビリティにおける公共交通と私的交通を区別する必要がある。優先順位は、徒歩、自転車、公共交通、私的交通の順となる。

○　法律による移動の保障について、フランス、ドイツ、日本の状況を比較する。フランスでは、1982年の国内交通基本法において交通権を提示した。全ての人に移動権を国が保障するとし、その後、2010年に移動権の拡充を行い、2019年にはモビリティ法が制定された。日常的な交通が重要であるとして地域的な格差の是正の必要性を打ち出した。５年間で134億ユーロの投資を行い、日常交通を優先し、投資の４分の３は鉄道に対して行うものとしている。財源は各市の交通税であり、各地方自治体が公共交通の運営を行っている。

○　ドイツでは、1994年に鉄道改革が行われた際、地域鉄道輸送が州に移管され、地域交通の一元的管理を目的として1996年に公共近距離旅客輸送地域化に関する法律が制定された。この法律では、公共近距離旅客輸送サービスの国民への提供の保障は、生存配慮の任務であるとされ、同サービスが公益サービスであることが重視されている。財源は連邦税収から各州に交付されており、額は年々大きくなってきている。また、地球温暖化問題を背景として、廃止された鉄道路線の復活や、格安切符で全ての公共近距離旅客輸送を乗り放題とする施策も行われている。

○　日本では、1987年に国有鉄道の分割・民営化が行われた後、2000年に需給調整規制が緩和され、市場競争原理が取り入れられた。しかし、2007年には地域公共交通活性化再生法により市場競争原理を部分的に転換し、その流れを受けて、2013年に国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるとする交通政策基本法が制定された。フランスの交通権やドイツの生存配慮とは異なる形となっている。

○　交通政策基本法の最大の問題点は、交通手段の選択に係る競争と国民等の自由な選好を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた役割分担をするものとされていることである。交通手段の選択に係る競争を前提とし、総合交通体系を否定しており、国鉄分割・民営化や需給調整規制の緩和の際に修正するとしていた

市場競争原理を修正できていない。

○　他方、数次にわたる改正により、少しずつ公的関与は増えてきている。しかし、増えているのは地方自治体の関与であり、国の関与は余り増やさない方向になっている。財源についても法律に記載がなく、どれだけの規模で維持するのかも記載がない。

○　車依存社会の進行と移動制約者の増加について述べる。

○　車依存社会の進行の政策的要因としては、自動車のための道路投資が重視され、道路中心のまちづくりになっていることが挙げられる。また、公共交通が不便であるため乗用車が増加するという相互作用がある。

○　移動制約者の増加について見ると、75歳以上や29歳以下の運転免許非保有者数が増えている。運転免許返納数は増えてきたが、コロナ禍以降は減少している。例えば、東京都と群馬県で比較すると群馬県の返納率は低く、乗用車なしでは生きていけないことを表している。

○　地域公共交通の衰退の要因としては、外的要因と内部要因がある。外的要因は、乗用車の増加と人口減、グローバル化の産業政策である。この外的要因を除去する必要があるが、日本の場合は外的要因を所与のものとして扱い、公共交通政策が受け身的になってしまう。内部要因は、自立採算経営によって負のスパイラルが生じることである。

○　公共交通の外的要因と内的要因の問題を解決することが重要だが、それだけではＪＲのローカル線問題が解決できない。この問題を解決するためには、まずＪＲが非常に利益を得ているため、その利益で内部補助をしたらよいのではないか。あるいは、分割・民営化を見直した場合には、内部補助ではなく、新しい地域公共交通によるローカル線の経営の在り方を模索すべきではないか。

○　デマンドタクシーとコミュニティバスについては、これは飽くまでも苦肉の策である。車依存社会と公共交通の廃止により、移動制約者が増加する状況下でデマンドタクシーやコミュニティバスが増加している。しかし、財源については市町村の負担が増えており、フランスやドイツのように財源問題を解決しなければ、デマンドタクシーやコミュニティバスも解決策にはならない。

○　公共交通政策が受け身的になっている。大事な幹線交通を維持せず廃止する一方、枝葉に当たるデマンドタクシーやコミュニティバスを導入することが国の政策になってきている。道路投資や産業政策を転換しなければならない。

○　公共交通政策が受け身的となっている背景には、交通政策基本法の理念に交通機関間の競争の語句が存在し、交通権が基本的需要の適切な充足に変化したことがある。2011年に提出された交通基本法案では移動権が明記されていたが、いつの間にか、フランスの交通権、ドイツの生存配慮という言葉に比べれば弱い基本的需要の充足に変化した。可能であれば交通政策基本法を改めて見直す必要があり、パッチワークでびほう的な移動権を保障するような現在の状況は望ましくない。

埼玉大学教授　宮﨑　雅人　参考人

○　地域コミュニティの再生について、基盤産業が衰退した地域が衰退しているという基盤産業アプローチに依拠して述べる。グローバル化の中の産業の変化によって工場がなくなる場合もあり、そういった衰退した地域においては、新しい工場の誘致やスタートアップ支援のように、市場経済を復活させる選択肢があるが、それができる地域は限られている。

○　衰退した地域における地域コミュニティ再生の一つの解決策として、社会的連帯経済の取組が考えられる。これは、危機が起こると人々が助け合い、その協力によって成り立つ仕組みである。

○　社会的連帯経済は、国連の「社会的連帯経済に関する国連機関間タスクフォース」によって定義がされている。重要なポイントは、民主的・参加型のガバナンスの原則に基づき、集団的利益、あるいは一般的利益に奉仕する活動に従事する組織を包括するものとされていることである。また、国連総会で持続的発展のための社会的連帯経済の促進という宣言が採択をされている。

○　社会的連帯経済が生産するものはあらかじめ定まっておらず、参加する人々の議論の中で、何が必要なのか、供給すべきかが決まる。社会的連帯経済は新しいものではなく、協同組合が中心的な担い手となり、日本においては、例えば農協、漁協、森林組合、生協、商店街振興組合、信金や労金が存在する。

○　他の重要な担い手として、特に地域を念頭に置くと、例えば山口県においては社会的連帯経済の範疇に入るような取組が「地域経営会社」と呼ばれており、中山間地域の地域課題を解決するＮＰＯや一般社団法人のような組織も社会的連帯経済として位置付けることができる。

○　次に、協同組合以外の社会的連帯経済の取組として地域における事例を紹介する。

○　熊本県小国町わいた地区の「わいた会」は、地域資源である地熱を使って発電を行っている。

○　当初は外部の大手ディベロッパーが開発を試みたが、地域が推進派と慎重派に分かれてしまい、用地取得に失敗した。このときの対立が尾を引き、地域の統合の象徴とも言うべき共有地の野焼きや用水路の管理、盆踊りが行われなくなった。

○　高齢化の進行や人口の減少によって地域が衰退する中、対応策として、かつての推進派がわいた会を設立し、発電事業に着手した。非常に重要なことは、事業を進める中で慎重派もわいた会に参加したことである。売電収入は年間６億円となり、８割は発電する事業者に業務委託費として支払い、残りの２割をわいた会が受け取り、地域における課題解決に支出している。

○　わいた会が所有する地熱の資源は、共有地に存在し、コモンズである。共同体所有という形で土地を使用することは、日本の村落において古くから行われてきたことであり、社会的連帯経済は別段新しい概念ではない。抽象的な概念が先にあるのではなく、危機に際しての実践の積み重ねの中で生まれた考え方である。

○　次の事例として、兵庫県の神河町で買物難民対策に取り組む寺前村振興公社を紹介する。平成の大合併で神河町は成立したが、それ以前にあった旧寺前村の地域に唯一存在していたスーパーが突然閉店となった。閉店直後、地域の人々が集まった際に議論が行われ、区長や町会議員、県会議員が発起人となり対策を考えた。

○　民間が続けるのは難しく、町営では合併前の旧地方自治体間のバランスを崩すことになるため困難とされた。しかし、寺前財産区には、ダム用地の売却で関西電力から得られた資金による地域振興基金があり、これを用いることができたため、寺前地区活性化協議会が組織され、スーパー再建の取組が行われた。これはまさに民主主義であり、住民同士の意見交換の場で経営や決算の報告が行われている。

○　スーパーの閉店から１年も経ないうちに、後継のスーパーとして、寺前楽座「まちの灯り」という施設が完成した。地域住民のスーパーが必要だとの声を受け、総務省の地域経済循環創造事業交付金だけでなく、前述の基金や住民の出資金等を活用して速やかに地域のスーパーを再生させた取組である。

○　二つの事例からまとめると、地域におけるコモンズを活用して資金を調達し、地域課題を解決していくことがアイデアの一つとして挙げられる。住民による議論と協力が非常に重要な役割を果たしており、より小さい単位で議論を行うと、地域にとって本当に必要なことは何かを真剣に議論して、課題の解決に当たることができるという例として、このような取組は参考になると考える。

○　最後は、財源がない地域について営農ソーラーの取組の事例を紹介する。耕作放棄地を農地化し、社会的連帯経済の担い手等を含めて協力しながら、ソーラーシェアリングの取組を行っている。資金は地元銀行による融資や生協による出資により賄い、また、固定価格買取期間終了後は生協が電力を買い取る仕組みになっている。

○　コモンズを活用した事例と、コモンズがなくとも太陽光発電という形で資金を得ることができる事例を示した。そのように得られた資金を用いて地域の衰退や買物難民、耕作放棄地の問題に対処しつつ、住民が議論や協力を行いながら様々なリソースを活用して経済をつくっていく中で、地域コミュニティが再生していくと考える。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　政治家や企業経営者等のジェンダーギャップに対する意識の在り方についてどのように考えているか。

答　かつては夫の年齢が高いパターンが多かったが、現在は夫婦間の年齢差が縮小している。これは、男性のみが所得を得ていた状況が変化し、男女共に経済的自立をするための時間を要するようになってきたためである。親世代は自分の時代のことを念頭に置いてしまっており、ジェンダーギャップが当然生じるような社会を前提とした言動をしている。親世代が状況の変化を理解し、社会の変容を受け入れる必要がある。

問　交通権の観点を踏まえた地域公共交通の確保に向けた法整備の進め方についてどのように考えているか。

答　地域経済の活性化の問題と道路偏重のインフラ投資政策も併せて、包括的に交通基本法のようなものを再度作り直す必要がある。2013年の交通政策基本法では、国によって交通権の導入が拒否されたが、現在では多くの人々が交通権という言葉を使用している状況にあり、考え直してもらいたい。

問　地熱発電によるまちおこしを進めるに当たって必要と思われる国の施策は何か。

答　住民の意欲が重要であり、取組例を見ると外部の大手ディベロッパーによる買収に反対して自分たちの地熱を守ろうと動いているように見受けられる。法律として考えると電力会社が地域の地熱開発をできないようにすることになってしまい、現実的ではない。国全体の制度としてどうするかではなく、重要なことは共有地を守るという住民の意識である。

問　テレワークやＡＩに係る地方創生関連予算の使い残しが指摘される中で、東京一極集中を是正するため、地方の生活維持を担う働き手の賃金・労働条件等を改善する必要性についてどのように考えているか。

答　生活維持を担う働き手の不足は、基本的に労働条件の問題であり、改善する必要がある。また、民間企業で働く研究職が増えている国は経済成長もしてい

るが、日本は民間企業の研究職が増えていない。大学で研究人材を育て、社会の中で活躍できるような雇用慣行をつくっていくことが必要である。

答　地方自治体が技術労働職の人材を確保できるように財源を手当する必要がある。アメリカでは、多くの州で最も雇用を生み出しているのは医療分野であり、医療費が増えたからイノベーションが起こらないということはない。医療を中心としたまちづくりのようなものも考えながら、地方創生2.0の取組を行うことが重要である。

問　国が関与せず、事業者と地方自治体に任せる在り方では、いずれ地方の公共交通は消滅するおそれがあるのではないか。

答　ＪＲの完全民営化の際、大臣指針において地方路線も残すと約束されていたが、守られていない。ＪＲは公益事業にもかかわらず、私鉄と比較して非常に高い純資産配当率となっており、公益事業としての役割から大きく逸脱している。鉄道事業法で改めて規制するとともに、分割・民営化を見直す必要がある。

問　地方で男女を問わずＩＴ人材が採用可能となるまでの間に講ずるべき施策は何か。

答　人口構造を変えるのは容易ではないが、企業、特に中小企業においては、賃上げやジェンダーギャップの解消等は経営者の一存ですぐできることだと考える。少子化問題は企業にも大きな責任があり、労働環境や労働慣行が若年層の非婚や少子化につながっていることを経営者は理解すべきである。

問　地元での教育やリスキリング等、女性がＩＴ人材となるために必要な環境への投資や体制づくりの必要性を基礎自治体や地域経済が理解することが課題だと考えるが、参考人の意見を伺いたい。

答　かつては大都市や大企業でなければリスキリングの機会がなかったが、今はオンラインでも可能であり、地方の中小企業でもできることを情報提供していくことが必要である。全ての企業の経営者に若年層に豊かさをもたらしていく企業の責任の大きさを理解してもらうことが重要である。

問　人口減少の状況で、広大な過疎地を中心に集住を促し、また、災害が頻発する

る中で、集住して災害緩和ができる都市形成が重要であると言われている。今後の都市形成において地域が果たすべき役割は何か。

答　集住すべきではなく、ソーラーシェアリングの事例のように、集まらずとも維持されるようにすることが国としても必要である。集住によって放棄されることになるところから生み出されるメリットは余り議論がなされておらず、静態的な分析ではなく動学的な分析をしながら、集住の是非について改めて議論すべきである。

答　集住への期待は大きいと思われるが、実現には相当時間が掛かると考えている。多くの中山間地域で耕作放棄地や荒れた山が増えており、経済原則で成り立たない部分への国や地方自治体の関与の在り方が重要になってくる。

問　鉄道事業の経営効率性と沿線地域への経済効果についての議論の展望をどのように考えているか。

答　インプットとアウトプットの効率性だけでなく、社会的な便益と費用を含めた社会的効率性を基準にすることが必要である。

問　地方企業が若年女性を採用しやすい環境の整備と国による支援の在り方について、地域がリーダーシップを発揮していく必要性と併せて伺いたい。

答　地方の企業が積極的に人を採用していく流れをつくることが重要であるが、従来の企業支援は雇用を維持するという発想が強かった。現在は人手不足に変化したため、投資やＤＸにチャレンジする企業に減税等で支援する方向にかじを切り、それが企業支援の在り方だとアナウンスしていくことが必要である。

答　国としては、国際競争の中で東京が生き残ることも重要であり、地方へ人材を再分配するような発想ではなく、地域の実情に合わせて課題を解決できる人材や企業をつくっていくような取組を支援する施策が望ましい。社会的連帯経済が生まれる過程には危機の発生があるとされ、危機に備えられる人材を地域で育てられるように、上の世代が若者を後押しするような雰囲気をつくることが重要である。

問　地域活性化策をめぐる地域内での対立を乗り越えるための解決策は何か。

答　わいた会の場合は、対立して議論もできない状況だったものが、地域の危機

を乗り越える形で人々が集まることができた。地域における議論が重要である。

問　公共交通としての鉄道を持続させるための国や地方自治体の財政支援以外の工夫をどのように考えているか。

答　国の補助金が少ないことが最大の原因であり、フランスのように交通税を新たに徴収したり、ドイツのようにガソリン税から公共交通の維持のために配分することを考えてもよい。財政支援以外では、電気通信のユニバーサルサービス料金のようなものを交通に適用することも考えられる。日本では、公共交通維持のための企業負担が少ない。

問　地域における社会的連帯経済の取組の「発火点」をつくる人材をどのように考えるか。

答　地域に対する愛情が深く、立て直そうとする人が発火点になると考える。

問　子育て支援に関して、国が最低限提供すべきユニバーサルサービスと、地域間で競争すべきサービスの線引きをどのように考えるか。

答　人口問題や少子化問題は、狭い地域で議論すべきではなく、ある程度の広域、県単位で考えるべきである。支援としては、将来的には大学等の高等教育の無償化に向けた流れをつくるべきだと考える。子育て支援を各地方自治体で行うよりも、大学等の高等教育の支援の方が、若い世代の子育ての不安感を払拭できるのではないか。

問　地方創生と少子化等についての議論は同じ会議体において課題感を共有して行うべきだと考えるが、参考人の見解を伺いたい。

答　同意する。雇用も含めてもよいかもしれない。若い世代が自分たちの幸せを実現させていくことが地方創生であり、少子化問題の解決にもつながる。議論をあえて分離することなく、時代に即して若い世代をいかに豊かにできるかを議論すべきである。

問　地域公共交通の維持及びリニアによる国際競争力増強の二つの担い手としてのＪＲの役割についての認識を伺いたい。

答　リニア計画は、民間企業の投資政策で実施したところに最大の間違いがあり、全体の開通時期の見通しが立っていない。国家的プロジェクトと言いつつ実際は民間プロジェクトであり、民間として実施すべきとの意見には納得しかねる。ＪＲは、インフラと輸送サービスを分離し、輸送サービスにおいて一定の利潤規制を課した上で得られた利潤を地方の輸送サービスに還元すべきである。

問　地域公共交通としての鉄道に関する国の予算が少ないという現状について認識を伺いたい。

答　日本は、地域公共交通としての鉄道への投資が非常に少ない。ＪＲは企業努力して地方路線を維持しているというが、整備新幹線の施設の整備では莫大な国の財政支出を受け、安い貸付料で高い利潤を出しており、問題である。

問　地域公共交通の維持やリニアの開通が地域にもたらす活性化をどう評価するか伺いたい。

答　ヨーロッパでは日常的な交通が重要だとしているが、日本では北陸新幹線や北海道新幹線に見られるように長距離路線を優先し、交通政策は混迷の度を深めている。地域活性化を言うのであれば、地域に鉄道を含めてインフラ投資を一層していかなければならない。日本の最大の問題点は総合的なインフラ投資計画がないことであり、そこから考えを改めなければならない。

問　大都市への一極集中を誘導・加速する政策を改める必要性について伺いたい。

答　国が国際競争力を持って経済成長をしていくのは本来あるべき姿であり、成長できる分野が成長することを否定すべきではない。東京等で大きな余剰が生まれるのであれば、それを地方に回していくことが必要である。

問　公共空間をいかして再生する地域とそれに至らない地域との一番の違いは何か。地域が声を上げるには何が必要なのか。

答　危機による状況変化で高齢者も若者も関係なく議論しなければならないようなところでは、取組が進みやすいのではないか。他方で、階層的な関係が残っていて発言がしにくいところは、危機の度合いが進行していないのかもしれない。置かれている状況によって議論の進行度合いが異なるのではないか。

問　社会的連帯経済の担い手としての協同組合的な組織を強め、そうした担い手が活動できる条件を整える手段について伺いたい。

答　当初は地方自治体の財源による取組でヨーグルトを生産していた公社において、市場に対して売れる商品を提供できるようなある種のイノベーションが起き、民間企業に転換した事例がある。このような事例が起こることを支援する広い意味での社会的連帯経済の担い手をつくる仕組みが重要である。

問　ＪＲについて改めて国有民営化を進める上での課題やなすべき工夫について伺いたい。

答　ＪＲ北海道、ＪＲ四国、ＪＲ貨物に対して１兆５千億円近い国の支援がなされる一方、本州のＪＲ３社では約５千億円の経常黒字となっており、このアンバランスを考慮すべきである。その上で、まずローカル線廃止をしないよう求める大臣指針を法制化し、次に、国や地方自治体がＪＲの株式を取得し、完全な民営化から部分的な民営化にしていくと同時に、地域間格差をなくすようなＪＲ改革案が重要であると考える。

問　災害を理由に復旧せず地方路線を廃線することに関する問題をどのように考えるか。

答　鉄道軌道整備法で災害復旧に対する補助金をＪＲにも給付できるような法改正が行われたが、ＪＲが拒否する事態となっており、同法の趣旨にのっとり、国土交通大臣がＪＲを指導すべきである。諸外国においてほとんどの国は、災害後に鉄道を復旧する。災害は、ＪＲの経営努力の問題ではなく不可抗力であり、災害復旧で元どおりにすることが非常に重要である。

問　企業と大学の連携によって優秀な人材と企業を地方に根付かせるための方策は何か。

答　学生のうち男性の約30%、女性の約10%が理系という構図は長期にわたって変わっていない。大学再編が大きな課題になる中では、社会に求められる人材をつくっていく視点が重要である。現在求められている人材は情報通信関係だが、長期的には研究開発のための理系教育が重要と考えている。大学と企業の連携という点では、日本は非製造業の研究者がアメリカの10分の１と著しく少

なく、大学の人材育成と企業の採用の好循環をつくることが重要である。

問　社会的連帯経済の取組については、公費で一時的に支援するのではなく、継続的に資金確保できる仕組みが重要である。同取組を推進するために、規制緩和等の必要と思われる施策は何か。

答　運転資金の重要性は高く、設備の資金を国の交付金で賄ったとしてもその先をどう維持するかが社会的連帯経済の肝になる。グリーンボンドで資金を調達して社会的連帯経済のような再生可能エネルギーの取組を支援している地方自治体の例もある。既存の仕組みを活用しながら、各地方自治体や更に細かなコミュニティが資金調達できるように情報提供や支援を行うことが重要である。

問　地方路線が廃止されないようにするために防災・防衛の観点から支援する必要性をどのように考えるか。

答　日本国を守るために鉄道の国有化が開始されたことを踏まえれば、防衛の観点からの支援も考慮される。例えばスイスでは、鉄道整備を連邦と州で行っているが、その際は基金を設定し、連邦と州や事業者が出し合っており、そのような取組を参考に防衛的な側面を加えてもよいのではないか。

問　地方の女性のウエルビーイングの低さの解消が人口流出問題等の解決の糸口になる可能性について伺いたい。

答　男性は働く時間を減らし、家事・育児の時間が増えているが、女性は働く時間が増えているにもかかわらず家事・育児の時間は減っていない。このようなこともウエルビーイングの低さにつながっているのではないか。特に地方では、家事・育児は女性の仕事とされる感覚が根強く残っている。地方に限らず、現在の若い世代の意識の変化を根付かせるべく、上の世代が考えを改めていくことが重要である。

問　地方創生関係の交付金を交付する際に、各地方自治体に対し、地域の産業政策を明確にさせる必要性をどのように考えているか。

答　地域産業政策は非常に重要であるが、地方自治体が担うことは難しい。担い手となる人材を育成するためには時間を要し、単年度の交付金でできる話ではない。他県の状況を把握しながら、できることから始めるしかないのではない

か。

問　性別による役割分担意識のない暮らしやすい地域を実現するための方策は何か。

答　例えば大学進学において女性だから地元の女子大で十分だなどと言われることがあると聞くが、これは地域社会や親の世代が持つ固定観念から脱し切れていない発想である。世界に一瞬で情報が伝わる今の時代に、前時代的な価値観をいまだ残している状況を変えていく必要がある。

問　最低限の供給基準の設定等、地域公共交通の持続可能性の確保策について伺いたい。

答　日本はシビルミニマムを考えようとしているが、スイスのようにナショナルミニマムを設定すべきである。不採算路線であっても全体のネットワークを活性化すべきだが、ＪＲは切り捨てて活性化をしない。社会的効率を考えれば、長期的に見てＪＲの利益にもなると理解しようとしないことが最大の問題である。

問　水利組合や漁協等、地域の意思決定の場に女性が参画するための方策は何か。

答　今回取り上げた地域コミュニティ再生の事例も全て男性が取り組んでいた。女性の参画には意識の変化が重要であり、それを後押しする施策が必要である。

答　自治会や地方議会に、女性の参画の数値目標を設定せざるを得ない状況だと考える。

（３）誰も取り残さないための支援（令和７年２月19日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

認定ＮＰＯ法人抱樸理事長　奥田　知志　参考人

○　抱樸は、37年前に路上生活者を支える活動から始めた。ＮＰＯの支援は、ホームレスや障がい者等縦割りで行われがちであるが、我々は、出会った人に対して、何が必要なのか、誰が必要なのか、この二つを重視して活動し、29事業を営むに至っている。

○　人間の生きづらさには、経済的困窮と社会的孤立があり、前者はハウスレス、家がないことに象徴される経済的な問題、後者はホームと呼べる人とのつながりがないホームレスの問題である。ハウスレスとホームレスは異なる問題である。

○　路上生活者は畳の上で死にたいと望むが、自立してアパートに入った後、次に望むことは、自分の最期を誰がみとってくれるかという、人の問題である。この問題は、日本全体に広がっているという印象がある。

○　家がなくなることは、三つの危機を意味する。第一は、命に関わる生存的危機、第二は、住所地がないために給付や就労等の手続ができなくなる社会的危機、第三は、住所地が定まらないために信頼関係が結べない関係的危機である。

○　厚生労働省が2015年に行った調査研究事業では、今後の住まいのサポートに関する課題を二つに絞っている。一つは、安価な家賃、もう一つは、施設ほどではない支援や見守り等、従来家族がカバーしてきたサポートが必要ということである。

○　神戸大学の平山洋介名誉教授は、戦後日本の社会構造のベースは、家族がいることと、安定した就労に裏付けされた家を持つことであると述べている。しかし、現在、非正規雇用が４割に近づき、家が持てず、家族がいない人も増えている。男性の３割は生涯未婚で、単身化が進んでいる。

○　内閣府の「結婚と家族をめぐる基礎データ」（2022年）によると、1980年の世帯の形態は、第１位が夫婦と子どもで42％、第２位が３世代であったが、2020年では、第１位が単身で38％、夫婦と子どもは第２位で25％に落ち込み、３世代はほとんどいなくなっている。

○　2000年の社会福祉基礎構造改革では、核家族化が進んだことを前提に構造改革に取り組んだが、25年後の今日では、世帯の単身化が進み、戦後の社会保障体制も含めた社会構造自体が崩れてきている。

○　2018年の総務省の推計では、単身世帯が38％に近づくのは2030年とされていたが、実際は2020年に到達しており、予想をはるかに上回るスピードで単身化が進んでいる。

○　今後、高齢者世帯が増え、特に単身高齢者世帯が増えることが予想されている。

○　日本の単身高齢者は、海外と比較して、家族に頼りたいと思う割合が極端に高く、近所の人に頼る人は15.8％にとどまる。地域に頼る人がほとんどおらず、身内にしか相談できない状態にある。

○　国土交通省が不動産事業者に対して行ったアンケートでは、単身高齢者世帯にアパート等を貸したくないと考える大家が７割を占めている。貸せる条件としては、見守りや生活支援等が行われることが挙げられている。

○　さらに、中間層が減少し、住宅ローンを組むことができない非正規雇用が増えている。40代や50代でも家を持てる人が少なくなってきている。

○　地域包括ケアシステムの導入により、これまで縦割りだった介護、医療、福祉の各分野が一体化されたが、これは家族が担ってきた日常の生活支援があって初めて機能する制度であった。この土台がぜい弱化すると、制度につながらない人が増える。そのまま地域で放置されると重篤化してから制度につながることになり、社会コストが上がる。

○　目の前の課題は、家族が担ってきた日常生活の支援をどのようにカバーするかである。国の制度だけでは足りず、民間がどこまでできるかが鍵となる。そこで、社会やまちからつくり変えるため、抱樸は、北九州市の特定危険指定暴力団の跡地を買い受け、まちづくりの拠点をつくることとした。

○　「希望のまちプロジェクト」として立ち上げ、「家族機能の社会化」を一つのテーマに掲げた。家族を機能として捉え、例えば、親としての弁当作りの役割等、機能を果たした人を「なんちゃって家族」として機能から家族を位置付けている。また、家族がいない人の葬式を地域で行う仕組みとして互助会をつくったところ、大家が賃貸を拒否することがなくなった。制度に縛られないこうした仕組みを地域共生社会や包括的支援体制整備の中で本気でつくっていく必要がある。

○　家族は専門家ではないため、異常に気付き、専門家につなぐことが最大の役割となる。気付きとつなぎをテーマに、地域共生社会の実現に向けて、国は何をサポートすべきか議論してほしい。

○　抱樸は、家族機能付き住宅の貸付事業を10年ほど前に始めた。これが一つのモデルとなり、2024年の住宅セーフティネット法の改正につながり、2025年10月から、気付きとつなぎをカバーする新たな仕組みとして居住サポート住宅の運用が開始される。

○　抱樸が実施する支援付き住宅を紹介する。12階建てのビルを、主に制度に乗らない人にサブリースするために、マスターリースで借り上げたものである。また、障がいグループホームや日常生活支援住居施設等、民間だけではカバーできない機能も含めた複合施設となっている。

○　北九州市は政令市の中でも空き家率が高く古い集合住宅が余っていることから、抱樸が家賃３万～３万５千円の物件を２万円でマスターリースし、生活保護の住宅扶助基準を最低ラインと決め、２万９千円で貸すサブリースを行っている。その差額の９千円は抱樸のスタッフ費用に充てている。

○　支援付き住宅について、国レベルで民間賃貸住宅を使ったサブリースの仕組みに大きな可能性があるが、今後は公営住宅の活用が重要である。

○　公営住宅は、全体の15％が空き家になっており、地方都市では手が付けられない状態にある。公営住宅の目的外使用の省令を緩和し、ＮＰＯや居住支援法人に無償で提供されることが望ましい。無償で提供されることで、低廉な家賃

が実現される。

○　また、公営住宅の従来の目的は、低所得者や住宅確保要配慮者の支援のためであるが、マスターリースする物件の50％が目的に合う賃貸であれば、残りの50％は、ある程度家賃が高く設定できる人が入居でき、地域づくり、商業等でも利用できるような緩和が必要ではないか。

○　居住サポート住宅の特徴は、制度の手前にある家族機能の提供であり、１日１回の安否確認、月に１回以上の訪問の見守り、福祉サービスへのつなぎが援助の内容となる。

○　こうした居住サポート住宅の課題には、第一に、サポート費用の負担がある。本来、入居者が負担すべきであるが、困窮世帯への対応等、アフォーダビリティの議論が必要である。その結果を踏まえ、国の普遍的な制度として支援できるようにすることが重要である。

○　第二は、ＩＣＴの利用である。企業との実証実験で、電気、水道、ガスの利用状況をＡＩで分析し、ＡＩが支援員にアドバイスできる仕組みづくりを行っている。今後、データが蓄積されれば、孤独死防止だけでなく、認知症やアルコール依存症の初期状態が分かるようになる。こうしたＩＣＴ利用の開発を国が支援することが重要である。

○　第三は、居住支援法人のサポートである。ソーシャルビジネスができる認定型の居住支援法人等を国として育成すべきである。

○　最後は、貧困ビジネス化の防止である。居住サポート住宅自体の収益構造はぜい弱であるため、医療や介護等の必要以上のサービスを付ける事業者に対する規制や監視をどのように行うかが大きな課題となる。

認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事

谷口　仁史　参考人

○　我々が危惧していることは、子ども・若者の社会的孤立であり、小中高生の自殺者数に示唆される厳しい現実を変える必要がある。相談者が窓口に来るのを待つ従来型の消極的な施設型の支援では、命すら守れない危機的な状況にあると認識している。

○　こうした課題認識から、必要な支援を当事者に届けるアウトリーチを基軸とした、社会的孤立相談に係る相談サービスのワンストップ化を進めている。アウトリーチの相談ニーズは高く、受託運営している窓口のみでも年８万７千件を超え、全国トップクラスの相談実績となっている。

○　孤立の背景として留意すべきことは、対人関係、依存行動、精神疾患、発達障がい等の困難だけでなく、成育環境の問題である。当事者の63.7％が貧困、虐待、ＤＶ、ヤングケアラーに係る介護問題等、成育環境の影響を受けており、本人だけでなく家族も支援するという発想がなければ解決には至らない問題が増加している。

○　問題が深刻化、複合化する傾向にあり、相談の84.7％が複数領域の困難を抱える、いわゆる多重困難事例であったことから、課題別の縦割り的な対応をいかに打破していくかという視点が重要になってくる。

○　ＳＯＳのメールに共通することは２点あり、１点目は学校で初期の問題が発生したこと、２点目は専門家が関与しても改善できず孤立したことである。

○　いじめの認知件数、不登校児童生徒数も過去最多を更新し続けているが、文部科学省の調べでは、学内外の機関等で相談指導を受けている不登校児童生徒の４割弱には支援が届いていない。また、卒業や中退を機に支援が途切れ、孤立して極限の状況に追い込まれる当事者も少なくない。

○　親に頼れない若者に対して、福祉を装った反社会的勢力が待ち構えている。つながりを感じられるような仲間や仕事を紹介され、投資詐欺、薬物、脅迫、強要、多重債務等の搾取や被害に遭ってもＳＯＳを出せない心理状態に追い込まれる。闇バイトは氷山の一角である。

○　こうした若者が行政の窓口につながらない原因は、専門家が本人との関係を築けず真のニーズを引き出せていなかったことや、縦割りで情報をうまく共有できず、失敗を繰り返し、追い込むような働き掛けを行ったことにある。

○　我々の窓口にたどり着くアウトリーチ対象者の63.1％は、複数の専門家や公的支援の相談窓口の利用経験がある。相談支援に対する不信感、拒否感が極め

て高い若者も61.4%いる。

○　虐待を疑われた家庭や支援介入が行われた当事者の中には、行政に対する不信感、拒否感が高まり、通告されたという疑心暗鬼から地域でも孤立してしまう事例が多くあることにも留意する必要がある。

○　さらに、行政の窓口の多くは申請主義であり、利用申込書、個人情報に関する同意書等が義務付けられている。誰にも話したくないことを申請手続までして相談させるような公的支援窓口の手続負担の重さは、若者への支援導入を困難にしている。

○　孤立する若者は、いじめ被害、パワハラ、虐待、ＤＶ等の被害体験のある人が少なくない。人とつながる力、つながりを維持する力を奪われた若者の支援には、家族への同時並行的なアプローチも必要である。その上で、伴走者による一貫した本人支援が必要となる。最初は関心事等をきっかけに接し、小集団、集団活動へと段階的に移行を図る。その後、社会で活躍できるよう、実用的なプログラムに組み替え、学習支援からシームレスに就労支援へ展開していくことが必要である。

○　家族への支援は、トラウマケア、債務整理、暴力団からの離脱支援等、包括的な取組が必要となることも少なくない。支援のプロセスには、多職種連携、多機関連携が不可欠である。

○　さらに、その支援プロセスには、制度のはざまを埋める作業も必要となる。佐賀県の理解の下、我々のＮＰＯがハブ機能を果たし、各種法制度に基づく協議会、研修会等の共同開催を実現した。そこで議論して共有した課題は放置せず、具体策の実現を図っていくこととしている。

○　共同開催の研修会において、我々の呼び掛けに応じて未来創造基金等の団体と共にプロジェクトを立ち上げ、基金を創設し、他の団体への助成、食料等の物資の提供、企業との連携による入学応援給付金の支給、企業とのマッチング等に取り組んでいる。

○　そのほか、子どもシェルターやフードバンクを設立し、共同保管庫を確保することで、間接コストの軽減や支援効果の最大化を実現した。また、引きこもりへの支援強化、赤ちゃん宅食、特定妊婦へのアウトリーチ型支援も行っている。さらに、親に頼れない若者の就職支援強化のため、一時保護、居住支援、就職に必要となる自動車やスマホの貸出し等、包括的な支援の枠組みを立ち上げている。

○　このような民間の取組が次々と生まれる背景には、民間を後押しする行政の真摯な姿勢がある。佐賀市では、2006年に家庭教師方式のアウトリーチとオンラインの学習支援を組み合わせた全国初の完全不登校対策が事業化された。2016年度からは県内全ての公立小中高校を網羅する全国初の包括的訪問支援事業を開始している。

○　就労支援に関しても、国、県、ＮＰＯで三者協定が締結され、ジョブカフェ、ヤングハローワーク、地域若者サポートステーションの一体的運営の枠組みが生まれた。ここに着想を得て、全国初の佐賀一括同意方式という各事業の手続を一括で行える書式を開発した。これまで、事業ごとに異なる書式が義務化されてきたところを、厚生労働省、県、市と協議を行って、17事業全てについて１枚の書類で導入段階の手続が終わるようにした。

○　相談記録システムも同様で、互換性、安全性、利便性の低いシステムが現場に提供されていたが、相談者、支援者双方の負担を減らすため、専門業者と提携し、国の方針に準拠した電子カルテを基盤として、個別最適化された相談サービスを提供する統合型システムの開発を進めている。

○　アウトリーチを基軸とした統合型支援拠点でＰＤＣＡサイクルを回すことで、義務教育から就労まで切れ目なく伴走できる仕組みが起動しており、協働による県全体の効果として、自殺率の低下、若年無業者の割合の低減に成功したほか、３年間で９億５千万円を超える税収増に貢献したとの試算もある。

○　こうした支援や仕組みづくりを踏まえ、４点の提言を述べたい。

○　１点目は、社会問題の解決を射程に入れた体制の抜本強化、特に若者支援である。こども家庭庁の創設に伴い対応が拡充した10代の子どもに比べ、20代以降の若者、特に困難を抱える若者への孤独・孤立対策から更に踏み込んだ対策が必要である。

○　また、子ども・若者育成支援推進法に係る取組であるサポステ事業、生活困窮者自立支援事業の拡充に向けた国の補助が考えられる。予算に限界があるならば、医療、介護、障がい等の施策と連動し、統合的に運用しスケールメリットを生み出す方法も考えられる。

○　２点目は、現場の支援員の待遇改善、確保、育成である。支援員が虐待案件を引き受ける場合、脅迫、強要、ストーカー行為を覚悟しなければならない。家族の職場への嫌がらせや誹謗中傷を繰り返す者もいる。また、現場職員の雇用形態は、会計年度任用、嘱託、非正規等の場合も少なくない。国の委託事業でも、一部は価格競争入札が導入され、人件費を削り合う事態が起きている。

○　３点目は、相談記録システムのＤＸの推進とそれを実施した上での事業評価の見直しである。複数機関を利用する相談者の記録を作成する際、現状ではそれぞれ同じ作業を繰り返すことになる。互換性のあるシステムを使えば同じ作業を繰り返さずに済み、推計によると、2040年には全国で数十万規模の支援員の確保ができるほどの無駄な作業時間を削ることができるとされている。

○　また、事業評価の仕組みも見直す必要がある。例えば、委託事業のＫＰＩとして就職率を課せば、就職できそうな人に支援が集中し、真に必要な人には支援が届かないという事態が発生してしまうことから、根本的に見直す必要がある。

○　４点目は、アクセシビリティの向上である。詐欺や闇バイトにからめ捕られ、生きるか死ぬかの選択を迫られる前に頼ってもらえるような公的支援の窓口運営が必要である。精神医療分野と協働で、24時間365日のアウトリーチが実施できる体制を整え、まずは命を守ることが必要である。次に、緊急一時支援、保護を行うだけでなく、連続的に伴走型支援が展開できるよう、生活困窮者自立支援事業と連動させた上で運用することが重要である。

○　若者への支援には、専門職ではなく、価値観のギャップが生じにくい若者世代やピアスタッフ等、地域人材の活用も有効である。

○　個人情報の取扱いに過敏になっている若者が多く、匿名での相談の受付を可能にする必要がある。また、ハローワーク等では求められない証拠書類の提出

等の若者が合理性を感じない手続は廃止し、負担を軽減する必要がある。若者がつながりを意識でき、社会から大切にされている実感が得られる相談支援体制の整備、窓口の運営が急務である。

特定非営利活動法人日本障害者協議会代表　藤井　克徳　参考人

○　2024年７月３日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法の問題で画期的な判決を下し、原告側の全面勝訴となった。被害者の人権や尊厳が回復され、補償が行われることが急がれる。同時に、同判決が、今後の障がい問題を考えていく上での新しい足場になることを強く期待する。

○　障がい者の実態と改革の方向性について五つの柱に基づいて説明する。

○　第一の柱は、障がい者の数についてであり、三つのカテゴリーに分けられる。

○　一つ目のカテゴリーは、障害者手帳所持者及び自立支援医療受給者の数で、2022年の厚生労働省の統計では1,164万人である。二つ目は、認知症の人の数で、厚生労働省の推計値で675万人である。三つ目は、ロービジョン、難聴、難病、発達障がい、中途障がい等いわゆる谷間の障がいと呼ばれ、障害者手帳の取得は困難だが就労や生活には支障を来しかねない人の数で、関係団体等のデータによれば１千万人を超えている。

○　これら三つのカテゴリーの人数を人口比で見ると、障害者手帳所持者と認知症の人の合算で全人口の15％程度、谷間の人を足すと23％になる。

○　第二の柱は、障がい者の実態である。

○　最初に、障がい者の暮らしについて見ると、2023年４月度の実態調査によると、回答があった5,891人の多くは重い障がい者で、その約８割は年収が年額127万円に満たない相対的貧困線以下にある。これに対し、国民全体では、相対的貧困線以下にあるのは15.4％にすぎず、障がい者の方が割合として数倍高くなっている。

○　次に、生活形態について見ると、主に親を中心とする家族同居が50.6％、施設やグループホームが37.4％、単身者が8.3％となっている。障がい者の厳し

い所得状況は、家族の負担でカバーされている。

○　次に、精神科医療の実態について見ると、超長期入院の傾向が継続され、厚生労働省のデータでは、平均在院日数が263.２日、一般診療科が15.７日と非常に長くなっている。その原因は、精神科病床の多さに加え、病床を埋めたい病院側の経営心理が考えられる。海外と比較すると、ＯＥＣＤ加盟38か国の精神科病床の合計は87万３千床であり、このうち32万４千床が日本にある。

○　次に、障がい者の事業所の人手不足の実態について見ると、公募しても人が来ず、中途で辞める人が多い。その原因は、他の産業に比べ極端に労働条件が良くないからであり、特に基本給が低い。これが、障がい者や高齢者の存在を軽んじていることの裏返しとすれば、国会でも放置できない問題であると思う。

○　第三の柱は、障がい者の地域生活や社会参加のための基幹施策の現状と課題である。住まい、働く場、活動の場、人の支え、所得の保障、家族依存からの脱却等、これらのバランスが整うことが問われている。住まいや働く場は増加しつつあるが、その質は十分でない。例えば、働く場の問題として、通勤の支援等が障害者雇用促進法で、職場でのトイレや食事の支援が障害者総合支援法で、それぞれ措置されているが、二つの法律の併用が認められておらず、縦割り行政は一向に変わっていない。

○　所得保障については、障害基礎年金の問題がある。1986年に開始されて以来、その水準はほとんど変わっていない。５年に一度の年金の改定があるが、検討事項が多過ぎて、障がい分野には焦点が当てられない状況にある。５年ごとの改定とは別個に、障がい者の所得状況と基礎年金について、議論を深めていくことを強く求めたい。

○　家族依存の問題についての根源的な要因は、民法第877条に定められた扶養義務の制度にある。家族もいなくなりつつある中で、いまだに最初から最後まで家族同士で扶養し合うことを義務付けている。すぐの民法改正は現実的ではないかもしれないが、所得保障、人的支援の拡充により、家族の負担軽減、障がい者の依存脱却の道を探ってほしい。

○　第四の柱として、障がい者政策のベースとなる大きなテーマについて述べる。基本的な部分を変えないと全体の変化が望めない。

○　まず、障害者基本法の改正が必要である。2011年以来改正がないが、この間、障害者権利条約の批准、津久井やまゆり園の事件、国連の障害者権利委員会による総括所見の採択、旧優生保護法国家賠償請求訴訟の最高裁大法廷判決があった。こうした政策環境の変化に合わせて改正すべきである。

○　次に、政府予算に占める障がい関連予算の配分率を見直すべきである。厚生労働省は、過去に比べ予算が増加したと説明するが、障がい者の実態は好転していない。有識者は、予算の配分率をＯＥＣＤ諸国の平均並みにするだけでも相当違うと指摘している。

○　障がい者関係の政策審議システムについては、参加者の半数程度は障がい者とし、特に知的障がい者、精神障がい者、女性障がい者、地方の障がい者を審議に加えてほしい。また、障がい者の暮らしや人権に関わる審議会等には障がい者の代表が参加してもよいのではないか。

○　障がい者行政の中心機構は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部であり、1996年の設置当初は、身体障がい、知的障がい、精神障がい間の不均衡を是正する上で適した組織であった。しかし、雇用、年金、医療等カバーできない分野があり、横断的な観点から、障がい者支援局の設置等を考える時期に来ている。さらに、国土交通省の交通、住宅、文部科学省の学校教育、総務省の情報通信、地方自治体との関係等を考慮すると、将来的には、省庁を超えた障がい者庁の設立といった発想があってもよいのではないか。

○　障害者権利条約に基づく、国内の監視機構としての人権機関の設置を、こどもの権利条約や女性差別撤廃条約等他の条約とも調整しながら、方向を見定める時期に来ていると考える。

○　また、我が国の基幹統計には、障がい者の項目がなかったが、４年前から国民生活基礎調査と社会生活基本調査に入るようになった。できるだけ多くの基幹統計に、障がい者と非障がい者の比較ができるような項目を加えることを希望する。同時に、障がい者団体が二次使用できるようにすることも重要であ

る。

○　防災関係については、防災対策の検討段階で当事者として障がい者が参加することが重要である。

○　障がい者への対応の変化は表層部分であり、精神科医療、家族依存、所得保障、優生思想、障がい者差別等といった深層部分には変化が見られない。この深層部分をどう変えるかが重要である。

○　第五の柱は、深層部分を変えるための指針の一つとなる障害者権利条約及び障害者権利委員会による総括所見である。

○　障害者権利条約で重要なことは二つある。

○　一つは、条約の制定過程で、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というフレーズが繰り返し述べられ、国連がこの発言内容を条約の素案にも反映させたことである。

○　もう一つは、内容面の特徴である障がい者観の転換である。医学や科学から本人に属する障がいを捉えてきた従来の医学モデルでは限界がある。一方、国連では障がいの本質は本人を取り巻く社会的障壁にあり、置かれる環境で障がいは重くも軽くもなるとする社会モデルを採用する。周囲の環境との関係を整理することにより、政策的に解決の道があると思われる。

○　さらに、障害者権利条約には、定期的に条約の履行状況を審査する仕組みがあり、評価、勧告を行っている。

○　日本は2022年に勧告を受けたが、その中で、「障害者への温情主義的アプローチの適用による障害に関連する国内法制及び政策と本条約に含まれる障害の人権モデルとの調和の欠如」と政府仮訳がなされた部分がある。これは、日本の障がい者政策は温情主義で、人権の視点が弱いことを指摘している。

○　しかし、専門家は、「温情主義」について、「父権主義」と訳すのが妥当としている。父権主義には、温情、同情だけでなく、権威主義という意味もあり、当事者本位ではなく、人権の視点が欠落しているという意見もある。

○　障害者権利条約と障害者権利委員会による総括所見については、政府はもとより、国会、司法も含め、改めて向き合ってもらいたい。

○　国際障害者年の設定に先立ち行われた国連決議に「障害者を締め出す社会は弱くもろい」という一節がある。今なおこのフレーズが斬新に響くということは、問題の本質が変わっていないことの表れである。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　住み慣れた地域を離れたくないと考える単身の高齢者に対して、住宅面における国、社会の関与の在り方について伺いたい。

答　2024年の生活困窮者自立支援制度の改正の中で住居確保給付金の拡張が決定され、家賃補助だけでなく、高齢者の賃貸住宅のダウンサイズのための転居費用も保障対象とされた。これは、例えば年金暮らしをする高齢夫婦のうち一方が亡くなって年金が減額されることで家賃が払えなくなった場合の転居費用を賄う仕組みである。このような支援が必要な一方、今後は住宅の在り方が変わっていくと思われる。これまで国は、支援付き住宅という住宅政策として議論してきたが、これを住宅付き包括支援体制という居住政策として構築していくことができれば、住み慣れた地域から多少の移動が生じても変化に耐えられるのではないか。包括的支援を先に考え、その次に住宅を確保するという発想の転換が必要である。

問　子どもへのアウトリーチ活動を行う外部の支援機関と学校の教員との関係について伺いたい。

答　学校外にアウトリーチャーがいることが重要である。学校で起きた問題を学校だけで解決することは困難である。どうしても対立構図になることが多く、第三者的な機関のアプローチが重要である。

問　障がい者施策等に関する政府広報をより積極的に活用する必要性について伺いたい。

答　政府広報は、重要な媒体であり、予算も付けて力を入れるべきである。

問　長年にわたる支援活動の中で、ターニング・ポイントとなったことは何か。

答　方向転換するきっかけは、対立するのではなく、活動目的のために「立って

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

いる者は親でも使う」ようにしたことである。それにより、あらゆる人と立場を超え協働していくことになった。最初に北九州市が応え、そこに民間も加わり、多くの人が活動に参加してくれるようになった。

問　どのような支援があれば、更にうまく活動できたと考えるか。

答　方針を決める際は、専門家だけでなく、それ以外の人をいかに巻き込んでいくかという議論が必要である。例えば、当事者でなくても、共に関わった「共事者」がいる。共事者という概念で政策をつくっていくことが重要である。

問　若者への支援に取り組んだこれまでの経験から、行政や立法等に求めることは何か。

答　若者への支援の取組を進める中で最も助かったことは、行政が現場に目を向けてくれたことである。社会的孤立は、制度や政策で救い切れなかった人が対象となる。実態調査を踏まえ、数値を意識しながら取り組んだことで、行政と共に同じ現場を支えてくることができたと考える。

問　災害時に障がい者が直面する困難な状況において、必要とされる支援は何か。

答　東日本大震災の障がい者の死亡率は、全住民の約２倍であった。被災地を訪問して分かったことは、助かった人のほとんどが近隣の人や家族に助けられたということであった。このことから障がい者の把握等、地域における平時の支援の在り方や関わり方が問われている。同時に、避難所、仮設住宅の改善も必要である。震災対策を検討するに当たっては、障がい当事者の参画が問われている。

問　障がい者には災害時の避難場所を知ってもらうことが重要と考えるが、どのようなアドバイスが考えられるか。

答　日常的な地域とのつながりが重要である。避難訓練は、障がい者が地域の人と知り合う機会となる。地域とつながった避難訓練の政策化が一層求められる。

問　単身者の住宅難民問題を解決する方策について伺いたい。

答　住宅を私有物としてだけでなく社会の資源として位置付け直し、利用していく仕組みが必要である。この点で住宅確保要配慮者居住支援協議会の役割は大きい。制度を動かすことができるかどうかは、地方自治体が住宅政策を自身の政策としてうまく位置付けられるかであり、同協議会の在り方によるのではないか。

問　家族機能を社会化した互助会について、運営上どのようなところに困難を感じているか。

答　一番大きな課題は、第三者が介在した場合の個人情報の取扱いの問題である。例えば、病人がいて、医師に互助会側が容態等の情報を求めると、家族か否かが問われる。一方、病院からは個人情報の提供がない中で、身寄りと同様の対応が求められる「入れ歯問題」と呼ばれる問題がある。また、住宅に関しては、賃貸借契約や残置物の問題がある。賃貸借契約や残置物の所有権は相続されるため、相続人を探し相続放棄の手続が必要となる。こうした個人情報や相続に関する制度は、家族を前提に設計されている。家族がいない人たちが増えていく中で、これまでの法律や制度がどのように使えるのか議論してもらいたい。

問　互助会の当事者同士の関係はいかがか。

答　当事者同士のコミュニケーションは、葬式や家族が行う行事を一緒に行うことで深まっている。例えば、他人の葬式に参列する人は、自分のときも同じようにしてもらえると思っている。相談やカウンセリングよりも、食事や葬式等の場面を多くつくる方が早く関係構築がなされる。障がい等でコミュニケーションがうまく取れない人には、質より量でアプローチする方法を採用している。

問　希望のまちプロジェクトの推進を踏まえ、寄附文化の醸成に向けた参考人の見解を伺いたい。

答　希望のまちプロジェクトでは、多額の寄附が集まっていることよりも、多くの人に参加してもらっていることに意味があり、寄附は支援ではなく社会参加の一つの形態と捉えている。また、寄附には起きている問題のマイナス面を埋めるタイプと将来の社会や地域をつくるタイプの二つがあり、抱樸はその両方

を行っている。抱樸への寄附参加者の多さは、あるべき社会や地域のビジョンへの人々の渇望を示しており、このような社会をつくりたいというビジョンへの創造的共感の表れであると考えている。社会保障と税に関しても同じことが言えるのではないか。

問　子ども・若者へのアウトリーチ型支援に係る寄附に向けた取組について伺いたい。

答　引きこもり、ニートの枠組みで寄附を集めようとしても、誤解、偏見を生みやすい領域なので、うまく集まらない。まずは、セーフティネットとして行政が責任を果たすべき領域であると思われる。

問　地域社会とのつながり方が伴走型支援の対象者の生きる動機付けとなるのであれば、どの程度までつながる必要があるか。

答　従来の専門職には、問題の早急な解決が求められ、問題が解決された後のことは、家族や地域に託されていた。専門職の役割は必要であるが、つながり続けるステージも必要なことから伴走型支援が求められている。どこまでつながるかについては、従来、支援対象者が固定的であったのに対し、伴走型支援では、助けを求める側が、求められる側に回ることがある。双方向性・相互性を目指しており、つながり続けることが重要である。地域の最小単位の家族すらいないという状況を踏まえ、どのように地域をつくっていくべきか議論するときが来ている。

問　アウトリーチ型支援が本人から拒絶された場合の対応について伺いたい。

答　アウトリーチの対象者の６割以上は、過去の支援がうまくいかなかった経験を有する当事者である。拒絶感が強く、強引なアプローチは避けなければならない。過去にどのような人がどのように関わり今の孤立が発生したのかを知り、同じ轍を踏まない視点から入ることが重要である。まずは、本人の興味を共有する「価値観のチャンネル合わせ」から始め、価値観、感覚レベルで当事者理解を徹底的に深める。本人の外の世界の捉え方が見えてきた段階で、様々な手段をとるのがアウトリーチであり、入口が重要である。

問　子ども・若者が抱える問題に関して、経済的事由で支援が受けられないとは、どのような状況か。

答　被支援困難者の定義には、貧困だけでなく、親が資産を有していても子どもに支出しないなどの理由で相談施設への交通費やその利用料が払えない当事者も含まれる。こうした当事者も被支援困難者として実態調査を行っている。

問　地域で障がい者が自立した生活を送るために、特に親亡き後の将来的な生活の維持も含めて、地方自治体や地域住民が果たすべき役割について伺いたい。

答　谷間の障がいを含めると４～５人に１人が障がい者であり、ほとんどの人が亡くなる直前には何らかの障がいを抱えることから、我が身の問題として捉え、共感、想像力を持てるかが重要である。障がい者に対して、今の社会の対応は、国連が指摘するように教育、就労、居住における分離政策である。障がい者を分離するとネガティブイメージが募るが、障がい者がまちに出ることでポジティブな障がい者観が生まれるのではないか。まず、そのための政策が必要である。ヨーロッパのように目に見える形で障がい者に接し、意識を変えるような政策を実施していく必要がある。

問　子どもが助けを求めることができるようにするためには、何が必要か。

答　2018年の文部科学省のデータによると、子どもの自殺の58.4％が原因不明とされており、死ぬほど苦しんでいても誰にも相談できない実態がある。その原因の一つは、大人が助けてと言わず、立派な大人なら自己責任で生きていけるという考えがあるからである。これを崩し、大人が助けてと言ってもよいことを子どもに示していかなければならない。

問　相互扶助の取組の中で、単身者の入院や手術等、身元保証人がいない場合の医療機関の治療方針についてどのように考えているのか伺いたい。

答　抱樸では、個人との出会いから、路上生活、制度等の利用、日常生活の記録等を一貫してデータベース化している。サポートする職員は、その個人の生活状況や嗜好、状態を医師に説明し、治療に役立ててもらっている。家族がいれば家族が記憶の中でデータを蓄積するが、家族がいない人はそうしたデータを出す人がいないため、社会保障制度もうまく使えない。我々は第三者に記録を提供する際は本人の承諾を得ているが、その枠組みに問題があると考えてい

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

る。

問　外国人児童生徒の孤独・孤立解消に向けたアウトリーチ活動に係る課題について伺いたい。

答　国際交流協会と連携して孤独・孤立対策のプラットフォームを形成している。また、日常的にチームで対応することや、それぞれの国の文化を理解している人たちと一緒にアウトリーチの実践を手掛けている。

問　障がい者の法定雇用率の達成に向けて、企業の間で行われているいわゆる「農園ビジネス」の評価について伺いたい。

答　結論としては、全部断罪することはできないと考えている。労働は、受け身の教育や医療とは異なり、社会的な有用性のあるものを生み出すところに難しさがある。ヨーロッパでは、合理的配慮を含め、障がい者の労働環境や労働手段が予算や政策でカバーされているが、日本はこの点が弱い。法定雇用率の達成だけが先走り、それに合わせるためのグレーゾーンの取組ができてしまう。企業の責任というよりは、ヨーロッパの取組を学びながら考えていくことが重要である。

問　障害者権利条約のように、障がい者の捉え方として、医学モデルから社会モデル・人権モデルへの転換が日本で進まない理由について伺いたい。

答　いわゆる医学モデルから脱却できない典型が障害者手帳である。本人の家庭、地域に関係なく身体機能ごとに等級で分類される。環境要因が含まれていない原因には、医学モデルで積み上げてきたバランスが崩れることへの懸念もあるのではないか。同時に、暗黙のうちに医者、医療の圏域を守る意識も影響しているのではないか。国会及び政府において、社会モデルから総合的に障がいを見ていく研究等を深めるべきである。

問　優生思想を始め、障がい者への差別と偏見の根絶に向けて、国会にどのような議論を期待しているかについて伺いたい。

答　優生思想は、個人の内なる差別と言われ、根深い問題である。例えば、精神科病院の鉄格子、分離された学校教育の状況を見て、まともな障がい児観を抱くことはできない。優生思想の問題は、置かれている環境を変えるため、そこ

にどれくらいの知恵と予算を使えるかが重要である。誰もが住みやすい社会に対する国民的な合意や共感が求められる。法規範の威力は大きいが、現行の障害者差別解消法だけではカバーできないため、優生思想やその思考、差別、偏見を払拭する基本法、理念法を是非国会で検討してほしい。同時に、旧優生保護法被害者補償法は、補償につながることが重要なので、法律だけ制定して終わりにしないでほしい。

問　伴走型支援等の担い手を育成するに当たって、課題や必要となる行政上の支援について伺いたい。

答　プロを生み出すことよりも、目線を変えたり、気付きにつながるような人材の育成が重要である。一方で、専門職の養成は大事である。しかし、現場の人材の待遇が大きな問題であり、行政の公務員は会計年度任用職員である。ＮＰＯにしても、行政からの委託契約は１年ごとである。翌年も仕事があるか分からない人に伴走型の長い目での支援に加え、地域づくり、防災時の対応まで求めるのは問題ではないか。待遇を見直さなければ良い人材は残らない。

答　新しい人材育成の仕組みとして、ボランティアの学生が、有償ボランティア、非常勤、常勤と徐々にスキルアップできる戦略的人材育成という制度を実施している。専門職から採用すると、始めから縦割りに特化した視点となり多角的に物事を見られない場合がある。縦割りの世界に入る前に、教育、医療、福祉等を学ぶ学生たちに不登校や引きこもりといった社会的孤立の問題に触れてもらうことによる変化を期待している。また、内閣府のアウトリーチ研修の所管がこども家庭庁に移って以降、実地研修も含めて自己負担にされており、制度の存続上、好ましいことではないと思われる。

問　障がい者の人権が守られ、安心して生きられる社会にするために、国に対してどのような福祉施策を求めていくべきか伺いたい。

答　障がい分野を比較する基準として、第一に一般市民の暮らし、第二に日本と同等の経済力を持つ国の障がい者政策、第三に過去、第四に障がい者のニーズとの比較が挙げられる。第四が最も重要である。比較して分かることは、やはり家族依存の問題であり、民法に着手することが必要と考えている。オランダ

や北欧では、一定の年齢で家族扶養から社会扶養に切り替える制度が採用されており、国会も是非調査してほしい。障がい者や高齢者のためにつくった制度が、徐々に制度に人を合わせていくようになり複雑化している。政策はシンプル、運用は柔軟でなければ人権に関する政策はうまく機能しない。

問　優生思想の根絶に向けて、国が果たす役割と当事者に対する責任の取り方について伺いたい。

答　旧優生保護法の問題について、その検証主体は国会に置かれている。政府、民間も含め、その検証が重要であり、力を入れてほしい。また、本調査会でも注視してほしい。

問　家族以外の人との相互性のあるコミュニティの実践について、課題や改善策は何か。

答　自分らしく生きるということは、様々な人との関わりの中でなければ成立しない。そのような中で、依存先を相互的に増やす必要がある。我々は等価価値交換の社会で暮らしているが、依存の相互性は必ずしも数量的等価価値では成り立たない。助けてもらってばかりでずるいという意識が社会の中に先行している。共に生きることは、権利の問題、生存の問題であり、その相互的な依存を数量的に考えないことが重要な観点だと考える。

問　障がいの有無にかかわらず、子どもが安心して学校に通うために必要な取組、また、子どもの学校復帰を進める中で、困難となることや改善策について伺いたい。

答　価値観のチャンネル合わせは、多文化共生の考え方である。ピンチはチャンスという意味で言うと、不登校の子どもが非常に多くなり、学校も変わらざるを得ない時代が来たと思われる。孤立する子どもが自立するまでのプロセスを再度見直し、学校教育の在り方を見直していくことで、皆が暮らしやすく、参加しやすい場ができるのではないか。フリースクールを始め、様々な民間の取組も始まっており、それと学校が融合していくようなフェーズに移っていくと考えている。

問　持家を手放すことへの抵抗感を変えていく方策について伺いたい。

答　持家に次の世代が帰ってくることが難しくなっている。売却も考えられるが、最近の傾向として、リバースモーゲージ等、住み続けながら資産として次の段階に持っていく考え方もある。さらに、法定後見が始まる手前で、自分の判断で次の段階へ任意後見していく方法もある。

問　子ども・若者へのアウトリーチ型支援を実施している中で、支援者が燃え尽きを起こさないための対策を伺いたい。

答　燃え尽きを起こさない体制づくりが求められる。本人や家庭環境の支援介入の困難度を測り、支援者は、困難度の低い支援から始め、経験を積んだ後、アウトリーチができるようにする。また、チームで対応する場合は、多職種のチームが同じフォーマットに記録を書くことで、支援者が一人で抱え込むことがないよう周囲が気付ける状態にすることも重要である。さらに、全てのケースにきめ細かく目を配るには限界があるので、ＩＴの活用も重要と考えている。

問　障がい者に対する理解を深めるため、身近にできることは何か。

答　一番良いことは、出会うことである。障がいを持った人に接する機会を多く持つことが最高の学びであり、教育である。

問　日本におけるインクルーシブ教育の現状に関する見解を伺いたい。

答　普通学校には受験競争等があり、この中に障がい児が入っていくことは非常に難しい。例えば、どの子どもも学籍の基本は地域の学校に置き、本籍は共通にした上で、自分の判断で、普通学校、障がい児学級、障がい児学校、特別支援学校を選択できるようにしてはどうか。また、普通教育の在り方が問われているのがインクルーシブ教育の一つの本質ではないか。

問　海外と比較して、孤独を感じる子どもの割合が高い要因は何か。

答　海外との比較は単純でなく、宗教や文化の違いが大きく影響していると思われる。また、生徒が時代の価値観の多様化に付いていけず、教員も苦しみを抱えており、外部や家庭から学校を支える仕組みをつくる必要がある。引きこもりへのアウトリーチに関しては、日本は諸外国よりも先進的だと言われている。海外からも研修の依頼が来るような状況であり、日本特有の文化でもあり

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

得ると思う。

問　家族機能の社会化のために、地域社会に求められることは何か。

答　非常に逆説的であるが、ピンチはチャンスである。例えば、我が国の孤立率はアメリカの約５倍の状況にあり、そこに気付きが発生する。悲惨な状況で終わるのではなく、困ったら誰かに相談できるということから取り組んで、新しい社会の創造が始まる。満ち足りた状態では新しい社会は生まれないかもしれず、今、希望を語る必然がこの社会にある。

２　委員間の意見交換（令和７年４月９日）

意見交換の概要は、次のとおりである（発言順）。

山本　佐知子　君（自民）

誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築を進めるに当たって欠かせない、二つのプレーヤーについて意見を述べる。

一つ目のプレーヤーは、暮らしに密着している基礎自治体である。福祉に関しては市町村の格差が大きく、無償化やばらまきの公的支援のサービス合戦は財政余力がなくなると同時に破綻する。都市と地方の格差にもつながるなど、都市部への人口集中の一因にもなっている。誰もが希望を持てる社会は、こうした地方自治体の競争にさらされるべきものではない。

三重県伊勢市では、「断らない福祉、切れ目のない支援」を目標に、相談窓口の紹介パンフレットの全戸配布等、支援を求める声を上げやすくするために努力している。また、公的支援制度のはざまでサービスを受けることができなかった人を会計年度任用職員として採用したり、障がい者雇用の対象にならない人を中心に支援して、将来的な一般企業への就労を目指している。こうした施策は、ばらまき行政ではない。多分野協働プラットフォームをつくり、長期展望に立ってオーダーメード支援を行う、きめ細かい伴走型支援の実践である。

そして、支援対象については、現在は生活困窮状態にはないが将来的にそうした状態に陥るおそれのある人も視野に入れるなど、柔軟な制度運用も必要と考える。例えば就職氷河期世代であり、この世代が高齢となったときの貧困の問題は、社会保障制度の維持や地域コミュニティの孤独・孤立政策にも深く関わってくる。社会全体の問題として、より一層取り組んでいく必要がある。

もう一つのプレーヤーは、ＮＰＯを始めとする団体である。これらの組織が支援者として排除されない支援枠組みの構築の強化、意思決定過程における意見交換やＮＰＯで働く人の処遇改善も必要である。加えて、活動に理解を示す民間事業者への支援の拡充も必要と考える。

また、伊勢市では、地域づくり事業を通じてできた住民同士のつながりや居場所が大きな役割を果たしている。誰も取り残さない社会の構築には、社会的、地域的コミュニティの参画が必須と考える。

地域で行われる支援に対して各個別法が法的担保となり、法整備が果たす役割を過小評価してはならない。時代の変化に伴って、慎重に、しかし、ちゅうちょすることなく法整備を行うことも必要である。

三上　えり　君（立憲）

日本とヨーロッパの公共交通に対する考え方の違いが参考人から紹介された。ヨーロッパでは公共交通が公共サービスとして重要視され、利便性の確保に力を入れているのに対し、日本では採算性が重視され、結果的に利便性が犠牲になっているとのことであった。

広島県を走る芸備線については、度々廃線が話題となっている。減便が続き、利用者数が減少し、過疎化が進み、採算が取れなくなり、更に減便するという悪循環が続いている。参考人によると、スイスでは住民の数に基づくナショナルミニマムを設定して運行計画を立てており、利便性の向上、増便、利用者数の増加という好循環が生まれているとのことであった。日本には、全国に旅客と貨物の鉄道網がある。このすばらしいネットワークを十分に活性化し、全体的な戦略を立てる必要がある。

ＪＲ北海道やＪＲ四国は大変厳しい経営状況にある。鉄道の本来の使命を考えれば、また、地方自治の観点からも、公共インフラとしての鉄道網の維持は極めて重要である。赤字ローカル線の維持をＪＲ各社に丸投げせず、例えば上下分離方式の導入、補助金支出といった支援策を検討すべきである。過疎化が進む中、地方自治にとって鉄道網の維持は死活問題であり、国の支援が必要である。

また、就職氷河期世代が高齢化しつつあることについて、参考人から、住居や食事等を親に頼っている低所得の独身者は、年金受給者である親が亡くなることで困窮し、生活が破綻するのではないかとの懸念が示された。

今後、従来よりも若い世代が、家賃や保証人等の制約で民間賃貸住宅に入居できず、住居に困ることがあるかもしれない。ＮＰＯ等が尽力している取組はその答えの一つであると思う。しかし、残念ながら、大多数の人にはそうした支援が届かないおそれがある。

こうした参考人の提言をしっかり受け止めて、誰も取り残されず希望が持てる社会の構築に努めていかなければならないと切に感じている。

三浦　信祐　君（公明）

我が国における働き方改革の推進及び実施は重要である。これは、長い労働時間にもかかわらず賃金が上がらないことへの対処として法改正が進められたものである。

一方、労働時間にキャップをはめられたことで供給が追い付かなかったり、持続性に課題が生じていることを見過ごすわけにはいかない。使用者に健康管理義務を課すことを前提とした上で、働ける改革も必要である。若いうちに働きたい、自分のリズムで働きたい、力を付けて若いうちに稼ぎたいという人のための選択肢が必要であり、これらについての議論も進めなければならないと考える。

また、我が国のメンタルヘルスに対する教育環境や現場での対処能力は着実に改善しているが、セルフチェックの在り方も進めなければならない。心のサポーターを職場でも教育現場でも家庭の中でも地域の中でも広めていくことの必要性について、改めて認識した。

我が国の発展と持続性を確保するために、都市形成において地域が果たす役割は極めて重要と考える。効率性を追求するためのコンパクトシティ化は理解しつつも、国内各所でなりわいが確保できることが重要であり、安全保障の視点でも必須と考える。

営農でき、水産業があり、産業の効率的な集約と分散化を図ることで、地域コミュニティの持続性確保に全力を尽くす必要がある。そのための公共交通の持続性確保は必須であって、特に、単に経営上の視点だけで鉄道を廃線にしない社会の構築を考えるべきである。

我が国の世帯で最も多いのは単身世帯であり、約４割を占める。今後、そうし

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

た世帯を構成している人の年齢は上昇していく。住居の確保、介護・医療提供体制の確実性、現役世代から見た視点での福祉の充実は労働継続性とリンクする。したがって、老後の体制を整えていくことが現役世代を守ることに直結するという、そのような形の新たな創造的福祉社会をつくっていくべきと考える。

高齢者となってもコミュニティが継続し、各種アクセシビリティの確保を継続させることが政治に求められていると改めて学んだ。これまでの福祉の視点から、更に充実と個別最適化へ進化していく必要がある。

中条　きよし　君（維新）

参考人からは、働き方改革が進む中でなお現場に残る課題についての実態に即した説明があった。働き方改革により平均労働時間が減少したように見えても正社員の長時間労働が減ったとは言い切れないこと、残業時間の抑制が進められても管理職の業務が過重となるという新たな課題が浮かび上がっていること、テレワークにはオンとオフを切り替えるための制度が重要であること等が述べられたが、その中でも、日本社会に根強くある長時間働くことを評価する意識そのものを見直し、長時間労働を前提としない働き方へと転換していく必要があるという意見が、昭和の人間として非常に胸に残っている。

働くこととは、生活の糧を得るためでもあり、やりがいのためでもあるが、それによって健康を損ねたり、人生の豊かさを失ってしまっては本末転倒である。働き方を時間だけで考えるのではなく、どのような社会を築きたいのかという視点に立ち返り、働く人の健康や暮らし、地域や家族との関わりも含めた多角的な視点で制度の在り方を見直していくことが必要である。また、制度は整っていても、その運用や現場の実情にギャップがあるならば、そのギャップを丁寧に把握して、埋めていくための政策を検討していくことが重要である。

また、就職氷河期世代について、今は親世代の支援で何とか生活が保たれていても、親の高齢化、介護の問題、独り暮らしになるリスクが急速に高まってくるとの参考人の説明は、我が国が抱える静かな危機を象徴しているように感じた。就労意欲はあるが収入が足りない、能力はあるがチャンスがなかった、そのような人が取り残される社会にしてはならないという問題提起を感じた。

どの世代にもそれぞれの時代に頑張ってきた人がいて、その積み重ねの上に今日の社会があることを私たちは忘れてはならない。そして、頑張ったら報われると実感できる、誰もが取り残されず希望が持てる社会を築いていきたいと考えている。

伊藤　孝恵　君（民主）

調査会は、長期的かつ総合的な調査を行う目的で設けられた参議院独自の機関で、大局的な見地から国政の基本的事項に関して調査を行い、その成果として、議員立法、決議、政策提言を行っている。また、調査の結果、立法措置が必要な場合は法律案を提出できる等、常任委員会とほぼ同等の機能を有する。さらに、自ら法律案を提出する以外に、当該事項を所管する委員会に法律案の提出を勧告することができる。

この３年間、我々は議員立法に向けての取組、決議のための調整を行ってきただろうか。政策提言のための課題を参考人から指摘され、新たな視点や気付きがあった。目の前にある課題は党派を超えて認識しているものである。

調査会には、立法実績があり、参議院の調査会立法が現下の課題につながる政策推進のよりどころとなっている。

目の前の課題には、就職氷河期世代の問題、8050問題、団塊世代の親の介護問題等がある。政府が就職氷河期世代対策に熱心に取り組んできたことは理解するが、雇用保険を原資とした雇用政策、非正規や無業の人を正社員にするための政策によっていたため、住宅、資産形成、年金、親介護、傷ついた自尊心のメンタルケア等の問題が取り残されることになった。正社員になれた人でも機会損失を被っている。昨今の初任給の引上げ、歴史的な賃上げが行われている中、就職氷河期世代だけ置き去りにされている。この問題は、政府の骨太の方針に大きな柱として記載すべきである。調査会が政策提言機能を果たし、それを後押しできないか検討いただきたい。

また、長時間労働の見直し、人的資本情報開示義務についても、企業に対し

て、男女の賃金格差の解消、女性管理職比率の向上、男性育休の推進等の義務を直接的に掛けることはできないが、省令改正等によって、これがゲームチェンジャーになる。資本家、海外の投資家、リクルート生は人的資本情報を見るからである。

こうした調査会で得られた知見、社会問題を法律に変換していく役割を、調査会が担ってはどうか。委員長、筆頭理事にお願い申し上げる。

山添　拓　君（共産）

希望が持てる社会の実現には、それを妨げている社会経済の諸条件を改善することが不可欠である。政治の障害は政治の責任で解決することが求められる。

参考人からは、時間外労働を減らす必要性のほか、自由に使える時間が増えることの効果にも言及があった。日本では、男性の仕事時間が長く、家事時間が極めて短い。大幅な賃上げ、労働時間の抜本的な短縮を政治の目標に据え、自分の時間の拡大とジェンダー平等を実現すべきである。男女賃金格差の解消は、緊急の課題であり、男性正規と女性非正規の格差は大きい。また、労働基準法に賃金の間接差別禁止規定を盛り込む改正が必要との意見は、国会として受け止めるべきである。

就職氷河期世代については、低所得にある現状から、自立支援、就労支援だけでなく、福祉的な支援を通じた再分配の必要性を唱えた指摘は示唆的であった。また、払える人からうまく徴収することが必要との指摘は、大企業や富裕層に負担を求め、パイを広げる提言と言える。格差と不公正を正す改革こそ必要である。

つながりを目的とした支援については、箱物の住宅政策から箱とケアの居住政策への転換という視点が注目される。現場で支援する人材を確保、育成するためには、待遇を見直さないと人材は残らないという指摘があり、是正が必要である。

家族依存から脱却し、情報保障と移動保障に基づき、障害者基本法の改正、予算の拡充等の改革を求めた指摘は重い。国連の障害者権利委員会が初の対日審査で温情主義と勧告したありようは転換すべきである。優生思想、差別や偏見を払拭する基本法、理念法の検討に入るべきとの意見も国会で受け止めるべきである。

地域社会の希望の実現について、社会的連帯経済の事例として紹介された熊本県小国町わいた会の地熱発電は、参加型の民主主義であるとともに、エネルギーの転換とも関連しており、地域の社会と経済の双方で再生の解決策となり得る。

鉄道事業について、現在のネットワークとしての鉄道網を維持するとともに、ＪＲの上下分離による国有民営を進める案は十分に説得力があった。

東京一極集中を誘導し、加速させてきた政治の総括と反省が必要である。

最終報告書に加え、決議等で調査会の意思を示すことを提案する。

木村　英子　君（れ新）

障がい者が取り残されずに生きるには、余りにもバリアの多い社会状況である。

１年目の調査会では、参考人から、自身の施設での体験を基に、脱施設が訴えられた。また、養護学校と普通学校に通い、健常児と一緒に学ぶことの大切さを実感したことから、分離教育に反対し、子どもの頃からのインクルーシブ教育の実現に向けて、2022年の国連の総括所見を踏まえた障害者基本法の改正が訴えられた。

２年目の調査会では、特別支援学校や特別支援学級を推進している日本の分離教育の中止、同じ教室で共に学ぶフルインクルーシブ教育への転換が訴えられた。また、新幹線や鉄道等の交通のバリアフリー化、車椅子で入れる飲食店等の小規模店舗、映画館、劇場といった建物のバリアフリー化の活動に取り組んでいる中で、特にバリアフリー化が遅れている小規模店舗等の義務基準の見直しが必要であるとの提言がなされている。

さらに、聴覚障がい者が職場や学校等で手話等の情報保障がなされていない厳しい現状が示された。社会参加の情報保障だけでなく、災害時の情報保障もほとんどないため、避難所に避難できないなど、災害時の課題が提言された。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

３年目の調査会では、日本の障がい者の現状は家族依存で、地域で安心して生きられる所得保障等の制度が整っていないとの指摘や、優生思想をなくすため、国会で行われる検証をしっかり行ってほしいとの提起があった。

参考人が提起したように、教育、就労、交通、建物、防災、医療、介護、地域移行等、誰もが地域で生きるために欠かすことのできない権利が、障がい者には保障されていない。こうした社会の仕組みや制度を変えなければ、誰もが取り残されない希望の持てる社会が実現しないことを痛感した。

障がい者への偏見や差別がなくならない現状において、2022年の障害者権利委員会の勧告を日本が守り、速やかに実行していくことが求められる。誰もが取り残されず希望の持てる社会の構築を実現していくためには、本調査会で当事者の参考人が提言されたように、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というスローガンの下、あらゆる場面において、政策立案から決定まで当事者が参画できる保障を政府へ提言していくことが最も必要と考えている。

若林　洋平　君（自民）

誰も取り残さないためにはどうしたらよいのか。国だけでなく、県等の地方自治体の役割は大きい。気を付けるべきことは、本当の弱者を助けることであり、その見極めは重要である。政治は弱者や一生懸命に働いている人のためにあることを忘れてはならない。

利便性、生活環境、働く環境の向上が一部の利益とならないよう、肝に銘じなければならない。その上で何が求められているのか考える必要がある。

今、国民生活、経済は大ピンチにあり、国は何をすべきか、超党派で一つの答えを出していく必要がある。それが経済対策、減税対策等であり、そこに希望が見出せない政策を行っても前を向けない。党派を超え、しっかりと前を向いて協力し合っていくことが調査会にとって一番重要な部分である。

福山　哲郎　君（立憲）

９人の参考人に心から感謝を申し上げたい。１、２年目と同様、調査会の各回

において、各委員から真摯かつ建設的、積極的に御意見を述べていただいたことにも重ねて感謝を申し上げたい。希望が持てる雇用・労働環境や地域社会、誰も取り残さないための支援について、当事者、専門家等から立法府に対する大切な御示唆をいただきつつ、３年間の締めくくりにふさわしい充実した議論ができたと考えている。

誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に向け、本調査会として、党派を超えて良い提言ができるよう考えている。委員の皆様から党派を超えた決議、立法化等も含めて具体的な提案をいただいた。報告書を取りまとめるほか、何ができるのか、各会派とも御相談をさせていただきながら進めていきたい。

Ⅲ　提言

本調査会は、令和４年10月に設置された後、３年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定し、１年目は「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」、２年目は「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」、最終年に当たる本年は「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について、それぞれ鋭意調査を進めてきた。

本調査会がこれまで行ってきた調査を踏まえ、「雇用・労働環境の改善」、「地域社会の活性化及び再生」、「子ども・若者、経済的困難者等への支援」及び「障がい者の障壁の解消」について以下のとおり提言を行う。政府及び地方自治体におかれては、その趣旨を十分理解され、提言内容の実現に努められるよう要請するものである。

１　雇用・労働環境の改善

（男女間の賃金格差等の是正）

我が国は、ＩＬＯ100号条約（同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）を批准したものの、ＩＬＯから同条約の同一価値労働同一賃金原則を法律に十分反映していないと指摘されている。

男女間の賃金や待遇の格差是正のため、賃金格差等をめぐる個別の紛争を公正に解決するための基準や仕組みづくりとともに、企業の人的資本情報の開示範囲拡大に向けた取組が重要である。

（継続就業のための労働環境の整備）

女性、育児・介護等に携わる人、障がい者等が就業を継続する上で不利になることのないよう、配置転換・転勤や長時間労働の受入れをキャリアアップの条件とするような働き方の是正が必要である。様々な事情に配慮した男女共通の労働規制を検討するなど、誰もが能力を発揮できる労働環境の整備が求められる。

また、就業を希望する女性が希望どおりに働けないことによる機会損失は大きいことから、女性の就業の制約要因とされる第３号被保険者制度等の見直しに向けた議論や、妊娠・出産後も正社員としての身分を持続しながら働ける短時間正社員制度の導入促進等の取組も重要である。

（男性の育児休業取得の促進）

先進国で最低水準とされる日本の男性の育休取得率を引き上げるためには、育休取得者を昇進等で不利に扱わないことや経済的なインセンティブを付与すること、上司に率先して育休を取得させ男性が育休を取得しやすい空気を醸成すること等、事業者に環境整備を促す取組が必要である。また、男性が安心して育休を取得できるよう、職場における代替要員の確保が求められ、人員確保のための財政的な支援も有効である。

（過重労働対策の推進）

労働者の生活や健康を守るため、労災認定事案の示す過重労働の状況を踏まえた対策の整備が不可欠である。

また、働き方改革を推進する中で、職場管理等の問題も顕在化しており、管理職の負荷増大への対処、企業に労働時間等の情報開示を促す取組が求められる。勤務間インターバル制度におけるインターバル時間の十分な確保や義務化についての検討も課題である。

一方で、使用者が労働者の健康確保措置を実施することを前提に、柔軟な働き方を可能とする選択肢の検討も望まれる。

働き方を時間だけで考えるのではなく、どのような社会を築きたいのかという視点に立ち返り、働く人の健康や暮らし、地域や家族との関わりも含めた多角的な視点で制度の在り方を見直していくことが必要である。

（テレワークの活用）

テレワークの活用は、通勤時間が削減され、生活時間配分にゆとりをもたらす

だけでなく、少子化対策、女性の継続就業等の観点から、住居費が安く子育てもしやすい地域での就業を可能とするなどの効果も期待できる。

一方、生産性の確保に加え、仕事と生活の境界が曖昧になるなどの課題があるため、労働時間の管理だけでなく、業務量やスケジュール等についても配慮し、労働者の生活や健康を守る取組が求められる。

（雇用のセーフティネットの強化）

非正規雇用者は失業確率が高く、雇用保険の適用率も低いこと等から、保険料拠出を必ずしも条件としない第二のセーフティネットとして求職者支援制度の活用が求められ、その利用促進を図るため、制度の周知・点検・見直しの検討が必要である。また、非正規雇用者は企業内での訓練機会が乏しいことから、生産性や賃金の上昇につながる訓練機会の確保が重要である。

２　地域社会の活性化及び再生

（地域公共交通の在り方の見直し）

地域公共交通の経営に当たって民間事業としての採算性を重視した結果、利用者の減少等に伴う営業路線の縮小や撤退等で、地域全体の利便性が損なわれてきた。地域公共交通による公益の増進を一層図るため、地域公共交通における官民の役割分担の見直しの検討が求められる。地域公共交通の公共サービスとしての側面をより重視し、地域公共交通に対する国の果たす役割の強化、各地域において維持すべき地域公共交通の水準、必要な財源の確保等について、改めて議論し、所要の見直しを図る必要がある。

（地方における鉄道網の維持）

鉄道事業の経営効率性だけでなく沿線地域への経済効果も踏まえれば、全国に構築された鉄道網が公共インフラとして維持されることは極めて重要であり、鉄道網の活性化に向けた全体的な戦略が求められる。災害からの復旧も含め、鉄道網が適切に維持されるよう、上下分離方式の導入支援や補助金の拡充等、国や地方自治体において鉄道事業者に対し様々な支援策の充実・強化を図ることが必要である。

（地域経済の活性化）

地域の住民が自分の地域の魅力に気付き、自信を持つことで、地域の活性化が進むことが期待される。地域が持つ持続可能なエネルギーや食料の供給力を活用して移住者や投資を呼び込む取組や、特定地域づくり事業協同組合制度を活用したマルチワーク化が求められる。また、地域の本当の資源をデータベース化して住民に可視化し他地域とも共有するシステムの構築等を通じ、それぞれの課題を抱える地域同士が連携して成長していくことが必要である。

さらに、工場を生産機能に特化させた場合、安価で豊富な労働力を持つ海外の工場と代替されるおそれがあるため、国及び地方自治体は、研究開発機能の強化を通じた製造業の高度化や地域の中核企業の育成に取り組むべきである。

（地域コミュニティの再生）

人口減少に伴い、地域コミュニティの活動に携わる個人の負担感は増大しつつあるが、一方で地方自治体の対応力は限られるため、地域の運営に必要な活動の存廃を含めた検討が求められる。また、ＩＣＴを活用した対応を模索することも重要である。さらに、地域の企画機能を補完するためには、施策の企画段階から専門家等が伴走する仕組みの整備・拡充が有効である。

加えて、地域住民の自発的な協力と相互扶助による地域コミュニティ再生の取組の例として、民主的な参加型の「社会的連帯経済」の活動が挙げられる。このような地域の課題解決に向けた取組には、資金調達手段を始めとする各種情報提供等、国や地方自治体の支援が不可欠である。

（地域におけるエッセンシャルワーカーの確保）

地域におけるエッセンシャルワーカーの確保には、賃金や労働条件の改善が必

要不可欠である。特に医療や介護サービスの問題が深刻であり、介護現場への投資、医療従事者や介護職員の人材育成も求められる。

また、地域のインフラの維持管理に係る技術労働職の人材確保には、国が地方自治体に十分な財源を手当てすることが重要である。

（地方への女性の定着）

地方への女性の定着には、ジェンダーギャップ解消に向けた意識改革を地域全体に促していく取組が必要である。特に企業経営者には、地元の経済界等と連携しながら意識改革を進め、女性の賃金引上げ等に取り組むとともに、ＩＴ人材等の確保と、生産性向上に不可欠な研究開発への投資を促進することが求められる。

また、国及び地方自治体は、女性ＩＴ・理系人材の育成に一層取り組むことが必要である。

（少子化対策の在り方）

少子化対策には、人口政策の新しい目標設定、効果的な財源を伴う少子化関連予算の充実、少子化問題の原因の明確化、国による人口政策の実施、人口減少を前提とした社会を目指すことが必要であると指摘されている。地方自治体間で人口を取り合うのではなく、国全体も地域もこの程度は人口が減っていくという現実的な数字から出発し、持続可能な社会をつくるための中長期を見通した議論が求められる。

（空き家対策の推進）

空き家対策を進めるに当たっては、空き家の除却に対する公的支援等を含めたまちづくりを計画して不動産の所有者に働き掛けることが求められる。

また、空き家を削減するためには、活用不可能な空き家と修繕により活用可能な空き家の仕分とともに、既存住宅の流通を活性化するための制度的な枠組みの整備が重要である。空き家のリノベーションを促進し、中古住宅市場を活性化すれば、地方への移住促進も期待できる。

３　子ども・若者、経済的困難者等への支援

（貧困対策の拡充）

貧困対策については、いわゆる準貧困層も対象とする支援の検討が必要である。例えば、児童手当の拡充、所得が一定水準以下の家庭に家賃を補助する住宅手当等は、有効と考えられる。

特に、中高年となる就職氷河期世代等については、今後、一層の困窮化が懸念される。就労が困難な人を社会参加に導いて潜在力が発揮できるよう引き続き支援するとともに、就労支援にとどまらず、福祉の拡充という側面からセーフティネットの在り方を検討することが不可避である。今は親世代の支援で生活が保たれている人が、親と共倒れのような形で取り残される社会にしないことが求められる。

さらに、今後は、人口構成や労働市場が変わっていく中で、最低限保障すべき生活水準を国民的な議論により明確化し、国民の合意を得ることが重要である。

（ＮＰＯ等に対する支援）

子ども・若者、経済的困難者等への支援を始め、公的機能の一部を担っているＮＰＯ等を広義の地方自治体として捉え、その財政基盤の強化のため行政が継続的に支援することも検討すべき課題である。また、ＮＰＯ等の活動に理解を示す民間事業者への支援の拡充、ＮＰＯ等が寄附を受けやすくする仕組みの構築、高所得者等が積極的に寄附する文化の醸成等も重要である。

特に、現場で支援に当たる人の疲弊感は高まっており、待遇改善に向けた支援の拡充が必要である。

（身寄りのない要支援者を対象とする福祉の在り方）

全世帯に占める単身世帯の割合が約４割を占め、身寄りのない要支援者を支援するＮＰＯ等の役割が増している。従来家族が担ってきた見守り等の役割をＮＰＯ等が代わりに担う「家族機能の社会化」が一つの解決策となっている中、身寄

りのない要支援者を対象とする福祉の在り方の検討が求められる。

特に、ＮＰＯ等が身寄りのない要支援者を支援するに当たり、病院等における個人情報の取扱いの在り方、住宅賃貸借契約や残置物の相続手続等が課題となっており、家族の存在が前提となっている現在の法制度を整理し、その見直しも含め議論を行うことが必要である。

（居住サポート住宅の推進）

家族機能が付帯した居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）に係る取組を実施するに当たっては、空き家となっている公営住宅をＮＰＯや居住支援法人に無償・廉価で提供するなど居住サポート住宅を十分に確保していく取組が求められる。また、サポート費用の負担の在り方や貧困ビジネスに対する規制も検討課題である。

さらに、住宅確保要配慮者居住支援協議会の役割が非常に大きいことから、地方自治体は、住宅政策を自身の政策として位置付け、同協議会の在り方を検討することが重要である。

（若者の孤独・孤立対策及び若者支援の充実）

公的支援窓口における縦割り対応によって、孤独・孤立する若者本人との関係性の構築や支援機関同士の情報共有が容易に行われず、若者の不信感や拒否感を高めたり、申請手続が煩雑で負担が重く、支援を一層困難にする事例があることが指摘されている。縦割り対応を見直し、精神医療分野との協働による24時間365日のアウトリーチが実施できる体制の整備、生活困窮者自立支援事業と連動した連続的な伴走型支援ができる運用、匿名での相談受付、合理性のない手続の廃止等が求められる。

また、若者支援には、価値観のギャップが生じにくい若者世代やピアスタッフ等の活用が有効であり、子ども・若者同士が支え合う新たな仕組みの創設も一案である。

（子どもの自殺対策）

自殺者総数が減少傾向にある一方、小中高生の子どもの自殺は過去最多となっており、極めて深刻である。子どもの自殺対策については、徹底した実態の解明、総合的な戦略の策定、専任の組織による取組、十分な予算の確保が重要であり、家庭への支援、学校と地域の連携も必要である。引き続き子どもの自殺ゼロを目指していくことが求められる。

（準貧困層の子どもへの支援の充実）

多くの場合、いわゆる準貧困層は児童扶養手当等の対象外であり、学習支援事業や生活支援事業も受けられない。準貧困層の子どもへの支援を図るとともに、準貧困層が貧困層に陥ることを防ぐための支援も必要である。特にひとり親世帯は、親の就業率が高いにもかかわらず貧困層・準貧困層であることが多く、支援の在り方の検討が急務である。

また、多くの高校生が経済的理由で希望する進路を変更するなど、将来を諦めている状況にあるため、支援の充実が図られるべきである。どのような世帯や地域に生まれるかで一生が決まったり、貧困が連鎖してはならない。

（ヤングケアラー等への支援）

ケアラーである子どもや若者が自らの負担に気付くことが重要であり、丁寧な説明で状況を理解し、支援について知ることができるようにすることが必要である。家族のケアに追われ、教育や就業の機会を失うことのないよう、将来的な影響まで視野に入れた予防的な支援を行うことが求められる。

ヤングケアラーの負担軽減に当たっては、地域間格差の発生を防止する視点が重要であり、ケアを必要とする人への支援の拡充も有効である。また、子育てと親の介護を同時に行うダブルケアラーは複合的な問題を抱えており、重層的な支援体制の整備を進めていくことが重要である。

４　障がい者の障壁の解消

（障害者権利条約との調和に向けた対応）

障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、障がい者に関連する国内法制及び政策の障害者権利条約との調和に向けた検討が求められる。また、障がい者を分離せずに合理的配慮と必要な支援が行われる社会の構築に向けて努力を続けていく必要がある。中でも、障がい者の家族依存からの脱却、地域移行を含めた脱施設化は大きな論点である。

さらに、障がい者に関係する政策審議の場に様々な立場の障がい者を一層参画させることが求められる。

（インクルーシブ教育の推進）

共生社会を実現する観点では、子どもは、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶことで多様な価値観を身に付けることが必要であり、誰もが取り残されない社会制度の構築につながることが期待できる。障がい児を特別支援学校や特別支援学級に分離せず、インクルーシブ教育を推進していくことが望ましい。

また、日本の障がい児教育は、医学モデルを前提としており、障がいの克服や軽減が焦点となっている。社会モデル・人権モデルへの転換が問われる中、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが安心して授業を受けられるよう、ルール・授業の在り方等についての検討が求められる。

（優生思想を払拭するための対応）

優生思想は内なる差別とも呼ばれ非常に根深い問題であるが、これを払拭し、誰もが住みやすい社会を形成するには、国民的な合意や共感が必要である。

国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、真摯に、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うことが必要である。

（聴覚障がい者の情報保障）

聴覚障がい者は、教育・労働・医療など様々な場面において十分な手話通訳の保障がなければ、孤立感・疎外感を受ける環境になるおそれがある。また、災害時に情報が得られなければ、逃げ遅れる危険性も高いため、災害に強い通信インフラの整備、災害時の情報発信の工夫、福祉避難所における手話通訳者の常駐等の取組について推進が求められる。

さらに、聴覚障がい者の情報保障を支える手話通訳者の育成や人材確保のための支援の充実も重要である。

（建物・交通のバリアフリー化の促進）

小規模店舗については、バリアフリー化の取組が進んでいないことから、事業者の負担に配慮した上で、バリアフリー基準の義務化の対象を新築の小規模店舗に拡大していくことも一案である。

駅のバリアフリー化については、車椅子ユーザーが列車に自分で乗降できることを目指した改修や、無人駅において乗務員が車椅子ユーザーの乗降を介助する取組を促すなど、地方自治体、鉄道事業者、障がい者の意見やノウハウ等を全国的に集約し、その知識と工夫を平準化することが重要である。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

Ⅳ　決議

誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に関する決議

本調査会は、令和四年十月に設置され、三年間の調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」と決定し、一年目は「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」、二年目は「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」、最終年に当たる本年は「社会経済、地方及び国民生活における希望の実現」について、それぞれ鋭意調査を進めてきた。三年間にわたる調査において、総勢三十三名の参考人を招き、委員間で意見の交換を行ってきた。

本調査会で明らかになった課題は多岐にわたっているが、次に掲げる事項は特に重要であり、政府に強く対応を求めるものとして意見の一致をみた。政府においては、次に掲げる事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　我が国では、孤独・孤立の問題やヤングケアラーとして過度な負担等を抱える子ども・若者、所得制限等の制度の壁に阻まれ支援を受けられない世帯、身寄りのない単身高齢者等、あらゆる世代が様々な困難に直面していることから、ＮＰＯ等による伴走型支援、居住サポート住宅等の新たな取組も踏まえ、切れ目のない支援を実施すること。特に、就職氷河期世代等については、高齢化に伴い困窮が進むおそれがあるため、就労支援にとどまらず、年金や資産形成、住居支援や福祉拡充の側面からセーフティネットの在り方を検討すること。

二　地域公共交通による公益の増進を一層図るため、地域公共交通における官民の役割分担の見直しを検討すること。地域公共交通の公共サービスとしての側面をより重視し、地域公共交通に対する国の果たす役割の強化、各地域における地域公共交通の利便性の向上、必要な財源の確保等について、改めて議論し、所要の見直しを図ること。

三　障害者権利委員会の総括所見を踏まえ、障がい者に関連する国内法制及び政策の障害者権利条約との調和に向けた検討に努めること。また、障がい者を分離せずに合理的配慮と必要な支援が行われる社会の構築に向けて不断の取組を行うこと。さらに、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という理念に基づき、障がい者に関係する政策審議の場に様々な立場の障がい者を一層参画させるよう努めること。

右決議する。

調査報告書

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

令和七年六月四日

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長　宮沢　洋一

参議院議長　関口　昌一　殿

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告

令和７年６月

参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

目　　次

第１　調査の経過 1

第２　調査の概要 3

１　参考人からの意見聴取及び主な議論 3

（１）エネルギー安全保障の確立に向けた方策（令和７年２月５日）

意見の概要

東京大学大学院工学系研究科附属レジリエンス工学研究センター教授
小宮山涼一　参考人 3

一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所
研究推進マネージャー（サステナビリティ）・上席研究員
上野　貴弘　参考人 7

浮体式洋上風力技術研究組合（ＦＬＯＷＲＡ）理事長
寺崎　正勝　参考人 11

主な議論 15

（２）脱炭素社会の実現に向けた方策（令和７年２月19日）

意見の概要

早稲田大学法学部教授　森本　英香　参考人 30

芝浦工業大学副学長・システム理工学部教授
磐田　朋子　参考人 34

株式会社日本総合研究所調査部長・チーフエコノミスト・主席研究員
石川　智久　参考人 39

主な議論 43

２　政府に対する質疑 60

３　委員間の意見交換 73

第３　提言 83

第１　調査の経過

参議院資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会は、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会（臨時会）の令和４年10月３日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、理事会等における協議を経て、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の１年目においては「資源エネルギーと持続可能社会をめぐる情勢」を調査項目として取り上げて調査を行い、令和５年６月７日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の２年目においては「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた論点整理」を調査項目として取り上げて調査を行い、令和６年６月５日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の最終年に当たる３年目においては「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略」を調査項目として取り上げて調査を行うこととした。

第217回国会（常会）においては、令和７年２月５日、エネルギー安全保障の確立に向けた方策について、参考人東京大学大学院工学系研究科附属レジリエンス工学研究センター教授小宮山涼一君、一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所研究推進マネージャー（サステナビリティ）・上席研究員上野貴弘君及び浮体式洋上風力技術研究組合（ＦＬＯＷＲＡ）理事長寺﨑正勝君から、２月19日、脱炭素社会の実現に向けた方策について、参考人早稲田大学法学部教授森本英香君、芝浦工業大学副学長・システム理工学部教授磐田朋子君及び株式会社日本総合研究所調査部長・チーフエコノミスト・主席研究員石川智久君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、４月16日、この３年間の調査を踏まえ、エネルギー安全保障・脱炭素社会をめぐる内外情勢、電力システム改革の検証状況と今後の取組方針、気候変動対策をめぐる内外情勢及び日本の気候変動対策に関する取組等について、大串経済産業副大臣及び小林環境副大臣から説明を聴いた後、両副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

これらの調査を踏まえ、同日、報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。委員からは、エネルギーの安定供給確保に向けた再エネ・原子力の最大限の活用及び火力発電の供給力確保の必要性、浮体式洋上風力発電産業の育成に向けて官民を挙げて取り組む必要性、循環経済への移行を加速させるため地域での資源循環ビジネスを後押しする必要性、日本経済が抱えるリスクを踏まえて早急に次世代原子力発電の研究・導入を進める必要性、欧州の先進的取組を参考としつつ公正な移行に関する施策を着実に実施する必要性、原発の最大限活用を掲げるエネルギー政策を転換して再エネの普及を目指す必要性等について意見が述べられた。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

第２　調査の概要

１　参考人からの意見聴取及び主な議論

（１）エネルギー安全保障の確立に向けた方策（令和７年２月５日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

東京大学大学院工学系研究科附属レジリエンス工学研究センター教授

小宮山　涼一　参考人

エネルギー安全保障をめぐる内外の情勢について説明する。

日本の現状として、日本を取り巻くエネルギー情勢の不確実性が高まっている。中国やインドのエネルギー市場でのプレゼンス拡大に加え、世界のエネルギー供給拠点である中東やロシアの動向も先行きが不確実な状況にあり、エネルギー安全保障が重要な課題となっている。また、日本のエネルギー自給率は約15％と先進国でも低い水準で、原油の約９割を中東から輸入している現状である。さらに、脱炭素への取組も重要な課題で、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（ＣＯＰ28）では、2030年までに世界の再エネ設備容量を３倍、2050年までに原子力設備容量も３倍に拡大する目標が示されるなど、脱炭素電源投資の取組も必要になっている。加えて、自然災害対策やエネルギー価格の安定にも注力し、持続的な経済成長を目指すことが重要である。

エネルギー安全保障の目的は、エネルギー価格の安定、エネルギー供給支障の未然の防止、また、供給支障発生時の影響の最小化と早期復旧であり、その強化には多面的な方策が必要である。具体的には、省エネ推進による効率的なエネルギー利用、エネルギー自給率の向上による海外依存度の低減、輸入資源の分散化や備蓄の強化等による資源調達リスクの低減が重要である。加えて、地震や台風、大雨等の自然災害に強いエネルギー供給インフラの整備も不可欠な課題である。

最近の国内総生産（ＧＤＰ）上位10か国のエネルギー自給率を見ると、日本は最も低く、海外のエネルギー情勢に大きく左右される状況である。持続的な経済成長を維持するためにも、原子力や再エネの活用等によるエネルギー自給率の向上が重要である。

エネルギー価格の動向のうち、まず、世界の原油価格の推移を見ると、原油価格は需要と供給のバランスに加え、その時々の世界情勢に左右されて大きく変動している。特に価格が高騰した際には世界経済への影響が懸念され、日本のように資源を海外に依存する国では、その影響が顕著となる。また、自動車社会であり世界最大の石油消費国の米国でも、石油価格高騰は社会問題としてしばしば注目されてきた。一方、石油生産国にとっては、価格変動が余りに激しく予見可能性が低下すれば、安定した収益の見通しが立てにくくなり、探鉱や開発への投資が進みにくくなるといった課題もある。次に、日本の燃料輸入価格と電気料金の推移を見ると、ウクライナ危機では、ＬＮＧの輸入価格が2020年初頭に比べて一時は約３倍、一般炭は４倍以上に上昇し、電気料金も大幅に高騰した。同様に、欧州でもウクライナ危機前に天然ガスの約４割をロシアに依存していたため、エネルギー価格が急騰した。今後も、世界的な脱炭素の流れで化石資源への開発投資が不足すれば、燃料価格の高騰リスクが高まる可能性もあるため、価格高騰への備えが重要である。

次に、エネルギー価格に大きな影響を与える世界のエネルギー需要の動向についてである。先進国ではエネルギー消費の伸びが頭打ちとなる一方、グローバルサウス、アジア新興国では消費が増加しており、今後もその傾向が続くと予想されているため、エネルギー安全保障への対応が一層重要になる。特に、国際的な電力需要の増加や環境意識の高まりを背景に天然ガスの需要が増加している。アジアでは中国やインドを中心にＬＮＧの輸入が増加傾向にあり、ＬＮＧの安定供給が重要な課題と考えられる。

続いて、エネルギー供給についてである。日本の化石燃料輸入先の内訳を見ると、原油は中東から９割以上を輸入し、ＬＮＧや石炭はアジア太平洋地域に依存している。例えば、ＬＮＧは豪州やマレーシア等からの輸入が中心であるが、一部の国では経済発展による内需の増加により将来的に輸出余力が低下する可能性

もある。ウクライナ危機後の不確実な世界情勢を踏まえると、日本も輸入先の動向把握を徹底し、調達先の分散化を進めるなど、エネルギー安全保障の強化が重要である。

日本とも関わりの深いエネルギー生産国である米国は、シェール革命により世界最大の産油国、産ガス国となった。シェール革命は、原油輸出解禁や石炭からガス火力へのシフトとCO_2排出抑制、関連産業の活性化を促したほか、国際的にはＯＰＥＣプラスの枠組み形成の契機にもなるなどの影響を与えた。米国のエネルギー自給率は100％を超え、主要なＬＮＧ輸出国となっている。また、石油自給率も向上し、中東依存度も大幅に低下した。このような状況の中、日本にとって米国からのＬＮＧ輸入は、価格動向の注視も必要だが、輸入先の分散化にも貢献すると考えられる。

次に、脱炭素電源の動向についてである。まず、再エネについて世界全体の動向を見ると、気候変動への取組の流れの中でクリーンなエネルギー源へのシフトの機運が高まり、コスト低下等を背景として太陽光発電や風力発電の導入が国際的に拡大している。また、国際エネルギー機関（ＩＥＡ）による世界の2050年までのCO_2排出ネットゼロ実現のシナリオでも、太陽光発電や風力発電、原子力の拡大が必要であることが示唆されている。さらに、設備容量ベースでは2050年までに原子力を2023年比で２倍、太陽光発電や風力発電でも大幅に拡大するための投資が必要との推計も見られる。

再エネの特徴として、ゼロエミッションの実現、エネルギー自給率の向上や非常用電源としての活用等、多くの利点が挙げられる。特に、太陽光発電はそれ自体の発電コストが安価になりつつあり、サプライチェーンの脱炭素へのニーズの高まり等から、企業による再エネ調達も進んでいる。一方、電気出力の変動や不確実性への対応、大量導入のための送配電設備の整備や調整力の確保、土地の確保の必要性、技術の国産化といった課題がある。こうした課題解決を進めながらの導入拡大が期待される。

原子力については、ウクライナ危機後のエネルギー、電力価格の国際的な高騰やエネルギー安全保障の強化の面で、世界的に再評価されている。原子力の特徴

は、エネルギー密度が非常に高く、少量の燃料で長期間発電できるため、エネルギー安全保障に大きく貢献する。また、ゼロエミッションで地球環境問題の対応にも貢献する。電力コストの抑制や電力系統の安定化にも役立ち、特に燃料価格高騰時の影響を受けにくいというメリットがある。さらに、次世代革新炉では、安全性の強化や再エネとの共存を目指して、出力調整機能の開発も期待されている。一方、課題として、放射性廃棄物処理や安全性の確保、国民の信頼醸成が大前提である。新たな原発建設に向けた投資環境の整備、また、原子力人材の育成も重要な課題である。これらを踏まえ、原子力の適切な活用が求められる。

最近では、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）やグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の進展により、今後10年間で日本の電力需要が増加に転じる可能性が指摘されている。特に、データセンターや半導体工場の建設が電力消費を押し上げると予想されている。この需要増加に対応するため、安定供給と脱炭素の両立を目指した十分な電源投資が必要となる。ＤＸなど、電気が様々な産業や社会活動を支えるエネルギーとなり、電気の社会的な価値が一層高まる可能性を踏まえれば、適切な電力供給力の確保がますます重要になる。

また、視点を地域に移すと、地域のエネルギー安全保障にはいわゆるエネルギーレジリエンスの確保も大事な課題である。近年、地震や台風、大雨等の自然災害が深刻化する中、地域のエネルギー安定供給対策がますます求められている。エネルギーレジリエンスとは、平時には安定的なエネルギー供給を維持し、有事には供給障害の影響を最小限に抑え、迅速に復旧する能力を指し、2020年のアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）で合意されたエネルギーレジリエンス原則でも示されている。自然災害に対してハード面の強化とソフト面の体制整備を通じて、地域社会のエネルギー安定供給を守ることも大事である。

最後に、エネルギー安全保障の方策を考える際には、脱炭素との両立を考慮し、経済合理性を踏まえた多様な技術の選択が重要である。省エネ技術、原子力、再エネ等、エネルギー安全保障と脱炭素の両立に資する技術が望まれる。ただし、Ｓ＋３Ｅ（安全性、安定供給、経済効率性、環境適合性）を全て満たす単一のエネルギー源はいまだ存在せず、各技術には課題がある。例えば、太陽光発電や風

力発電は出力の変動、原子力は社会受容性が課題となる。Ｓ＋３Ｅの視点に加え、技術動向や情勢の把握、イノベーションの可能性、技術自給率、国産化の可能性等の諸要因も考慮し、透明性のある議論を通じた技術選択とエネルギーベストミックスの構築が大切である。

一般財団法人電力中央研究所社会経済研究所研究推進マネージャー（サステナビリティ）・上席研究員　　上野　貴弘　参考人

気候変動はグローバル課題であることから、長年、国際協調の下で取組が進められてきた。冷戦終結後に地球環境問題が国際社会の重要なアジェンダとなる中で、ブラジルで行われた国連環境開発会議（地球サミット）を契機として1992年に気候変動枠組条約が採択された。その後、1997年のＣＯＰ３で京都議定書が、2015年のＣＯＰ21でパリ協定が採択された。そして、これまでのところパリ協定の下で国際協調が進められてきているが、2025年１月20日に就任した米国のトランプ大統領は、就任日の大統領令でパリ協定からの再脱退を表明した。

このような状況を踏まえて、米国のトランプ政権の動向及び世界全体の動向を概観した上で、日本が進むべき道についての考えを述べる。

最初にトランプ政権の動向についてである。まず国際協調に関しては、2025年１月27日にパリ協定からの再脱退を国連に通告した。同協定の規定上、脱退を通告してからそれが効力を持つまで１年とされているため、正式な脱退は2026年１月27日になる。そのため形式上は、2025年12月のＣＯＰ30では引き続きパリ協定の締約国である。

パリ協定からの脱退は、いわゆるトランプ1.0、すなわち2017年からの一期目のトランプ政権時にも行われたため、トランプ大統領の再選時から既定路線と考えられていた。むしろ懸念されていたのは、気候変動枠組条約からも脱退してしまうことであった。気候変動枠組条約は、パリ協定も含め、気候変動の国際協調を進めるための土台であり、毎年行われているＣＯＰは、同条約の締約国会議である。仮に米国が気候変動枠組条約から脱退すれば、ＣＯＰにさえ不参加となり得る。しかし、現時点では、同条約からの脱退についてトランプ政権から具体的なものは何も出ていない。脱退の可能性が最も高いと見られていた就任日を過ぎて、そのリスクはかなり下がったと考えているものの、パリ協定脱退を宣言した大統領令の中にある、必要に応じて追加的な取組を行うとの一文にまだリスクの芽を感じ取れるところもある。そのため、もうしばらく米国の動向には注視が必要である。

続いて、米国の国内政策についてである。トランプ大統領はバイデン政権が進めた脱炭素の取組を転換し、国産の化石燃料の増産を目指す方針を掲げ、大統領就任日に、その目的に沿った大統領令に署名している。

その中で行うことの一つ目として、バイデン政権が進めてきた脱炭素化のための排出規制、具体的には火力発電所や自動車の新車販売に対する排出基準の撤回がある。ただ、これらは大統領が宣言しただけで撤回できるものではなく、行政手続法に沿った手続が必要である。同手続は通常１年半から２年程度掛かるものであり、手続に着手せよと初日に関係省庁に命じて、スタートダッシュをしたということだろう。

二つ目に、エネルギーに関する国家緊急事態の宣言である。米国のエネルギーの生産、供給、発電等が十分でないことが同国の経済や外交政策、国家安全保障に対しての異常な脅威であると認定した上で、宣言したということである。米国の個別の法律には緊急事態時にのみ行政府が行使できる権限があり、大統領令には、その権限を各省庁が自ら特定した上で、エネルギー増産のために行使せよという内容が書かれている。ただ、どの法律のどの権限を行使すべきかについてはほぼ何も書かれておらず、緊急事態宣言の下で何を行うかは、今後、各省庁が決めることであるため、現時点では同宣言を行ったことでどれほどの効果があるかは未知数と言わざるを得ない。

三つ目に、大統領令の中で注目を集めた点は、大気浄化法における気候変動の「危険性認定」の再考の指示である。先に挙げたバイデン政権下での排出規制は大気浄化法の下で行われている。同規制の下で温室効果ガスを規制するには、温室効果ガスが一般公衆に対して危険であるという危険性認定を最初に行う必要がある。オバマ政権下の2009年12月にこの危険性認定を温室効果ガスに対して行い、

この認定の下に規制を進めてきた。トランプ政権の一期目にも、一部の保守派からこの危険性認定を見直すようにという強い要求はあったものの、実際には見直すことなく、オバマ政権時の規制よりも緩い規制を課してきた。これに対して二期目では、初日にこの危険性認定の再考指示が出ている。実際に認定を取り消すかどうかまでは踏み込んでいないが、30日以内に大気浄化法を所管する環境保護庁長官に対して提言を取りまとめるべしとされている。そのため、2025年２月下旬以降に何か動きがあるかもしれない。こうした、国家緊急事態宣言や危険性認定の再考といった点がトランプ1.0にはなかった特徴である。

こうなると、米国の脱炭素化が完全になくなってしまうのかという疑問が湧くが、私は後退する部分がある一方で、継続する部分も少なからずあると見ている。

後退する部分は、排出規制の撤回による脱炭素化の減速である。特に電気自動車（ＥＶ）関係はトランプ大統領が非常に問題視しており、減速すると思われる。

ただ、バイデン政権は、脱炭素化のための投資を促進するインフレ抑制法という法律を通しており、その撤回には別の立法が必要だが、これを撤回する立法は、議会を通すのが難しいのではないかと考える。なぜなら同法の特に減税をインセンティブとする投資促進は共和党議員の選挙区でもかなり進んできているからである。一部は撤回の可能性はあるものの、多くの部分は残ると思われることから、脱炭素化の継続はあると考える。これに加えて、ＩＴ関係の巨大企業によるクリーンエネルギー投資は再エネのみならず原発も含めて行われている。また州政府の独自政策による継続もある。これらを併せて見ると、完全な後退ではなくて減速と継続というのが妥当な評価ではないかと見ている。

次に、世界全体の動向についてである。今回トランプ大統領がパリ協定脱退を表明した後の世界の反応は、一期目の脱退表明時に比べて反発が弱かった印象である。この理由の一つに、前回の脱退表明は政権の発足日から４か月余りが経過した2017年６月１日で、この件だけに焦点が当たっていたのに対し、今回は就任日で、この環境条約関連以外にも様々なことが米国で起こったため、ニュース性が埋没していたという面はある。また、就任日ということで、トランプ大統領を強く批判することは、国家も、国家以外のプレーヤーも難しかったと思われる。

アルゼンチン以外に米国に追随して脱退しようという連鎖は起きていない。この先どうなるか分からないが、個別の国の中で脱炭素化政策を弱めることはあっても、パリ協定脱退まで行う国は前回と同様になかなか出にくいと予想している。

世界全体の動向を見る上ではほかの主要国の動向が重要になる。ＥＵでは2024年の欧州議会選挙で右派政党の議席数が増加したが、欧州委員会のトップであるフォン・デア・ライエン委員長は再任されて、第二期が開始している。同委員長の第一期目の欧州委員会では欧州グリーン・ディールという環境政策が一番の柱だったが、第二期では、最近の欧州経済の競争力低下という事情もあり、競争力が最重要キーワードになっている。気候変動対策はそのための要素の一つで、クリーン産業ディールを定めて、競争力強化のために気候変動を使うことを掲げている。この中身は現時点では明らかでないが、より産業や経済を中心に据えながら、気候変動対策をそれに役立てていくという方向性になると予想される。

中国は米国のパリ協定脱退表明を強く批判することはなかったが、中国外務省の報道官は、懸念を示した上で中国は各方面と協力すると述べた。国際社会が注目するのは、パリ協定における米国の不在の隙間を埋めるように中国が動くのかということである。例えば、中国は一帯一路構想の下で様々な途上国に支援を行っており、その中にはクリーンエネルギー関係もある。それを国際的な気候変動対策の中での途上国支援の一部としてカウントするか、先進国の支援はそういうカウントをしているが、中国もその中に入るのかが注目される。今のところ具体的な動きはないものの、注目度の高まりは明らかに見られる。

太陽光パネル、風力タービンやＥＶ、蓄電池等、脱炭素化に必要な技術の一部は中国企業が世界市場で大きなシェアを占める。これらの輸入国にとっては依存が余りに過度であると経済安全保障上の懸念を生むため、脱炭素化の加速と経済安全保障のトレードオフは中国との関係では常に配慮すべき課題となっている。

以上を踏まえて、日本が進むべき道として考えるところを述べる。

まず、中道路線の維持である。日本は2050年カーボンニュートラルの目標を掲げながら、現実の政策は脱炭素だけに振り切らず、経済的負担やエネルギー安全保障とのバランスを取りながら進めてきた。ＧＸはそれを経済成長戦略として体

系化したものと理解している。米国ではトランプ政権発足で脱炭素化への反発が形になり、2024年の欧州議会選挙での右派の躍進も一部には脱炭素化への反発が背景にあることを見ると、日本の中道的な進め方は結果的には適切だったと思う。米国が共和党、民主党どちらの政権になっても、日本は今の中道路線をぶれずに維持すべきである。

また、産業構造が似たアジアの国々との連携も、グローバル課題への対応という点で重要になる。

加えて、トランプ政権が続く今後４年間は、大統領が米国のエネルギーコストを下げると表明している以上、日米のエネルギーコスト差をこれ以上広げないことが非常に大事である。日本は今後、カーボンプライシング制度等の導入によって各方面でエネルギーコスト等の負担が少しずつ生じていく。ＬＮＧの長期契約の確保で価格を安定化させながら、原発再稼働も含めて米国との競争力の差を少しでも埋めていくことが今後４年間の課題であり、期待したいところである。

浮体式洋上風力技術研究組合（ＦＬＯＷＲＡ）理事長　　寺﨑　正勝　参考人

浮体式洋上風力への期待と現状、課題、浮体式洋上風力技術研究組合（ＦＬＯＷＲＡ）の結成理由及び今後の取組について説明する。

まず、浮体式洋上風力への期待と現状である。

洋上風力には、海の中に柱を立てて造る着床式と、船のように浮かべながら取り組む浮体式とがある。着床式は水深が大体50ｍまでであり、これを超えると浮体式となる。陸地には様々な制約がある。例えば、山上への大型風車の運搬に必要な道路の建設、近隣に居住する住民の存在である。海にも様々な制約があるものの、海域を広く確保できるため、風車の大型化も可能である。何より海の方が風が素直で強い。こういった利点をいかしていこうというのが洋上風力である。

次に、浮体式洋上風力の特徴である。水深50ｍ超の場所が中心になるため、設置場所の自由度が高くなる。さらに、沖合の風の強い場所に設置できるため、発電量も増加する。また、陸上に比べて海上輸送の方が大型の物を運べるため、大型風車を比較的容易に造ることができる。環境への影響としては、沖合遠くに設置されるため、生活環境の中で風車が見えなくなり、景観や騒音の問題も少なくなる。加えて、浮体構造物は港湾エリアで組み立て、えい航していく方式が主流であるため、港湾の活用にもつながる。

浮体式洋上風力に期待できる理由は三つある。一つ目は電源のボリュームが期待できることである。日本は国土は狭いものの、領海と排他的経済水域（ＥＥＺ）を合わせた海域の広さは世界第６位である。それだけ浮体式洋上風力の適地が多く、今後の導入が期待される。したがって、このＥＥＺへの展開に向けた制度整備が今後強く求められてくる。また、沖合は風況が良いため、年間で50％の設備利用率が見込める。

二つ目は日本のものづくりがいかせることである。浮体式洋上風力は、資本費の４分の１が浮体の構造部分の製造費に当たる。これは日本が得意とする造船や金属加工等のものづくりの基盤をいかせる分野である。その意味では、産業振興、さらには経済安全保障にもつながる取組と考える。

三つ目は地域振興にも期待できることである。浮体式洋上風力は必ず近くに拠点を整備する必要がある。そのため、各エリアの雇用創出、漁業との協調等の面で地域振興にも期待が持てる。

海外の取組を見ると、欧米主要国、特に米国、英国、フランスは、非常に精力的に洋上風力を伸ばしている。日本もそれに追い付くべく進めているところであり、特に浮体式については、各国とも技術開発、実証の面で力を入れようとしている。米国の国立再生可能エネルギー研究所がまとめた長期見通しによると、2050年には270GW、約３億kWの浮体式洋上風力の導入が予測されている。日本の2023年度の発電設備容量（約3.2億kW）に近い規模感が、今後世界中に広がっていく。

こうした中で、日本の政策を見ると、浮体式、着床式を合わせた洋上風力発電を2040年までに30～45GWという導入目標が定められている。浮体式に関しては、早期社会実装に向けた政策が講じられようとしている。

その一つ目が案件形成である。国は改正再エネ海域利用法案の早期成立を目指すとしている。ＥＥＺを含む洋上風力の案件形成の加速化や独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（ＪＯＧＭＥＣ）によるセントラル方式での調査を進め

る体制整備が図られようとしている。

二つ目は浮体式洋上風力の様々な課題についての研究開発・実証である。これはＦＬＯＷＲＡの活動に直結するものでもある。加えて、欧米を中心とした有志国とのグローバルな連携が打ち出されている。

三つ目はサプライチェーンの構築である。国も様々な施策を講じようとしていて、特にＧＸサプライチェーン補助金を活用した取組を戦略的に進めていこうとしている。

四つ目は人材育成である。ものづくりには人が必要で、取組が進みつつある。

日本は今後ＡＩ化が進むことで電力需要が増加する見通しである。今後、浮体式洋上風力にしっかり取り組まなければいけない一つの根拠がここにあると考える。

次に、浮体式洋上風力の主な課題についてである。

一つ目に、技術的課題がある。沖合遠くに浮かんでいる浮体構造物に、動く風車を着実かつ安全に稼働させるための技術が、残念ながらまだ100％に至っておらず、いかに確率を上げていくかという課題がある。また、施工・メンテナンスについての技術開発が必要である。さらに、沖合遠い所から本土までの長距離を送電するインフラの整備も課題である。

二つ目に、経済的課題がある。事業予見性、それから資金調達の面で金融機関が融資可能と判断できるような事業性を確保できるかという課題である。

三つ目に、環境的課題がある。遠方である沖合の海域での環境影響評価手法は未確立である。

四つ目に、法規制・社会受容性の問題がある。改正再エネ海域利用法案のような法整備もしっかり進めていく必要がある。さらに、漁業者を始め利害関係者との共生関係をいかに構築していくかが重要な課題になる。

さらに、世界共通の課題として、サプライチェーンの問題がある。

まず、この大規模な浮体構造物をどう製造するかである。例えば、国の洋上風力の導入目標達成には、年間200基程度の浮体構造物を製造する必要があるが、現状国内の造船系メーカーのドックでは30～50基程度しか製造できない。こうした

課題の解決案として、例えば各地で製造した部材をジャスト・イン・タイムで集めて組み立てていくという日本が得意としている方法であれば、日本の技術がいかせると考えている。

次に、浮体構造の軽量化によるコストの低減である。鉄の塊であるため、軽量化しないとコストが増大する。また、浮体係留用鋼製チェーンの製造メーカーが、世界で主要４社に限られており、日本にはそのうちの１社があるものの、現状、年間５基分程度しか製造できない。解決方法として、鉄だけではなく合成繊維を活用するハイブリッド方式が考えられている。

加えて、メンテナンスの問題がある。年間１～２基程度、大型部材の交換が必要になる。メンテナンスのコストは全体の事業コストの約３割という大きなウエートを占める。いかにスムーズに浮体で作業していくかといった課題も解決していかないといけない。欧州では、浮体構造物に安全に人を運ぶために、特殊な機能を備えた船が整備されつつある。

こうした中で、ＦＬＯＷＲＡ設立の狙いと、今後の取組を紹介する。

日本は広い海を持ち、浮体式洋上風力の適地に恵まれている。さらに、造船、金属加工など日本の強みとしているものづくりの技術、ノウハウ、人材、生産基盤の活用ができる大きなチャンスが来ている。浮体式洋上風力は、単にエネルギーの安全保障、カーボンニュートラルの推進にとどまらず、国内の産業振興、地域の活性化という面で大きな可能性を持っている。2010年代にスコットランド自治政府のスタージョン首相（当時）がこれを実現している。北海油田が斜陽化する中で、洋上風力を一つのパーツにして、エネルギー安全保障の向上、脱炭素化、石油関連産業の活性化の三つを見事果たすことができたというところにも、ヒントがあるのではないか。

浮体式には、システムが大型化し、また、沖合に設置することに起因する諸課題がある。さらに、大型の浮体構造物・係留設備について、信頼性を保ちながら運用していくためのサプライチェーンやインフラの構築が不可欠である。このような浮体式洋上風力の世界的な共通課題は、発電事業者１社ではとても解決できない。事業者が連携し、ゼネコン、マリコン又は様々な造船メーカーと共同開発

を進めて社会実装していく取組が必要であろうということで、ＦＬＯＷＲＡが設立された。

ＦＬＯＷＲＡは現在、国内の発電事業者主要20社で構成され、ゼネコン、マリコン、造船、重電メーカー等が共同研究パートナーとなっている。さらに、国立研究機関、東京大学などの教育機関、認証機関である一般財団法人日本海事協会とも連携していくこととしている。

2024年のＦＬＯＷＲＡ設立時には、国内よりも海外からの反響が大きかった。特に欧米の先進的に取り組んでいる国を中心に、国際連携の取組を具体的に一つ一つ進めている。

国も力を入れ、経済産業省は2030年に浮体式洋上風力を国際競争力のあるコスト水準で商用化する技術の確立を目指している。現在、要素技術開発から始まった様々な取組が進められている。その中でも、各共通基盤となる技術開発に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（ＮＥＤＯ）が公募を行い、ＦＬＯＷＲＡも応募している。このような形で少しずつ技術開発を進めながら、2030年度からの商用化・社会実装に向けて取り組んでいる。一日も早く浮体式洋上風力の社会実装につなげられるよう、不退転の覚悟で取り組んでいく。

（主な議論）

【エネルギー政策】

問　参考人は論文で、エネルギーミックスを定量的に評価する客観的指標や方法論の確立を急ぐ必要があるとしているが、第７次エネルギー基本計画案の策定に当たり、客観的指標や方法論に基づく検討が行われていると評価しているのか、見解を伺う。

答　技術の評価はなかなか難しいところである。代表的なものとしてはコストが挙げられる。エネルギーの技術についてはコストを抑制しながら電気、ガス、石油といったあらゆるライフラインを低廉な価格で供給することが最も大事なポイントである。加えて、近年の傾向としては脱炭素も挙げられる。それ以外にも技術には様々な価値がある。さらに、まだ商業的に普及しておらず、日本

が国際的に弱い技術でも、研究開発を積み重ねていくことで将来花開く可能性はないかというイノベーションの可能性の視点や、国産化が実現して将来的に世界で争っていける技術力を身に付けられるかという技術自給率の視点もある。産業競争力、コスト、環境、それ以外にも様々な便益が技術にはあるので、コストや温室効果ガスの排出量だけではない様々な技術の多様な価値を議論しながら、技術の選択やエネルギーのベストミックスを構築していく視点が大事である。技術の将来的な展開は不確実なので、様々な技術のポートフォリオを持つこと自体がエネルギー安全保障ではないかと考える。

問　日本は現在の中道路線を維持すべきという参考人の意見について、現在の電源構成を維持すべきという意味か、あるいは違う政策目標等を意味するのか伺う。

答　環境と経済のバランスの中で、経済が全てでも環境一辺倒でもなく、両者のバランスというところを中道という言葉で表現している。それは、現在の電源構成を維持することではない。経済と環境のバランスの中では、原発の役割は一定のものがあろう。向こう４年間に関して言えば、米国がエネルギーコストを下げるとしている中で、日米のエネルギーコストに伴う競争力の差をこれ以上広げないためにも、原発の役割は重要になっていくということがエネルギーコストの観点からは言える。

問　広い視点が求められるエネルギー政策の検討について資源エネルギー庁で務まるのか、見解を伺う。

答　資源エネルギー庁が中心となり、また、関係省庁と連携しながら、エネルギーのベストミックスの構築について議論してもよいのではないかと考える。

問　データセンターや半導体工場以外で、今後５～10年の間に大量の電力需要が見込まれる発明や技術、産業が出現する動向があるか伺う。

答　データセンターや半導体工場以外にもＧＸで役割が期待される技術が多々あ

る。例えば、直接大気中からCO_2を回収して大気中のCO_2濃度を下げるダイレクト・エア・キャプチャー（ＤＡＣ）という革新的な技術は電力消費が非常に大きい。また、水素製造用の水電気分解装置や、回収したCO_2と水素を合成する合成燃料の技術も電力を消費するので、ＧＸが今後進展するにつれて電力需要は更に伸びる可能性がある。

問　電力自由化により、電力の安定供給確保と脱炭素を市場に任せていることの妥当性、また誰が主体的に責任を持って進めていくべきか伺う。

答　電力の自由化は米国で先行しており、自由化当時の米国では、電力需要に対して供給が豊富にあった。供給が豊富にあるので、需要に合わせてスリム化することでコスト低減を図るという思想で、電力分野でも自由化が導入された。それを踏まえると、ある程度供給がある中で自由化を進めることでコスト低減を図れるわけで、供給余力のないところに自由化を導入したときに安定供給、また電力価格の低減が図れるかは今後検証等を進めるべき一つの大事なポイントである。

しかし、自由化の中でも安定供給を図る政策やツールはあるのではないか。例えば、発電に対する投資の回収において、より予見性を高める政策やルールはあると認識しており、ＣｆＤ（差金決済取引）という、差額を後で補填する方法もある。今後検討が進められれば、自由化と安定供給を両立しながら、日本の供給力を高めることも可能ではないかと思う。

問　地方創生が重要視されている中で、今後の地方活性化のためのエネルギー政策の在り方の展望を伺う。

答　エネルギーレジリエンスはこれまで余り注目されていなかった。日本は元々自然災害の影響を非常に大きく受ける地域であったが、最近では世界的な気候変動の影響で、世界各国において電力、ガス等の地域のライフライン、エネルギーインフラへの影響が大きくなっている。日本では各社が自然災害の経験も踏まえて強靭化が施されたエネルギーインフラを展開してきたが、投資が進みづらい状況にあった。そうした中で、予期せぬ大地震、豪雨、台風災害に対する一層のライフラインの強靭化がますます大事な課題になる。また、ライフラインの強靭化があってこその地域の活性化、地方創生であり、これらをセットで考えることが今後の方向性として大事である。

一方で、ライフラインの強靭化は数値として可視化しにくいため、進みづらい側面もある。地域の強靭性を定量的又は定性的になるべく可視化するためのルール作りも、地域のライフラインの強靭化を進める上では大事なポイントである。

【エネルギー安全保障】

問　米国のパリ協定脱退を踏まえ、日本は当面エネルギー安全保障を最優先とした上で、道筋が見えてから脱炭素との両立を図るという選択肢もあると思うが、見解を伺う。

答　トランプ大統領の今後の環境政策の行方は非常に注目度が高く、また、気候変動枠組条約からの脱退等も含めて非常に不確実性の高い要因である。しかし、企業や事業者はどう考えているかということも大事な視点である。恐らく今、日本の企業も国際的な企業も、脱炭素の流れは不可逆的になっていないかどうかを気に掛けている。脱炭素は国際社会のムーブメントの一つとなりつつあるので、エネルギー安全保障に加えて脱炭素も考慮に入れながらエネルギーを考える視点は、引き続き大事だと考える。

問　再エネの利活用に伴い、レアメタル等のサプライチェーンが重要になってくる。米国の新政権がアメリカ・ファーストの方針を打ち出す中、鉱物安全保障パートナーシップのような多国間の仕組みは今後も信頼に足るものになるのか、また、日本としてはＥＵや新興国とも協力しながら、サプライチェーンの安定のためのほかのオプションも模索していく必要があると考えるが、見解を伺う。

答　重要鉱物の確保については、トランプ大統領も初日の大統領令で掲げている。恐らく米国内だけで重要鉱物を安定的に全て確保することは難しいため、多国

間のパートナーシップを引き続き追求していくのではないかと見ている。手段に焦点を当てれば米国との共通的な利害も出てくるため、協調は可能ということの一例である。ＥＵや新興国など米国以外の国も含めて連携を深め、供給源の多様化により強靱化していくという方向性は、米国の政権が替わっても揺るがないものだと理解している。

問　国内にはバイオマス燃料として利用可能な木材や植物が多くある一方、現状は、バイオマス燃料のほとんどを輸入に依存している。今後の国産バイオマスの利用について、エネルギー安全保障上どのように考えるか伺う。

答　国産の森林バイオマスを最大限活用する視点は大事であるが、ポテンシャルには上限があることも認識する必要がある。国内で持続可能な形で使う場合は恐らく石油換算で2,500万ｔ、日本の一次エネルギー供給換算で約５％が最大のポテンシャルであろう。

そのほか、国産のバイオマスとして期待されているのは、生ごみ等の廃棄物を発酵させることでメタンを生産する技術である。鹿児島県では、清掃工場の生ごみを有効活用して、都市ガスに供給する事業も行われている。日本のエネルギー自給率向上に向けて、廃棄物やバイオマス資源を最大限活用する視点も大事なポイントであると認識している。

【脱炭素社会】

問　トランプ大統領が米国のパリ協定脱退を表明した理由を伺う。

答　トランプ大統領は、パリ協定は米国に不利だと明確に表明している。パリ協定の内容には途上国支援が含まれており、米国の負担が過大である点や、中国が途上国への支援側に入っていない点を一期目の脱退時から問題視している。

また、不公平性が考えられる。パリ協定の下では、各国が自ら温室効果ガスの削減目標を掲げているが、中国は2030年までにCO_2排出の増加を止めるとしている。一期目の時にトランプ大統領は、中国がパリ協定の下で排出を増やすことができる一方で米国は化石燃料の使用を減らして排出を減らさなければ

いけないことから、米国にとって化石燃料は一つの大きな財産であるのに使用が制限されることの不公平性を挙げていた。

加えて、気候変動問題の世論調査の結果では、支持政党間で気候変動に対する見方は非常に割れている。そもそも人間が気候変動を起こしているのかどうかという科学的知見への認識や、人間が起こしていたとしても憂慮すべきものなのかという点について、共和党の支持者は憂慮すべき問題ではないと回答する比率が高く、民主党の支持者はその逆である。こうした中で、支持層に寄せていくとパリ協定脱退という選択に結び付きやすいと推測される。

問　米国は、環境対策と経済性の関係についてどう考えているか伺う。

答　トランプ大統領によるパリ協定脱退は、環境と経済の両立が難しい中で経済を優先したという側面はあるだろう。ただ、大統領自身はきれいな空気とよく言っている。また、シェール革命以降の石炭から天然ガスへの転換という流れ自体はこれからも強化していくような趣旨のことも述べていることから、両立のさせ方ないしは環境と経済の重点の置き方を、中央か少し経済寄りに戻していくというのが実態に近いのではないか。どちらか一方に完全に振り切ってまではいないと考えている。

問　米国のパリ協定脱退により気候変動対策に対する同国の関与の度合いが低減していく場合に、日本が果たすべき役割及び同盟国としてのトランプ大統領との向き合い方を伺う。

答　今のタイミングで明言することは難しいが、気候変動対策の国際協調の中で日本が果たすべき役割は、米国がトランプ政権になっても今までの中道的な路線を継続していくことである。米国の脱退をほかの国が埋めることも期待され、可能な範囲で進めていければよいとは思うが、国の経済規模も異なるので、どこかの一国だけで埋めることはできず、様々な国の間での協調を一層深めていくことになるであろう。脱退した米国を批判するところまで行くかは別として、残った国の間での協調は維持し、可能な範囲で協力していくことが基本線

である。その上で、米国との向き合い方については、気候変動という言葉で協調していくのは、相手が同調してくれるかという点で疑問が出てくる。ただ、目的ではなく、手段に焦点を当てると共通的な利害も出てくるのではないか。例えば、ＬＮＧについて、トランプ大統領はエネルギー輸出を支配力に変えるエネルギードミナンスを掲げている。日本も供給源多様化の取組の一つとして、米国からのＬＮＧ輸入を増加させていくことは手段の一つとしてある。それは、日本の温室効果ガス排出削減に資するかもしれず、また、石炭火力依存度が高い国が多くあるアジアで米国のＬＮＧが増えれば、その分、排出削減にもなる。よって、日本から見て排出削減の便益がありつつ、米国から見ればエネルギー輸出にもなるという手段のレベルでの一致点はあり得る。もちろん、これは行ってみないとうまくいくか分からないが、そのような個別手段に焦点を当ててトランプ政権と向き合っていくことが今の時点で考えられる一つの道と考える。

問　日本ではCO_2が地球温暖化に影響していることは当たり前とされているが、米国では意見が分かれているという。科学者の間では、間違いなくCO_2が地球温暖化に関与していると考えられているのか伺う。

答　気候変動の科学的な評価は、気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）で世界中の科学者が入る形で、約７年ごとに、その時点での最良の知見を取りまとめている。CO_2を始め温室効果ガスが地球温暖化を引き起こしていることについては、回を重ねるごとに確信度が上がり、最新の報告では疑う余地がない(unequivocal)という評価になっている。日本も米国でも、その共通的知見に異を唱える人が存在するのも事実ではあるが、私はＩＰＣＣが取りまとめた知見をベースとして気候変動対策を考えていくことが基本線であるとの前提に立って研究を行ってきた。

ただ、人間活動によって温暖化が起きているとしたときに、温室効果ガスの濃度が倍になったらどの程度気温が上昇するか、気温が上昇した場合にどのような被害が出るかという点については、研究の進展により不確実性が徐々に小

さくなっているものの、まだ残る不確実性は大きい。どのレベルまで温室効果ガスの濃度を下げるのがベストなのかは誰にも分からないまま、被害が起きてからでは遅いという不可知な状態の中で、今意思決定をしなければならない点がこの問題の難しいところである。それゆえ常に適切な政策の在り方については議論が絶えないものだと理解している。

問　日本のエネルギー政策において産業構造が似たアジアの国々との連携も重要とのことだが、発展段階によっても事情が異なるアジアの国々とどのように協調していくのか、具体的なイメージを伺う。

答　日本は製造業の比率がほかの先進国と比べると高い点で、アジアの国々と似ている。そのような国々では製造業のシェアが低い国と比較してエネルギー消費量が多くなり、エネルギーの確保が大きな課題になりやすい。その中で脱炭素化も同時に進めていこうとすると、脱炭素化も満たすエネルギー源の選択肢を狭めていくことが相当難しくなる。最近、多様な選択肢を追求しながら産業構造やその国々のエネルギーの賦存状況に応じて適切なエネルギー構成を追求していくという、多様なトランジション（移行）という言葉がよく用いられる。正にアジアの国々と連携する場合には、その国々のエネルギー賦存状況、産業構造に応じて脱炭素化に向けたペースや脱炭素化後のエネルギーの姿の多様性を認めながら連携していくことが大事である。

政府はアジア・ゼロエミッション共同体（ＡＺＥＣ）の取組を進めている。具体化はこれからだと思うが、米国が気候変動対策に係る途上国支援をやめていこうとする中、アジアにおけるエネルギー環境への日本の役割は増加する一方なので、トランジションの多様性を考慮して取組が進められるとよい。

問　ＡＺＥＣでプロジェクトを創出して対応していくためには、人材育成が重要と考えるが、ＡＺＥＣの取組は既に十分だと思うか、またＡＺＥＣ構想をより進めていくためには何が必要と考えるか伺う。

答　ＡＺＥＣの取組はまだ開始したばかりであるので、今の取組で十分というこ

とではなく、できることをもっと広げていくべきである。その上で、途上国にとって人材開発のニーズは非常に高いので、日本が果たせる役割は大きいだろう。人材開発以外の具体的な脱炭素化や温室効果ガス排出削減に向けたプロジェクトの組成についても、日本が実施しているトランジション・ファイナンス（移行金融）をアジアの国々にも拡大していき、資金が供給されて具体的なプロジェクトが立ち上がっていく中で、日本企業も一定の役割を占めるようになるという流れを作っていくことが大事になる。

【再生可能エネルギー】

問　浮体式洋上風力について、風車大型化の可能性を含めた将来的な展開を伺う。

答　風車が大型化すると、浮体構造物も徐々に大きくなる。世界最大級の15MWの風車を載せるには、一辺が80ｍを超えるような浮体構造物を造る必要がある。そうすると、ドックに収まりきらない可能性がある。何より、ドックの空き状況に左右されることになる。これを回避するためには、ドックに依存しない製造方法を考える必要がある。一つの解決方策として、モジュール化がある。車と同様に、様々な部品会社で部品を製造して、港湾エリアで組み立てるような仕組みにすると、ドックに依存せずに生産が可能になる。浮体構造物の大量高速生産は世界の共通課題である。その解決方法については日本に知恵があるのではないかと考えており、日本メーカーに期待している。

問　風力発電については建設コストの上昇等の課題もある中、輸入に依存している部分が多い風力発電の主要部品の国産化について見解を伺う。

答　風力発電に限らず、ほかの電源についても同様であるが、資機材の価格が上昇し、さらに作業員が不足している。加えて、足下の円安の状況等が響いており、建設コストが上昇してきているのは間違いない。

浮体式についても、残念ながら風車の生産は完全に諸外国に頼っている状況である。元々は日本にも風力メーカーが３社程度あったが、急速な風車の大型化の波が来て、設備投資の戦略上弱いところが淘汰され、そのときはまだ日本

市場が開かれていなかったこともあり、海外競争に負けてしまった。一方で、同じような状況の韓国では、大型洋上風力の風車の国産化を進めようと、国が力を挙げて取り組もうとしている。日本にも、今まで風車の生産や技術開発に関わっていた技術者が多数いるが、離散している状況にある。離散した技術者に再び集まってもらい、国が主導する形で、もう一度日の丸風車を生産できるような仕組みが構築されれば、日本に合った風車を生産できる。また、日本に限らず、極東アジアで多く発生する台風や地震に耐えられるような風車の生産に特化する一つのきっかけにもなると思う。再度の日本の風車生産の基盤強化のために支援をお願いしたい。

一方で、構造物については日本が非常に強い分野である。日本には鉄を製造し、曲げ、溶接する世界に誇る技術がある。こうした技術をしっかりいかして国産化し、加えて、品質や規格の標準化を目指そうと考えている。日本が品質や規格の標準化をリードし、世界に認められると、日本の規格が世界標準になる。こうしたところも力を入れて取り組むことが必要なので、支援をお願いしたい。

問　第７次エネルギー基本計画案に洋上風力発電の国内調達比率向上に係る目標の記述がある。一方で、海外から安価な部品を調達しているのが現状であり、部品製造企業が利益を得られるような国内のサプライチェーンを構築していかないと、物は造れても利益が出ないことになる。そうなると今後の設備投資にも影響が出てくる。そこで、浮体式洋上風力の国内調達比率の向上と企業利益の創出を両立させていくことについての見解を伺う。

答　電気料金単価を低減していくためには、いかに設備製造段階を効率化又はコストダウンしていくかであり、また、私たちはリスクの低減にも併せて取り組んでいこうと考えている。

そうした中で、日本の強みであるものづくりをいかすべく、浮体式の様々なシステムを国際標準化していこうとしている。もしそれが実現すれば、日本が考えた仕組みで世界各国が製造するような形になる。取り分け、アジア太平洋

地域を考えている。例えば、米国西海岸のカリフォルニア州で浮体式洋上風力を推進しようとしているところ、米国の重工業はほとんどが東海岸にあるため、その設備をどこで製造するかという問題が生じるが、アジア太平洋地域の中央に位置する日本が製造拠点になり得ると考えている。太平洋を始め米国西海岸からインド洋に至るまでの市場を日本がリードできるような規格化やサプライチェーンの構築が、結果として日本の製造コストを低減していくことにもつながる。また、海外市場で日本企業が活躍できるフィールドが広がってくると期待している。

問　浮体式洋上風力には資金調達における事業予見性という課題があるとのことだが、この事業予見性は国に対して求めているのか、もしそうであるならば何を要望しているか伺う。

答　事業予見性には様々な面がある。国に対しては、浮体式洋上風力を国として、政策目標も含めて、しっかり取り組むというコミットメントを出してほしい。民間発電事業者が資金を投入するので、一番は投資が回収できるかどうかである。取り分け収入の面で、発電量に応じてきちんと収入が得られるか、売電価格の水準がどうなるか、一旦決めたとしても、急激なインフレが生じたときに全く補助しない形になるのか、英国のように国が補助するというコミットメントを出せるかどうか。こうした収入の面が一番であろう。この仕組みを国が下支えすることが政策又は制度面として組み込まれてくるかどうかに尽きると考える。

問　日本が浮体式洋上風力の国際標準化を進めていくに当たり、求められる国の支援や枠組みを伺う。

答　国際標準化を目指そうとする各国間の競争が非常に激しくなってきているため、時間を無駄にできない状況にある。こうした現状を理解してもらい、国立研究開発法人産業技術総合研究所、東京大学先端科学技術研究センター、日本海事協会と連携を図って、産学の協力による技術開発を進めていく。単に技術

を開発するのではなく、技術の集合体として成り立つかというアプローチは欧米でも行われていないため、このシステムエンジニアリングの視点で日本がリードできないかと考え、欧米の有志国と連携している。各国にはそれぞれの強みや弱みがあるが、日本の強みをマッピングし、その中で日本に比較優位がある技術を明確化し、伸ばしていくことを考えている。そうした取組は開発コストが掛かるので、そこへの支援があると非常に心強いと考える。

問　洋上風力が進む欧州では、海洋空間計画により、国主導で関係者の利害調整を科学的アプローチで行い、生態系を守っていく中で、関係者の活動領域の空間を配置しているという話も聞く。その点についての日本の状況及び課題を伺う。

答　欧州では海洋空間をうまく使おうとしている。日本でもその関連ではＥＥＺの利活用という形で一つ一つ具体化していこうとしている。我々としても、政府の浮体式洋上風力に関する戦略検討会やパブリックコメント等の機会において、発電事業者の視点で海の利活用についての要望や期待を述べてきた。

もう一つは、海で生計を立てている漁民がいる。さらに海には航路があり、また、軍事的なものもある。国がこうした利害関係者の調整にしっかりと取り組んでいくことが基本であろう。特に英国では省庁の窓口を一つにして取り組んでおり、このことが海の利活用をしやすくしている。それぞれの国の特殊性や事情はあるが、そういった取組を一つのヒントにして整備を進めてもらえると、発電事業者としては心強く思う。

問　浮体式洋上風力が地域振興の面でも期待が持てるとのことであったが、どのように貢献できるのか、具体的な中身を伺う。また、地元住民や漁業関係者等、地域共同で進めてこそ普及できると思うが、その可能性も伺う。

答　電源開発に取り組む中で一番気に掛けているのが地域振興である。再エネは海、山、森、川等の地元の宝物を外部の者が使わせてもらうものであり、権利を取得したから勝手に使ってよいものでは決してない。地域、住民の信頼を得

て初めて開発できるのが再エネである。法にかない、理にかない、情にかなわなければならないという気持ちを常に念頭に置いて電源開発を行ってきた。

洋上風力は海の中に設備を造るため、その海域の地元の港近くに部品を置いたりメンテナンスを行う人々が常駐したりする拠点を造らなければならない。こうしたことから、雇用面で貢献できる。また、再エネ設備ができたことによって固定資産税収が増えた地方自治体もある。さらには、海の中に設備を造ると鉄やコンクリートに海藻が付着し、そこに魚が寄ってくることによって新たな生態系ができて、漁業の振興につながるという点もある。さらにはサプライチェーンの面で、仕事が減少している造船業、特に中小企業の工場に多少なりとも事業発注が行われるようになる。旅館業やレンタカー業、クリーニング業の経営者からは、自分たちには関係ないとの声もあったが、建設が始まると延べ数十万人が集う形になり、衣食住の様々な要素が必要になる。建設期間中であれば、弁当やクリーニング、宿泊施設も必要になり、連関的に直接投資から間接投資に裾野が広がる形で地域が振興していく。建設終了後も始終メンテナンスが必要になるので、既述の衣食住関連の仕事も発生する。そうした意味での地域貢献、地域活性化にも期待できると考える。

問　浮体式洋上風力の本格稼働時に必要な人材の確保に係る見通し及び方策について、業界としてどのように捉えているか伺う。

答　日本の人口が減少する中でいかに人材を確保していくかは、ほかの産業と同様の状況にある。日本人だけで事業を実施していくことは限界が生じてくるであろう。欧州では、エンジニアリングの中でも極めて重要な付加価値の高い部分は自国民が行い、若干ではあるが実際の作業に当たっては様々な国から人を集めてきて多様化している実情がある。日本においても、同じようにしていかなければ人を確保できなくなってくるのではないか。例えば、既に商船や客船のクルーでは、船長と一部だけが日本人で、ほとんどが外国人というケースが多くなっている。浮体式洋上風力についても同様に人材が多様化する形になってくるのではないかと考える。

問　ＦＬＯＷＲＡ設立時、国内よりも海外から反響があったとのことであるが、どのような点に海外は着目していたのか伺う。

答　領海とＥＥＺを含めて世界第６位の海域を持つ日本が、いよいよ浮体式洋上風力を本格化するのかということで、米国政府や欧州各国から即座に問合せがあった。何をどのように実施するのかという問合せで、まだ手の内を明かすことは困難であった。そこで、まずは各国の強みや弱みを出し合いながら役割分担をしていく形での交流を進めており、2025年は一つ一つの国とのより具体的な連携に向けて活動しようと思っている。

問　災害時の電力確保といったときに、再エネこそその役割が果たせるのではないかと思うが、災害時における再エネの役割についてどう考えるか伺う。

答　自治体でも、特に建築物や住宅への積極的な太陽光発電導入、そして非常時の電力安定供給を高めるための蓄電池のような広がりのある投資を促進する政策が大事ではないかと考える。

答　災害時には、浮体式洋上風力でも着床式洋上風力でも、系統から切り離して電気を港湾等の重要なエリアに特別に送ることも技術的に可能である。風さえあれば発電できるため、災害面でもよりレジリエンスが向上すると考える。

【原子力政策】

問　今後、国内において原子力に関する技術開発や産業維持、人材育成等ができるか伺う。

答　日本のエネルギー安全保障を継続的に強化する上でも、原子力人材の育成は大変大事な要因である。まずは原発が再稼働することが、現場で様々な知見、ノウハウの継承、教育等が行われる機会になる。加えて、次世代に現場の技術を継承する上でも、原発の新増設は大事な要素である。今後、原子力比率を２割程度に維持するにしても、新増設がなければ技術力が低下していく可能性もある。安定的な運転と新増設を進めながら、原子力の人材育成を継続的に進めていくという視点が大事である。

問　原発の使用済燃料の問題は見通しが立っていないのが現状であるが、今後の使用済燃料の処理について見解を伺う。

答　今後、日本も原発を再稼働していくという展望も踏まえると、使用済燃料に関しては、短期・中期的な視点では、貯蔵能力をしっかり確保していくことが、長期的な視点では、しっかり再処理していくことが大切なポイントである。使用済燃料に含まれるプルトニウムを再処理し、長期的には高速炉サイクルが実現すれば、廃棄物の毒性自体をかなり低減・減容化できる。原子力は発電だけではなく、使用済燃料とその再処理もトータルで考えることが大事である。そうした点も広く国民の理解を得ることが大事であるので、使用済燃料に関しては、原発とセットで広く国民とのコミュニケーションを図っていくことが大事だと認識している。

問　ドイツが脱原発を進めた一方で、英国やフランスは逆に原発の新設を進めている。こうした状況の中で、各国のエネルギー政策及び経済状況を伺う。

答　ドイツは既に脱原発を実現している。また、メルケル政権以降、年限を区切った脱石炭も推進してきた。他方、ロシアによるウクライナ侵略以降、エネルギー価格が高騰し、国民の生活が苦しくなるのみならず、産業にも悪影響が及んでいて、現在ドイツ経済は困難な状況になっている。これを解消していくためには様々な取組が必要となるが、原発政策の見直しがあるのかどうかについては、2025年２月のドイツ連邦議会の総選挙の結果も含め、今後の着目点となる。

一方、従来フランスは原子力比率が高い。また、英国は気候変動対策の一環として、原発をＣｆＤ等の政策で支援してきている。両国とも脱炭素と経済性あるいはエネルギー安全保障との関係の中で原子力を位置付けているという実態がある。

（２）脱炭素社会の実現に向けた方策（令和７年２月19日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

早稲田大学法学部教授　　森本　英香　参考人

脱炭素社会に向けた方策について「需要面、ライフスタイル面での取組の一層の推進」と「脱炭素とサーキュラーエコノミー、ＤＸとの融合」の二つの観点から述べる。

現在、脱炭素社会に向けては、供給面を中心に取組が進められている。化石燃料から水素あるいはアンモニアへの転換等を進めていくために、20兆円の政府支援を呼び水として150兆円の官民投資を目指す動きになっている。最初の10年間で150兆円の官民投資を実現し、その間にイノベーションを進め、それ以降は新しいエネルギーを基に社会を構築していく。これには、適切な規制・支援の一体的推進、すなわち技術開発で供給面を変えていくことに加えて、規制的な措置も講じて需要面も変えていくという視点もあるだろう。ただ、順番から言えば、やはり供給面での取組が中心であり、鉄鋼や化学といったCO_2の排出が多く排出削減が困難（hard to abate）な産業に力点が置かれている。

脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（ＧＸ推進戦略）に基づく投資促進策には、支援の３原則として、基本条件、産業競争力強化・経済成長、排出削減が掲げられている。このうち「産業競争力強化・経済成長」が、そういった産業の構造を変えるという視点である。その詳細を見ると、需要面も視野に入れた取組もあるが、やはり供給面での取組が中心になる。例えば環境負荷が低い自動車のように供給面が変われば、需要側も変わるので、供給面の対策が需要面に効果がないということではないが、それだけでは足りない。つまり、現状は需要側の対策に限界があって、ライフスタイルの転換も考えていかなくてはならない。また、カーボンニュートラル、循環経済（サーキュラーエコノミー）とも関係するが、クリティカルマテリアル等の対外依存による脆弱性もある。さらに根本的な問題として、物の生産、消費が基本的に炭素排出をもたらすという視点も不可欠である。

そこで、冒頭に挙げた視点の一つ目の「需要面、ライフスタイル面での取組の一層の推進」について述べる。まず、炭素価格が製品価格に組み込まれるカーボンプライシングは、需要側を変える取組として非常に重要なもので、これから本格稼働する。もう一つがＧＸ製品自体の付加価値の向上で、ＧＸ価値の可視化、ＧＸ製品・サービス調達へのインセンティブ付与、あるいはＧＸ製品の調達コスト低減という視点で取り組もうとしている。その更なる加速が必要である。

水素については、法律に価格差支援が盛り込まれた。これは供給側に対する取組であると同時に需要創出にもなる。このほか、産業や発電事業における水素利用に向けた補助金や、輸送や交通における水素の活用の取組が進められている。

公共調達については、いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針が2025年１月に改定された。例えば原材料に鉄鋼が使用された物品について、望ましい基準として「削減実績量が付されていること」が追加された。これは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成のグリーンスチールに関するガイドラインの手続に従って削減実績量が証書として付されていることが、公共調達の要件の一つとされたということである。ＧＸリーグでもこれを率先して購入しようとしている。ただ、法律上義務化はされておらず、選択するよう努めなければならないというのが一番強い表現である。もちろん、中小企業のことを考えれば、義務化によるリスクは非常に大きいので悩ましいものではあるが、物によっては義務化して需要を高めていく欧州の取組もあるため、考える余地はあると思う。

ライフスタイルの変革としては、2021年にフランスで気候変動対策・レジリエンス強化法が成立した。これは、いわゆるイエロージャケットというガソリン価格上昇への強い反対運動があり、低所得者の経済負担に配慮した削減方策を考えようとしたものである。その方法がユニークで、抽選で選ばれた市民150人から成る評議会による政策提言を法律にした。提言は149項目あり、ガソリン車のような化石燃料に関する広告の禁止、スーパーマーケットの量り売り販売面積の拡大、列車で２時間半以内の区間の飛行機の運航禁止等、非常にユニークなものもある。

こうした取組を日本で直ちに実施するのは困難だろうが、政府は地域に着目した取組を行っている。エネルギーや資源の融通は余りに大きい規模だとなかなか難しいが、地域で目の届く範囲で進めていくことは非常に意味がある。地域には都市部もあれば住宅地、農村や漁村もあり、需要・供給という切り口ではなく、地域に着目して有機的な連携を進めることには可能性があるのではないかと考える。

地方自治体の首長等の話では、地域における課題の中で地域脱炭素の優先順位は余り高くないとのことである。そうであるとすると、地域脱炭素が防災や農業の振興といった地域課題の解決に役立つという絵柄を作ることはとても重要である。一例として、千葉県匝瑳市でソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）が進められており、電気と農業の二毛作で耕作放棄地を活用していこうとしている。

地域での取組にも課題がある。例えば神戸市では、自治体協議会、商工会議所、銀行等が連携して取り組んでいる。こうした連携が重要であり、面的に広げていくことができるかどうかが大きなポイントである。地域ならではの産業、業務、家庭、運輸の垣根を越えた連携として、例えばエネルギー消費の約６割を占める熱の融通が考えられる。もう一つは系統電力との連携だが、幹部には再エネが日本の自立のために重要という認識が定着しているものの、現場では再エネに対する偏見もあり、変えていく必要があると思う。

視点の二つ目は、脱炭素とサーキュラーエコノミー、ＤＸとの融合である。これは欧州で非常に進んでいて、再エネとエネルギー利用効率化は脱炭素化の55％に寄与し、残りの45％は製造、利用の循環化といった製品政策によるとするレポートがある。別のオランダの団体のレポートでは後者を39％と試算している。つまり約４割程度がサーキュラーエコノミーであり、資源政策も含めて考える必要がある。

これには二つの側面がある。一つは、脱炭素化を進める際に必要な希少金属の確保で、もう一つは、ＤＸをうまく活用することで新しいビジネスと産業が成立するという側面である。

欧州は上記を非常に強く認識してデマテリアリゼーション（脱資源化）を進めている。ＥＵはよりクリーンで競争力のあるヨーロッパのための新循環経済行動計画を打ち出し、取組を進めている。資源の採取と加工を減らさないと、温暖化

対策も生物多様性対策も難しいため、これを一体的に進めるという考え方である。上位政策である欧州グリーン・ディールの下に新循環経済行動計画があり、それに基づく個別規制が策定されている。エコデザイン規則と電池規則は既に策定され、化学物質対策の産業廃棄物枠組み指令等も次々に進められている。

電池規則の内容の一つに、最低限リサイクル材含有水準がある。例えば電池の生産に必要な材料の一つであるコバルトについては、その12%はリサイクルコバルトでないといけないとされている。これにより、まずリサイクルする側は、市場の存在が明確になるため、投資をしてリサイクルを促進していこうとなる。自動車側・生産者側では、電池を生産する際の配慮がなされる。つまり、このような形で電池規則には市場を作る性格があるのではないか。こうした非常に規制的な措置でサーキュラーエコノミーを進めていこうとしている。また、サーキュラーエコノミーを進めるには情報共有が重要で、電池に関してはバッテリーパスポートを要件にしている。様々な情報を共有できるシステム、具体的にはクラウドに情報を入れてＱＲコードで読み取れるような仕組みが考えられている。

この仕組みは、電池以外の様々な製品にも導入されようとしている。これには、サーキュラーエコノミーを進める意味もあるが、データをしっかり掌握しルールメーキングを優先することでアドバンテージを取ろうという欧州らしい姿勢もある。多面的かつたくましい取組である。

日本の取組はまだ遅れてはいるものの、最近は動きがある。2024年８月に閣議決定された第５次循環型社会形成推進基本計画は、いわゆる資源安全保障、経済安全保障という視点も入れて、格の高い国家戦略として位置付けられた。また、その取組を進めるに当たって各省が連携するために、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」がまとめられている。欧州に対抗する意味でも必要な、非常に良い取組である。

以下は問題提起である。大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造そのものをどうするかに関して、2000年の省庁再編時に、堺屋太一経済企画庁長官（当時）が、これからは規格大量生産型ではなく、もっと知価の重要性、付加価値の重要性を考えなくてはいけない、それは産業構造だけでなく、教育や地域構造、

情報文化の在り方まで考えていく必要があるという指摘をした。

カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー、ＤＸは、この産業構造を変え、社会構造を変えるツールであり、チャンスではないか。

株式会社みずほ銀行の産業調査部は、これからは産業融合が進み、今までの産業分類は解けると指摘している。また、一般財団法人日本総合研究所会長寺島実郎氏は、日本は今分岐点にあり、今までは工業生産力モデルで進められていたが、今後はイノベーションとファンダメンタルズのハイブリッドになると指摘している。イノベーションは、引き続き世界に冠たる力を持って働いていくという側面、ファンダメンタルズは、国民の安全と安定のための産業創生といった視点であり、両者をうまく組み合わせた国づくりが必要だとしている。サーキュラーエコノミー、カーボンニュートラル、ＤＸはこうした取組を進めていく非常に良いツールであり、良いチャンスと考える。

芝浦工業大学副学長・システム理工学部教授　　磐田　朋子　参考人

本日は地域における脱炭素の実情と実例について意見陳述を行いたい。

まずは全体の基本方針から説明する。日本ではエネルギーの約半分を電力に、残りをガソリン、プラスチック原料、都市ガス等の燃料・原料に使用している。脱炭素社会というと再エネ電力に発想が偏りがちだが、客観的に見ると電力だけではなく燃料・原料の脱炭素化も重要となる。また、エネルギーの最終利用先の約７割が熱や燃料という状況である。

燃料・原料をどこまで脱炭素化できるのかについて検討してみる。燃料・原料の約４割を利用している産業部門では、特に鉄鋼やセメント産業で高温熱が不可欠となっており、化石燃料からの脱却が困難なところがある。ただし、産業部門の電化（ヒートポンプ導入）に関する調査では、洗浄等の工程に用いる低温熱であれば電化が可能であり、現在、熱として産業で使われているものの27%相当のものが電化できるのではないかという試算もある。一方、家庭部門では、低温熱を作るのに都市ガスを活用するケースも割と多いので、この辺りを化石燃料から電化にシフトし、さらに、利用する電力を再エネ由来とする形での脱炭素化が進

められるのではないかと考える。また、輸送部門ではＥＶが技術的には実用化されている。こうした電化が進められるところは脱炭素化を一層推進していくことが基本的な方針となっている。

つまり、省エネをできる限り進めることは大前提としてあるが、次のステップとして、燃料・原料に関して低温熱を中心とした電化を進め、どうしても電化が進められない原料や高温熱に関しては水素のような脱炭素燃料としていこうということであり、第７次エネルギー基本計画でも変わらない方針だろう。

電化に関して、不安定な電源である再エネを推進していくには経済合理的に大量の蓄電池を導入しなければならないという試算もある中、一つの対策としてエネルギーシステムにおける需要側での調整が考えられる。例えば、再エネの発電量に合わせて需要側が空調や照明を自動的にコントロールするということが挙げられる。あるいは、欧米では、給湯の電化が進んでいるため、再エネの余剰電力を熱としてためる貯湯槽によって調整する形も出てきている。最終的に蓄電池が調整力となることは大前提だが、それが費用的に厳しい現状では、様々な調整力の創出が必要になる。

こうした日本政府の基本方針と様々な対策を実際に行うのは地域である。地方自治体には国の方針に沿って地球温暖化対策実行計画を策定する義務がある。特に、大規模自治体は、地域全体の脱炭素化に関して区域施策編と呼ばれる実行計画を策定する義務がある。しかし、小規模自治体はマンパワーや基礎的知識の不足という課題があるため、そのような実行計画の策定が困難なのが実情である。

こうした様々な人口規模の地方自治体から脱炭素化の計画策定に関する相談を受けるが、その際に助言していることをかいつまんで説明する。

まず、脱炭素に関する対策としては、節電行動の要請や、省エネ機器への買換え、あるいは太陽光発電の導入等のコストが掛かるものを発想しがちだが、CO_2削減の実現策を構造的に考える方法がある。それは「茅恒等式」と呼ばれるもので、CO_2排出量を４項に分けて表す手法である。この恒等式によると、一つの項だけの対策でCO_2を削減しようとすると費用がかなり掛かるところ、それぞれの項に関して対策を講じることによりCO_2を少しずつ削減することでも同

様の削減量を得られることが分かる。

例えば、第１項について、人口当たりの生活の満足度を減らすことは、生活の満足度を削るという努力の省エネによるCO_2削減対策に相当する。この項を下げるとなると、人によっては生活の満足度を下げてしまうことになり、環境に無関心な層には取り組んでもらえない無理のある対策になる。そこで、第２項の対策として、生活の満足度や快適性を維持しながら、エネルギーの必要量を減らすことが考えられる。さらに、第３項として、エネルギー必要量を賄う実際のエネルギー消費量を減らすというものがある。いわゆる省エネ家電や省エネ対策という形である。こうした段階を経てエネルギー消費量が減っても、最後にどうしても必要となるエネルギー消費は脱炭素エネルギー源である再エネ等で供給するという、段階を経た対策が必要になる。

地方自治体は、第１項の生活の満足度を削る対策、第３項の省エネ対策、最後の再エネ導入に偏りがちであるが、第２項の生活の満足度を維持しながらエネルギーの必要量を減らすという対策にも目を向ける必要があると助言している。例えば、断熱効果が高い家の建築や自然のエネルギーを利用したパッシブ建築の促進のほか、衣類の吸湿発熱技術の開発、一人暮らしの高齢者の戸建てから集合住宅への住み替えの促進、あるいは、エネルギーを使わない生活に幸福を感じる価値観に関する教育の実施ということも、生活の満足度を維持しつつエネルギーの必要量を減らす対策に相当する。そのほか、街のコンパクト化、シェアリングエコノミーの推進、ＩＴ技術による物流の無駄の削減等も、生活の満足度は維持したまま、エネルギーの必要量を減らして快適な生活にするという発想の転換につながる対策になる。地方自治体に対して、よくある対策だけではなく、こうした抜本的な対策があることを助言している。

このようにエネルギーを使わずとも利便性や快適性を高める仕組みやまちづくりを計画・支援する対策を考えることで、無関心層を含む多くの市民に受け入れられるような施策の提案につながる。また、こうした考え方が、新たな技術や仕組みのビジネスイノベーション創出にもつながるので、地方自治体には、補助金で支援するだけではなく、このようなビジネスの支援、地域に広がりのある対策

の支援を推奨している。

こうした対策について、海外では気候市民会議が開催され、議論されている。日本でも様々な地方自治体で、「ミニ・パブリックス」という地域の人口構成に応じて無作為抽出で選ばれた市民で構成される市民会議が開催され、対策を練っている状況である。その中では、無関心層をどう取り入れ、行動変容を促すのかというところが議論になる。つまり、多くの人は、地球温暖化問題は深刻な問題で、一人一人の行動変容が重要ということを頭では分かっているが、例えば再エネの電力契約に切り替えるというような行動に移すかどうかは別問題ということである。この点をクリアするため、行動経済学や心理学の要素を取り入れた対策を地域で実施していくことが重要なポイントになっている。

例えば、地球温暖化は深刻な問題だ、再エネ・省エネは大事だという情報提供の実施により環境意識は高まるので、それがベースになることは間違いないが、それだけでは行動につながらない。実行可能感、コスト感、規範感といったものが複合的に要因となり、初めて人は行動に移すことが、社会心理学のモデルで分かっている。そこで、行動につながる要素に係る提案、例えば仲間と一緒に、身近にできて、さらに自分にメリットがあると思えるような提案を具体的に提示して、実際の行動を促すことも重要になっている。

この中でもコスト感に関しては、経済的負担と経済的利益だけをてんびんに掛けるのではなく、様々な非経済的便益と経済的便益を組み合わせることで、脱炭素化を進めていくことがポイントになる。非経済的便益とは、例えば、自給自足できる再エネを使うことで燃料費高騰のリスクを低減することによる安心・安全や、断熱化による健康的な暮らしのようなものである。ただ、人により重きを置く非経済的便益は多様なので、画一的な一つの対策で済むものではない。多様な市民がいる前提で、様々な人に訴えかけられるような、多様な便益を取り込んだ対策を講じることが大事である。

環境省の脱炭素先行地域の選定では、単にその地域に再エネを導入するのではなく、様々な市民の合意を得ながら、非経済的便益としての地域に裨益する対策と共に脱炭素化策を導入することを重視している。また、地域内でエネルギー代

金が循環し、利益の一部を地域課題の解決に使うことで、地域にメリットがあり、地域住民に再エネの必要性を感じてもらえるような対策を組み合わせることも重視している。2025年までに100か所を選定予定で、現在81か所が選定されている。

具体的事例の一つとして、長野県小諸市は中心市街地の空洞化という地域課題を抱えており、元々、コンパクトシティの実現によって地域経済を活性化したいという目的の下、動き出していた。そういった中で、地域中心部にある蓄熱槽の活用により、不安定な再エネを地域で使い切る仕組みを導入する形の提案を行った。また、提案には、この地域の中で、蓄熱槽、蓄電池、再エネを導入し、また、自営線で各建物をつなぐことで、災害時に避難所を自立的に再エネで運用できるような地域のレジリエンスを高める狙いもある。さらに、小諸市や地域金融機関と連携した小売電気事業者を通じて、地域内でエネルギー代金が循環する仕組みも取り入れていた。次に、千葉県匝瑳市の事例は、耕作放棄が進む農業において後継者が不足する中で、ソーラーシェアリングにより農業以外に売電収入も得ることで、農家の収益を安定化させて後継者を確保し、そして、農地を維持しようという目的があって選定されたものである。また、岡山県真庭市の事例は、広葉樹を利用したバイオマス発電による地域の活性化を狙ったものである。一方、秋田県と熊本県の事例は、県が広域的な視点から脱炭素化を主導するといった取組である。

このように81地域が選定された一方で、具体的取組を開始した地域では様々な課題に直面している。例えば、愛知県岡崎市では、地方自治体が出資した地域新電力が中心となって再エネを地域内循環させようとした。しかし、実際には昨今の燃料費高騰のあおりを受けて、家庭や商業施設への小売電力事業のビジネス展開が難しい状況となった。そこで、課題克服のため、隣接する豊田市との連携による小売電力事業の活性化に動き出した。また、京都市では、寺社仏閣の脱炭素化により観光客や学生等にその取組を知ってもらうという目的で事業を開始したが、実際には文化遺産に関する規制が厳しく、ＰＰＡ方式では経済的に元が取れるような形での太陽光発電導入が難しいことが分かった。そこで、手法を変え、省エネ設備の補助と組み合わせて自己保有型の太陽光発電を導入することとした

ほか、僧侶が立ち上げた地域新電力が仲間の連携力を利用して脱炭素の広がりを進めていくこととなった。走りながら、課題に直面してはそれを解決するという形で、脱炭素先行地域は進んでいる。

以上が、様々な形で電化とカーボンニュートラル電源の導入を地域が着実に進めていくためのポイントである。また、地域に裨益し、市民の多様な便益を考慮できる脱炭素化施策は、多様な窓口が関わらないと進められないため、地方自治体内の横連携体制の強化が必要である。さらに、小規模自治体の脱炭素化に関しては、都道府県や地球温暖化防止活動推進センターといった外部からの支援が不可欠なのが実情である。

株式会社日本総合研究所調査部長・チーフエコノミスト・主席研究員

石川　智久　参考人

脱炭素は、極力経済的なダメージを減らして人々の幸福感を阻害しない形で進めていく必要がある。

世界はこの20年ほど脱炭素に向けて着々と歩みを進めてきたが、現在は逆風が吹いている。総論賛成の一方で、各論となると悪影響を受ける地域やセクターが反発する。ＥＵは「公正な移行メカニズム」を導入して、悪影響が大きい地域を中心に事業転換や研究開発、労働者の成長セクターへの就業促進やリスキリング等を支援している。しかし景気が厳しくなる中、脱炭素化へのかつての熱意も少し失われてきている。大きく変えるというよりは現実的な路線で極力脱炭素を進めていくという政策スタンスである。一方、米国はトランプ政権発足後、脱炭素に対して非常に後ろ向きな対応となっている。欧米が脱炭素に後ろ向きになった背景には、悪影響を受ける地域やセクターが多く、その反発が強いということがある。こうした現状を把握して、不満を減らす取組の具体化が急務である。

脱炭素への移行では新しいサービス等が生まれるが、使われなくなる技術やサービスが座礁資産化して、関連する人々の仕事も失われていくのも事実である。

こうした中、国際社会では失業等による経済的不利益を回避するジャストトランジション（公正な移行）の議論が進展している。日本では言葉が抽象的で分かりにくいこともあって余り議論が進んでいないが、脱炭素に進んでいくのであれば、公正な移行が非常に重要なものとなる。元々は労働者の観点の話だったが、近年は地域や社会全体で何をすべきかという議論に変化してきている。

一方、公正な移行は非常に難しいことも事実である。かつて日本で公正な移行の話があったのは、脱炭鉱である。日本が国際競争で勝つためにエネルギーを石炭から石油に替えることが重要との議論があり、脱炭鉱が進んだ。その結果、産炭地域が非常に苦しくなり、北海道夕張市の人口は石炭生産量にほぼ比例する形で大きく減少していった。一方、同じく産炭地域であった福岡県田川市はそれほど大きく減少していない。田川市は新たな産業を見付けて、ある程度うまく移行できた。夕張市も努力はしたもののうまくいかず、結果的に人口は大きく減少し、地域も衰退していった。

脱炭鉱でセメント等に事業転換したり、観光業で復活したりした企業がある一方で、新たな産業を見付けられなかった企業は倒産した。また、雇用においては、炭鉱労働者を中心に失業者が増加した。仕事を求めて故郷から離れた人もいる。石炭産業がなくなることにより、炭鉱労働者向けの産業等も衰退するといった地域経済に対する負の波及効果があった。産業もなく人口も減少するとなると、地方自治体も大変になる。つまり、企業が残っていく形にならなければ、脱炭鉱の事例のように成功した地域と失敗した地域の差が生じるというのが教訓である。

一方で、脱炭鉱と脱炭素では状況が異なる面がある。脱炭鉱は石炭産業や産炭地域が中心であったのに対して、脱炭素は多様な産業や多くの地域に関わりがある。また外部環境として脱炭鉱時の日本経済は高成長だったが、現在は低成長となり、人口も減少しているという意味で非常に困難がある。

ただ、技術的な面で見ると、脱炭鉱より脱炭素の方が様々なオプションがあるため、うまくイノベーションを起こすことができれば、速やかに公正な移行が行われることも可能であろう。また、人口減少で失業者がそれほど増えない可能性もある。新たな技術者を育成しにくいデメリットもあるが、人口増加時代とは局面が異なるため、脱炭鉱をベースに考えながらも現代に合わせて進化させる必要がある。

脱炭素は様々な地域や産業が影響を受ける。一方で、イノベーションによって生き残ったり、市場を拡大したりする可能性もある。しかし、ビジネス環境の変化に乗り遅れて倒産する企業も出てくる。一般的に、ビジネス環境の変化に対し、人材や研究開発力がある大企業は産業転換が容易だが、中小企業は独力での対応が厳しい。その意味で、大企業向けと中小企業向けで政策が変わってくることは考えられる。また、人手不足は失業が発生しにくいが、所得の高い都市部等に人材が流出して人手不足が深刻化する面もあり、対応が難しい課題である。

続いて、公正な移行において留意すべきポイントを産業、企業及び地域の三つの観点から説明する。

産業の観点では、CO_2多排出産業に目が行くが、農業等のように産業や排出規模は大きくなくても排出削減が難しい産業もある。こうした産業に対して余り厳しいことを求めても、簡単にはいかない。また、自動車等も製品ライフサイクルの観点から難しい面があり、様々な高度な技術の集合体であることを考えると、簡単に排出削減はできない。つまり、産業ごとに特性が違う中、産業別のアプローチも必要になっていくというのが留意すべきポイントである。

企業の観点では、中小企業や財務体力が限られる企業は簡単に本業を変えられないという難しい問題がある。また最近は、経営者の高齢化や後継者が不在の会社が増えており、そうした会社では事業転換が起きにくい。多くの中小企業経営者と接した経験から見ても、大体後継者に替わるときに新しい取組を行うことが多い。その意味で、後継者不足は脱炭素推進の一つの障壁になる可能性がある。

地域の観点では、大都市であれば若者も多く、労働者もいて、研究機関も充実しているのに対し、小規模自治体や過疎に近い自治体は人手不足も深刻であり、教育機関や専門企業へのアクセスも非常に難しい。労働者の高齢化も地方の方が著しい。大都市と地方で格差が生じるリスクもあることに留意すべきである。

公正な移行は、企業だけではなく地域での協力が大事になるため、地域起点の取組において留意すべきことについて述べる。まず、地域によって産業構造が大きく異なり、それに伴ってCO_2排出部門の構成比も変わるため、地域ごとに政策を調整していくことが重要である。

また、地域のビジョン策定に関しては、地方自治体、企業、労働者、金融機関、大学、消費者、市民等の多種多様な主体が、地方版政労使会議等の様々な場を活用して議論を行い、問題意識を共有した上で連携して取り組むことが非常に重要になる。こうした企業を超えた取組には、産官学金の連携、地域レベルの脱炭素ロードマップ策定が必要になる。これに加え、経営難の会社においては事業承継やM＆Aによって技術や労働者を守るとともに、円滑な労働移動を支える仕組みの構築により、企業の新陳代謝が行われても失業者や倒産で財産を失う経営者が出ないようにする必要がある。

他の社会課題との関係として、脱炭素に向けた経済改革、構造改革の検討に当たっては、少子高齢化について考えなければいけない。少子高齢化で技術者や労働者が不足するとイノベーションが低迷して脱炭素の遅れにつながる。また、インフラの整備が遅れると温暖化被害が深刻化する等、様々な課題につながる。少子高齢化にうまく適応した政策の議論も必要である。

また、脱炭素においては、製造業・建設業の人の技術が重要になる。製造業は脱炭素に適した製品を作るという意味で重要である。建設業においても建物のゼロエミッション化等には高度な技術者が必要になる。製造業や建設業の就業者が減少していくと、研究開発が遅れるリスクが生じてくる。この部分の人材の確保、生産性の向上が重要になる。

経済の世界では、ＧＤＰを増加させた後はウェルビーイング（Well-being）を向上させていくことが当たり前になってきており、地域幸福度の研究も相当進んできている。最近の研究では、人々の主観的な幸福度をアンケート調査で測る等、様々な方法がある。そのため、地域に新産業を創出していく際には、地域の幸福度も測定することによって、経済の活性化だけでなく、人々の幸福度の向上も考えて進めていくことが持続的な脱炭素に向けて重要になる。

以上を踏まえた提言として、まず公正な移行には、脱炭素の観点だけでなく、産業競争力の強化、新産業の創出が重要になる。環境だけではなく、産業、労働、教育、地域といった様々な分野の施策が必要となるため、司令塔となる行政組織を作り、横串を通していくことが必要である。

また、取り残されるリスクの高い主体を特定してきめ細かな政策を実施していくことも重要である。また、それを踏まえた上で、産業別のロードマップ、産業構造の将来見通しを明確化し、政策の見える化やＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）を進めていくことも重要である。

そして、公正な移行に向けた多面的な政策の枠組みの策定が重要である。さらに、国が大きなロードマップを作った後は、各自治体で地域起点の公正な移行を進めていくといったように、国と地方自治体で政策をうまく役割分担していくことが重要である。

最後に、まとめを述べる。脱炭素社会への移行は技術革新だけでは実現できない。取り残されるリスクのある主体に対する移行支援も重要になる。

脱炭素社会への移行が難しいのは、多排出セクターだけではなく、農業等の技術的に難しいセクターや、製品のライフサイクル全体での排出削減が難しいセクター、経営資源が乏しい企業等である。そのため、セクターや企業規模別に対応策を講じていくことが重要である。

個別企業では乗り越えられない課題については、企業を超えた地域全体での取組が必要である。また、新たな仕事の創出に当たっては、ディーセント・ワーク、すなわちやりがいのある人間らしい仕事を増やしていくことが重要であり、労働法制等の在り方についても国民的な議論が求められる。

そして、産業競争力強化と公正な移行の相乗効果を高めていくことが必要である。

さらに、地域ごとに課題は異なるので、地方自治体が自主的に動けるような枠組みにしていく必要もある。その際、経済だけではなく、人々の幸福度まで見た多面的な取組を進めることで、日本中の人々が脱炭素に協力したいと考えていけるようになるだろう。

（主な議論）

【エネルギー政策】

問　資源エネルギーの面での持続可能な社会については、環境だけでなく景観や

経済の観点からも考えないといけない。美しい景観を保ちながらエネルギーを確保するためには太陽光パネルの設置より小型モジュール炉の建設を推進していくことや、高い技術力により水素自動車の普及を進め経済を成長させていくことがよいと考えるが、小型モジュール炉及び水素自動車の将来性について伺う。

答　景観も含めて考えるというのはそのとおりである。景観保全の視点で再エネの利用方法について条例を作っている地方自治体もある。

エネルギーの安定供給に関しては自立することがまず大事である。そういう意味では、再エネ等の国内で生産できるエネルギーを重視すべきだろう。次に、国産エネルギーで全部賄えない場合、多様なところから原料を調達できることが大事である。石油は限られた地域から輸入している一方、原発の燃料のウランは多様なところから調達できており、そこは合格点である。ただし、国内で原発を稼働させる際には安全性の確保が何よりも大事である。加えて、日本の場合は国民の理解をしっかり得ることが大事である。小型モジュール炉は小回りが利いて可能性があると思うが、こうした点を確保しなければいけない。原子力は事故の可能性があるので、そこはしっかり対策していく必要がある。

答　景観については、脱炭素先行地域の選定を進める際にも出てくる観点である。その選定に当たっては、再エネの促進区域を設定し、そこに協議会を作り、地域住民と合意を形成した上で導入するという方針で臨んでいる。そのため、山を切り崩すような地域住民の合意が取れないものは進めるべきではない。また、20年後、30年後にも再エネの施設を管理する人を確保できるような場所でなければ、新しいエネルギー源を導入してはならないと思っている。

エネルギーは、何か一つに偏るのではなくミックスすることが大事である。再エネに関しても、住民の合意を形成しながら導入できても、使用する全てのエネルギーを賄うのは難しい場合もある。そのときに、海外から水素を輸入するのか、それとも廃棄物の問題はあるが原発を増やしていくのかは、意思決定とリスク分散の話だと思う。水素については、まだコスト的に難しいという点、地政学的なリスクから離れることができないという点で、最終手段として考え

るべきだろう。小型モジュール炉やデータセンターから出る熱の需要は、都心が最も大きいので、都心部にこそ小型モジュール炉やデータセンターを誘致するべきであると思う。ただし、万が一のリスク事象の発生を考えると少しずつ地方に離れていくこととなり、その落としどころは地域での合意形成次第であろう。

答　景観は非常に重要な問題で、自分たちの愛した地域が変わってしまうと思うと人は反発する。そのため、太陽光パネルを置く地域をある程度限定的にしていくなど、景観と地域のバランスを考えていくことは重要である。

また、再エネは大切なものである一方、非常に大きな面積を使用する。例えば風力発電にしても、ある程度の発電量を確保するには、相当の広さが必要である。そのため、それだけの面積を使う必要があるのかということもきちんと議論する必要がある。

一つのエネルギーに過剰に偏らず、うまくエネルギーミックスのバランスを取ることで、景観と面積と発電効率が全部良い形になっていくことが重要になる。その中で、水素と小型モジュール炉についてきちんと議論し、研究していく必要があるだろう。

技術革新は突然起きることがある。例えば、今は太陽光発電が優れていても、何年かたつと全く違う技術が良くなったりする。そのときに対応するために、技術のリソースを幅広く持っておく。そういう意味では、小型モジュール炉や水素は様々なコストの問題はあると思うが、可能性があるものを排除するのはもったいないので、基本的な研究をしながら計画的に準備を進めて、安全、安心が確保されたものから最適な場所で進めていくことが大事である。

問　長期の電力需要想定のぶれが多く見られる中では大きな計画は成り立ちにくいため、むしろ身近な課題から解決すべきではないか。供給よりも、消費者行動やマーケティングの観点で、日常生活の中で無意識に持続可能社会に向かっていくような取組こそが政策では重要だと考えるが、見解を伺う。

答　快適性を損なわず、知らない間に消費電力を削減できているという世界が一番望ましい。自動で家電や設備を制御するシステム、もう少し大きなまちづくりの観点からのシステムの開発もある。あるいはＤＸの導入等の様々な取組で、そうした世界を技術的には作れると考える。

問　電力需給構造が技術革新に依存しているとすると、先進国では科学技術の発展によって電力需要が安定する可能性がある。一方で、技術の享受が困難又は遅れてしまうような国々では、電力需要の減少が進まないために供給が追い付かず、国民生活が不安定化することも考えられる。こうした電力の消費格差の観点で議論する必要性について伺う。

答　ＩＣＴ（情報通信技術）の進展による電力需要の伸びと、技術の発展によるその引下げがどの程度機能するかは、よく分からない。一部の企業では、サーバー冷却システムへの水冷式の導入や、海水を利用した冷却に取り組んでいる。あるいは光通信の研究開発等、様々な技術の芽はあるが、実際に実用化されるかは分からない。それを前提として、日本と途上国で格差が生じるというのは指摘のとおりであろう。

ＩＣＴの分野に限らず、例えば現在日本が取り組んでいる水素への転換についても、途上国が追随していけるのかは、今後取り組むべき課題であろう。その際、日本は途上国のことだから関係ないとするべきではない。日本で経済成長と脱炭素を両立させられればコスト削減にもなるので、途上国にとっても有益である。そうしたシステム、技術を途上国に輸出、移転することを日本の成長モデルにするとよいと思う。

【脱炭素社会】

問　トランプ大統領はパリ協定脱退を宣言するとともに、「石油やガスを掘って掘って掘りまくれ」という、脱炭素と全く逆の主張をしている。これは、多額の資金を投じて脱炭素という理想論に律儀に邁進することには付き合っていられないという米国の国民の本音なのではないかと考えるが、見解を伺う。

答　米国の国民の本音として、インフレが非常に進み、特にガソリン価格が上昇

したことに対する不満が大きかったと思う。その意味で、脱炭素には経済的利益がないという気持ちもあっただろう。また、米国内ではトランプ大統領の支持者とＳＤＧｓの考えに共感する国民との分断が非常に大きくなっている。非常に難しいのは、トランプ大統領が環境問題の優先順位を下げる一方で、残りの半分程度の国民は、環境問題が大事だと考えていることである。トランプ大統領がこのまま支持を得ていけば環境問題を重視する声は弱まっていくかもしれないが、今後の選挙でまた脱炭素を重視する政権が出現する可能性もある。その意味で、現在のトランプ大統領の政策だけで動きを決めてしまうことに怖さはある。確かに同大統領の非常に強い情報発信力により世論が動いているのも事実で、米国の企業は脱炭素に余り触れなくなっている。一方で、欧州の企業は脱炭素を重視しており、中国も脱炭素推進の方針を示している。日本は着実に脱炭素を進めていき、公正な移行を通じて、不利益を被る人を極力減らして、国内で脱炭素アレルギーを作らないようにしていくことが非常に重要である。

問　日本では、米国と異なり、脱炭素を達成しないとひどい社会になるとされて、資金と労力を大量に費やしている。米国がパリ協定から脱退すると、日本だけが資金を大量に投入したのに成果が出ず、エネルギー価格の高騰で経済的にダメージを受ける事態が生じることを危惧するが、見解を伺う。

答　水俣病の発生時に、水銀が原因ではないとする議論がかなりあったために水俣病の解決が非常に遅れたということがある。このようなことを地球温暖化問題で生じさせないためにＩＰＣＣという組織が創設された。ＩＰＣＣは、偏った意見にならないように様々な意見を全て集めて、しっかりとオープンな議論をした上で、温暖化の影響について報告書で示している。環境問題ではこうした言わば科学的な部分をきちんと押さえることが非常に大事であり、その工夫は温暖化についてはなされている。

また、日本にプラスになる方向で温暖化対策を進めることは非常に大事であり、温暖化対策と経済成長をリンクさせる取組が進められている。つまり、温

暖化対策を契機に日本が成長し、さらに日本の技術が世界に展開していって、日本の成長モデルになっていくようにすることに現在チャレンジしている。そういう考え方で進めることが非常に重要だと考える。

答　日本に住んでいると温暖化の影響を如実に感じにくいとは思う。例えば、欧州では温暖化に伴って追い出された難民が押し寄せている問題が生じていたり、あるいは局所的な地域では温暖化による洪水が起こったりしている。日本でも最近豪雨という形で少しずつ肌身で感じ始めてはいるが、実感しづらい中で温暖化に対する理解がなかなか得られていない状況ではないかと想像している。一方で、温暖化対策を進めないと、緩やかな気候変動の中であれば成立した産業に大きな被害が出ることが分かってきており、日本としては経済的なバランスを考えながら進めるべきだろう。

米国はエネルギー産業やその雇用を多く抱える中で、労働者を守りながら政策を打ち出すときに、どうしても脱炭素化にもろ手を挙げて賛同する方向にはならないのではないかと思う。

石炭産業が盛んであった欧州で脱炭素化が進められたのは、化石燃料系の産業に従事する人々を、新しい産業に移行できるような職業訓練を併せて進めたからこそだと思う。米国が脱炭素に後ろ向きになったからといって、日本も不利益を被るのを避けるために後ろ向きになる必要はなく、日本は日本で勝ち筋を考えていくことが非常に重要ではないかと思う。

答　日本としての勝ち筋を選んでいくことは非常に重要である。脱炭素はある意味、省エネという見方もできる。省エネに資するような技術を開発していけば、価格競争力も付いて強い産業になっていく。そうやって新たな産業を生み出していくことが大事であり、それが結果的に脱炭素にもつながる。

もう一点、脱炭素の賛成派と反対派で科学的な見方やイデオロギーが異なる中で、国際政治でのせめぎ合いが続くと思われる。日本ができることは、実直に海外の状況に関する情報を収集して、どの流れに行きそうかをきちんと見据えていくことである。そのためには外交戦略も必要であるが、日本政府だけでは力不足なのであれば、企業とも連携しつつ情報を収集して、共有しながら世

界の流れを冷静に見極めていくことは非常に重要である。その流れの中で、日本の脱炭素策を現実に合わせていくという地道な作業が必要になる。

問　ＧＸ経済移行債の活用による20兆円規模の先行投資支援は、経済成長を促すものとして適切な規模なのか、あるいはこうした呼び水がなくても経済成長と脱炭素は成り立つと考えるか、見解を伺う。

答　米国が脱炭素の取組に投入した公的資金や欧州がグリーンディールを進めるために投じた資金と比較すると、人口の違いによる差はあるものの、日本の取組は遜色がないと考える。これで十分か否かは分からないが、少なくとも世界的に見て相当思い切った取組であり、結果的にほかの地域の取組と足並みはそろっていると思う。

問　人的・財政的な余裕がなく、厳しい状況にある地方自治体が地域脱炭素という課題を前に進めていくためには、国がより具体的な支援を行う必要があると思うが、見解を伺う。

答　国の支援には金銭的な面、ノウハウ、人材供給など様々な形があり、実施すべきことは多いと思う。

答　脱炭素先行地域のようなモデル地域の選定では、小規模自治体を採択する事例が多い。その中でどのような国の支援があれば、地域が主導して脱炭素を進められるのかというところの解決策を見いだそうとしている。例えば、都道府県、地域金融機関、企業等が支援に関わることで、自治体自体のマンパワーや知識等が不足していても成功する事例を作り、それを横展開したいと考えている。

答　現在、地方自治体の人手不足が深刻化している。特に過疎が進む地方自治体ほど公務員になる人がおらず厳しい状況にある中で、国の支援が重要になる。人材を派遣するような取組はなお求められ、東京の企業の従業員が支援に行くような制度、環境版の地域おこし協力隊ができるとよいだろう。

　一方、地方自治体の仕事が忙しい理由としては、事務が煩雑になり、無駄な事務が発生していることもある。事務の合理化等の推進は、環境問題ではないが地方自治体職員の働き方改革のためにも重要である。そのほか、約1,700の地方自治体の規模は様々なので、広域連携の仕組みの明確化や事務組合の広域化のように地方自治体の連携を更に増やすことも重要になる。

問　脱炭素先行地域の成功例に見られる共通点を伺う。

答　共通点の一つは地方自治体のリーダーシップである。非経済的なものも含めた様々な人々の便益にチャネルを広げ、参画する人を確実に確保するために、様々な部署が横連携してプロジェクトチームを作り、首長の強いリーダーシップの下、プロジェクトが実施されている地方自治体で非常に成功事例が多い。また、そうしたプロジェクトに基づくと、地域の企業や金融機関が参画しやすくなるため、地元の参画体制が整っている地域で特に成功事例が生まれていると思う。

問　脱炭素先行地域の取組を類型化して全国展開できる可能性について伺う。

答　脱炭素先行地域については、意識的に全国展開できるような類型で選定を進めている。人口の多寡、また再エネのポテンシャルの大小に違いがある中で、どの地方自治体がどの類型に相当するのか当てはめながら、また、振興したい産業は農業なのか観光なのか、あるいは住宅や暮らしの質の向上なのかなどの類型化を行っている。同時に、提案が出てきていないような類型の穴がある部分を、今後の選定で埋められるように進めている。

問　脱炭素先行地域を全国で100か所選定した後、これらの先行事例を全国展開していく上での実施目途を定める必要性及びその進め方に係る見解を伺う。

答　環境省事業であり、100か所の先行地域を選定した後の具体的な数値目標まではまだ掲げられていないのではないかというのが正直なところである。全国展開するにしても、日本では、支援できる団体が余りにも少な過ぎると思う。欧州では、こうした政策を支援するような民間団体やコミュニティが発達してお

り、サイエンスコミュニケーターのような資格も普及している。日本では、こうした政策を地方自治体等に丸投げするという現状があると思うので、併せて人材育成を行っていかないと小規模自治体も含めた展開は難しいだろう。

問　気候危機の影響や被害を最も受けるのは現在の子ども若しくは若者世代である。気候危機に関する政策決定プロセスへの若者、子どもたちの参画を保障することが重要と考えるが、見解を伺う。

答　環境問題は子供たちの将来に影響するので、子供たちの意見を取り入れることは非常に大事である。国連人間環境会議（ストックホルム会議）あるいは地球サミットでは、必ず冒頭で子供の発言があり、それをベースに議論するという慣例があった。

子供の意見を実際に取り入れていくときに、地域や学校という切り口もある。子供たちの声だけで動くわけではないので、市民社会組織（ＣＳＯ）、非政府組織（ＮＧＯ）の取組と子供たちの取組を重ね合わせることにより、市民の取組を後押しするような仕組みが必要だろう。そうした視点で、例えば、環境省と国連大学は共同で地球環境パートナーシッププラザの運営に取り組んでいる。

また、議員立法である海岸漂着物処理推進法は、ＮＧＯが中心となって働きかけを行い、制定された。皆がそういった力を持つようになってきている。ＮＧＯ、学校、地域、あるいは企業等が子供の声を聴き、議論の俎上に載せられるようにすることも含めて取り組むことが大事である。

答　今はＳＮＳの時代で、国境を越えて世界中で若者同士がつながるネットワークも出来上がっている状況なので、そういった若者たちの声をできるだけ地域の施策や国の方針に反映できるような機会が増えるべきだと思う。

一方で、施策への直接的な反映という点では、相応の知識をインプットすることも重要である。若者の目から見てもっと脱炭素化の速度を上げてほしいという声も上がるが、やはり脱炭素化も経済とのバランスが必要で、投資資金がなければ脱炭素化も進まない。そこのバランスやスピード感について若者たちと対話をしつつ、施策を進めていくべきだろう。

答　子どもの権利条約を日本が批准して30年たっているが、具体的な動きがあったのはこの４、５年程度で、子供の権利が余り重視されてこなかったことは大変問題である。国全体として少子化対策をすべきという議論の際に、子供の数ばかりに目が行き、子供の権利について言及がないことに少し危うさを感じる。少子化対策は必要だが、同時に子供の権利を守っていくことにより、子供たちが健全な市民として育っていくようにすべきということが大前提である。

環境の維持が子供たちの幸せでもあるので、子供の意見をきちんと聴く仕組みは非常に重要である。海外では子供の意見が聴かれているということがまだ世の中に知られていないので、まずはこれを多くの人に知ってもらうところから始めていくということはある。

子供の意見を聴くとは、子供の意見にそのまま従うという意味ではなく、大人と子供が真剣に議論をするということである。学校教育の場でも、子供と大人が真剣に議論して意見を合致させる必要がある。そうしたことにより、成熟した民主主義が作られていき、同時に環境問題や脱炭素への取組も進んでいくのではないかと思う。

問　脱炭素社会への移行に関する問題について、意識の醸成等も含めて地域社会を盛り上げていくような新しい発想を求める取組を学校で増やす必要があるのではないか。また、頭では行動の必要性を理解していても、実際の行動が付いていかないというのは、社会の機運を盛り上げる努力が不足しているからではないか。こうした点について見解を伺う。

答　学校で環境のことを伝えることは大事であり、是非実行すべきである。一方で、教員は非常に多忙である。また私自身、特に子供や若者にどう伝え、感じてもらうかという点で、教育の場は難しいと悩んでいた。正直答えはないが、学校や地域で実際に子供たちと一緒に行動すると、その反応は非常に違った。例えば海辺のプラスチック問題について実際に子供たちと一緒に行動すると、海洋汚染の現状を体感してくれたので、そうした取組をする必要がある。学校だけにこだわらず、地域あるいはＮＧＯ、市民と連携する必要があると思う。

答　気候市民会議だけではなく、高校生向けのワークショップも行っているが、教員は忙しく、高校のカリキュラムに脱炭素の話を個別で入れてもらうのは難しい状況にある。そうした中で、地方自治体によってはリーダーシップを取って教育委員会に働きかけ、そうした事業を取り入れることが少しずつ進みつつあるように思う。

ただ、環境を志して大学に入学する学生でも、温暖化が起こる仕組みを理解しておらず、知識の欠落を感じている。そのため、もっと正しい知識を伝えていくことと、身近にできることも確かに大事だが、もう少しインパクトの大きい脱炭素策についても考えてもらう機会が必要であると思う。

答　今後の社会を変えていくためには、若者から気持ちを変えてもらう必要があるというのは同意見であり、教育面から取り組むことには全面的に賛成である。具体的な教育方法は難しいところはあるが、若者の興味とうまく掛け算していくことが大事である。

高校生にＳＤＧｓについて教えることがある。地元のために何とかしたいというテーマだと一生懸命取り組んでくれるので、地元が良くなると環境がこれだけ良くなるという感じで、地元の問題と環境の問題を掛け算していくことが大事である。また、スタートアップに関心がある人が増えているので、最近は環境分野で成果を上げているスタートアップが世の中を変えているという話をしていくとよいと思う。具体的に、自分ができそうだという行動例とうまく掛け算していくことが非常に大事である。一度関心を持ってくれれば皆勉強するので、理想論かもしれないが、まずは関心を持ってもらい、関心を持った若者に適切な教材が与えられるとよい。

【公正な移行】

問　参考人が示した日本の産業別就業者数の将来推計は、独立行政法人労働政策研究・研修機構（ＪＩＬＰＴ）によるもので、恐らく温暖化対策等を考慮していないものだと思う。同推計が正しいと仮定すると、製造業、建設業の就業者は主に情報通信業に移行することになるのか、その場合どういう形にすれば大

きな犠牲を払わずに移行できるのか、さらに同推計と脱炭素による公正な移行との関係についても伺う。

答　ＪＩＬＰＴの推計では、一定の前提の下で、このままだと製造業等から情報通信や医療・福祉等に人材が流出していくことが示されている。基本的に製造業の就業者が減少しても、情報通信がある程度の受皿となれば、失業者は減っていく。また、医療・福祉、教育等も増加していくことから、サービス化を進めることで対応可能な部分はあるだろう。同推計以上に製造業の就業者を増やすためには、ＧＸ等に関係する新たな製造業の創出等の工夫が必要になる。我慢する公正な移行ではなく、新たな産業を生み出してそれが経済成長につながる公正な移行を目指していくことが重要である。

問　脱炭素、公正な移行を進める上で、中小企業等の対応が難しい企業が取り残されないようにするには、政府においてどのような支援が必要と考えるか伺う。

答　中小企業は、人材や資金の問題もあり、脱炭素の取組まではなかなかできない。そういう意味では、商工会議所や商工会等のアドバイスのほか、省エネや脱炭素等に関する政府補助等が必要であろう。

また、事業承継が必要な中小企業も多くあるので、承継時にある程度事業規模を拡大し、生まれた余力で脱炭素を進めていくことが重要になると思う。

加えて、東京には大企業が多いが、地方に行くほど中小企業が多くなる。東京のサラリーマンの約半分は大企業勤務であるのに対し、地方では約２割が大企業、約８割が中小企業の勤務である。つまり、中小企業対策は地方への対策にもなるので、中小企業対策と成長戦略、あるいは中小企業対策と脱炭素対策をうまく掛け算していくことで、地方創生につながるという視点も重要である。

問　今後ＥＶ化が進むと、部品の数が大幅に減る。そのため地域の雇用の担い手となっている中小企業の雇用が失われ、税収が失われて、かつての炭鉱町のようになってしまうのではないかとの事業者の不安の声がある。また、石油化学コンビナートで潤っている地域は、化石燃料に由来するCO_2の量に応じて負

担が課されるような仕組みが導入されればＣＯ$_2$削減・利活用の必要が出てくるなど、これまでどおりにはいかないであろう。他産業への移行等への様々な対応が求められるところ、こうした課題は地域を超えた業種共通のものであり、ある程度国が政策を作ることも重要である。地方自治体と国の役割分担について伺う。

答　様々な転換が必要となるが、一つの自治体だけでは全ての対応は難しい。

現在の世界の産業政策を見ると、国の関与が当たり前になってきており、産業政策の大きな政府化と言われている。かつて供給経済学は市場競争を重視していたが、最近の経済理論は、地球環境問題や経済安全保障といった問題には政府が介入すべきというように変わってきている。その意味では、ＥＶ化、石油化学産業でのＣＯ$_2$削減・利活用は脱炭素でもあり、新たな成長産業に関わることでもあるため、国が介入し、大きな方向性を決めるなどの支援をしていく必要があるのだろう。一方で、産業が転換していく中でも地域に残りたいという人にどのようにアドバイスをするかなど、きめ細かい部分は地方自治体が対応すると考える。

現在の日本の大きな問題は、円安をビジネスチャンスにできていないことである。円安を新たな製造業を誘致するチャンスにしていくことは重要である。例えば、九州に海外から大規模な半導体工場を誘致しているのは円安をチャンスにしている例で、電力が安価で安定している、水が豊富にあるなどの利点をいかしている。地域資源を活用して、新たな勝ち組となる産業を誘致していくことも大事である。例えば、愛知県では、自動車産業をこれから伸びていく航空・宇宙産業に転換していくこと、三重県には既に大規模な半導体工場があるので、情報系のハードウェアを作っていくことが考えられる。また航空産業の集積等もある。そのような各地域の強みに新たな強みを足していく際には国からの支援、地域の現場環境の整備等も大事であろう。

問　トランプ大統領による脱炭素に関する大きな方針転換の背景には、公正な移行という課題がある可能性もある。その場合、決して持続可能性を捨てたわけではなく、そのプロセスの考え方の問題だと思うが、見解を伺う。

答　トランプ大統領が誕生した際に、我々のチームでも、もし同大統領が脱炭素政策を撤回した場合に何が起きるかという観点から、公正な移行を捉え直してみた。トランプ大統領は米国に雇用を戻すと強く主張している。どのような政策を実行するとしても、十分な雇用を確保し、可能であれば働きがいがあって生活のために十分な給料が支給されるディーセント・ワークを増やしていくことが必要である。脱炭素は非常に重要だが、我慢が必要な政策であってはいけない。経済成長やディーセント・ワークの創出とうまく両立する形で進めていくべきである。幸福感、納得感はとても大事で、それがないとうまくいかない。

エネルギーには予測の不可能性がある。電気が余ると言われた時代もあったが、現在は電気が全く不足している。それほど電気については予測し難く、どのような政策を講じていくかは非常に難しい。その際には、ポートフォリオ理論、すなわちエネルギーミックスをうまく構築して、一つのエネルギーに偏らないことが大事である。よって、小型モジュール炉、火力、再エネ等を全部うまく組み合わせて、日本の国益を最大化していくことが重要になっていくのではないかと思う。

問　ニュージーランドにおいて、公正な移行の観点を踏まえた省庁横断的な予算が策定されたと聞くが、日本でも参考になるものか伺う。

答　ニュージーランドのウェルビーイング予算ではウェルビーイングの高い国を目指すために五つの重点項目を決めており、その一つが公正な移行であった。脱炭素社会への移行に際して不利益を被る人をどのように新たな仕事に移行させていくかという予算で、基本的に省庁横断的なものであった。ウェルビーイングを研究している経済学者から同予算は非常に高く評価されていたが、政権交代により頓挫してしまった。政権交代で政策が変わるのは民主主義として当然であるが、脱炭素のような長期的に取り組むべき課題に関しては、方針が短期間で変わるとコストが発生するので、できれば政権交代があっても一定程度政策が保たれるような仕組みが必要と考える。与野党で一致団結して長期的な

課題解決を進めていく、超党派的に意見を決め、省庁を超えた統一的な予算を編成するなどの工夫も必要であろう。その意味では、ニュージーランドの例は良い例でもあり悪い例でもある。

【循環経済（サーキュラーエコノミー）】

問　地方自治体において、カーボンニュートラルにとどまらずサーキュラーエコノミーまで構築していく流れを作り出すために、国としてどのような施策を講ずることが特に重要か、見解を伺う。

答　サーキュラーエコノミーとカーボンニュートラルは密接な関係にある。資源やエネルギーを極力地域で循環させていくことによって、エネルギー面も削減され、資源面も有利になる。今は必ずしもそれが地域で見えていない。

エネルギーに関しては、環境省が各地域の再エネのポテンシャル情報をデジタルで見られるソフトを作成・公開しており、それと経済とのつながりに係る分析も行っている。サーキュラーエコノミーを結び付けるためには、地域における資源やエネルギーを可視化する、あるいはどこに無駄があるのか分かるようにする必要がある。そのソフトにこだわるわけではないが、ノウハウを提供して地域で考えてもらうようにすることが大事である。

問　廃棄物を資源化するには高度な選別の機械が必要だが、一般廃棄物処理事業者の多くは小規模であり、導入が困難である。広域での廃棄物回収や企業規模の拡大により、再生率を向上させる必要があると考えるが、見解を伺う。

答　広域化は必須で、場合によっては県境を越えることも必要だと思う。さらに言えば民間企業の参画もあり得るだろう。

公正な移行の観点として、一般廃棄物の収集・運搬の担い手には、非常に小規模の企業もあり、そこで働く人の生活を考える必要がある。ただし、広域で収集したものを高度分別して資源化することは必要不可欠なことなので、そこに支援をする、あるいは場合により民間企業が参画するようなモデルが一つできると、日本中の一般廃棄物の有効利用が可能になるのではないかと考える。

【再生可能エネルギー】

問　再エネの不安定さの克服に対する見解を伺う。

答　蓄熱槽の活用は欧米ではかなり進んでいるが、日本ではまだこれから伸びてくると思われる状況である。特にヒートポンプ技術は、投入エネルギーの３～４倍の熱を蓄熱できる技術で、大気の熱を利用しているので再エネと言える。低温熱に関してはヒートポンプの技術を活用すべきではないか。

また、ＥＶに関しては、費用面や充電施設の少なさによる充電不足への不安により、導入が進まないという事例もある。そのため、例えば脱炭素先行地域で再エネの出力制御時に、一番コストメリットが高いものは置き型の蓄電池ではなくＥＶの蓄電池の活用であることを実証実験等を通じて証明して、モデル地域ができれば、ほかの地域がそれを参考にして導入が進むのではないかと考える。

問　再エネ出力制御で電気を捨ててしまう現状がある中で、ディマンドリスポンスを導入するという参考人の考えに賛同する。ディマンドリスポンスによる大幅な調整は難しいと思うが、どの程度の幅であれば許容できるか伺う。

答　定量的に述べるのは難しいが、調整手段によりその幅が決まると思う。ＥＶが普及すれば、その分だけディマンドリスポンスが可能な幅が広がるので、蓄電池を民生部門に普及させることは重要なポイントである。そのほか、熱としての調整幅も、どこまで電化が進むかという点に依存すると思われる。

問　エネルギーの地産地消やディマンドリスポンスは、経済成長に結び付く有効な手段であるのか伺う。

答　ディマンドリスポンスではない形での再エネ制御として、系統側への巨大な蓄電池導入も既に進められている。ただし電源構成に占める再エネの割合が５割を超えると、電気料金が急騰する形で一般の消費者に転嫁される。できるだけ分散型のリソースを使って余剰分を調整することが、電気料金削減につながる点で経済成長に貢献する。

また、地域の中で再エネを制御するシステムを海外展開するというビジネスもある。最終的に再エネが地域に導入されれば、同地域の製品がCO_2排出の少ないエネルギー源で作られたものという付加価値を得られるメリットがある。しかし、脱炭素先行地域が苦心している問題は、付加価値が付くことを期待して脱炭素製品作りを進めても、マーケットがまだ整備されていないことである。脱炭素製品を購入しなければならないような規制的な力が働かないと、自動車産業等でも製品の価値が向上しない可能性があると懸念している。

問　再エネを核として地産地消型サーキュラーエコノミーとも一体となったエネルギーシステム自体が、日本の輸出産業となり得て、世界貢献にも資することについての見解を伺う。

答　太陽光発電や地熱発電を導入すれば解決するわけではなく、再エネに必ずある変動をコントロールするエネルギーマネジメントが大事である。当該マネジメントシステムはデータと経験、ノウハウの塊である。こうしたシステムを日本で確立すると、ほかの国でも活用できることとなって非常に有効であろう。例えば日本では余り建設されていない小型のバイオマス発電施設については、北欧が得意としている。北欧はバイオマス発電機の製造だけではなく、パイプの長さや適切な温度差といった必要なデータの塊を有しており、そのノウハウと機械を日本に売り込んでいる。北欧と同様に、日本でも地域がエネルギー面において自立するのであれば、太陽光、風力を組み合わせていくことになるだろう。そのマネジメントのデータも含めたシステムが、日本の強みになっていくのではないかと思う。

世界中に普及している日本の様々な省エネ機械やエコカーはほかの国の温室効果ガスの排出削減に貢献している。この削減貢献量という概念をしっかり固めていくことで、日本の技術を海外に輸出し、それが世界の脱炭素に寄与することを可視化することも併せて必要であろう。

２　政府に対する質疑

これまでの３年間の調査を踏まえ、令和７年４月16日、政府より説明を聴取し、質疑を行った。質疑の概要は、次のとおりである。

（主な質疑）

【エネルギー政策】

問　自由貿易の流れを大きく変えていく米国の関税措置が、日本や世界の経済及びエネルギー市場に与える影響を伺う。

答　米国の関税措置については幅広い影響があると考えている。日本の対米輸出を通じた直接的な影響に加えて、世界経済の下押しを通じた間接的な影響も可能性としてはあり得る。

エネルギー市場においては、2025年４月２日に米国が関税措置を発表した後、世界経済の景気減速懸念が拡大し、ＯＰＥＣプラスの一部の国による増産発表等もあったことで、原油価格は下落した。また、ガス価格については、世界経済の悪化の懸念もあり、北東アジアのＬＮＧ市場で４月第２週を通じて下落基調となった。原油やガスを含めたエネルギー価格は、世界経済や需給動向、国際情勢など様々な要因を踏まえて市場で決まるものと承知している。引き続き、エネルギー市場の動向を緊張感を持って注視していきたい。

問　自動車等の輸出による利益の大部分を化石燃料の輸入に充てているとの話があった。トランプ関税で自動車産業の業績が悪化すれば、化石燃料を輸入する原資がなくなり、円安でエネルギー価格が上昇すれば日本のメーカーは更にダメージを被る。そうしたことへの対処案を考えているか伺う。

答　原油・ガス価格の高騰や円安による影響が深刻になっており、日本は化石燃料の輸入に相当な資金を投入せざるを得ず、近年は相当多額になっている。

ＧＸの取組はCO_2排出量削減という目的と同時に、経済成長とエネルギー安定供給を達成しようというものである。化石燃料に過度に依存し、かつそのほぼ全てを輸入しているというのが、日本経済の極めて大きな脆弱性である。Ｇ

Ｘを推進することで化石燃料に依存した社会から転換していくことは一つの大きな価値である。また、円安あるいはエネルギー価格の高騰や乱高下のリスクから脱却する上でも意義がある。価格が高騰して化石燃料を購入できないようなことにならないよう、ＧＸにも取り組んでいきたい。

問　気候変動対策が世界的な課題となる中で、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定においては、依然として化石燃料への依存を前提とした事業に多くの予算が支出されている。省エネや再エネ等、脱炭素に直接寄与する支出により多くの予算を振り向けるべきではないかと考える。エネルギーをめぐる状況の変化を踏まえ、エネルギー需給勘定の目的や支出の在り方の見直しを検討すべきと考えるが、見解を伺う。

答　エネルギー需給勘定は、石油石炭税を特定財源として、省エネの推進や再エネの最大限の活用、蓄電池の導入支援、水素等の次世代燃料の開発等のエネルギー需給構造高度化対策と、石油備蓄及び資源権益確保等の燃料安定供給対策を講じることを基本的な仕組みとしており、国民生活や経済活動に不可欠なエネルギー政策を実施している。

2023年度からは同勘定において、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を掲げるＧＸの実現に向けて、複数年度にわたる省エネ、非化石転換に対する投資支援、次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池等の大型設備投資支援等のＧＸ経済移行債を活用した先行投資支援策も実施しており、政策経費の多くが省エネや再エネを始めとする気候変動対策に関連した支出となってきている。

引き続き、エネルギーを取り巻く情勢の変化を踏まえ、事業の内容を不断に見直しながら適切に対応していきたい。

問　日本は洋上風力発電を再エネの切り札として推進しようとしているが、世界では事業の撤退や遅延が相次ぎ、日本でも再エネ海域利用法に基づく第１ラウンド公募の選定事業者が、コスト上昇を受けて事業性の再評価を行っている。

逆風が吹く洋上風力発電についてどのように対応していくのか伺う。

答　洋上風力発電については、インフレ等の影響を受けて、世界的にも一部でプロジェクトの中断等が発生している。こうした中、国内の洋上風力プロジェクトの事業が完遂されるための環境整備が大変重要であると考えており、第７次エネルギー基本計画にも明記したところである。

この観点から、入札後の物価変動リスクに対応して価格を調整する仕組みの導入、撤退や遅延を抑止するための保証金の増額等といった公募制度の見直しを行い、次回の公募プロセスから適用することとしている。本制度見直しでは事業者選定済みのプロジェクトについても、保証金の増額を含む今般の制度見直しを受け入れる事業者については将来の物価変動等を反映する仕組みを適用することとしている。

引き続き、国民負担に中立的な形で、洋上風力発電の事業実施の確実性を高めるための環境整備を進めるべく、着実かつ丁寧な対応を進めていきたい。

問　原子力や再エネの最大限の活用は簡単ではなく、供給力の強化には時間が掛かる。移行期間は火力発電、取り分けＬＮＧ火力を活用しなければエネルギーの安定供給は無理だと考えているが、脱炭素の中で火力発電をどのように活用していくのか、また、新たな技術開発や電源投資の確保をしていく上で政府としてどのような措置を考えているか伺う。

答　ＤＸやＧＸの進展に伴う将来的な電力需要の増加が見込まれる中、足下の電力需要の増加に対しては、再エネや原子力に加えて、火力も含めたあらゆる電源を活用して安定供給を確保していく必要がある。

火力発電については、第７次エネルギー基本計画において、脱炭素化に向けたトランジションの手段としてのＬＮＧ火力の確保や、水素・アンモニア、CO_2回収・有効利用・貯留（ＣＣＵＳ）等を活用した火力の脱炭素化を進めることとしている。具体的には、脱炭素電源への新規投資を促進する長期脱炭素電源オークションでは、脱炭素型の火力のみならず、短期的な需給対策として、将来的な脱炭素化を前提としたＬＮＧ火力の新設・リプレースも対象としてい

る。加えて、火力の脱炭素化に向けては、水素・アンモニアを活用した発電技術の開発やサプライチェーンの構築、先進性のあるＣＣＳプロジェクトへの支援も行っている。

こうした取組を通じて、火力の脱炭素化に向けた取組を後押しし、カーボンニュートラルと電力の安定供給の確保の両立を図っていきたい。

問　国内外の連携によって水素の大量供給体制を構築するに当たり、コスト高やインフラ整備の遅れ等のボトルネックをどのように克服していくのか伺う。

答　水素の利用拡大に向けては、コスト高やインフラ整備の必要性等の課題がある。こうした中で、欧州を中心に諸外国では、支援措置等を通じたプロジェクトの推進等、水素の社会実装に向けた取組が着々と進められている。日本としても、これらの国と連携しつつ、政策を着実に講じていく必要がある。

コストについては、これまでもグリーンイノベーション基金（ＧＩ基金）等を活用し、水電解装置等の水素関連技術のコスト低減に資する研究開発・実証を行ってきたところであり、引き続きしっかりと取り組んでいきたい。また、2024年に施行された水素社会推進法に基づく支援措置を通じて、水素の需要と供給を同時に立ち上げ、規模の経済を働かせながらコストの低減や拠点整備を推進していく。具体的には、大規模サプライチェーン構築のための３兆円規模の価格差に着目した支援により、まずはユースケース作りをしたたかに進めていく。その際、将来的に十分な価格低減と競争力を持つ見込みのある国内事業を最大限支援するとともに、大量に供給可能な水素等の輸入事業についても支援することとしている。さらに、水素ステーションについては、今後、燃料電池の強みをよりいかすことができるトラック等の商用車に向けた支援を重点化しながら整備を進めていきたい。

これらの取組を始め、規制・支援一体型の政策を引き続き講じ、コストの低減とインフラ整備を含めた利用の拡大を両輪で進めていきたい。

【脱炭素社会】

問　米国がパリ協定から脱退した理由をどのように考えるか、環境省及び経済産業省に伺う。

答　トランプ政権がパリ協定からの脱退を表明した際の大統領令においては、米国は経済を成長させ、労働者の賃金を引き上げつつ、大気汚染、水質汚濁、そして温室効果ガスの排出を減らしてきたという事実関係も述べているため、温室効果ガス削減自体を否定しているものではないと予見される。ただ、米国に不当又は不公平な負担を掛けてはならないとも述べているため、そのバランスについてパリ協定に疑義があるのではないかということに着目している。

また、インフレ抑制法についても、全体としてはこの行動を止めるということであるが、各分野では前に進めるという話も民間企業等の情報からうかがえるため、連携して取り組める分野も残されていると認識している。

答　トランプ大統領の支援者である共和党やその支援者には、CO_2は気候変動に関係していないと唱える人が多くいるというところが一つあるだろう。ＩＰＣＣでもそこの可能性は相当疑う余地がないとされているが、それに一部の学者も含めて反対者がいることもある。

もう一つの理由として、京都議定書とは異なり、パリ協定は全締約国が排出削減目標を提出するスキームだが、目標の策定の仕方は各国に任されている。いわゆる先進国は2030年、2035年という形で区切って総量の削減目標を掲げているが、例えば最大の排出国である中国はＧＤＰ比率で目標を示し、総量の削減目標を掲げていないため、その辺りが不公平だと主張しているのではないかと考える。

問　トランプ政権が化石燃料への回帰を鮮明にし、また、欧州もエネルギー政策の軸足をCO_2削減からエネルギーの安定供給、コスト低減に移そうとしている。こうした脱炭素をめぐる動きの変化により、日本の産業界の投資予見性が下がり、国際競争力がなくなっていくことは許されない。米国の政策変更等を踏まえ、日本がエネルギーの脱炭素化を進めていくことが国益にかなうのか伺

う。

答　米国はパリ協定脱退を国連に通告して、脱炭素化を重視する前政権の方針から転換し、各種のエネルギー政策を打ち出している。米国の動向は日本や世界全体に大きな影響を与えるため、よく注視していかなければならない。

他方、世界全体では脱炭素に向けて取り組んでいく必要性や大きな方向性は変わらないと考えている。実際に米国内でも、巨大ＩＴ企業による脱炭素電源への大規模投資やサプライチェーン全体の脱炭素化が進められている。また、欧州でも2025年２月に欧州委員会が発表したクリーン産業ディールにおいて、気候変動に係る目標を維持しつつ、同時に産業競争力強化を実現するための方針を打ち出している。

日本でもＤＸやＧＸによる電力需要の増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかということが国力を左右する状況である。脱炭素電源を拡大し、日本の経済成長や産業競争力強化を実現できなければ、雇用の維持や賃上げも困難となる。このため、政府としては第７次エネルギー基本計画に明記しているとおり、徹底した省エネに加え、再エネや原子力等の脱炭素電源を最大限活用していく。

問　世界では様々な団体等が脱炭素に二の足を踏む動きがある中で、日本が見直しを行わず高い優先度で進めていく理由を伺う。

答　米国はパリ協定脱退を国連に通告し、エネルギー政策の転換を図っているが、その動きはほかの国々にまだ大きな影響を与えていないと考えている。世界全体においては、例えば米国内の巨大なＩＴ企業が引き続き脱炭素電源に向けて大規模な投資を行っていたり、サプライチェーン全体の脱炭素化を進めているところもある。欧州も、気候変動と産業競争力を同時実現するというような方策に変更してきているが、多少の政策変更や時間軸の調整等はあっても、基本的に排出削減目標については変えない見込みである。

したがって、世界の競争の中で日本の産業競争力を維持強化していくために、引き続きＧＸ政策を推進していきたい。

問　今後、途上国支援に係る国際交渉上のコミットメントや気候資金等への拠出を踏まえつつ、気候変動対策における日本の国際的リーダーシップをどのように発揮していくか伺う。

答　日本は、途上国支援について、2021年から2025年までの５年間で適応分野での支出増を含め官民合わせて最大700億ドルの支援を表明し、着実に実施している。その上で、2024年11月に開催されたＣＯＰ29において、2035年までに少なくとも年間3,000億ドルの途上国支援目標が決定された。また、全ての公的・民間の資金源からの途上国向けの気候変動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル以上に拡大するため、全てのアクターに対して共に行動することを求める旨も決定された。これらの目標については、能力のある途上国についても任意に資金貢献を行うことが奨励されていることから、日本としては2025年のＣＯＰ30等の場でこうした国に資金貢献を求めていきたい。さらに、2025年２月に定めた温室効果ガスの削減目標に基づく地球温暖化対策計画に基づいて、二国間クレジット制度（ＪＣＭ）等、日本の技術をいかしながら世界での脱炭素に貢献していきたい。

問　ＡＺＥＣの推進を通じてアジア諸国の脱炭素化に実効的な波及効果をもたらすため、経済産業省は具体的にどのような取組を行っているのか、また各国で脱炭素の進展状況をどのように把握・評価し、本イニシアチブの成果につなげていくのか伺う。

答　アジア各国の事情に応じた多様な道筋の下での脱炭素、経済成長、エネルギー安全保障の同時実現に向けて、ＡＺＥＣを通じて日本の技術や経験をいかした取組を推進している。具体的には、再エネ、省エネ、水素・アンモニア、工業団地の脱炭素化等、エネルギー分野を中心に350件以上の個別の協力プロジェクトが進行中で、日本の脱炭素技術の導入に向けた実現可能性調査や実証がグローバルサウス補助金等の支援策も活用しながら行われている。こうした個別プロジェクトを持続的に創出して、日本の脱炭素技術やノウハウをアジアに自立的に普及させていく観点から、温室効果ガスの算定・報告の促進等のサプラ

イチェーン全体の排出量の可視化やトランジション・ファイナンスの推進等、ルール形成を推進し、更に脱炭素プロジェクトを生み出す好循環につなげていく。

このような取組を通じたアジアにおける脱炭素の進展状況について、ＡＺＥＣ首脳会合や閣僚会合の機会を通じてパートナー国と共に確認し、更なる成果につなげていきたい。

問　地球規模での気候危機打開への一刻の猶予もない状況の中、日本の脱炭素化を更に積極的に推進する上で、産業界全体、取り分け大企業の社会的責任が大きいと考えるが、認識を伺う。

答　ＧＸ実現に向けては、企業規模を問わず産業界全体で脱炭素に取り組むことが重要であると認識している。中でも、足下の排出量が多い企業については、排出削減に取り組むことによる効果が大きく、大きな役割を果たせる。こうした企業の脱炭素化には、製造プロセスにおける排出削減のための設備投資や脱炭素を実現する上での革新的な技術開発を進めることが必要である。そのため、ＧＸ経済移行債を活用した投資支援策やＧＩ基金の下で革新的な技術開発や多排出産業の構造転換に向けた設備投資支援等を複数年度にわたって大胆に実施している。引き続き、多排出産業を含めたあらゆる主体の取組を促しながら、日本全体でのＧＸ実現に取り組んでいきたい。

問　環境省による工場の先端設備の更新や中小企業の省エネ促進への支援、地域の金融機関・商工会議所等と連携したモデル事業等によって中小企業の脱炭素化は実効的に進んでいるのか、見解と今後の取組方針を伺う。

答　日本の雇用の約７割を支える中小企業が日本全体の温室効果ガス排出量の２割程度を占めている。そのため、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、中小企業を取り残すことなく、脱炭素経営に向けた取組を推進していくことが重要である。一方、2024年６月に公表された日本商工会議所の調査では、中小企業の約７割が脱炭素に関して何らかの取組をしているが、半分以上がノウハウやマンパワーが足りないと回答している。環境省としては、こうした状況も踏まえて、中小企業等における省CO_2設備投資への補助、中小企業向けの脱炭素経営導入ハンドブックの作成、排出量の簡易な算定・公表システムの提供等の支援策を、経済産業省とも連携して行っている。

さらに、2025年度は、バリューチェーン全体の排出量削減に向けて、企業間連携による設備投資への補助も充実させる予定である。大企業が取引先に投げかけて連携して投資をする場合に支援を行うというものである。

また、日頃から中小企業と接点の多い地域金融機関や地方自治体、商工会議所が連携して、中小企業の脱炭素経営を地域ぐるみで支援する体制を構築するモデル事業を各地で実施しており、モデル事業実施地域内の中小企業の意識向上や具体的な削減取組にもつながっていると認識している。2025年度は、こうした取組を全国に広げるべく、周辺地域に波及させるモデル事業等も実施予定である。

企業が補助金を使って脱炭素を進めると省エネになってコストが削減できる。こうしたことを行うと、メリットを実感することになり、将来のスコープ３にもつながっていくということで、非常に行動変容が広がっていると感じており、更にきめ細かい支援をしていきたい。

問　本調査会では参考人から、中小企業の技術力を活用した脱炭素の取組を通じて地域経済の好循環を生み出している事例が紹介された。そのような中小企業・小規模事業者の脱炭素に向けた意欲とポテンシャルをいかしていく政策や支援が一層必要だと考えるが、取組状況を伺う。

答　産業競争力の強化とカーボンニュートラルの実現を同時に達成するためには、大企業のみならず中小企業も含めたサプライチェーン全体でＧＸの取組を支える環境整備が不可欠である。このため、例えばＧＸに資する革新的な製品、サービスの開発に必要な設備投資等も支援するものづくり補助金や、ＧＸを含めた中小企業の新たな事業への挑戦を支援する新事業進出補助金等の支援策を講じている。

他方で、脱炭素化に向けて何をしたらよいか分からないという声を始め、情報の不足の問題もある。そこで、こうした支援策がより効果的に中小企業に届くように、中小企業のＧＸの取組に関する支援策をまとめたパンフレットによる周知、広報の実施、独立行政法人中小企業基盤整備機構における相談窓口の体制整備等を通じて、中小企業も含めたＧＸに向けた取組を後押ししていく。

問　脱炭素に関する中小企業への支援策について、ものづくり補助金及び中小企業基盤整備機構の相談窓口の利用実績を伺う。

答　ものづくり補助金では、直近の公募回までの総採択件数 2,070 件のうち、ＧＸに関する案件を含む製品・サービス高付加価値化枠（成長分野進出類型）の採択件数は 443 件である。また、中小企業基盤整備機構の相談窓口におけるカーボンニュートラル、脱炭素に関する相談は、2024 年度では 237 件を受け付けている。

問　中小企業の技術力をいかした脱炭素化の取組を一層応援していくために、中小企業対策関連予算や支援政策を抜本的に増やしていくべきと考えるが、見解を伺う。

答　ＧＸの実現に関しては、日本全体の温室効果ガス排出量の２割程度を占める中小企業を含めて、産業全体の取組が重要である。中小企業においても、その技術力をいかした脱炭素に資する商品、サービスの提供に加えて、自社の事業そのものの脱炭素化に取り組んでもらうことも必要不可欠である。サプライチェーン全体での脱炭素の取組が求められる中、中小企業にも、自社のエネルギー消費量や排出量の削減に取り組むことで、エネルギーコスト削減や新たな市場の獲得にもつながる可能性があるといったメリットがある。

このため、経済産業省では、省エネの専門家がアドバイスを行う省エネ診断の支援や、中小企業基盤整備機構による排出削減計画等の策定支援を行っている。また、省エネ設備の更新を支援する省エネ補助金については、昨年より３年間で 7,000 億円規模の支援を行うほか、カーボンニュートラル投資促進税制

の中小企業向けの措置内容を拡充するなど、各種の施策を講じてきている。今後とも、中小企業がＧＸに取り組むメリットの理解増進を図りつつ、中小企業のＧＸの取組を推進するために更に必要な対策を講じていく。

【原子力政策】

問　原子力規制委員会の審査の効率化について、具体的な実績を伺う。

答　審査プロセスの改善に係る取組の効果を定量的な数値で示すことは困難であるが、例えば、自然ハザード側の審査については、ここ１、２年における審査プロセスの改善の取組で、地質調査等の調査方針や実施内容をあらかじめ確認し、早い段階から指摘を行うことで、手戻りがなく審査が進んでいる。具体的な審査状況については、北海道電力泊原発３号機では、審査会合の最後に指摘事項を双方で確認し、必要な場合には文書化して共通理解を得ることで議論が進んだ結果、現在、審査チームによる審査結果の取りまとめ案の作業を行っている。また、中部電力浜岡原発３・４号機では、基準地震動及び基準津波の審査がおおむね終了したため、2024 年 12 月から施設の設計に関する審査を再開し、自然ハザード側の審査と並行して進めている。また、審査会合の主要な論点等を事前に書面で提示することで、審査会合での議論を有効的に行うことができると思っている。また、電源開発大間原発では、基準津波の策定がおおむね審議終了となり、基準地震動の策定についても個別の地震動評価がおおむね審議を終了している。今後、基準地震動の策定の議論が終了すれば、プラント側に関する審査を開始できる見込みである。

原子力規制委員会としては、引き続き安全確保を最優先にしつつ、審査プロセスの継続的な改善に努めていく。

問　原子力発電所の特定重大事故等対処施設（特重施設）の設置期限を本体施設の工事計画の認可日から一律５年としたルールについて、原子力規制委員会における見直しの議論の有無を伺う。

答　特重施設の設置に係る経過措置期間の５年については、原子力規制委員会が、

特重施設における安全上の重要性や事業者が当該施設を新たに設置するに当たり審査・工事等に必要な期間等を総合的に判断して設定している。経過措置期間の見直しについては、2019 年４月 17 日の主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会において事業者の意見を聴いた上で、同年４月 24 日の原子力規制委員会で議論をし、５年の経過措置期間そのものを変更すべきとするような特段の状況変化は認められず、見直しを行う必要はないと判断している。その後、事業者から特段の申出がないことから、原子力規制委員会としては経過措置期間の見直しの議論は行っていない。

問　昨今、建設工事に関する建設費の上昇が大きな課題であり、また、建設人材の不足が深刻な状況にある。特重施設は、建設コストが数百億円から数千億円と大規模である。また、建設には専門的な知識や技術が必要で、専門人材も限られる。そのため、複数の原子力発電所で同時に建設することは困難な状況にある。こうした状況を踏まえて設置期限を一律５年とするルールの検証が必要と思うが、見解を伺う。

答　これまで事業者から特段の申出もなく、５年の経過措置期間そのものを変更すべき特段の状況変化は認められないと認識している。東電福島第一原発事故の重要な教訓の一つは、継続的な安全性の向上を怠ってはならないということである。原子力規制委員会としては、特重施設の設置は可搬設備を中心とした重大事故対策の信頼性を向上させるという意味での継続的な安全性の向上であり、事業者には計画性を持って対応してほしいと考えている。

問　原子力規制委員会は、特重施設に関しての状況調査や原子力事業者との意見交換の場を設ける必要があると思うが、見解を伺う。

答　原子力規制委員会は、原子力事業者の経営層や原子力部門責任者との間で公開で意見交換を行う場を設けており、これまでも原子力施設に関する規制上の技術的な諸課題について意見交換を行ってきている。このため、他律的な要因により期限内の特重施設設置が困難であるとの特別の事情が生じた場合には、

原子力規制委員会としてその内容を聴いて議論することを否定するものではない。

【鉱物資源】

問　海洋鉱物資源開発に対する政府の取組を伺う。

答　鉱物資源のほぼ全量を海外に依存する日本にとって、ＥＥＺ等に存在する海底熱水鉱床やレアアース泥等の海洋鉱物資源は商業化されれば自給率の向上に資する貴重な国産資源である。政府としては海洋基本計画等に基づき、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊、レアアース泥について資源量の調査や生産システムの確立等の資源開発を着実に進めていく。

問　2024年６月、東京大学と公益財団法人日本財団が、南鳥島沖のＥＥＺでマンガン団塊が密集する鉱床を発見したと発表した。資源量は、コバルトが約61万ｔで国内消費量の約75年分以上、ニッケルが約74万ｔと推定されている。2025年から揚鉱実証試験を開始し、商業化に向けた検討を行う計画である。こうした民間の開発に対して、政府は戦略上どのような位置付けで取組を進めていくのか、また、国が行うハワイ沖の深海底におけるマンガン団塊開発の進捗状況等も伺う。

答　東京大学と日本財団が南鳥島沖のＥＥＺでマンガン団塊について将来的な開発に向けた検討を進めていることは承知している。政府としては、南鳥島沖のマンガン団塊について過去のサンプリング調査によりその存在を確認している。しかし、現在政府が取組を進めているハワイ沖のマンガン団塊に比べると、有用元素の含有量が少ないとの結果であった。こうしたことも踏まえ、マンガン団塊の開発については海洋基本計画に基づき、ハワイ沖の国際鉱区の開発に向けて資源量調査、生産システム開発等の取組を今後も着実に進めていく。

３　委員間の意見交換

これまでの３年間の調査を踏まえ、令和７年４月16日、資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和について、報告の取りまとめに向け、委員間の意見交換を行った。その概要は次のとおりである。（発言順）

藤井　一博　君（自由民主党）

本調査会は、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」をテーマとして調査活動を行ってきた。最終報告書の取りまとめに向け、意見を申し述べる。

資源エネルギーの安定供給確保は、持続可能な社会の基盤であり、最優先に取り組むべき課題である。しかしながら、ロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機、日本が原油の９割以上を依存する中東地域における軍事的緊張の高まり、米国のパリ協定脱退や追加関税措置等による国際貿易の不安定化等、エネルギー安全保障をめぐる環境は不確実性を増している。取り分けエネルギー自給率が低い我が国は、情勢変化の影響を受けやすい状況にある。

一方、国内の将来的な電力需要に関しては、生成ＡＩ等を含むデジタル化の進展に伴うデータセンター等のＩＣＴインフラの普及や半導体産業の振興等、電力需要の大幅な増大が見込まれている。現状を克服し、更に脱炭素化を進めていくためにも、官民が一体となりエネルギーの安定供給確保のための対策を進めていく必要がある。

なお、安定供給確保には、量的に十分であるだけでなく、価格の安定、さらには自然災害に強いエネルギー供給インフラの整備が含まれることに留意が必要である。

エネルギー安定供給確保に向けては、脱炭素電源でもある再エネと原子力の最大限の活用が不可欠である。

一方、再エネの中でも、今後更なる導入が期待される太陽光発電と風力発電については、天候や季節により出力が大きく変動するという課題がある。これを補うものとして火力発電は大きな役割を担っている。他の化石燃料に比べ環境負荷の低いＬＮＧの有用性は増しているが、世界情勢の変化のリスクも踏まえ、同盟関係にある国々とのエネルギーにおける連携強化等の取組を進めなければならない。

引き続き、火力発電の供給力を確保するとともに、燃料調達先の確保、多角化の取組を行っていく必要がある。同時に、水素やアンモニア、ＣＣＳによる火力発電の脱炭素化の取組も推進すべきと考える。

また、その供給を特定の国に過度に依存している重要鉱物に関しては、供給源の多角化、海洋資源も含めた国産の資源開発の取組も必要である。

原発については、安全性の確保を大前提に再稼働に向けた取組を進めるとともに、次世代革新炉の研究開発や設置も検討していくべきである。ただし、原発の活用を進めていくためには、核燃料サイクル、廃炉、最終処分といったバックエンドプロセスの課題を解決しなくてはならない。また、東電福島第一原発事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて、立地地域の住民の安全確保を最優先として取組を進めていくことが不可欠である。エネルギー安全保障の確立に向けて、あらゆる選択肢を検討し、日本にとってのエネルギーのベストミックスを追求していく必要があると考える。

気候変動問題は、地球規模の長期的課題である。日本としては、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、方針を同じくする国々、取り分け産業構造が似たアジアの国々と協調、連携の上、引き続きその取組を推進していくべきと考える。その際には、脱炭素分野における投資拡大を経済成長につなげるというグリーントランスフォーメーションの観点が重要である。

本調査会の３年間のテーマである「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」の実現に向けて必要なことは何か。私は、都市、農山漁村など、各地域においてその実情に応じた取組をいかに実践できるかに懸かっていると考える。

地域脱炭素の取組は、うまく設計することで脱炭素以外の地域が抱える課題にも対処できる可能性がある。各地域において脱炭素化の取組を端緒として、地域の産業、公共交通、災害対策といった地域課題にも対処し、持続可能な地域づく

りが進められることを期待する。

そうした取組を推進するためにも地方創生の観点がますます重要になる。

柴　愼一　君（立憲民主・社民・無所属）

初めに、エネルギー政策の在り方について申し上げる。

エネルギーは国民生活や経済活動の根幹となるものであり、その安定供給が何よりも重要なことは言うまでもない。世界のエネルギー情勢が混迷を深める中、資源に乏しい我が国がエネルギーの安定供給を確保するためには、資源外交等を通じた調達先の多角化が重要である。また、住宅の断熱化など省エネの取組を強化するとともに、経済安全保障の面からも国産エネルギー供給力を高めるため、再エネの最大限の活用を進めていくべきと考える。

次に、脱炭素社会の実現についてである。

気候変動については、温暖化そのものへの問題意識、対策の必要性に疑義を呈する様々な学説、立場があるところだが、世界的な気温上昇、温暖化が自然災害の激甚化、山林火災の大規模化等、人々の生命や生活を脅かしている現状を踏まえれば、安全、安心な生活を将来世代につなげていくためにも、早急に気候危機からの脱却を実現していかなければならない。

米国のパリ協定脱退表明など気候変動をめぐる国際情勢は予断を許さない状況であるが、日本は引き続き気候変動対策を着実に進めていくべきである。人々の暮らしや経済との両立を図りつつ、脱炭素社会の実現を目指すことが重要である。

日本の再エネ拡大の鍵ともされる洋上風力発電については、世界的なインフレや人件費の高騰により建設コストが急上昇し、逆風にさらされている。しかし、特に浮体式洋上風力は、造船や金属加工など日本の強みであるものづくりの力をいかせる分野であり、また、社会実装されれば発電量が期待できる。このため、機器製造から建設、メンテナンスまで競争力のある産業となるように、官民を挙げて規制の在り方、資金確保の枠組み作り等に取り組んでいく必要がある。

気候変動問題や資源エネルギーの需要増大等を背景に、サーキュラーエコノミーが国際社会共通の課題となっている。資源に乏しい我が国にとって、再エネ設備等に用いられる重要鉱物の再利用を含めてサーキュラーエコノミーを実現することは、脱炭素化に寄与するとともに、経済安全保障の面でも重要である。

原子力エネルギーに対しては、中長期的に依存度を低減し、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会を目指すための政策を推進するべきである。移行に伴う産業構造の転換は、エネルギー産業に携わる幅広い関係者の存在を踏まえて進めていく必要がある。

そのためには、産業構造の転換に伴う失業等の悪影響を最小化するなど、公正な移行の実現が極めて重要である。公正な移行を進める際には、複数のシナリオやオプションの下、関係する産業や労働組合を含む当事者との積極的な社会対話を基本に丁寧な合意形成を図る必要があると考える。

また、脱炭素社会や公正な移行の実現に向けては、地方自治体の役割が大きいことも改めて認識した。しかし、特に小規模自治体においては人も財源も限られている。自治体間の横連携や外部支援を得られる環境整備が必要である。

最後に、資源エネルギーや持続可能社会に関する政策を進めていく際には、様々な立場から真摯な議論を行った上で、無関心層を含む多くの方々に受け入れてもらうことが非常に重要である。また、イノベーションの動向や国際社会を含む経済、社会には不確実性がある。国は、多角的、科学的な視点に基づく検討を不断に行い、国民の理解、支持を得る努力を継続することが必要である。

本調査会では、会派を超えて真剣な議論がなされてきた。今国会で一区切りとなるが、引き続き国民的議論を進めていく必要があると考える。

新妻　秀規　君（公明党）

ウクライナや中東情勢の緊迫化により、化石燃料の輸入に依存する我が国のエネルギー安全保障上の脆弱性が一段と顕在化した。同時に、2050 年カーボンニュートラル実現に向けた国際的取組は一層不可欠となり、生成ＡＩの普及による電力需要の急増が見込まれる中、脱炭素電源の確保が重要な課題となっている。

現状、日本のエネルギー自給率は極めて低く、国内で生み出せる再エネはエネルギー安全保障の観点からも極めて重要であり、飛躍的拡大が不可欠である。次

世代型のペロブスカイト太陽電池や浮体式洋上風力など、革新的技術の開発、実用化を大胆に支援し、再エネ導入拡大を加速すべきである。加えて、天候に左右されない地熱、水力、バイオマスなど、分散型エネルギー源の活用の推進も引き続き重要である。

一方で、再エネ主力電源化が実現するまでの過渡期には、ＬＮＧ等の低炭素な火力発電燃料の安定確保にも万全を期し、調達を多角化し、地政学リスクを回避する必要がある。

原子力発電については、安全性と地元理解を大前提に、限定的な再稼働を認めつつ、可能な限り依存度を低減すべきである。

さらに、水素エネルギーの利活用拡大については、ＬＮＧ等との価格差を補塡しての価格の引下げ、豪州やアジア諸国との国際連携によるグリーン水素の大規模調達を始めとしたサプライチェーンの構築を安定的に支援すべきと考える。

持続可能な社会の実現には、資源の循環利用による循環経済、すなわちサーキュラーエコノミーへの移行も不可欠であり、ごみの削減や再資源化を通じて付加価値を生み出す循環経済への転換を加速し、カーボンニュートラル達成を加速しなければならない。

高度なリサイクル技術を持つ事業者を国が認定し、プラスチックなど再生資源を国内で安定循環させる新制度は、循環経済への移行を加速する重要な一歩となる。今後、中小企業も含め、リサイクル産業への設備投資を支援する補助金、税制優遇措置等の拡充等を通じて地域での資源循環ビジネスの育成と普及を後押しして、資源制約を克服しながら新たな市場と雇用を生み出す成長と環境の好循環を加速すべきと考える。

地方自治体や地域企業が主体となる地域脱炭素の取組は、多面的な地域課題の解決につながり、地方創生の原動力となる。

例えば、地域主導の脱炭素には、以下のような効果が期待できる。第一に、エネルギー価格高騰への対応、第二に、未利用資源の活用による地域産業の振興、第三に、非常時のエネルギー確保による防災力の強化、第四に、地域のエネルギー収支の改善である。

また、脱炭素化を支える人材育成も重要である。次世代のグリーン産業を担う人材を地域から育てるため、大学や高専における理工系分野の拡充や、産学官連携による人材育成への投資を強化する必要がある。地域の若者が地元で最先端の環境エネルギー技術を学び、地元産業で活躍できる環境を整えることで、地方に雇用と人材の好循環を実現すべきと考える。

また、東電福島第一原発の安全な廃炉の実現に向け、国は前面に立ち、総力を挙げて取り組み続けなければならない。

終わりに、2050年カーボンニュートラル達成と持続可能な経済成長の両立を目指し、徹底した省エネの推進や再エネの主力電源化の加速、ＧＸ経済移行債を活用した戦略的なグリーン投資の展開に官民で総力を挙げなければならない。

本調査会での議論を踏まえ、持続可能な社会への道筋を具体的な政策に反映すべく、党派を超えて努力していきたい。

藤巻　健史　君（日本維新の会）

現状は、化石燃料に過度に依存している日本社会だと思う。そのときにトランプ関税問題が起こってきて、化石燃料を買う原資となる自動車産業等の日本での収益が、海外に工場が出ていけば減るリスクがある。そうすると、化石燃料を買う原資がなくなり、もしその状況で円安が進むと買うべき燃料も上がっていくという、日本にとっては大変な状況が起こる可能性もある。

そうした円安が進めば、正に電気代等も高騰し日本経済は世界と競争ができなくなるというリスクがあるが、今はもうテールリスク、要するに、起こる可能性は小さいけれども起こったら大変なことが起こるというようなリスクとして捉えるべき状況ではなくなってきたのではないかと思う。

そうなると、再エネ等に時間を掛けて開発していくという時間は既になく、早急に安全な経済安保を考えなくてはいけないのではないか。良い悪いは別として、再エネに掛けていたお金をある程度、次世代原子力発電と資源、エネルギー等のノウハウや能力、人材に傾けて、早急に、次世代原子力発電の研究をし、導入しなくてはいけないのではないかと思う。選択肢がほかにあるならば別であるが、

それしかないのではないか。

パリ協定ができた後、日本の政府は相変わらず非常に意思決定が遅いというか、大改革、チェンジをしないということで、相変わらず経済安保と脱炭素を両立のように扱っているけれども、ここで一度立ち止まって、全国民レベルでどちらを優先していくか、その危機に対してどのような方法があるかを考えるべき時期にあるのではないかと感じている。

堂込　麻紀子　君（国民民主党・新緑風会）

今国会では、資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和に向けた戦略について調査が行われた。原油を始めとする化石燃料等、資源エネルギーの大部分を海外に依存する日本では、その安定供給を確保することが持続可能な経済社会を構築する上での大きな課題となっている。世界に目を転じると、近年、ロシアによるウクライナ侵略後の天然ガス価格の高騰、中国によるレアアース等の鉱物資源の囲い込みの強化、また、米国では、トランプ大統領の再登場によるパリ協定からの脱退や石炭増産を始めとする化石燃料政策の大転換、こういった状況変化があった。

このように、世界の資源エネルギー、環境をめぐる状況は流動的であり、特に、国家間の協調よりも自らの国益を最優先させるエネルギー安全保障政策、経済政策、気候変動問題への対応を採る傾向が強まっていると思う。こうした国際情勢を十分に踏まえた上で、僅かな資源しか有しない日本が持続的な経済成長、産業の発展、国民の暮らしの質の向上を図っていくにはどうすればよいのか、垣根を越え、知恵を絞り、必要な取組を速やかに実行しなければならない、そんな状況に直面している。

資源エネルギーの安定供給確保に向けて、まずはエネルギー自給率を上げていく必要がある。その方策として、第７次エネルギー基本計画では、再エネ、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用することが示されている。政府が示した2040年度の再エネの電源構成比率４～５割の実現に向けて関連施策を強化するということを前提とした上で、再エネを推進する

際に留意すべき点を申し上げる。

今国会では、ＥＥＺにおける洋上風力発電設備の設置に向けた法律案が審議されており、こうした法整備も再エネ推進には必要であるが、あわせて、風力発電設備の部品の国産化を進め、ひいては国内雇用を創出していくことが重要だと考える。今後、再エネ分野における国内の関連産業の裾野を広げていき、強靭なサプライチェーンを構築していけるよう政府の積極的な支援を求める。

また、実用化、早期の量産体制の確立が期待されるペロブスカイト太陽電池については、中国を始めとする海外勢にシェアを奪われたかつての太陽電池産業のようにならないよう、官民連携の下、政府が時宜を得た民間への支援策等を行うことで、その大量導入につなげていく必要があると考える。

ここで強く伝えておきたいことがある。石川参考人からも指摘があったとおり、脱炭素化による産業構造の転換により、取り残されるリスクの高い産業、企業、そして労働者への支援は、脱炭素社会の実現に当たり不可欠な取組になる。公正な移行、ジャストトランジションに関する施策について、政府には、欧州での先進的な取組を参考にしつつ、着実に実施していくことを求める。

なお、脱炭素電源としてエネルギー基本計画に示された原子力だが、東電福島第一原発事故を教訓とした安全、安心を第一とした取組が言うまでもなく不可欠である。また、長期間停止による弊害もあると認識をしている。取り分け、原子力発電の再稼働を進めようとする際には、地域住民の十分な理解を得た上でその是非が判断されるべきものだと考える。

最後になるが、人材の育成、確保の重要性について申し上げる。

エネルギーのイノベーションを創造できる人材はもとより、廃炉や使用済燃料への対応、脱炭素電源を推進するための人材、さらには日本のインフラやものづくりの現場に従事する人材を着実に育成し、報酬面を含めて正当に評価することが資源エネルギーの安定供給確保と持続可能な社会の調和を目指す上での基盤であるということを伝え、私の意見表明とする。

吉良　よし子　君（日本共産党）

2024年の世界平均気温は、パリ協定で気温上昇を抑える目標とされる1.5℃水準を単年で初めて超えたとされ、地球規模での気候危機打開は一刻の猶予もない。

一方、政府が掲げた第７次エネルギー基本計画は、原発の最大限活用を明記し、原発の再稼働、新増設にまで言及している。福島第一原発事故以来、政府自身が掲げてきた原発依存度の低減を投げ捨てることは許されない。今なお福島第一原発の事故は収束していない。

能登半島地震では志賀原発で変圧器の火災が起こり、住民の同意のないまま再稼働へと進む柏崎刈羽原発ではトラブルが続発し、福島第一原発では汚染水かぶりや作業員がやけどを負う人身事故が繰り返されている。東海第二原発では３年間で11回も敷地内での火災を起こしていたことが分かった。

原発に安全性の担保などない。地震、津波大国である日本で、一日も早く原発ゼロを実現しなければならない。原発の最大限活用と石炭火力発電にしがみつきながら再エネ最優先の原則を削除する、再エネ導入に逆行したエネルギー政策を転換し、再エネの普及こそ目指すべきである。

また、2035年度に2013年度比で60％削減という日本の温室効果ガス排出削減目標は、気候危機対策の要である1.5℃目標と整合していないばかりか、先進国、大排出国としての責任を果たすものになっていない。

日本共産党は、2024年12月、温室効果ガス排出削減目標を75～80％にするという積極的な目標にすべきと政府に申し入れた。その実現に力を尽くす。CO_2削減、脱炭素を進めるに当たり、排出絶対量の多い大企業が責任を果たすべきなのは言うまでもないが、全企業の99.7％を占める中小企業の可能性を最大限いかすべきである。

本調査会においても、エネルギーの地産地消、地域新電力の開発、運営や雇用の創出など、地域経済の好循環を生み出す取組に中小企業が創意工夫と技術力をいかして役割を発揮しているという話が、参考人から、るる語られた。一方で、脱炭素に関わる政府の中小企業政策は、中小企業の可能性に応えるものになっていない。中小企業の脱炭素化への取組と事業発展を応援するためにも、予算と支援策を抜本的に強化すべきである。

あわせて、第７次エネルギー基本計画や温室効果ガス排出削減目標の策定に際し、若い世代の意見が反映されていないことは重大である。政府に対し積極的な気候危機対策を求め声を上げてきた若者からは、気候変動対策の意思決定プロセスに自らの声が届かない、ＮＤＣも結局、経団連の求める目標値になった、声を聴いてもらうためには経団連に入るしかないのかと、憤りと絶望の声が上げられていた。

２月19日の本調査会の参考人質疑では、「環境問題というのは、基本的には将来の子どもたちに影響してくるという意味で、子どもたちの意見を取り入れるというのはとても大事」、「若者たちの声をできるだけ地域の施策、国の方針に反映できる機会は増えるべき」、「子どもの権利をきちんと守っていくことが成熟した民主主義をつくる」など、気候変動等の政策策定プロセスに子ども、若者の参画を保障することについて、全ての参考人から共感と重要性を示す意見が述べられた。

気候危機対策は、子どもたちの権利に関わる問題である。子どもたちの声に応えることは政治の責任である。気候危機による最大の被害、影響を受ける子どもたち、若者たちの声をエネルギー政策や気候変動対策の政策決定プロセスに反映させるべきということを、強く訴える。

第３　提言

はじめに

日本は、原油や天然ガス、石炭といった化石燃料や、レアメタル等の鉱物資源のほぼ全量を海外に依存している。特に原油は総輸入量の94.7％（2023年度）が中東諸国からの輸入と、いまだ中東依存が顕著な状況にある。また、四方を海に囲まれており、国際的なパイプラインや国際連系線も敷設されていないため、電力等が不足した場合に諸外国から融通を受けることも困難である。このように日本は、資源エネルギー上の制約が大きい国であるため、いかに資源エネルギーの安定供給を実現するかが経済社会の課題となっている。

また、気候変動対策は、世界が持続可能であるために国際社会が協力して取り組むべき課題である。日本も、2020年10月に、2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。そして、2025年２月に閣議決定された新たな地球温暖化対策計画では、2035年度に温室効果ガスを2013年度から60％削減、2040年度に73％削減する目標が掲げられた。

一方、世界に目を向けると、ロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機、中東地域における軍事的緊張の高まり、米国のパリ協定脱退表明や関税措置等による国際貿易の不安定化など、エネルギー安全保障をめぐる環境は不確実性を増している。

このような情勢の中で、将来の世代も安心して暮らせる持続可能な社会をいかに実現するかが問われている。

本調査会においては、「資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の調和」に関する各般にわたる論点について活発に議論がなされた。個々の政策の在り方については様々な議論があるものの、その前提については認識を共有できる点も多い。そこで、特にその重要性に鑑み、８本の柱から成る提言を取りまとめた。

政府及び関係者におかれては、その趣旨を十分に理解され、これらの実現に努められるよう要請するものである。

１．エネルギー安全保障の確立

資源エネルギーは国民生活や産業活動に欠かせないものであり、エネルギー安全保障の確立は、持続可能社会の基盤となるものである。

日本は、原油を始めとする化石燃料や重要鉱物など、資源エネルギーの大半を海外に依存しており、世界の資源エネルギー情勢の影響を受けやすい。また、化石燃料輸入に伴う国富の流出も2024年度で約25兆円と極めて大きなものとなっている。

このため、再生可能エネルギーを始めとする国産エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進等、エネルギー自給率の向上に資する取組を一層進めるべきである。また、資源エネルギーの輸入先の動向把握を徹底し、調達先の多角化を進めるとともに、特定のエネルギー源に過度に依存しないエネルギーミックスを構築するなど、エネルギー安全保障を強化すべきである。

さらに、気候変動等を背景に自然災害の激甚化・頻発化が進行していることから、自然災害による被害の最小化と早期の復旧・復興を可能とするエネルギーシステム強靱化の取組を一層行うべきである。

２．脱炭素社会の実現に向けたエネルギー政策の在り方

日本は、2050年カーボンニュートラル目標を掲げているが、脱炭素に過度に偏るのではなく、ＧＸを通じて脱炭素、エネルギーの安定供給確保、経済成長を同時に実現すべくバランスを取りながら施策を進めている。米国トランプ政権はパリ協定脱退を国連に通告するなどエネルギー・環境政策の転換を行ったが、気候危機とも言われる気候変動問題は長期的課題であり、日本としては、引き続き脱炭素、エネルギーの安定供給確保、経済成長のバランスを取りながら施策を推進していくべきである。

また、脱炭素化の取組は、産業構造や人々の暮らしの変化を伴うものであり、国民の理解がないと進まない。エネルギー政策に関する情報公開を更に充実させるとともに、子供、若者を含む国民各層の意見を聴き、対話を行う機会を増やすべきである。

一方、気候変動問題の解決は、日本だけの取組で実現できるものではない。今後、日本が有する脱炭素の技術を世界に展開することを通じて、世界全体の脱炭素化に一層貢献すべきである。特に、火力発電への依存など共通の課題を抱えるアジアの国々との脱炭素分野における連携は、アジア地域の排出削減と持続可能な発展、新たな成長にも貢献することになるため、積極的に進めるべきである。

３．イノベーションの推進

脱炭素社会の実現のためには更なるイノベーションが不可欠であり、予算の確保を含め、日本として総力を挙げて取り組む必要がある。また、イノベーションには不確実性もあることを踏まえた上で、ペロブスカイト太陽電池など、社会実装が有望視される段階の技術については、大胆に支援を行うことも検討すべきである。

また、日本の技術が十分な国際競争力を獲得するためには、規格の国際標準化や市場のルール形成を日本が主導することが重要であり、これに戦略的に取り組むべきである。

さらに、イノベーションに関して、基礎研究から社会実装後の改良まで含めて、大学と産業界等の間で好循環が起きるよう、産学官連携やオープンイノベーションを一層推進すべきである。

４．需要側の取組の推進

脱炭素社会の実現のためには、エネルギー供給側における取組の推進に加えて、需要側における取組を加速化させることが重要である。省エネルギーの取組を一層推進するとともに、低温熱を中心に熱需要の電化を促進するほか、水素を始めとする非化石エネルギー転換技術についても、供給側の技術開発のみならず、需要側の利活用を促進する制度整備や支援を行うべきである。

家庭における省エネルギー対策では、例えば、既存住宅の断熱窓への改修等に係る支援など、人々が生活の快適性を維持しながら、無理なく実施できるような対策を拡充すべきである。

電化の促進は、再生可能エネルギーの導入拡大を見据えて行い、調整力としてディマンドリスポンスを積極的に活用できる方策を検討する必要がある。その際には、多くの機器がインターネットにつながるため、サイバーセキュリティにも十分留意すべきである。

５．循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

資源制約リスクを克服して、成長機会を確保しつつ脱炭素社会を実現するためには、循環経済への移行が求められる。例えば、脱炭素に貢献する再生可能エネルギーの設備やＥＶに欠かせない鉱物資源の需要は、今後更に拡大すると見込まれている。こうした事情を背景に、ＥＵでは、ＥＶ用電池におけるリチウムやコバルト等をリサイクルして利用する基準が設定されるなど、新たな資源循環市場の創出と鉱物資源の安定的な供給確保を目指す動きが進んでいる。

日本としても、資源や製品を循環的に利用する循環経済への移行は、脱炭素に寄与するだけでなく、経済安全保障の観点からも重要である。このため、循環経済を促進する法制度整備や動静脈産業の連携推進、新たな資源循環ビジネスの育成等、循環経済への移行に向けた取組を着実に推進すべきである。

６．公正な移行

脱炭素社会の実現に向けては、新しいビジネスや技術の創出が求められる一方で、使われなくなる技術や製品・サービス、失われる仕事が出てくることは避けられない。このような脱炭素社会への移行に伴う経済的不利益を回避して、社会・経済構造の転換から誰一人取り残さない公正な移行を実現すべきである。

公正な移行の取組を進めるに当たっては、ディーセント・ワーク、すなわちやりがいのある人間らしい仕事を生み出すことが大前提であり、関係する産業、地域、労働組合を含む当事者との積極的な社会対話を行いながら、雇用・産業・地域といった様々な観点での政策対応を行うことが重要である。加えて、特に中小企業については、人材や資金等が限られることから、事業転換や脱炭素化

の取組が困難なことがあるため、中小企業の脱炭素に向けた取組を積極的に支援すべきである。

７．持続可能社会の実現に向けた地域の取組

持続可能な地域づくりを進めるに当たっては、都市、農山漁村などの地域特性に応じて抱える課題が異なることを踏まえ、各地域の実情に応じた取組を実践していく必要がある。

特に地方自治体や地域企業が主体となる地域脱炭素の取組は、うまく設計することで、防災力の強化など脱炭素以外の地域が抱える課題にも対処できる可能性があり、地方創生の原動力ともなり得る。今後とも、地域に裨益し、市民の生活満足度を維持・向上させる地域脱炭素の取組をより一層推進していくべきである。その際、地域脱炭素を成功に導くためには、気候変動問題に無関心な層も巻き込む必要があることに留意し、気候市民会議など地域住民の意見を聴く場を設けることや、多様な便益を取り込んだ取組を進めていくべきである。

また、脱炭素先行地域の取組について、個々の事例で明らかになった課題等を十分に検証し、見直すべきは見直して、好事例は速やかに全国展開できるよう、必要な対応を図っていくべきである。

あわせて、地域に再生可能エネルギーを導入する際には、景観や安全面等での悪影響を生じさせることなく、地域社会の持続可能性に貢献できる事業となるよう、引き続き必要な規律強化を進めていくべきである。

８．人材の育成・確保

資源エネルギーの安定供給確保と持続可能社会の実現に向けた取組を進める際に鍵となるのが人材である。東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や、脱炭素イノベーションを加速する人材の育成・確保はもとより、水素や浮体式洋上風力発電等に関する新しい製品・技術を社会実装する際には、日本が世界に誇るものづくりの分野における匠の技も必要であり、今ある技術を着実に継承できる環境整備も進めるべきである。

一方、地域の脱炭素化を進めるためには、住民が気候変動問題やエネルギーに関する基礎的な知識を学ぶ機会を増やすほか、地域の若者が最先端の環境エネルギー技術を学び、その地域で活躍できる環境を整備することも必要である。また、地域脱炭素の取組においては地方自治体が重要な役割を果たすと考えられるが、特に小規模自治体は人手不足が指摘されるため、必要に応じて地方自治体に地域脱炭素に貢献する人材を派遣できるようにするなど、人材の確保に係る支援をより手厚く行うべきである。

年次報告書

参議院情報監視審査会規程第二十二条第一項により別紙のとおり報告する。

令和七年六月六日

情報監視審査会会長　有村　治子

参議院議長　関口　昌一　殿

年次報告書

令和７年６月

参議院情報監視審査会

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

目　次

１　報告書の趣旨及び対象期間 …… 1

２　審査会の概要
（１）審査会の組織等 …… 1
（２）審査会の所管 …… 2
（３）審査会の活動 …… 4
（４）審査会の保護措置 …… 6

３　審査会の活動経過等
（１）活動経過の概要 …… 7
（２）調査の経過及び結果 …… 9
①　調査の経過 …… 9
②　調査の概要 …… 11
（ア）第213回国会（常会）閉会後 …… 11
（イ）第216回国会（臨時会） …… 15
（ウ）第217回国会（常会） …… 22
③　主な指摘事項 …… 54
（３）審査の経過及び結果 …… 56
（４）委員派遣 …… 56
（５）特定秘密の提出・提示の要求 …… 56

【資料】
（資料１）委員名簿 …… 59
（資料２）国会法、審査会規程等による保護措置 …… 63
（資料３）保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像 …… 64
（資料４）年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧 …… 65
（資料５）勧告及び行政機関が講じた措置一覧 …… 80
（資料６）委員派遣一覧 …… 93
（資料７）提示を受けた特定秘密一覧 …… 94
（資料８）特定秘密の指定件数（各対象期間中） …… 98
（資料９）特定秘密の指定件数（各年末時点） …… 99
（資料10）特定秘密の指定の解除の状況 …… 100
（資料11）特定秘密の指定の有効期間の満了の状況 …… 100
（資料12）特定秘密の指定の有効期間の延長の状況 …… 100
（資料13）特定秘密が記録された行政文書の保有件数 …… 101
（資料14）各行政機関における適性評価の実施件数 …… 102
（資料15）適性評価の評価対象者が同意しなかった件数 …… 104
（資料16）適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数 …… 104
（資料17）特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数 …… 104
（資料18）適性評価の結果等に対する苦情の申出件数 …… 105
（資料19）適性評価に関する改善事例 …… 105
（資料20）特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 …… 106
（資料21）「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要 …… 108
（資料22）「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント …… 113
（資料23）特定秘密保護法のポイント …… 114
（資料24）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子 …… 115
（資料25）各行政機関における特定秘密の指定状況一覧（令和５年12月末現在） …… 116
（資料26）関連年表 …… 119

【関連条文】 …… 127

※　本報告書中、政府から不開示情報として提供を受けた内容については［不開示情報］と記載している。

１　報告書の趣旨及び対象期間

参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決。以下「審査会規程」という。）第22条第１項の規定により、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている。本報告書は、この規定に基づく報告であり、令和６年６月１日から令和７年４月30日までを対象期間としている。

２　審査会の概要

（１）審査会の組織等

審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度[1]（以下「特定秘密保護制度」という。）の運用を常時監視するため、国会法の改正等により設置された常設の機関である。

審査会は８名の委員で組織される（審査会規程第２条）。委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当てられ、本会議の議決により選任される[2]（同規程第３条）。委員は、選任後遅滞なく、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行う（同規程第４条第１項）。会長は、審査会において委員により互選される（同規程第７条）。

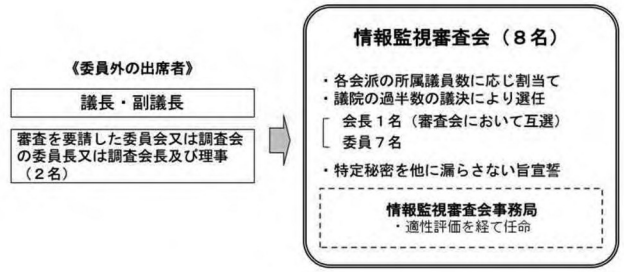
委員のほか、議長及び副議長は、審査会に出席し、発言することができる（同規程第16条）。また、審査会に審査を要請した委員会又は調査会の委員長又は調査会長及び２名の理事は、議院の承認を得た上で（常任委員長は承認不要）、審査会に出席し、発言することができる（同規程第17条）。

審査会の事務を処理させるため事務局を置き（同規程第31条）、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた職員が事務を行っている（国会法第102条の18）。

1 特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）は、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの保護に関し、必要な事項を定めている（資料23参照）。行政機関の長は、①同法別表に掲げる事項（防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止）に関する情報であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとされている（同法第３条第１項）。

2 委員及び会派構成等は資料１参照。

図１　情報監視審査会の組織



（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

（２）審査会の所管

審査会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価[3]の実施の状況についての「調査」と、議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等の「審査」を行う（国会法第102条の13）。

図２　情報監視審査会の「調査」と「審査」

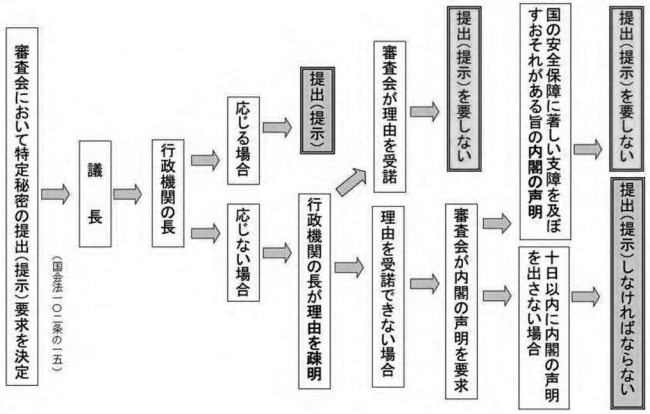


（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

3 特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる行政機関の職員等について、各行政機関において適性評価を実施し、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている（特定秘密保護法第11条、第12条）。

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密の提出又は提示を求めたときは、行政機関の長は、その求めに応じなければならないとされている（同法第102条の15第１項、第102条の17第２項等）。

図３　特定秘密の提出（提示）を要求する場合の流れ【調査の場合】



○　国会から特定秘密の提出を求められた場合、行政機関の長は、国会で保護措置が講じられ、会議が非公開で行われ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合に限り、特定秘密を提供するものとされている（特定秘密保護法第10条第１項、国会法第102条の15）。

○　特定秘密保護法制定当時の国会論議では、特定秘密の提出を求められれば、極めて例外的な事例を除き、原則として保護措置を講じた国会に対し提供されるとされ、提供の適否は個別具体的に判断する必要があるが、提供されない例外的な事例としては、サードパーティールール[4]や人的情報源が特定される情報などが該当するとされた[5]。

（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

また審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及び勧告の結果とられた措置の報告を求めること、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができるとされている（同法第102条の16、第102条の17第５項）。

これら特定秘密の提出又は提示、勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は、議長を経て行われる（審査会規程第20条、第21条）。

なお、令和７年５月16日、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律を始めとする関連法規が施行され、審査会が、行政における特定秘密保護制度の運用の常時監視に加え、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度[6]の運用を常時監視することとされた。

（３）審査会の活動

審査会は、会期中・閉会中を問わず開会することができる（審査会規程第９条）。審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室[7]において非公開で開くことを基本としている（同規程第11条、第26条）。会議録は各議員には提供されず、閲覧も委員と事務局職員に限られている[8]（同規程第29条第４項、第30条）。

審査会は、毎年政府から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」[9]（以下「政府の年次報告」という。）及び特定秘密指定管理簿[10]の提出を受けている。また、特定秘密指定書、特定秘密指定満

4 外国の情報機関等から提供を受けた情報について、提供元の承諾なく勝手に別の第三者に提供してはならないという、情報交換を行う際の原則となる考え方（第186回国会参議院議院運営委員会会議録第35号16頁（平26.6.20））。

5 第186回国会参議院議院運営委員会会議録第34号５頁（平26.6.19）、同衆議院内閣委員会議録第22号２頁（平26.6.4）。

6 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）は、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障すること）を確保するために特に秘匿することが必要であるものの保護に関し、必要な事項を定めている。行政機関の長は、①重要経済基盤保護情報（外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究、重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの等）であって、②公になっていないもののうち、③その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを重要経済安保情報として指定するものとされている（同法第３条第１項）。

7 電磁波の漏えい、盗聴、盗撮を防ぐシールドルームになっており、入退室についても厳格に管理している。なお、審査会を公開で開く場合（会長互選や年次報告書の決定等）は、情報監視審査室以外の場所（議長応接室等）で開く。

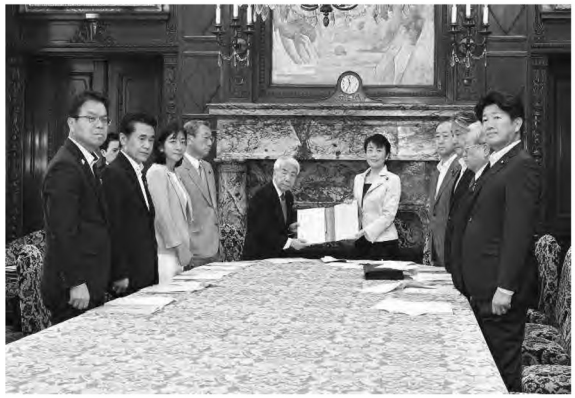
8 正当な理由があると会長が認めた場合に限り、審査会の調査若しくは審査又はそれらの事務の処理に必要な範囲で閲覧できる。

9 政府は、毎年、有識者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている（特定秘密保護法第19条）。

10 特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、

了書、特定秘密指定解除書、特定秘密指定一部解除書及び特定秘密指定延長書[11]の提出を受けている。これらを踏まえ審査会は、各行政機関[12]の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況や、特定秘密の管理の状況等について調査を行っている。

審査会は、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載したいわゆる年次報告書を作成し、会長から議長に提出するものとされている（随時、報告書を作成することもできる）（審査会規程第22条）。これまでに９回、年次報告書を取りまとめ、議長に提出するとともに、本会議で報告書の概要等について会長から口頭報告を行った。



年次報告書の議長への提出（令６．６.12）

特定秘密の概要等を記載し、又は記録したもの（特定秘密保護法施行令第３条）。

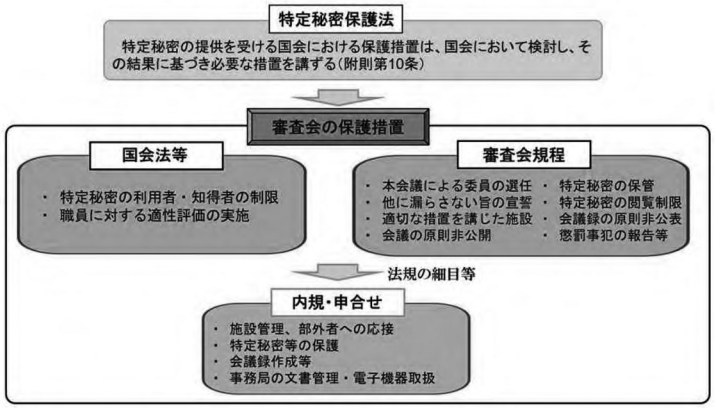
11 各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定の有効期間の満了、指定の解除、指定された情報の一部解除及び指定の有効期間の延長を行った際に作成される文書。

12 特定秘密保護法上の28行政機関は、**国家安全保障会議**、**内閣官房**、内閣法制局、**内閣府**、国家公安委員会、**警察庁**、金融庁、消費者庁、**総務省**、消防庁、**法務省**、**出入国在留管理庁**、**公安調査庁**、**外務省**、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、**経済産業省**、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、**海上保安庁**、環境省、原子力規制委員会、**防衛省**及び**防衛装備庁**である。このうち、下線を引いた20行政機関が指定権限を有しており、ゴシック体で示した13行政機関が実際に特定秘密を指定している（いずれも令和５年末時点）。

（４）審査会の保護措置

特定秘密保護法附則第10条において、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。これを受け、特定秘密等の漏えい防止を図るため、国会法や審査会規程等において、様々な保護措置が規定されており[13]、概要は以下のとおりである。

図４　情報監視審査会の保護措置



（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

13 国会法、審査会規程等による保護措置は資料２、保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像については資料３参照。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

３　審査会の活動経過等

（１）活動経過の概要

国会回次	年月日〔審査会回次〕	概　要
第213回国会（常会）	令6.6.12（水）〔第４回〕	・年次報告書案を年次報告書（令和６年６月）として議長に提出することを決定 ・年次報告書（令和６年６月）についての本会議における報告を申し出ることを決定 ・会長から年次報告書（令和６年６月）を議長に提出（尾辻参議院議長及び長浜参議院副議長出席）
	令6.6.14（金）	・年次報告書（令和６年６月）について、会長が本会議において口頭報告
	令6.6.18（火）	・政府の年次報告を受領
第213回国会（常会）閉会後	令6.6.24（月）	・内閣府独立公文書管理監報告の公表
	令6.7.30（火）〔第１回〕	・特定秘密の管理について、防衛省（防衛政策局）から説明聴取・質疑 ・防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定
第216回国会（臨時会）	令6.12.11（水）〔第１回〕	・政府の年次報告について、城内国務大臣から説明聴取
	令6.12.23（月）〔第２回〕	・政府の年次報告について、内閣官房（内閣情報調査室）から補足説明聴取・質疑 ・本審査会の年次報告書における指摘事項について、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑 ・内閣府独立公文書管理監報告について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑
第217回国会（常会）	令7.2.3（月）〔第１回〕	・防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を実施することを決定 ・特定秘密の管理について、防衛省（防衛政策局）から説明聴取・質疑
第217回国会（常会）	令7.2.3（月）〔第１回〕	・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、次の行政機関から説明聴取・質疑 ・防衛省（防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部） ・防衛装備庁 ・国家安全保障会議 ・内閣官房（国家安全保障局、内閣情報調査室、事態対処・危機管理担当） ・内閣府 ・警察庁
	令7.2.14（金）〔第２回〕	・委員派遣先の防衛省において同省の特定秘密の提示を要求することを決定 ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、次の行政機関から説明聴取・質疑 ・総務省 ・法務省 ・出入国在留管理庁 ・公安調査庁 ・経済産業省 ・海上保安庁 ・外務省（大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織）
	令7.2.27（木）	・防衛省（東京都）へ委員派遣を実施（特定秘密の提示あり）
	令7.4.18（金）〔第３回〕	・防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置について、防衛省（防衛政策局）から説明聴取・質疑 ・城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑

※　審査会回次の記載のないものは、審査会の開会を伴わない。

※　調査の詳細については、（２）②　調査の概要を参照。

（２）調査の経過及び結果

①　調査の経過

令和６年４月16日の審査会において、防衛省は、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案[14]について説明を行う中で、省内全機関を対象に類似事案の有無を調査中である旨述べていた。同年７月12日、同調査の結果が公表され、上記事案のほかに特定秘密漏えい事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案[15]が発生していたこと並びに今後の事実関係の確認が必要な案件が把握されていることが明らかとなった。

審査会は、調査結果の公表に先立ち防衛省から報告を聴くなどの対応を行った上で、同月30日の審査会において、特定秘密の管理について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。その結果、防衛省において多数の漏えい事案が発生したことを重く受け止め、同日の審査会において、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した[16]。

同年12月11日の審査会において、城内国務大臣（特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣）から政府の年次報告（令和６年６月）について説明を聴取した。次いで、同月23日の審査会において、内閣官房（内閣情報調査室）から政府の年次報告についての補足説明（令和５年末時点で特定秘密の指定をしておらず、同年中に適性評価のみを実施した13の行政機関[17]における適性評価の実施の状況についての概要説明を含む）を聴取し、質疑を行った。また同日、内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監[18]から本審査会の年次報告書（令和６年６月）における指摘事項に係る政府の対応について説明を聴取し、質疑を行うとともに、内閣府独立公文書管理監から「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等[19]の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」[20]（以下「内閣府独立公文書管理監報告」という。）（令和６年６月）の説明を聴取し、質疑を行った。

同年12月27日、防衛省において事実関係の確認が必要とされていた案件を含めた全省的な調査の結果が公表され、特定秘密漏えい事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案[21]が発生していたことが明らかになった。審査会は、調査結果の公表に先立ち防衛省から報告を聴くなどの対応を行った上で、令和７年２月３日の審査会において、特定秘密の管理について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。

次いで、同日及び同月14日の審査会において、令和５年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関（一部行政機関は担当部局ごと）から特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。

また、同月27日、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省への委員派遣を実施し、同省における特定秘密の管理状況、漏えい事案等の再発防止策等について説明聴取（特定秘密の提示あり）等を行った。

その後、同年４月14日に防衛大臣から参議院議長に対し「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出されたことを踏まえ、同月18日の審査会において、当該措置について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。また同日の審査会において、これまでの調査を踏まえ、城内国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対する締めくくり的な質疑を行った。

14　①海上自衛隊の護衛艦「いなづま」の艦長が特定秘密の情報を取り扱う資格のない隊員１名を特定秘密取扱職員に指名し、戦闘指揮所（ＣＩＣ）において特定秘密の情報を取り扱わせていた事案及び②陸上自衛隊北部方面隊隷下の部隊指揮官が特定秘密の情報を知るべき立場にない隊員に対して特定秘密の情報を漏らした事案（いずれも令和６年４月26日公表）。詳細は、審査会年次報告書（令和６年６月）41～43頁参照。

15　詳細は11～13頁参照。

16　衆議院情報監視審査会においても、令和６年７月17日、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定している。

17　金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会。

18　特定秘密保護法附則第９条の規定に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下で検討が進められた結果、同法の施行日である平成26年12月10日に内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置された。

19　行政文書ファイル管理簿（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第７条第１項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第５条第５項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう（「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（以下「運用基準」という。）Ｖ１（３））。

20　内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、毎年１回、内閣総理大臣に報告するとともに公表するものとされている（運用基準Ｖ５（１）オ）。

21　詳細は22～23頁参照。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

②　調査の概要

（ア）第213回国会（常会）閉会後

令和６年７月３０日（火）第１回審査会

（ａ）特定秘密の管理についての説明聴取・質疑

特定秘密の管理に関する件について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取した後、質疑を行った。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

・　令和６年４月26日に公表した海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案を受け、防衛大臣指示に基づき特定秘密保護法に基づく関連規則が適切に運用されているかについて点検を実施し、その結果及び再発防止策を同年７月12日に公表した。

・　点検の結果、特定秘密の漏えいと評価される事案及び特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案が確認された。いずれも特定秘密の部外への流出は確認されていない。

・　特定秘密の漏えいと評価される事案は43件である。そのうち、海上自衛隊の艦艇部隊において、適性評価未実施の隊員について戦闘指揮所（ＣＩＣ）又は艦橋において特定秘密を知り得る状態に置いた事案が35件、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が３件確認された。また、艦艇部隊以外で発生した事案として、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が海上自衛隊で３件、航空自衛隊で２件確認された。

・　特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案は15件である。このうち、適性評価実施済みであるものの特定秘密取扱職員に指名されていない隊員に特定秘密を取り扱わせた事案が海上自衛隊で２件、適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密を取り扱わなかった事案が海上自衛隊で２件、航空自衛隊で７件、統合幕僚監部で１件、情報本部で１件の計11件確認された。また、特定秘密文書や物件を適正な手続なく廃棄した事案が陸上自衛隊で２件確認された。

・　このほか、今後、事実関係の確認が必要な案件を２件把握しており、引き続き調査を行っている。

・　艦艇部隊において発生した全事案に共通する問題として、ＣＩＣと艦橋に求められる保全措置の在り方といった組織的要因を特定した。ＣＩＣは任務を指揮する場所であり、特定秘密が表示される機器が複数設置され、特定秘密を含む会話がなされている。また、艦橋にも、艦長の指揮に当たり、必要な場合は特定秘密を取り扱うことができる端末を設置している。その上で、ＣＩＣ等においては、特定秘密を取り扱う業務と取り扱わない業務が混在しているところ、これまで、真に必要な者のみにクリアランスを付与するという観点から、特定秘密を取り扱う業務に従事する者にのみ適性評価を実施してきた。ＣＩＣ等における特定秘密を取り扱わない業務には、必要に応じ、適性評価未実施の隊員を配置していたが、艦長等は一定の保全措置を講じるよう指示をしていた。

・　ＣＩＣ等で発生した35件の事案については、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせる業務に従事するよう命じておらず、また、特定秘密情報を視認、聴取しないよう、一定の保全措置を実施していたが、ＣＩＣ等の特性に鑑みると、十分な保全措置を講じることが物理的に困難であることから、特定秘密を知り得る状態に置いていたと判断した。これらの事案は、特定秘密を知り得る状態に置くことで漏えいに該当するという認識がなく、また、この点について海上自衛隊全体として教育が行われておらず、海上自衛隊全体の組織的な問題に起因していると判断している。

・　次に、艦艇部隊で発生した個別の事案について、「わかさ」、「せとぎり」及び「あけぼの」の３件は、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせた事案であり、組織的な問題とともに、海上での実任務の最中に発生していることを踏まえ、関係者個人の責任を艦艇ごとに精査した結果、過失による漏えいがあったものと評価している。

・　艦艇部隊以外で発生した５件の事案は、いずれも過失により適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせたものである。幹部クラスの保全意識の著しい欠如、また、規則に関する知識の不足に起因するものと評価している。

・　このほか、陸上自衛隊の武器学校における誤廃棄の事案のような特定秘密に係る手続において瑕疵があった事案も15件確認された。

・　これらの全ての事案を踏まえ、防衛大臣のリーダーシップの下、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会における検討に基づき、より実効的

な再発防止策を策定した。まず、保全意識・教育の徹底について、内部部局の審議官級や各幕僚監部の将補級を責任者として指名し、実施体制を整えた上で、事務次官・各幕僚長を含めた全組織に対する保全教育を徹底するとともに、必要な措置を直ちに行う。また、適性評価の確認や立入り等の制限として、適性評価等の申請や登録、保全区画への入退室、秘密文書の閲覧等を一元的に管理し、ヒューマンエラーを徹底的に排除するシステムを全省的に導入する。また、艦艇のＣＩＣ等への立入りが想定される全ての職員に対して適性評価等を実施する。

・　今般の事案で判明した事実に基づき、７月12日に関係者の懲戒処分を行った。懲戒処分等の人数は合計で121名であり、その内訳は、停職15名、減給６名、戒告６名、訓戒34名、注意13名、口頭注意47名である。

・　海上自衛隊における元職員への特定秘密等漏えい事案[22]以降、再発防止策、保全教育を実施しているにもかかわらず、再び漏えい事案等が多数確認されたことについて、防衛省として深刻に受け止めている。

【主な質疑事項】

・　事案が多数発生したことは大変遺憾である。令和４年12月に海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案が公表され、令和５年２月に審査会が勧告を行ったにもかかわらず、事案が多数発生したことについて、事の重大さを改めて認識し、できるだけ早く再発防止策を実行に移すべきではないか。

・　再発防止策を進めていくことが重要である。防衛省の再発防止検討委員会が取りまとめた再発防止策の各項目について、今後の対応スケジュールを提示されたい。

・　令和５年２月に審査会が行った勧告に基づいた運用や確認作業は行っていたのか。

・　本件についての調査を継続する考えはあるか。また、第三者に調査結果についての検証を実施させる考えはあるか。

・　懲戒処分の基本的な考え方について伺う。停職、減給、戒告等について、どのような考え方で処分を行ったのか。

・　海上自衛隊全体の組織的な問題として、特定秘密を積極的に伝えずとも知り得る状況に置いたことをもって法律上は漏えいに当たるという認識が不十分であり、教育も行われていなかった旨説明があったが、特定秘密保護法の施行から10年間、こうした問題が続いてきたということか。

（ｂ）特定秘密の保護に関する制度の運用の改善についての勧告

防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定した[23]。

22 防衛省は、令和４年12月26日、海上自衛隊情報業務群（現・艦隊情報群）司令１等海佐（当時）が、既に退職した元自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密を含む秘密を故意に漏らした事案を公表した。同事案は、特定秘密保護法施行後初めての漏えい事案となった。

23 勧告の全文は、資料５（83～84頁）参照。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（イ）第216回国会（臨時会）

令和６年１２月１１日（水）第１回審査会

○　政府の年次報告の説明聴取

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告[24]に関する件について、城内国務大臣から説明を聴取した。

城内国務大臣の説明の概要

・　特定秘密保護法第19条の規定により、政府は、毎年、有識者[25]の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。政府の年次報告（令和６年６月）の内容に基づき、令和５年末までの状況を説明する。

・　指定及び解除については、令和５年中、９行政機関が特定秘密を53件指定し、２行政機関が４件解除した。これらの結果、同年末時点で政府全体の総指定件数は751件となった。

指定されている特定秘密の類型で多いものは、暗号関連が121件、情報収集衛星関連が108件、武器等の仕様、性能等関連が77件である。なお、暗号関連と情報収集衛星関連は31件重複している。

特定秘密が記録された行政文書は、令和５年末時点で、政府全体で68万2,841件保有されている。前年末時点と比べ、６万9,113件増加した。

・　適性評価の実施については、令和５年中、25行政機関が適性評価を２万4,569件実施した。これらのうち、適合事業者[26]の従業者に係るものは1,551件あり、実施総数の約６％を占める。なお、評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった例が、23件あった。これらの結果、適性評価を経て、特定秘密を取り扱うことができる職員等の数は、同年末時点で、

24 政府の年次報告（令和６年６月）の概要は、資料21参照。なお、特定秘密の指定件数等の詳細は、資料８～20、25参照。

25 「情報保全諮問会議の開催について」（平成26年１月14日内閣総理大臣決裁）に基づき、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者から構成される情報保全諮問会議が開催され、政府の年次報告の内容に関する意見等を内閣総理大臣に述べることとされている。

26 物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するものを「適合事業者」という（特定秘密保護法第５条第４項）。

13万5,479人となった。

・　不適正事案の防止等については、先頃、防衛省が、特定秘密の漏えい事案等を公表し、懲戒処分を行うとともに、再発防止のための取組を推進している。特定秘密を取り扱う他の全ての行政機関においても、業務手順の再点検や今回の事案の教訓を盛り込んだ職員教育を実施してきた。

制度を所管する内閣官房の立場から、引き続き、政府全体の秘密保全体制の引き締めを図っていく。また、事案発生時における国会への早期報告についても、各行政機関を指導していく。

・　審査会の年次報告書（令和６年６月）において、不適正事案防止対策も含め、政府に対する様々な指摘が示された。政府としては、その趣旨を十分踏まえ、対応方針の検討を行い、可能なものから順次措置していく。

令和６年１２月２３日（月）第２回審査会

（ａ）政府の年次報告の補足説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））から補足説明を聴取し、質疑を行った。

内閣官房（内閣情報調査室）の補足説明の概要

・　政府の年次報告（令和６年６月）では、令和５年中の状況を基本として特定秘密保護法の施行日から令和５年末までのおおむね10年間の状況を取りまとめたほか、不適正事案への対応など特別な事情がある事項は例外的に令和６年中の状況も記述した。

・　令和５年中に、９行政機関において53件の特定秘密が指定された（国家安全保障会議１件、内閣官房８件、警察庁６件、総務省１件、公安調査庁２件、外務省１件、海上保安庁１件、防衛省32件及び防衛装備庁１件）。また、２行政機関において４件が解除された（総務省２件及び防衛省２件）。令和５年末時点の政府全体の指定件数は751件である。

・　令和５年末時点の特定秘密が記録された行政文書の保有件数68万2,841件のうち、約50万件が衛星画像関連文書である。

・　有識者からは、情報漏えい事案についての意見が最も多く、防衛省の組織運営状況に関する疑念あるいは機微度の高さに見合った規律の維持ができていないのではないかといった意見を頂いている。そのほか、国際

的な信頼関係維持のために法の適切な運用が必要であるという点を理解してほしい、秘密文書を編集加工すれば情報公開することができるはずなので工夫してほしいなどの意見があった。

【主な質疑事項】

- 特定秘密の指定権限を有する20行政機関のうち、７行政機関については特定秘密保護制度の発足以来、特定秘密の指定を行ったことがないにもかかわらず指定権限を与え続けているが、その理由を説明すべきではないか。
- 令和５年中に評価対象者となった２万4,569人全員が特定秘密を漏らすおそれがないものと認められる適性評価が本当に評価と言えるのか。評価対象者等のプライバシーに抵触しないこと等に留意しつつ、適性評価の在り方について、随時、様々な検討を加えていくことが必要ではないか。
- 評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった事例が23件とのことであるが、これまで毎年数件であったものが急増していることについての評価、分析を行っているのか。
- 防衛省の特定秘密漏えい事案では、必要な者に対して適性評価が行われていなかったことが明らかとなった。この点に関する確認プロセスやその実効性、また、こうした事案が発生したことについての見解を伺う。
- 防衛省で特定秘密の漏えいがあった後、海上自衛隊において追加で約2,000人の適性評価を行うとのことだったが、実施件数はそれでよいのか、また、それだけの人数をしっかりと評価できるのか。様々な取組をしても特定秘密の漏えい等が起こっていることも踏まえ、検証が必要ではないか。
- 特定秘密に関する研修等の方法は各行政機関で共通しているのか、あるいは、行政機関や適合事業者ごとに違うのか。

（ｂ）本審査会の年次報告書における指摘事項についての説明聴取・質疑

本審査会の年次報告書における指摘事項[27]に関する件について、政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取し、質疑を行った。

27 これまでの年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧は、資料４参照。このうち、審査会年次報告書（令和６年６月）における「主な指摘事項」は、78～79頁参照。

内閣官房（内閣情報調査室）の説明の概要

［年次報告書（令和６年６月）指摘事項１（概要）：
特定秘密保護法施行10年間の運用についての徹底的な検証、適正な運用の徹底に必要な措置の実施］

- 指摘の趣旨も踏まえ、令和７年中に運用基準の見直しを行う予定である。

［年次報告書（令和６年６月）指摘事項２及び３（概要）：
防衛省の漏えい事案等を踏まえた法令遵守の徹底、漏えい事案についての適時適切な審査会への報告等］

- 各行政機関において、業務手順の再点検や保全教育の充実などを実施している。また、迅速な調査や国会への早期報告も指示している。

［年次報告書（令和６年６月）指摘事項４（概要）：
重要経済安保情報保護活用法の成立を受けた特定秘密保護法の運用基準の事項の細目見直しにおける具体的かつ明確な規定］

- 運用基準の見直し等を通じて検討していく。

【主な質疑事項】

- 防衛省の特定秘密漏えい事案については、審査会への報告に非常に期間を要した。報告や調査の手順を明確にするべきではないか。
- 防衛省においては、特定秘密漏えい事案のほか、定期検査とは別の機会に不適切な取扱事案が判明した。他の行政機関における検査について、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室として、どのような指導を実施していくのか。
- 政府は、重要経済安保情報保護制度と既存の情報保全システムがシームレスに運用されるように特定秘密保護法の運用基準見直しの検討も含めて必要な措置を講じるとの見解を示していたが、どのように対応するのか。

内閣府独立公文書管理監の説明の概要

［年次報告書（令和６年６月）指摘事項５（概要）：
重要経済安保情報に係る検証・監察の実施等を見据えた情報保全監察室の

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

体制強化］

・　令和７年度以降新たに重要経済安保情報に係る検証・監察を実施予定であることから、当室の体制強化を図るべく必要な増員を要求している。また、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて、特定秘密について効率的な検証・監察を実施するとともに、重要経済安保情報についても効果的な検証・監察を図ることができるよう取り組んでいく。

【主な質疑事項】

・　重要経済安保情報についての検証・監察など、情報保全監察室の業務量は増加すると思われるが、どの程度増員を要求しているのか。

・　５年ごとに相当数の特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれるが、どのように対応するのか。

（ｃ）内閣府独立公文書管理監報告の説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府参考人（内閣府独立公文書管理監）から説明を聴取し、質疑を行った。

内閣府独立公文書管理監の説明の概要

・　特定秘密保護法の運用基準において、独立公文書管理監の活動状況を、毎年１回、内閣総理大臣に報告することとされている。本報告は令和６年６月に行われており、令和５年４月１日から令和６年３月31日までの令和５年度を対象期間としている。

・　特定秘密の指定については、令和５年中に指定された53件について適正と認めた。

・　特定秘密の指定の有効期間の延長については、令和５年中に延長された39件について適正と認めた。

・　特定秘密の指定の解除については、令和５年中に解除された４件について適正と認めた。

・　特定秘密の記録とその表示については、防衛大臣に対し２件の是正の求めを行った。まず、防衛省の１部署に対し、特定秘密である情報が記録されていながら特定秘密の表示をしていない頁があるものについて、表示することを求めた。また、この１部署を含む３部署に対し、特定秘密でない情報のみが記録されている頁に特定秘密の表示がされているものについて、表示を抹消することを求めた。いずれも適正に是正された旨、防衛省から連絡を受けている。その他の32部署については適正と認めた。

・　特定行政文書ファイル等の保存については、35部署について適正と認めた。

・　特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、内閣官房１件、総務省１件、公安調査庁６件、防衛省830件及び防衛装備庁４件の特定行政文書ファイル等について、いずれも廃棄が妥当であると認め、各行政機関にその旨を通知した。

・　特定行政文書ファイル等にすべきものの存否については、14部署の保存期間１年未満の特定秘密文書の中に保存期間を１年以上と設定すべきものはないと認めた。なお、対象期間外の令和６年10月、防衛省の１部署１文書について、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要なものであるにもかかわらず、１年未満の保存期間が設定されていたことから、１年以上の保存期間を設定するよう、是正の求めを行った。防衛省からは適切に是正したとの連絡を受けている。

・　検証・監察に関する定量的指標については、説明聴取、実地調査等の回数は128回、確認した特定秘密を記録する文書等の件数は6,410件、これらの文書等に記録されている特定秘密の件数は延べ16,880件である。

・　通報への対応については、処理した件数は０件である。

・　従来、これまでの検証・監察の手法を基礎として更なる改善に取り組みながら、より実効性のある検証・監察の実施に努めてきた。引き続き、実地調査等を含め検証・監察を計画的かつ効率的に推進するとともに、改善に取り組む方針である。

今後とも、独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施し、任務を誠実に遂行することにより、特定秘密保護法等の運用に当たる各行政機関の職員の意識を高め、自浄作用を促進して、厳正な運用の確保に取り組んでいく。

【主な質疑事項】

・　特定行政文書ファイル等の保存について、35部署を対象として検証・監察を実施したとのことだが、当該部署を選定するに当たっての基準は

どのようなものか。

・　独立公文書管理監は、特定秘密の指定、解除、延長、表示等の検証・監察を行うとともに、実地調査では、施設設備の設置、立入り、機器持込みの制限等といった保護措置の実施の状況についても確認している。こうした各行政機関における保護措置の実施の状況の確認と、独立公文書管理監の任務との関係をどのように捉えればよいか。

・　実地調査を何件実施したのか。実地調査を行う際は事前に通告をするのか、それとも抜き打ちで行うのか。実地調査を実施した都外機関とはどこを指しているのか。

（ウ）第217回国会（常会）

令和７年２月３日（月）第１回審査会

（ａ）委員派遣の決定

防衛省（東京都）における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、委員派遣を行うことを決定した。

（ｂ）特定秘密の管理についての説明聴取・質疑

特定秘密の管理に関する件について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取し、質疑を行った。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

・　令和６年12月に公表した特定秘密に係る情報保全事案及び再発防止策とその取組状況について説明する。

〔特定秘密に係る情報保全事案〕

・　今般公表した事案は、①他の行政機関から異動してきた職員について適性評価を実施せずに特定秘密取扱職員に指名していた事案（以下「異動関連事案」という。）、②本来特定秘密を取り扱えない防衛省中央ＯＡネットワークシステム上の共有フォルダに特定秘密文書の電子データが保存された事案（以下「共有フォルダ事案」という。）、③陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において特定秘密文書が誤廃棄された事案（以下「学校事案」という。）、④航空自衛隊作戦情報隊電波情報収集群第４収集隊において特定秘密情報を含む音声情報が特定秘密管理者の許可を得ずに録音された事案（以下「４収隊事案」という。）である。いずれの事案も部外への漏えいは確認されていない。

・　**異動関連事案**：衆議院及び参議院の情報監視審査会による勧告を踏まえた調査の結果、他の行政機関から異動してきた適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名した事案が69件[28]、指名に加えて特定秘密を実際

28 他の行政機関から異動してきた職員でない者が特定秘密取扱職員に指名されていた事案１件を含む。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

に取り扱わせた事案が32件確認された。調査を通じ、他の行政機関から異動してきた職員に特定秘密を取り扱わせるには新たに適性評価を行う必要があるとの理解が十分でなかったこと、また、防衛装備庁が別の行政機関であるとの認識がなかったことが判明した。発生原因としては、これまでの保全教育が実務に直結していなかったことが挙げられる。

- **共有フォルダ事案**：令和３年３月頃、情報本部が陸上幕僚監部情報課に配付した特定秘密文書の電子データが、陸上幕僚監部防衛課の共有フォルダに複製された後、別の課室の共有フォルダにも複製され、多数の者が知り得る状態に置かれていたことが判明した。発生原因としては、保全教育により遵法精神や情報保全意識を十分に涵養できていなかったこと、現行の検査体制に不備があったことが考えられる。
- **学校事案**：令和６年６月、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校において、特定秘密文書１件が所在不明であることが発覚し、調査の結果、当該文書が誤廃棄されていたことが判明した。発生原因としては、実務担当者の遵法精神や保全意識が十分に涵養できていなかったこと、情報保全と公文書管理の実務的知識が有機的に体得できているかについての確認が不十分であったことが考えられる。
- **４収隊事案**：令和６年８月、航空自衛隊作戦情報隊電波情報収集群第４収集隊において特定秘密の不適切な取扱いについての情報提供があり、調査の結果、同部隊の幹部自衛官１名が不適正な特定秘密情報の録音を複数の部下隊員に指示していたこと等が判明した。発生原因としては、この幹部自衛官に遵法精神や情報保全意識が備わっていなかったことが考えられる。

〔再発防止策とその取組状況〕

- 令和６年12月、①部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討、②情報保全教育の抜本的改善、③既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正、④システムによるヒューマンエラーの局限、⑤情報保全業務体制の強化、⑥特定秘密の漏えい事案等発生時の対応の６点を掲げた再発防止策を取りまとめ、公表した。
- **部隊運用の実情に即した情報保全の在り方の検討**：部隊行動の実態と情報保全措置との間に乖離が生じていないかについて様々な演習を用いて検証し、得られた結果を踏まえて制度改正を実施することとしており、

現在、対象とする演習と実施要領について検討を進めている。また、部隊運用を考慮した過不足のない適性評価を実施することとしている。令和６年７月に公表した艦艇の戦闘指揮所（ＣＩＣ）における事案に関しては、新たに適性評価が必要な約2,000人のうち、おおむね半数の手続を終えたところであり、同年度中の完了を目指して手続を行っている。

- **情報保全教育の抜本的改善**：教育対象者のレベルや役職に応じた教育を実施するとともに、知識確認試験等を通じた教育の徹底を図ることとしている。現在、教育資料について初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造への再編成を進めており、初級編の教育資料は実際の研修において試行的に活用を始めた。今後、初級編以外の教育資料も作成を進め、令和７年度からの教育の機会に合わせて知識確認試験とともに実施していくことを目指している。また、令和６年７月に公表した再発防止策の一環として、大臣官房公文書監理官や各幕僚監部の情報関係部長を保全教育の責任者に指名したところであり、これらの職員が責任を持って推進する。
- **既存の制度運用の改善・情報保全に関する制度の改正**：人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、特定秘密取扱職員の確実な指名や適性評価の迅速な実施を実現するとともに、定期検査の運用改善として可搬記憶媒体を含む電子機器に関する点検手法を早急に取りまとめるほか、外部有識者の提言も踏まえた制度改正を行うこととしている。また、防衛省本省と防衛装備庁との間の人事異動に際し、転入後速やかに適性評価を行う必要がある者が多数いることを踏まえ、適性評価に係る情報を活用できる制度[29]がより使いやすいものとなるよう、令和６年度中に訓令等の改正を行うこととしている。
- **システムによるヒューマンエラーの局限**：適性評価の実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするため、総合秘密保全システム（仮称）を整備することとしており、令和６年度中に市ヶ谷地区における運用を開始する。今後は、令和７年

29 運用基準においては、他の行政機関に出向した職員について、適性評価を実施する出向先の行政機関の長が、出向元の行政機関の長に対し、出向元で実施した適性評価の質問票や調査票、これらに係る回答内容その他の情報の提供を求めることができる旨が明記されている（運用基準Ⅳ12）。防衛省においても、他の行政機関から異動してきた職員への適性評価の実施に当たり、過去の適性評価の情報を活用できる仕組みが設けられている（特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第18条の２）。

度を目標に、全国に所在する特定秘密管理者等が同システムにアクセスできるよう措置することとしており、その後、対象を全職員に拡大する考えである。また、並行して、同システムのデータベースを各機関の入退室管理装置と連接させ、職員の権限に応じた入室制限を実施すべく、調査研究を実施したい。

・　**情報保全業務体制の強化**：大臣官房参事官の新設、大臣官房公文書監理官への保全監察業務の付加、外部有識者会議の設置などを通じて情報保全業務体制の強化を実現することとしている。大臣官房参事官については、令和７年度予算成立後速やかに新設することができるよう、政令を含む関係規則の準備を行っている。また、大臣官房公文書監理官による保全監察業務については、令和６年末に必要な内部規則の改正を終えたところであり、令和７年度から本格的に監察業務を行う計画である。さらに、５名の外部有識者から成る有識者会議を設置し、令和７年１月22日に第１回の会議を開催した。今後は、情報保全教育と定期検査について集中的な議論をしていただき、令和６年度中をめどに中間的な提言を頂けるようお願いしており、これを踏まえ、内部規則の改正を同年度末までに行うことを目標としている。

・　**特定秘密の漏えい事案等発生時の対応**：漏えい事案発生時の二次漏えいを防ぐための基本的措置を内部的に定めることとしており、令和６年度末を目標に必要な内部規則を整備する考えである。また、実際に漏えい事案の発生等を認知した場合には、速やかに両院の情報監視審査会に報告し、対外公表を行えるよう努める。

・　防衛省は、これらの再発防止策を着実に実行し、秘密保全に関する考え方あるいは体制を抜本的に改めるとともに、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組んでいく。

【主な質疑事項】

・　異動関連事案について、防衛装備庁以外からの転入者に係る行政機関の名称及び件数を説明されたい。

・　共有フォルダ事案について、記憶媒体としてＤＶＤ、ＵＳＢメモリー等が使用されたとのことであるが、このような記憶媒体を使用したことに問題はなかったのか。

・　４収隊事案について、幹部自衛官が録音を指示した目的は何だったのか。

同事案の具体的な再発防止策についても説明されたい。

・　防衛省は他の行政機関と異なり、特定秘密取扱職員の数が多いところ、遵法精神や保全意識についての研修や教育を徹底されたい。現在の取組状況如何。

・　有識者会議における結論が出される時期、再発防止策の実施時期等について説明されたい。

・　情報漏えい等について刑事告発を行う際の判断基準如何。過失の重さも判断基準になるのか。

・　追加で適性評価を実施することとされた艦艇の乗組員約2,000名のうち、約半数の適性評価を終えたとのことであるが、残り約半数の適性評価を終えていない状況で防衛・警備等の業務に支障は生じていないのか。

（ｃ）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和５年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、防衛省（防衛政策局、整備計画局、統合幕僚監部）、防衛装備庁、国家安全保障会議[30]、内閣官房（国家安全保障局、内閣情報調査室、事態対処・危機管理担当）、内閣府及び警察庁の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った（防衛省における適性評価の実施状況の概要は防衛政策局、内閣官房における適性評価の実施状況の概要は内閣情報調査室がそれぞれ説明）。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

・　防衛政策局は、令和５年中に特定秘密の指定を27件（自衛隊の運用計画等に関する情報８件、自ら収集した電波情報等の情報７件、外国の政府等から提供された電波情報等の情報６件、電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報の情報を分析して得られた情報１

30 国家安全保障会議の特定秘密に係る説明・答弁は、国家安全保障会議の事務局である内閣官房（国家安全保障局）が行っている。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

件、外国軍隊を含む外国の政府から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報１件、防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り、分析評価又は予測に関する情報２件、防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報１件、宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報１件）、指定の有効期間の延長を16件行った。

・　防衛省本省における令和５年中の適性評価実施件数は２万403件（行政機関の職員２万60件、適合事業者の従業者343件）である。適性評価の実施への不同意は16件、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の範囲を指定する際の基準について説明されたい。
・　緊急事態における意図的な情報の窃取や漏えいに対しては、どのように対応することとなるのか。
・　追加で適性評価を実施することとされている艦艇の乗組員の数は約2,000人であり、これは令和５年中の防衛省本省における適性評価の実施件数のおよそ十分の一であるが、適性評価の実施に特段の支障はあったのか。
・　他の行政機関から異動してきた職員について適性評価を実施するに当たりどのような工夫を行っていくのか。

防衛省（整備計画局）

【説明の概要】

・　令和５年中に特定秘密の指定を３件（海上自衛隊おいて新規導入した小規模ネットワーク構成装置（ＨＳＣＵ11－Ｆ１シリーズ）に係る暗号規約、次期戦闘機の運用構想並びに飛行、被観測性、火器管制システム及び電子戦システムに係る性能に関する情報、陸上自衛隊において新規導入したシステム・ネットワークマネジメントシステム内に組み込まれている部隊間での他の装備品等の規約を伝送する暗号管理装置に係る暗号規約）、指定の有効期間の延長を５件、指定の解除を２件行った。

【主な質疑事項】

・　暗号規約は、使用期間を定めて運用するのか。あるいは外部からアクセス等の兆候があった場合に直ちに変更するのか。
・　防－443[31]及び防－473[32]は暗号規約であるが、これらは内部で作成されたものか、それとも、適合事業者の協力を得て作成されたものか。
・　防－460[33]の特定秘密管理者として北関東、南関東、近畿中部の各地方防衛局長が指定されているが、これらの地方防衛局が管轄する地域と次期戦闘機との関係が類推されても問題はないのか。

防衛省（統合幕僚監部）

【説明の概要】

・　令和５年中に特定秘密の指定を２件、指定の有効期間の延長を１件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　防－465[34]に関して、北朝鮮のミサイルに関する日米韓における情報共有の方法如何。
・　防－465に関して、ミサイルを迎撃するに当たり、特定秘密である情報を関係各所に共有する必要があろうが、共有に時間を要することは許されない。このような場合を想定した検討を行っているのか。
・　防－465に関して、日米韓で情報を共有する仕組みができた後の情報を共有しているのか。こうした仕組みができる前から３か国による情報共有は行われてきたのか。また、関連する情報も含めて広く共有しているのか。
・　日本が北朝鮮によるミサイル発射情報を公表する場合の基準如何。

31　識別番号「防－443」、指定の整理番号「18-202301-002-1ﾄ-001」。海上自衛隊が作成するＨＳＣＵ11－Ｆ１シリーズＩＰ暗号機に使用する規約（機器試験用及び教育用を除く。）。
32　識別番号「防－473」、指定の整理番号「18-202312-032-1ﾄ-002」。陸上自衛隊が作成するシステム・ネットワークマネジメントシステムの暗号管理装置に係る規約（検証用、訓練用、試験用及び教育用を除く。）。
33　識別番号「防－460」、指定の整理番号「18-202304-019-1ﾌa-001」。次期戦闘機の運用構想並びに飛行、被観測性（レーダー反射面積の数値を除く。）、火器管制システム及び電子戦システムに係る性能。
34　識別番号「防－465」、指定の整理番号「18-202311-024-1ﾛb-009」。日米韓におけるミサイル警戒データに関する情報。

防衛装備庁

【説明の概要】

・　令和５年末時点で22件の特定秘密（装備品の性能情報12件、外国政府から提供された情報８件、防衛諸計画の作成に必要な情報２件）を指定している。

・　令和５年中に特定秘密の指定を１件（次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討において取り扱われる情報であって、米国国防省から提供された秘密情報又は当該秘密情報を分析して得られた情報）行った。指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）はいずれも０件である。

・　令和５年中の適性評価の実施件数は1,238件（行政機関の職員296件、適合事業者の従業者942件）である。適性評価の実施への不同意が適合事業者において１件あった。同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

・　防衛装備庁において該当はなかったが、防衛省本省においては、特定秘密漏えい事案に係る再発防止策として、審査会の勧告において指摘された組織的、構造的な問題の所在を掘り下げて特定するとともに、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて、現在全省的に取り組んでいるところである。本省と協力、連携しながら、一体となって再発防止に向けて取り組む。

【主な質疑事項】

・　防衛装備庁は、職員に対する適性評価の実施件数よりも、適合事業者の従業者に対する適性評価の実施件数が多いという特徴があるところ、近年の適性評価の実施件数の推移如何。

・　防衛省における特定秘密漏えい事案を受け、適合事業者に対するものとしてどのような再発防止策を考えているのか。

・　次期戦闘機の日英伊３か国共同開発のために設立された国際機関（ＧＩＧＯ）に日本から派遣された職員が特定秘密の取扱いの業務を行う場合には、防衛装備庁が適性評価を行うのか。

国家安全保障会議、内閣官房（国家安全保障局）

【説明の概要】

・　国家安全保障会議は、令和５年末時点で10件の特定秘密（全て国家安全保障会議の議論の結論）を指定している。同年中に特定秘密の指定を１件、指定の有効期間の延長を１件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも０件である。

・　国家安全保障会議の議長及び議員は内閣総理大臣及び国務大臣であり、特定秘密保護法上、適性評価を要しないことから、国家安全保障会議は適性評価を実施していない。

・　国家安全保障局は、令和５年末時点で８件の特定秘密を指定している。同年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　国家安全保障会議が指定する特定秘密の対象期間前の情報で、同会議に供されたものの取扱いはどのようになっているのか。

・　国家安全保障会議の議論の中で、特定秘密に該当するものは同会議が指定を行い、その他の情報で国家安全保障局において扱うものについては特段指定するものがなかったという理解でよいか。

・　特定秘密に指定されている情報の中に、経済安全保障関係の情報は含まれているのか。

内閣官房（内閣情報調査室）

【説明の概要】

・　令和５年末時点で106件の特定秘密（情報収集衛星関係、外国政府等との協力関係、人的情報収集関係、国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等関係）を指定している。特定秘密の指定に際し、暦年単位、情報収集衛星の地理的範囲は衛星の号機単位、暗号は号機単位又は地上システム単位等の指定方法を取ることにより、当該指定に係る情報の範囲を明確にし、適切に管理するよう努めている。

・　令和５年中に特定秘密の指定を８件、指定の有効期間の延長を８件行った。指定の解除（一部解除を含む）は０件である。

・　内閣官房における適性評価は、内閣情報調査室が一括して実施している。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

令和５年中の適性評価の実施件数は767件（行政機関の職員511件、適合事業者の従業者256件）である。適性評価の実施への不同意が１件あった。同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　特定秘密の指定を暦年単位で区切っているものについては、年によってその情報量に違いがあるのか。
・　適合事業者の従業者に対する適性評価の実施件数に関して、企業の数としては何件か。
・　防衛省において生じた異動関連事案について、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としてどのような対応を取ってきたのか。また、こうした事案はどの行政機関においても起こり得るところ、同室において同様の事案は生じていないか。
・　防衛装備庁は、特定秘密保護法上、防衛省とは別の行政機関とされ、両組織の間で職員が異動する場合には、改めて適性評価を実施しなければならないところ、その数は相当数に上っている。特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室として、行政機関の間で適性評価に係る情報を共有できる仕組みの活用について指導してはどうか。

内閣官房（事態対処・危機管理担当）

【説明の概要】

・　令和５年末時点で２件の特定秘密（いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針）を指定している。いずれも平成26年末までに指定したものであり、その後、現在までに新たに指定した特定秘密はない。
・　令和５年中の指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除はいずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　武力攻撃事態等の緊急事態において、適性評価を受けていない地方公共団体の職員や民間の専門家等に対して特定秘密を共有しなければならない場合、どのような対応をとるのか。

内閣府

【説明の概要】

・　令和５年末時点で１件の特定秘密（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（日米GSOMIA）により、米国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報）を指定している。同年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除は、いずれも０件である。
・　令和５年中の適性評価の実施件数は54件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意が１件あった。同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　内閣府が指定している特定秘密について、防衛省との情報共有はどのようになっているのか。また、海上保安庁等との関係ではどのような扱いとなっているのか。
・　米国から特定秘密に該当する情報の提供を受けるに当たり、当該情報の提供を受ける行政機関は米国が決定するのか。
・　内閣府が指定する特定秘密は１件であるところ、保有する特定秘密文書の数が増減していることについて、どのように捉えればよいか。

警察庁

【説明の概要】

・　令和５年末時点で55件の特定秘密を指定している。
・　令和５年中に特定秘密の指定を６件（警察の特殊部隊の戦術や運用に関する情報、外国との情報協力業務等に関する情報、スパイ活動等に関する情報、国内テロリズムを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報、国際テロリズムを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報、警察の人的情報源に関する情報）、指定の有効期間の延長を２件行った。指定の解除（一部解除を含む）は０件である。
・　令和５年中の適性評価の実施件数は1,007件（警察庁228件、都道府県警察779件）である。
・　警察庁において電磁的記録である特定秘密文書等１件を誤廃棄する事案が発生したので報告する。令和６年９月、担当者が特定秘密であるデータ

のショートカットを作成しようとした際、操作を誤り、元データを移動させてしまい、それを元データと気付かずに削除してしまった。サーバーは外部と接続されていないものであり、漏えいの可能性はない。同種の事案が発生することのないよう、サーバー上のデータについて移動及び削除することができないよう、システム上の措置を講じている。

【主な質疑事項】

- 指定の有効期間の延長を行った警－41[35]について、指定の解除条件を新たに設定した理由如何。
- 年ごとに期間を区切らずに指定しているものはあるのか。
- 誤廃棄事案について再発防止策を講じているとのことであるが、このような事案が起こらないように取り組まれたい。警察庁、都道府県警察は、特定秘密取扱者の数が多い行政機関であることから、防衛省の漏えい事案も踏まえ、教育等について見直すべきところは見直してほしい。
- 誤廃棄された情報は、警察庁が特定秘密として指定したものか。あるいは、他の行政機関から提供を受けたものか。
- 誤廃棄事案について、漏えいの可能性はないとのことであるが、同じ警察組織の中でも、適性評価未実施の者が閲覧した場合には、漏えいに当たるという理解でよいか。

令和７年２月１４日（金）第２回審査会

（ａ）特定秘密の提示要求

防衛省（東京都）への委員派遣の際に、同省が指定する特定秘密の提示を受けることができるよう、防衛大臣に対し特定秘密の提示を要求することを決定した。

（ｂ）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての説明聴取・質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件のうち、各行政機関の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、令和５年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関のうち、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省、海上保安庁及び外務省（大臣官房、総合外交政策局、アジア大洋州局、北米局、欧州局、領事局、国際情報統括官組織）の政府参考人から説明を聴取し、質疑を行った（外務省における適性評価の実施状況の概要は大臣官房が説明）。

35 識別番号「警－41」、指定の整理番号「19-201901-002-4ﾛa-001」。平成31年中に警察が収集・分析をしたことにより得られたテロリズム（国際テロリズムを除く。）の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報。

総務省

【説明の概要】

- 令和５年末時点で10件の特定秘密（全て在日米軍が使用する周波数に関する情報）を指定している。
- 在日米軍の電波の使用は、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍との間で必要な調整を実施している。総務省は在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち米国政府がSECRETに分類している文書を特定秘密文書としている。
- 令和５年中に特定秘密の指定を１件、指定の有効期間の延長を１件、指定の解除を２件行った。
- 令和５年中の適性評価の実施件数は31件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

- 令和５年中に指定を解除した総－３[36]及び総－５[37]の解除条件は、在日米軍より特段の扱いを求められなくなったときとなっているが、在日米軍から、いつ、どこで、どのような理由で解除しても差し支えないものとされたのか。
- 総務省が指定する特定秘密については、他の行政機関に提供することはあるのか。あるいは、総務省の中だけで完結するものなのか。

36 識別番号「総－３」、指定の整理番号「06-201512-001-2ｲb-001」。在日米軍が使用する周波数に関する情報であって、「[不開示情報]」に関するもののうち、「SECRET」として提供されているもの。

37 識別番号「総－５」、指定の整理番号「06-201612-002-2ｲb-002」。在日米軍が使用する周波数に関する情報であって、「[不開示情報]」に関するもののうち、「SECRET」として提供されているもの。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

法務省

【説明の概要】

- 令和５年末時点で１件の特定秘密を指定している。
- 令和５年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも０件である。
- 審査会からの意見[38]を受け、法務省が保有する特定秘密が記録された文書について、同一の情報を保有する出入国在留管理庁と調整した結果、利用の必要が生じた場合に同庁から提供を受けることができる体制が整ったことから、令和６年３月に提供元である内閣官房に返却した。これにより、法務省としては特定秘密が記録された文書を保有していない状況であるが、特定秘密の内容を了知している職員が存在するため、引き続き適切な情報管理を継続する必要があることから、関係省庁とも調整し、また先例を踏まえ、特定秘密の指定は維持している。
- 令和５年中の適性評価の実施件数は７件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

- 法－１[39]について、出入国在留管理庁と同一の情報を保有していることから調整し、文書を提供元の内閣官房に返却したとのことであるが、文書を保有していないのであれば、特定秘密としての指定を解除するという選択肢もあり得るのではないか。
- 特定秘密指定延長書の秘密文書としての指定期間が、当該特定秘密の指定期間よりも長く設定されている理由如何。

38 これまでの審査会において、「法務省が指定する特定秘密は、出入国在留管理庁の発足に伴い、同庁でも特定秘密として指定しているところ、両省庁が重複して指定する必要があるのか。必要最小限の指定という観点からは、法務省は指定を解除し、必要に応じて提供を受ける方が適切ではないか。」（審査会年次報告書（令和５年６月）39～40頁参照）等の質疑が行われている。

39 識別番号「法－１」、指定の整理番号「08m-201412-1-2nb-1」。［不開示情報］について平成25年５月及び平成26年２月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

出入国在留管理庁

【説明の概要】

- 令和５年末時点で特定秘密の指定は１件であり、これは法務省入国管理局時代に管理していた特定秘密について、当庁の設置（平成31年４月）を契機として、令和元年６月に法務省から提供を受け、特定秘密として指定したものである。
- 令和５年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも０件である。
- 令和５年中の適性評価の実施件数は10件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

- 出－１[40]は、出入国管理に係るどのような内容の情報か。
- 出－１の指定の適否を判断するために、踏み込んだ説明をしてもらいたい。内容について、説明できる部分はないのか。
- 出入国在留管理庁から法務省に対し出－１に係る文書を提供した実績はあるのか。

公安調査庁

【説明の概要】

- 令和５年末時点で34件の特定秘密（外国の政府から提供を受けた情報20件、人的情報源に関する情報４件、分析情報４件、特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供を受けた情報６件）を指定している。
- 令和５年中に特定秘密の指定を２件（外国の政府から提供を受けた特定有害活動の防止に関する情報１件、外国の政府から提供を受けたテロリズムの防止に関する情報１件）、指定の有効期間の延長を２件行った。指定の有効期間の満了及び指定の解除は、いずれも０件である。
- 令和５年中の適性評価の実施件数は81件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも

40 識別番号「出－１」、指定の整理番号「21-201906-1-2nb-1」。［不開示情報］について平成25年５月及び平成26年２月に作成された我が国の政府が講ずる措置又はその方針。

０件である。

【主な質疑事項】

- 政府の年次報告（令和６年６月）に、公安調査庁において特定秘密が記録された行政文書の計上方法の見直しを行った旨の記載があるが、どのような理由で見直しを行ったのか。
- 公安調査庁の地方支分部局において情報収集業務を行う職員は適性評価を受けているのか。
- 公安調査庁内部のデータベースの情報が持ち出された可能性について報じられたが、事実関係如何。特定秘密を含めて情報漏えいはなかったのか。

経済産業省

【説明の概要】

- 令和５年末時点で４件の特定秘密（情報収集衛星等による情報収集、分析の個別具体の対象及び情報収集衛星の識別能力に関する情報であって、特定秘密保護法施行以前に内閣官房から提供を受けたもの）を指定している。
- 令和５年中の特定秘密の指定及び指定の解除は、いずれも０件である。
- 令和５年中の適性評価の実施件数は55件（全て行政機関の職員）である。

【主な質疑事項】

- どのような目的で内閣官房から衛星関連情報の提供を受けているのか。
- 特定秘密保護法施行後に内閣官房から提供を受けた衛星関連の情報を特定秘密に指定していないのはなぜか。
- 経済安全保障に関する情報について、将来的な指定の見通しや検討状況如何。

海上保安庁

【説明の概要】

- 令和５年末時点で24件の特定秘密（内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係３件、内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係11件、海上保安庁が行った外国の政府との情報協力業務関係10件）を指定している。
- 令和５年中に特定秘密の指定を１件、指定の有効期間の延長を２件行った。指定の解除は０件である。
- 令和５年中の適性評価の実施件数は266件（全て行政機関の職員）である。適性評価の実施への不同意、同意の取下げ及び苦情の申出はいずれも０件である。

【主な質疑事項】

- 海上保安庁は適性評価の実施件数及び特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数が多い。防衛省の漏えい事案も踏まえ、職員に対する研修等の最近の取組について説明されたい。
- 令和５年中に指定した海－24[41]は外国の政府との情報協力業務に関する情報であるが、情報協力業務とは具体的にどのようなもので、どのような国と行っているのか。相手国に重要な情報を提供することもあるのか。その場合、秘密保全をどのように担保しているのか。
- 取り扱っている衛星画像の数について説明されたい。また、その内容や精度等は十分なものであるか。
- 特定秘密を船舶で閲覧することはあるのか。また、特定秘密である衛星関連情報を現場に展開しなければならないこともあるのか。

外務省（大臣官房）

【説明の概要】

- 令和５年末時点で４件の特定秘密（公電秘匿用暗号、ファイル秘匿用暗号、ネットワーク秘匿用暗号、公衆網秘匿用暗号）を指定している。
- 令和５年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも０件である。
- 外務省全体の令和５年中の適性評価の実施件数354件（行政機関の職員348件、適合事業者の従業者６件）である。適性評価の実施への不同意、

41 識別番号「海－24」、指定の整理番号「16-202301-001-2∧b-001」。令和５年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容ほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報（収集分析しても情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）。

同意の取下げ及び苦情の申出は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　外務省における適性評価の実施件数は多いが、防衛省の漏えい事案を踏まえ、どのような取組を行っているのか。
・　在外公館における特定秘密の管理等について、特にどのようなことを徹底しているのか。緊急事態発生時の対応についても検討してほしい。
・　過去に特定秘密として指定すべき情報が出現しなかったため指定を解除したものについて、解除理由は全て同一でよいのか。若干の違いがあるのではないか。

外務省（総合外交政策局）

【説明の概要】

・　令和５年末時点で４件の特定秘密（周辺有事に関する外国の政府との協議に関する情報、国際テロリズムの人的情報源に関する情報、国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関から提供された情報、我が国の中長期的な安全保障政策に関する情報）を指定している。
・　令和５年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　外－48[42]の具体的内容について説明されたい。
・　外－48の指定の適否を判断するために、その内容についても可能な限り誠実に答弁されたい。

42 識別番号「外－48」、指定の整理番号「11-202203-0001-2ƒa(a)-0001」。令和３年10月13日に開催された国家安全保障会議における我が国の安全保障政策の中長期的な方向性等についての審議の内容を踏まえて、内閣官房国家安全保障局が関係する行政機関と共に行った我が国の安全保障政策についての基本的事項に係る検討の内容であって、我が国を取り巻く安全保障環境について政府が行った分析・評価の結果若しくは国民を守るために政府がとる中長期の政策若しくは具体的な措置の基本的な方向性が分かるもののうち、国家安全保障会議の審議に供するものとして外務省が提供したもの。

外務省（アジア大洋州局）

【説明の概要】

・　令和５年末時点で３件の特定秘密（北朝鮮の核・ミサイル開発に関する情報、拉致問題に関する情報、東シナ海の領域保全に関する情報）を指定している。
・　令和５年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　我が国の排他的経済水域において中国が設置したブイの存在が確認されたが、これに関する情報は外－16[43]として指定されているのか。
・　外－８[44]に関連して、拉致被害者家族を中心に拉致問題の情報開示を求める声が挙がっているが、情報開示はどのように進んでいるのか。
・　アジア大洋州局が管理する３件は、期間で区切られたものではないところ、それぞれの指定に係る文書件数は増えているのか。

外務省（北米局）

【説明の概要】

・　令和５年末時点で２件の特定秘密（日米GSOMIAの下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する情報、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等に関する情報）を指定している。
・　令和５年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも０件である。

43 識別番号「外－16」、指定の整理番号「11-201412-0016-2ƒa(b)-0004」。東シナ海における我が国領域の保全又は海洋、上空等における権益の確保に関する現に公になっていない情報のうち、漏えいした場合に我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるもの（東シナ海の資源開発に関するものを除く）。
44 識別番号「外－８」、指定の整理番号「11-201412-0008-2ƒa(a)-0002」。北朝鮮による日本人拉致問題に関する情報のうち、拉致被害者（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第２条の規定に基づく認定の有無を問わない。）の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを実現することを目的として、外国の政府等との交渉その他の方法により外務省が独自に収集した情報又は当該情報を分析して得られた情報であって、拉致被害者に関するもの（ただし、拉致被害者等の生命及び身体の保護に支障を来すおそれがあるものに限る）。

【主な質疑事項】

・　外－５[45]について、米国で秘密指定が解除された場合の取扱いはどのようになるのか。

・　外－６[46]で管理している文書件数は、直近３年間でどの程度の数か。

外務省（欧州局）

【説明の概要】

・　令和５年末時点で１件の特定秘密（日露平和条約締結交渉に関する情報）を指定している。

・　令和５年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　外－14[47]に関する特定秘密文書等は本省で管理しているのか、あるいは在外公館においても管理しているのか。

・　外－14について、他の行政機関と情報を共有しているのか。

外務省（領事局）

【説明の概要】

・　令和５年末時点で１件の特定秘密（大規模緊急事態発生時の邦人退避についての関係国との協力の方針）を指定している。

・　令和５年中の特定秘密の指定、指定の有効期間の満了・延長及び指定の解除（一部解除を含む）は、いずれも０件である。

【主な質疑事項】

・　外－13[48]は具体的にどのような情報か。

・　領事局として、特定秘密に指定される情報以外にも、外国政府から邦人保護に関する情報の提供を受けているのか。

外務省（国際情報統括官組織）

【説明の概要】

・　令和５年末時点で29件の特定秘密（外国政府又は国際機関から得られた情報10件、衛星情報11件、内閣情報調査室から提供された情報８件）を指定している。

・　令和５年中に特定秘密の指定を１件（外国政府又は国際機関から得られた情報）、指定の有効期間の延長を１件行った。指定の解除は０件である。

【主な質疑事項】

・　外－49[49]は具体的にどのような情報か。

・　国際情報統括官組織の指定について、暦年で区切って指定している理由如何。

・　国内未発生の感染症に関する情報も得ているのか。

・　コロナウイルス感染症に関する外国の政府等との情報共有はどのようになっているのか。

45 識別番号「外－５」、指定の整理番号「11-201412-0005-2ハb-0001」。2007年８月10日に署名された「秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定」の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等のうち、米側において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているもの。

46 識別番号「外－６」、指定の整理番号「11-201412-0006-2イa(a)-0001」。日米安全保障協議委員会の共同発表及び「日米防衛協力のための指針」に基づくものを始めとする日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報であって、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報（ただし、これらの情報については、その漏えいにより、日米の安全保障協力に関する手の内や能力が露見して対抗措置が講じられたり、米国政府との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれたりする等により、米国政府との協力を含む我が国の安全保障に著しい支障を来すおそれがあるものに限る。）。

47 識別番号「外－14」、指定の整理番号「11-201412-0014-2イa(b)-0003」。日露平和条約締結交渉に関する情報のうち、北方領土問題に関する外国の政府等との交渉若しくは協力の方針若しくは内容、又は北方領土問題に関し収集した重要な情報、その情報の収集整理若しくはその能力であって、公になることにより日露平和条約締結交渉に著しい支障を与えるおそれがあるもの。

48 識別番号「外－13」、指定の整理番号「11-201412-0013-2イb-0005」。国外で多数の邦人が巻き込まれるおそれのある武力紛争等の大規模緊急事態発生時における邦人退避についての関係国との協力の方針で、我が国と関係国の双方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置を講じることを求められているもの。

49 識別番号「外－49」、指定の整理番号「11-202301-0001-2ハb-0001」。令和５年に外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から国際情報統括官組織に対し、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられているものとして、安全保障に関して提供のあった国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報及びそれを分析して得られた情報（情報源を特定し得ないようにするなどの編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるものを除く。）。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

令和７年２月２７日（木）委員派遣

○　防衛省への委員派遣

本審査会における調査の一環として、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同省への委員派遣を行った。その調査の概要は以下のとおりである。

まず、防衛省における特定秘密の管理状況について、説明を聴取した。

防衛省の令和５年末時点における特定秘密の指定件数は429件（政府全体比57.1％）、特定秘密文書保有数は25万5,482件（同37.4％）、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる職員の数は12万1,302人（同92.8％）であり、政府全体で最も特定秘密制度を運用している。また、艦艇を含む全国の部隊等において特定秘密の取扱いの業務を行っているという特徴がある。

次に、特定秘密に係る保全事案の再発防止策について、説明を聴取した。

防衛省として、これまでの事案について分析を行ったところ、部隊運用と情報保全の乖離、総花的・画一的な情報保全教育、制度の運用不備及び活用不足、保全業務の現場におけるヒューマンエラーへの対応不足、情報保全業務体制の不備が原因と考えられた。この分析を踏まえ、真に実効性のある再発防止策として、部隊行動の実態と情報保全措置の間に乖離が生じていないか検証し、その結果を踏まえた制度改正を行うこと、被教育者のレベルや役職に応じた教育を実施すること、特定秘密取扱職員の確実な指名や適性評価の迅速な実施を実現すること、適性評価の実施状況を一括管理するシステムの一部運用を令和６年度中に開始すること、大臣官房参事官の新設を始めとする情報保全体制の強化を行うこと、漏えい事案発生時の二次漏えいを防ぐための基本的措置に係る内部規則を整備すること等を掲げ、再発防止に取り組んでいる。

このうち、適性評価の迅速な実施については、防衛装備庁を含む他の行政機関から異動してきた職員への適性評価の実施に当たり、過去の適性評価の情報を活用できる仕組みが十分に認識されていなかったこと等を踏まえ、当該仕組みに係る適用の判断基準や手続要領等を内部規則で明確化することとした。当該仕組みを有効活用することによって、適性評価に要する期間を大幅に短縮することが可能になると見込まれている。

また、情報保全教育の資料については、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造への再編成を進めている。

次に、特定秘密文書等を保管する金庫室を視察し、特定秘密の管理に関する説明を聴取した。

加えて、特定秘密の提示を受けつつ[50]、防衛省における情報収集・分析業務について説明を聴取した。

派遣委員からは、情報保全教育の内容及びその実施頻度、特定秘密に係る適性評価と特別防衛秘密[51]及び省秘[52]に係る適格性の確認の関係性、適性評価及び適格性の確認に長期間を要した事例、過去の適性評価の情報の活用による適性評価に要する期間短縮の見通し、各部隊における特定秘密文書等の保管状況、特定秘密文書等の運搬時に必要となる保全措置、艦艇の戦闘指揮所（ＣＩＣ）に設置されている特定秘密等が表示される機器の運用実態、海上保安庁との情報共有の現状等について質疑が行われた。



防衛省への委員派遣（令７．２．27）

50 審査会がこれまでに提示を受けた特定秘密一覧は、資料７参照。このうち、防衛省への委員派遣時に提示を受けた特定秘密は、97頁参照。

51 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第１条第３項各号に掲げる事項（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定に基づき米国から供与された装備品等についての構造又は性能その他の事項等）及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になっていないものをいう。

52 防衛省本省の所掌する事務に関する知識及びそれらの知識に係る文書若しくは図画又は物件であって、関係職員以外に知らせてはならないもの（特定秘密及び特別防衛秘密に該当するものを除く。）として、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）の規定に基づき秘として指定されたものをいう。

令和７年４月１８日（金）第３回審査会

（ａ）勧告の結果とられた措置の報告についての説明聴取・質疑

特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告の結果とられた措置の報告に関する件のうち、防衛大臣に対する勧告の結果とられた措置[53]について、政府参考人（防衛省（防衛政策局））から説明を聴取し、質疑を行った。

防衛省（防衛政策局）

【説明の概要】

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）

１．幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全に係る定期的な教育及び習得の確認の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこと。

・　令和６年12月に公表した再発防止策の策定に当たり、情報保全教育の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこととした。

・　特に、情報保全教育については、従来の保全教育の大半は、制度や規則の解説に主眼を置いた単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証が不十分であったこと等を踏まえ、情報保全教育資料を個々の職員の状況に応じた重層的な構造に再編成した。さらに、教育内容の定着度を測定する知識確認試験の導入等に取り組んでいるところである。以上の取組は、教育責任者に指定された審議官・将補級の職員が責任を持って実施する。

・　防衛省の情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、令和７年１月に有識者会議を新設した。今後、同年３月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえた情報保全教育の改善策を速やかに実行する。

53 令和７年４月14日、防衛大臣から参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」が提出された。同報告の全文は、資料５（85～92頁）参照。

・　情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官ポストを令和７年４月１日に新設したほか、中央組織と現場部隊等との連携を強化していく。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）

２．自衛隊の各部隊において、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間に乖離が生じていないか、徹底的に検証し、是正すること。その上で、今後生じ得るあらゆる事態を常に想定して課題を洗い出した上で、特定秘密保護制度を所管する政府部局とともに解決策を不断に検討し、実施するなど、能動的に取り組むこと。

・　緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善等を実施する。

・　このような情報保全措置の改善については、内閣情報調査室とも連携して不断に検証する。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）

３．海上自衛隊の艦艇において多数の部内漏えい事案が生起したことを踏まえ、適性評価の対象者選定に当たっては、個別の業務の特性や執務環境を十分考慮し、適性評価の実施を必要とする者の範囲を常時適確に見極めること。

・　特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないよう留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される全職員に適性評価を実施する。なお、令和７年３月には、海上自衛隊艦艇の戦闘指揮所（ＣＩＣ）への立入りが想定される全ての隊員の適性評価を終えている。

・　部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との乖離について演習を用いて検証する際、緊急時に部隊運用が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含めて検証する。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）

４．人事部署と保全部署の緊密な連携により、職員に対する適性評価実施の有無の確認を徹底した上で、特定秘密取扱職員を指名すること。その際、適性評価に要する期間及び特定秘密を漏えいするおそれがないと認められた職員が他の行政機関に出向した場合の扱いに留意し、適確な措置を講ずること。また、適性評価の実施状況を一元的に管理する体制について、実現可能な計画に基づき速やかに整備すること。

・　人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を実施する。また、他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、防衛省本省と防衛装備庁との間で過去の適性評価における情報を相互に活用できる旨の内部規則の規定が十分に活用されていなかったことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう当該内部規則を改正し、令和７年４月１日に施行した。

・　適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を進めており、令和７年３月に一部運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加する。具体的には、令和11年度に全ての機能の運用を開始できるよう、令和７年度にシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うほか、令和８年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したい。

・　なお、令和７年２月27日の委員派遣時に、防衛省における適性評価及び適格性の確認の運用について現場にとって過度な負担となっていないかとの御指摘を頂いたことも踏まえ、現場の負担軽減を図りたい。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）

５．特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する定期検査の在り方を抜本的に見直し、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。

・　大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用する。従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況等を恒常的に確認する。

・　令和７年３月に公表された有識者会議の中間提言を踏まえ、内部規則を改正し、年２回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を集約・共有することとし、同年４月１日に施行した。これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行する。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）

６．特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合に、二次漏えいを防止するための保全措置を迅速かつ適切に講じるよう、あらかじめ基本的な措置を定めた上で、省内全機関に対し徹底すること。

・　特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、臨時保全教育の実施、特定秘密文書等の捜索や回収等といった具体的行為を列挙する形で内部規則を改正し、令和７年４月１日に施行した。本措置については、教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底する。

・　これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに通知して措置を講ずる。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）

７．特定秘密の漏えいのおそれがある事案等の調査が１か月を超えるなど長期化した場合、証拠隠滅や関係者の記憶の忘却、人事異動等により全容の解明が困難となることから、内部部局、各幕僚監部等が中心となって調査体制を整備し、計画的かつ迅速に調査を実施すること。

・　漏えい事案の発生等を認知した場合には、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官及び幕僚長等から構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗を管理する。また、漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所

掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）
８．今般確認された事案のほかに、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか、防衛省全体で徹底的に調査すること。

・　令和６年８月、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を実施した。その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を同年12月に公表した。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）
９．我が国の情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、防衛省外からの意見も踏まえ、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。

・　令和７年３月に公表された有識者会議の中間提言も踏まえ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、同年４月１日に施行した。当該有識者会議は、今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていく。
・　特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については、他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくとともに、これら取組について適時適切に審査会に報告する。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）
10．漏えい事案について審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階で速やかに報告するとともに、調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。

・　漏えい事案等の調査に当たっては、情報保全に係る各種施策を省横断的に所掌する専従の大臣官房参事官の下、情報保全部局間で緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを実施する。このような体制の下、審査会への報告及び対外公表についても速やかに実施する。

審査会の勧告（令和６年７月30日）（抜粋）
11．我が国の情報管理体制について、国民はもとより、同盟国・同志国からの信頼を堅持することが重要な国益であることに鑑み、同盟国である米国及び価値観を共有する同志国の懸念を払拭するため、事案の内容、性質及び再発防止策が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこと。

・　防衛省として、累次の事案を踏まえた再発防止策等を令和６年12月に公表したところ、これらの取組やその情報開示・説明を通じて国民や同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。

【主な質疑事項】

・　防衛省においては、特定秘密保護制度に対する信頼を損ないかねない事態となったことを反省し、令和６年12月公表の再発防止策を始め、審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実施するよう求める。これらの措置を実施する時期や実施状況に係る対外公表に関する考えを伺いたい。
・　適格性の確認を経て特別防衛秘密及び省秘の取扱いの業務を行うことができる職員数はどの程度か。また、適性評価を実施した職員は適格性も保有していると考えてよいのか。
・　適性評価の調査事項と適格性の確認の調査事項は重複しているのか。
・　防衛省における業務の実態を踏まえ、適性評価と適格性の確認の円滑な実施の在り方について検討し、適切な措置を講じる必要があると考えるが、見解を伺いたい。
・　適性評価の調査については、速さだけでなく質を担保することが重要で

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

あるが、調査の質を担保するためにどのような措置を講じるのか。また、護衛艦の戦闘指揮所（ＣＩＣ）等における事案を受けて実施した約2,000人に対する適性評価では調査の質をどのように担保したのか。

（ｂ）城内国務大臣に対する締めくくり的な質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、城内国務大臣及び政府参考人（内閣官房（内閣情報調査室））に対し、締めくくり的な質疑を行った。

【主な質疑事項】

- 防衛省において確認された情報保全事案を通じて得られた教訓の政府全体での共有を徹底するなど、適確な再発防止措置を講じるべきではないか。
- 令和７年度に予定されている運用基準の見直しにおいて、防衛省の事案から得られた教訓等を反映する余地があるのではないか。具体的に検討している内容等はあるか。
- 防衛省において、行政機関をまたぐ人事異動に伴う適性評価が適切に実施されていない事案が確認されたが、行政機関をまたぐ人事異動は防衛省に限った問題ではない。円滑な調査実施の観点から、城内国務大臣及び内閣情報調査室から関係行政機関に対し、適性評価の実施に関する行政機関間の協力に係る既存制度の活用を促進することが必要ではないか。
- ある行政機関で行った適性評価の結果を他の行政機関でも有効なものとして取り扱うといった、いわゆる「ポータビリティ」について、大臣の見解如何。
- 適性評価制度について、５年ごとのクリアランス更新の在り方を見直す必要はないか。
- 令和５年中に評価対象者が適性評価の実施に同意しなかった事例が前年までと比べて増加した背景について、どのように分析しているか。
- 各行政機関の職員について、突発的な緊急事態も見据えた過不足のない適性評価を実施する必要があると考える。大臣から各行政機関に対し、様々な想定に基づき必要な者には適性評価を実施するよう指導されたい。また、仮に緊急事態において適性評価を受けていない行政機関の職員に対する特定秘密の提供が必要となる場合、どのような対応が考えられるのか。
- 適性評価未実施の職員に対し、特定秘密である情報に基づく情報を示して何らかの指示をする場合、当該情報は特定秘密に該当しないと理解してよいか。また、こうした場合でも漏えいには当たらないのか確認したい。
- 経済安全保障に関する情報の適確な保全のため、特定秘密保護制度と重要経済安保情報保護活用制度を一体的に運用することが重要である。具体的には、特定秘密保護法の運用基準で定める事項の細目について明確化や補足すべき箇所がないか不断に検討し、必要に応じて見直しを行うことや、現に保有する経済安保情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないか再点検を行うことなどが考えられるところ、大臣の見解如何。
- 特定秘密は内閣官房、重要経済安保情報は内閣府の所管となっている。現在は城内国務大臣が双方を担当しているが、異なる大臣が担当することとなった場合、両制度の一体的な運用に支障が生じるおそれはないか。
- 審査会の質疑において、内容が機微にわたることなどを理由として、行政機関側が十分な説明を行わない場面が散見されたことは極めて遺憾である。審査会が特定秘密保護制度の運用状況を適切に監視することが、同制度に対する国民の信頼確保につながることや委員が宣誓を行っていることを十分に理解し、審査会に対して機微な情報を含めた丁寧な説明を行うことを徹底すべきではないか。

（ｃ）内閣府独立公文書管理監に対する締めくくり的な質疑

特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

【主な質疑事項】

- 独立公文書管理監は、令和６年４月、７月及び12月に防衛省が公表した漏えい事案等に関して、検証・監察を実施しているのか。また、防衛省における内部調査や再発防止策の取りまとめに当たり、独立公文書管理監として果たした役割はあったのか。
- 独立公文書管理監は令和７年度以降、特定秘密についての検証・監察に加え、重要経済安保情報についての検証・監察を行うこととなるが、職員の増員に係る調整状況等、情報保全監察室の体制強化のための取組について説明されたい。
- 今後、重要経済安保情報についての検証・監察を行うに当たり、どのよ

うな課題があると考えているのか。

・　特定秘密と重要経済安保情報は、秘密のレベルは異なるが、対象分野が一部重複していることを踏まえ、今後、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行う際には、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認することも必要と考えるが、見解を伺いたい。

・　独立公文書管理監の通報窓口については、一定の条件を満たす場合にのみ通報することができることとされており、間口が狭く感じられるが、独立公文書管理監の見解如何。また、通報者の保護は十分になされているのか。

③　主な指摘事項

審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

１．防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和６年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。

２．出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。

３．防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中でも適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことによって、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。

４．特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応を求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不断に検証し、必要な措置を講じること。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

５．安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全は重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足の要否について不断に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が保有する経済安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。

６．特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。

７．内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。

（３）審査の経過及び結果

対象期間中において、委員会等からの特定秘密の提出の求め又は要請に係る行政機関の長の判断の適否等に関する審査の要求・要請（国会法第104条の２等）はなかった。

（４）委員派遣

審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができるとされている（審査会規程第19条第１項）。

審査会の有村治子会長、石田昌宏委員、羽生田俊委員、宮崎雅夫委員、古賀之士委員、田名部匡代委員、秋野公造委員及び串田誠一委員の８名は、令和７年２月27日、防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、防衛省（東京都）への委員派遣を行った（調査の概要については、43～44頁参照）。

（５）特定秘密の提出・提示の要求

審査会は、その調査又は審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出・提示を求めることができるとされている（国会法第102条の15第１項、同法第102条の17第２項等）。

対象期間中の調査では、委員派遣の際に派遣先（防衛省）で特定秘密の提示を受けるため、令和７年２月14日、防衛大臣に対し同省の特定秘密の提示を要求し、同月27日に実施した委員派遣において、当該特定秘密の提示を受けた（提示を受けた特定秘密の概要については、資料７（97頁）参照）。

【資料】

（資料１）委員名簿 …… 59
（資料２）国会法、審査会規程等による保護措置 …… 63
（資料３）保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像 …… 64
（資料４）年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧 …… 65
（資料５）勧告及び行政機関が講じた措置一覧 …… 80
（資料６）委員派遣一覧 …… 93
（資料７）提示を受けた特定秘密一覧 …… 94
（資料８）特定秘密の指定件数（各対象期間中） …… 98
（資料９）特定秘密の指定件数（各年末時点） …… 99
（資料10）特定秘密の指定の解除の状況 …… 100
（資料11）特定秘密の指定の有効期間の満了の状況 …… 100
（資料12）特定秘密の指定の有効期間の延長の状況 …… 100
（資料13）特定秘密が記録された行政文書の保有件数 …… 101
（資料14）各行政機関における適性評価の実施件数 …… 102
（資料15）適性評価の評価対象者が同意しなかった件数 …… 104
（資料16）適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数 …… 104
（資料17）特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数 …… 104
（資料18）適性評価の結果等に対する苦情の申出件数 …… 105
（資料19）適性評価に関する改善事例 …… 105
（資料20）特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数 …… 106
（資料21）「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要 …… 108
（資料22）「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント …… 113
（資料23）特定秘密保護法のポイント …… 114
（資料24）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子 …… 115
（資料25）各行政機関における特定秘密の指定状況一覧（令和５年12月末現在） …… 116
（資料26）関連年表 …… 119

（資料１）委員名簿

会長	有村　治子（自民）	宮崎　雅夫（自民）	串田　誠一（維教）
	石田　昌宏（自民）	牧山　ひろえ（立憲）	浜口　誠（民主）
	羽生田　俊（自民）	石川　博崇（公明）	

（令和６年６月１日現在）

会長	有村　治子（自民）	宮崎　雅夫（自民）	石川　博崇（公明）
	石田　昌宏（自民）	田名部　匡代（立憲）	串田　誠一（維教）
	羽生田　俊（自民）	牧山　ひろえ（立憲）	

（令和６年10月１日現在）

会長	有村　治子（自民）	森屋　宏（自民）	秋野　公造（公明）
	石田　昌宏（自民）	斎藤　嘉隆（立憲）	串田　誠一（維新）
	羽生田　俊（自民）	田名部　匡代（立憲）	

（令和６年11月11日現在）

会長	有村　治子（自民）	宮崎　雅夫（自民）	秋野　公造（公明）
	石田　昌宏（自民）	斎藤　嘉隆（立憲）	串田　誠一（維新）
	羽生田　俊（自民）	田名部　匡代（立憲）	

（令和６年11月28日現在）

会長	有村　治子（自民）	宮崎　雅夫（自民）	秋野　公造（公明）
	石田　昌宏（自民）	古賀　之士（立憲）	串田　誠一（維新）
	羽生田　俊（自民）	田名部　匡代（立憲）	

（令和７年１月24日現在）

注：会派の正式名称は次のとおり。
自民：自由民主党
立憲：立憲民主・社民（～令6.9.26）、立憲民主・社民・無所属（令6.9.26～）
公明：公明党
維教：日本維新の会・教育無償化を実現する会（～令6.11.1）
維新：日本維新の会（令6.11.1～）
民主：国民民主党・新緑風会

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

〈参考〉過去の委員一覧

年次報告書 *（対象期間）*	会長互選日	委　員　名
平成27年年次報告書 *平27.3.30* *～平27.12.31*	平27.3.30 委員選任日 平27.3.25	会長 金子　原二郎（自民）　大野　元裕（民主） 石井　準一（自民）　藤本　祐司（民主） 上月　良祐（自民）　荒木　清寛（公明） 末松　信介（自民）　儀間　光男（維新）

注：**自民**：自由民主党、**民主**：民主党・新緑風会、**公明**：公明党、**維新**：維新の党（～平27.12.24）、おおさか維新の会（平27.12.24～）

年次報告書 *（対象期間）*	委員変更日	委　員　名
平成28年年次報告書 *平28.1.1* *～平29.4.30*	平28.1.4	会長 金子　原二郎（自民）　大野　元裕（民主） 石井　準一（自民）　藤本　祐司（民主） 猪口　邦子（自民）　荒木　清寛（公明） 上月　良祐（自民）　仁比　聡平（共産）
	平28.8.1	会長 金子　原二郎（自民）　大野　元裕（民進） 猪口　邦子（自民）　神本　美恵子（民進） 上月　良祐（自民）　石川　博崇（公明） 長谷川　岳（自民）　仁比　聡平（共産）
	平28.9.26	会長 中曽根　弘文（自民）　石橋　通宏（民進） 猪口　邦子（自民）　大野　元裕（民進） 上月　良祐（自民）　石川　博崇（公明） 佐藤　正久（自民）　仁比　聡平（共産）

注：**自民**：自由民主党（～平29.1.16）、自由民主党・こころ（平29.1.16～）、**民主**：民主党・新緑風会（～平28.3.30）、**公明**：公明党、**共産**：日本共産党、**民進**：民進党・新緑風会（平28.3.30～）

年次報告書 *（対象期間）*	委員変更日	委　員　名
平成29年年次報告書 *平29.5.1* *～平30.11.30*	平29.9.28	会長 中曽根　弘文（自民）　石橋　通宏（民進） 阿達　雅志（自民）　大野　元裕（民進） 井原　巧（自民）　山本　香苗（公明） 猪口　邦子（自民）　仁比　聡平（共産）
	平30.5.11	会長 中曽根　弘文（自民）　山本　香苗（公明） 阿達　雅志（自民）　大野　元裕（民主） 井原　巧（自民）　杉尾　秀哉（立憲） 猪口　邦子（自民）　仁比　聡平（共産）
	平30.10.24	会長 中曽根　弘文（自民）　谷合　正明（公明） 井原　巧（自民）　杉尾　秀哉（立憲） 猪口　邦子（自民）　大野　元裕（民主） 江島　潔（自民）　仁比　聡平（共産）

注：**自民**：自由民主党・こころ（～平30.10.22）、自由民主党・国民の声（平30.10.22～）、**民進**：民進党・新緑風会（～平30.5.7）、**公明**：公明党、**共産**：日本共産党、**民主**：国民民主党・新緑風会（平30.5.7～）、**立憲**：立憲民主党・民友会（平30.5.8～）

年次報告書 *（対象期間）*	委員変更日	委　員　名
年次報告書 （令和元年12月） *平30.12.1* *～令元.8.31*	平31.1.28	会長 中曽根　弘文（自民）　大野　元裕（民主） 井原　巧（自民）　杉尾　秀哉（立憲） 猪口　邦子（自民）　谷合　正明（公明） 江島　潔（自民）　石井　章（維希）
	令元.8.1	会長 中曽根　弘文（自民）　杉尾　秀哉（立憲） 猪口　邦子（自民）　谷合　正明（公明） 江島　潔（自民）　大野　元裕（民主） 堀井　巌（自民）　清水　貴之（維新）
	令元.8.5	会長 中曽根　弘文（自民）　杉尾　秀哉（立憲） 猪口　邦子（自民）　谷合　正明（公明） 江島　潔（自民）　浜口　誠（民主） 堀井　巌（自民）　清水　貴之（維新）

注：**自民**：自由民主党・国民の声、**民主**：国民民主党・新緑風会、**立憲**：立憲民主党・民友会（～平31.1.24）、立憲民主党・民友会・希望の会（平31.1.24～）、**公明**：公明党、**維希**：日本維新の会・希望の党（～令元.7.30）、**維新**：日本維新の会（令元.7.30～）

年次報告書 *（対象期間）*	委員変更日	委　員　名
年次報告書 （令和２年11月） 令元.9.1 ～*令2.8.31*	令元.10.4	会長 中曽根　弘文（自民）　杉尾　秀哉（ ※ ） 磯﨑　仁彦（自民）　浜口　誠（ ※ ） 猪口　邦子（自民）　谷合　正明（公明） 堀井　巌（自民）　清水　貴之（維新）

注：**自民**：自由民主党・国民の声、**※**：立憲・国民．新緑風会・社民（令元.9.30～）、**公明**：公明党、**維新**：日本維新の会

年次報告書 *（対象期間）*	委員変更日	委　員　名
年次報告書 （令和３年12月） *令2.9.1* *～令3.9.30*	令2.9.16	会長 中曽根　弘文（自民）　杉尾　秀哉（立憲） 磯﨑　仁彦（自民）　難波　奨二（立憲） 猪口　邦子（自民）　谷合　正明（公明） 堀井　巌（自民）　清水　貴之（維新）
	令2.10.26	会長 藤井　基之（自民）　古賀　之士（立憲） 磯﨑　仁彦（自民）　石川　博崇（公明） 猪口　邦子（自民）　清水　貴之（維新） 堀井　巌（自民）　浜口　誠（民主）

注：**自民**：自由民主党・国民の声、**立憲**：立憲民主・社民（令2.9.14～）、**公明**：公明党、**維新**：日本維新の会、**民主**：国民民主党・新緑風会（令2.9.14～）

年次報告書 *（対象期間）*	委員変更日	委　員　名
年次報告書 （令和４年６月） *令3.10.1* *～令4.4.30*	令3.10.4	会長 藤井　基之（自民）　古賀　之士（立憲） 磯﨑　仁彦（自民）　牧山　ひろえ（立憲） 猪口　邦子（自民）　石川　博崇（公明） 堀井　巌（自民）　浜口　誠（民主）
	令3.10.8	会長 藤井　基之（自民）　古賀　之士（立憲） 猪口　邦子（自民）　牧山　ひろえ（立憲） こやり　隆史（自民）　石川　博崇（公明） 堀井　巌（自民）　浜口　誠（民主）
	令3.12.6	会長 水落　敏栄（自民）　古賀　之士（立憲） 猪口　邦子（自民）　牧山　ひろえ（立憲） こやり　隆史（自民）　浜田　昌良（公明） 堀井　巌（自民）　浜口　誠（民主）

注：**自民**：自由民主党・国民の声、**立憲**：立憲民主・社民、**公明**：公明党、**民主**：国民民主党・新緑風会

年次報告書 *（対象期間）*	委員変更日	委　員　名
年次報告書 （令和５年６月） *令4.5.1* *～令5.4.30*	令4.8.3	会長 猪口　邦子（自民）　牧山　ひろえ（立憲） 上野　通子（自民）　石川　博崇（公明） こやり　隆史（自民）　高木　かおり（維新） 堀井　巌（自民）　浜口　誠（民主）
	令4.10.3	会長 有村　治子（自民）　牧山　ひろえ（立憲） 上野　通子（自民）　石川　博崇（公明） こやり　隆史（自民）　高木　かおり（維新） 堀井　巌（自民）　浜口　誠（民主）

注：**自民**：自由民主党（令4.7.26～）、**立憲**：立憲民主・社民、**公明**：公明党、**維新**：日本維新の会、**民主**：国民民主党・新緑風会

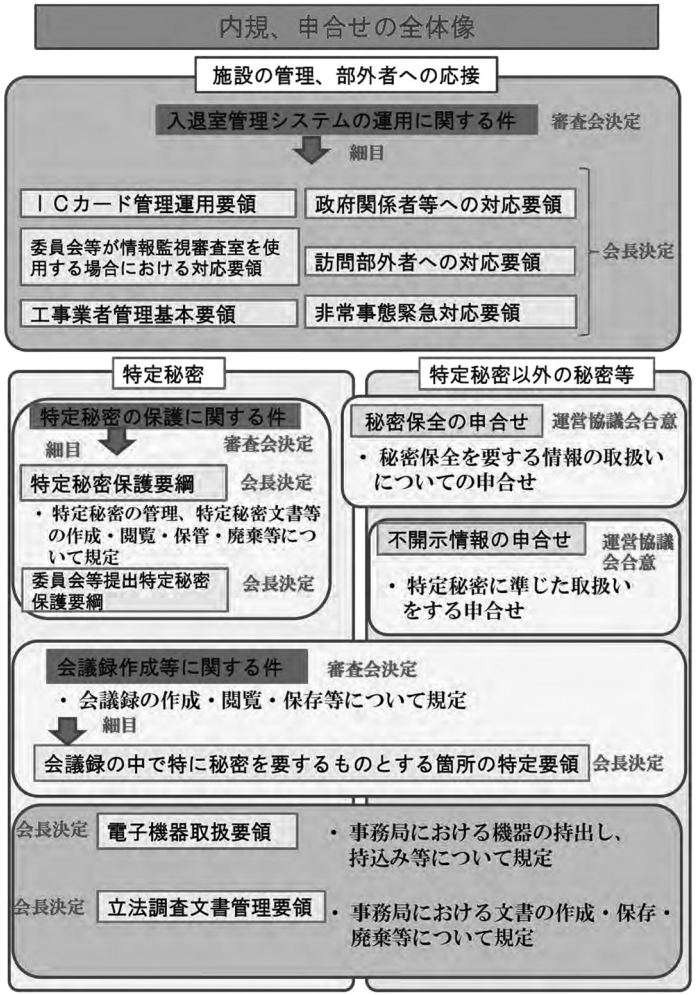
年次報告書 *（対象期間）*	委員変更日	委　員　名
年次報告書 （令和６年６月） *令5.5.1* *～令6.5.31*	令5.10.20	会長 有村　治子（自民）　牧山　ひろえ（立憲） 石井　正弘（自民）　石川　博崇（公明） 石田　昌宏（自民）　串田　誠一（維新） 羽生田　俊（自民）　浜口　誠（民主）
	令6.1.26	会長 有村　治子（自民）　牧山　ひろえ（立憲） 石田　昌宏（自民）　石川　博崇（公明） 羽生田　俊（自民）　串田　誠一（維教） 宮崎　雅夫（自民）　浜口　誠（民主）

注：**自民**：自由民主党、**立憲**：立憲民主・社民、**公明**：公明党、**維新**：日本維新の会（～令6.1.16）、**維教**：日本維新の会・教育無償化を実現する会（令6.1.16～）、**民主**：国民民主党・新緑風会

（資料２）国会法、審査会規程等による保護措置

保護措置	対応する規定
委員の特別な選任方法 （本会議の議決により選任）	審査会規程第３条第１項 審査会規程第３条第３項 審査会規程第６条
宣誓 （他に漏らさないことを誓う旨の宣誓）	審査会規程第４条第１項（委員） 審査会規程第４条第２項（審査を要請した委員長等）
会議の非公開	特定秘密保護法第10条第１項第１号イ 国会法第102条の15第２項（調査） 国会法第102条の17第３項（審査） 議院証言法第５条の３第３項（審査） 審査会規程第26条
会議録の非公表	審査会規程第29条第４項（各議員には提供しない） 審査会規程第30条（閲覧制限）
会議室 （特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた施設の設置）	審査会規程第11条（情報監視審査室）
特定秘密の利用者・知得者の制限	国会法第102条の19（委員、審査を要請した委員長等（審査会規程第18条）、審査会事務局職員） 議院証言法第５条の４（委員、審査を要請した委員長等（審査会規程第18条）、審査会事務局職員）
特定秘密の保管	審査会規程第27条（情報監視審査会が保管）
特定秘密の閲覧制限	審査会規程第28条
職員に対する適性評価	国会法第102条の18

（資料３）保護措置に関する審査会の内規、申合せの全体像



（資料４）年次報告書における指摘事項等と政府の対応状況一覧

平成27年年次報告書における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
本審査会としては、次の点をはじめ審査会において指摘があった事項について、政府は統一的な運用を図ることが必要と考える。	
○　指定書の「当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」について、適正かつ適切な記載とするとともに、可能な限り情報を開示すること。	・　法務省及び外務省が不開示情報の開示又は特定秘密指定書の記述の修正を行った*。
○　指定書の「指定の理由」等の特定秘密の指定そのものに関わる変更を行う場合には、審査会に速やかに通知するとともに、適切な説明を行うこと。	・　外務省が特定秘密指定書の記述の修正を行い、修正済みの同指定書を提出した*。 　また、現在は各行政機関が特定秘密の指定の解除を行った際には、各行政機関が個別に審査会事務局に随時報告している。
○　指定管理簿の「指定に係る特定秘密の概要」について、それぞれが識別され、分かりやすいものとなるよう、表現の工夫を図ること。	・　防衛省が指定管理簿の指定に係る特定秘密の概要の記述の変更を行った*。
また、審査会において指摘があった次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○　特定秘密保護法第３条第１項の「公になっていないもの」については、政府の説明について委員から疑義が呈されたことを踏まえ、この定義の更なる明確化を図り、統一的に運用すること。	・　当該指摘を受けて、内閣情報調査室から、「(１)公になっていないものとは不特定多数の人に知られていない状態であることをいう、(２)特定秘密として指定した情報と同一性を有する情報が公表されていると我が国の政府が認定する場合は、非公知性を失うものと理解している、(３)同一性を有するか否かの判断は個別具体の状況を踏まえつつ行政機関の長が行う」などの説明を行った。
○　サードパーティールールの適用によって特定秘密を不開示とする場合があることは既に国会においても明らかにされてきたが、政府の統一的な運用に委員から疑義が呈されたことを踏まえ、行政機関ごとに適用の在り方が異なることのないよう、サードパーティールールの適用基	・　当該指摘及び審査会での議論を踏まえ、公開で行われた審査会での質疑の場において、上川国務大臣からサードパーティールールの定義、過去の国会答弁、行政機関間で統一した認識等について説明を行った。

準の明確化を図り、統一的に運用すること。	
なお、審査会において議論があった次の点についても、政府は十分留意して対応することが必要と考える。 ○　指定の在り方そのものについて審査会の委員が疑義を抱くことがある場合には、政府として真摯にその疑義の解明に努めること。また、審査会の合意があった場合は必要な資料を提出すること。	・　引き続き審査会の求めに応じ、真摯に説明に努めてまいりたい。

＊は、当該報告書公表以前に対応したと認められるものである。
（出所）参議院情報監視審査会（平成30年４月11日）における内閣官房（内閣情報調査室）の説明（平成29年年次報告書掲載）を基に作成

平成28年年次報告書における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
本審査会における議論を踏まえ、次の点について、政府は適切に対応することが必要と考える。 ○　特定秘密保護法に基づく他の行政機関等への特定秘密、特にサードパーティールールの適用がある特定秘密の提供に関し、実情を把握した上で、必要に応じて提供に関する統一的な手続について検討すること。	・　他の行政機関等への特定秘密の提供状況については、平成28年末時点、他の行政機関から提供を受けた特定秘密文書を全行政機関合計で約11万件保有し、そのうち約96％は情報収集衛星関連であった。 ・　外国から提供のあった特定秘密については、平成28年中に政府全体で約3,400件の特定秘密文書が他の行政機関等へ提供されている。 ・　外国の機関から提供された情報が行政機関間で共有される場合は、以下の（１）～（３）のとおりである。 （１）外国の情報提供元が直接自ら複数の行政機関に提供する場合 （２）ある行政機関が外国から共有の条件が示された情報を受け取り、他の行政機関にその共有の条件に応じて共有する場合 （３）外国から情報提供を受けた行政機関が外国の情報提供元の承諾を得て他の行政機関に共有する場合 ・　サードパーティールールの適用がある特定秘密の提供については、従来からサードパーティールールという慣習の目的にかなう形で、行政機関間において安全保障上必要な共有が図られている。改めて統一的な手続を策定しなくとも、外国から提供を受けた情報については、情報提供元の信頼関係を損なわないような形態で安全保障上必要な情報共有が行われている。 ・　サードパーティールールは国際的な慣習であり、我が国が単独で画一的な手続を明文化することは困難である。

（出所）参議院情報監視審査会（平成30年４月11日）における内閣官房（内閣情報調査室）の説明（平成29年年次報告書掲載）を基に作成

平成29年年次報告書における主な要改善・指摘事項

主な要改善事項	政府の対応状況
以下の３点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。	
○　他の行政機関から提供を受けた特定秘密の指定に関しては、情報提供元の行政機関における同内容の特定秘密の指定の内容との整合性について、関係行政機関間で十分な確認を行うこと。	・　令和元年２月の審査会において、情報収集衛星関連の特定秘密について、提供元の内閣官房及び提供先の警察庁がそれぞれ保有する特定秘密を提示し、審査会での議論を踏まえ、各省庁が対応を検討中である。
○　特定秘密文書の他の行政機関等への提供については、それが適正に行われているかを判断し、また、重複分を除いた特定秘密文書の実質的な件数を把握する上で重要であることから、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な説明に努めること。	・　平成29年末時点の特定秘密文書保有件数約38万件のうち、他の行政機関から提供を受けた特定秘密文書は約14万7,000件（約４割弱）である。
○　行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には、当該職員の業務における特定秘密を取り扱う必要性について厳格に判断し、特定秘密指定書に明確に記載することを通じて、特定秘密の取扱いが真に必要な職員により行われるよう徹底すること。	・　外務省が５件の特定秘密指定書にある当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を一部修正し、その旨を審査会に報告した。

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点については、政府において適切に対応することが必要と考える。	
○　一部の特定秘密の指定において、「編集又は加工をしたことにより特定秘密として取り扱わなくとも情報源との信頼関係を損なうおそれがないと認められるも	・　各行政機関が対応を検討中である。

のを除く。」旨の限定が付されている。この編集又は加工の具体的な方法については、特定秘密とそれ以外の情報の境界を明確にし、もって特定秘密の指定の適否を判断する上で重要な要素であることから、本審査会においてより明確な説明を行うよう努めること。	
○　特定秘密指定書、特定秘密指定解除書及び特定秘密指定延長書は、特定秘密保護制度の運用を監視するに当たって、本審査会の調査及び審査において基礎となるものであることから、その内容を明確かつ具体的に記載するとともに、特定秘密指定書等の記載を変更した際には、当該特定秘密指定書等を速やかに本審査会に提供し、必要に応じて報告すること。	・　各行政機関から既に指定書等の提出や説明が行われた。
○　特定秘密の指定及び保有を行っていない行政機関が職員の適性評価を行う際には、適性評価が被評価者のプライバシーに及ぼす影響等に鑑み、その職員が特定秘密を取り扱う必要性を十分に検討した上で、真に必要がある場合のみに適性評価を行うよう徹底すること。	・　運用基準でプライバシーの保護や実施対象の範囲を必要なものに限ると定められており、内閣情報調査室から各行政機関に対し、本指摘事項を周知した上で適正な実施を促している。
○　毎年度作成し、又は継続的に収集する情報等期間を区切って指定する特定秘密など、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密の間で特定秘密指定書等の記載をそろえること。	・　各行政機関から既に指定書等の提出や説明が行われた。
○　サードパーティールールが適用される特定秘密について、政府は、「保護措置の講じられた国会からその提供の求めがあった場合、情報提供元との信頼関係を維持しつつ、情報提供元の承諾を得られた場合には提供する」旨答弁しているところ、関係行政機関がこの考え方に基づいて適切に取り組むよう引き続き努めること。また、情報提供元に照会ができない場合又は情報提供元の承諾が得られなかった場合には、その旨及びその経緯を説明するなど十分な対応を行うこと。	・　既に複数の行政機関がサードパーティールールの適用がある特定秘密を審査会に提示するなど対応を行っている。
○　内閣府独立公文書管理監が行う特定行政文書ファイル等の管理に対する検証・監察については、その実効性を更に高めるため、関係行政機関が特定秘密の指定及びその有効期間の延長を行う場合の当該行政機関が設定した有効期間の妥当性を判断する根拠について、本審査会での十分な説明に努めること。 　さらに、保存期間満了時に廃棄が予定されている特定行政文書ファイル等については、それに含まれる個別の特定秘密文書等が歴史公文書等に該当するかという点のみならず、例えば、廃棄予定の特定行政文書ファイル等が他の行政機関から提供された特定秘密文書等の副本を含む場合には、他の行政機関が保有する正本の存否及び保存期間も確認するなどして、特定秘密文書等の廃棄の適否の判断が適正に行われているか検証・監察を徹底すること。	・　運用基準において、特定秘密にしようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を設定することが定められており、こうした検証項目について、今後も求めに応じて丁寧に説明していきたい。 ・　特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置の検証・監察において、対象ファイルに係る特定秘密文書が他の行政機関から提供されたものである場合は、提供元の行政機関におけるいわゆる原本の存在もヒアリング等で確認しており、引き続き厳正に検証・監察していきたい。

（出所）参議院情報監視審査会（令和元年11月６日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和２年11月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和元年12月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○　行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会が行政機関に当該適否を判断するための説明を求めた場合には、説明を求める理由を十分に理解し、的確に説明するなど真摯に対応すること。	・　令和２年２月及び６月の審査会で、関係省庁が指定の適否に関する説明を行った。今後も引き続き、審査会から指定の適否を判断するための説明を求められた際には、趣旨を理解し、適切な説明をするよう関係行政機関に周知していく。
○　本審査会が、行政機関の長に対して特定秘密の提供を求めた場合には、真摯かつ適切に対応するとともに、例外的に、提供の求めに応じられないと判断する場合には、その判断の理由について本審査会の理解が得られるよう、十分かつ明確に説明すること。	・　令和元年11月及び令和２年９月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から特定秘密の提供に関する原則などについて周知するとともに、審査会からの特定秘密の提示要求について適切に対応するよう求めた。また、令和２年６月の審査会で、警察庁が審査会から提示要求があった特定秘密を提示するとともに、国家安全保障局、内閣情報調査室、防衛省、外務省は特定秘密に関する説明を行った。なお、令和２年６月に見直しを行った運用基準Ⅴ６（５）では、審査会に対する適切な対応について明記し、関係行政機関に対し真摯かつ適切な対応を促している。
○　特定秘密の指定の法的要件の一つである情報の「非公知性」に関しては、各行	・　令和２年９月の関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から同指摘

政機関において厳格に判断することが重要であるところ、情報の性格上、公知・非公知を即座に判別し難い場合もあることから、個々の特定秘密の非公知性について本審査会から説明を求められた場合には、その公知・非公知を判断した根拠を十分かつ明確に説明すること。	を示し、真摯に対応するよう周知した。審査会でのこれまでの議論を踏まえて関係省庁が検討中と承知している。
○　特定秘密の保護のためには、特定秘密を取り扱う各行政機関が、特定秘密文書中の特定秘密に該当する箇所を的確に認識し、当該箇所に特定秘密である旨明確な表示を付すことが重要であり、こうした取組を確実に行うこと。	・　独立公文書管理監による是正の求めでも同様の指摘がなされており、関係行政機関が適切に対応していると承知している。
○　各行政機関が特定秘密の指定の有効期間を設定又は延長する際には、適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする運用基準に従うとともに、本審査会や独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。以下同じ。）が有効期間の説明を求めた場合には、十分な根拠をもって説明できるようにすること。 　また、独立公文書管理監は、各行政機関における指定の有効期間の適切性についても引き続き厳格な検証・監察を行い、その結果を報告すること。	・　運用基準Ⅱ４（１）の特定秘密の指定の有効期間を設定、延長する際に適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする規定に従い、関係行政機関が適切に対応していると承知している。また、令和２年２月の審査会において、外務省及び防衛省が指定の有効期間の延長の適切性について説明した。 ・　検証・監察では、行政機関から、その有効期間が適切と判断した理由について説明を聴取し、当該情報に係る諸情勢のほか、当該行政機関の指定に係る業務の考え方等を踏まえ、厳正に判断している。審査会に対しては、今後も求めに応じて丁寧に説明していく。
○　保存期間１年未満の特定秘密文書の検証・監察の実施や、多くの特定秘密が指定の有効期限を迎えること等に伴い、独立公文書管理監の検証・監察業務に影響が生ずることを踏まえ、検証・監察に係る新たな手法の導入や、独立公文書管理監の分析能力向上を図るための取組などを積極的に行い、検証・監察の実効性を高めるとともに、必要に応じて人的資源の拡充を図るなど、検証・監察の体制を整備すること。 　また、各行政機関による特定秘密の指定等の状況に関して、検証・監察の過程で独立公文書管理監が得た問題意識については、積極的に本審査会と共有すること。	・　特定行政文書ファイル等にすべきものの存否の検証・監察は、令和元年度は、より多くの行政機関を対象に実施しており、引き続きその手法の確立に向けて真摯に取り組んでいきたい。検証・監察の手法については今後も更なる改善に取り組む必要があると考えており、従来は特定行政文書等の保存の検証・監察に係る実地調査の際、対象部署に特定秘密の記録とその表示に係る検証・監察を併せて行っていたが、令和元年度は、ほかの部署も対象にできるようにするなど効率性の向上に努めた。これまでのノウハウの蓄積により、限られた時間、体制の中でも文書の適否を的確に判断できるようになってきたと考えている。また、審査会に対しては、今後も一つの検証・監察事

	項に区切りが付いた段階や社会的関心を呼ぶ措置を講じた段階で、当室の活動状況等について随時説明するなど、誠実に対応していきたい。
○　本審査会が平成30年12月に参議院議長へ提出した年次報告書においても、特定秘密文書の他の行政機関等への提供状況を的確に把握して記録することや、特定秘密指定書等について、明確かつ具体的に記載するとともに、その内容を変更した際には、その旨を速やかに本審査会に通知することなど、行政機関の特定秘密の指定等に関する指摘を行っているところ、政府全体で当該指摘に対する取組を進め、その結果を逐次本審査会に報告すること。	・　令和元年12月に多くの行政機関が指定書等の変更を迎えるに当たり、内閣情報調査室から審査会の平成29年年次報告書の指摘を示し、従前どおり特定秘密文書の提供状況の把握、記録及び指定書等の適切な記載及び審査会への逐次の通知、報告をするよう周知した。また、令和２年９月の関係行政機関の会議でも、内閣情報調査室から、年次報告書（令和元年12月）における同指摘について引き続き真摯かつ適切に対応するよう周知した。
○　特定秘密保護法の施行後５年が経過し、いわゆる政府の統一運用基準の見直しの時期を迎えているところ、本審査会の指摘に対する政府の取組については、可能な限り、当該運用基準の見直し等を通じて明確なルール化を図り、各行政機関の統一的な対応が実現するよう努めるとともに、見直し後の運用基準の内容について、本審査会に報告すること。	・　平和安全法制の施行などがあり、特定秘密に指定することとなり得るものをより明確にしておく必要が生じたため、法の別表に掲げる事項の細目を変更した。 ・　特定秘密を含む情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密を指定する際の要件及び留意事項を明記した。 ・　参議院情報監視審査会等からの意見を踏まえ、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努める旨を盛り込んだ。 ・　特定秘密の有効期間が満了する際に、その一部について有効期間を延長する場合の手続を明記した。 ・　指定の理由の点検を年１回以上定期的に実施するとともに、必要に応じて臨時に実施する旨を盛り込み、点検の際に留意すべき事項等を明記した。 ・　あらかじめ指定した特定秘密の情報が出現する可能性がないと確定した場合、速やかに解除する旨明記した。 ・　これまで運用上実施してきている「指定の一部解除」に関する事項を明記した。

	・　国民の生命及び身体保護の観点からの公表の必要性、その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合の解除及び特定秘密に指定されている情報を編集又は加工した上での公益上の必要性による公表に関する事項を盛り込んだ。 ・　適性評価の実施に当たって作成又は取得した文書等の保存期間を５年に変更した。 ・　関係行政機関の間で過去に実施した適性評価で得た情報を活用できることを明記した。 ・　内閣府独立公文書管理監の検証・監察項目に、保存期間１年未満の特定秘密文書の中に保存期間を１年以上と設定すべきものがないかも含まれることを明記した。 ・　保存期間１年未満の特定秘密文書の管理は、各行政機関の長が定める行政文書管理規則による旨を明記した。 ・　特定秘密文書の管理等に従事する職員に対する研修の実施に関する事項を盛り込んだ。 ・　情報監視審査会への適切な対応に関する事項を盛り込んだ。 ・　運用基準について、５年を目途に、又は必要に応じて見直す旨を明記した。 ・　「適性評価の実施についての同意書」及び「質問票（適性評価）」では、適性評価の実施に当たって取得した情報が、他の行政機関における適性評価の実施に必要な範囲内で提供されることがある旨を明記した。「質問票（適性評価）」では、記載する本名は戸籍上の氏名であることを明確にし、「調査票（適性評価）」では、チェックマークを付ける場所を様式上明確にした。

（出所）参議院情報監視審査会（令和２年12月２日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和３年12月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和２年11月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○　本審査会が特定秘密保護制度の運用を監視するため、行政機関に説明を求めた場合には、その趣旨を十分理解し、本審査会が厳格な保護措置を講じていることに鑑み、必要に応じて公にされていない情報を交えた説明を行うなど、真摯かつ適切に対応すること。	・　令和３年４月及び11月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、審査会の審議では、公にされていない情報を交え説明するなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めた。各行政機関においても適切な対応がなされるものと考える。
○　行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会から特定秘密の提示を求められた場合は、提示するのが原則であることを強く認識するよう改めて周知徹底すること。また、極めて例外的に本審査会への提示は困難と判断する場合は、当該特定秘密情報の提示によって、安全保障上具体的にどのような支障が生じるのかを含め、その理由を本審査会の理解が得られるよう十分かつ明確に説明すること。	・　令和３年４月及び11月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から周知を行った。 ・　令和３年６月の審査会において、警察庁は審査会から提示要求のあった特定秘密を提示しているが、引き続き、関係行政機関に対し真摯かつ適切な対応を促していきたい。
○　独立公文書管理監から同様の事案に関する是正の求めが続いていることを踏まえ、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密を記録する行政文書の管理に関する不適切な事案が発生した場合には、当該行政機関において速やかに原因分析を行い、研修などを通じて再発防止に努めるとともに、こうした情報を内閣情報調査室に提供すること。内閣情報調査室は、適宜適切な通知の発出などを通じて再発防止に向けた取組を進めること。	・　内閣情報調査室では、独立公文書管理監による是正の求めを始め、行政文書の取扱いに関する不適切な事案が発覚した場合には、当該行政機関において適切な対応がなされていると承知している。 ・　令和３年５月に経済産業省において、職員のキャビネットから特定秘密文書等管理簿に登録していない特定秘密文書が発見されるという事案が発生した。当該行政機関による調査の結果、本件による情報漏えい等は認められず、省内規程の改正や研修の強化など、再発防止策を講じていると聞いている。引き続き再発防止に向けた取組を進めていく。また、本件は、令和４年公表予定の政府の国会報告にも記載する予定である。
○　制度を所管する内閣情報調査室において、本審査会の指摘を受けて行われた各行政機関の改善状況の確認や各行政機関の改善事例の把握を行い、これらを通じて得られた特定秘密保護制度の運用改善	・　令和３年４月及び11月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から周知するとともに、改善事例の把握を期して、関係行政機関との連携を図っている。

に資する情報については、各行政機関と情報を共有すること。	

（出所）参議院情報監視審査会（令和３年12月21日）における内閣官房（内閣情報調査室）の説明（年次報告書（令和４年６月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和３年12月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○　特定秘密保護制度に関する国民の信頼を高めるためには、本審査会の活動等を通じて監視機能が働いていると国民に理解されることが重要であることを踏まえ、本審査会が機微な情報について行政機関に説明を求めた場合でも、厳格な保護措置を講じている本審査会との信頼関係の中で、必要に応じて不開示情報を含めた説明を行うなど、より一層真摯かつ適切に対応すること。	・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。 ・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、不開示情報を交えた説明を行うなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関において適切な対応がなされるものと考えている。
○　国会から特定秘密の提示を求められても提示されない例外的な事例として、サードパーティールールや人的情報源が特定される情報などが挙げられているところ、過去には提供元から要請があった部分をマスキングするなどの対応をすることで本審査会に提示した例があることに鑑み、例外的な事例というだけで提示困難と判断せず、提示可能な方法がないか追求し、提示に向けて積極的に対応すること。	・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、国会法等の規定に基づき適切に対応するよう求めた。 ・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、改めて注意喚起を行った。 ・　同年２月の内閣衛星情報センターへの委員派遣の際には、審査会からの求めに応じ特定秘密が提示されたと承知している。
○　多くの特定秘密文書を所定の手続を経ずに廃棄していた事案が複数発生するなど、特定秘密文書を扱う職員の意識や理解の不足を一因とする文書管理上の問題が見られることを踏まえ、不適切な取扱事案が発生した場合には、当該行政機関において徹底的に検証し、それを踏まえた研修等を通じて職員の意識や理解の向上を図るとともに、必要に応じて管理手続を見直すなど、再発防止に向けた取組を進めること。	・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について徹底するよう求めた。 ・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、特定秘密文書の管理の強化や特定秘密を取り扱う職員に対する教育の徹底等により、不適切事案の防止の徹底を図り、特定秘密の適正な取扱いに万全を期すことを求めた。また、不適切事案の発生した行政機関における再発防止策を紹介し、保護措置の参考とするよう周知を行った。 ・　今後も、各行政機関における特定秘密の適切かつ厳格な保護を求め、不適切な管理が明らかになった場合には、当該事案に係る発生原因や再発防止策を共有したい。
○　特定秘密の指定が適切であっても、対象情報の拡大解釈等により過剰に特定秘密文書とされていないかといった懸念があることを踏まえ、特定秘密の新規指定や有効期間の延長があった場合、内閣府独立公文書管理監は検証・監察において、実際に当該特定秘密文書の提示を受け、特定秘密とされる情報が妥当な範囲に収まっているか確認すること。	・　令和３年度は、指定の検証・監察に関連して４件の文書を確認した。 ・　実際に文書を確認することによって特定秘密の指定の適否の判断がより的確になる場合は、実地調査による積極的な文書の確認を行うこととしており、令和４年度の検証・監察においても令和３年度を上回る件数の文書を確認する見込みである。

（出所）参議院情報監視審査会（令和４年11月２日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和５年６月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和４年６月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○　不適切な管理事案が明らかになったことを踏まえ、更なる事案の発生を予防するため、不適切事案が発生した場合は、発生原因と講じた再発防止策についての情報を当該行政機関にとどめることなく、内閣情報調査室が取りまとめて各行政機関と共有すること。また、秘密情報の管理方法に関する他国の優良事例を研究し、実効性の高い取組があれば積極的に各行政機関へ情報提供し、取組を促すこと。	・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、特定秘密文書の管理の強化、職員に対する教育の徹底等、特定秘密の適切かつ厳格な保護について徹底するよう求めた。 ・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、特定秘密文書の管理の強化や特定秘密を取り扱う職員に対する教育の徹底等により、不適切事案の防止の徹底を図り、特定秘密の適正な取扱いに万全を期すことを求めた。また、不適切事案の発生した行政機関における再発防止策を紹介し、保護措置の参考とするよう周知を行った。 ・　今後も、各行政機関における特定秘密の適切かつ厳格な保護を求め、不適

	切な管理が明らかになった場合には、当該事案に係る発生原因や再発防止策を共有したい。 ・　機密情報の管理方法に関する他国の優良事例については調査中であり、参考となる取組があれば共有したい。
○　運用基準において、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、有効期間を５年とした上で、指定の解除条件を明らかにするよう努めることが求められている中、大半の特定秘密の有効期間が５年に設定され、延長される一方、解除条件が設定されているものが３割にとどまっている状況を踏まえ、解除条件を設定すべき特定秘密に該当するかどうかを厳格に判断するとともに、設定件数の増加を促す取組を進めること。	・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。 ・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報調査室から、指定の有効期間や解除条件の設定等について、法令や運用基準の趣旨を更に徹底するよう求めた。 ・　引き続き、関係行政機関に対し、解除条件を設定できるものがないか精査し、設定できるものについては解除条件の設定を求めたい。
○　本審査会は厳格な保護措置を講じており、特定秘密保護制度の運用状況を監視する本審査会の役割と責務を果たすためには、政府のより一層の情報開示が重要であることを踏まえ、本審査会が行政機関に説明を求めた場合には、不開示情報を含めた具体的な説明を適確に行うなど、真摯かつ適切に対応すること。	・　令和４年５月に開催された内閣保全監視委員会において、小林国務大臣から、適切かつ真摯な説明を行うよう求めた。 ・　同年４月に実施した関係行政機関の会議において、内閣情報室から、不開示情報を交えた説明を行うなど、引き続き丁寧な対応を行うよう求めており、各行政機関において適切な対応がなされるものと考えている。
○　内閣府独立公文書管理監の指定の有効期間の検証・監察においては、１年以上掛かっているものが数多く見られるところ、延長の判断が適正でないものが含まれている場合、長期間にわたり是正されないままになるため、おおむね１年以内に検証・監察が終わるよう、検証・監察の実効性を高め、必要な体制を整備すること。	・　令和元年中に延長された189件と令和２年中に延長された36件は、令和２年度中に検証・監察を終えることができず、令和３年度内に行った。 ・　令和３年中に延長された42件は、速やかに検証・監察に着手し、令和３年度内に全ての検証・監察を厳正かつ実効的に行うことができた。 ・　今後は、これまでに確立した検証・監察の手法について、実効性を確保しつつ、より効率的なものとすべく、計画的に業務を推進し、令和４年中に延

	長された全ての指定について令和４年度中に検証・監察を完了することを目標に業務に取り組んでいる。

（出所）参議院情報監視審査会（令和４年11月２日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和５年６月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和５年６月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
○　防衛省において特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が発覚した。二度とこのような事案が生じないよう、防衛省が講じた再発防止策を踏まえ、内閣情報調査室が中心となって特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。	・　令和５年５月に開催された内閣保全監視委員会において、高市国務大臣から、防衛省における再発防止措置を参考として特定秘密の適正かつ厳格な保護を徹底するよう求めた。また、同年４月に実施した関係行政機関の会議においても、内閣情報調査室から同様の求めを行った。 ・　内閣情報調査室から特定秘密保護法上の28行政機関に対し、漏えい事案等の不適切事案に焦点を当てた教育資料を作成・提供し、保全教育等に本資料を活用することを求めた。 ・　防衛省における事案の再発防止措置を参考に、各行政機関において保護措置の改善がなされているかの確認を行うなど、情報漏えいの防止及び特定秘密の適正かつ厳格な保護について政府全体としてより一層取り組んでいく。
○　海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。現行の通報制度は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合を対象としているところ、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。	・　今後、運用基準の見直しも視野に入れ、特定秘密の情報漏えいについても運用基準に基づく通報窓口において受け付けるよう制度の見直しを検討していきたい。
○　内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定件数及び特定秘密文書の保有件数の増加、不適切管理事案の続発等の状況に鑑み、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続	・　これまでに蓄積した知見を活用し、実地調査や説明聴取における手法の改善を進めるなど、厳正な検証・監察に留意した上で、必要に応じ業務の効率化を進めている。今後とも、検証・監

き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。	察の実効性を確保しつつ、更なる改善に取り組んでいく。
○　内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、職員の規範意識や管理体制といった背景も踏まえ、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の検証・監察を行うこと。	・　行政機関に対し、改めて、特定秘密保護法等の不遵守事案が認められた場合における速やかな一報を求めるとともに、事案が発生した経緯や背景も踏まえた上で、速やかな説明聴取、実地調査を行うよう努めている。引き続き、不適切な事案が発生した際の確実な把握と迅速な対応に努めていく。

（出所）参議院情報監視審査会（令和５年11月15日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（年次報告書（令和６年６月）掲載）を基に作成

年次報告書（令和６年６月）における主な指摘事項

主な指摘事項	政府の対応状況
以下の各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。	
１．特定秘密保護法の施行から10年の節目を迎えるに当たり、これまでの運用において改善すべき点がないか徹底的に検証し、恣意的な指定の防止や国民の知る権利の尊重等に十分留意しつつ、政府全体として特定秘密保護制度の適正な運用を徹底するために必要な措置を講じること。	・　指摘の趣旨も踏まえ、令和７年中に運用基準の見直しを行う予定である。
２．防衛省において特定秘密の漏えいを始めとする不適切事案が続発していることは極めて遺憾である。政府においては、我が国の情報保全体制に対する国民及び同盟国・友好国からの信頼を確かなものとするため、法令遵守を徹底するとともに、同種事案の再発を防止するための実効的な措置を早急に講じること。	・　各行政機関において、業務手順の再点検や保全教育の充実などを実施している。また、迅速な調査や国会への早期報告も指示している。
３．防衛省における特定秘密漏えい事案について、審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階や調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。	
４．重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の成立を踏まえた特定秘密保護法の運用基準における事項の細目の見直しに当たっては、特定秘密に指定できる範囲を４分野（防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止）に限定している趣旨に鑑み、具体的かつ明確に定めること。また、審査会から経済安全保障に係る特定秘密の指定等の状況について説明を求められた際は、真摯かつ適切に対応すること。	
５．内閣府独立公文書管理監が行う検証・監察については、５年ごとに多くの特定秘密の指定の有効期間の延長が見込まれることや、重要経済安保情報についての検証・監察の実施が予定されること等から、これを厳正かつ実効的に遂行するため、情報保全監察室の体制強化を図ること。	・　令和７年度以降新たに重要経済安保情報に係る検証・監察を実施予定であることから、当室の体制強化を図るべく必要な増員を要求している。また、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて、特定秘密について効率的な検証・監察を実施するとともに、重要経済安保情報についても効果的な検証・監察を図ることができるよう取り組んでいく。

（出所）参議院情報監視審査会（令和６年12月23日）における内閣官房（内閣情報調査室）及び内閣府独立公文書管理監の説明（本報告書17～19頁掲載）を基に作成

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（資料５）勧告及び行政機関が講じた措置一覧

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告
令和５年２月２日
参議院情報監視審査会

今般、海上自衛隊において特定秘密等の漏えいが生じたことが明らかになった。本事案は、平成 26 年の特定秘密保護法施行以来、初の特定秘密漏えい事案である。

我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、防衛省・自衛隊に対する国民及び同盟国・友好国の信頼を著しく損なう事案が生じたことは極めて遺憾である。また、本事案が自衛隊内の特殊かつ厳格な上下関係に起因して発生していることから、今後も同種の事象が生じることが危惧される。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第 102 条の 16 及び参議院情報監視審査会規程第 21 条の規定に基づき、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

１．現職の自衛隊員による退職自衛隊員に対するいわゆる「情勢ブリーフィング」がどの程度行われているのか、また、本事案の他に特定秘密及びその他秘密情報の漏えいが生じた事例がないか、速やかに調査を行うこと。

２．機微な情報を取り扱う立場にある者が、退職自衛隊員に「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範を設けること。

３．退職した自衛隊員及び今後退職する自衛隊員に対し、立場を利用して機微な情報提供を求めることがないよう防衛省として周知及び教育を徹底すること。

４．本事案は、自衛隊内の職務上の上司と部下の関係及び遵法精神の欠如に起因して発生していることから、情報保全教育の内容を見直した上で、幹部職員をはじめとする全自衛隊員に対する教育を徹底すること。

５．退職自衛隊員を含む外部の者及び防衛省・自衛隊内部における円滑な情報交換を過度に制限し、我が国の安全保障政策や自衛隊に対する国民の理解の妨げにならないよう十分に配慮すること。

６．我が国に対して秘密情報を提供している各国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の対策について丁寧に説明すること。

７．以上のほか、防衛省は、本事案の重大さについて深刻に受け止め、改めて情報管理の重要性を認識するとともに、実効性ある再発防止策を講じ万全を期すること。

以上

令和５年４月11日、防衛大臣より提出

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和４年１２月２６日に公表した海上自衛隊の特定秘密等漏えい事案について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛省では副大臣を長とする再発防止検討委員会を設置し、同種事案を調査するとともに再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

１について

全防衛省職員約２５万名を対象として調査した結果、１，４６６名が元職員からブリーフィングの依頼を受けていた。その上で、同調査の結果、本事案の他に、特定秘密、特別防衛秘密及び秘に該当する情報が漏えいした事実は確認されなかった。

２について

日常的に機微な情報を取り扱う部署に所属する職員は、元職員に対し、ブリーフィングを実施してはならないこととした。

３について

元職員に対しては、秘密情報の提供を職員に求めてはならないこと等について確実に認識されるよう、各種の手段を効果的に用いて周知することとした。また、今後退職する職員に対して、退職前に、退職後の情報保全上の留意事項に関する教育を実施するとともに、職員に対し秘密情報の提供を求めてはならないこと等を再認識させるため、誓約書を徴取することとした。

４について

情報保全に係る意識の更なる徹底のため、職員が管理者等に補職又は指定された場合、本事案から得られた教訓に基づく保全教育を速やかに実施することとした。また、管理者等以外の職員に対する保全教育についても、本事案から得られた教訓を踏まえた教育を実施することとした。

５について

情報保全の徹底を図るとともに、我が国を取り巻く安全保障環境や防衛省の施策等に対する理解促進のため、対外公表資料を用いて、情報発信を積極的に実施することとした。

６について

同盟国を始めとする諸外国に対し、我が国の情報保全体制に対する懸念を払拭するため、事案の概要や今後の諸対策について、丁寧に説明を行うこととした。

７について

本事案が生起したことを防衛省として深刻に受け止め、同様の秘密漏えい事案を根絶するため、防衛大臣通達「特定秘密等漏えい事案根絶に向けた諸対策の徹底について（防防調（防）第１８１号。令和５年３月３１日）」を発し、再発防止の徹底を図ることとした。

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告

令和６年７月３０日
参議院情報監視審査会

今般、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において特定秘密の部内漏えいが多数生じたことが明らかになった。いずれも部外への漏えいは確認されていないものの、一昨年末に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案以降、我が国の情報保全体制に対する信頼を著しく損なう事案が立て続けに生じたことは極めて遺憾である。

今般の事案は、特定秘密を知るべき立場にない隊員に対して特定秘密を漏えいしたもの、適性評価未実施の隊員に特定秘密を取り扱わせたもの、適性評価未実施の隊員を特定秘密を知り得る状態に置いたものであり、法の趣旨を逸脱したゆゆしき問題である。これらの事案が生じた背景には、幹部自衛官の遵法精神の欠如、保全意識の欠落、特定秘密保護制度に関する知識の不足に加え、海上自衛隊の艦艇に特有の執務環境を十分に考慮せず、適性評価の実施を必要とする者の範囲を見誤るといった組織的・構造的要因が存在すると断言せざるを得ない。また上記の事案以外にも、防衛省による調査では漏えいには至らなかったとされるものの、特定秘密の保護に係る手続上の瑕疵が多数確認された。さらに、厳格な情報管理が求められる漏えい事案等の調査に関する保秘情報等が対外公表前に報道された。こうした状況を見ると、自衛隊内の綱紀の緩みを深刻に憂慮するとともに、防衛省が累次の不適切事案の度に講じてきた保全教育等の実効性に重大な疑念を抱かざるを得ない。

参議院情報監視審査会は、調査の結果、防衛省における情報保全体制等の改善が必要であると認め、国会法第102条の16及び参議院情報監視審査会規程第21条の規定に基づき、防衛大臣に対し、次の事項について措置すべきものと勧告するとともに、当該勧告の結果とられた措置について報告を求める。

参議院情報監視審査会としては、本勧告を受けて防衛大臣がとる措置の工程、具体的内容及び進捗状況について今後も継続的に監視を行う。その結果、本勧告の各事項が十全に措置されず、防衛省における情報保全体制等の改善が見られないと判断した場合、その理由、要因等について、審査会において防衛省としての説明責任を果たし得ると審査会が判断する者からの説明聴取及び質疑を行った上で、防衛大臣に対し、再び勧告を行う。

１．幹部自衛官を始めとする全自衛隊員に対する特定秘密の保全に係る定期的な教育及び習得の確認の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、防衛省・自衛隊における情報保全体制を抜本的に見直すとともに、法律及び規範を遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組むこと。

２．自衛隊の各部隊において、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間に乖離が生じていないか、徹底的に検証し、是正すること。その上で、今後生じ得るあらゆる事態を常に想定して課題を洗い出した上で、特定秘密保護制度を所管する政府部局とともに解決策を不断に検討し、実施するなど、能動的に取り組むこと。

３．海上自衛隊の艦艇において多数の部内漏えい事案が生起したことを踏まえ、適性評価の対象者選定に当たっては、個別の業務の特性や執務環境を十分考

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

慮し、適性評価の実施を必要とする者の範囲を常時適確に見極めること。

４．人事部署と保全部署の緊密な連携により、職員に対する適性評価実施の有無の確認を徹底した上で、特定秘密取扱職員を指名すること。その際、適性評価に要する期間及び特定秘密を漏えいするおそれがないと認められた職員が他の行政機関に出向した場合の扱いに留意し、適確な措置を講ずること。また、適性評価の実施状況を一元的に管理する体制について、実現可能な計画に基づき速やかに整備すること。

５．特定秘密の保護に係る業務について、特定秘密保護法や関連法規に基づき適正に行われているかどうかの確認を常時徹底すること。その上で、特定秘密の保護の状況に関する定期検査の在り方を抜本的に見直し、漏えい等の事案を早期に認知することができる体制を整備すること。

６．特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合に、二次漏えいを防止するための保全措置を迅速かつ適切に講じるよう、あらかじめ基本的な措置を定めた上で、省内全機関に対し徹底すること。

７．特定秘密の漏えいのおそれがある事案等の調査が１か月を超えるなど長期化した場合、証拠隠滅や関係者の記憶の忘却、人事異動等により全容の解明が困難となることから、内部部局、各幕僚監部等が中心となって調査体制を整備し、計画的かつ迅速に調査を実施すること。

８．今般確認された事案のほかに、特定秘密の漏えい等が生じた事例がないか、防衛省全体で徹底的に調査すること。

９．我が国の情報保全体制を万全なものとするため、防衛省が行った事案への対応を含め、特定秘密保護の運用全般について、防衛省外からの意見も踏まえ、高い実効性を伴う取組を行うこと。加えて、今般の事案から得られた教訓が政府全体で共有されるよう、防衛省としても必要な全ての取組を行うこと。また、これらの取組について、審査会に報告すること。

10．漏えい事案について審査会への報告までに長期間を要した事実を重く受け止め、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した段階で速やかに報告するとともに、調査の進捗状況に応じて適時適切に報告すること。併せて、特定秘密保護法の施行状況を国民に適切に伝えるという観点から、対外公表についても可能な限り早期に行うこと。

11．我が国の情報管理体制について、国民はもとより、同盟国・同志国からの信頼を堅持することが重要な国益であることに鑑み、同盟国である米国及び価値観を共有する同志国の懸念を払拭するため、事案の内容、性質及び再発防止策が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこと。

以上

令和７年４月14日、防衛大臣より提出

防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告

令和６年７月１２日に公表した特定秘密漏えい事案等について、参議院情報監視審査会から、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けたことに関して、防衛副大臣を長とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止検討委員会において、当該事案のほか、同日以降に確認した特定秘密の漏えい事案等も踏まえた再発防止策を取りまとめたので、その内容について、次のとおり報告する。

１について

防衛省としては、昨年１２月の再発防止策の策定に当たり、特定秘密保護法の施行から約１０年を経て制度運用における緊張感が薄れてきたのではないか、また、再発防止策が本質的な問題に切り込まない表層的なものとなっていたのではないかという問題意識の下、防衛省における組織的・構造的な問題の所在を掘り下げて特定するとともに、情報保全教育の在り方や対外的に公表していない保秘情報の取扱いを含め、秘密保全に関する考え方や体制を抜本的に改め、法律及び規範を確実に遵守する組織風土への改善に向けて全省的に取り組んでいくこととした。

特に、情報保全教育については、従来の保全教育の大半は制度や規則を解説することに主眼を置いた教科書のような単一の教育資料を使用し、相当程度画一的な教育がなされ、また、教育の到達度の検証も不十分であったこと、教育それ自体がどれ程効果的に行われているのかという点については今までに検証した実績がなく、実施と評価というサイクルが構築されていないこと、行政機関をまたぐ人事異動の適性評価について教育資料に明示的に掲載されておらず、実務に直結した情報保全教育が徹底できていなかったこと等を踏まえ、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育資料とするべく、初級編、情報保全関係職員編、省高官編といった重層的な構造に再編成するとともに、教育内容がどの程度定着しているのかを測定する知識確認試験の導入に向けて取り組んでいる。また、これらの取組について、実施と評価というサイクルの構築を図っていくこととしている。さらに、他の行政機関から異動してきた職員については適性評価を実施しなければならないとの知識が希薄であったことに鑑みて、特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）において、特定秘密管理者が、特定秘密の保護に関する業務を管理する機関等に所属する職員に、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた場合には、当該業務を行わせる前に、「必要な教育を行うよう努めるものとする」としていた規定を、「必要な教育を行うものとする」と改正し、本年４月１日から施行した。

以上の教育に関する取組について、各機関の情報保全教育責任者に指定された大臣官房公文書監理官、各幕僚監部情報関係部長等の審議官・将補級の職員が責任をもって実施することにより、幹部を含む防衛省・自衛隊全体の秘密保全に対する正しい理解の浸透と厳格な規範意識の醸成を徹底する体制を整備した。

さらに、防衛省としては、昨年１２月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年１月に同会議を新設した。同会議は、本年１月２２日の第１回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年２月１８日の第２回会議で「情報保全教育及び定期検査」について集中的に討議を行った後、本年３月２４日の第３回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和７年３月２４日）をとりまとめたところである。この中間提言では、情報保全教育について、「教育資料を再編成し、個々の職員の状況に応じたきめ細かい情報保全教育を実施するという防衛省の再発防止策の方向性は、ややもすれば硬直的、機械的になりがちな情報保全教育を大幅に改革していくものとして評価できる。現行の再発防止策を引き続き推進し、教育資料の作成・試行・検証・改良のサイクルを確立すべきである。」との評価を得た。一方で、今後の情報保全教育の手法の改善点として、

○　各自衛隊における教育・訓練の教材の一部に今回再編成した新たな教育資料を取り入れ、修了前の試験等で教育効果を検証することにより、隊員への教育機会の増加を図ることができるほか、教育の実施・評価・改良のサイクルを確立することにも資する。

○　年１回以上の教育を基準としつつ、部署によって教育回数を増やすといったカスタマイズをするのも有効である。

○　また、情報保全を昇任試験や各種選抜試験の出題範囲に指定するなど、隊員が自らのキャリアアップをかけて真剣に勉強する機会を設けるのも一案である。

○　現場の新入隊員や若い隊員に定着しやすい教育手法として、ネットワークを活用した対話型の教育手法も有効であると考えられる。

○　今回の情報保全事案の中には、そもそも公文書管理の手続に大きな問題があったものもあり、公文書管理と情報保全は重複する分野があるので、２つの教育を連接して実施することで理解を相乗的に高めることができる。

との提言があり、また、情報保全教育の内容の改善点として、

○　現場の新入隊員や若い隊員への教育については、本人が秘密情報を如何にして取り扱うのかが明確に理解できるようなものとすべきである。また、若い隊員を育てるという観点から、情報保全意識や制度の成り立ちについての理解を高めていくことのほか、秘密情報が秘密として保護されていることの意味を自ら考えさせたり、仮に非違行為を行った場合の処罰・処分を教えたりすることも重要である。

○　情報保全関係職員への教育については、座学のみならずＯＪＴも取り入れるなど、日々の実務に沿った内容とすることを検討すべきである。

○　情報保全事案発生時の臨時教育については、単に事案の概要等を教育するのではなく、各組織の保全部局が当該事案の教訓を自らの組織の実情に合わせて引き直して紹介するといった工夫を凝らすことが必要である。

との提言があった。防衛省としては、引き続き、これらを踏まえて情報保全教育の改善策を速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて情報保全教育について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

また、情報保全体制については、これまで、防衛政策局調査課情報保全企画室が教育や検査を含む全般的な情報保全制度の構築を担っているが、情報保全は防衛省におけるあらゆる業務の基本であり、全省的に取り組む必要が自明であるところ、一つの室に情報保全業務を集中させていた現在の体制に限界があったことは否定できず、これにより、内部部局・各幕僚監部等・部隊等の間でのコミュニケーションギャップにより情報保全上の問題点が長期間認識及び是正されなかった。このことを踏まえ、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を置き、これにより内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの体制を構築することとし、本年４月１日に同参事官を新設した。また、 部隊と中央組織との連携を強化するべく、各幕僚監部等における適性評価実施担当者の増員・新規指名を行うほか、あらゆる検証・監察や検査の機会を利用して現地部隊の情報保全教育状況の確認や実情の把握を行うなどの施策を通じ、中央組織と現場部隊等との連携を強化することとしている。

２について

防衛省・自衛隊は我が国の平和と独立を守ることを任務としており、武力攻撃事態に際しては、特定秘密を含むあらゆる情報を総合的に用いて武力の行使を伴う我が国の防衛のための行動をとることとなる。一方、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、有事を含めた緊急時にも部隊運用等が可

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

能となるような有効・現実的な適性評価の実施を含め、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証し、課題を洗い出すとともに、得られた結果を踏まえて運用改善及び内部規則上の制度改正を実施するほか、その後も部隊運用の実情と情報保全制度に乖離がないか不断に検討を行うこととした。また、このような情報保全措置の改善については、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室とも連携して不断に検証していくこととしている。

３について

「２について」で述べたとおり、防衛省においては、特定秘密保護法の施行に伴い、従来の防衛秘密制度から特定秘密制度へ移行するに当たり、自衛隊に特有の勤務環境といった防衛省・自衛隊の動的な特性に呼応した制度運用の在り方を十分に考慮することに至らず、部隊行動の実態と特定秘密の保護措置との間の乖離という組織的・構造的な問題を抱えたままであった。これを踏まえ、今後は、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施するとの考え方に基づき、評価対象者の範囲を広げ過ぎないよう留意しつつ、情報保全区画への立入りが想定される職員も含め、特定秘密を取り扱う可能性のある職員に対して確実に適性評価を実施することとした。その際、海上自衛隊について言えば、艦艇乗員の慢性的な人員不足といった構造的な問題があること及び有事を含めた緊急時にも艦艇の運用が可能となることの両面から検討を行ったところである。また、「２について」で述べたとおり、部隊行動の実態と特定秘密の情報保全措置との間に乖離が生じていないか、各種事態を想定した様々な演習を用いて検証することとしており、その際、有事を含めた緊急時においても部隊運用等が可能となるような有効・現実的な適性評価の実施の在り方も含めて検証することとした。

４について

防衛省においては、職員の異動に際し、人事部局と情報保全部局との緊密な連携により、職員に対する適性評価の実施状況の確認の徹底や漏れのない特定秘密取扱職員の指名を行うこととしている。また、防衛装備庁を含む他の行政機関から職員が異動した後の適性評価に際しては、内部規則上、防衛省本省と防衛装備庁との間で当該職員の過去の適性評価における情報を相互に活用することができる旨の規定があるが、同制度が十分に活用されていなかった実態が確認されたことを踏まえ、当該規定の適用の判断基準や手続要領等を明確化するよう特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６５号）及び特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令の運用について（防防調第１８１４４号。２６．１２．

２０）を改正し、本年４月１日から施行した。

さらに、防衛省においては、一部の情報保全業務ではシステム化が導入されているものの、多くの部隊がいまだアナログによる情報保全業務を実施していることを踏まえ、適性評価の申請及び実施状況を一括管理し、適性評価未実施の職員を特定秘密取扱職員に指名できないようにするシステムの導入を推進しており、本年３月に一部の運用を開始した。今後、情報保全区画への入退室記録、秘密文書へのアクセス履歴等を一元的に管理する機能を段階的に付加していくこととしており、令和１１年度にすべての機能の運用が開始できるよう、令和７年度にはシステムの持続的運用に向けた調査研究を行うこととしているほか、令和８年度には入退室記録及び秘密文書へのアクセス履歴の管理を行う機能を付加するための調査研究を実施したいと考えている。

５について

防衛省における情報保全の遵守状況の確認は、現状において、各組織がそれぞれ行う定期検査及び各組織の情報保全部局が行う情報保全検査に留まっているほか、全ての機関に対する日常的な監察は行われておらず、監察が不十分な状況にある。これを踏まえ、大臣官房公文書監理官に特定秘密の運用に係る監察業務を付加するとともに、防衛監察本部の年度防衛監察を一層活用して、情報保全事案の再発防止策の実施状況についてより効果的な監察を実施することとし、従来の定期検査に加えてこれらの監察を重層的に行うことにより、特定秘密保護法及びその関連規則の遵守状況や情報保全事案の再発防止策の実施状況を恒常的に確認することとした。

また、「１について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年１２月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年１月に同会議を新設した。

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和７年３月２７日）においては、定期検査について、「防衛省の各機関や部隊等では年２回以上の定期検査の実施が義務付けられているところ、定期検査の具体的な実施方法に関する防衛省の説明を通じ、本会議として、電磁的記録を含む１件ごとの特定秘密文書等と関係簿冊との突合により現場においては膨大な作業が発生していることを理解した。定期検査の目的は秘密が秘密として守られるようにすることであり、間違いを見つけて厳罰を与えるために実施するものではないという考えの下、現状の定期検査が有する意義及び実効性を維持しつつも、省力化・効率化を図っていくべきであり、その際、事案発生をそもそも予防できるような方策について具体的に検討を行うべきである。」との評価を受けた。また、この観点を踏まえ、今後の定期検査の手

法の改善点の提言として、

○　定期検査を通じた事案の早期発見は重要である一方、懲戒処分を恐れて事案の発見・報告をためらうことも想定されるため、事案の発生自体を予防できるよう、現場の担当者が疑問点を相談できるヘルプデスクのような仕組みを検討すべきである。

○　また、秘密管理に係る不具合を匿名で報告できる仕組みを作り、意図的でない軽微なミスをヒヤリ・ハットの段階で把握するとともに、防衛省全体で共有して啓発していくことも検討すべきである。

○　防衛省は令和５年末時点で２５万件を超える特定秘密文書を保有しているところ、特定秘密に指定すべき情報の精査のほか、特定秘密文書を作成し過ぎていないか厳密に検証し、特定秘密文書の作成件数を見直すことが必要である。これは、特定秘密文書等の紛失や誤廃棄などのリスクを局限し予防する上でも効果的である。

との提言があり、また、定期検査の内容の改善点として、

○　定期検査により我が国防衛に従事すべき自衛隊の隊務が圧迫されている状況は望ましくない一方、定期検査は特定秘密文書等の管理状況や保護措置の実施状況を定期的に把握するに当たって重要な措置である。そのため、年２回の実施を維持しつつ、可能な限り従来の検査項目を１回に集約し、残り１回はあらかじめ定めた当該年度の重点項目を中心に検査を行うといったメリハリ付けができないか検討すべきである。その際、残り１回については、可搬記憶媒体及び電子計算機の使用状況の総点検といった新たな検査項目に充てることも一案である。

○　定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体としてデータベース化し、重点的に検査すべき項目を共有することで、人員・時間といったリソースを効率的・効果的に活用するとともに、教育内容にも反映して事案を未然に防止することができる。

との提言があった。防衛省としては、これらを踏まえ、特定秘密の保護に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令の運用について（防防調第１７８８２号。２６．１２．８）の改正により実現できるものとして、年２回の定期検査の実施の効率化を図るとともに、定期検査を通じて確認された不具合の内容を防衛省全体として集約し、共有することとし、これらについて本年４月１日に施行した。防衛省としては、これらのほかの定期検査の改善策についても速やかに実行していくこととしており、かかる取組を通じて、引き続き、定期検査について実効性のある抜本的な改善を図ることとしている。

６について

防衛省においては、これまでの情報漏えい事案を振り返り、特定秘密の漏えいのおそれがある事案を認知した場合の更なる漏えいを防ぐための基本的措置として、例えば、漏えいに係る特定秘密情報又は特定秘密文書等の第三者への伝達を禁止することの徹底その他の所要の臨時保全教育の実施、当該紛失又は漏えいに係る特定秘密文書等の捜索及び回収、当該紛失又は漏えいに係る関係者の特定秘密取扱職員からの除外といった具体的行為を列挙する形で特定秘密の保護に関する訓令の運用についてを改正し、当該通達の上位規則である特定秘密の保護に関する訓令と併せて本年４月１日から施行した。本措置については、平素からの教育等のあらゆる機会を通じて周知徹底を図ることとしている。これに加え、実際に漏えい事案が発生した場合において、更なる漏えいを防止するために他の機関等でも早急に措置を講ずるべきときは、速やかに他の機関等に通知して措置を講じることとした。

７について

漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗管理を行う。また、「１について」で述べたとおり、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を本年４月１日に新設したところであり、漏えい事案等の調査に当たっては、同参事官の下、内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間が緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを行うこととしている。

８について

防衛省としては、昨年８月、大規模な定期異動の時期を迎えたことを機に、他の行政機関から異動してきた職員に対する適性評価の実施状況について全省的な点検を行い、その結果確認された事案も含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年１２月に公表した。

９について

「１について」で述べたとおり、防衛省としては、昨年１２月に公表した再発防止策において、情報保全業務体制において省外の有識者の意見を取り込む体制が欠如していたことを踏まえ、防衛副大臣を長とする特定秘密等漏えい事案に係る再発防止検討委員会の下に、外部有識者を委員とする特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議を新たに設置することとし、本年１月に同会議を新設した。同会議は、本年１月２２日の第１回会議で「情報保全事案の原因分析及び再発防止策」について討議を行い、本年２月１８日の第２回会議で「情報保全教育及び定期検査」につ

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

いて集中的に討議を行った後、本年３月２４日の第３回会議において、特に情報保全教育と定期検査の今後の在り方を中心に、特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に関する有識者会議の検討結果（中間提言）（令和７年３月２４日）をとりまとめたところである。防衛省としては、この中間提言も踏まえつつ、情報保全教育及び定期検査を含む制度改正を行い、本年４月１日から施行したところであるが、当該有識者会議は今後、議論の対象を特定秘密保護の運用全般に拡大して討議を継続していくこととしており、引き続き、同会議で示された意見や見解なども踏まえつつ、順次再発防止策を実行し、かかる取組を通じて、防衛省の特定秘密保護全般について実効性のある抜本的な改善を図っていくこととしている。

また、防衛省としては、特定秘密に係る各種事案の根本的原因や再発防止策等については他の行政機関とも積極的に情報共有を行い、政府全体としての情報保全体制の強化にも貢献していくこととしている。

１０について

「７について」で述べたとおり、漏えい事案の発生等を認知した場合には、引き続き、内部部局と各幕僚監部等との情報保全部局の間の緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションの下、計画的かつ迅速な調査を行うとともに、事務次官や各幕僚長等で構成される防衛省情報委員会の場で事案調査の進捗管理を行う。また、部隊運用の実情に即した情報保全の検証を始めとする情報保全に係る各種施策を省横断的・専門的に所掌する専従の大臣官房参事官を本年４月１日に新設したところであり、漏えい事案等の調査に当たっては、同参事官の下、内部部局及び各幕僚監部等の情報保全部局間が緊密かつ恒常的な調整・コミュニケーションを行うこととしている。防衛省としては、このような体制の下、衆議院及び参議院情報監視審査会への報告及び対外公表についても速やかに行っていく。

１１について

防衛省としては、昨年７月時点で調査中としていた２事案を含む情報保全事案の概要及びこれら事案を含む累次の情報保全事案を踏まえた再発防止策を昨年１２月に公表したところであり、これらの取組やその情報開示・説明を通じて同盟国たる米国を始めとする諸外国の懸念の払拭や信頼の回復に努める。

（資料６）委員派遣一覧

国会回次	年月日	派遣地	派遣の目的	派遣委員
第189回国会 （常会） 閉会後	平成27年 11月26日	東京都 （内閣衛星情報センター）	内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査	会長　金子　原二郎君（自民） 石井　　準一君（自民） 上月　　良祐君（自民） 末松　　信介君（自民） 藤本　　祐司君（民主） 荒木　　清寛君（公明） 儀間　　光男君（維新）
第208回国会 （常会）	令和４年 ２月８日	東京都 （内閣衛星情報センター）	内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査	会長　水落　　敏栄君（自民） 猪口　　邦子君（自民） こやり　隆史君（自民） 堀井　　巌君（自民） 古賀　　之士君（立憲） 牧山　ひろえ君（立憲） 浜田　　昌良君（公明） 浜口　　誠君（民主）
第211回国会 （常会）	令和５年 ２月21日	東京都 （内閣衛星情報センター）	内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査	会長　有村　　治子君（自民） 上野　　通子君（自民） こやり　隆史君（自民） 堀井　　巌君（自民） 牧山　ひろえ君（立憲） 石川　　博崇君（公明） 高木　かおり君（維新） 浜口　　誠君（民主）
第213回国会 （常会）	令和６年 ２月20日	東京都 （公安調査庁）	公安調査庁における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査	会長　有村　　治子君（自民） 石田　　昌宏君（自民） 羽生田　　俊君（自民） 宮崎　　雅夫君（自民） 牧山　ひろえ君（立憲） 石川　　博崇君（公明） 串田　　誠一君（維教） 浜口　　誠君（民主）
第217回国会 （常会）	令和７年 ２月27日	東京都 （防衛省）	防衛省における特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査	会長　有村　　治子君（自民） 石田　　昌宏君（自民） 羽生田　　俊君（自民） 宮崎　　雅夫君（自民） 古賀　　之士君（立憲） 田名部　匡代君（立憲） 秋野　　公造君（公明） 串田　　誠一君（維新）

注：いずれも派遣先にて特定秘密の提示を受けた。

（資料７）提示を受けた特定秘密一覧

提示を受けた特定秘密の指定の整理番号（識別番号）	提示要求した特定秘密の内容	行政機関	［提示要求議決日］提示日	年次報告書（対象期間）
02g-201412-012-2ニ-012 （官－15） 02g-201501-001-2ニ-001 （官－50） （特定秘密が記録されている文書等としては１件だが、同文書等に記録されている特定秘密の件数は２件であった。）	内閣衛星情報センターが収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報 （委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。）	内閣官房 （内閣衛星情報センター）	［平27.11.18］ 平27.11.26	平成27年 年次報告書 （*平27.3.30* *～平27.12.31*）
19-201412-014-4ロa-001 （警－14）	平成26年までに警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報（当該特定秘密のうち、外国の政府等から入手した情報で第三者への提供が制限されているものを除く。）	警察庁	［平27.11.26］ 平27.12.3	
11-201412-0012-2ハb-0002 （外－12）	平成26年に外国の政府から国際情報統括官組織に対し、特定秘密保護法の規定に相当する措置が講じられているものとして提供のあった情報	外務省	［平27.11.26］ 平27.12.3	
18-201412-227-1チa-037 （防－227）	航空自衛隊が保有する戦闘機の性能に関する情報のうち、Ｆ－２Ａ／Ｂ搭載火器管制レーダーのバーンスルーレンジ等に関する定量的データが記録された文書	防衛省	［平27.11.26］ 平27.12.3	
02g-201501-003-2ハb-001 （官－52）	平成27年中に内閣情報調査室が行った安全保障に関する外国の政府等との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられる情報が記載された文書等	内閣官房 （内閣情報調査室）	［平31.1.31］ 平31.2.14	年次報告書 （令和元年12月） （*平30.12.1* *～令元.8.31*）
02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、 02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-014-2ニ-014、 02g-201412-015-2ニ-015 （官－10～18）	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成23年から平成26年の各年中に経済産業省に提供した情報が記載された文書等	内閣官房 （内閣衛星情報センター）	［平31.1.31］ 平31.2.14	

02g-201412-002-2ニ-002、 02g-201412-003-2ニ-003、 02g-201412-004-2ニ-004、 02g-201412-005-2ニ-005、 02g-201412-006-2ニ-006、 02g-201412-007-2ニ-007、 02g-201412-008-2ニ-008、 02g-201412-009-2ニ-009、 02g-201412-010-2ニ-010、 02g-201412-011-2ニ-011、 02g-201412-012-2ニ-012、 02g-201412-013-2ニ-013、 02g-201412-014-2ニ-014、 02g-201412-015-2ニ-015 （官－５～18）	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁に提供した情報が記載された文書等			
19-201412-002-3ハ-001、 19-201412-003-3ハ-002、 19-201412-004-3ハ-003、 19-201412-005-3ハ-004、 19-201412-006-3ハ-005、 19-201412-007-3ハ-006、 19-201412-008-3ハ-007、 19-201412-009-3ハ-008、 19-201412-010-3ハ-009、 19-201412-011-3ハ-010、 19-201412-012-3ハ-011 （警－２～12）	情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報並びに画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報のうち、平成16年から平成26年の各年中に警察庁が内閣衛星情報センターから提供を受けた情報が記載された文書等	警察庁	［平31.1.31］ 平31.2.14	
10-201501-002-4ロb-001 （公－12）	平成27年中に公安調査庁が、テロリズムの防止に関し、外国の政府から同国において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられているものとして提供を受けた情報	公安調査庁	［令元.5.31］ 令元.6.19	
16-201501-001-2ハb-001 （海－16）	平成27年中に、海上保安庁が行った安全保障に関する外国の政府との情報協力業務の実施状況及び同業務を通じて提供された情報（情報の内容のほか、情報源を含む。）で相手方において特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるもの並びにそれを分析して得られた情報	海上保安庁	［令元.5.31］ 令元.6.19	
19-201601-003-4ロa-001 （警－27）	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた国際テロリズムの実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	警察庁	［令2.5.29］ 令2.6.5	年次報告書 （令和２年11月） （*令元.9.1* *～令2.8.31*）

19-201601-002-3㈡a-001 （警－26）	平成28年中に警察が収集・分析をしたことにより得られた特定有害活動の実行の意思・能力に関する情報及びそれを収集する能力に関する情報	警察庁	［令3.5.28］ 令3.6.4	年次報告書 （令和３年12月） 〔令2.9.1 ～令3.9.30〕
02g-201701-001-2㈡-001、 02g-201901-001-2㈡-001、 02g-202001-001-2㈡-001、 02g-202101-001-2㈡-001 （官－67、82、88、95） 02g-201412-016-2㈡-016、 02g-201802-007-2㈡-004、 02g-202001-006-2㈡-004 （官－19、80、93） 02g-202004-007-2㈱-001 （官－94）	画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報 情報収集衛星に係る暗号に関する情報 〔委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。〕	内閣官房 〔内閣衛星情報センター〕	［令4.2.3］ 令4.2.8	年次報告書 （令和４年６月） 〔令3.10.1 ～令4.4.30〕
02g-201412-001-2㈡-001、 02g-201412-002-2㈡-002、 02g-201412-003-2㈡-003、 02g-201412-004-2㈡-004、 02g-201412-005-2㈡-005、 02g-201412-006-2㈡-006、 02g-201412-007-2㈡-007、 02g-201412-008-2㈡-008、 02g-201412-009-2㈡-009、 02g-201412-010-2㈡-010、 02g-201412-011-2㈡-011、 02g-201412-012-2㈡-012、 02g-201501-001-2㈡-001、 02g-201503-006-2㈡-004、 02g-201601-001-2㈡-001、 02g-201801-001-2㈡-001、 02g-202001-001-2㈡-001、 02g-202101-001-2㈡-001、 02g-202201-001-2㈡-001 （官－4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、50、55、58、74、88、95、103） 02g-201412-013-2㈡-013、 02g-201412-015-2㈡-015、 02g-201412-016-2㈡-016、 02g-201703-006-2㈡-004、 02g-201802-007-2㈡-004、 02g-202001-006-2㈡-004 （官－16、18、19、72、80、93）	画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報	内閣官房 〔内閣衛星情報センター〕	［令5.2.7］ 令5.2.21	年次報告書 （令和５年６月） 〔令4.5.1 ～令5.4.30〕

02g-202004-007-2㈱-001、 02g-202110-007-2㈱-002 （官－94、101）	情報収集衛星に係る暗号に関する情報 〔委員派遣時に内閣衛星情報センターにおいて提示を受けた。〕			
10-201412-009-2㈡-005 （公－9） 10-2016＊-004-3㈡a-001、 10-2017＊-004-3㈡a-001 （公－16、20） ＊は不開示情報	平成26年中に内閣衛星情報センターが安全保障に関して収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報であって、同年12月26日までに公安調査庁が内閣衛星情報センターから提供を受けたもの 特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報 〔委員派遣時に公安調査庁において提示を受けた。〕	公安調査庁	［令6.2.8］ 令6.2.20	年次報告書 （令和６年６月） 〔令5.5.1 ～令6.5.31〕
18-201412-046-1ロa-006 18-201604-005-1ロa-002 18-201704-002-1ロa-001 18-201804-002-1ロa-001 18-201904-001-1ロa-001 18-202004-003-1ロa-001 18-202004-004-1ロa-002 18-202104-001-1ロa-001 18-202204-004-1ロa-001 18-202303-007-1ロa-001 18-202404-002-1ロa-001 （防－046、275、293、312、328、358、359、388、420、448、（識別番号未定）） 18-202404-008-1ロa-006 （防－（識別番号未定）） 18-202404-012-1ロa-007 （防－（識別番号未定））	情報本部が収集整理した商用衛星等の画像データ及び画像情報等 令和６年度に航空自衛隊が収集整理した通信信号及び電波情報等 船舶の航跡情報 〔委員派遣時に防衛省において提示を受けた。〕	防衛省	［令7.2.14］ 令7.2.27	年次報告書 （令和７年６月） 〔令6.6.1 ～令7.4.30〕

（資料８）特定秘密の指定件数（各対象期間中）

行政機関	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
国家安全保障会議	1　(1)	1　(1)	1　(1)	1　(1)	1　(1)
内閣官房	6　(5)	7　(5)	8　(6)	6　(5)	8　(5)
内閣府	0	0	0	1　(0)	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	5　(5)	4　(4)	4　(4)	4　(4)	6　(6)
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	2　(0)	2　(0)	0	0	1　(0)
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	1　(0)	0	0	0	0
公安調査庁	2　(2)	2　(2)	4　(4)	2　(2)	2　(2)
外務省	1　(1)	1　(1)	1　(1)	2　(1)	1　(1)
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	1　(1)	1　(1)	1　(1)	1　(1)	1　(1)
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	28（25）	32（24）	29（25）	25（23）	32（26）
防衛装備庁	0	1　(0)	1　(0)	2　(0)	1　(1)
合計	47（40）	51（38）	49（42）	44（37）	53（43）

（注）括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数。

（出所）政府の年次報告（令和６年６月）

（資料９）特定秘密の指定件数（各年末時点）

行政機関	令和元年末時点	令和２年末時点	令和３年末時点	令和４年末時点	令和５年末時点
国家安全保障会議	6	7	8	9	10
内閣官房	87	94	102	108	116
内閣府	0	0	0	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	43	41	45	49	55
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	9	11	11	11	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	24	26	30	32	34
外務省	39	40	41	43	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	20	21	22	23	24
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	318	349	375	399	429
防衛装備庁	17	18	19	21	22
合計	569	613	659	702	751

（出所）政府の年次報告（令和６年６月）

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（資料10）特定秘密の指定の解除の状況

行政機関名	解除					一部解除				
	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
内閣官房	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0
警察庁	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	2	1	2	9	0	0	0	0
合　計	0	3	2	1	4	21	0	0	0	0

（出所）各年版の政府の年次報告を基に作成

（資料11）特定秘密の指定の有効期間の満了の状況

行政機関名	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
警察庁	0	3	0	0	0
防衛省	29	1	1	0	0
合　計	29	4	1	0	0

（出所）各年版の政府の年次報告を基に作成

（資料12）特定秘密の指定の有効期間の延長の状況

行政機関名	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
国家安全保障会議	2	1	1	1	1
内閣官房	54	9	8	7	8
警察庁	22	4	4	3	2
総務省	2	1	2	1	1
法務省	1	0	0	0	0
出入国在留管理庁	1	0	0	0	0
公安調査庁	12	2	4	4	2
外務省	33	3	1	1	1
経済産業省	4	0	0	0	0
海上保安庁	16	1	3	3	2
防衛省	214※	20	18	20	22
防衛装備庁	0	16	1	0	0
合　計	361	57	42	40	39

※有効期間が一部満了した８件を含む。

（出所）各年版の政府の年次報告を基に作成

（資料13）特定秘密が記録された行政文書の保有件数

行政機関	令和元年末時点	令和２年末時点	令和３年末時点	令和４年末時点	令和５年末時点
国家安全保障会議	0	0	0	0	0
内閣官房	117,702	129,026	144,416	142,424	161,269
内閣法制局	3	3	3	0	0
内閣府	3	4	4	6	3
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	34,497	36,853	39,389	43,207	48,882
警察庁のみ保有	34,395	36,747	39,291	43,107	48,779
都道府県警察のみ保有	64	68	58	68	71
重複して保有	38	38	40	32	32
金融庁	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0
総務省	47	50	52	58	58
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	3	3	3	3	3
出入国在留管理庁	3	3	3	3	3
公安調査庁	21,520	23,408	25,441	28,231	33,114
外務省	119,287	125,825	133,116	141,664	151,888
財務省	5	10	5	26	18
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	141	125	0	3	2
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
国土交通省	3,568	3,629	3,726	3,835	3,876
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	19,141	20,633	22,266	24,381	27,691
環境省	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	168,941	183,303	205,454	229,486	255,482
防衛装備庁	247	295	300	401	552
合計	485,108	523,170	574,178	613,728	682,841

（注１）同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は、１件として計上している。

（注２）公安調査庁においては、他の行政機関から提供を受けた特定秘密が記録された行政文書を関連する複数部署で管理しているところ、当該文書の計上方法の見直しを行い、廃棄に伴い当該文書の複製物のみが存在している文書については、情報量をより近似的に示す点からこれを正本として計上することとし、庁内における計上方法の斉一性の確保を図った。これによれば、令和４年末時点は28,245件となる。

※　特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある（特定秘密保護法第６条第１項又は第10条第１項）。このため、取りまとめた行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。また、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させており、自らは当該文書を保有しないことがある（このため、国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。）。

（出所）政府の年次報告（令和６年６月）

（資料14）各行政機関における適性評価の実施件数

行政機関	令和元年			令和２年			令和３年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	422	304	118	784	406	378	622	370	252
内閣法制局	1	1	0	2	2	0	0	0	0
内閣府	60	60	0	51	51	0	48	48	0
警察庁	844	844	0	1,152	1,152	0	975	975	0
警察庁	187	187	0	331	331	0	217	217	0
都道府県警察	657	657	0	821	821	0	758	758	0
金融庁	5	5	0	2	2	0	3	3	0
消費者庁	16	16	0	6	6	0	7	7	0
総務省	25	25	0	24	24	0	18	18	0
消防庁	16	16	0	13	13	0	11	11	0
法務省	12	12	0	6	6	0	7	7	0
出入国在留管理庁	19	19	0	11	11	0	15	15	0
公安審査委員会	2	2	0						
公安調査庁	56	56	0	76	76	0	69	69	0
外務省	208	206	2	509	504	5	290	269	21
財務省	71	71	0	72	72	0	74	74	0
文部科学省	26	26	0	15	11	4	50	46	4
厚生労働省	18	18	0	11	11	0	1	1	0
農林水産省	12	12	0	14	14	0	5	5	0
水産庁	13	13	0	17	17	0	15	15	0
経済産業省	51	51	0	46	46	0	53	53	0
資源エネルギー庁	7	7	0	4	4	0	6	6	0
国土交通省	35	35	0	36	36	0	36	36	0
気象庁	4	4	0	6	6	0	8	8	0
海上保安庁	162	162	0	197	197	0	186	186	0
環境省	14	14	0	1	1	0	10	10	0
原子力規制委員会	0	0	0	9	9	0	0	0	0
防衛省	20,642	20,496	146	55,841	55,562	279	24,376	23,987	389
防衛装備庁	246	192	54	1,053	404	649	717	266	451
合計	22,987	22,667	320	59,958	58,643	1,315	27,602	26,485	1,117

（注）公安審査委員会は、令和元年12月11日、特定秘密保護法が適用されない行政機関とされた。

（出所）政府の年次報告（令和６年６月）

行政機関	令和４年			令和５年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	600	367	233	767	511	256
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
内閣府	61	61	0	54	54	0
警察庁	1,050	1,050	0	1,007	1,007	0
警察庁	214	214	0	228	228	0
都道府県警察	836	836	0	779	779	0
金融庁	3	3	0	2	2	0
消費者庁	0	0	0	9	9	0
総務省	61	61	0	31	31	0
消防庁	12	12	0	15	15	0
法務省	6	6	0	7	7	0
出入国在留管理庁	12	12	0	10	10	0
公安審査委員会						
公安調査庁	78	78	0	81	81	0
外務省	286	284	2	354	348	6
財務省	96	96	0	96	96	0
文部科学省	36	31	5	16	12	4
厚生労働省	19	19	0	35	35	0
農林水産省	19	19	0	12	12	0
水産庁	14	14	0	49	49	0
経済産業省	65	65	0	55	55	0
資源エネルギー庁	7	7	0	7	7	0
国土交通省	30	30	0	33	33	0
気象庁	8	8	0	6	6	0
海上保安庁	222	222	0	266	266	0
環境省	7	7	0	8	8	0
原子力規制委員会	9	9	0	8	8	0
防衛省	19,857	19,694	163	20,403	20,060	343
防衛装備庁	1,025	274	751	1,238	296	942
合計	23,583	22,429	1,154	24,569	23,018	1,551

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（資料15）適性評価の評価対象者が同意しなかった件数

	合計	行政機関の職員等		適合事業者の従業者	
		計	内訳	計	内訳
令和元年	3	3	内閣府(1)、防衛省(2)	0	
令和２年	5	5	国土交通省(1)、防衛省(4)	0	
令和３年	3	3	防衛省(3)	0	
令和４年	2	2	防衛省(2)	0	
令和５年	23	22	内閣官房(1)、内閣府(1)、消費者庁(2)、水産庁(1)、国土交通省(1)、防衛省(16)	1	防衛装備庁(1)

（出所）各年版の政府の年次報告を基に作成

（資料16）適性評価の評価対象者が同意を取り下げた件数

令和元年、令和２年、令和３年、令和４年及び令和５年の各年において、同意の取下げなし。

（出所）各年版の政府の年次報告を基に作成

（資料17）特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった件数

	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
令和元年	2	2	0
令和２年	1	1	0
令和３年	0	0	0
令和４年	0	0	0
令和５年	0	0	0

（出所）各年版の政府の年次報告を基に作成

（資料18）適性評価の結果等に対する苦情の申出件数

令和元年、令和２年、令和３年、令和４年及び令和５年の各年において、苦情の申出なし。

（出所）各年版の政府の年次報告を基に作成

（資料19）適性評価に関する改善事例

令和元年、令和２年、令和３年、令和４年及び令和５年の各年において、改善事例の報告なし。

（出所）各年版の政府の年次報告を基に作成

（資料20）特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関	令和元年末時点			令和２年末時点			令和３年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	2,175	853	1,322	1,973	871	1,102	1,945	885	1,060
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	111	111	0	105	105	0	107	107	0
警察庁	4,522	4,522	0	3,931	3,931	0	3,558	3,558	0
警察庁	652	652	0	644	644	0	649	649	0
都道府県警察	3,870	3,870	0	3,287	3,287	0	2,909	2,909	0
金融庁	13	13	0	11	11	0	9	9	0
消費者庁	13	13	0	14	14	0	16	16	0
総務省	63	63	0	76	76	0	73	73	0
消防庁	20	20	0	20	20	0	22	22	0
法務省	26	26	0	22	22	0	23	23	0
出入国在留管理庁	17	17	0	26	26	0	36	36	0
公安調査庁	250	250	0	227	227	0	245	245	0
外務省	1,767	1,722	45	1,317	1,300	17	1,267	1,229	38
財務省	199	199	0	210	210	0	219	219	0
文部科学省	76	59	17	64	48	16	97	77	20
厚生労働省	27	27	0	25	25	0	11	11	0
農林水産省	46	46	0	49	49	0	48	48	0
水産庁	42	42	0	48	48	0	52	52	0
経済産業省	150	150	0	130	130	0	144	144	0
資源エネルギー庁	17	17	0	14	14	0	14	14	0
国土交通省	96	96	0	96	96	0	100	100	0
気象庁	11	11	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	768	768	0	713	713	0	754	754	0
環境省	12	12	0	5	5	0	10	10	0
原子力規制委員会	24	24	0	24	24	0	34	34	0
防衛省	122,207	121,366	841	117,364	116,659	705	123,234	122,282	952
防衛装備庁	2,047	869	1,178	1,973	832	1,141	2,264	890	1,374
合計	134,702	131,299	3,403	128,452	125,471	2,981	134,297	130,853	3,444

（注）文部科学省は特定秘密の指定権限を有さないが、科学技術の水準の向上を図るための宇宙の開発に関する技術開発等の所掌事務を遂行するに際し、特定秘密を取り扱う可能性があることから、所管する適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようにしている。

（出所）政府の年次報告（令和６年６月）

行政機関	令和４年末時点			令和５年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	1	1	0
内閣府	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	10	10	0	10	10	0
消費者庁	10	10	0	16	16	0
総務省	120	120	0	113	113	0
消防庁	23	23	0	24	24	0
法務省	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	270	270	0	286	286	0
外務省	1,171	1,140	31	1,298	1,262	36
財務省	257	257	0	290	290	0
文部科学省	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	16	16	0	31	31	0
農林水産省	46	46	0	44	44	0
水産庁	42	42	0	48	48	0
経済産業省	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	15	15	0	9	9	0
国土交通省	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	39	39	0	21	21	0
防衛省	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	132,567	128,739	3,828	135,479	130,704	4,775

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（資料21）

令和６年６月
内 閣 官 房

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要

特定秘密保護法第１９条及び運用基準Ｖ５（３）の規定により、政府は、毎年１回、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表することとされており、今回は、令和５年１月１日から同年１２月３１日までの間を対象期間とする報告・公表を行う。その概要は下記のとおりである。

なお、令和５年末時点で同法上の行政機関は２８機関あり、このうち秘密指定権限を有するものは２０機関である。

記

１　令和５年中の状況

（１）特定秘密の指定

令和５年中、９機関で５３件の指定が行われた。行政機関別の内訳は、別表１のとおりである。

（２）指定の有効期間の満了、延長及び解除等

令和５年中、指定の有効期間を満了したものは０件、延長したものは８機関・３９件、指定を解除したものは２機関・４件であった。また、特定秘密を指定している１３機関全てが、指定の理由の点検を実施している。

（３）国立公文書館その他の施設への移管及び廃棄

令和５年中の移管件数は０件、特定行政文書ファイル等の廃棄件数は２機関・８件、緊急廃棄された文書の件数は０件であった。

（４）違反事例等に関する運用基準に基づく通報

令和５年中の通報件数は０件であった。

（５）適性評価

令和５年中の実施件数は２５機関・２４，５６９件（このうち適合事業者の従業者は５機関・１，５５１件）であった。行政機関別の内訳は、別表２のとおりである。このほか、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は２３件であった。

２　令和５年末時点における状況

（１）特定秘密の指定

令和５年末時点の総指定件数は１３機関・７５１件である。行政機関別の内訳及び過去５年間の推移は、別表３のとおりである。類型別では、暗号、情報収集衛星及び武器等の仕様、性能等に関するものが計２７５件と多くなっている。

（２）指定の有効期間

７５１件のうち７３６件に５年の有効期間が設定されている。指定時点からの通算期間を見ると、５年未満となるものが２件、５年となるものが２３１件、５年を超えて１０年未満となるものが１０件、１０年以上となるものが５０８件である。また、指定を解除すべき条件を設定しているのは１９６件である。

（３）特定秘密が記録された行政文書の保有状況

令和５年末時点、特定秘密が記録された行政文書が１４機関で計６８２，８４１件保有されている。前年末時点より６９，１１３件増加した。

（４）特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者

令和５年末時点、適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の総数は２６機関・１３５，４７９人（このうち、適合事業者の従業者は５機関・４，７７５人）である。行政機関別の内訳は、別表４のとおりである。

３　漏えい事案への対応の状況

令和６年４月２６日、防衛省は、海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密の漏えい事案の発生を公表し、懲戒処分を行うとともに、再発防止に向けた防衛大臣指示を発出した。内閣官房も、各行政機関に再発防止対策の徹底に関する通知を発出するとともに、高市国務大臣が、同年５月８日の内閣保全監視委員会において再発防止対策を指示した。これらを受けて、各行政機関は、業務手順の再点検や、両事案の教訓事項を盛り込んだ保全教育を実施することとした。

４　内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

内閣府独立公文書管理監からの是正の求めに対し、関係行政機関において特定秘密である情報が記録されていながら同表示をしていない頁に当該表示を行う等の所要の措置を講ずるとともに、内閣官房から必要な通知を発出した。また、衆議院情報監視審査会の令和４年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書（令和５年６月）における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を審査会で説明した。

５　内閣府独立公文書管理監からの意見

是正の求めを受けて、関係行政機関において所要の措置が講じられたものと承知している、また、実効的な研修等により、各行政機関における法のより一層適正な運用に努められたい、などの意見が出された。

６　有識者からの意見

制度の運用一般について、国際的な信頼関係維持のための法の適切な運用、情報公開のための秘密の編集加工、誤廃棄事案の再発防止、秘密取扱者の育成、適性評価に係る重要経済安保情報保護活用法との整合性、負担増に見合った業務の改善などに関する意見が示された。

また、情報漏えい事案について、防衛省の組織運営状況、機微度の高さに見合った規律の維持、部隊運用を行う自衛隊の特性を踏まえた秘密の管理、通報制度の活用、予兆事案の早期把握・対処、防衛省・防衛大臣への報告遅延などに関する意見が示された。

さらに、国会報告の文書の構成や記載ぶりについて、指定や解除の状況についての説明の補足、データ掲載の改善検討、指定解除条件に関し脚注記載の説明の補足などに関する意見が示された。

別表１：令和５年中の各行政機関の指定件数

行政機関	指定件数
国家安全保障会議	1　(1)
内閣官房	8　(5)
警察庁	6　(6)
総務省	1　(0)
公安調査庁	2　(2)
外務省	1　(1)
海上保安庁	1　(1)
防衛省	32　(26)
防衛装備庁	1　(1)
合計	53　(43)

（注）括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数

別表２：令和５年中の各行政機関の適性評価の実施件数

行政機関	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計
内閣官房	511	256	767
内閣府	54	0	54
警察庁	1,007	0	1,007
警察庁	228	0	228
都道府県警察	779	0	779
金融庁	2	0	2
消費者庁	9	0	9
総務省	31	0	31
消防庁	15	0	15
法務省	7	0	7
出入国在留管理庁	10	0	10
公安調査庁	81	0	81
外務省	348	6	354
財務省	96	0	96
文部科学省	12	4	16
厚生労働省	35	0	35
農林水産省	12	0	12
水産庁	49	0	49
経済産業省	55	0	55
資源エネルギー庁	7	0	7
国土交通省	33	0	33
気象庁	6	0	6
海上保安庁	266	0	266
環境省	8	0	8
原子力規制委員会	8	0	8
防衛省	20,060	343	20,403
防衛装備庁	296	942	1,238
合計	23,018	1,551	24,569

別表３：各行政機関において指定されている特定秘密の件数

行政機関	令和元年末時点	令和２年末時点	令和３年末時点	令和４年末時点	令和５年末時点
国家安全保障会議	6	7	8	9	10
内閣官房	87	94	102	108	116
内閣府	0	0	0	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	43	41	45	49	55
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	9	11	11	11	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	24	26	30	32	34
外務省	39	40	41	43	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	20	21	22	23	24
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	318	349	375	399	429
防衛装備庁	17	18	19	21	22
合計	569	613	659	702	751

別表４：適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関	令和３年末時点			令和４年末時点			令和５年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,945	885	1,060	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	1	1	0
内閣府	107	107	0	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,558	3,558	0	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	649	649	0	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,909	2,909	0	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	9	9	0	10	10	0	10	10	0
消費者庁	16	16	0	10	10	0	16	16	0
総務省	73	73	0	120	120	0	113	113	0
消防庁	22	22	0	23	23	0	24	24	0
法務省	23	23	0	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	36	36	0	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	245	245	0	270	270	0	286	286	0
外務省	1,267	1,229	38	1,171	1,140	31	1,298	1,262	36
財務省	219	219	0	257	257	0	290	290	0
文部科学省	97	77	20	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	11	11	0	16	16	0	31	31	0
農林水産省	48	48	0	46	46	0	44	44	0
水産庁	52	52	0	42	42	0	48	48	0
経済産業省	144	144	0	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	14	14	0	15	15	0	9	9	0
国土交通省	100	100	0	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	754	754	0	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	34	34	0	39	39	0	21	21	0
防衛省	123,234	122,282	952	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,264	890	1,374	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	**134,297**	**130,853**	**3,444**	**132,567**	**128,739**	**3,828**	**135,479**	**130,704**	**4,775**

（注）　指定権限を有さない行政機関である文部科学省においては、特定秘密を取り扱う可能性がある宇宙の開発に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもの等に係る所掌事務を遂行するため、適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようにしている。

（資料22）「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」のポイント

本報告について

・ 報告対象期間は、令和５年４月１日から令和６年３月31日まで。

検証・監察の結果

(1) 特定秘密の指定

・ 特定秘密の指定53件について適正と認めた。

(2) 特定秘密の指定の有効期間の延長

・ 有効期間の延長39件について適正と認めた。

(3) 特定秘密の指定の解除

・ 解除４件について適正と認めた。

(4) 特定秘密の記録とその表示

・ 令和６年３月12日に２件、特定秘密の記録とその表示について是正を求めた。

・ それ以外の32部署による記録とその表示を適正と認めた。

(5) 特定行政文書ファイル等の保存

・ 35部署による保存を適正と認めた。

(6) 特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置

・ 内閣官房１件、総務省１件、公安調査庁６件、防衛省830件及び防衛装備庁４件の特定行政文書ファイル等について、廃棄が妥当である旨通知した。

(7) 特定行政文書ファイル等にすべきものの存否

・ 14部署について保存期間１年未満の特定秘密文書の中に保存期間を１年以上と設定すべきものはないものと認めた。

定量的指標

・ 説明聴取、実地調査等の回数：128回

・ 確認した特定秘密を記録する文書等の件数：6,410件
（これら文書等に記録されている特定秘密の件数：延べ16,880件）

通報への対応

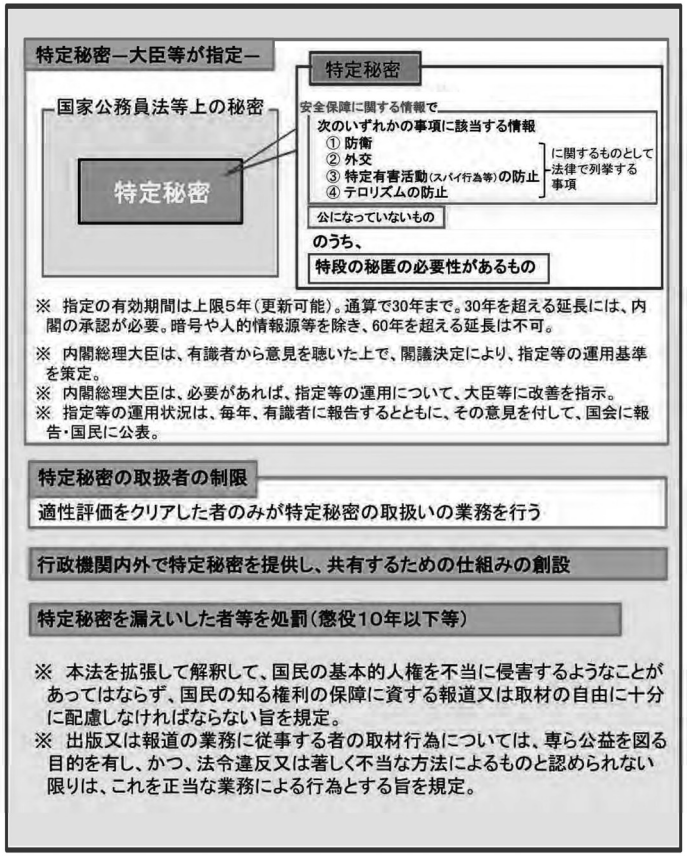
・ 独立公文書管理監に対する通報はなかった。

今後の展望

・ 独立した公正な立場において、厳正かつ実効的な検証・監察を継続的に実施する。

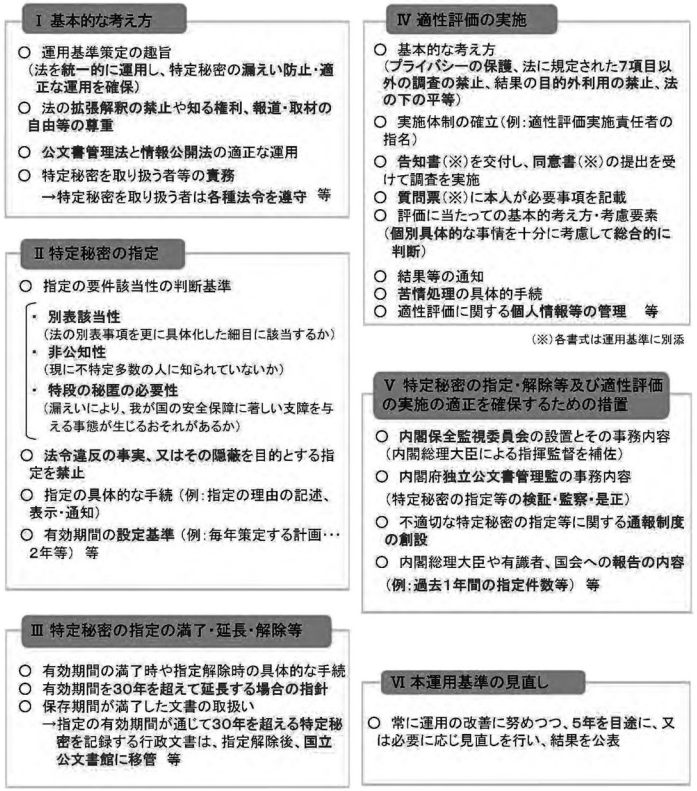
（出所）内閣府資料

（資料23）特定秘密保護法のポイント



（出所）内閣官房資料

（資料24）特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の骨子



（出所）内閣官房資料

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（令和５年12月末現在）

令和６年１月

※　（）内の数値は、令和５年中に指定した特定秘密の件数で、内数
※　〈〉内の数値は、令和５年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数、内数
※　▲が付された数値は、令和５年中に指定を解除した特定秘密の件数

別表／事項の細目				国家安全保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
第１号【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b に掲げるものを除く。）】	(a)【自衛隊の訓練又は実習】														0
			(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）】												7		7
			(c)【自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の緊対閣の安全を確保するための自衛隊の行動】												51 (8)		51 (8)
		b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの（当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】													23		23
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b に掲げるものを除く。）】													84 〈7〉 ▲1		84 (7) 〈7〉 ▲1
		b【外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの に限る。）】													60 (9) 〈6〉	1	61 (9) 〈6〉
		c【a 又はｂを分析して得られた情報】													10 (1) 〈1〉		10 (1) 〈1〉
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力（ロａからｃまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（ｃａ ロに掲げるものを除く。）】														14 (1) 〈1〉		14 (1) 〈1〉
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】													22 〈2〉	2	24 〈2〉
		b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】													10 (1)		10 (1)
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するもの】													3		3
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。予及びリにおいて同じ。）の種類又は数量、武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】														0		0
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法（自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】													1		1
	ト【防衛の用に供する暗号（我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】													84 (2) 〈5〉 ▲1	1	85 (2) 〈5〉 ▲1
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法】	a【自衛隊の警水艇、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法（b に掲げるものを除く。）】													56 (1)	12	68 (1)
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】													3	6 (1)	9 (1)
		c【bを分析して得られた情報】															0
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの設計、検査、修理又は試験の方法】	a【自衛隊の警水艇、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のものの設計、検査、修理又は試験の方法（b に掲げるものを除く。）】															0
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの設計、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】															0
		c【bを分析して得られた情報】															0
	ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）、防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】													1		1

別表／事項の細目				国家安全保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
第２号【外交に関する事項】	イ【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	a【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b に掲げるものを除く。）】	(a)【国民の生命及び身体の保護】	10 (1) 〈1〉	3							4					17 (1) 〈1〉
			(b)【領域の保全】		1							2					3
			(c)【海洋、上空等における権益の確保】														0
			(d)【国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）】		4												4
		b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】			10 (1) 〈1〉			10 (1) 〈1〉 ▲2			1	5		2			28 (2) 〈2〉 ▲2
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第１号ニ若しくは二、第３号イ又は第４号イに掲げるものを除く。）】	a【我が国が実施する以下の措置の方針（b に掲げるものを除く。）】	(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自由の束縛】														0
			(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】														0
			(c)【資産の移転の禁止又は制限】														0
			(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】														0
			(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】														0
			(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）】														0
		b【領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針】			2				1	1							4
	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際的約束に基づき保護することが必要な情報（第１号ロ、第３号ロ又は第４号ロに掲げるものを除く。）】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b に掲げるものを除く。）】										1					1
		b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】			10 (1) 〈1〉		1					15 (1) 〈1〉		11 (1) 〈2〉			37 (3) 〈4〉
		c【a 又はｂを分析して得られた情報】															0
	ニ【いに掲げる情報の収集整理又はその能力（ハａからｃまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力）】				54 (4) 〈5〉						5	11	4	11			85 (4) 〈5〉
	ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号（我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】				31 (2) 〈1〉							4					35 (2) 〈1〉

別表／事項の細目				国家安全保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
第３号【特定有害活動の防止に関する事項】	イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b～dに掲げるものを除く。）】	(a)【特定秘密保護法第12条第２項第１号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】														0
			(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】														0
			(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】														0
			(d)【サイバー攻撃の防止】														0
		b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】															0
	ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】					6 (1)				4				10 (1)		10 (1)
		b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】					10 (1) <1>				10 (1) <1>				20 (2) <2>		20 (2) <2>
		c【ａ又はｂを分析して得られた情報】															0
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロａからｃまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】						16 (1)				4						20 (1)
	ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】						1										1
第４号【テロリズムの防止に関する事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b～cに掲げるものを除く。）】	(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】				4 (1)										4 (1)
			(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】														0
			(c)【サイバー攻撃の防止】														0
		b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】															0
	ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】					18 (2) <1>								18 (2) <1>		18 (2) <1>
		b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】									10 (1) <1>	1					11 (1) <1>
		c【ａ又はｂを分析して得られた情報】															0
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロａからｃまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】				1							1					2
	ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあっては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】																0
計				10 (1) <1>	116 (8) <8>	1	55 (6) <2>	10 (1) <1> ▲2	1	1	34 (2) <2>	44 (1) <1>	4	24 (1) <2>	429 (32) <22> ▲2	22 (1)	751 (53) <39> ▲4

（出所）内閣官房資料

（資料26）関連年表

○…参議院に関するもの
◇…政府に関するもの

年　月　日	事　　項
平成25(2013)年	
12. 6	○参議院本会議において特定秘密保護法案が可決・成立
平成26(2014)年	
6.20	○参議院本会議において国会法等の一部改正案、参議院規則の一部改正案、参議院情報監視審査会規程案が可決・成立
10.14	◇「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を閣議決定
12.10	◇特定秘密保護法施行　※法第11条（取扱者の制限）は平成27年12月１日施行 ◇特定秘密保護法施行令施行 ○改正国会法等、改正参議院規則、参議院情報監視審査会規程施行 ◇内閣保全監視委員会、内閣府独立公文書管理監及び内閣府情報保全監察室を設置
平成27(2015)年	
3.25	○参議院本会議において情報監視審査会委員８名を選任 石井準一君（自民）、金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、末松信介君（自民）、大野元裕君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新）
3.30	○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選
6.22	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
9.29	○平成27年度参議院重要事項調査第１班によるベルギー王国、イタリア共和国及びフランス共和国における秘密保全制度、議会による同制度への関与の在り方等に関する実情調査（～10.7） 派遣議員：金子原二郎君（団長・自民）、石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、大野元裕君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、儀間光男君（維新）
11.26	○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施 （派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）
12. 3	○参議院情報監視審査会が警察庁、外務省及び防衛省から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
12.17	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
平成28(2016)年	
1. 4	○参議院本会議において情報監視審査会委員２名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員２名を選任 辞任：末松信介君（自民）、儀間光男君（維新） 補欠：猪口邦子君（自民）、仁比聡平君（共産）
3.30	○参議院情報監視審査会が平成27年年次報告書を決定し、山崎参議院議長に提出
4. 6	○参議院本会議において、金子会長が平成27年年次報告書の概要等について報告
4.26	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告

7.25	○任期満了に伴い、情報監視審査会委員５名が欠員となる 任期満了の委員：猪口邦子君（自民）、金子原二郎君（自民）、大野元裕君（民進）、藤本祐司君（民進）、荒木清寛君（公明）
8. 1	○参議院本会議において情報監視審査会委員３名の辞任を許可し、欠員中の５名を併せ、新たに情報監視審査会委員８名を選任 辞任：石井準一君（自民）、上月良祐君（自民）、仁比聡平君（共産） 選任：猪口邦子君（自民）、金子原二郎君（自民）、上月良祐君（自民）、長谷川岳君（自民）、大野元裕君（民進）、神本美恵子君（民進）、石川博崇君（公明）、仁比聡平君（共産） ○参議院情報監視審査会が会長に金子原二郎君（自民）を互選
8. 9	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
9.26	○参議院本会議において情報監視審査会委員３名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員３名を選任 辞任：金子原二郎君（自民）、長谷川岳君（自民）、神本美恵子君（民進） 補欠：佐藤正久君（自民）、中曽根弘文君（自民）、石橋通宏君（民進） ○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選
平成29(2017)年	
5.19	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
6. 7	○参議院情報監視審査会が平成28年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出
6. 9	○参議院本会議において、中曽根会長が平成28年年次報告書の概要等について報告
8. 7	○議長において情報監視審査会委員２名の辞任を許可 辞任：上月良祐君（自民）、佐藤正久君（自民）
9.28	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、欠員中の２名を併せ、新たに情報監視審査会委員３名を選任 辞任：石川博崇君（公明） 補欠：阿達雅志君（自民）、井原巧君（自民）、山本香苗君（公明）
平成30(2018)年	
3.15	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
5.11	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：石橋通宏君（立憲） 補欠：杉尾秀哉君（立憲）
5.18	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
6.22	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
10. 4	○議長において情報監視審査会委員１名の辞任を許可 辞任：阿達雅志君（自民）
10.24	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、欠員中の１名を併せ、新たに情報監視審査会委員２名を選任 辞任：山本香苗君（公明） 補欠：江島潔君（自民）、谷合正明君（公明）

12. 6	○参議院情報監視審査会が平成29年年次報告書を決定し、伊達参議院議長に提出
12.10	○参議院本会議において、中曽根会長が平成29年年次報告書の概要等について報告
12.11	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
平成31(2019)年	
1.28	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：仁比聡平君（共産） 補欠：石井章君（維希）
2.14	○参議院情報監視審査会が内閣官房及び警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
3. 5	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
令和元年	
6. 6	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
6. 7	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
6.19	○参議院情報監視審査会が公安調査庁及び海上保安庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
7.28	○任期満了に伴い、情報監視審査会委員１名が欠員となる 任期満了の委員：井原巧君（自民）
8. 1	○参議院本会議において情報監視審査会委員７名の辞任を許可し、欠員中の１名を併せ、新たに情報監視審査会委員８名を選任 辞任：猪口邦子君（自民）、江島潔君（自民）、中曽根弘文君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、谷合正明君（公明）、大野元裕君（民主）、石井章君（維新） 選任：猪口邦子君（自民）、江島潔君（自民）、中曽根弘文君（自民）、堀井巌君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、谷合正明君（公明）、大野元裕君（民主）、清水貴之君（維新） ○参議院情報監視審査会が会長に中曽根弘文君（自民）を互選
8. 5	○参議院本会議において大野元裕君（民主）の議員辞職が許可され、情報監視審査会委員１名が欠員となる。新たに情報監視審査会委員１名を選任 補欠：浜口誠君（民主）
9.16	○令和元年度参議院重要事項調査第１班によるアメリカ合衆国及びカナダにおける政府が保有する秘密情報に対する議会の監視活動に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察（～9.21） 派遣議員：中曽根弘文君（団長・自民）、猪口邦子君（自民）、江島潔君（自民）、堀井巌君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、谷合正明君（公明）、浜口誠君（民主）、清水貴之君（維新）
10.4	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：江島潔君（自民） 補欠：磯﨑仁彦君（自民）
12.4	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和元年12月）を決定し、山東参議院議長に提出
12.6	○参議院本会議において、中曽根会長が年次報告書（令和元年12月）の概要等について報告

12. 10	◇特定秘密保護法施行令の一部改正 ◇施行令の一部改正に伴い、政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更
令和２(2020)年	
3. 12	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
6. 5	○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
6. 16	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更
6. 19	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
9. 16	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：浜口誠君（民主） 補欠：難波奨二君（立憲）
10. 26	○参議院本会議において情報監視審査会委員４名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員４名を選任 辞任：中曽根弘文君（自民）、杉尾秀哉君（立憲）、難波奨二君（立憲）、谷合正明君（公明） 補欠：藤井基之君（自民）、古賀之士君（立憲）、石川博崇君（公明）、浜口誠君（民主） ○参議院情報監視審査会が会長に藤井基之君（自民）を互選
11. 12	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和２年11月）を決定し、山東参議院議長に提出
11. 20	○参議院本会議において、藤井会長が年次報告書（令和２年11月）の概要等について報告 ◇特定秘密保護法施行令の一部改正
令和３(2021)年	
3. 26	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
6. 4	○参議院情報監視審査会が警察庁から提示された特定秘密について、説明聴取・質疑を行う
6. 11	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告 ◇特定秘密保護法施行令の一部改正 ◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」を一部変更
6. 24	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
10. 4	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：清水貴之君（維新） 補欠：牧山ひろえ君（立憲）
10. 8	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：磯﨑仁彦君（自民） 補欠：こやり隆史君（自民）

12. 6	○参議院本会議において情報監視審査会委員２名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員２名を選任 辞任：藤井基之君（自民）、石川博崇君（公明） 補欠：水落敏栄君（自民）、浜田昌良君（公明） ○参議院情報監視審査会が会長に水落敏栄君（自民）を互選
12. 10	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和３年12月）を決定し、山東参議院議長に提出
12. 20	○参議院本会議において、水落会長が年次報告書（令和３年12月）の概要等について報告
令和４(2022)年	
2. 8	○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施 （派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）
3. 18	◇特定秘密保護法施行令の一部改正
3. 23	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
6. 3	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和４年６月）を決定し、山東参議院議長に提出
6. 7	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
6. 8	○参議院本会議において、水落会長が年次報告書（令和４年６月）の概要等について報告
6. 21	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
7. 25	○任期満了に伴い、情報監視審査会委員６名が欠員となる 任期満了の委員：猪口邦子君（自民）、こやり隆史君（自民）、水落敏栄君（自民）、古賀之士君（立憲）、浜田昌良君（公明）、浜口誠君（民主）
8. 3	○参議院本会議において情報監視審査会委員２名の辞任を許可し、欠員中の６名を併せ、新たに情報監視審査会委員８名を選任 辞任：堀井巌君（自民）、牧山ひろえ君（立憲） 選任：猪口邦子君（自民）、上野通子君（自民）、こやり隆史君（自民）、堀井巌君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明）、高木かおり君（維新）、浜口誠君（民主） ○参議院情報監視審査会が会長に猪口邦子君（自民）を互選
10. 3	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：猪口邦子君（自民） 補欠：有村治子君（自民） ○参議院情報監視審査会が会長に有村治子君（自民）を互選
12. 26	◇防衛省が海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について公表
令和５(2023)年	
2. 2	○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定
2. 21	○参議院情報監視審査会が委員派遣（内閣衛星情報センター（東京都））を実施 （派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）
3. 22	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
4. 11	◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」を提出
6. 2	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和５年６月）を決定し、尾辻参議院議長に提出

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

6.5	○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和５年６月）の概要等について報告
6.16	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
6.27	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
9.12	◇特定秘密保護法施行令の一部改正
9.15	○議長において情報監視審査会委員３名の辞任を許可 辞任：上野通子君（自民）、こやり隆史君（自民）、堀井巌君（自民）
10.20	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、欠員中の３名を併せ、新たに情報監視審査会委員４名を選任 辞任：高木かおり君（維新） 補欠：石井正弘君（自民）、石田昌宏君（自民）、羽生田俊君（自民）、串田誠一君（維新）
令和６(2024)年	
1.25	○議長において情報監視審査会委員１名の辞任を許可 辞任：石井正弘君（自民）
1.26	○参議院本会議において新たに情報監視審査会委員１名を選任 補欠：宮崎雅夫君（自民）
2.20	○参議院情報監視審査会が委員派遣（公安調査庁（東京都））を実施 （派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）
3.12	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
4.26	◇防衛省が海上自衛隊及び陸上自衛隊における特定秘密漏えい事案について公表
6.12	○参議院情報監視審査会が年次報告書（令和６年６月）を決定し、尾辻参議院議長に提出
6.14	○参議院本会議において、有村会長が年次報告書（令和６年６月）の概要等について報告
6.18	◇政府が「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を閣議決定し、国会に報告
6.24	◇内閣府独立公文書管理監が「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」を内閣総理大臣に報告
7.12	◇防衛省が特定秘密漏えい事案等について公表
7.30	○参議院情報監視審査会が、防衛大臣に対し、特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及びその結果とられた措置について報告を求めることを決定
10.1	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：浜口誠君（民主） 補欠：田名部匡代君（立憲）
10.24	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求めを行う
11.11	○参議院本会議において情報監視審査会委員３名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員３名を選任 辞任：宮崎雅夫君（自民）、牧山ひろえ君（立憲）、石川博崇君（公明） 補欠：森屋宏君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、秋野公造君（公明）
11.28	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：森屋宏君（自民） 補欠：宮崎雅夫君（自民）
12.27	◇防衛省が「防衛省における特定秘密に係る情報保全事案の総括及び再発防止策の再構築について」を公表

令和７(2025)年	
1.24	○参議院本会議において情報監視審査会委員１名の辞任を許可し、新たに情報監視審査会委員１名を選任 辞任：斎藤嘉隆君（立憲） 補欠：古賀之士君（立憲）
2.27	○参議院情報監視審査会が委員派遣（防衛省（東京都））を実施 （派遣先にて特定秘密文書等の提示を受けた）
3.12	◇内閣府独立公文書管理監が是正の求め等を行う
4.14	◇防衛大臣が、参議院議長に対し、「防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告を受けて講じた措置に関する報告」を提出

【関連条文】（本報告書の対象期間末（令和７年４月30日）時点のもの）

○国会法（昭22法79）（抄）…… 129
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）…… 132
○参議院規則（昭和22年６月28日議決）（抄）…… 134
○参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決、令和元年６月26日改正）…… 135

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年６月17日
参議院情報監視審査会決定、令和２年５月29日改正）…… 139
○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年６月17日
参議院情報監視審査会会長決定、平成30年12月６日改正、令和２年５月29日改正）…… 140
○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年６月17日
参議院情報監視審査会決定、平成28年３月11日改正、令和２年５月29日改正）…… 148
○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領
（平成27年８月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年３月11日改正）…… 151
○秘密保全の「申合せ」（平成27年６月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意）…… 152
○不開示情報の「申合せ」（平成27年６月３日参議院情報監視審査会運営協議会合意）… 153
○委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置に関する申合せ
（平成29年８月31日参議院議院運営委員会理事会合意）…… 153
○委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への
対応要領（平成30年12月６日参議院情報監視審査会会長決定）…… 154
○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月６日
参議院情報監視審査会会長決定、令和２年５月29日改正）…… 156

○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）…… 159
○特定秘密の保護に関する法律施行令（平26政336）（抄）…… 166
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るため
の基準（平成26年10月14日閣議決定、令和元年12月10日一部変更、令和２年６月16日
一部変更、令和３年６月11日一部変更）（抄）…… 169
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平11法42）（抄）…… 177
○公文書等の管理に関する法律（平21法66）（抄）…… 178

○国会法（昭22法79）（抄）　　**※　便宜、項番号を付与した。**

第５章　委員会及び委員

第52条　委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。

２　委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

３　委員長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

第５章の２　参議院の調査会

第54条の４　調査会については、第20条、第47条第１項、第２項及び第４項、第48条から第50条の２まで、第51条第１項、第52条、第60条、第69条から第73条まで、第104条から第105条まで、第120条、第121条第２項並びに第124条の規定を準用する。

２　（略）

第６章　会議

第62条　各議院の会議は、議長又は議員10人以上の発議により、出席議員の３分の２以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第63条　秘密会議の記録中、特に秘密を要するものとその院において議決した部分は、これを公表しないことができる。

第７章　国務大臣等の出席等

第69条　内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

２　内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

第70条　内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人が、議院の会議又は委員会において発言しようとするときは、議長又は委員長に通告しなければならない。

第71条　委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第72条　委員会は、議長を経由して会計検査院長及び検査官の出席説明を求めることができる。

２　最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。

第11章の４　情報監視審査会

第102条の13　行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第１項（第54条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第３条第１項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の14　情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第19条の規定による報告を受ける。

第102条の15　各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出（提示を含むものとする。以下第104条の３までにおいて同じ。）を求めたときは、その求めに応じなければならない。

２　前項の場合における特定秘密保護法第10条第１項及び第23条第２項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「第102条の15第１項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「調査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第２項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の15第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

３　行政機関の長が第１項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

４　前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

５　前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

第102条の16　情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

２　情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第102条の17　情報監視審査会は、第104条の２（第54条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

２　各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

３　前項の場合における特定秘密保護法第10条第１項及び第23条第２項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「第102条の17第２項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第２項中「第10条」とあるのは「第10条（国会法第102条の17第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

４　第102条の15第３項から第５項までの規定は、行政機関の長が第２項の求めに応じない場合について準用する。

５　情報監視審査会は、第１項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

６　第102条の15第３項から第５項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない

場合について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第５項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

７　情報監視審査会は、第１項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第102条の18　各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価（情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員になることが見込まれる者に係る評価をいう。）においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第102条の19　第102条の15及び第102条の17の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第102条の20　情報監視審査会については、第69条から第72条まで及び第104条の規定を準用する。

第102条の21　この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第12章　議院と国民及び官庁との関係

第104条　各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

２　内閣又は官公署が前項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院又は委員会において受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

３　前項の理由を受諾することができない場合は、その議院又は委員会は、更にその報告又は記録の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録の提出をする必要がない。

４　前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、内閣又は官公署は、先に求められた報告又は記録の提出をしなければならない。

第104条の２　各議院又は各議院の委員会が前条第１項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第２項の規定により理由を疎明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第３項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第104条の３　第104条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第15章　懲罰

第121条　（略）

２　委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

３　（略）

附　則（国会法等の一部を改正する法律）（平成26年法律第86号）

１・２　（略）

（検討）

３　この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

４　情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

５　政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭22法225）（抄）

※　便宜、項番号を付与した。

第１条　各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

第５条　各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び大臣補佐官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

２　当該公務所又はその監督庁が前項の承認を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

３　前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

４　前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

第５条の２　各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第１条の規定によりその内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であつた証人に求めた場合において、これらの証言又は書類に係る特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）をした行政機関の長（同項に規定する行政機関の長をいう。以下この条及び次条において同じ。）が前条第２項の規定により理由を疎明して同条第１項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第３項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院（両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院）の情報監視審査会に対し、行政機関の長が同条第１項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第５条の３　情報監視審査会は、前条の規定による審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

２　各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

３　前項の場合における特定秘密保護法第10条第１項及び第23条第２項の規定の適用については、特定秘密保護法第10条第１項第１号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法（昭和22年法律第79号）第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条」とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第５条の３第２項」と、「審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、特定秘密保護法第23条第２項中「第10条」とあるのは「第10条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第５条の３第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

４　行政機関の長が第２項の求めに応じないときは、その理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

５　前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

６　前項の要求後10日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

７　情報監視審査会は、第１項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第５条第１項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

８　第４項から第６項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第４項及び第５項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と、第６項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。

９　情報監視審査会は、第１項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

第５条の４　前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第５条の５　第１条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

○参議院規則（昭和22年６月28日議決）（抄）　　**※　便宜、項番号を付与した。**

第７章　委員会

第１節　通則

第37条　委員会は、議院の会議中は、これを開くことができない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。

第38条　（略）

２　委員の３分の１以上から要求があつたときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

３　委員長は、委員会の開会、休憩又は散会を宣告する。

第42条の２　委員会が審査又は調査を行うときは、政府に対する委員の質疑は、国務大臣又は内閣官房副長官、副大臣若しくは大臣政務官に対して行う。

第42条の３　委員会は、前条の規定にかかわらず、行政に関する細目的又は技術的事項について審査又は調査を行う場合において、必要があると認めるときは、政府参考人の出席を求め、その説明を聴く。

２　委員会が政府参考人の出席を求めるには、当該公務所を通じて行う。

第43条　委員長は、委員会を代表して意見を述べるため、他の委員会又は調査会に出席して、発言することができる。

第５節　特別委員会

第80条　特別委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじでこれを定める。但し、投票によらないで、動議その他の方法により選任することができる。

２　委員長の選挙を終るまで、委員会に関する事務は、委員中の年長者がこれを行う。

３　特別委員長の辞任は、委員会がこれを許可する。

第10章　会議録

第156条　会議録には、速記法によつて、すべての議事を記載しなければならない。

第157条　国会法に特別の規定があるもの、特に議院の議決を経たもの及び議長において必要と認めたものは、これを会議録に掲載する。

第158条　発言した議員は、会議録について、各議員への提供がなされた日の翌日の午後５時までに、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、政府特別補佐人その他会議において発言した者について、また、同様とする。

２　会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して、議員が異議を申し立てたときは、議長は、討論を用いないで、議院に諮りこれを決する。

第13章　国民及び官庁との関係

第180条の２　（略）

２　委員会が、委員を派遣しようとするときは、派遣の目的、委員の氏名、派遣地、期間及び費用を記載した要求書を議長に提出しなければならない。

第181条　委員会が審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し報告又は記録の提出を求めようとする場合は、議長を経て、これを求めなければならない。

第181条の３　議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）については、正当な理由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。次項において同じ。）をすることができる。

２　委員は、その委員会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると委員長が認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

３　第１項の規定は議院の審査又は調査の事務を行う職員について、前項の規定は委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、第１項及び前項中「審査又は調査」とあるのは「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第186条　委員会は、審査又は調査のため、参考人の意見を聴くことができる。

２　委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

第17章　傍聴

第224条　議長は、必要と認めたときは、衛視又は警察官をして傍聴人の身体検査をさせることができる。

第225条　銃器その他危険なものを持つている者、酒気を帯びている者その他議長において取締上必要があると認めた者は、傍聴席に入ることができない。

第226条　議長は、取締のため必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

第227条　傍聴人は、傍聴券又は傍聴章を衛視に示し、その指示に従わなければならない。

第228条　傍聴人は、議長が定める傍聴規則を遵守しなければならない。

第229条　傍聴人は、いかなる事由があつても、議場に入ることができない。

第230条　秘密会議を開く議決があつたため若しくは傍聴席が騒がしいため、すべての傍聴人を退場させるとき又は議事を妨害した傍聴人を退場させるときは、議長は、衛視をしてその命令を執行させる。

第18章　懲罰

第234条　会議又は委員会においての外、議院内部において、懲罰事犯があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託する。

第236条　国会法第63条により公表しないもの又は議院に提出（提示を含むものとする。次項において同じ。）がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。

２　秘密会の記録の中でその委員会において特に秘密を要するものと決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

第237条　委員長が懲罰事犯と認めない事件についても、議員は、懲罰の動議を議院に提出することができる。

○参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決、令和元年６月26日改正）

（設置の趣旨）

第１条　情報監視審査会は、行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（同法第12条第１項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（同法第３条第１項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するものとする。

（委員数）

第２条　情報監視審査会は、８人の委員で組織する。

（委員）

第３条　委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

２　委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。

３　前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があったため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第１項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を経て、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第４条　委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

２　第17条第１項（同条第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する者は、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとするときは、情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分及び情報監視審査会に提出され、又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第５条　委員がその任を辞そうとするときは、議院の許可を得なければならない。ただし、閉会中は、議長において委員の辞任を許可することができる。

２　情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第３条第１項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第６条　委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

（会長）

第７条　情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

２　参議院規則第80条の規定は、会長について準用する。

第８条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、及び情報監視審査会を代表する。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が会長の職務を行う。

（開会）

第９条　情報監視審査会は、会期中であると閉会中であるとを問わず、いつでも開会することができる。

第10条　会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

２　参議院規則第38条第２項の規定は情報監視審査会の開会について、同条第３項の規定は情報監視審査会の開会、休憩又は散会について準用する。

（情報監視審査室）

第11条　情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

（定足数）

第12条　情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

（表決）

第13条　情報監視審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査）

第14条　情報監視審査会が議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

２　情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

（委員の発言）

第15条　委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

（議長及び副議長の出席及び発言）

第16条　議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

（審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言）

第17条　情報監視審査会に審査の要請をした委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事１人は、当該要請に係る事案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

２　前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中「委員会又は調査会の委員長又は調査会長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事１人」とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに参議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事１人及び当該会派以外の会派に所属する参議院議員である理事のうちから互選された理事１人」と、「委員長（常任委員長を除く。）又は調査会長及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

３　第１項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する理事の互選については、参議院規則第80条第１項の規定を準用する。

（特定秘密を利用し、又は知ることができる者の範囲）

第18条　国会法第102条の19及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第５条の４に規定する議院の議決により定める者は、前２条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

（委員の派遣）

第19条　情報監視審査会は、議長の承認を得て、調査又は審査のため委員を派遣することができる。

２　参議院規則第180条の２第２項の規定は、委員の派遣について準用する。

（特定秘密の提出又は提示）

第20条　情報監視審査会は、調査又は審査のため、行政機関の長に対し必要な特定秘密の提出又は提示を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

（勧告）

第21条　情報監視審査会は、行政機関の長に対し調査又は審査の結果に基づき勧告を行おうとするときは、議長を経て、これを行わなければならない。

２　情報監視審査会は、行政機関の長に対し国会法第102条の16第１項の勧告の結果とられた措置について報告を求めようとするときは、議長を経て、これを求めなければならない。

（報告書の提出及び公表）

第22条　情報監視審査会は、毎年１回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

２　情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

３　議長は、前２項の報告書を公表するものとする。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

（会議の秩序保持）

第23条　委員が情報監視審査会の秩序を乱し又は議院の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（休憩及び散会）

第24条　会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩又は散会を宣告することができる。

（懲罰事犯の報告等）

第25条　会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求める。

２　情報監視審査会の会議録の中で情報監視審査会において特に秘密を要するものと決議した部分又は情報監視審査会に提出され、若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対しては、会長は、懲罰事犯として、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

３　参議院規則第237条の規定は、前２項の懲罰事犯について準用する。

（傍聴）

第26条　情報監視審査会は、傍聴を許さない。

２　前項の規定にかかわらず、情報監視審査会は、その決議により議員その他の者の傍聴を許すものとすることができる。

３　会長は、秩序保持のため、傍聴人の退場を命ずることができる。

４　情報監視審査会の傍聴については、参議院規則第224条から第230条までの規定を準用する。

（特定秘密の保管）

第27条　行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは調査会若しくは両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

（特定秘密の閲覧）

第28条　委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧（視聴を含む。）をすることができる。

２　前項の規定は、第31条第１項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（会議録）

第29条　情報監視審査会においては、その会議録を作成する。

２　会議録は、会長又は当日の会議を整理した委員がこれに署名し、第31条第１項の事務局に保存する。

３　会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

４　会議録は、各議員には提供しない。

５　前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、電磁的記録の提供その他の適当な方法により、各議員に提供する。ただし、第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、これを掲載しない。

６　参議院規則第156条から第158条までの規定は、会議録について準用する。

第30条　情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

３　前項の規定は、次条第１項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（事務局）

第31条　情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

２　事務局に事務局長１人その他必要な職員を置く。

３　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第32条　事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（準用）

第33条　参議院規則第37条、第42条の２から第43条まで、第181条、第186条及び第234条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附　則（抄）

（施行期日）

１　この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）の施行の日から施行する。

附　則（令和元年６月26日）

この規程は、令和元年に行われる通常選挙により選出される参議院議員の任期が始まる日以後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定、令和２年５月29日改正）

（趣旨）

第１条　本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）が調査又は審査のため行政機関の長に対し提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）を適切に保護するために必要な事項を定めるものとする。

２　審査会における特定秘密の保護に関しては、国会法（昭和22年法律第79号）、参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）及び国会職員法（昭和22年法律第85号）並びに特定秘密保護法に定めるもののほか、別に定めるものを除き、本件の定めるところによるものとする。

（審査会に提出がされた特定秘密の保護措置）

第２条　審査会の会長（以下「会長」という。）は、行政機関の長から審査会に提出がされた特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（１）特定秘密の提出等の記録の作成及び特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）又は通知であって、審査会の調査又は審査に支障のない範囲内でするもの

（２）審査会において特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

（３）特定秘密を利用し、又は知る者の範囲の制限

（４）審査会の事務を行う職員に対する特定秘密の保護に関する教育

（５）特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
（６）特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
（７）特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
（８）前２号に掲げるもののほか、特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第４条に規定する特定秘密文書等をいう。第10号及び第11号において同じ。）の作成、閲覧、返却、運搬、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
（９）特定秘密の保護の状況の検査
（10）特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
（11）特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該特定秘密文書等に係る特定秘密の提出をした者に対する報告、被害の発生の防止その他の措置
（12）前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして会長が定める措置

（議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置）

第３条　行政機関の長から議院若しくは委員会若しくは調査会又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、前条の規定の例によるものとする。

（会長への委任）

第４条　本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

本件は、平成27年６月17日から施行する。

附　則（令和２年５月29日）

本件は、令和２年５月29日から施行する。

○参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年６月17日参議院情報監視審査会会長決定、平成30年12月６日改正、令和２年５月29日改正）

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　特定秘密の提出等（第５条－第12条）
第３章　提出特定秘密の取扱い
第１節　提出特定秘密の保護のための環境整備（第13条－第19条）
第２節　特定秘密文書等の作成等（第20条・第21条）
第３節　特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等（第22条－第28条）
第４節　特定秘密文書等の保管等（第29条－第32条）
第５節　検査（第33条）
第６節　紛失時等の措置（第34条）
第４章　議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置（第35条）
第５章　補則（第36条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（特定秘密の保護に関する業務の管理）

第２条　参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

２　事務局長は、その管理する特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「特定秘密保護法施行令」という。）第４条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、審査会において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

３　事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員（これを「臨時代行職員」という。）を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

（職員の範囲の制限）

第３条　事務局長及び事務局の職員のうちからの審査会において特定秘密を知ることができる職員（以下「特定秘密知得職員」という。）の範囲の決定は、係単位、職名単位等その取扱いの実情に応じた方法により行い、その範囲を最小限にとどめるものとする。

２　事務局長は、前項の特定秘密知得職員の範囲を、書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

（保全教育）

第４条　事務局長は、特定秘密知得職員に対し、特定秘密を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

２　前項の教育は、特定秘密知得職員が少なくとも年１回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

３　事務局長は、新たに特定秘密知得職員となることとされる者については、あらかじめ、第１項の教育を受講させるように努めるものとする。

第２章　特定秘密の提出等

（特定秘密の提出等の記録）

第５条　事務局長は、審査会が国会法（昭和22年法律第79号）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。）の規定により調査又は審査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（以下「提出特定秘密」という。）について、提出特定秘密管理簿に、特定秘密の提出者及び提出の年月日並びに特定秘密保護法施行令第15条の規定により通知される当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日その他の必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

２　提出特定秘密管理簿は、事務局長が管理するものとする。

３　提出特定秘密管理簿の様式は、別記様式第１号のとおりとする。

４　情報の保護上、特段の必要がある提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿は、他の提出特定秘密に係る提出特定秘密管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該提出特定秘密管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

（特定秘密の表示等）

第６条　事務局長は、提出特定秘密に係る特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第３条第２項第１号により特定秘密表示（特定秘密保護法施行令第４条に規定する特定秘密表示をいう。以下同じ。）がされているものを除く。）に、特定秘密表示をするものとする。

２　特定秘密表示は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める

ところによりするものとする。

（１）特定秘密である情報を記録する文書又は図画　その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。

（２）特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

（３）特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件　その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

３　特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。

４　特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、特定秘密表示をすることを要しない。前項の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。

５　第２項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第34条第１項第３号において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、同項各号に定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。

６　前項本文の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、前項本文の規定による表示をすることを要しない。

７　第２項第１号又は第３号に定めるところにより行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的理由がある場合においては、この限りでない。

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第７条　提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第７条第１項第２号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間が満了した旨の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

（２）提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第８条　提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第８条第１号ロの規定により当該特定秘密の指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該有効期間が満了する年月日の通知があったときは、事務局長は、提出特定秘密管理簿に当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を記載し、又は記録するものとする。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、当該特定秘密の適切な保護に支障を生じないよう配慮した上で、適切な措置を講ずるものとする。

（指定の解除に伴う措置）

第９条　提出特定秘密について、行政機関の長から特定秘密保護法施行令第10条第１項第２号ロの規定により当該特定秘密の指定を解除した旨及びその年月日の通知があったときは、事務局長は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

（２）提出特定秘密管理簿に当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

２　会長は、前項の通知があった旨を周知するため、適切な措置を講ずるものとする。当該旧特定秘密文書等が特定秘密以外の秘匿すべき情報であると認められるときは、その性質に十分配慮して措置しなければならない。

（特定秘密表示の抹消）

第10条　第７条第１項第１号及び前条第１項第１号の特定秘密表示の抹消は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

（１）特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

（２）特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

（３）特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

（指定有効期間満了表示）

第11条　第７条第１項第１号の指定有効期間満了表示は、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

（１）特定秘密であった情報を記録する文書又は図画　抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

（２）特定秘密であった情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。

（３）特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件　抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

（指定解除表示）

第12条　前条の規定は、第９条第１項第１号の指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

第３章　提出特定秘密の取扱い

第１節　提出特定秘密の保護のための環境整備

（立入制限）

第13条　事務局長は、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の提出特定秘密が取り扱われる場所について、提出特定秘密を適切に保護するために必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、事務局長の許可を受けた者は、この限りでない。

２　前項の規定により立入りを禁止した場合には、事務局長は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

（機器持込制限）

第14条　事務局長は、管理区域内の必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。以下この項において同じ。）の持込み（次項及び第３項において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合において、会長の許可を受けた者が会長の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

２　前項ただし書の規定は、委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領（平成30年12月６日参議院情報監視審査会会長決定）１（２）に規定する委員等関係者（同対応要領２（２）に基づき会長が管理区域への入場を許可した者に限る。）による機器持込みについて準用する。この場合において、同項ただし書中「会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合」とあるのは、「特定秘密の提出を受けた委員会又は調査会の委員長又は調査会長の申出に基づき会長が当該委員会又は調査会の運営上特に必要と認めた場合」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定により機器持込みを禁止した場合には、事務局長は、同項の規定により指定した場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

（衛視による措置の要請）

第15条　会長は、審査会の秩序保持その他審査会の運営上必要があると認められるときは、第13条第２項及び前条第３項の措置について、衛視をして行わせるよう、議長に要請するものとする。

（特定秘密文書等の保管容器等）

第16条　特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

２　特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

３　特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19条第１項において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18条第２項及び第４項において同じ。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、

情報監視審査室から持ち出すことができない。

４　前３項の規定によることができない場合における特定秘密文書等の保管は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（提出特定秘密の保護のための施設設備）

第17条　事務局長は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

（提出特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第18条　特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、特定秘密知得職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして事務局長が認めたものにより取り扱うものとする。

２　事務局長は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。

３　前２項に規定するもののほか、特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、参議院情報セキュリティポリシーを厳格に適用し、情報の取扱いに関して適切な対応をとるものとする。

４　特定秘密知得職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等管理簿）

第19条　事務局長は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、受領、返却その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を備えるものとする。

２　事務局長は、特定秘密文書等について、提出特定秘密の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第21条及び第29条において同じ。）、作成又は受領の年月日及び返却先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

３　特定秘密文書等管理簿の様式は、別記様式第２号のとおりとする。

４　情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿は、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と分けて作成することができる。この場合において、事務局長は、当該特定秘密文書等管理簿の保管に当たっては、情報の保護のため適切な措置を講ずるものとする。

第２節　特定秘密文書等の作成等

（特定秘密文書等の作成）

第20条　特定秘密文書等の作成をするときは、作成をする特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

（登録番号の表示）

第21条　事務局長は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

（１）特定秘密である情報を記録する文書又は図画　特定秘密表示（第６条第３項の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

（２）特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録を電子計算機の映

像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第３節　特定秘密文書等の閲覧、返却、運搬等

（閲覧の承認等）

第22条　参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）第28条の規定により特定秘密文書等の閲覧（視聴を含む。以下この条において同じ。）をするときは、文書をもって会長の承認を得るものとする。

２　会長の承認を得た者が特定秘密文書等の閲覧をするときは、事務局長は、特定秘密文書等管理簿に、当該閲覧をする者から記名押印を得るなど閲覧の記録を残すものとする。

３　特定秘密文書等の閲覧は、特定秘密知得職員（当該特定秘密文書等を閲覧する者以外の特定秘密知得職員に限る。）が立ち会った上で、情報監視審査室でしなければならない。

４　特定秘密文書等の閲覧に当たっては、当該特定秘密の内容を筆記してはならない。ただし、審査会の運営上特に必要があると会長が認めたときは、この限りでない。

（返却の承認）

第23条　提出特定秘密を返却するため、行政機関の長が提出をした特定秘密文書等を当該行政機関の長に交付するときは、事務局長は、会長の承認を得るものとする。

（運搬の方法）

第24条　提出特定秘密を返却するために行う特定秘密文書等の運搬は、当該特定秘密文書等に記録し、又は化体された特定秘密に係る特定秘密知得職員の中から事務局長が指名する職員が携行することにより行うものとする。

２　前項の規定によることができないとき又は不適当であるときの運搬は、事務局長の定めるところにより行うものとする。

（返却の方法等）

第25条　提出特定秘密を返却するため、特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該特定秘密文書等の提出をした行政機関の長又はその指名した特定秘密保護法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者から記名押印を得るなど返却の記録を残すものとする。

２　受領書の様式は、別記様式第３号のとおりとする。

３　特定秘密文書等の返却は、郵送により行ってはならない。

（文書及び図画の封かん等）

第26条　提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録する文書又は図画を運搬するときは、当該文書又は図画を外部から見ることができないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密知得職員が携行する場合で事務局長が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（物件の収納等）

第27条　提出特定秘密を返却するため、特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等の接受）

第28条　封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名した特定秘密知得職員でなければ開封してはならない。

第４節　特定秘密文書等の保管等

（特定秘密文書等の保管）

第29条　特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、提出特定秘密を返却する場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

２　事務局長は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

３　特定秘密文書等保管管理簿の様式は、別記様式第４号のとおりとする。

（特定秘密文書等の取扱いの記録）

第30条　事務局長は、特定秘密文書等の取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った事務局長又は事務局の職員の氏名、年月日その他必要な事項を特定秘密文書等取扱簿に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

２　特定秘密文書等取扱簿の様式は、別記様式第５号のとおりとする。

（廃棄）

第31条　特定秘密文書等の廃棄は、事務局長又はその指名する特定秘密知得職員の立会いの下に、焼却、粉砕、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

２　行政機関の長が提出した特定秘密文書等を廃棄する場合には、会長の承認を得なければならない。

（緊急事態に際しての廃棄）

第32条　特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

２　前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

３　前項ただし書の場合においては、特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

４　第１項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

５　前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長に報告するものとする。

第５節　検査

第33条　事務局長は、特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度２回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

２　事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

３　前２項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第６節　紛失時等の措置

第34条　事務局長及び事務局の職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）特定秘密知得職員　当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を事務局長に報告すること。

（２）特定秘密知得職員以外の職員　当該事故の内容を特定秘密知得職員に報告すること。

（３）第１号の報告を受けた事務局長　当該報告の内容を会長に報告し、議長を経由して当該事故に係る特定秘密の提出をした行政機関の長に対する報告をするよう要請するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等から提供された情報であるときは、当該国際約束に定める手続をとること。

２　会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長に報告するものとする。

第４章　議院等に提出され審査会において保管する特定秘密の保護措置

第35条　行政機関の長から議院又は両議院の合同審査会（会長が参議院議員であるものに限る。）に提出され、参議院情報監視審査会規程第27条の規定により審査会において保管する特定秘密の保護については、この要綱の例に準ずるものとする。

第５章　補則

第36条　この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年６月17日から施行する。

附　則（平成30年12月６日）

本件は、平成30年12月６日から施行する。

附　則（令和２年５月29日）

本件は、令和２年５月29日から施行する。

○参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定、平成28年３月11日改正、令和２年５月29日改正）

（趣旨）

第１条　本件は、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）における会議録の作成、保存、閲覧等について必要な事項を定めるものとする。

２　審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、国会法（昭和22年法律第79号）及び参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決。以下「審査会規程」という。）に定めるもののほか、本件の定めるところによる。

（速記、校閲及び編集）

第２条　審査会の会議録（議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録を除く。以下第11条までにおいて同じ。）を作成するために行う速記、会議録原稿の校閲及び会議録の編集は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員が、情報監視審査室（以下「審査室」という。）において行わなければならない。

（会議の音声の録音）

第３条　事務局の職員は、審査会の会議録の作成に用いるため、審査会の会議の音声を録音することができる。

（発言の取消し）

第４条　審査会の会長（以下「会長」という。）は、審査会における発言中に不穏当な言辞があると思われるため、調査の上処置する旨を告げたときは、会議録原稿の調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　会長は、発言の取消しについて協議するため特に必要があると認めたときは、審査会の委員、審査会において発言した者（以下「発言者」という。）及び事務局の職員に会議録原稿を閲覧させることができる。

３　前項の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室でさせなければならない。この場合において、会長は、発言の取消しの手続をとるため特に必要があると認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記させてはならない。

４　審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、会長が取消しを命じた旨が明らかになるようにした上で、審査会の会議録の原本に掲載する。

５　前項の規定により審査会の会議録の原本に掲載された発言は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、閲覧することができない。

（発言の訂正）

第５条　発言者は、審査会規程第29条第２項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となった日の翌日の午後５時までに、会長に、発言の訂正を求めることができる。ただし、訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

２　発言者は、審査会規程第29条第２項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間に発言の訂正の手続をとるため、会議録原稿のうち自らの発言に係る部分の閲覧をするときは、文書をもって会長の許可を得なければならない。この場合において、会長は、必要があると認める場合に限り、会議録原稿の閲覧を許可するものとする。

３　前項の許可を得て行う会議録原稿の閲覧は、事務局の職員（当該会議録原稿の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。この場合において、閲覧を許可された発言者は、発言の訂正の手続をとるため必要があると会長が認めた場合を除き、会議録原稿の内容を転記してはならない。

（会議録の原本の作成）

第６条　審査会の会議録の原本の作成は、審査室において行う。

（会議録への署名）

第７条　審査会規程第29条第２項の規定による審査会の会議録への署名は、審査室において行わなければならない。

（会議録の保存等）

第８条　審査会の会議録及び会議録データ（会議録の内容を記録したデータ（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作成した記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が審査室内に保存場所を定め、良好な状態で保存しなければならない。

２　前項の規定により保存する審査会の会議録及び会議録データは、審査室の外に持ち出してはならない。

（会議録関係文書等の保管、廃棄等）

第９条　審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第３条の規定により作成された録音データは、会長が審査会の会議録の作成に必要と認める期間に限って、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、当該期間を満了したものは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

２　前項の規定により保管する審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに録音データは、審査室の外に持ち出してはならない。

（閲覧）

第10条　審査会規程第30条第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定により審査会の会議録の閲覧をしようとする者は、文書をもって会長の許可を得なければならない。

２　前項の許可を得て行う審査会の会議録の閲覧は、事務局の職員（当該会議録の閲覧をする者以外の事務局の職員に限る。）が立ち会った上で、審査室においてしなければならない。

３　第１項の許可を得た者は、審査会の運営上特に必要があると会長が認めた場合を除き、審査会の会議録の内容を転記してはならない。

（会議録の副本）

第10条の２　審査会の調査又は審査に資するため特に必要があると会長が認めるときは、審査会の会議録の原本のほか、会長が定める部数の副本を作成することができる。

２　副本には、副本である旨を表示する。

３　審査会の会議録の原本に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。第11条において同じ。）である情報が記録されている部分がある場合には、副本については、当該部分を除く措置を講じなければならない。

４　副本には、審査会規程第23条の規定により会長が取消しを命じた発言は、掲載しない。

５　副本（副本の会議録データを含む。）は、必要ないものと会長が認めたときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

（未定稿会議録）

第10条の３　審査会規程第29条第２項の規定による署名を経て審査会の会議録の閲覧が可能となるまでの間において、審査会の調査又は審査に資するため、未定稿会議録（審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の決定その他審査会の会議録の作成に必要な手続を終える前において、事務局長の確認を受けた会議録原稿をいう。以下同じ。）１部を作成する。

２　未定稿会議録には、未定稿である旨を表示する。

３　未定稿会議録の閲覧については、第４条第２項及び第５条第２項に定めるもののほか、審査会の会議録の閲覧の例による。

４　未定稿会議録（未定稿会議録のデータを含む。次項において同じ。）は、事務局長が審査室内に保管場所を定めて保管するものとし、審査会規程第29条第２項の規定による署名を経て当該未定稿会議録に係る審査会の会議録の閲覧が可能となったときは、事務局長の指名する事務局の職員が、他の事務局の職員の立会いを得て、速やかに廃棄する。

５　未定稿会議録は、審査室の外に持ち出してはならない。

（特定秘密を含む会議録等の取扱い）

第11条　審査会の会議録及び会議録データ、審査会の会議録の作成に係る文書及びデータ並びに第３条の規定により作成された録音データ（以下この条において「審査会の会議録等」という。）が行政機関の長から審査会に提出され、又は提示された特定秘密を含む特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第４条に規定する特定秘密文書等をいう。）である場合においては、審査会の会議録等の取扱いについては、本件に定めるもののほか、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件（平成27年６月17日参議院情報監視審査会決定）に定めるところによる。

（傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等）

第12条　議員その他の者の傍聴を許すものとされた審査会の会議録の作成、保存、閲覧等については、第１条第２項に定めるものを除き、委員会等の会議録の例により行うものとする。

（会長への委任）

第13条　本件の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　本件は、平成27年６月17日から施行する。

（本件施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等）

２　第８条から第13条までの規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の保存、閲覧等にも適用する。

附　則（平成28年３月11日）

（施行期日）

１　本件は、平成28年３月11日から施行する。

（本件施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等）

２　本件による改正後の参議院情報監視審査会の会議録の作成等に関する件第10条の２及び第10条の３の規定は、本件の施行前に作成された審査会の会議録の副本の作成等及び本件の施行の日において会議録の閲覧が可能となっていない審査会の未定稿会議録の作成等にも適用する。

附　則（令和２年５月29日）

本件は、令和２年５月29日から施行する。

○参議院情報監視審査会の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所の特定要領
（平成27年８月31日参議院情報監視審査会会長決定、平成28年３月11日改正）

１　参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所については、当該審査会に出席した政府側の申出（情報公開法上の不開示事由など特に秘密を要する理由を明らかにしたものに限る。）を参考にするなどし、審査会の事務局（以下「事務局」という。）が案を作成するものとする。

２　１により事務局が作成した案について、政府側に該当部分を確認させるときは、次によって行わなければならない。

（１）確認を行う政府職員は、当該審査会に出席した者その他該当部分について責任を持って判断できる者とし、確認に当たっては、書面で審査会の会長に申し出ること。

（２）会議録原稿中の該当部分の確認は、事務局の職員が立ち会った上で、情報監視審査室で行うこと。

（３）確認を行う政府職員は、確認のために必要な範囲に限って会議録原稿を確認するものとし、確認に用いた会議録原稿の内容を転記等してはならないこと。

（４）事務局は、確認を行った政府職員から署名押印を得るなど、該当部分について政府側の確認があった旨の記録を作成すること。

３　会議録の中で特に秘密を要するものとする箇所を会長において決定する旨を審査会で決議したときは、１により事務局が作成した案について、運営協議会での協議を経て、会長において決定するものとする。

４　この要領を実施するために必要な事項は、審査会の事務局長が定める。

附　則

この要領は、平成27年８月31日から実施する。

附　則（平成28年３月11日）

この要領は、平成28年３月11日から実施する。

○秘密保全の「申合せ」（平成27年６月25日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

１　会議の内容の非公表

（１）参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長（以下「会長」という。）及び審査会の委員（以下「委員」という。）は、傍聴を許さない審査会の内容について、他に漏らしてはならない。ただし、当該審査会の会議録に特に秘密を要する部分がない場合及び当該審査会の会議録のうち特に秘密を要する部分を決議したときのその他の部分についてはこの限りでない。

（２）会長及び委員は、運営協議会の協議の内容のうち秘密保全を必要とする情報について、他に漏らしてはならない。

（３）会長が会議の概要を公表するときは、（１）及び（２）に従って行わなければならない。

２　要保秘文書の取扱い

（１）要保秘文書とは、会長及び委員の取り扱う次に掲げるものをいう。

ア　審査会、運営協議会等において会長及び委員が使用した資料のうち会長が秘密保全を要するものとして指定した文書（特定秘密又は情報公開法上の不開示情報を含むものを除く。）

イ　傍聴を許さない審査会において会長及び委員がとったメモ

（２）保管等

ア　要保秘文書は、その旨を表示した上で、審査会の管理区域（以下「管理区域」という。）内の施錠可能な書棚等に保管し、管理区域から持ち出すことができない。ただし、（１）イのメモは、その旨を表示した上で、情報監視審査室内に保管し、情報監視審査室から持ち出すことができない。

イ　アの保管場所の鍵は、審査会の事務局（以下「事務局」という。）において管理し、施錠及び解錠は、事務局の職員が行う。

（３）閲覧

要保秘文書の閲覧は、事務局の職員が立ち会った上で、管理区域内（（１）イのメモにあっては、情報監視審査室内に限る。）で行わなければならない。

（４）複製・転記の禁止

要保秘文書は、会長が審査会の運営上特に必要と認めた場合を除き、複製・転記することができない。

（５）廃棄

要保秘文書の廃棄は、当該要保秘文書を使用する会長又は委員の了承を得て、審査会の事務局長が指名する事務局の職員が、当該廃棄をする者以外の事務局の職員の立会いを得て、復元又は判読が不可能な方法により、行わなければならない。

（６）指定の解除

ア　会長は、（１）アの要保秘文書に含まれる情報が公知のものとなったことその他秘密保全の必要がなくなったと認めるときは、当該要保秘文書の指定を解除するものとする。

イ　委員は、理由を示して、会長がアによって（１）アの要保秘文書の指定を解除するよう求めることができる。

３　参議院情報セキュリティポリシーの尊重

会長及び委員は、参議院情報セキュリティポリシーの趣旨を尊重して、審査会に係る情報を取り扱うものとする。

４　事案発生時の対処

（１）要保秘文書の盗難又は紛失、保管場所の事故その他２（１）ア及びイに掲げる情報の漏えいの可能性が生じたことを認めた者は、速やかにその旨を会長に報告し、会長の指示により、必要な措置を講ずる。

（２）（１）に関わらず、事態を放置すれば損害が拡大するおそれがある場合には、会長の指示を待たず、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、事務局の職員以外の者が必要な措置を講ずることを妨げない。

※　１　会長は、議長及び副議長が審査会に出席する場合には、この申合せの趣旨に沿った対応について要請するものとする。

２　会長は、参議院情報監視審査会規程第４条第２項により宣誓を行った者が審査会に出席する場合には、委員と同様にこの申合せに従うよう、求めるものとする。

○不開示情報の「申合せ」（平成27年６月３日参議院情報監視審査会運営協議会合意）

１　参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の会長及び委員は、審査会が国会法の規定に基づいて行う調査又は審査のため、行政機関が保有する特定秘密以外の情報であって行政機関の長により公表しないこととされているもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条各号に該当する情報に限る。以下「当該情報」という。）が審査会に提出され、又は提示されたときは、当該情報を他に漏らしてはならない。

２　審査会の会議録において当該情報を取り扱っている部分は、審査会において、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議することを妨げない。

３　当該情報が内容に含まれる文書等（電磁的記録を含む。）の審査会における保管は、審査会の事務局において特定秘密文書等の保管に準じて行うものとする。

○委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合の保全措置に関する申合せ（平成29年８月31日参議院議院運営委員会理事会合意）

委員会又は調査会が特定秘密の提供を受ける場合には、以下の保全措置を講ずることとする。

一、当該委員会は情報監視審査会の協力を求め、情報監視審査室を使用し、出席する職員についても情報監視審査会事務局職員が兼務することとする。

一、当該委員会室への携帯型情報通信・記録機器の持込みは禁止する。

一、当該委員会は秘密会とし、委員以外の議員の傍聴は認めないこととする。

なお、特に秘密を要する部分については、配付する会議録に掲載しない旨の決議を行うものとする。

一、当該委員会は、決議その他の適当な方法により、提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを表明するものとする。

一、当該委員会に出席する委員が特定秘密に関する情報についてメモを取ることを禁止する。また、特定秘密に関する資料については、全て回収するものとする。

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

一、当該委員会出席者の名簿を作成し、入退室を記録する。

一、上記のほか、必要に応じてその他の情報監視審査会の協力を求める等、当該委員会は追加的な保全措置を講ずることができる。

なお、当該委員会に出席する委員は、情報監視審査室の場所、仕様等について、他に漏らさないものとする。

○委員会又は調査会が情報監視審査室を使用する場合における委員等関係者への対応要領（平成30年12月６日参議院情報監視審査会会長決定）

１　総則

（１）目的

この要領は、情報監視審査室を使用して、委員会又は調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）第104条（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定により、その内容に特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）である情報を含む報告又は記録の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を受け又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条の規定により、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言若しくは特定秘密である情報を記録する書類の提出（以下「特定秘密の提出又は証言」という。）を受ける場合における、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）の管理区域（以下「管理区域」という。）に入場する委員等関係者への対応に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（２）委員等関係者

この要領において、委員等関係者とは、次に掲げる者をいう。

ア　委員会等の委員長等（委員長又は調査会長をいう。以下同じ。）及び委員

イ　国務大臣、内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人、国会法第72条（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）の規定により委員会等に出席説明をする者及び委員会等が出席を求めた政府参考人並びにこれらの者に随行する政府等の職員

ウ　委員会等が出頭を求めた証人及びその補佐人

エ　委員会等が出席を求めた参考人

オ　委員会等の事務を行う職員

カ　その他委員長等が委員会等の運営上特に出席、随行又は陪席の必要があると認めた者

２　委員長等による申請等

（１）審査会の会長（以下「会長」という。）は、委員会等の委員長等より、当該委員会等が特定秘密の提出又は証言を受けるために情報監視審査室を使用したい旨の通知を受けた場合には、あらかじめ、当該委員長等に対し、次に掲げる事項を申請するよう求めるものとする。

ア　情報監視審査室を使用する日時及びその目的

イ　情報監視審査室に入室しようとする委員等関係者に係る次に掲げる事項

（ア）１（２）アに掲げる者については、その氏名、振り仮名及び所属会派

（イ）１（２）イに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属する機関及び当該機関での役職、生年月日並びに性別

（ウ）１（２）ウ、エ及びカに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属する機関及び当該機関での役職、生年月日、性別、住所、使用している電話の番号並びに委員会等への出席又は管理区域への入場を要する理由

（エ）１（２）オに掲げる者については、その氏名、振り仮名、所属及びその所属における地位

ウ　委員会等が特定秘密の提出又は証言を受ける場合における当該特定秘密の保護のために委員会等が講ずる措置の内容

エ　審査会が講ずる特定秘密の保護措置に支障を及ぼさないために委員会等が講ずる措置の内容

（２）会長は、（１）の申請の内容より、次に掲げる要件を満たすものと認めるときは、申請の対象となる委員会等による情報監視審査室の使用及び委員等関係者の管理区域への入場を許可し、その旨を（１）の申請を行った委員長等に対して通知するものとする。

ア　（１）の申請に係る委員等関係者の情報監視審査室への入室が必要であること。

イ　委員会等が講ずる（１）エの措置が適切であること。

ウ　その他審査会の調査又は審査及び管理区域の管理に支障がないこと。

（３）会長は、（１）の申請の内容について、（２）アからウまでの要件の一部又は全部を満たさないおそれがあると認めるときは、（１）の申請を行った委員長等に対して、その旨を理由を付して通知するとともに、申請の内容を変更するよう求めるものとする。

（４）会長は、（２）の許可に基づき管理区域に入場した委員等関係者について、審査会が講ずる特定秘密の保護措置に支障を及ぼしていると認めるとき又は（２）アからウまでの要件の一部又は全部を満たさなくなったと認めるときは、当該委員等関係者の管理区域への入場に係る許可を取り消すものとする。

３　応接対応者の指定等

（１）審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）は、委員等関係者について、審査会の事務局の職員のうちから、応接に適切な職員を応接対応者として指名しなければならない。応接対応者が複数の場合には、そのうちの１名を応接責任者として指名するものとする。

（２）応接対応者は、参議院情報監視審査会ＩＣカード管理運用要領の規定により、委員等関係者に対する臨時ＩＣカードの貸与等に必要な事務を行うものとする。

４　特例

事務局長は、委員会等を開会する際の実情に応じて、この要領に規定するもののほか、必要な事項を委員等関係者に対し要請又は指示することができる。ただし、できる限り、この要領に準ずるものとする。

５　準用

委員会等の委員長等より、当該委員会等に提出され、審査会において保管されている特定秘密の閲覧、当該委員会等の会議録の作成その他これらに準ずることを目的として委員等関係者が情報監視審査室を使用したい旨の通知があった場合の対応については、この要領の例に準ずるものとする。

６　その他

この要領を実施するために必要な事項は、別に会長が定める。

附　則

この要領は、平成30年12月６日から実施する。

○委員会又は調査会が提出を受けた特定秘密の保護要綱（平成30年12月６日参議院情報監視審査会会長決定、令和２年５月29日改正）

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　委員会等提出特定秘密の取扱い
第１節　委員会等提出特定秘密文書等の保管等（第３条－第５条）
第２節　検査（第６条）
第３節　緊急事態及び紛失時等における措置（第７条・第８条）
第３章　その他（第９条－第11条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、委員会又は調査会（以下「委員会等」という。）が国会法（昭和22年法律第79号）の規定により又は委員会が議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号。以下「議院証言法」という。）の規定により審査又は調査のため提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求め、行政機関の長から提出を受けた特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第３条第１項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）（以下「委員会等提出特定秘密」という。）であって、参議院情報監視審査会規程（平成26年６月20日議決）第27条の規定に基づき情報監視審査会（以下「審査会」という。）において保管するものの保護に関して、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護に関する件を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（委員会等提出特定秘密の保護に関する業務の管理）

第２条　委員会等提出特定秘密の保護に関する業務は、審査会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて、審査会の事務局長（以下「事務局長」という。）が管理する。

２　事務局長は、その管理する委員会等提出特定秘密文書等（特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第４条に規定する特定秘密文書等をいう。）のうち、委員会等提出特定秘密に係るものをいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うものとする。

３　事務局長は、事務局長が不在であることその他の理由により前項の職務を行うことができないときに臨時にその職務を代行する職員を、審査会の事務局（以下「事務局」という。）の職員のうちから、会長の承認を得て、あらかじめ、指名することができる。

第２章　委員会等提出特定秘密の取扱い

第１節　委員会等提出特定秘密文書等の保管等

（委員会等提出特定秘密文書等の保管）

第３条　委員会等提出特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

２　委員会等提出特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該委員会等提出特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

３　委員会等提出特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。）については、その盗難、紛失等を防止するため、使用しないときには施錠可能で十分な強度を有する収納庫に収納することその他の必要な物理的措置を講ずるものとし、当該委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等（委員長又は調査会長をいう。以下同じ。）の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

４　前３項の規定にかかわらず、委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等が当該委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等の保管方法の細目について別段の決定を行った場合には当該決定に従って行うものとする。

５　前各項の規定によることができない場合における委員会等提出特定秘密文書等の保管は、会長及び当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の承認を得て事務局長の定めるところにより行うものとする。

第４条　委員会等提出特定秘密文書等は、事務局長が情報監視審査室に保管場所を定めて保管するものとし、当該委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等の申出に基づき会長が許可した場合を除き、情報監視審査室から持ち出すことができない。

２　事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、委員会等提出特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を記載し、又は記録する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

３　委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の様式は、参議院情報監視審査会における特定秘密の保護要綱（平成27年６月17日参議院情報監視審査会会長決定。次条第１項において「審査会特定秘密保護要綱」という。）第29条第２項に規定する特定秘密文書等保管管理簿（次条第２項において「審査会特定秘密文書等保管管理簿」という。）の様式に準ずるものとする。

４　前条第４項及び第５項の規定は、委員会等提出特定秘密文書等の保管場所の細目について準用する。

（委員会等提出特定秘密文書等の分別管理等）

第５条　委員会等提出特定秘密文書等の保管に当たっては、委員会等提出特定秘密の適切な保護のため、審査会特定秘密保護要綱第５条第１項に規定する提出特定秘密に係る特定秘密文書等及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密に係る委員会等提出特定秘密文書等と分別して管理するものとする。

２　前条第２項の規定により作成する委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿は、審査会特定秘密文書等保管管理簿及び他の委員会等に提出された委員会等提出特定秘密文書等に係る委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿とは別に作成し、管理するものとする。

第２節　検査

第６条　事務局長は、委員会等提出特定秘密の保護の状況について、検査を毎年度２回以上定期的に実施し、その結果を会長に報告するものとする。

２　事務局長は、前項の検査のほか、必要があると認めるときは、委員会等提出特定秘密の保護の状況を臨時に検査し、その結果を会長に報告するものとする。

３　前２項の検査においては、委員会等提出特定秘密文書等保管管理簿の記載及び記録と委員会等提出特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

４　第１項及び第２項の規定により事務局長より報告を受けた会長は、その結果を第１項及び第２項の規定に基づく検査の対象となった委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

第３節　緊急事態及び紛失時等における措置

（緊急事態に際しての廃棄）

第７条　委員会等提出特定秘密文書等の奪取その他委員会等提出特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該委員会等提出特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ事務局長の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の場合においては、委員会等提出特定秘密文書等の廃棄後、速やかにその旨を事務局長に報告するものとする。

３　第１項に規定する廃棄をした場合には、事務局長は、廃棄した委員会等提出特定秘密文書等の概要、委員会等提出特定秘密の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、会長に報告するものとする。

４　前項の報告を受けた会長は、同項に規定する事項を議長及び第１項の委員会等提出特定秘密の提出を受けた委員会等の委員長等に報告するものとする。

（紛失時等の措置）

第８条　事務局長及び事務局の職員は、委員会等提出特定秘密文書等の紛失、委員会等提出特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

（１）事務局の職員　当該事故の内容を事務局長に報告すること。

（２）事務局長　当該事故の内容を会長に報告すること。

２　会長は、事務局長に命じて、前項の事実の調査を行わせ、かつ、当該委員会等提出特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講じさせた上で、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を議長及び当該事故に関係する委員会等の委員長等に報告するものとする。

第３章　その他

（特定秘密の保護措置への支障等を防ぐための措置）

第９条　事務局長は、委員会等提出特定秘密文書等の閲覧その他の事由により審査会の管理区域に入場する者がある場合には、審査会が講ずる特定秘密の保護措置への支障を及ぼすことを防ぐため、事務局長又は事務局の職員の立会い、管理区域への入場者に対する注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　事務局長及び事務局の職員は、前章の規定により委員会等提出特定秘密の保護に関する業務（第７条及び第８条の措置を講ずる場合を除く。）を行うときには、当該委員会等提出特定秘密の漏えいを防ぐため、国会法第104条の３（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）、議院証言法第５条の５又は参議院規則第181条の３第３項において準用する同条第２項（同規則第80条の８第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該委員会等提出特定秘密を利用し、又は知ることができるものとされ、若しくは閲覧することを認められた職員の立会いその他の必要な措置が講じられていることを事前に確認するものとする。

（準用等）

第10条　この要綱の規定は、委員会等が作成した特定秘密文書等のうち会長が指定したものについて準用する。

２　委員会等がその審査又は調査において提出を受けた報告又は記録若しくは委員会等が作成した文書その他これに類するもの（特定秘密文書等を除く。）のうち、不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第５条に規定する不開示情報をいう。）を含むことその他の理由により当該委員会等の委員長等が秘密保全を要するものと認めたもので、かつ、会長が指定したもの（次項において「委員会等要管理文書等」という。）の取扱いは、委員会等提出特定秘密文書等の取扱いに準じて行うものとする。

３　前２項の会長による指定は、第１項の特定秘密文書等を作成した委員会等又は前項の委員会等要管理文書等に関係する委員会等の委員長等の申出に基づいて行うものとする。

（補則）

第11条　この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、会長が定める。ただし、委員会等提出特定秘密その他これに準ずるものの保護に鑑み必要があると認めるときは、会長と関係する委員会等の委員長等の協議を経て、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成30年12月６日から施行する。

附　則（令和２年５月29日）

本件は、令和２年５月29日から施行する。

○特定秘密の保護に関する法律（平25法108）（抄）

第１章　総則

（定義）

第２条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第４号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する機関（第５号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第２項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第１項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第８条の２の施設等機関及び同法第８条の３の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

第２章　特定秘密の指定等

（特定秘密の指定）

第３条　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第４号及び第５号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第１号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第１条第３項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第２項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

２　行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第５条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一　政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。

二　特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

３　（略）

（指定の有効期間及び解除）

第４条　行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して５年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

２　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第１項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、５年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

３　指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。

４　前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。

一　武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第１号において同じ。）

二　現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三　情報収集活動の手法又は能力

四　人的情報源に関する情報

五　暗号

六　外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七　前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

５　行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができる。

６　行政機関の長は、第４項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第８条第１項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第５条第５項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第２条第３項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

７　行政機関の長は、指定をした情報が前条第１項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（特定秘密の保護措置）

第５条　行政機関の長は、指定をしたときは、第３条第２項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

２　警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第７条第１項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

３　（略）

４　行政機関の長は、指定をした場合において、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めたときは、物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）との契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該指定をした旨を通知した上で、当該指定に係る特定秘密（第８条第１項の規定により提供するものを除く。）を保有させることができる。

５　前項の契約には、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、同項の規定により特定秘密を保有する適合事業者が指名して当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）の範囲その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について定めるものとする。

６　第４項の規定により特定秘密を保有する適合事業者は、同項の契約に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第３章　特定秘密の提供

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第６条　特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

２　前項の規定により他の行政機関に特定秘密を提供する行政機関の長は、当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

３　第１項の規定により特定秘密の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該特定秘密の取扱いの業務を行わせるものとする。

第７条　警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

２・３　（略）

第８条　特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために、適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第６条第１項の

令和７年10月３日　金曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

２・３　（略）

第９条　特定秘密を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、第６条第１項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第10条　第４条第５項、第６条から前条まで及び第18条第４項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一　特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第４号までに掲げる場合を除く。）であって、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第１項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第１条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第52条第２項（同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ　（略）

二～四　（略）

２・３　（略）

第４章　特定秘密の取扱者の制限

第11条　特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第１項又は第15条第１項の適性評価（第13条第１項（第15条第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から５年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第１項第３号又は第15条第１項第３号に掲げる者として次条第３項又は第15条第２項において読み替えて準用する次条第３項の規定による告知があった者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第１項又は第15条第１項の適性評価を受けることを要しない。

一　行政機関の長

二　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

三　内閣官房副長官

四　内閣総理大臣補佐官

五　副大臣

六　大臣政務官

七　前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第１項又は第15条第１項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

第５章　適性評価

（行政機関の長による適性評価の実施）

第12条　行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一　当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第５条第４項若しくは第８条第１項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第１項の規定による通知をした日から５年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二　当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第１項の規定による通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

２　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一　特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第３号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第４号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四　薬物の濫用及び影響に関する事項

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

３　適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一　前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二　前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三　評価対象者が第１項第３号に掲げる者であるときは、その旨

４　行政機関の長は、第２項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（適性評価の結果等の通知）

第13条　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

２～４　（略）

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第14条　評価対象者は、前条第１項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

２　行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

３　評価対象者は、第１項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（警察本部長による適性評価の実施等）

第15条　警察本部長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一　当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該警察本部長がその者について直近に実施して次項において準用する第13条第１項の規定による通知をした日から５年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二　当該都道府県警察の職員として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該警察本部長がその者について直近に実施した適性評価に係る次項において準用する第13条第１項の規定による通知があった日から５年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三　当該警察本部長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

２　前３条（第12条第１項並びに第13条第２項及び第３項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第12条第３項第３号中「第１項第３号」とあるのは、「第15条第１項第３号」と読み替えるものとする。

第６章　雑則

（特定秘密の指定等の運用基準等）

第18条　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

２　内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

３　内閣総理大臣は、毎年、第１項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

４　内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第１項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。

（国会への報告等）

第19条　政府は、毎年、前条第３項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（関係行政機関の協力）

第20条　関係行政機関の長は、特定秘密の指定、適性評価の実施その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

第７章　罰則

第23条　特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

２　第４条第５項、第９条、第10条又は第18条第４項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、５年以下の懲役に処し、又は情状により５年以下の懲役及び500万円以下の罰金に処する。第10条第１項第１号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

３　前２項の罪の未遂は、罰する。

４　過失により第１項の罪を犯した者は、２年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

５　過失により第２項の罪を犯した者は、１年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

第24条　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第２条第４項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金に処する。

２　前項の罪の未遂は、罰する。

３　前２項の規定は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用を妨げない。

第25条　第23条第１項又は前条第１項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽

動した者は、５年以下の懲役に処する。

２　第23条第２項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、３年以下の懲役に処する。

附　則

（施行後５年を経過した日の翌日以後の行政機関）

第３条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して５年を経過した日の翌日以後における第２条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して５年を経過する日までの間、次条第１項の規定により指定された特定秘密（附則第５条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第２項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。）」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第５条　次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。）第96条の２第１項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第３条第１項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の２第２項第１号の規定により付した標記又は同項第２号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第３条第２項第１号の規定によりした表示又は同項第２号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第４条第１項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

（指定及び解除の適正の確保）

第９条　政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

第10条　国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第３条、第５条－第９条関係）

（略）[1]

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平26政336）（抄）

第２章　特定秘密の指定等

第１節　特定秘密の指定

（法第３条第１項ただし書の政令で定める行政機関の長）

1　別表の概要は、資料25参照。

第２条　法第３条第１項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

（指定に関する記録の作成）

第３条　法第３条第２項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第１項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第３条第１項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

一　指定をした年月日

二　指定の有効期間及びその満了する年月日

三　指定に係る特定秘密の概要

四　指定に係る特定秘密である情報が法別表第１号イからヌまで、第２号イからホまで、第３号イからニまで又は第４号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別

五　法第３条第２項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別

六　前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

（特定秘密の表示の方法）

第４条　法第３条第２項第１号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

一　特定秘密である情報を記録する文書又は図画　別記第１様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二　特定秘密である情報を記録する電磁的記録　当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第１様式の「特定秘密」の文字及び枠を共に認識することができるようにすること。

三　特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件　別記第１様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

第２節　指定の有効期間及び解除

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第７条　行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあっては、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であった情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができ

る状態にしたときに、別記第１様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示をすること。

二　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を記載した書面の交付により当該事項を通知すること。

イ　当該指定について法第３条第２項第２号又は第５条第２項若しくは第４項の規定による通知を受けた者

ロ　法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項、第９条、第10条第１項又は第18条第４項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三　特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。

２　（略）

（指定の有効期間の延長に伴う措置）

第８条　行政機関の長は、法第４条第２項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

イ　当該指定について法第３条第２項第２号又は第５条第２項若しくは第４項の規定による通知を受けた者

ロ　法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項、第９条、第10条第１項又は第18条第４項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

二　特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日並びに法第４条第４項の内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

（指定の解除に伴う措置）

第10条　行政機関の長は、法第４条第７項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、指定解除表示をすること。

二　次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を記載した書面の交付によりこれらの事項を通知すること。

イ　当該指定について法第３条第２項第２号又は第５条第２項若しくは第４項の規定による通知を受けた者

ロ　法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項、第９条、第10条第１項又は第18条第４項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者

三　特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。

２　（略）

第３節　特定秘密の保護措置

（行政機関の長による特定秘密の保護措置）

第11条　行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一　特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

二　職員に対する特定秘密の保護に関する教育

三　特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置

四　法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定

五　特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

六　特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限

七　前２号に掲げるもののほか、特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限

八　特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第17条第８号において同じ。）の方法の制限

九　特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十　特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一　特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置

十二　前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要なものとして運用基準で定める措置

２　法第５条第１項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、当該特定秘密に関し同項各号に掲げる措置を講ずることとする。

３　（略）

第３章　特定秘密の提供

（提供の際の通知）

第15条　法第６条第１項、第７条第１項、第８条第１項、第９条、第10条又は第18条第４項後段の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知するものとする。

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定、令和元年12月10日一部変更、令和２年６月16日一部変更、令和３年６月11日一部変更）（抄）

Ⅱ　特定秘密の指定等

１　指定の要件

特定秘密保護法第３条第１項は、行政機関の長が指定する特定秘密について、以下の３つの要件を規定している。

・　当該行政機関の所掌事務に係る特定秘密保護法別表に掲げる事項に関する情報であること（以下「別表該当性」という。）。

・　公になっていない情報であること（以下「非公知性」という。）。

・　その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である情報であること（以下「特段の秘匿の必要性」という。）。

行政機関の長が指定しようとする情報が、この３つの要件を満たすか否かを判断するに当たっての基準は以下のとおりとする。

(1)　別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもの

のみを特定秘密として指定する。

【別表第１号（防衛に関する事項）】[2]

（略）

【別表第２号（外交に関する事項）】

（略）

【別表第３号（特定有害活動の防止に関する事項）】

（略）

【別表第４号（テロリズムの防止に関する事項）】

（略）

(2)　非公知性

非公知性の判断は、現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする。当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。なお、実際の判断に当たっては、当該情報の内容に応じ、これを知る必要がある者、実際にこれを知っている者、当該時点までの当該情報の管理の状態等の要素を勘案して個別具体的に行うものとする。

(3)　特段の秘匿の必要性

特段の秘匿の必要性の判断は、当該情報の漏えいにより、

・　安全保障のために我が国が実施する施策、取組等に関し、これらの計画、方針、措置その他の手の内やこれらのための我が国の能力が露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難となったりすることとなる

・　外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞る

など我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。

(4)　特に遵守すべき事項

特定秘密を指定するに当たって、行政機関の長は、以下の点を遵守しなければならない。

ア　３つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないものとすること。

イ　公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと。

ウ　国民に対する説明責任を怠ることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。

エ　特定秘密に当たる情報が出現する前であっても、特段の秘匿の必要性に照らして内容が同一であると考えられる限り、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報も、特定秘密の指定の対象となる情報である。これを前提に、特定秘密に当たる情報が出現する前に、これを特定秘密に指定する場合には、その必要性及び当該情報の出現可能性について、慎重に判断すること。

３　指定手続

(1)　（略）

(2)　行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下「指定の理由」という。）を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述（以下「対象情報の記述」という。）は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

(3)　対象情報の記述は、必要に応じ、「（○○を含む。）」、「（○○を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第３条第３号の特定秘密の概要は、例えば「平成○○年度○○計画」、「情報収集衛星により平成○○年中に入手した衛星画像情報」、「平成○○年中の○○国との間の○○に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。

(4)　特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。

(5)　特定秘密指定管理簿には、個々の特定秘密について、施行令第３条第１号から第５号までに掲げる事項、指定の整理番号及び当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を一覧できるように記載し、又は記録するものとする。同条第３号の特定秘密の概要については、特定秘密として取り扱うことを要しないよう記述するものとするとともに、特定秘密である情報の特段の秘匿に支障のない範囲内で、１(1)に定める事項の細目のいずれに該当するものであるかなど、当該特定秘密が指定の要件を満たしているか否かが判別できるよう、具体的に記述するよう努めるものとする。なお、記載し、又は記録した事項に変更があったときは、遅滞なく必要な変更を加えなければならない。

(6)　（略）

４　指定の有効期間の設定

(1)　行政機関の長は、特定秘密保護法第４条第１項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。

例えば、

・　定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあっては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間（毎年策定する計画の場合には２年等）

・　情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあっては、一般に当該技術の進展に応じた年数（３年等）

・　外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあっては、当該国の指導者の任期（４年等）

と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。

(2)　行政機関の長は、現に行われている外国の政府等との交渉の方針など、指定の有効期間を年数により設定することが困難である場合は、当該指定の有効期間を５年とした上で、指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする。

５　指定に関する関係行政機関の協力

2　別表第１号から第４号の概要は、資料25参照。

複数の行政機関が保有する文書、図画、電磁的記録又は物件に記録又は化体された情報を、そのうちの一つ又は複数の行政機関の長が特定秘密として指定する場合には、関係行政機関が協議の上、それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなどにより、当該特定秘密の保護を図るものとする。

Ⅲ　特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

１　指定の有効期間の満了及び延長

(1)　指定時又は延長時に定めた有効期間が満了する場合

行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検する。時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。指定した特定秘密について、当該指定の有効期間が満了する時において、その一部が指定の要件を満たさなくなるときは、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分については指定の有効期間を延長するものとする。

以下のアからオまでに掲げる事項に関する特定秘密（外国の政府等から提供されたものを除く。）について、当該アからオまでに掲げるときを経過した後、当該指定の有効期間を延長するときには、慎重に判断するものとする。

ア　見積り又は計画のうち、対象期間が定められているもの　当該対象期間が満了したとき

イ　情報収集活動の方法又は能力　これらのものを活用しなくなったとき

ウ　暗号　当該暗号を使用しなくなったとき

エ　防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設　これらのものを使用しなくなったとき

オ　外国の政府等との交渉が困難となるおそれのある情報　当該交渉が終了したとき

(2)・(3)　（略）

(4)　通じて30年を超えて延長する場合

特定秘密保護法第４条第４項の規定により通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣が承認するか否かの判断は、当該特定秘密が同項各号に掲げる事項に関する情報であることを基本とし、特に慎重に行うものとする。

２　指定の解除

(1)　指定の理由の点検等

ア　行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年１回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。

イ　行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に指定したにもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

(2)　指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3)　一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

(4)～(6)　（略）

３　指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報を記録する行政文書で保存期間が満了したものの取扱い

(1)　指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密

行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第８条第１項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする。

(2)　指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密

ア　行政機関の長は、通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて内閣の承認が得られなかったときは、特定秘密保護法第４条第６項の規定により、当該指定に係る情報を記録する行政文書の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管する。

イ　行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密に係る情報であって、その指定を解除し、又は指定の有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第８条に基づき、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないもの（例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書）については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。

ウ　行政機関の長は、イの行政文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録するものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとする。

Ⅴ　特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

１　内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

(1)　内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。

(2)　特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。

(3)　内閣府は、内閣官房とは別の立場から、いずれの行政機関にも偏ることなく判断することの重要性を十分に認識し、特定秘密の指定及びその解除並びに行政文書ファイル管理簿（公文書管理法第７条第１項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第５条第５項に規定する行政

文書ファイル等をいう。５(1)ア(ｴ)及び(ｵ)において同じ。）のうち特定秘密である情報を記録するもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）の管理の適正の確保に関する事務を行う。

(4)　（略）

3　特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1)　内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア　内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情報を記録する保存期間１年未満の行政文書（以下「保存期間１年未満の特定秘密文書」という。）の中に保存期間を１年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。

なお、保存期間１年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年４月１日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

イ　内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

ウ　内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

(2)　（略）

4　特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1)　通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第４条第５項、第９条、第10条若しくは第18条第４項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2)　通報の処理

ア　行政機関に対する通報

(ｱ)　取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(ｲ)・(ｳ)　（略）

(ｴ)　行政機関の長は、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないことが明らかになったときは、速やかに当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の適切な措置を講ずるものとする。

(ｵ)　（略）

(ｶ)　行政機関の長は、通報を処理したときは、その内容を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

イ　内閣府独立公文書管理監に対する通報

(ｱ)　取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(ｲ)　(ｱ)に定める通報は、ア(ｲ)において調査を行わない旨の通知又は同(ｵ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

a　ア(ｱ)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

b　ア(ｱ)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

c　個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(ｳ)　（略）

(ｴ)　通報を受理した内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、(ｲ)の通知に係る行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができる。

(ｵ)　行政機関の長は、(ｴ)による求めがあったときは、特定秘密保護法第10条第１項の規定により、内閣府独立公文書管理監に特定秘密を提供するものとする。

(ｶ)　行政機関の長は、当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないとして(ｴ)による求めに応じないときは、その理由を内閣府独立公文書管理監に疎明しなければならない。

(ｷ)　内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。

(ｸ)　行政機関の長は、(ｷ)の求めがあったときは、適切な措置を講じた上で、当該措置について内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ｹ)　（略）

(3)　通報者の保護等

ア　通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。

イ　行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者（通報者が適合事業者の従業者

である場合にあっては、当該適合事業者を含む。ウ前段において同じ。）に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない。

ウ　行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱いを行った職員があるときは、当該不利益な取扱いを取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員についても同様とする。

エ　（略）

５　特定秘密保護法第18条第２項に規定する者及び国会への報告

(1)　内閣総理大臣への報告等

ア　行政機関の長は、毎年１回、(ｱ)から(ｼ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ｱ)から(ｷ)まで及び(ｼ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

(ｱ)　当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去１年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ１(1)に規定する事項の細目ごと。(ｲ)及び(ｳ)において同じ。）

(ｲ)　過去１年に指定の有効期間の延長をした件数

(ｳ)　過去１年に指定を解除した件数

(ｴ)　特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去１年に国立公文書館等に移管した件数

(ｵ)　特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去１年に廃棄した件数

(ｶ)　過去１年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数

(ｷ)　過去１年に処理した４(2)ア(ｱ)の通報の件数

(ｸ)　過去１年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあっては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ｹ)及び(ｺ)において同じ。）

(ｹ)　過去１年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第３項の同意をしなかった件数

(ｺ)　過去１年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数

(ｻ)　過去１年に行った適性評価に関する改善事例

(ｼ)　その他参考となる事項

イ　内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。

ウ　内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ｱ)から(ｷ)まで及び(ｼ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べることができる。

エ　内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ　内閣府独立公文書管理監は、毎年１回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2)　特定秘密保護法第18条第２項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年１回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第２項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3)　国会への報告及び公表

ア　内閣総理大臣は、毎年１回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ　なお、両院に設置される情報監視審査会（以下「審査会」という。）に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

６　その他の遵守すべき事項

(1)～(3)　（略）

(4)　行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の管理等を適正かつ効果的に行うために必要な特定秘密保護法、公文書管理法及び情報公開法等に関する知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(5)　行政機関の長は、審査会の所管に属する事項に関する審査又は調査のため、審査会から必要な報告又は記録の提出を求められたときは、その充実に資するよう、特定秘密保護法、国会法（昭和22年法律第79号）その他の法令の規定に基づき適切に対応するものとする。

Ⅵ　本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、５年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平11法42）（抄）

第２章　行政文書の開示

（行政文書の開示義務）

第５条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第２項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同

じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○公文書等の管理に関する法律（平21法66）（抄）

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第２条　（略）

２　（略）

３　この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

一　独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館

二　行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

４　この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第19条を除き、以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二　特定歴史公文書等

三　政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

５　（略）

６　この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

７・８　（略）

第２章　行政文書の管理

第２節　行政文書の整理等

（整理）

第５条　行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

２　行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める行政文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

３　前項の場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

４　行政機関の長は、第１項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、延長することができる。

５　行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の

保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第７条　行政機関の長は、行政文書ファイル等の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第５条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでない。

２　（略）

（移管又は廃棄）

第８条　行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第５条第５項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

２　行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第４項、次条第３項、第10条第３項、第30条及び第31条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

３　（略）

４　内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

投票者氏名

日程第一　スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三五名

阿達　雅志君　青木　一彦君　青山　繁晴君　赤池　誠章君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　有村　治子君　井上　義行君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石井　正弘君　石田　昌宏君　石田　昌宏君　磯崎　仁彦君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　衛藤　晟一君　小川　克巳君　小野田紀美君　尾辻　秀久君　越智　俊之君　大家　敏志君　太田　房江君　岡田　直樹君　加田　裕之君　加藤　明良君　梶原　大介君　片山さつき君　神谷　政幸君　北村　経夫君　こやり隆史君　小林　一大君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　上月　良祐君　佐藤　啓君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　酒井　庸行君　櫻井　充君　山東　昭子君　清水　真人君　自見はなこ君　白坂　亜紀君　進藤金日子君　末松　信介君　田中　昌史君　高橋　克法君　高橋はるみ君　滝沢　求君　滝波　宏文君　武見　敬三君　鶴保　庸介君　友納　理緒君　中曽根弘文君　中西　祐介君　長峯　誠君　西田　昌司君　野上浩太郎君　羽生田　俊君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　馬場　成志君　橋本　聖子君　比嘉奈津美君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤川　政人君　藤木　眞也君　船橋　利実君　古川　俊治君　星　北斗君　堀井　巌君　本田　顕子君　舞立　昇治君　牧野たかお君　松川　るい君　松下　新平君　松村　祥史君　松山　政司君　三浦　靖君　三原じゅん子君　三宅　伸吾君　宮崎　雅夫君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　森　まさこ君　森屋　宏君　山崎　正昭君　山下　雄平君　山田　太郎君　山田　俊男君　山田　宏君　山谷えり子君　山本　啓介君　山本佐知子君　山本　順三君　吉井　章君　吉川ゆうみ君　和田　政宗君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　青木　愛君　石垣のりこ君　石川　大我君　石橋　通宏君　打越さく良君　小沢　雅仁君　小沼　巧君　大椿ゆうこ君　奥村　政佳君　鬼木　誠君　勝部　賢志君　川田　龍平君　木戸口英司君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　小西　洋之君　古賀　千景君　古賀　之士君　堂故　茂君　豊田　俊郎君　中田　宏君　永井　学君　西田　昌司君　羽生田　俊君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　三原じゅん子君　宮崎　雅夫君　宮本　周司君　森屋　宏君　山下　雄平君　山田　俊男君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　和田　政宗君　渡辺　猛之君　石橋　通宏君　小沢　雅仁君　大椿ゆうこ君　鬼木　誠君　川田　龍平君　岸　真紀子君　小西　洋之君　古賀　之士君　柘植　芳文君

斎藤　嘉隆君　塩村あやか君　田村　まみ君　竹詰　仁君　今井絵理子君　岩本　剛人君　松村　祥史君　松山　政司君
柴　慎一君　杉尾　秀哉君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　上野　通子君　臼井　正一君　三浦　靖君　三原じゅん子君
田島麻衣子君　田名部匡代君　浜口　誠君　浜野　喜史君　江島　潔君　衛藤　晟一君　三宅　伸吾君　宮崎　雅夫君
高木　真理君　辻元　清美君　舟山　康江君　井上　哲士君　小川　克巳君　小野田紀美君　宮沢　洋一君　宮本　周司君
徳永　エリ君　野田　国義君　伊藤　岳君　岩渕　友君　尾辻　秀久君　越智　俊之君　森　まさこ君　森屋　宏君
羽田　次郎君　広田　一君　紙　智子君　吉良よし子君　大家　敏志君　太田　房江君　山崎　正昭君　山下　雄平君
福島みずほ君　福山　哲郎君　倉林　明子君　小池　晃君　岡田　直樹君　加田　裕之君　山田　太郎君　山田　俊男君
牧山ひろえ君　三上　えり君　大門実紀史君　仁比　聡平君　加藤　明良君　梶原　大介君　山田　宏君　山谷えり子君
水岡　俊一君　水野　素子君　山下　芳生君　山添　拓君　片山さつき君　神谷　政幸君　山本　啓介君　山本佐知子君
村田　享子君　森本　真治君　大島九州男君　木村　英子君　北村　経夫君　こやり隆史君　山本　順三君　吉井　章君
森屋　隆君　横沢　高徳君　天畠　大輔君　舩後　靖彦君　小林　一大君　古賀友一郎君　吉川ゆうみ君　和田　政宗君
吉川　沙織君　秋野　公造君　山本　太郎君　伊波　洋一君　古庄　玄知君　上月　良祐君　若林　洋平君　渡辺　猛之君
伊藤　孝江君　石川　博崇君　髙良　鉄美君　梅村みずほ君　佐藤　啓君　佐藤　信秋君　青木　愛君　石垣のりこ君
上田　勇君　河野　義博君　大野　泰正君　鈴木　宗男君　佐藤　正久君　酒井　庸行君　石川　大我君　石橋　通宏君
窪田　哲也君　佐々木さやか君　寺田　静君　ながえ孝子君　櫻井　充君　山東　昭子君　打越さく良君　小沢　雅仁君
里見　隆治君　塩田　博昭君　長浜　博行君　平山佐知子君　清水　真人君　自見はなこ君　小沼　巧君　大椿ゆうこ君
下野　六太君　杉　久武君　宮口　治子君　古庄　玄知君　白坂　亜紀君　進藤金日子君　奥村　政佳君　鬼木　誠君
髙橋　次郎君　髙橋　光男君　上野　通子君　末松　信介君　田中　昌史君　勝部　賢志君　川田　龍平君
竹内　真二君　竹谷とし子君　芳賀　道也君　高橋　克法君　高橋はるみ君　木戸口英司君　岸　真紀子君
谷合　正明君　新妻　秀規君　浜田　聡君　滝沢　求君　滝波　宏文君　熊谷　裕人君　小西　洋之君
西田　実仁君　平木　大作君　神谷　宗幣君　武見　敬三君　柘植　芳文君　古賀　千景君　古賀　之士君
三浦　信祐君　宮崎　勝君　鶴保　庸介君　堂故　茂君　斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
矢倉　克夫君　安江　伸夫君　友納　理緒君　豊田　俊郎君　柴　慎一君　杉尾　秀哉君
山口那津男君　山本　博司君　中曽根弘文君　中田　宏君　田島麻衣子君　田名部匡代君
横山　信一君　若松　謙維君　中西　祐介君　永井　学君　高木　真理君　辻元　清美君
青島　健太君　浅田　均君　長峯　誠君　西田　昌司君　徳永　エリ君　野田　国義君
石井　章君　石井　苗子君　野上浩太郎君　羽生田　俊君　羽田　次郎君　広田　一君
猪瀬　直樹君　嘉田由紀子君　長谷川　岳君　長谷川英晴君　福島みずほ君　福山　哲郎君
片山　大介君　金子　道仁君　馬場　成志君　橋本　聖子君　牧山ひろえ君　三上　えり君
串田　誠一君　柴田　巧君　比嘉奈津美君　福岡　資麿君　水岡　俊一君　水野　素子君
高木かおり君　中条きよし君　藤井　一博君　藤川　政人君　村田　享子君　森本　真治君
藤巻　健史君　松沢　成文君　藤木　眞也君　船橋　利実君　森屋　隆君　横沢　高徳君
松野　明美君　柳ヶ瀬裕文君　古川　俊治君　星　北斗君　吉川　沙織君　秋野　公造君
山口　和之君　伊藤　孝恵君　堀井　巌君　本田　顕子君　伊藤　孝江君　石川　博崇君
礒﨑　哲史君　上田　清司君　舞立　昇治君　牧野たかお君　上田　勇君　河野　義博君
川合　孝典君　榛葉賀津也君　松川　るい君　松下　新平君　窪田　哲也君　佐々木さやか君

反対者氏名　三名
齊藤健一郎君　浜田　聡君　神谷　宗幣君

日程第二　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二三一名
阿達　雅志君　青木　一彦君　磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君
青山　繁晴君　赤池　誠章君　石井　正弘君　石田　昌宏君
赤松　健君　浅尾慶一郎君　石井　準一君　石井　浩郎君
朝日健太郎君　有村　治子君　井上　義行君　生稲　晃子君

里見　隆治君
下野　六太君
髙橋　次郎君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
三浦　信祐君
矢倉　克夫君
山口那津男君
横山　信一君
青島　健太君
石井　章君
猪瀬　直樹君
片山　大介君
串田　誠一君
高木かおり君
藤巻　健史君
松野　明美君
山口　和之君
礒﨑　哲史君
川合　孝典君
田村　まみ君
堂込麻紀子君
浜口　誠君
舟山　康江君
伊藤　岳君
紙　智子君
倉林　明子君
大門実紀史君
山下　芳生君
齊藤健一郎君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
寺田　静君
長浜　博行君
宮口　治子君

塩田　博昭君
杉　久武君
高橋　光男君
竹谷とし子君
新妻　秀規君
平木　大作君
宮崎　勝君
安江　伸夫君
山本　博司君
若松　謙維君
浅田　均君
石井　苗子君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
柴田　巧君
中条きよし君
松沢　成文君
柳ヶ瀬裕文君
伊藤　孝恵君
上田　清司君
榛葉賀津也君
竹詰　仁君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
井上　哲士君
岩渕　友君
吉良よし子君
小池　晃君
仁比　聡平君
山添　拓君
浜田　聡君
大野　泰正君
鈴木　宗男君
ながえ孝子君
平山佐知子君

反対者氏名

六名

大島九州男君
天畠　大輔君
山本　太郎君

木村　英子君
舩後　靖彦君
髙良　鉄美君

日程第三　信託業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

一八九名

阿達　雅志君
青山　繁晴君
赤松　健君
朝日健太郎君
井上　義行君
石井　準一君
石井　正弘君
磯﨑　仁彦君
今井絵理子君
上野　通子君
江島　潔君
小川　克巳君
尾辻　秀久君
大家　敏志君
岡田　直樹君
加藤　明良君
片山さつき君
北村　経夫君
小林　一大君
古庄　玄知君
佐藤　啓君
佐藤　正久君
櫻井　充君
清水　真人君
白坂　亜紀君
末松　信介君
高橋　克法君
滝沢　求君
武見　敬三君

青木　一彦君
赤池　誠章君
浅尾慶一郎君
有村　治子君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
石田　昌宏君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
臼井　正一君
衛藤　晟一君
小野田紀美君
越智　俊之君
太田　房江君
加田　裕之君
梶原　大介君
神谷　政幸君
こやり隆史君
古賀友一郎君
上月　良祐君
佐藤　信秋君
酒井　庸行君
山東　昭子君
自見はなこ君
進藤金日子君
田中　昌史君
髙橋はるみ君
滝波　宏文君
柘植　芳文君

鶴保　庸介君
友納　理緒君
中曽根弘文君
中西　祐介君
長峯　誠君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
比嘉奈津美君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三浦　靖君
三宅　伸君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
山崎　正昭君
山田　太郎君
山田　宏君
山本　順三君
吉川ゆうみ君
若林　洋平君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
佐々木さやか君
塩田　博昭君
杉　久武君
高橋　光男君
竹谷とし子君
新妻　秀規君
平木　大作君

堂故　茂君
豊田　俊郎君
中田　宏君
永井　学君
西田　昌司君
羽生田　俊君
長谷川英晴君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
三原じゅん子君
宮崎　雅夫君
宮本　周司君
森屋　宏君
山下　雄平君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　章君
和田　政宗君
渡辺　猛之君
伊藤　孝江君
上田　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
下野　六太君
髙橋　次郎君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
三浦　信祐君

宮崎　勝君
安江　伸夫君
山本　博司君
若松　謙維君
浅田　均君
石井　章君
猪瀬　直樹君
嘉田由紀子君
片山　大介君
串田　誠一君
高木かおり君
藤巻　健史君
松野　明美君
山口　和之君
礒﨑　哲史君
川合　孝典君
田村　まみ君
堂込麻紀子君
浜口　誠君
舟山　康江君
伊藤　岳君
紙　智子君
倉林　明子君
大門実紀史君
山下　芳生君
大島九州男君
天畠　大輔君
山本　太郎君
浜田　聡君
鈴木　宗男君

反対者氏名

四八名

青木　愛君
石川　大我君
打越さく良君
小沼　巧君
奥村　政佳君
勝部　賢志君

矢倉　克夫君
山口那津男君
横山　信一君
青島　健太君
石井　章君
猪瀬　直樹君
片山　大介君
串田　誠一君
高木かおり君
藤巻　健史君
松野　明美君
山口　和之君
礒﨑　哲史君
川合　孝典君
田村　まみ君
堂込麻紀子君
浜口　誠君
舟山　康江君
伊藤　岳君
紙　智子君
倉林　明子君
大門実紀史君
山下　芳生君
大島九州男君
天畠　大輔君
山本　太郎君
浜田　聡君
鈴木　宗男君

石垣のりこ君
石橋　通宏君
小沢　雅仁君
大椿ゆうこ君
鬼木　誠君
川田　龍平君

木戸口英司君　岸　真紀子君
熊谷　裕人君　小西　洋之君
古賀　千景君　古賀　之士君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
柴　慎一君　杉尾　秀哉君
田島麻衣子君　田名部匡代君
高木　真理君　辻元　清美君
徳永　エリ君　野田　国義君
羽田　次郎君　広田　一君
福島みずほ君　福山　哲郎君
牧山ひろえ君　三上　えり君
水岡　俊一君　水野　素子君
村田　享子君　森本　真治君
森屋　隆君　横沢　高徳君
吉川　沙織君　伊波　洋一君
梅村みずほ君　神谷　宗幣君
寺田　静君　ながえ孝子君
長浜　博行君　宮口　治子君

日程第四　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三〇名

阿達　雅志君　青木　一彦君
青山　繁晴君　赤池　誠章君
赤松　健君　浅尾慶一郎君
朝日健太郎君　有村　治子君
井上　義行君　生稲　晃子君
石井　準一君　石井　浩郎君
石井　正弘君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君
今井絵理子君　岩本　剛人君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　衛藤　晟一君
小川　克巳君　小野田紀美君
尾辻　秀久君　越智　俊之君
大家　敏志君　太田　房江君
岡田　直樹君　加藤　明良君
片山さつき君　北村　経夫君
小林　一大君　古庄　玄知君
佐藤　啓君　佐藤　正久君
櫻井　充君　清水　真人君
白坂　亜紀君　末松　信介君
高橋　克法君　滝沢　求君
武見　敬三君　鶴保　庸介君
友納　理緒君　中曽根弘文君
中西　祐介君　長峯　誠君
野上浩太郎君　長谷川　岳君
馬場　成志君　比嘉奈津美君
藤井　一博君　藤木　眞也君
古川　俊治君　堀井　巌君
舞立　昇治君　松川　るい君
松村　祥史君　三浦　靖君
宮崎　雅夫君　宮本　周司君
森屋　宏君　山下　雄平君
加田　裕之君　梶原　大介君
神谷　政幸君　こやり隆史君
古賀友一郎君　上月　良祐君
佐藤　信秋君　酒井　庸行君
山東　昭子君　自見はなこ君
進藤金日子君　田中　昌史君
高橋はるみ君　滝波　宏文君
柘植　芳文君　堂故　茂君
豊田　俊郎君　中田　宏君
永井　学君　西田　昌司君
羽生田　俊君　長谷川英晴君
橋本　聖子君　福岡　資麿君
藤川　政人君　船橋　利実君
星　北斗君　本田　顕子君
牧野たかお君　松下　新平君
松山　政司君　三宅　伸吾君
宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　正昭君　山田　太郎君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本佐知子君　吉井　章君
吉川ゆうみ君　和田　政宗君
渡辺　猛之君　石垣のりこ君
石橋　通宏君　小沢　雅仁君
大椿ゆうこ君　鬼木　誠君
川田　龍平君　岸　真紀子君
小西　洋之君　古賀　之士君
塩村あやか君　杉尾　秀哉君
田名部匡代君　辻元　清美君
野田　国義君　広田　一君
福島みずほ君　福山　哲郎君
水岡　俊一君　三上　えり君
水野　素子君　森本　真治君
横沢　高徳君　秋野　公造君
石川　博崇君　河野　義博君
佐々木さやか君　塩田　博昭君
杉　久武君　高橋　光男君
竹谷とし子君　新妻　秀規君
平木　大作君　山田　宏君
山本　啓介君　山本　順三君
若林　洋平君　青木　愛君
石垣のりこ君　石川　大我君
打越さく良君　小沼　巧君
奥村　政佳君　勝部　賢志君
木戸口英司君　熊谷　裕人君
古賀　千景君　斎藤　嘉隆君
柴　慎一君　竹詰　仁君
田島麻衣子君　高木　真理君
徳永　エリ君　羽田　次郎君
福島みずほ君　牧山ひろえ君
水岡　俊一君　村田　享子君
森屋　隆君　吉川　沙織君
伊藤　孝江君　上田　勇君
里見　隆治君　下野　六太君
髙橋　次郎君　竹内　真二君
谷合　正明君　西田　実仁君
三浦　信祐君　宮崎　勝君
安江　伸夫君　山本　博司君
若松　謙維君　浅田　均君
石井　章君　猪瀬　直樹君
片山　大介君　串田　誠一君
高木かおり君　藤巻　健史君
松野　明美君　山口　和之君
礒﨑　哲史君　川合　孝典君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
伊藤　孝恵君　上田　清司君
榛葉賀津也君　柳ヶ瀬裕文君
山口那津男君　横山　信一君
青島　健太君　石井　章君
猪瀬　直樹君　片山　大介君
串田　誠一君　高木かおり君
藤巻　健史君　松野　明美君
山口　和之君　礒﨑　哲史君
川合　孝典君　田村　まみ君
堂込麻紀子君　梅村みずほ君
神谷　宗幣君　寺田　静君
長浜　博行君　宮口　治子君

反対者氏名　七名

大島九州男君　木村　英子君
天畠　大輔君　舩後　靖彦君
山本　太郎君　齊藤健一郎君
浜田　聡君

日程第五　手話に関する施策の推進に関する法律案（内閣委員長提出）

賛成者氏名　二三六名

阿達　雅志君　青木　一彦君　青山　繁晴君　赤池　誠章君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　有村　治子君　井上　義行君　生稲　晃子君　石井　準一君　石井　浩郎君　石井　正弘君　石田　昌宏君　猪口　邦子君　磯﨑　仁彦君　今井絵理子君　岩本　剛人君　上野　通子君　臼井　正一君　江島　潔君　衛藤　晟一君　小川　克巳君　小野田紀美君　尾辻　秀久君　越智　俊之君　大家　敏志君　太田　房江君　岡田　直樹君　加田　裕之君　加藤　明良君　梶原　大介君　片山さつき君　神谷　政幸君　北村　経夫君　こやり隆史君　小林　一大君　古賀友一郎君　古庄　玄知君　上月　良祐君　佐藤　啓君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　酒井　庸行君　櫻井　充君　山東　昭子君　清水　真人君　自見はなこ君　白坂　亜紀君　進藤金日子君　末松　信介君　田中　昌史君　高橋　克法君　高橋はるみ君　滝沢　求君　滝波　宏文君　武見　敬三君　柘植　芳文君　鶴保　庸介君　堂故　茂君　友納　理緒君　豊田　俊郎君　中曽根弘文君　中田　宏君　中西　祐介君　永井　学君　長峯　誠君　野上浩太郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　比嘉奈津美君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三浦　靖君　宮崎　雅夫君　宮本　周司君　森屋　宏君　山下　雄平君　山田　俊男君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　和田　政宗君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　小沢　雅仁君　大椿ゆうこ君　鬼木　誠君　川田　龍平君　岸　真紀子君　小西　洋之君　古賀　之士君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田名部匡代君　辻元　清美君　西田　昌司君　羽生田　俊君　長谷川英晴君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　三宅　伸吾君　宮沢　洋一君　森　まさこ君　山崎　正昭君　山田　太郎君　山田　宏君　山本　啓介君　山本　順三君　吉川ゆうみ君　若林　洋平君　青木　愛君　石川　大我君　打越さく良君　小沼　巧君　奥村　政佳君　勝部　賢志君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　田島麻衣子君　高木　真理君　徳永　エリ君　野田　国義君　広田　一君　福山　哲郎君　三上　えり君　水野　素子君　森本　真治君　横沢　高徳君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　上田　勇君　窪田　哲也君　佐々木さやか君　里見　隆治君　塩田　博昭君　杉　久武君　高橋　光男君　竹谷とし子君　新妻　秀規君　平木　大作君　宮崎　勝君　安江　伸夫君　山本　博司君　若松　謙維君　浅田　均君　石井　苗子君　嘉田由紀子君　串田　誠一君　高木かおり君　藤巻　健史君　松野　明美君　山口　和之君　礒﨑　哲史君　川合　孝典君　田村　まみ君　堂込麻紀子君　浜口　誠君　舟山　康江君　伊藤　岳君　羽田　次郎君　福島みずほ君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　村田　享子君　森屋　隆君　吉川　沙織君　伊藤　孝江君　上田　勇君　河野　義博君　里見　隆治君　下野　六太君　高橋　次郎君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　三浦　信祐君　矢倉　克夫君　山口那津男君　横山　信一君　青島　健太君　石井　章君　猪瀬　直樹君　金子　道仁君　柴田　巧君　中条きよし君　松沢　成文君　柳ヶ瀬裕文君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　榛葉賀津也君　竹詰　仁君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　井上　哲士君　岩渕　友君

反対者氏名

〇名

紙　智子君　吉良よし子君　倉林　明子君　小池　晃君　大門実紀史君　仁比　聡平君　山下　芳生君　山添　拓君　大島九州男君　木村　英子君　天畠　大輔君　舩後　靖彦君　山本　太郎君　伊波　洋一君　髙良　鉄美君　齊藤健一郎君　浜田　聡君　梅村みずほ君　大野　泰正君　神谷　宗幣君　鈴木　宗男君　寺田　静君　ながえ孝子君　長浜　博行君　平山佐知子君　宮口　治子君

日程第六　環境影響評価法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一八名

阿達　雅志君　青木　一彦君　青山　繁晴君　赤池　誠章君　赤松　健君　有村　治子君　生稲　晃子君　石井　浩郎君　石井　正弘君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　上野　通子君　臼井　正一君　衛藤　晟一君　小川　克巳君　小野田紀美君　尾辻　秀久君　越智　俊之君　大家　敏志君　太田　房江君　岡田　直樹君　加田　裕之君　梶原　大介君　片山さつき君　神谷　政幸君　井上　義行君　石井　準一君　加藤　明良君　北村　経夫君　朝日健太郎君　赤池　誠章君　青木　一彦君　江島　潔君

こやり隆史君　古賀友一郎君　上月　良祐君　佐藤　信秋君　酒井　庸行君　山東　昭子君　自見はなこ君　進藤金日子君　田中　昌史君　高橋はるみ君　滝波　宏文君　柘植　芳文君　堂故　茂君　豊田　俊郎君　中田　宏君　永井　学君　西田　昌司君　羽生田　俊君　長谷川英晴君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　三原じゅん子君　宮崎　雅夫君　宮本　周司君　森屋　宏君　山下　雄平君　山田　俊男君　山谷えり子君

小林　一大君　古庄　玄知君　佐藤　啓君　佐藤　正久君　櫻井　充君　清水　真人君　白坂　亜紀君　末松　信介君　高橋　克法君　滝沢　求君　武見　敬三君　鶴保　庸介君　友納　理緒君　中曽根弘文君　中西　祐介君　長峯　誠君　野上浩太郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　比嘉奈津美君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三浦　靖君　三宅　伸吾君　宮沢　洋一君　森　まさこ君　山崎　正昭君　山田　太郎君　山田　宏君　山本　啓介君

山本佐知子君　吉井　章君　和田　政宗君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　小沢　雅仁君　大椿ゆうこ君　鬼木　誠君　川田　龍平君　岸　真紀子君　小西　洋之君　古賀　之士君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田名部匡代君　辻元　清美君　野田　国義君　広田　一君　福山　哲郎君　三上　えり君　水野　素子君　森本　真治君　横沢　高徳君　石川　博崇君　河野　義博君　佐々木さやか君　塩田　博昭君　杉　久武君　高橋　光男君　竹谷とし子君　新妻　秀規君　平木　大作君　宮崎　勝君

山本　順三君　吉川ゆうみ君　若林　洋平君　青木　愛君　石川　大我君　打越さく良君　小沼　巧君　奥村　政佳君　勝部　賢志君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　田島麻衣子君　高木　真理君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福島みずほ君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　村田　享子君　森屋　隆君　吉川　沙織君　伊藤　孝江君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　下野　六太君　髙橋　次郎君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　三浦　信祐君　矢倉　克夫君

安江　伸夫君　山本　博司君　若松　謙維君　浅田　均君　石井　苗子君　嘉田由紀子君　金子　道仁君　柴田　巧君　中条きよし君　松沢　成文君　柳ヶ瀬裕文君　伊藤　孝恵君　上田　清司君　榛葉賀津也君　竹詰　仁君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　齊藤健一郎君　梅村みずほ君　鈴木　宗男君　ながえ孝子君　平山佐知子君

山口那津男君　横山　信一君　青島　健太君　石井　章君　猪瀬　直樹君　片山　大介君　串田　誠一君　高木かおり君　藤巻　健史君　松野　明美君　山口　和之君　礒﨑　哲史君　川合　孝典君　田村　まみ君　堂込麻紀子君　浜口　誠君　舟山　康江君　浜田　聡君　大野　泰正君　寺田　静君　長浜　博行君　宮口　治子君

日程第七　社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一八三名

阿達　雅志君　青木　一彦君　青山　繁晴君　赤池　誠章君　赤松　健君　浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　有村　治子君　井上　義行君　生稲　晃子君　石井　浩郎君　石井　準一君　石井　正弘君　石田　昌宏君　磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君　今井絵理子君　岩本　剛人君　臼井　正一君　上野　通子君　江島　潔君　衛藤　晟一君　小川　克巳君　小野田紀美君　越智　俊之君　尾辻　秀久君　大家　敏志君　太田　房江君　岡田　直樹君　加藤　明良君　片山さつき君　北村　経夫君　小林　一大君　古庄　玄知君　上月　良祐君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　酒井　庸行君　櫻井　充君　清水　真人君　白坂　亜紀君　末松　信介君　高橋　克法君　滝沢　求君　武見　敬三君　鶴保　庸介君　堂故　茂君　豊田　俊郎君　友納　理緒君　山本佐知子君　吉井　章君　和田　政宗君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　石橋　通宏君　小沢　雅仁君　大椿ゆうこ君　鬼木　誠君　川田　龍平君　岸　真紀子君　小西　洋之君　古賀　之士君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田名部匡代君　辻元　清美君　野田　国義君　広田　一君　福山　哲郎君　三上　えり君　水野　素子君　森本　真治君　横沢　高徳君　石川　博崇君　河野　義博君　佐々木さやか君　塩田　博昭君　杉　久武君　高橋　光男君　竹谷とし子君　新妻　秀規君　平木　大作君　宮崎　勝君　山本　順三君　吉川ゆうみ君　若林　洋平君　青木　愛君　石川　大我君　打越さく良君　小沼　巧君　奥村　政佳君　勝部　賢志君　木戸口英司君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　田島麻衣子君　高木　真理君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福島みずほ君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　村田　享子君　森屋　隆君　吉川　沙織君　伊藤　孝江君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　下野　六太君　髙橋　次郎君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　三浦　信祐君　矢倉　克夫君

反対者氏名　一九名

井上　哲士君　岩渕　友君　吉良よし子君　小池　晃君　仁比　聡平君　山添　拓君　木村　英子君　舩後　靖彦君　伊波　洋一君　神谷　宗幣君　伊藤　岳君　紙　智子君　倉林　明子君　大門実紀史君　山下　芳生君　大島九州男君　天畠　大輔君　山本　太郎君　髙良　鉄美君

中曽根弘文君
中西　祐介君
長峯　　誠君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
比嘉奈津美君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
三原じゅん子君
宮崎　雅夫君
宮本　周司君
森屋　　宏君
山下　雄平君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　　章君
和田　政宗君
渡辺　猛之君
石垣のりこ君
石橋　通宏君
小沢　雅仁君
大椿ゆうこ君
鬼木　　誠君
川田　龍平君
岸　　真紀子君
小西　洋之君
古賀　之士君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君

中田　　宏君
永井　　学君
西田　昌司君
羽生田　俊君
長谷川英晴君
橋本　聖子君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三浦　　靖君
三宅　伸吾君
宮沢　洋一君
森　　まさこ君
山崎　正昭君
山田　太郎君
山田　　宏君
山本　啓介君
山本　順三君
吉川ゆうみ君
若林　洋平君
青木　　愛君
石川　大我君
打越さく良君
小沼　　巧君
奥村　政佳君
勝部　賢志君
木戸口英司君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
斎藤　嘉隆君
柴　　愼一君
田島麻衣子君

田名部匡代君
辻元　清美君
野田　国義君
広田　　一君
福山　哲郎君
三上　えり君
水野　素子君
森本　真治君
横沢　高徳君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
佐々木さやか君
塩田　博昭君
杉　　久武君
高橋　光男君
竹谷とし子君
新妻　秀規君
平木　大作君
宮崎　　勝君
安江　伸夫君
山本　博司君
若松　謙維君
鈴木　宗男君
平山佐知子君

高木　真理君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福島みずほ君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
村田　享子君
森屋　　隆君
吉川　沙織君
伊藤　孝江君
上田　　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
下野　六太君
髙橋　次郎君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
三浦　信祐君
矢倉　克夫君
山口那津男君
横山　信一君
大野　泰正君
長浜　博行君

反対者氏名

五一名

青島　健太君
石井　　章君
猪瀬　直樹君
金子　道仁君
柴田　　巧君
中条きよし君
松沢　成文君
柳ヶ瀬裕文君
伊藤　孝恵君

浅田　　均君
石井　苗子君
嘉田由紀子君
串田　誠一君
高木かおり君
藤巻　健史君
松野　明美君
山口　和之君
礒﨑　哲史君

上田　清司君
榛葉賀津也君
竹詰　　仁君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
井上　哲士君
岩渕　　友君
吉良よし子君
小池　　晃君
仁比　聡平君
山添　　拓君
木村　英子君
舩後　靖彦君
齊藤健一郎君
梅村みずほ君
寺田　　静君
宮口　治子君

川合　孝典君
田村　まみ君
堂込麻紀子君
浜口　　誠君
舟山　康江君
伊藤　　岳君
紙　　智子君
倉林　明子君
大門実紀史君
山下　芳生君
大島九州男君
天畠　大輔君
山本　太郎君
浜田　　聡君
神谷　宗幣君
ながえ孝子君